太地町地域防災計画

令和５年３月

太地町防災会議

第１編　総　則

第１章　目　　的 ・・・

第１９章　農林水産関係災害予防計画 ・・・

第９節　り災者救出計画・・・

第１節　ボランティア受入計画・・・

第５章　保健衛生計画 ····· 4-105
第１節　防疫計画 ····· 4-105
第２節　清掃計画 ····· 4-109
第３節　食品衛生計画 ····· 4-112
第４節　保健師活動計画 ····· 4-113
第５節　精神保健福祉対策計画 ····· 4-114
第６節　動物保護管理計画（県環境生活部） ····· 4-116
第６章　公共土木施設等災害応急対策計画 ····· 4-117
第７章　水産関係災害応急対策計画 ····· 4-118
第８章　事故災害応急対策計画 ····· 4-120
第１節　海上災害応急対策計画 ····· 4-120
第２節　鉄道施設災害応急対策計画 ····· 4-127
第３節　道路災害応急対策計画 ····· 4-129
第９章　在港船舶対策計画 ····· 4-131
第１０章　危険物等災害応急対策計画 ····· 4-132
第１節　危険物施設災害応急対策計画 ····· 4-132
第２節　高圧ガス災害応急対策計画 ····· 4-134
第３節　危険物、高圧ガス等輸送車両災害応急対策計画 ····· 4-136
第４節　有害物質流出等災害応急計画 ····· 4-137
第１１章　公共的施設災害応急対策計画 ····· 4-138
第１節　上水道施設災害応急計画 ····· 4-138
第２節　下水道施設災害応急対策計画 ····· 4-140
第３節　公衆電気通信施設災害応急対策計画 ····· 4-141
第４節　電力施設災害応急対策計画 ····· 4-143
第１２章　文教対策計画 ····· 4-146
第１節　こども園及び小・中学校の計画 ····· 4-146
第２節　学校給食関係の計画 ····· 4-148
第３節　社会教育施設関係の計画 ····· 4-149
第４節　学用品支給計画 ····· 4-150
第１３章　災害警備計画 ····· 4-152
第１４章　災害対策要員の計画 ····· 4-154
第１節　ボランティア受入計画 ····· 4-154
第２節　対策要員雇用計画 ····· 4-157
第１５章　交通輸送計画 ····· 4-159
第１節　道路交通の応急対策計画 ····· 4-159
第２節　船舶交通の応急対策計画 ····· 4-164
第３節　輸送計画 ····· 4-166
第１６章　自衛隊派遣要請等の計画 ····· 4-169
第１７章　県防災ヘリコプター等活用計画 ····· 4-172
第１８章　相互応援計画 ····· 4-174
第１９章　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定 ····· 4-177

第２０章　東海地震の警戒宣言に伴う対応 ・・4-178

第５編　災害復旧・復興計画

第１章　施設災害復旧事業計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１編　総則

第１章　目　　的

太地町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び太地町防災会議条例に基づき、太地町の地域に係る災害対策に関し、県、町、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の有する機能を有効に発揮して、町域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第１節　計画の性格

１．太地町地域防災計画は、防災関係機関が処置しなければならない町の防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、総則、災害予防計画、風水害災害応急対策計画、地震津波災害応急対策計画、災害復旧・復興計画、南海トラフ地震防災対策推進計画、及び資料編から構成する。各編で整理する内容は、次のとおりである。

総　　則	計画の目的を明らかにし、町及び防災関係各機関の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。又、町域の災害特性と防災対策の推進方向を示すものである。
災害予防計画	災害の発生を未然に防止するために行う事務、又は業務についての計画で、防災施設の新設又は改良、防災意識の啓発、防災知識の普及等に関する事項について定めるものである。
風水害災害応急対策計画	風水害、土砂災害、危険物災害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎょし又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものである。
地震津波災害応急対策計画	地震が発生した場合に地震災害、津波災害の発生を防ぎょし又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、災害情報の伝達・収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものである。
災害復旧・復興計画	災害の発生後被災した諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画であり、復興の基本方針について定める。
南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。
資　料　遍	各対策の実施に必要な資料・法令・様式等を収録する。

２．太地町地域防災計画の策定、運営にあたっては、防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「和歌山県水防計画」とも整合を図るものとする。

３．この計画は、風水害等災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。

４．災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等県民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第２節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期間（緊急を要するものにはその都度）までに計画修正案を防災会議に提出するものとする。

また、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、内閣府や中央防災会議、県地域防災計画等による防災関係の方針策定や法律の制定に合わせて、本町の地域防災計画も随時、見直し、追加等を行う。

第３節　用　　語

１．この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 基　本　法　・・・・・・・・・・ 災害対策基本法
(2) 救　助　法　・・・・・・・・・・ 災害救助法
(3) 防 災 会 議　・・・・・・・・・・ 太地町防災会議
(4) 本　計　画　・・・・・・・・・・ 太地町地域防災計画
(5) 本　部（長）・・・・・・・・・・ 太地町災害対策本部（長）
(6) 県 防 災 会 議　・・・・・・・・・・ 和歌山県防災会議
(7) 県　計　画　・・・・・・・・・・ 和歌山県地域防災計画
(8) 県 本 部（長）・・・・・・・・・・ 和歌山県災害対策本部（長）
(9) 東牟婁支部（長）・・・・・・・・・・ 和歌山県災害対策本部の東牟婁支部（長）

２．本計画に定めた以外に、必要とする事項が生じた場合には、県計画を準用する。

３．その他の用語については、基本法の例による。

この計画において組織名称等は、本部設置の如何にかかわらず、それぞれ次のとおり読み換えるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本　部	太地町役場
本部長	太地町長
本部各班	太地町役場各課
県本部	和歌山県危機管理局災害対策課
県本部長	和歌山県知事
東牟婁支部	東牟婁振興局

第２章　太地町の概要

第１節　自然的条件

１．位　　置

本町は、紀伊半島の最南端、北緯 33.35 度・統計 135.57 度に位置し、町域西部を那智勝浦町・東部は熊野灘に面する東西 3.3km、南北 2.8km、町域面積 5.81km2 の半島形の町である。

主要都市との位置関係では、新宮市が北方約 20km にあり、ＪＲ紀勢本線と国道 42 号で結ばれている。

■　位置図

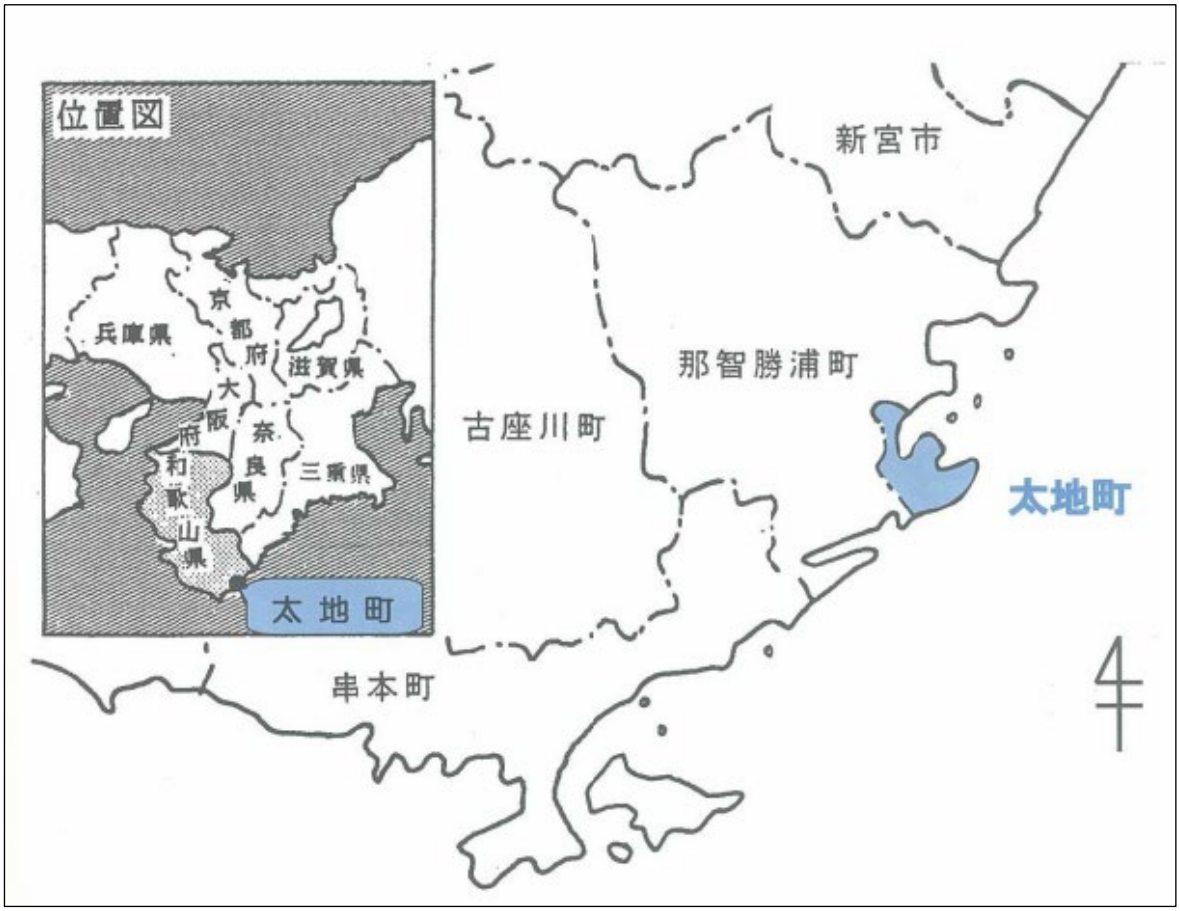

２．地　形・地　質

太地町は、吉野熊野国立公園の中央部に位置し、海岸線は、リアス式海岸となっている。

町内では、標高 120m台を最高とする起伏量 100m～200m前後を示す中起伏丘陵が形成されている。この丘陵地は、海岸線及び低地との間に 40°以上の岸壁やがけなどの極急傾斜地がみられるほか、大部分は 20°～30°未満、30°～40°未満の傾斜地が分布しており、一部に 15°～20°未満の区域が分布している。

海岸沿いに形成された海成段丘は、平見地区に比較的まとまった段丘面と段丘崖が形成されている。さらに太地港の背後には砂州が発達し、海岸沿いの低地には浜及び汀線に沿った磯が発達している。また、河川沿いなどに谷底平野やごく一部に三角州がみられる。

一方、町の社会経済の発展・文化の向上等を進めてきた中で、土地利用の変化のため、海域埋立てや丘陵地及び台地などの人工改変地がみられる。

３．気　候

本州の最南端に域に属して南国特有の温暖湿潤の気候となっている。冬季には平均気温でも 10℃を少し下回る程度と、ほとんど降雪をみない温暖な日が続き、夏季には湿った南風を受けて比較的雨が多く、特に沖を流れる暖流黒潮の影響を大きく受ける典型的な太平洋気候となっている。

■　過去 30 年の平均値による月別降水量と気温（1991-2020 ：地点（新宮））

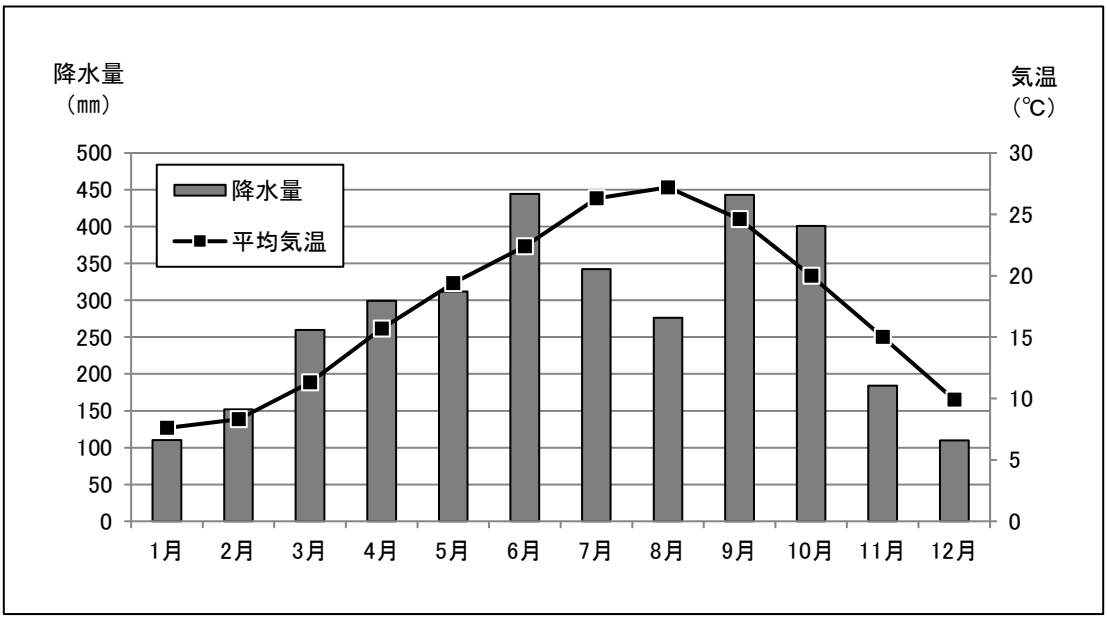

（気象庁：過去の気象データ）

第２節　社会条件

１．人口・世帯

本町の人口は令和 2 年の国勢調査では 2,791 人で、平成 12 年以降の人口推移をみると減少傾向にある。一方、世帯数は 1,315 世帯で微減傾向を示し、世帯人員は 2.12 人で核家族化が進んでいる。5 歳階級別人口では、年少人口 7.2%、生産年齢人口 47.9%、老齢人口 44.9%となっており、特に 0～4 歳代の年齢層が少なくなっている。老齢人口は和歌山県（33.4%）と比べても高めであり、高齢社会となっている。

■　人口・世帯の推移

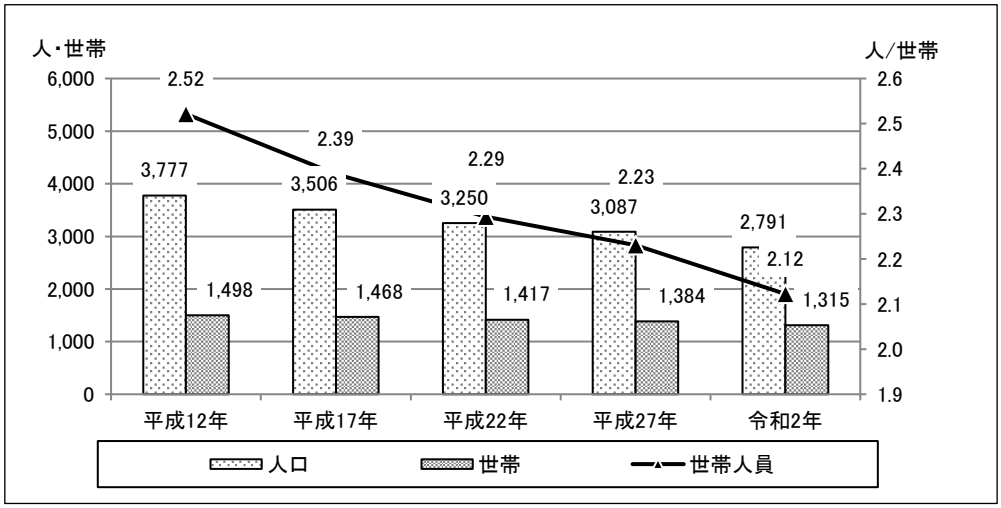

（資料：国勢調査）

■　5 歳階級別人口

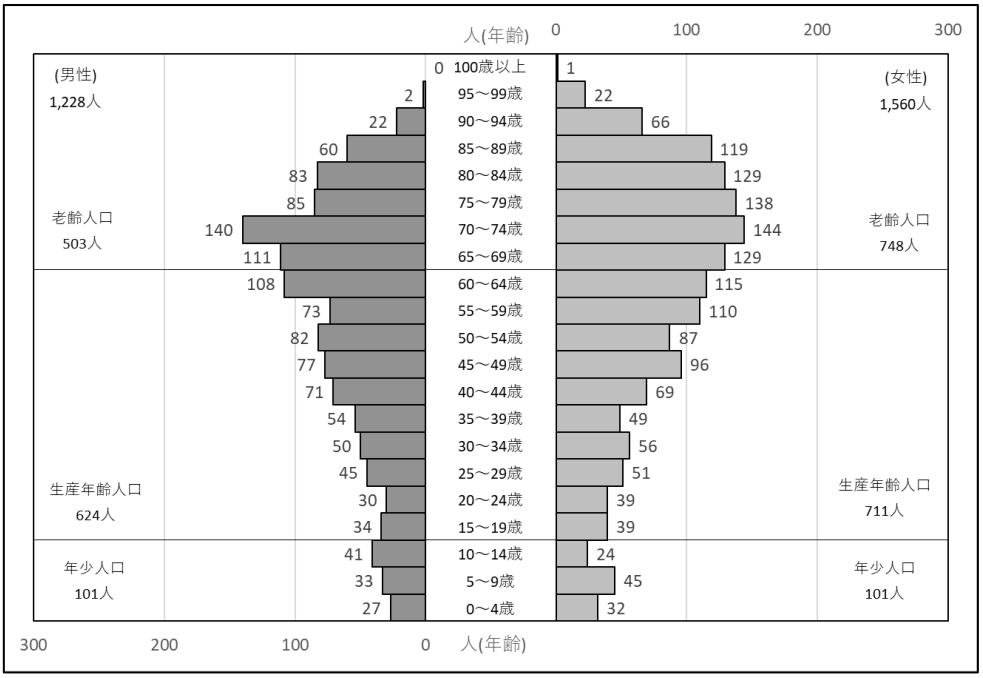

（資料：国勢調査）

２．土地利用

土地利用は、総面積の約 53%にあたる 310ha が山地であり、農耕地は約 10%と少ない状況である。太地地区には、市街地が形成されており、住宅と商業地が集中している。また、市街地周辺部には、斜面が迫っており、斜面の有効活用を図ることが重要な課題となっている。

令和２年の土地利用現況では、森林が 53.4%で最も多く、次いで宅地が 12.2%となっている。都市計画区域には太地町全域 581ha が指定されているが、市街化区域、用途地域及び市街化調整区域は未指定となっている。

■　地目別面積割合

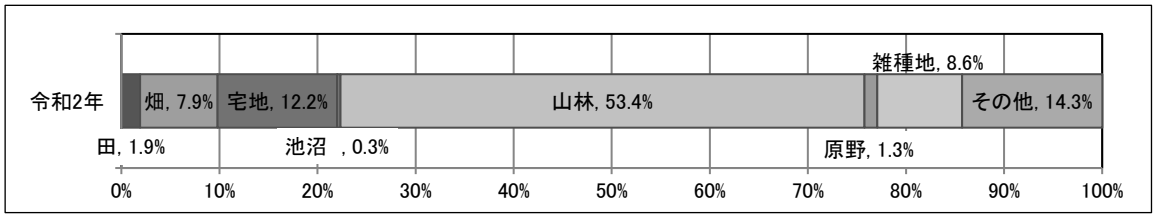

（資料：和歌山県統計年鑑）

３．産　　業

平成 27 年国勢調査の就業者人口は 1,313 人で、最近 15 年間で約 15%減少している。また、産業別就業人口の割合では、第１次産業就業者割合の減少が顕著となっている。

本町の産業は、捕鯨を中心とする漁業を基幹産業としているが、2019 年６月 30 日をもって、日本はＩＷＣ（国際捕鯨委員会）より脱退し、翌７月１日から日本のＥＥＺ内で大型捕鯨の商業捕鯨を再開している。太地町からも第七勝丸が漁を行っている他、小型沿岸捕鯨、追い込み漁等により捕鯨の伝統が守られている状況にある。農業では果樹を栽培する農家があるだけであり、林業についてはほとんど行われていない。第２次産業では、干物、くじら関係の水産加工業があるが、わずかである。第３次産業は、産業別就業人口の約 2/3 を占めているが、このうち商業は経営規模が小さく大規模商業施設の近隣都市への進出などもあり苦しい経営状況が続いている。本町は、「くじらの町太地」として全国に知られており、今後、くじら関係の伝統文化や豊かな自然環境を活かし観光の進行を図っていくことが課題となっている。

■　産業別就業者人口

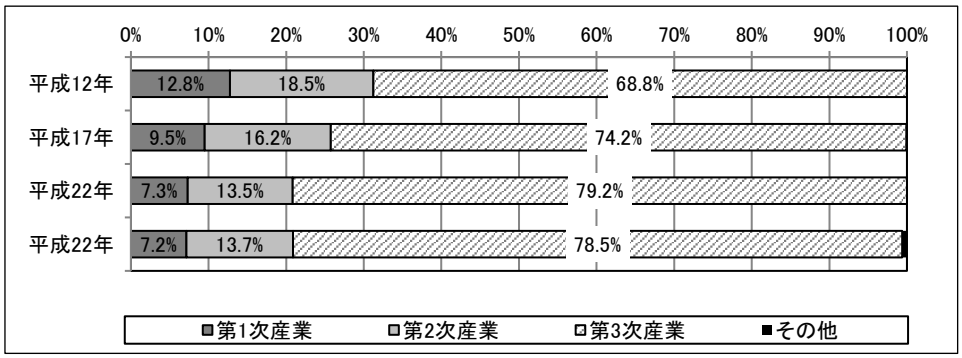

（資料：国勢調査）

４．交通体系

本町の道路網は、広域幹線道路の国道 42 号、主要幹線道路の県道梶取崎線と太地港下里線、生活道路としての町道 1・2 級 11 路線、その他 251 路線、総延長 50.2㎞で形成されている。しかし、町内のすべての道路で線形不良、幅員狭小、無歩道の区間がみられ、観光客の急増とともに増加する交通量に対応した道路整備が求められている。なお、国道 42 号は第 1 次緊急輸送道路、県道梶取崎線及び町道平見 1 号線は第 2 次緊急輸送道路に指定されている。

公共交通機関では、国道 42 号にほぼ平行して JR 紀勢本線が走り、町内には太地駅がある。また、町内各地域に向けてバス路線が 4 路線あり住民の日常生活の交通手段となっている。

■　交通体系図

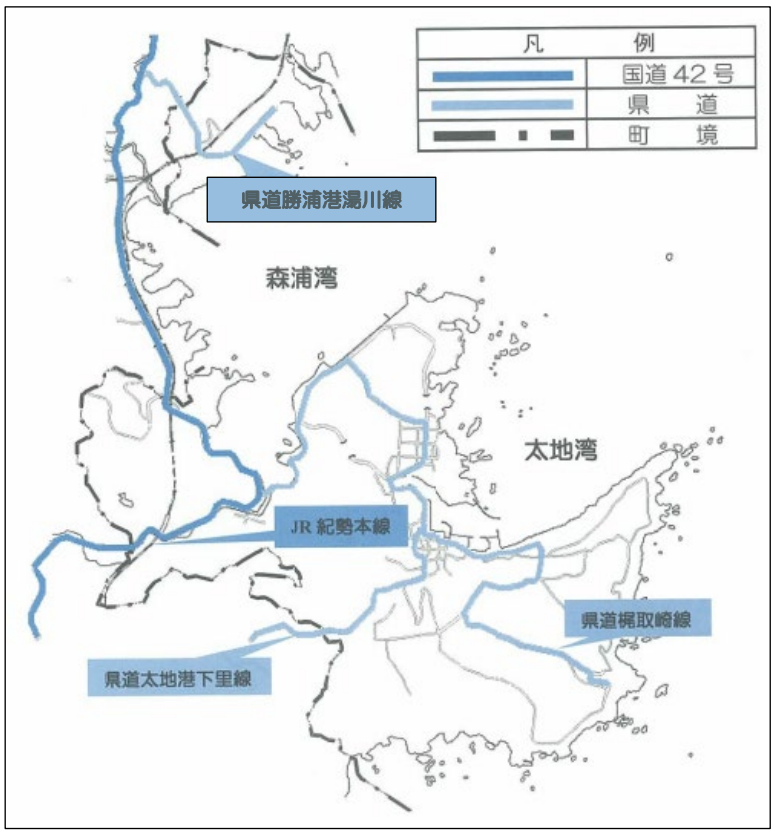

第３節　災害の記録

気象災害の中で大きな被害を受けてきたものは、台風及び低気圧による強風・大雨によるものとなっている。特に、台風常襲・多雨地域であるため集中豪雨や高潮により幾度かの甚大な被害を受けている。

地震災害については、南海トラフに震源を持ち、周期的に起こる東海地震、東南海地震、南海地震等により町内一円に被害を受けている。また、これらの地震は海洋地震であるため、毎回津波が来襲している。

火災についても、山林火災等数度の被害がある。

■　過去の主な気象災害・火災の記録

災害発生日	災害種別	災害状況
昭和 22 年 2 月 19 日	大豪雨	町内一円で浸水家屋多数
昭和 22 年 9 月 10 日	火災	森浦地区の山林で火災
昭和 23 年 11 月 18 日 ～19 日	アグネス台風	大暴雨となり町内各所に被害 最大風速 40m、雨量 323 ㎜
昭和 24 年 7 月 5 日	デラ台風	大暴雨となり町内に被害 雨量 400 ㎜
昭和 25 年 9 月 3 日	ジェーン台風	暴風雨となり各所に被害
昭和 26 年 7 月 15 日	ケイト台風	暴風雨となり相当な被害 最大風速 35m
昭和 27 年 6 月 22 日	ダイナ台風	豪雨を伴う暴風雨となり農作物に甚大な被害
昭和 28 年 9 月 25 日	台風 13 号	家屋の被害、田畑の冠水による農作物の被害 高潮 3m で港内にも被害
昭和 29 年 6 月 23 日	大豪雨	浸水家屋多数、冠水稲田 4 町歩
昭和 29 年 10 月 23 日	火災	水之浦の薬品工場及び付属住宅全焼
昭和 30 年 6 月 8 日	大豪雨	床上浸水 272 戸、床下浸水 125 戸、冠水田 5 町歩、清水谷山崩れ
昭和 31 年 9 月 26 日 ～27 日	台風 15 号	平見の納屋、農作物に大きな被害
昭和 31 年 11 月 22 日	火災	安ヶ平見の山林で火災
昭和 33 年 8 月 25 日 9 月 17 日	台風 17 号 台風 21 号	東の浜の護岸、家屋、平見の納屋、農作物に被害
昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風	向島で堤防その他港湾施設 9 箇所が崩壊し、家屋、農作物にも甚大な被害
昭和 36 年 9 月 16 日	第 2 室戸台風	町内一円に被害
昭和 37 年 9 月 16 日	台風 14 号	町内に相当の被害 役場庁舎が倒木によって半壊
昭和 42 年 10 月 27 日	台風 34 号	夜半にかけて猛威を振るう 近年にない被害
昭和 47 年 8 月 30 日	住宅火災	暖海地区の住宅半焼
昭和 53 年 2 月 23 日	山林火災	河立で山林火災、半焼・損傷 40a
昭和 53 年 4 月 4 日	弁天神社火災	夏山地区で、弁天神社全焼
昭和 53 年 8 月 8 日	倉庫火災	向島で船納屋倉庫 4 棟全焼、損害額 3,000 万円
昭和 54 年 9 月 2 日	住宅火災	平見地区で住宅全焼 132 ㎡、損害額 1,500 万円
昭和 55 年 4 月 9 日	魚商倉庫火災	暖海地区で魚商倉庫半焼、損害額 3,000 万円

災害発生日	災害種別	災害状況
昭和 57 年 2 月 27 日	電気倉庫火災	水之浦地区で電気倉庫全焼
昭和 61 年 3 月 8 日	住宅火災	暖海地区で住宅半焼 52 ㎡、損害額 700 万円
平成 2 年 9 月 19 日	台風 19 号	町内一円で浸水家屋多数暴風、住宅山林に甚大な被害
平成 4 年 8 月 12 日	住宅火災	寄子路地区で住宅全焼
平成 6 年 7 月 5 日	農作業小屋火災	平見地区で農作業小屋全焼 71.93 ㎡、損害額 150 万円
平成 9 年 9 月 15 日	住宅火災	平見地区で住宅全焼 36 ㎡、損害額 120 万円
平成 10 年 3 月 9 日	山林火災	山中で 102a を焼く
平成 16 年 10 月 8 日	住宅火災	損害額 120 万円
平成 17 年 5 月 31 日	住宅火災	損害額 800 万円
平成 26 年 5 月 31 日	原野火災	損害額 5 万円
平成 29 年 10 月 21 日 ～22 日	台風 21 号	新屋敷地区・水ノ浦地区を中心に床上浸水 2 戸、床下浸水 15 戸 強風による家屋被害、小規模落石あり
平成 30 年 9 月 29 日 ～30 日	台風 24 号	新屋敷地区・水ノ浦地区・森浦地区で浸水被害 妙見山土砂崩れにより 9 世帯 12 人に避難指示

（資料：太地町史、総務課）

■　過去の主な地震災害の記録

災害発生日	地震名	災害状況
宝永 3 年 10 月 28 日 （1707）	宝永東海・南海地震	津波のため町内おおかた流れ損害民家 217 戸 （マグニチュード 8.4、熊野地方の震度 6）
安政元年 12 月 23 日 24 日（1854 年）	安政東海地震 安政南海地震	4 日の津波で、太地浦・水之浦で 80 軒余流出、死者 2 名。太地浦納屋 3 か所流出。 流出家屋 27、峯の二本松崖とも壊す。白島の大納屋（捕鯨器具置場）流出。 （東海地震：マグニチュード 8.4、熊野地方の震度 5） （南海地震：マグニチュード 8.4、熊野地方の震度 6）
昭和 19 年 12 月 7 日 （1944）	東南海地震	熊野沖が震源。大地震に続いて津波が発生し町内各所に被害。特に水之浦の被害が大。 （マグニチュード 7.9、熊野地方の震度 5）
昭和 21 年 12 月 21 日 （1946）	南海地震	大地震が起こり、続いて津波が発生、町内各所に甚大な被害。 （マグニチュード 8.0、熊野地方の震度 6）
平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震	本町では震度 3 を記録、被害は特になし。
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	本町における被害は特になし。

（参考資料：科学技術庁研究開発局地震調査）

第３章　被害想定

第１節　風水害等による災害の想定

本町における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられる。

土砂災害については、土石流危険渓流や崩壊土砂流出危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所等の指定箇所があり、豪雨等により災害が発生する可能性がある。

このほか、以下の災害の発生が想定される。

(1) 密集市街地等における大規模火災
(2) 危険物の爆発等による災害
(3) 航空機や鉄道等による災害

第２節　地震被害の想定

本町の地震被害の想定は、「和歌山県地震被害想定」（平成 26 年 10 月和歌山県公表）に基づくこととする。

県は、平成 24 年 4 月に設置した「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」（以下、委員会）での意見を参考に、内閣府が平成 24 年 8 月及び平成 25 年 3 月に行った被害想定の手法を用い、津波浸水想定の結果を反映させ、「東海・東南海・南海３連動地震」及び「南海トラフの巨大地震」の２つの地震被害想定を行い、平成 26 年 10 月に公表した。

想定地震は、つぎに示す２タイプの地震による被害を想定するものであり、対象とする被害想定項目は、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活への影響である。

１．想定地震

想定する地震は、以下のとおり。

(1) 東海・東南海・南海３連動地震（以下、３連動地震という。）
(2) 南海トラフ巨大地震

■　想定地震

区　分	３連動地震	南海トラフ巨大地震
地震の規模（マグニチュード）	最大震度７（Mw8.7）	震度７（Mw9.1）
震源域	静岡県～高知県	静岡県～宮崎県
想定地震モデル	中央防災会議 2003 年モデル	内閣府 2012 年モデル 陸側ケース（地震） ケース３（津波）

２．時刻及び季節等

被害想定における時刻や季節等の設定については、地震がいつ発生するかで被害の様相が変わるため、以下のようなケースを設けて被害を予測している。

なお、津波からの避難については、避難行動パターンとして 3 ケースを、また、昼 12 時の想定では海水浴客についても 1 ケースを設けている。

■　想定時刻・季節・風速

時　刻	季　節	風　速
昼　12 時	夏	４ｍ
夕方 18 時	冬	４ｍ
夕方 18 時	冬	８ｍ
深夜 2 時	冬	４ｍ

注）時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。
また、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。

３．被害想定対象と想定手法

(1) 建物被害予測

建物の被害については、揺れ等（液状化・震動・斜面崩壊）、津波、地震に伴う火災の順にその影響を考慮し、予測している。

■　予測手法の概要

・液状化による被害は、地盤の液状化に伴う地盤沈下量との関係から求めた。
・震動による被害は、震度（計測震度）と被害率の関係から求めた。
・斜面崩壊による被害は、崩壊危険度が高いと判断された斜面の 10%が崩壊するものとし、その影響範囲にある家屋について被害を求めた。
・津波による被害は浸水深と被害率の関係から求めた。
・地震に伴う火災による被害は、出火から初期消火、消防による消火を予測し、消火できなかったものが延焼する過程を延焼クラスター法という手法により予測した。
中でも揺れによる被害については、近年の建物の耐震性向上や耐震改修の進展を考慮したものとなっている。
また、津波浸水による被害は東日本大震災の被害を反映したものとなっている。

(2) 人的被害予測

ア．人的被害予測の優先順位

３連動地震、南海トラフ巨大地震による人的被害を下表の優先順位により予測されている。なお、重傷者より死者を優先するほか、災害事象に関しては発生順に優先して被害を計上し、災害事象ごとに予測される数量が重複しないようにしている。

■　被害の程度と災害事象による人的被害予測の優先順位

区　分	建物倒壊	斜面崩壊	津　波	火　災
死　亡	1	2	3	4
重　傷	5	6	7	8
軽　傷	9	１０	１１	１２

イ．想定ケース

想定ケースは、建物被害の 8 ケースに対して、津波からの住民避難について各３ケースを考慮し、加えて、夏の昼 12 時の場合は海水浴客についても各１ケースで避難を想定し、避難の可否を判定して被害を予測している。

■　人的被害の予測ケース分類

時　刻	季　節	風　速	住民避難	海水浴客
昼　12 時	夏	４ｍ	３ケース	１ケース
夕方 18 時	冬	４ｍ	３ケース	－
夕方 18 時	冬	８ｍ	３ケース	－
深夜 2 時	冬	４ｍ	３ケース	－

ウ．人口分布

人口は、冬深夜２時に夜間人口を、夏昼 12 時に昼間人口を適用し、冬夕方 18 時には両者からの推定人口を摘要している。

■　時刻別の人口

区　分	２時	12 時	18 時
太地町想定人口	3,300 人	2,800 人	2,800 人

(3) ライフライン被害予測

家庭や事業所等への供給ルートが断たれることにより、生活や社会活動に支障が生じることから、復旧作業等に影響を与えるライフライン被害の状況を示す。

なお、県の予測の対象となっているライフライン施設は、上水道、下水道、電力施設、通信施設、都市ガスの各供給ラインボンベであるが、本計画では、本町が直接復旧等にあたる必要がある上水道、下水道の被害予測のほか、電気・通信施設の被害予測についても示す。

(4) 道路施設被害予測

地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮するものとし、道路施設を対象として、震度及び津波浸水深 30cm 以上の区域について被害予測を行っている。

なお、東日本大震災の実績値より、震度ごとの被害率、津波浸水深ごとの被害率を設定し、道路被害を予測している。

(5) 鉄道施設被害予測

地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮するものとし、鉄道路線を対象として、震度及び津波浸水深 30cm 以上の区域について被害予測を行っている。

なお、東日本大震災におけるＪＲ東日本の実績値より、震度ごとの被害率、津波浸水深ごとの被害率を設定し、鉄道被害を予測している。

(6) 空港施設被害予測

空港施設の被害については、調査対象をヘリコプター発着予定地等とし、定性的に評価している。

(7) 生活への影響予測

ア．避難者数の予測

地震被害、津波浸水及びライフライン途絶（断水）により、避難生活が必要となる人数を算出している。

避難者数の予測においては、地震被害と津波被害の事象に分けて、避難者数を算出している。

また、避難者数については、避難所生活者と避難所外生活者に区分して予測している。

イ．帰宅困難者の予測

鉄道、バス、自動車、二輪車による外出者を対象とした帰宅困難者を算出している。

想定手法は、パーソントリップ調査を使用し、和歌山市の外出者が最も多い 11 時台、帰宅距離が 10km～20km の 50%、20km 以上の全外出者が、帰宅困難となるとして予測している。

また、和歌山県の場合、自動車による外出者が多いため、道路等の通行止めにより自動車での帰宅が困難な場合を予測している。

ウ．必要物資数の予測

避難所避難者数に応じた物資数を算出している。

想定手法は、１日後～３日後、４日後～７日後の期間で算出した。

食料は、阪神・淡路大震災の事例に基づき、避難所避難者の 1.2 倍を対象者として、１日３食計算で予測した。

飲料水は、断水地区住民に１日３リットル、毛布は避難所避難者を対象とし、１人２枚とした。

(8) 災害廃棄物等予測

建物の全壊等に起因する「災害廃棄物」と、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂・泥状物等の「津波堆積物」の発生量に関して予測している。

ア．災害廃棄物

全壊建物の構造 3 区分（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）ごとに、床面積に即したがれき量を算出している。

イ．津波堆積物

津波浸水域の全体に 2.5ｃｍないし４ｃｍの土砂が堆積するものとして体積を算出している。

なお、密度は経過時間とともに変化するため、2 種類の値をとるものとし、土砂堆積厚とともに幅を持った値としている。

(9) 要配慮者利用施設等における津波浸水予測

町内に立地する要配慮者利用施設等（学校、児童福祉施設、障害児者施設、高齢者施設、病院、地域福祉センターなど・平成 25 年 4 月現在）で、津波による浸水深が 30ｃｍ以上の区域に立地する施設数を予測している。

第３節　被害想定結果

和歌山県の被害想定（平成 26 年 10 月）

東海・東南海・南海３連動地震及び南海トラフ巨大地震の予測結果を示す。

１．震度予測結果

町内の震度は、３連動地震では、全域が震度６弱である。南海トラフ巨大地震では、震度６強の地域が殆どであるが、一部で震度６弱である。

■　３連動地震による震度分布

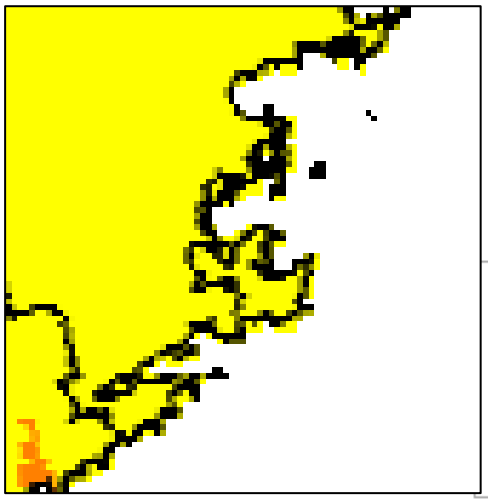

■　南海トラフ巨大地震による震度分布

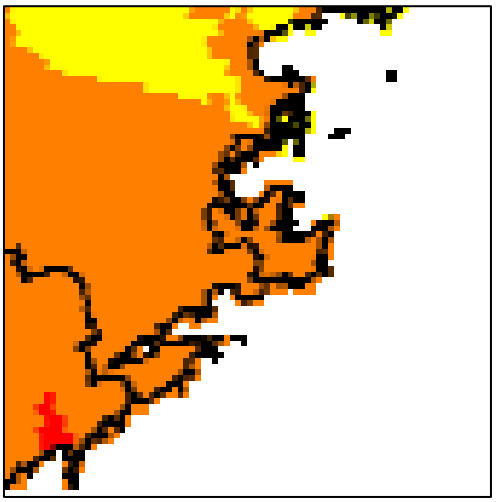

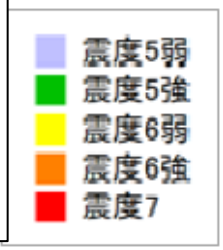

２．液状化危険度予測結果

３連動地震では、太地市街地を中心とした低地部で、液状化指数が 15 以上となる。南海トラフ巨大地震でも同様の分布であるが、より液状化指数が大きい傾向にある。

■　３連動地震による液状化指数

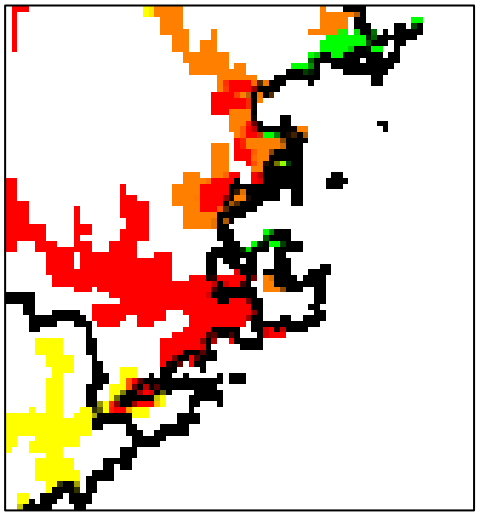

■　南海トラフ巨大地震による液状化指数

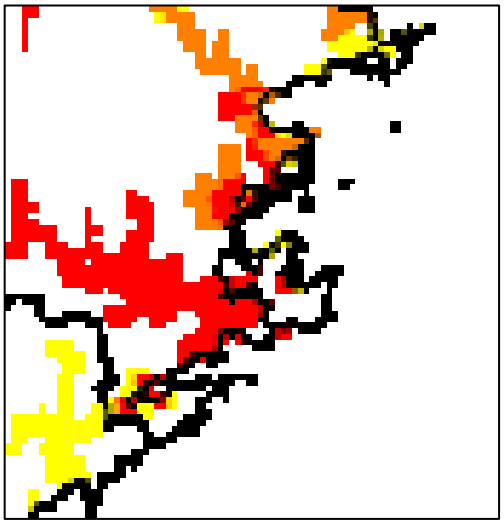

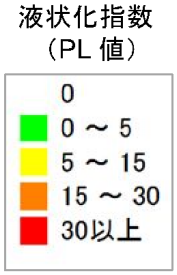

※液状化の危険度は、液状化指数が 15 以上で大きく、5 以上で中程度、0 以上 5 未満の場合は小さい。また、0 の場合は液状化しない。

３．建物被害予測結果

本町の建物被害は、南海トラフ巨大地震が著しく多くなっており、津波による全壊棟数は 1,100 棟と総棟数の 61%を占める。

■　建物被害の予測結果（冬 18 時、風速 8m）

区　分	総棟数	揺れ等による全壊棟数	津波による全壊棟数	焼失棟数	全壊棟数合計	半壊棟数合計
３連動地震	1,800	54	250	0	310	650
南海トラフ巨大地震	1,800	170	1,100	3	1,200	180

注）揺れ等による全壊棟数は、液状化・震動・斜面崩壊による
予測結果等は概数のため、合計は必ずしも一致しない

４．人的被害予測結果

本町の人的被害は、南海トラフ巨大地震の津波による死者数が最も多い。

■　人的被害（冬 18 時・風速８m／秒）（津波避難条件：ケース３、早期避難しない）

区　分		３連動地震	南海トラフ巨大地震
対象人口（人）		2,800	2,800
合　計	死 者 数（人）	1,300	2,000
	重傷者数（人）	71	10
	軽傷者数（人）	160	38
	閉込者数（人）	0	2
建物倒壊（震動）による被害	死 者 数（人）	2	7
	重傷者数（人）	2	3
	軽傷者数（人）	19	26
建物倒壊（斜面崩壊）による被害	死 者 数（人）	1	2
	重傷者数（人）	0	0
	軽傷者数（人）	0	0
津波による被害	死 者 数（人）	1,300	2,000
	重傷者数（人）	69	7
	軽傷者数（人）	140	12
火災による被害	死 者 数（人）	0	0
	重傷者数（人）	0	0
	軽傷者数（人）	0	0

注）予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない

５．ライフライン被害予測結果

(1) 上水道

本町の上水道における被害は、管被害箇所数は３連動地震と比べて南海トラフ巨大地震が６割程度多くなるが、断水率は１割程度増で推移し、１ヶ月後には復旧する。

■　上水道管被害と断水の予測結果

区　分		３連動地震	南海トラフ巨大地震
管延長（ｋｍ）		36.6	36.6
管被害箇所数（箇所）		86	140
被害率（箇所／ｋｍ）		2.35	3.78
断水率（%）	発災直後	99	100
	１日後	90	94
	１週間後	45	47
	１ヶ月後	0	0

(2) 下水道

本町の下水道における被害は、両地震とも発生直後の支障率は 100%となり、１週間後でも 87%である。１ヶ月後には 13%程度に復旧することが予測されている。

■　下水道被害の予測結果

区　分		３連動地震	南海トラフ巨大地震
下水道人口（人）		2,000	2,000
支障率（%）	発災直後	100	100
	１日後	100	100
	１週間後	87	87
	１ヶ月後	13	13

(3) 電力施設

本町の電力施設の被害は、両地震とも１週間後でも復旧しないものと予測されている。

■　電力施設被害の予測結果

区　分		３連動地震	南海トラフ巨大地震
需要家軒数（軒）		1,800	1,800
被災軒数（軒）		310	1,200
停電率（%）	発災直後	28	100
	１日後	100	100
	４日後	100	100
	１週間後	100	100

注）復旧対象の停電軒数は、需要家軒数から被害件数を差し引いた軒数とし、停電率の母数も被害件数を差し引いた軒数を対象としている。

(4) 通信施設

本町の通信施設の被害は、両地震とも１ヶ月後でも復旧しないものと予測されている。

■　通信施設被害の予測結果

区　分		３連動地震	南海トラフ巨大地震
回線数（回線）		1,300	1,300
固定電話・不通率（%）	発災直後	100	100
	１日後	100	100
	１週間後	100	100
	１ヶ月後	100	100
携帯電話・不通ランク	発災直後	A	A
	１日後	A	A
	１週間後	A	A
	１ヶ月後	A	A

注）携帯電話・不通ランク：A：非常につながりにくい
B：つながりにくい
C：ややつながりにくい
－：被害なし

６．道路施設被害予測結果

本町の道路施設の被害は、３連動地震及び南海トラフ巨大地震とも地震動による被害はないが、津波による被害は３連動地震で２箇所、南海トラフ巨大地震で５箇所と想定されており、南海トラフ巨大地震が多くなっている。

また、３連動地震、南海トラフ巨大地震とも、津波浸水深 30cm 以上の区間が 6km（全延長の約 67%）と長い。

■　道路施設被害の予測結果

区　分	３連動地震	南海トラフ巨大地震
対象道路延長（ｋｍ）	9	9
地震被害箇所数（箇所）	0	0
津波被害箇所数（箇所）	2	5
津波浸水深 30cm 以上の区間（ｋｍ）	6	6

７．鉄道施設被害予測結果

本町の鉄道施設の被害は、３連動地震では地震動による被害が２箇所、南海トラフ巨大地震では１箇所、また、津波による被害は３連動地震では１箇所、南海トラフ巨大地震では２箇所となっており、被災要因によって箇所数が異なる。

また、南海トラフ巨大地震では、津波浸水深 30cm 以上の区間が１km（全延長の約 100%）で、対象路線全線となっている。

■　鉄道施設被害の予測結果

区　分	３連動地震	南海トラフ巨大地震
対象路線延長（ｋｍ）	1	1
地震被害箇所数（箇所）	2	1
津波被害箇所数（箇所）	1	2
津波浸水深 30cm 以上の区間（ｋｍ）	1	1

８．空港施設被害予測結果

本町の空港施設（ヘリコプター発着予定地）は、３連動地震では震度６弱の範囲で、南海トラフ巨大地震では、震度６強の影響を受ける。

■　空港施設被害の予測結果

区　分		３連動地震	南海トラフ巨大地震
ポート数（箇所）		1	1
揺れ（震度）の大きな箇所の被害（箇所）	震度７	0	0
	震度６強	0	1
	震度６弱	1	0
津波浸水深 30cm 以上の箇所（箇所）		0	0
液状化危険度大の箇所（箇所）	ＰＬ値 15～30	0	0
	ＰＬ値 30～	0	0

９．生活への影響予測結果

(1) 避難者数予測結果

本町の避難者数は、発災から１日後が最も多く、３連動地震で 1,700 人、南海トラフ巨大地震で 660 人と、南海トラフ巨大地震の生存者数が少ない分、３連動地震が多くなる。

■　避難者数の予測結果（夏 12 時・風速４ｍ・全員直接避難）

区　分		３連動地震	南海トラフ巨大地震
発災時人口（人）		2,800	2,800
避難者総数（人）	１日後	1,700	660
	１週間後	950	600
	１ヶ月後	640	420
避難所に避難する者（人）	１日後	1,100	440
	１週間後	730	450
	１ヶ月後	200	130
避難所外生活者（人）	１日後	550	230
	１週間後	220	150
	１ヶ月後	450	300

注）避難所に避難する者は避難者総数の内数である。
予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない。

(2) 帰宅困難者数予測結果

本町の帰宅困難者数は、何れの地震においても 240 人程度（域外帰宅者の全て）が発生すると予測している。

■　帰宅困難者数の予測結果（３連動地震、南海トラフ巨大地震）

区　分		人　数（人）
a 帰宅者総数		1,400
b 域内帰宅者		1,200
域外帰宅者	c 総　数	240
	d 鉄道・バス利用者	0
	e 自動車・二輪車利用者	240
	f 自転車利用者	0
g 徒歩代替者		0
h 帰宅困難者		240

注）予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない。

(3) 必要物資数予測結果

本町の必要物資数は下表に示すとおりである。

■ 必要物資数量の予測結果（夏 12 時風速４ｍ・全員直接避難）

区　分		３連動地震	南海トラフ巨大地震
１日後～３日後（３日間）	避難所避難者数（人）	1,100	440
	食料（食／３日間）	11,900	4,700
	飲料水（リットル／３日間）	27,600	28,800
４日後～７日後（４日間）	避難所避難者数（人）	730	450
	食料（食／４日間）	10,500	6,500
	飲料水（リットル／４日間）	32,200	33,600
毛　布（枚）		2,200	900

注）予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない。

１０．災害廃棄物等予測結果

本町の災害廃棄物等の発生予測量は、下表に示すとおりであり、災害廃棄物及び津波堆積物ともに、南海トラフ巨大地震による発生量が大きい。

■ 災害廃棄物等の予測結果

区　分		３連動地震	南海トラフ巨大地震
災害廃棄物重量（ｔ） 冬・夕方 18 時 風速８ｍの場合	可燃物	5,200	20,500
	不燃物	5,200	20,500
	コンクリートがら	15,100	59,300
	金属	1,900	7,500
	金属	1,600	6,200
	合　計	29,000	114,000
津波堆積物重量（ｔ）		25,000～52,000	34,000～72,000

注）予測結果等は概数で示している。

１１．要配慮者利用施設等における津波浸水予測結果

本町の要配慮者利用施設等で津波浸水 30cm 以上の区域に立地するものは、３連動地震では２施設、南海トラフ巨大地震では５施設である。

■ 要配慮者利用施設等（平成 25 年 4 月現在）

区　分	３連動地震	南海トラフ巨大地震
津波浸水深 30cm 以上	2 施設	5 施設

第４節　津波浸水想定結果と津波避難困難地域

和歌山県の津波浸水想定（平成 25 年 3 月）
和歌山県の津波避難困難地域と津波対策について（平成 26 年 10 月）

県は、南海トラフの巨大地震等に係る津波浸水・地震被害想定を実施するにあたり、「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」を平成 24 年 4 月に設置し検討を行った。

この委員会での意見を参考に、県は「南海トラフの巨大地震（2012 内閣府モデル：Mw9.1）」と「東海・東南海・南海３連動地震（2003 中防モデル：Mw8.7）」の２つの浸水想定を行い、平成 25 年 3 月に公表した。

また、平成 26 年 10 月には、上記の津波浸水想定を基にした、地震発生から津波到達までに安全な場所への避難が困難な地域（津波避難困難地域）を公表した。

１．浸水想定の計算条件の概要

県が行った津波浸水想定における条件の概要は以下に示すとおりである。

■　計算条件の設定（主なもの）

区　分	東海・東南海・南海3連動地震（H25 和歌山県）	南海トラフの巨大地震	
		H25 和歌山県	H24 内閣府
潮位条件	朔望平均満潮位(※) T.P.+1.00m	朔望平均満潮位(※) T.P.+1.00m	潮位観測所ごとの年間最高潮位 T.P.+(0.89～0.99)m
コンクリート構造物（護岸・防波堤等）	◆地震動により「破壊する」ものとする。（ただし、技術的評価結果があれば沈下量を算定） ◆津波が越流し始めた時点で「破壊」とする。	◆地震動により「破壊する」ものとする。	◆津波が越流し始めた時点で「破壊」とする。
盛土構造物（堤防）	◆地形データとして取り扱う（破壊しない）	◆地震動により、地震前の 25％の高さとする。（75%沈下） ◆その後、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとする。	◆地形データとして取り扱う（破壊しない）
道路・鉄道	◆地形データとして取り扱う（破壊しない）。		
建築物	◆建物の代わりに津波が遡上する時の摩擦（粗度）を設定。		
地盤変動量	◆地盤の隆起は考慮しない。		

※朔望平均満潮位とは、朔（新月）及び望（満月）の日から 5 日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年 3 月・和歌山県）

２．浸水想定の計算結果の概要

本町の結果をみると、南海トラフの巨大地震において、最大津波高が 13m、そして津波の到達時間は、1m津波高が 3 分後、10m津波高が 4 分後に到達すると予想されている。浸水域は、町市街地のほぼ全域にわたるものと予測されている。

また、東海・東南海・南海３連動による地震においては、南海トラフの巨大地震に比べて最大津波高は約 1/2 程度と想定されている。

■　３連動地震（和歌山県）と南海トラフの巨大地震（和歌山県・内閣府）の津波高等

区　分	東海・東南海・南海３連動地震	南海トラフの巨大地震	
		H25 和歌山県	H24 内閣府（参考）
地震規模	Ｍｗ８．７	Ｍｗ９．１	Ｍｗ９．１
最大津波高	６ｍ	１３ｍ	１３ｍ
平均津波高	５ｍ	８ｍ	８ｍ
平均浸水深	２．３ｍ	４．９ｍ	－
津波浸水面積	９０ha (町全域の 15.1%)	１３０ha (町全域の 21.8%)	１２０ha (町全域の 20.1%)
津波到達時間	第１波・最大津波 ７分	津波高 1m：3 分 津波高 3m：3 分 津波高 5m：3 分 津波高 10m：4 分	津波高 1m：2 分 津波高 3m：3 分 津波高 5m：3 分 津波高 10m：5 分

注）津波浸水面積は河川部分等を除く陸域部の浸水面積

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年 3 月・和歌山県）

■　太地町津波浸水予測図

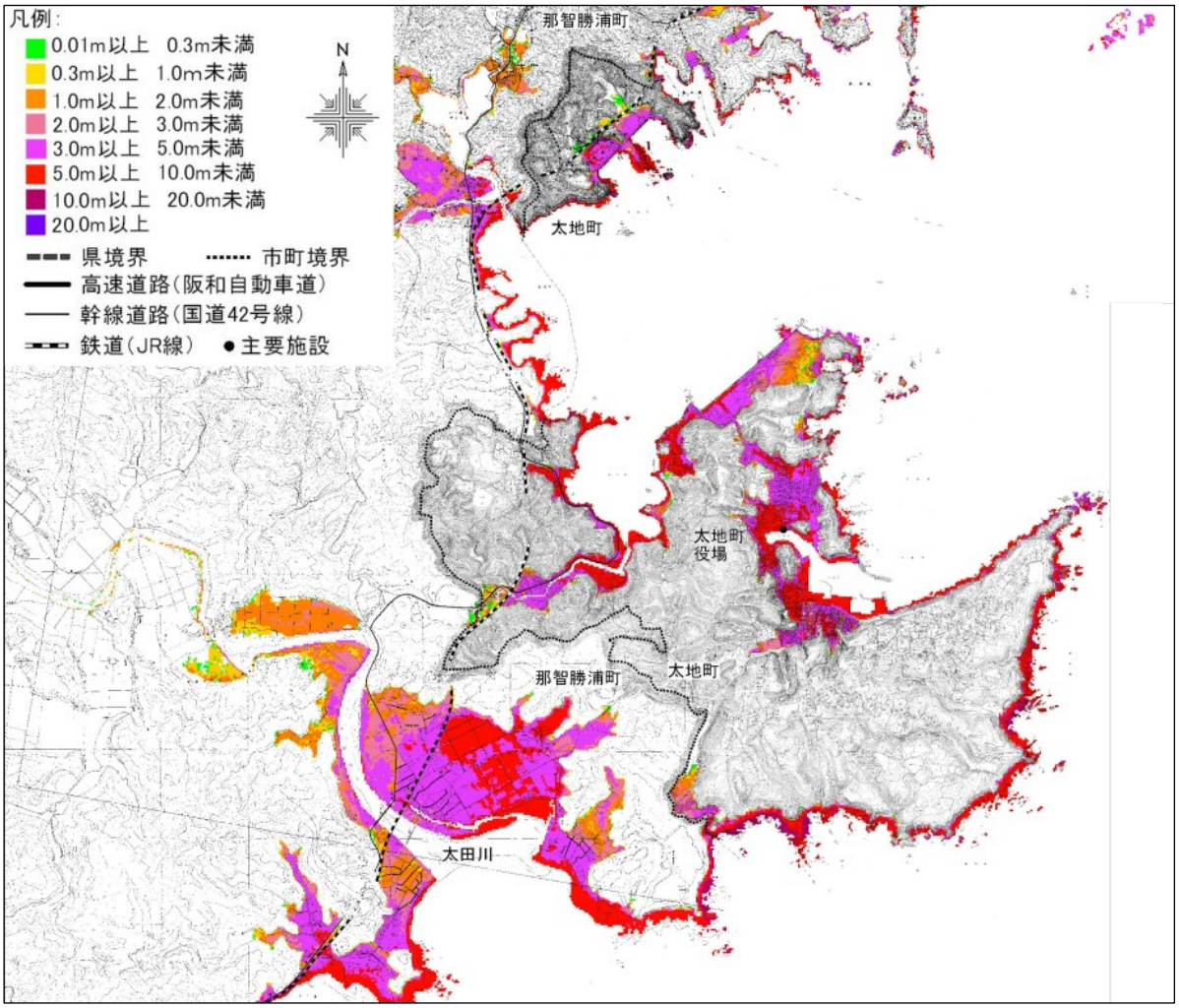

＜南海トラフの巨大地震による津波浸水想定図＞

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

■　太地町津波浸水予測図

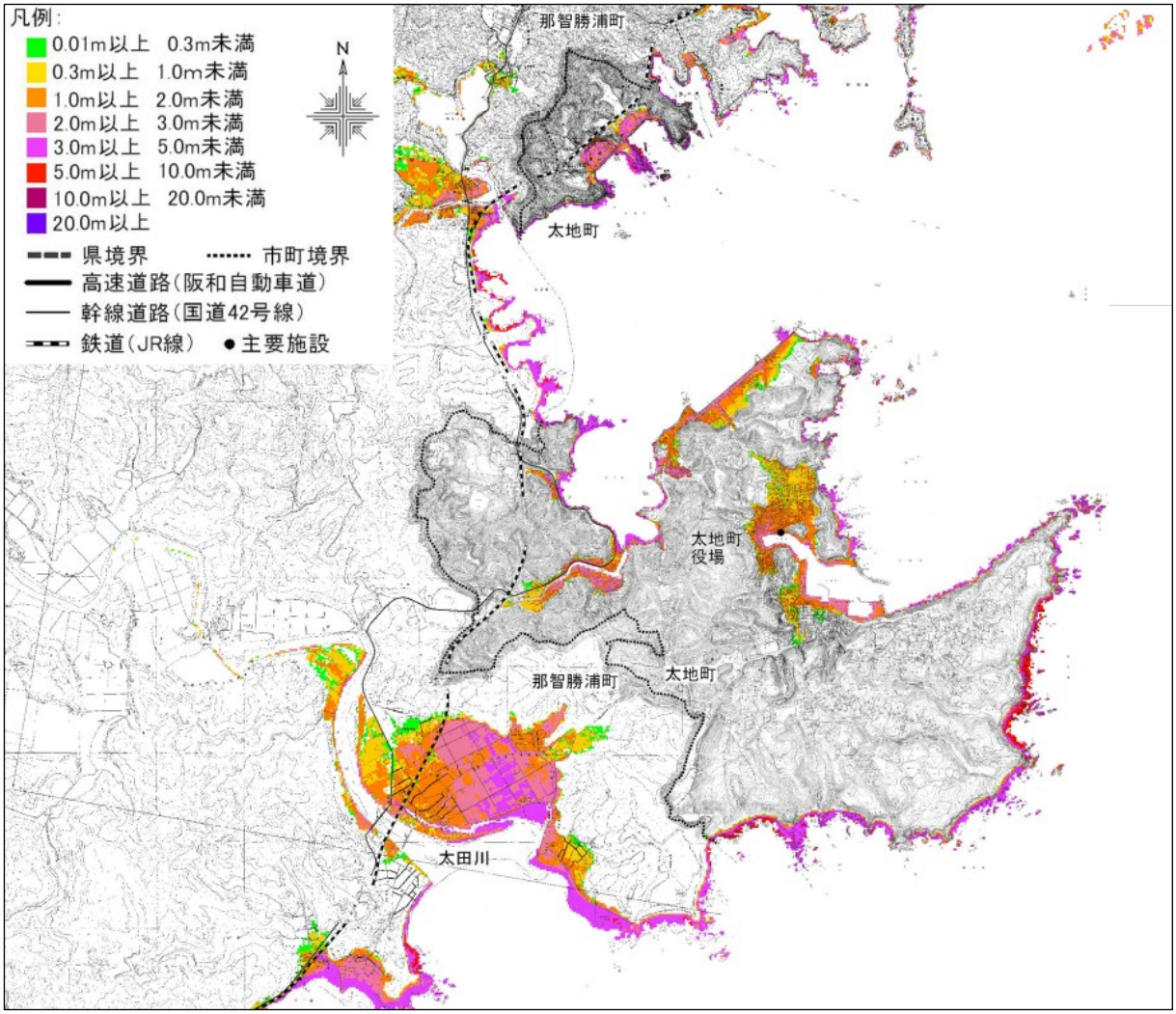

＜東海・東南海・南海３連動地震による津波浸水想定図＞

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

３．津波避難困難地域

(1) 津波避難困難地域の概要

津波到達時間、避難開始時間、移動速度等の一定の条件に基づき、地域単位で避難先までの経路と距離を詳細に考慮して、津波到達時間までに浸水域外の高台や津波避難ビル等に避難することが困難な地域を、津波避難困難地域として抽出している。

(2) 津波避難困難地域の抽出方法

ア．平成 25 年 3 月公表の 3 連動地震及び巨大地震の津波浸水想定に基づき想定

イ．避難対象地域は、津波の想定浸水深が 30cm 以上の住居地域

ウ．津波到達時間は、津波の想定浸水深が 1cm となる時間

エ．避難開始時間は地震発生より 5 分後

オ．避難方法は徒歩

カ．道路に沿って移動し、移動速度は毎分 30m

キ．避難場所は、町が指定する避難先

(浸水地域外の避難施設や広場または津波浸水地域内の津波避難タワーや津波避難ビル等)

(3) 津波避難困難地域

本町の津波避難困難地域は、東海・東南海・南海３連動地震では、太地、常渡地区で対象面積約 6ha、対象人口 317 人であり、南海トラフ巨大地震では、対象となる主な地区は太地、常渡、森浦地区で、対象面積約 30ha、対象人口約 1,320 人である。

■　南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域

区　分	地区数	主な地区	対象面積 （ha）	対象人口 （人）
太地町	３地区	太地、常渡、森浦	30.2	1,320

注）地区は、海岸地形、津波浸水域等を勘案した地域をひとつの地区としている。

資料：和歌山県の津波避難困難地域と津波対策について（平成 26 年 10 月・和歌山県）

■　南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域分布図

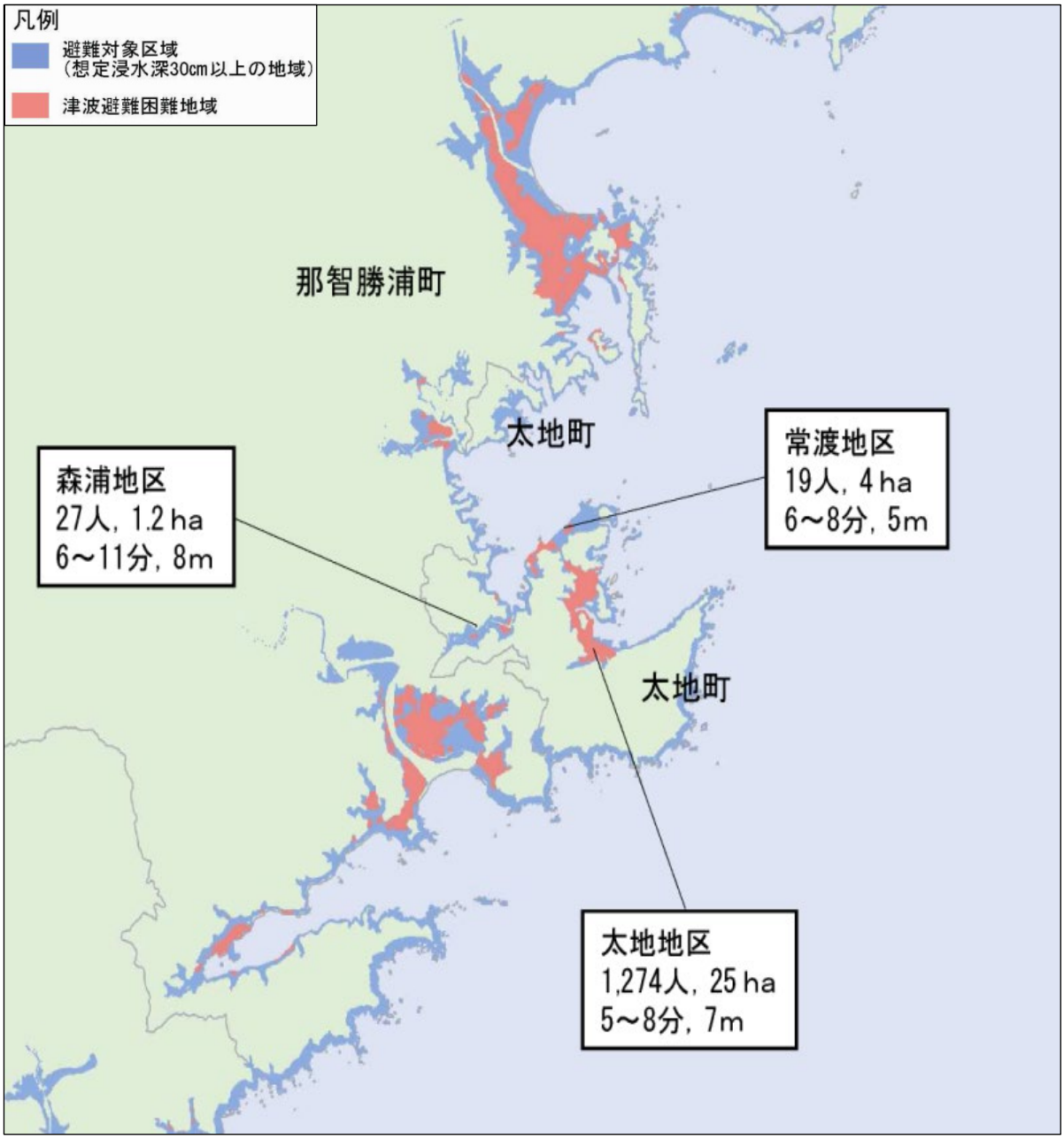

注）□内の時間(分)及び高さ(m)は、津波避難困難地域における1cm 津波到達時間及び最大浸水深（地区、人数、面積 ha は前頁の表を参照）

資料：和歌山県の津波避難困難地域と津波対策について（平成 26 年 10 月・和歌山県）

第４章　防災行政の基本方針

第１節　防災行政の基本目標

１．防災の課題

本町は、過去の歴史において、気象災害として台風、集中豪雨、高潮による被害を受けてきた。また地震や津波による被害も度々受けてきた。

さらに南海トラフ巨大地震の予想もあり、国をはじめ各自治体でも防災対策の整備が着々と進行している。このような中、本町は三方を海に囲まれている地形的特徴を有しており、最短約３分で津波の第一波が到着するといった予測もあり、特に津波対策の強化を図る必要がある。

その他、風水害、地震津波災害時におけるライフラインの確保や災害に強いまちづくりを進めるとともに、こうした災害が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため、防災体制の整備や各種防災訓練に取り組んでいく必要がある。

町内には、河川や漁港、海岸、急傾斜地など重点的に防災対策を行う必要のある箇所があり、それらの効果的・効率的な防災対策を行うため、災害対策業務のデジタル化を促進し、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータの収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、引き続き防災対策を講じていく必要がある。

２．防災の目的

すべての住民の安全を守るため、要配慮者への対策、また河川や海岸沿い、急傾斜地などの地域対策に目を向け取り組むこととする。

そのためには住民が協力し合うことが不可欠であり、防災意識のさらなる高揚を図ると共に、大災害を想定し広域連携体制による高度な防災組織・設備づくりを推進する。

３．防災の基本目標

基本的目標と、それを達成するための基本的施策は、次のとおりである。

(1) 災害予防・減災対策
(2) 防災意識の高揚・知識の普及
(3) 防災組織の整備
(4) 防災施設の整備
(5) 災害対策本部の確立

第２節　防災行政の基本目標達成のための施策

１．災害予防・減災対策

(1) 災害予防・減災対策の意義

災害は、どれもが人の生命、身体、財産に危害を与えるものであり、事前の災害予防対策が最も重要である。そのため、行政のみならず住民も事業者も、各主体が減災に対する意識を持って取り組むことが重要である。

■災害の種類：水害、風害、地震、津波、土砂災害、干害、長雨、竜巻、火災、大火、山林火災、複合災害、危険物災害、海上災害、航空機事故等

(2) 災害予防・減災対策の実施

災害予防・減災対策として、次の施策の強化に努める。

ア．道路・橋梁の整備・充実
イ．広域道路網の整備
ウ．河川の利用ならびに整備
エ．治山・治水・農地防災等の災害予防事業
オ．建築物の耐震化、不燃化
カ．ライフラインの耐震性の確保
キ．事業・事務の遂行の中に防災的視点の付加、民間組織の防災組織化への啓発
ク．幼稚園及び小中学校校舎や住宅等の耐震診断、耐震改修の推進

２．防災意識の高揚・知識の普及

(1) 教育・啓発による防災知識の普及

広報誌や町のホームページ等を通じて、防災情報を発信するとともに、講習会の実施等により住民の防災に対する意識の高揚、防災知識の普及に努め、「自分の身は自分で守る」という防災意識を定着させる。

その他、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

また、防災マップやパンフレットについては、随時その見直しや更新を検討する。

(2) 防災訓練の実施

関係機関・団体や住民との懇談会、各地域、保育所、幼稚園、学校単位での避難訓練の充実を図る。

また、南海トラフ巨大地震の津波を想定した訓練も行うとともに、要配慮者対策の個別避難計画を策定し住民すべてが混乱することなく安全に避難できるよう取り組む。

３．防災組織の整備

(1) 地域における自主防災体制の整備

地震時、津波到達までの時間が極端に短く、高齢化率の高い本町においては、要配慮者の避難の観点からも隣組を活用した自主防災組織体制を強固なものとしておく必要がある。

このために、次の施策の強化に努める。

ア．防災教育

① 防災に関する意識の啓発、知識・技術の普及、研修会の開催等

② 防災マップの作成配布

③ 災害危険箇所の公表

イ．防災訓練

① 訓練形式：総合型、混合型、機関型、地域型、個別型

② 対象者：関係機関、町職員、住民、事業所等

ウ．組織化

① 地域・職域コミュニティの形成

② 自主防災組織、消防団、防災ボランティア等の育成

③ 防災関係組織（医師会、自主防災組織、消防団等）、一般組織（商工会、区長会、ボランティア組織等諸団体）の現状把握、育成強化、防災への協力要請、連携等

④ 相互応援協定による広域組織化（近隣、広域、協定内容）

⑤ 災害発生時における医師会、商工会、自主・消防団、ボランティア組織等の早い立ち上がりと、 町等による活動調整要配慮者への配慮

⑥ 高齢者、障がい者、幼児、外国人等要配慮者に対する地域コミュニティを中心とした救助活動への指導ならびに育成

(2) 危機管理体制の整備

危機管理体制については、本町職員と消防団員との連携、さらには県や他市町、関係機関との協力体制を確立し充分備えるとともに、迅速な対応を図るための初動マニュアルの改定を行う。

(3) 情報伝達体制の整備

防災行政無線は、地域によって聞き取りにくいところがあり、整備していく必要がある。あわせて県内統一のシステムなど広域化との連動も考慮する。

また、住民の迅速で円滑な避難を実現するため、きめ細かな避難情報発令基準を明確にし、防災情報伝達体制の整備も行う。

４．防災施設の整備

(1) 広域圏の情報通信網の整備

大規模災害に備え、広域圏での相互支援に迅速に対応できるよう情報通信網及び情報通信機器の整備に関し、平成 28 年度に法制化されるデジタル化に合わせ県内統一した広域化を見据えた対応を行う。

(2) 避難対策の整備

公園等の避難場所や災害時の避難経路の確保に努める。

現在指定している避難施設について、耐震基準を満たしていない施設や津波浸水の恐れがある施設などについては見直しを行う。また、避難施設をできるかぎり福祉避難施設に指定し、施設の充実を図る。

(3) 貯水槽の整備

災害時、本町は近隣市町から隔離される恐れがあり、その場合に備え、被災時に緊急的に貯水タンクとして機能する貯水槽の設置を推進する。

またライフラインが閉ざされた時は、上水道をシャットダウンし、代わりに貯水を上水道と連動し飲料用として供給できるシステムの整備に努める。

(4) 応急物資等の備蓄

災害応急対策を円滑に実施するため、各種応急物資を備蓄し、適切な数量を確保するなど、備蓄体制の整備に努めるとともに、関係する事業所・販売所等との災害時の物資供給に関する協定を締結するなど充分な備えに努める。また住民へ応急物資などの備蓄を啓発する。

(5) 治山・治水施設の整備

ア．急傾斜地等の保全整備

急傾斜地のがけ崩れ等による被害への予防対策として、森林や山地の保全に努める。

イ．中小河川の浸水対策

河川の浸水被害への予防対策となる水路改修や排水施設の改良等、河川改修・砂防整備についても推進出来るよう努める。

ウ．海岸、漁港の防災対策

海岸や漁港の保全計画を立て、津波や高潮等に対する被害を最小限に抑えるよう管理体制を強化するとともに、災害の発生が予想される区域に対する必要な措置を検討し実施する。

５．災害対策本部機能の確立

(1) 災害対策本部

防災体制の強化にあたっては、行政の災害対応力を強化することも重要である。 平常時には、各部署が持つ専門力、人的資源を生かした防災体制づくりを進めるとともに、発災時には災害対策本部が迅速に機能し、各職員もスムーズな応急復旧活動体制に入れるよう災害対策本部機能を確立する。

(2) 機能の確立

ア．災害時に備えた町の組織（本部体制・配備基準等）及び役割の日頃からの周知徹底

イ．災害発生時、町、防災関係機関及び自主防災組織等が平常業務体制から災害対策活動体制に緊急、円滑に移行できる体制づくり

ウ．部署間に定められた役割分担にこだわらない応援体制づくり

第５章　防災関係機関の実施責任と業務大綱

本町ならびに本町の区域を管轄する県、もしくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所轄事項についておおむね以下の事務又は業務を処理するものとする。

第１節　実施責任

１．太地町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方公共機関、指定公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２．和歌山県

町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

３．指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務の公共性又は公益性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、町の行う防災諸活動に対し、それぞれの業務に応じて協力する。

４．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自ら防災活動を実施するとともに、町の行う防災諸活動に対し、それぞれの業務に応じて協力する。

５．住民

自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実体に応じた防災対策を自ら講じる。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

１．太地町

(1) 太地町役場（Tel.0735-59-2335）

ア．防災会議に関する事務
イ．防災に関する施設、組織の整備と訓練
ウ．災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
エ．災害防除と拡大の防止
オ．救助、防疫等、被災者の救助保護
カ．災害時における医療対策
キ．災害復旧資材の確保と物価の安定
ク．被災者に対する融資等の対策
ケ．被災町営施設の応急対策
コ．災害時における文教対策
サ．災害対策要員の動員ならびに雇用
シ．災害時における交通、輸送の確保
ス．被災施設の復旧
セ．管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

２．消防機関

(1) 太地町消防団（Tel.0735-59-2335）

ア．災害時における情報の伝達及び広報
イ．災害時における被災者の救急、救助業務
ウ．災害時における火災の予防並びに消防、消火
エ．消防組織及び施設の強化

３．和歌山県

(1)　和歌山県庁（Tel.073-432-4111）

(2)　東牟婁振興局地域振興部（Tel.0735-22-8551）

ア．県防災会議に関する事務
イ．防災に関する施設、組織の整備と訓練
ウ．災害に関する情報の伝達、収果及び被害の調査報告
エ．災害防除と拡大の防止
オ．救助、防疫等、被災者の救助保護
カ．災害復旧資材の確保と物価の安定
キ．被災者に対する融資等の対策

ク．被災県営施談の応急対策
ケ．災害時における文教対策
コ．災害時における公安対策
サ．災害対策要員の動員ならびに雇用
シ．災害時における交通、輸送の確保
ス．被災施設の復旧
セ．市町村の処理する事務、事業の指導、斡旋等

(3) 東牟婁振興局新宮建設部（Tel.0735-22-8551）
ア．河川、道路、橋梁等の被害状況調査報告及び応急対策
イ．水防資材の整備・点検及び輸送
ウ．災害による水防活動の指導
エ．公共土木施設の災害復旧

(4) 東牟婁振興局健康福祉部（Tel.0735-22-8551）
ア．関係施設及び上水道関係施設の被害状況の収集、応急対策
イ．被災地における医療体制及び防疫体制の整備

(5) 紀南教育事務所東牟婁教育支援室（Tel.0735-21-9637）
ア．教育関係被害状況の収果、整備及び応急対策
イ．被災地における児童生徒の応急教育
ウ．教科書・学用品の調達及び配分
エ．災害時における休校、登・下校の措置

４．自衛隊

(1) 陸上自衛隊第 37 普通科連隊（Tel.0725-41-0090）
(2) 陸上自衛隊第 304 水際障害中隊（Tel.0738-22-2501）
ア．人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
イ．応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

５．警察機関

(1) 新宮警察署（Tel.0735-21-0110）
(2) 太地警察官駐在所
ア．災害時における住民の生命、身体、財産の保護
イ．災害時における犯罪予防及び取締りならびに治安維持のための警察活動
ウ．災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保
エ．災害時における緊急自動車のための交通規制
オ．遺体の検視及び身元の確認
カ．他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

６．指定地方行政機関

(1)　田辺海上保安部（Tel.0739-22-2000）

(2)　串本海上保安署（Tel.0735-62-0226）

ア．海難の際の人命、積荷及び船舶の救助ならびに天変地異その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動

イ．災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導ならびに災害の拡大防止

ウ．災害時における海上緊急輸送及び治安の維持

エ．海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものならびに船舶交通に関する障害を除去するものの監督

オ．災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動

(3)　和歌山地方気象台（Tel.073-422-5348）

(4)　潮岬特別地域気象観測所（Tel.0735-62-0508）

ア．気象予警報等の発表と通知

イ．気象観測施設の整備及び観測資料の整理と統計

(5)　太地郵便局（Tel.0735-59-3270）

ア．災害時における郵政事業運営の確保ならびに災害特別事務取扱い及び援護対策の実施

イ．被災郵政業務施設の復旧

(6) 近畿地方整備局紀南河川国道事務所新宮国道維持出張所（Tel.0735-22-8165）

ア．国道 42 号の整備、防災管理及び災害復旧

イ．国道の被害状況調査報告及び応急対策に関すること

(7) 近畿農政局和歌山地域センター田辺支所（Tel.0739-22-5551）

ア．災害における主要食料の応急対策

７．指定公共機関

(1)　西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社紀伊勝浦駅（Tel.0735-52-0062）

ア．輸送施設の整備と安全輸送の確保

イ．災害対策用物資の緊急輸送

ウ．災害時の応急輸送対策

エ．被災施設の調査と災害復旧

(2)　西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）和歌山支店（Tel.073-421-9180）

ア．電気通信施設の整備と防災管理

イ．災害時における緊急通話の取扱い

ウ．被災施設の調査及び災害復旧

(3)　関西電力送配電株式会社和歌山支社新宮配電営業所（Tel.0735-21-7330）

ア．災害時の電力供給

イ．被災施設の調査及び災害復旧

(4)　日本赤十字社和歌山県支部（Tel.073-422-7141）

ア．災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護

イ．災害救助等の協力奉仕者の連絡調整

ウ．義援金品の募集配布

(5)　日本放送協会和歌山放送局（Tel.073-424-8121）

ア．防災知識の普及と警報等の周知徹底

イ．災害状況及び災害対策等の周知徹底

８．指定地方公共機関

(1)　株式会社和歌山放送（Tel.073-432-7161）

(2)　株式会社テレビ和歌山（Tel.073-455-5711）

(3)　株式会社毎日放送（Tel.06-6359-1123）

(4)　朝日放送株式会社（Tel.06-6458-5321）

(5)　関西テレビ放送株式会社（Tel.06-6314-8888）

(6)　読売テレビ放送株式会社（Tel.06-6947-2111）

ア．防災知識の普及と警報等の周知徹底

イ．災害状況及び災害対策等の周知徹底

(7)　(一社)東牟婁郡医師会（Tel.0735-59-3403）

ア．災害時における医療救護の実施

イ．災害時における防疫の協力

(8)　(一社)和歌山県ＬＰガス協会南紀支部（Tel.0735-28-2455）

ア．災害時におけるガスの安定供給の確保

イ．ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧

ウ．住民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底

(9)　(公社)和歌山県トラック協会（Tel.073-422-6771）

ア．災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保

イ．災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動

９．その他公共的団体

(1)　病院等医療機関

ア．避難施設の整備と避難訓練の実施

イ．被災時の病人等の収容保護

ウ．災害時における負傷者等の医療、助産救助

(2)　みくまの農業協同組合太地支所（Tel.0735-59-2036）

(3)　太地町漁業協同組合（Tel.0735-59-2340）

ア．本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力

イ．農林水産物等の災害応急対策についての指導

ウ．被災農林漁業者に対する融資又は斡旋

エ．農林漁業施設の災害応急対策及び復旧

オ．作物、飼料、その他、資材等の確保協力

(4)　南紀くろしお商工会太地支所（Tel.0735-59-4111）

ア．商工業関係の被害調査等応急対策への協力

イ．救助用物資、復旧資材の確保協力

第２編　災害予防計画

第１章　河川防災計画

〔担当：町（産業建設課）、和歌山県〕

１．現　況

本町を流れる主な河川は、那智勝浦町与根子池から国道 42 号線に沿って森浦湾に注ぐ与根子川のみであるが、熊野地域は多雨地域でもあるため、異常降雨時等には注意が必要である。

森浦地区オソ作付近の与根子川両岸で重要水防箇所（２箇所・Ａ・Ｂランク）が指定されている。また、町の防災備蓄倉庫が太地地区に１箇所ある。

■　県知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				場所	延長 m			
58	与根子川	与根子川	左	ＪＲ橋～地蔵院上流 100m	90	Ａ	堤防高	
59	与根子川	与根子川	右	ＪＲ橋～地蔵院上流 100m	90	Ｂ	堤防高	

（資料：令和 4 年度和歌山県水防計画書）

■　水防管理団体主要備蓄資材

水防倉庫名	位置	袋類（枚）	なわ（巻）	杭（本）	掛矢（丁）	ｽｺｯﾌﾟ（丁）	照明器（台）	備考
太地町 防災備蓄倉庫	大字 太地1918－6	500			6	31	3	

（資料：令和 4 年度和歌山県水防計画書）

■　県（新宮建設部）が保有する資材

土のう袋（枚）	大型土のう袋（枚）	シート等（枚）	ロープ（巻）	丸太杭（本）	鉄線（kg）	土砂等（トン）	鎌（丁）
1,250	187	13	13	45	2	2	8
ペンチ（丁）	スコップ（丁）	ツルハシ（丁）	ハンマー（丁）	のこぎり（丁）	じょれん（丁）	なた（丁）	掛矢（丁）
10	16	20	7	9	16	8	6
照明器具（台）	はしご（梯）	どんごろす（枚）	吸着マット（枚）	エンジンポンプ（基）(3.2m3/分)	水中ポンプ（基）(10.0m3/分)		
3	5	10	300	5	7		

（資料：令和 4 年度和歌山県水防計画書）

２．計画の目的・目標

本計画及び太地町水防計画により、重要水防箇所を中心に河川の改修・水防施設の充実を図る。また、水害の発生が予想される区域については、過去の大水害の実績や、流域の開発に見合った災害予防に必要な措置を講じる。

特にＪＲ橋～地蔵院上流 100ｍについては堤防の耐震化・嵩上げ等実施し、被害の防止・軽減を図る。また治水安全度の向上のみならず、地域と連携した河川環境の保全及びあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進し、また、河川浄化による水質の改善にも配慮する。

町は、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進し、洪水氾濫による被害を軽減するために設置された「東牟婁地域等における大規模氾濫減災協議会」を活用し、親密な連携体制を図る。

３．取組内容

(1) 河川改修の推進

治水、利水、土地利用計画等を考慮しつつ、県及び関係機関と協力して、堤防や護岸等の河川改修を図り、河川の氾濫や地震時の破堤等による浸水被害の低減に努める。

(ｱ) 各河川管理者等は、 水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等、水防施設の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

(ｲ) 豪雨等による河川の氾濫等を防止するため、河川の改修・整備を推進し、流域に見合った浸水対策に努める。

(ｳ) 河川は、周辺土地利用を勘案した上で安全度を高める。

(ｴ) 河口部については、高潮対策についても配慮する。

(ｵ) 治水安全度の向上のみならず、環境整備、河川浄化による水質の改善に努める。

(ｶ) 地震動による堤防の決壊や液状化での堤防の沈下・決壊、これらに伴う浸水を避けるため、堤防の耐震性の向上を管理者に要請する。

(ｷ) 出水期に流失等のおそれがある橋梁については、 架替えや維持補修 （橋脚強化）等に努めるとともに、地域住民に警戒を依頼する。

(ｸ) 出水期における河川状況を把握し、地域住民への情報提供に努める。

(2) 危険箇所の調査

河川管理者は、水防施設の破損による氾濫防止と水防機能向上のため、施設の点検を行う。

(ｱ) 河川等の危険箇所を把握するため、 積極的に危険箇所を巡視する。

(ｲ) 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、専門家等による調査等の必要な措置をとる。

(3) 水防資機材の充実・整備

円滑な災害応急対策の実施のため、水防資機材の充実に努める。

第２章　砂防防災計画

〔担当：町（産業建設課）、和歌山県〕

１．現　況

土石流災害は、他の災害に比べて死者の発生率が高いため、土砂災害警戒区域や避難の方法など住民への知識の普及が必要である。本町の土砂災害警戒区域（土石流）は 37 箇所、うち土砂災害特別警戒区域（土石流）が 33 箇所、公表されている。

２．計画の目的・目標

土石流危険渓流の公表周知を行うとともに、災害の発生が予想される注意すべき区域について災害予防に必要な措置を講じる。また、県における通常砂防事業等による防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

３．取組内容

(1) 土石流対策

ア．危険箇所の巡視

土石流発生の危険度の高い箇所について定期的な調査点検を行い、災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、県と協力して専門家等による調査等の必要な措置をとる。

イ．広報・啓発

町は、土石流危険渓流を公表・周知するとともに、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

ウ．土砂災害警戒区域等の指定・公表

町は、県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、県は、調査結果を速やかに公表する。また、県は町長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害（特別）警戒区域に指定する。町は、平成 26 年度に土砂災害ハザードマップを作成し、町内各戸に配布を行い、土砂災害警戒区域等の土砂災害のリスクや避難場所、情報伝達方法などについて周知している。令和 5 年 1 月時点で土砂災害警戒区域（土石流）は 37 箇所、うち 33 箇所が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。

※土砂災害警戒区域等は、県砂防課ホームページ参照、もしくは太地町役場にて縦覧に供する。

■　土砂災害(特別)警戒区域（土石流）

箇所番号	大字	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	備考
8-422-1-001	太地	上河立１渓流	○	○	
8-422-1-002	太地	大垣１渓流	○	○	
8-422-1-003	太地	清水上１渓流	○	○	
8-422-1-004	太地	清水上・長音庵１渓流	○	○	
8-422-1-005	太地	長音庵１渓流	○	○	
8-422-1-006	太地	清涼庵１渓流	○		
8-422-1-007	太地	寄子路１渓流	○	○	
8-422-1-008	太地	楠木谷１渓流	○	○	
8-422-1-009-1	太地	楠木谷２渓流	○	○	
8-422-1-009-2	太地	楠木谷３渓流	○	○	
8-422-1-010	太地	楠木谷４渓流	○	○	
8-422-1-011	太地	小長井１渓流	○	○	
8-422-1-012	太地	西大長井１渓流	○	○	
8-422-1-013	太地	東大長井１渓流	○	○	
8-422-1-014	太地	常渡１渓流	○	○	
8-422-1-015	太地	常渡２渓流	○	○	
8-422-1-017	森浦	森浦１	○		
8-422-1-018	森浦	与根子川右支渓	○	○	
8-422-1-019	森浦	与根子川右支渓	○	○	
8-422-1-020	森浦	与根子川右支渓	○	○	
8-422-1-021-1	森浦	与根子川左支渓	○	○	
8-422-1-021-2	森浦	与根子川左支渓	○	○	
8-422-1-022	森浦	与根子川左支渓	○	○	
8-422-1-023	森浦	与根子川左支渓	○	○	
8-422-1-024	森浦	与根子川左支渓	○	○	
8-422-1-025	森浦	森浦２	○	○	
8-422-1-901	森浦	森浦７	○	○	
8-422-2-001	森浦	森浦３	○	○	
8-422-2-002	森浦	森浦４	○	○	
8-422-2-003	森浦	与根子川右支渓	○	○	
8-422-2-004	森浦	与根子川右支渓	○	○	
8-422-2-005	森浦	与根子川左支渓	○		
8-422-2-006	森浦	森浦５	○	○	
8-422-2-007	太地	夏山１渓流	○	○	
8-422-3-001	森浦	森浦６	○	○	
8-422-3-002	太地	夏山２渓流	○		
8-422-3-003	太地	夏山３渓流	○	○	

（資料：わかやま土砂災害マップ）

エ．雨量観測等

町は、県から雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として１km メッシュ毎の危険度情報等の提供を受ける。

※土砂災害警戒情報は、資料編 1-03 を参照

オ．警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた「避難確保計画」を作成する。また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

カ．被害情報の収集

町は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（東牟婁振興局新宮建設部及び砂防課）に対し第１報を送付する。（送付様式は、資料編 3-01 を参照）

キ．緊急調査

町は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省に緊急調査を要請する。その他の場合については県に緊急調査を要請する。

国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

(2) 事業計画

ア．通常砂防事業等

危険度・重要度の高い土石流危険渓流を中心として通常砂防事業等の実施を県へ要望する。

イ．総合的な土砂災害対策

県及び町は、土石流や山地崩壊に備えて、警戒避難体制の整備を図るため、土石流危険渓流を公表周知していく。

第３章　山地防災計画

〔担当：町（産業建設課）、和歌山県〕

１．現　況

山地災害は、他の土砂災害を誘発することがあり、本町においても山地・山林の保全が重要である。

本町の山地災害危険箇所は、西地に４箇所、太地に５箇所、森浦に１箇所の計 10 箇所が崩壊土砂流出危険地区に指定されている。また、太地に９箇所、森浦に５箇所、常渡に４箇所、夏山に３箇所、暖海・西地・本浦に各２箇所、三軒家に１箇所の計 28 箇所が山腹崩壊危険地区に指定されている。

上記の内、山腹崩壊危険地区の暖海地区（0006、0009）においては治山事業が完了している。今後も必要に応じて事業の実施を講じていくものとする。

■　山地災害危険箇所

（崩壊土砂流出危険地区）

危険地区番号		位置			面積(ha)
市町村	地区	市町村	大字	字	
422	5001	太地町	森浦		4.63
422	5002	太地町	太地	西地	4.87
422	5003	太地町	太地		3.82
422	5004	太地町	太地	西地	1.49
422	5005	太地町	太地	西地	0.90
422	5010	太地町	太地		4.50
422	5012	太地町	太地		2.66
422	5013	太地町	太地		0.95
422	5015	太地町	太地		1.14
422	5018	太地町	太地	西地	9.56

（資料：県地域防災計画・資料編）

（山腹崩壊危険地区）

危険地区番号		位置			面積(ha)
市町村	地　区	市町村	大字	字	
422	0002	太地町	森浦		1.80
422	0004	太地町	太地	西地	2.17
422	0006	太地町	太地	暖海	0.38
422	0008	太地町	太地		0.21
422	0009	太地町	太地	暖海	0.25
422	5001	太地町	森浦		0.42
422	5002	太地町	森浦		0.43
422	5003	太地町	森浦		0.32
422	5004	太地町	森浦		1.46
422	5005	太地町	太地	常渡	0.36
422	5006	太地町	太地	常渡	0.64
422	5007	太地町	太地	常渡	0.17
422	5008	太地町	太地	常渡	0.34
422	5009	太地町	太地		0.16
422	5010	太地町	太地		0.05
422	5011	太地町	太地		0.29
422	5012	太地町	太地		0.07
422	5013	太地町	太地		0.26
422	5014	太地町	森浦	三軒家	0.15
422	5015	太地町	太地	西地	0.14
422	5016	太地町	太地		0.16
422	5017	太地町	太地		0.29
422	5018	太地町	太地		0.27
422	5019	太地町	森浦	本浦	0.07
422	5020	太地町	森浦	本浦	0.48
422	5021	太地町	太地	夏山	0.08
422	5022	太地町	太地	夏山	0.03
422	5024	太地町	太地	夏山	0.08

（資料：県地域防災計画・資料編）

２．計画の目的・目標

危険箇所の公表周知を行うとともに、山地災害の発生が予想される注意すべき区域について災害予防に必要な措置を講じる。また、県における治山事業等による防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

３．取組内容

(1) 治山事業の推進

ア．崩壊危険地の予防対策

危険度把握のため、定期的な調査点検を行い、崩壊発生の危険度の高い地域から計画的な治山事業を実施するよう県に要望する。

イ．広報・啓発

町は、防災意識の普及・向上のため、山地災害危険箇所の周知及びパンフレットの配布等の情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

ウ．　治山施設の維持・管理

治山事業を実施した箇所について、適切な維持管理に努める。

エ．山林の管理・育成

荒廃している山林について、現地調査巡視を続け、必要に応じて植林等の事業を行い、山林の機能回復と山林の持つ防災機能の強化を図る。

オ．二次災害対策

山地災害危険箇所を公表・周知するとともに、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と警戒・避難体制の整備に努め、二次災害の危険性を排除する。

カ．保安林の管理・育成

保安林については、県と共に保育事業及び保安林改良事業等を推進する。

キ．山地災害危険対策

集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃森林の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から実施する。

また、豪雨時には当該箇所を点検し、その実態の把握を行い、その結果、危険と認められた場合には防災会議等を通じて関係者へ周知を図るとともに、必要に応じて防災工事の実施等の措置を講ずる。

第４章　地すべり防止計画

〔担当：町（産業建設課）、和歌山県〕

１．現　況

地すべり災害は、発生規模が大きく、一度の発生でも多くの人命・財産を奪うことがあるため、本町の地すべり地形の把握が必要である。本町の地すべり危険箇所は１箇所（国土交通省所管）が太地地区にあり、昭和 55 年に地すべり防止区域として指定をうけ、防災工事は完了している。

■　地すべり危険箇所

管理者	箇所名	大　字	箇所番号	面積	地すべり区域指定
国土交通省所管	太　地	太　地	183	8.20ha	昭和 55 年 4 月 4 日指定

（資料：県地域防災計画・資料編）

２．計画の目的・目標

危険箇所の公表周知を行うとともに、地すべりの発生が予想される注意すべき区域についての調査等地すべり防災に必要な措置を講じる。また、県における地すべり対策事業等による防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

３．取組内容

(1) 地すべり予防対策

ア．危険箇所の巡視

地すべり危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、県と協力して専門家等による調査等の必要な措置をとる。

イ．広報・啓発

町は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

ウ．地すべり防止区域等の指定

町は、地すべり災害のおそれが高い箇所について、逐次、地すべり防止区域等の指定を要請する。

エ．土砂災害警戒区域の指定・公表

町は、県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、県は、調査結果を速やかに公表する。また、県は町長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害（特別）警戒区域に指定する。町は、平成 26 年度に土砂災害ハザードマップを作成し、町内各戸に配布を行い、土砂災害警戒区域等の土砂災害のリスクや避難場所、情報伝達方法などについて周知している。令和 5 年 3 月時点で土砂災害警戒区域（地すべり）は 1 箇所指定されている。

■　土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）

箇所番号	大字	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	備考
183	太地	太地	○		

（資料：わかやま土砂災害マップ）

オ．雨量観測等

町は、県から地すべりが発生するメカニズムを解析するための資料及び雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として１㎞メッシュ毎の危険度情報等の提供を受ける。

※土砂災害警戒情報は、資料編 1-03 を参照

カ．警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

キ．被害情報の収集

町は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（東牟婁振興局新宮建設部及び砂防課）に対し第１報を送付する。（送付様式は、資料編 3-01 を参照）

ク．緊急調査

町は、大規模な地滑りにより重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省に緊急調査を要請する。その他の場合については県に緊急調査を要請する。

国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

ケ．地すべり防止工事

危険度・重要度の高い地すべり危険箇所を中心として、地すべり防止工事の実施を県に要望し、町土の保全を図る。また、防災拠点、避難地・避難路、要配慮者関連施設の保全に配慮する。

(2) 事業計画

ア．地すべり防止工事

危険度・重要度の高い地すべり危険箇所を中心として、地すべり防止工事の実施を県に要望し、町土の保全を図る。また、防災拠点、避難地・避難路、要配慮者関連施設の保全に配慮する。

イ．総合的な地すべり対策

県及び町は、地すべり災害に備えて、警戒避難体制の整備を図るため、総合土砂災害対策推進連絡会等を通じて、地すべり危険箇所を公表周知していく。

第５章　急傾斜地崩壊防止計画

〔担当：町（産業建設課）、和歌山県〕

１．現　況

急傾斜地崩壊は、土砂災害の中で最も発生確率が高いため、斜面の多い本町ではその対策は重要である。本町の土砂災害（特別）警戒区域は 97 箇所指定されている。なお、急傾斜崩壊危険地区のうち、施工中又は未施工の箇所があり、早急な整備を行う必要がある。

２．計画の目的・目標

危険箇所の公表周知を行うとともに、急傾斜地崩壊災害の発生が予想される区域について災害予防に必要な措置を講じる。また、県における急傾斜地崩壊対策事業による防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

３．取組内容

(1) 急傾斜地対策

ア．危険箇所の巡視

急傾斜地崩壊の危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、県と協力して専門家等による調査等の必要な措置をとる。

イ．広報・啓発

町は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

ウ．土砂災害警戒区域等の指定・公表

町は、県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、県は、調査結果を速やかに公表する。また、県は町長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害（特別）警戒区域に指定する。町の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は 97 箇所指定されており、全て土砂災害特別警戒区域に指定されている。町は、平成 26 年度に土砂災害ハザードマップを作成し、町内各戸に配布を行い、土砂災害警戒区域等の土砂災害のリスクや避難場所、情報伝達方法などについて周知している。

※土砂災害警戒区域等は、県砂防課ホームページ参照、もしくは太地町役場にて縦覧に供する。

■　土砂災害(特別)警戒区域（急傾斜地の崩壊）

箇所番号	大字	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	備考
Ⅰ-1965	森浦	森浦	○	○	
Ⅰ-1966	森浦	森浦 2・森浦	○	○	
Ⅰ-1967	森浦	森浦三軒家・森浦	○	○	
Ⅰ-1968	森浦	本浦	○	○	
Ⅰ-1969	太地	東大長井 1	○	○	
Ⅰ-1971	太地	楠木谷（2）・太地楠木谷	○	○	
Ⅰ-1972	太地	美代取・楠木谷	○	○	
Ⅰ-1973	太地	楠木谷（2）	○	○	
Ⅰ-1974	太地	太地楠木谷	○	○	
Ⅰ-1975	太地	寄子路（1）・寄子路（3）	○	○	
Ⅰ-1976	太地	寄子路（3）	○	○	
Ⅰ-1977	太地	新屋敷（1）・新屋敷（2）	○	○	
Ⅰ-1978	太地	寄子路 2・清涼庵	○	○	
Ⅰ-1979	太地	新屋敷 2・新屋敷（2）・寄	○	○	
Ⅰ-1980	太地	新屋敷（3）・清涼庵	○	○	
Ⅰ-1981	太地	清涼庵・清涼庵	○	○	
Ⅰ-1982	太地	太地三軒家	○	○	
Ⅰ-1983	太地	大東	○	○	
Ⅰ-1984	太地	清水上 1	○	○	
Ⅰ-1985	太地	清水上	○	○	
Ⅰ-1986	太地	長音庵	○	○	
Ⅰ-2401	太地	トビミネ	○	○	
Ⅰ-2402	森浦	汐入	○	○	
Ⅰ-4709	森浦	山中	○	○	
Ⅰ-4710	森浦	本浦 2	○	○	
Ⅰ-4711	森浦	本浦 3	○	○	
Ⅰ-4712	太地	常渡 2	○	○	
Ⅰ-4713	太地	常渡 3	○	○	
Ⅱ-8288	太地	夏山 1	○	○	
Ⅱ-8289	太地	夏山 2	○	○	
Ⅱ-8290	太地	夏山 3	○	○	
Ⅱ-8291	太地	夏山 4	○	○	
Ⅱ-8292	太地	夏山 5	○	○	
Ⅱ-8293	森浦	三軒家 1	○	○	
Ⅱ-8294	森浦	森浦 5・森浦	○	○	
Ⅱ-8295	森浦	森浦 6	○	○	
Ⅱ-8296	森浦	森浦 7	○	○	
Ⅱ-8297	森浦	森浦 8	○	○	
Ⅱ-8298	森浦	森浦 9	○	○	
Ⅱ-8299	森浦	森浦 3	○	○	
Ⅱ-8300	森浦	森浦 4	○	○	
Ⅱ-8301	森浦	本浦 4	○	○	
Ⅱ-8302	森浦	本浦 5	○	○	
Ⅱ-8303	太地	本浦 6	○	○	
Ⅱ-8304	太地	常渡 4	○	○	
Ⅱ-8305	太地	常渡 5	○	○	
Ⅱ-8306	太地	常渡 6	○	○	
Ⅱ-8307	太地	常渡 7	○	○	

箇所番号	大字	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	備考
Ⅱ-8308	太地	常渡 8	○	○	
Ⅱ-8309	太地	小長井 1	○	○	
Ⅱ-8310	太地	常渡 9	○	○	
Ⅱ-8311	太地	小長井 2・美代取・美代取	○	○	
Ⅱ-8312	太地	太地 1	○	○	
Ⅱ-8313	太地	河立 1	○	○	
Ⅱ-8314	太地	平見 1	○	○	
Ⅱ-8315	太地	太地 2	○	○	
Ⅱ-8316	太地	太地 3	○	○	
Ⅱ-8317	太地	太地 4	○		
Ⅱ-8318	太地	太地上野 1	○	○	
Ⅱ-8319	太地	太地上野 2	○	○	
Ⅱ-8320	太地	太地上野 3	○	○	
Ⅱ-8321	太地	太地上野 4	○	○	
Ⅱ-8322	太地	太地上野 5	○	○	
Ⅱ-8323	太地	太地上野 6	○	○	
Ⅲ-4575	太地	夏山 6	○	○	
Ⅲ-4576	太地	夏山 7	○	○	
Ⅲ-4577	太地	夏山 8	○	○	
Ⅲ-4578	太地	夏山 9	○	○	
Ⅲ-4579	太地	夏山 10	○	○	
Ⅲ-4580	森浦	三軒家 2	○	○	
Ⅲ-4581	森浦	三軒家 3	○	○	
Ⅲ-4582	森浦	三軒家 4	○	○	
Ⅲ-4583	森浦	森浦 12	○	○	
Ⅲ-4584	森浦	森浦 13	○	○	
Ⅲ-4585	森浦	森浦 14	○	○	
Ⅲ-4586	太地	常渡 10	○	○	
Ⅲ-4587	太地	常渡 11	○	○	
Ⅲ-4588	太地	暖海 4	○	○	
Ⅲ-4589	太地	太地 17	○	○	
Ⅲ-4590	太地	河立 2	○	○	
Ⅲ-4592	太地	太地 18	○	○	
Ⅲ-4593	太地	太地 19	○	○	
Ⅲ-4594	太地	太地 20	○	○	
Ⅲ-4595	太地	太地 21	○	○	
Ⅲ-4597	太地	太地 23	○	○	
Ⅲ-4598	太地	通谷 1	○	○	
Ⅲ-4599	太地	通谷 2	○	○	
Ⅲ-4600	太地	通谷 3	○	○	
Ⅲ-4601	太地	通谷 4	○	○	
Ⅲ-4602	太地	通谷 5	○	○	
Ⅲ-4603	太地	平見 2	○	○	
Ⅲ-4604	太地	平見 3	○	○	
Ⅲ-4605	太地	西地	○	○	
Ⅳ-8002	太地	太地 24	○	○	
Ⅳ-8003	太地	太地 25	○	○	
Ⅳ-8004	太地	太地 26	○	○	
Ⅳ-8005	太地	太地 27	○	○	

（資料：わかやま土砂災害マップ）

エ．雨量観測等

町は、県から雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として１㎞メッシュ毎の危険度情報等の提供を受ける。また、町は雨量計の設置やテレメータ化を推進し、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と警戒・避難体制の整備に努め、二次災害の危険性を排除する。

※土砂災害警戒情報は、資料編 1-03 を参照

オ．警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法について地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な助言等を行う。

カ．被害情報の収集

町は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第１報を送付する。（送付様式は、資料編 3-01 を参照）

(2) 事業計画

ア．急傾斜地崩壊防止工事

危険度・重要度の高い急傾斜地崩壊危険箇所を中心として、急傾斜地崩壊防止工事の実施を県に要望し、町土の保全を図る。また、防災拠点、避難地・避難路、要配慮者関連施設の保全に配慮する。

イ．総合的な土砂災害対策

県及び町は、がけ崩れ災害に備えて、警戒避難体制の整備を図るため、総合土砂災害対策推進連絡会等を通じて、急傾斜地崩壊危険箇所を公表周知していく。

ウ．がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

昭和 49 年度より県が当事業を実施し、県下にて相当の成果を収めているが、引き続き当事業の充実を図る。

第６章　内水排除計画

〔担当：町（産業建設課）〕

１．計画の目的・目標

台風や気圧の変化による海面の上昇により、高潮が遡上した場合の浸水氾濫の対策として、内水排出口からの海水逆流防止のための樋門等を設置し防護を図る。

２．取組内容

(1) 陸こう等の設備の遠隔操作システム整備

太地町には閉鎖が必要な開口部（陸こう）は２箇所ある。このうち、主要な開口部については、遠く離れた場所から遠隔操作で扉閉操作を行うことが出来る防災システムの構築を推進する。

(2) 側溝のしゅんせつ

側溝のしゅんせつについては、区長会等の協力のもと、必要な箇所について行う。

(3) 水路施設の整備

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。今後、水路の整備にあたっては、管路の耐震化、多重化、効果的な雨水の排出等について十分に検討のうえ、事業を推進していく。

第７章　海岸防災計画

〔担当：町（産業建設課）、和歌山県〕

１．現　況

熊野灘は、南海地震や東海地震により津波が発生する地域であり、本町でも浸水域が海岸沿いの全域、到達時間が 10 分前後と予想されている。また、台風時の高潮には 3mにも達したこともあり注意が必要である。本町の海岸線の長さは 18,192ｍで、そのうち 3,287ｍが海岸保全区域に指定されている。国土交通省所管の保全区域は太地地区、森浦地区の沿岸 2,975m、水産庁所管の海岸保全区域は太地漁港海岸 312ｍである。

■　海岸の現状

海岸線延長	保全区域指定済計		
		国土交通省 水国土局	水産庁
18,192 m	3,287 m	2,975 m	312 m

（資料：県地域防災計画・資料編）

２．計画の目的・目標

国が定めた海岸保全基本方針及び県で作成した海岸保全基本計画により海岸保全施設の整備及び管理を行う。

３．取組内容

(1) 高潮、波浪対策

ア．伊勢湾台風（昭和 34 年）や第 2 室戸台風（昭和 36 年）規模の高潮や波浪に対応するため、堤防、護岸消波堤等を施工及び補強し、背後地に対する高潮、波浪、越波、しぶき等による被害に対応できる海岸保全施設の整備を推進する。

イ．高潮、波浪による災害から町土と住民を守るため、堤防工・護岸工・消波工等の海岸保全施設整備を推進するとともに、新しい防護工法の検討、現有施設の維持管理を強化する。

ウ．波浪による海岸線の侵食、汀線の後退が見られる海岸においては、波力を抑え、養浜を施して安全を確保し、海と人とのふれあいの場を作り、将来への有効な蓄積を図る。

(2) 津波対策

ア．高潮対策として整備してきた堤防・護岸等の海岸保全施設は、津波に対しても一定の効果があるため、 既存施設を津波が越流した場合でも粘り強く防護機能を発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を必要に応じ実施し、機能強化を検討する。

イ．点検結果を受け、老朽箇所の修繕や耐震補強等、既存施設の改修を進める。

ウ．今後整備する海岸保全施設については、設計条件に比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波に対する外力や津波高を考慮する。

エ．陸こう等については、操作体制など管理のあり方を検討したうえで、自動化、遠隔操作化を検討する。

オ．利用頻度が少ない陸こうについては、利用者の理解を得て閉鎖や統合化を推進して、 管理箇所数の削減に努めるとともに、 扉体の常時閉鎖化を検討する。

カ．津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効率的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第８章　漁港・漁村防災計画

〔担当：町（産業建設課）〕

１．現　況

漁港は、本町の立地上、那智勝浦町との陸上連絡が途絶えた場合に、海上緊急輸送の拠点となることが考えられるため、整備を進めることが必要である。本町の漁港は、太地漁港が第２種漁港であり、太地湾の北防波堤より湾奥が漁港区域の水域として指定されている。

２．計画の目的・目標

地震津波による被害を防ぐため、密居状態を解消する土地利用の再編整備、避難路を整備する集落道整備や防火施設等の整備を検討する。

地震・津波発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を強化した漁港施設の整備に努める。

漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱を充実する整備を行う。また、漁港の臨港道路の整備計画の作成にあたっては、避難及び救難機能の向上も含めて検討を進めることとする。

３．取組内容

(1) 事業計画

ア．避難路を整備する集落道整備や防火施設等の防災安全施設整備等を行う。

イ．主要な陸こう等について、遠く離れた場所から遠隔操作で扉閉操作を行うことが出来る防災システムの構築を推進する。

ウ．漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱等の整備を行う。

エ．海上輸送の拠点として、耐震性を考慮した船舶係留施設及び避難・救難機能等も考慮した臨港道路の整備を検討する。

オ．既存漁港施設の防護機能を最大限発揮させるため、機能点検や耐震点検を実施するとともに、必要に応じ、漁港施設が津波に対して壊滅的な倒壊のしにくい粘り強い構造とする補強等を検討する。

カ．今後整備する漁港施設については、設計条件に比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波に対する外力や津波高を考慮する。

キ．可能な限り、最大クラスの津波から避難できるための対応を、できるだけ速やかに講じる。最大クラスの津波に対応することが目標であるが、それが短期的な対応として困難な場合は、暫定的な措置として、発生頻度の高い津波から、確実に避難できることを最低限確保する。

ク．漁港での就労者、 施設管理者・利用者等に対して、津波の危険性、津波避難対策の周知・啓発を行う。この際、一時的な来訪者等（釣り客等）にも考慮する。

ケ．漁港での就労者、 施設管理者・利用者等の日常的に利用する者の避難訓練に加え、一時的な来訪者等の日常的には利用しない者への避難誘導の実施体制等を検討する。

第９章　都市施設防災計画

〔担当：町（産業建設課）、和歌山県、近畿地方整備局〕

１．現　況

本町の道路は、広域幹線道路として、国道 42 号の１路線と、一般県道梶取崎線、太地港下里線、勝浦港湯川線の３路線ありその他町道 259 路線、総延長 50.2㎞で形成されている。一般県道梶取崎線のうち２箇所が道路危険予想箇所として指定されているほか、町内のすべての道路で線形不良、幅員狭小、無歩道の区間がみられ、道路整備を促進する必要がある。

なお、国道 42 号は第１次緊急輸送道路、県道梶取崎線及び町道平見１号線は第２次緊急輸送道路に指定されている。

２．計画の目的・目標

災害発生時における緊急輸送を円滑に実行するために、災害の発生が予想される注意すべき区域について、災害予防に必要な措置を講じる。

また、県における道路災害防除事業等による防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

３．取組内容

(1) 道路の整備等

ア．主要道路の整備

災害に強い道路づくりを進めるため、緊急輸送道路に指定されている国道 42 号・一般県道梶取崎線について、線形不良・狭幅員を解消するとともに、国道 42 号と平見地区をつなぐ道路を新たに整備するよう国や県に要望する。

イ．生活道路の整備

現在ある町内道路の整備・補修を適切に行い、道路網を現状維持することに加え、防災道路（緊急輸送路）としての活用も期待される、山中２号線、平見１号線の整備推進を図る。これは、周辺地域との広域連携を図り、また防災道路及び孤立地区解消を図るために重要な基盤整備である。既設の道路については、災害による盛土、切土の損壊防止、豪雨による溢水等路面流出の防止に努める他、道路舗装を推進し、常に道路の補修及び維持を図る。

ウ．避難路の整備

特に、津波からは「とにかくすぐに逃げること」が重要であることから、津波危険地域等を重点として、避難路の防災対策を推進する。

エ．道路施設の被害情報収集体制の確立

災害発生時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

オ．大迂回路や局地迂回路の選定

災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

カ．他機関との情報交換体制の確立

災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、 通行の禁止又は制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。

(2) 橋梁の整備

橋梁の新設、拡幅に当たっては、耐震性に配慮して整備を行うとともに、既設の橋梁で老朽化の進んでいるもの及び耐荷力の不足するものは、架替え、補修等の整備促進を図る。

(3) 公園の整備

公園は、住民のスポーツ、レクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能の他に、災害時における避難場所等として、防災上重要な役割を持つ。このため、 今後の公園整備にあたっては、配置や規模など、防災効果を考慮した整備に努める。

(4) 防災拠点の整備

防災拠点は、平常時には防災訓練や研修、あるいは住民の憩いの場となり、災害時には、住民や地方公共団体等の防災活動のベースキャンプとなりうるものである。町は、防災拠点となりえる施設に、資器材、物資等の備蓄倉庫、通信施設等の整備に努めるものとする。

第１０章　消防計画

〔担当：町（総務課）、太地町消防団、消防機関〕

１．現　況

本町には、常備消防組織が存在せず、非常備の消防団がその役割を担っている。現在、破壊分団、女性分団を含む6分団体制（定数150人）で構成しており、消防設備は、消防ポンプ自動車5台、小型ポンプ積載車5台等を備えている。

広域消防体制については、近隣市町村と消防相互応援協定などを締結し、さらに県防災ヘリコプター応援協定、和歌山県下消防広域相互応援協定などを締結している。

また平成20年度から大規模な津波等に備え避難困難地域の解消を目指し避難施設等の計画を進めている。

■　職員数・分団数等の概要

太地町消防団 条例定数：150人 実員数：129人 （令和5年1月1日現在）	本部 12人	各　分　団					
		１分団	２分団	３分団	４分団 （役場分団）	５分団 （破壊分団）	６分団 （女性分団）

（資料：総務課）

■　消防団・消防設備の概要

ポンプ				無線機			
ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	手引動力ポンプ	車載用無線機	携帯用無線機	トランシーバー	無線受令機
5台	5台	－台	3台	5台	1台	－台	－台

（資料：総務課）

■　消防水利の現況

		防火水槽Ｂ				井戸 Ｃ	その他
計 Ａ＋Ｂ＋Ｃ	消火栓 Ａ	100㎥以上	60㎥以上 100㎥未満	40㎥以上 60㎥未満	20㎥以上 40㎥未満		
213	206	0	0	2	5	0	1

（資料：県資料編）

２．計画の目的・目標

火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

３．取組内容

(1) 火災予防対策

大規模地震時等に同時多発的に発生する火災、津波による大規模な火災の発生を予防するため、地震時の火災予防・初期消火を基本とした火災の予防対策を行う。

ア．予防啓発の強化

町は、法で設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施するとともに、秋、春２回の火災予防運動期間及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ、火災予防思想の徹底を図る。

町は、火災警報を発令した場合、広報車又は防災行政無線及び有線放送を通じて火災予防を周知徹底させる。

イ．予防査察体制の充実強化

町は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

(ｱ) 秋・春２回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。

(ｲ) 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

(ｳ) その他、必要に応じ特別査察を実施する。

ウ．防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第８条により、 防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第 17 条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

(ｱ) 町は、消防法、及び火災予防条例に基づき学校、病院、興行場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

(ｲ) 県及び町は、 消防法第８条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、各種防火管理者講習会の開催、また、防火管理者に対し講習会を開催することにより、 その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。なお、防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を提供する。また、人命及び財産に多大の損害をもたらすのみならず、大きな社会不安を醸成し、国民全体に深刻な影響を及ぼすほどの大惨事となる可能性の非常に高い旅館、 ホテル等特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させるほか、「防火対象物定期点検報告制度」や「自主点検報告表示制度」 に基づく表示を推進し、さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、 避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努め安全対策の万全を期する。

(ｳ) 町は、消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第 17 条の 14 の規定による消防用設備等工事着工の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出及び、 防火対象物用途変更の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

エ．消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防ぎょ活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細やかな予防活動、啓発活動等幅広く活躍している。このため、消防団組織への地域住民の理解と認識を深めるとともに、今後も若年層への積極的な参加促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組む。

オ．自主防災組織の育成強化

火災予防意識の普及及び家庭における防火知識の向上を図るため、自主防災組織等を通じ、防火研修会の開催、その他防災意識の向上のための必要な事業を行う。

カ．初期消火体制の強化

地震に伴う火災では、自主防災組織による初期消火活動が重要であるため、以下の充実を図り、初期消火体制を強化する。

(ｱ) 街頭用消火器の設置

(ｲ) 家庭への消火器具の普及

(ｳ) 消防用設備の耐震化

(ｴ) 住民及び事業所の初期消火体制の充実強化

(2) 森林火災予防対策

ア．予防施設の整備

(ｱ) 消火活動の有効・迅速を図るため、林道整備事業の推進に努める。

(ｲ) 林野所有者若しくは管理者に対し、防火線等の整備を指導する。

(ｳ) 防火水槽及び自然水利用施設の増強に努める。

イ．消防対策

消防区域に関係ある森林管理署長、隣接市町村長等と消防計画に必要な事項について協議し、必要に応じて、次の事項について計画する林野火災消防計画の樹立を検討する。

(ｱ) 消防方針

(ｲ) 特別警戒区域

(ｳ) 特別警戒時期

(ｴ) 特別警戒実施計画

(ｵ) 消防分担区域

(ｶ) 火災防ぎょ訓練

(ｷ) 出動計画

(ｸ) 資機材整備計画

(ｹ) 防ぎょ鎮圧要領

ウ．消防資機材の整備

林野火災においては、 消防自動車の進入、放水が困難な箇所があるので、林野所有者又は管理者は、 早期消火に必要な資機材の整備に努める。

エ．教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防団員に対しては、毎年１回以上現地において教育訓練を行う。

オ．相互応援体制の整備　共助協力体制の整備充実

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防地域の接する市町村消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に留意する。

(3)　消防施設整備計画

ア．消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図る。

イ．救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

ウ．化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火薬剤等の備蓄に努める。

エ.消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により消防水利の確保に努める。

第１１章　建造物災害予防計画

〔担当：町（総務課、産業建設課）、和歌山県〕

１．現　況

太地地区は町内で最も市街化された地区であるが、暖海地区や常渡地区では埋立地のため液状化の可能性があるなど、各地区の状況に応じた建造物の安全性向上が必要である。また、町役場等の公共建造物は、災害発生時の防災拠点であるため、安全性の確保が重要である。

２．計画の目的・目標

避難所となる施設をはじめとした町有建築物のほか、住宅についても耐震化を促進し、被害軽減に努める。

３．取組内容

(1) 公共建築物の耐震、耐火対策

公共建築物は、災害時における避難所等として重要なだけでなく、応急活動や復旧支援活動の機能が期待されるため、 集中する物資や職員派遣等の混乱を避け、 支援拠点を確保するための防災拠点としての機能を果たすよう計画を行う。

(ｱ) 小・中学校の校舎及び体育館は、災害時における避難所として防災上重要な施設であることから、重点的な耐震点検等を行い、十分な耐震、耐火建築となり得るよう必要な措置に努める。

(ｲ) 既存の公共建築物は、 耐震点検を行い、特に防災基幹施設については、十分な耐震補強に努め、新設のものは耐震構造とする等の必要な措置を実施する。

(ｳ) 災害時の建築物の安全を確保するため、 建築基準法・消防法による指導を徹底する。 また、既存建築物については、耐震化促進の周知に努める。

(2) 建築物密集地区等の防災性の向上

本町の水ノ浦地区、寄子路地区、新屋敷地区、小東地区、大東地区には、木造住宅が密集している。

これら建築物の密集地区や狭隘な道路の多い地区等において、住宅等を耐震性、 耐火性の高い住宅への建替えや改修を推進するとともに、生活道路等の整備を行うなど地区の住環境の整備を行いつつ、地区の防災性の向上を図る。

(3) 建築物の防災知識の普及

住民に対して、建築物の災害予防の知識の普及の徹底を図るため、関係機関と連携のうえ、次の対策を講じる。

ア．建築物防災査察の実施

毎年８月及び３月の年２回の建築物防災週間を中心に、県等の協力のもとに、建築関係団体等を通じ耐震診断の普及を図る。また適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年２回の建築物防災週間を中心に、防火査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに現行の耐震基準を満足していない建築物に対して、 耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策についても点検改修指導を行う。

イ．建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第 12 条の定期報告の活用を図り、県及び(財)県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ、 既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに不適格な建築物について、防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

ウ．がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

引続き住民に働きかけ、当事業の充実を図る。

(4) 被災時の石綿飛散防止措置

被災時における石綿災害を予防し、建物等の解体・撤去作業において適切な石綿飛散防止措置を講じるため、日頃から石綿が使用されている建物等の実態調査を行うとともに、石綿台帳（アスベスト台帳）の整備を検討する。

(5) 計画的なまちづくり

ア．高齢者や障がい者に障壁のない市街地の整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難地等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者、障がい者にも安全なバリアフリー新法及び福祉のまちづくり条例に適合した建築物等の整備促進を図る。

イ．公共建築物の耐震化

災害時の拠点や避難場所となる公共建築物の耐震化と災害時用の倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する。

ウ．民間建築物の耐震化

多数の者が使用する建築物に対し、 耐震性能の強化を促進する。

エ．避難路沿いの建築物等の耐震改修の促進

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例に基づき、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

なお、ここでいう避難路とは、津波浸水区域内にある国道、県道、町道及びその他公共の用に供する道、並びに同区域内から同区域外の避難先へ通じる道のこととする。

オ．木造住宅の耐震化の助成事業等

地震時の被害が大きくなると予測される平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された住宅について、所有者等が改修を行う場合、町は、太地町木造住宅耐震改修事業により、その費用の一部を助成している。

事業主体は町で、申込みは町総務課である。

■　太地町木造住宅耐震改修事業の概要

<table>
<tr><th colspan="3">支援内容</th><th>対象住宅</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td colspan="3">耐震診断</td><td>木造</td><td>・無料耐震診断（4 万 4 千円で建築士会と契約）
国　1/2 ／ 県　1/4 ／ 町　1/4</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補強</td><td colspan="2">補強設計</td><td>木造</td><td>・上限 13 万 2 千円で補助（補助率 2/3）
国　1/3 ／ 県　1/6 ／ 町　1/6 ／ 個人　1/3</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震改修</td><td>木造</td><td>・上限 115 万円で補助（補助率 2/3＋国費）
県　1/3 ／ 町　1/6 ／ 国　1/6
11.5%＋α ／ 個人</td></tr>
<tr><td>避難
重視型</td><td>木造</td><td>・評点 0.7 未満を 0.7 以上にする住宅が対象
（一般型の耐震改修では評点 1.0 未満を 1.0 以上にする）
※昭和 45 年以前に着工した住宅
または低所得者世帯が居住する住宅が対象</td></tr>
</table>

カ．液状化対策

町、県及び公共建築物の管理者は、液状化のおそれのある箇所について、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

さらに、町は県と共に、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、住民への適切な情報提供に努める。

第１２章　宅地災害予防計画

〔担当：町（産業建設課）、和歌山県〕

１．現　況

太地地区では、宅地の背後が急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所に近接している箇所があり、また、暖海地区では埋立地のため液状化の懸念があることから、宅地の安全対策を進める必要がある。

２．計画の目的・目標

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、 都市計画法に基づく開発許可制度等により、法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

３．取組内容

(1) 広報・啓発

県が定める宅地防災月間に合わせ、宅地災害に関する住民へのＰＲに努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

大災害等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、 町内対象者に県が実施する講習会の受講を啓発していく。

災害時には、県から派遣される被災宅地危険度判定士による判定作業が迅速にできるよう、町は受け入れ体制の整備を行うとともに、被災宅地危険度判定士のコーディネートを行う。

第１３章　下水道等施設災害予防計画

〔担当：町（産業建設課）〕

１．現　況

本町の下水道施設は、昭和 44 年に供用開始され、公共下水道の暖海分区・常渡分区の全域、太地分区の一部が供用されており、接続率 100%に向け現在も整備が進められている。公共下水道の全体計画は処理人口 9,800 人、処理能力 4,410m2/日で、現在の整備状況は処理人口 3,800 人、処理能力 2,205m2/日となっている。また、公共下水道の処理が困難な地域については、合併浄化槽の設置を進めている。

■　下水道施設

	処理人口	処理能力	備考
公共下水道全体計画	9,800 人 （観光人口含む）	4,410　m^3／日	標準活性汚泥法
整備状況：平成 25 年	3,800 人 （観光人口含む）	2,205　m^3／日	整備率　48.5%

（資料：産業建設課）

２．計画の目的・目標

下水道施設は、住民の安全で衛生的な生活環境の確保に欠かせないものであり、災害による被害を最小限にとどめ、 その機能と安全確保の体制を整備しておく必要がある。 このため、災害に強い下水道施設の整備を推進し、 耐震設計の見直しに対応した施設の建設を図る。

３．取組内容

(1) 処理場の整備

ア．処理場施設については、耐震・耐水化、施設のネットワーク化などの整備を行い、防災性の向上を図る。

イ．停電や断水に備え、非常用自家発電機の整備、燃料、冷却水の確保に万全を期す。

(2) 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、大型車両の通行による振動や災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃の点検等による異常の早期発見と修理、災害復旧対策に重点を置く。

(3) 資機材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、日頃から一定量の復旧資機材を備蓄する。

(4) 緊急時措置訓練

緊急時措置の迅速、確実な実施に万全を期すため、平日昼間、休日・夜間の事故を想定し、参集、情報の収集、伝達、応急処置、広報などを含む訓練を随時実施する。

(5) 災害発生時の緊急対策

ア. 下水処理場空間と処理水を有していることから、防火用水に利用できる施設の推進を図っていく。

イ. 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、近隣市町による応援体制の整備を今後図るとともに、下水道事業の災害時には近畿ブロックの応援体制等他の相互応援体制の活用を図る。

ウ. 災害が長期化したときに備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図るとともに、被災時に国や県、他府県等からの応援を迅速・的確に受け入れるための受援体制の構築を図る。

第１４章　上水道施設災害予防計画

〔担当：町（産業建設課）〕

１．現　況

本町の水道施設は、森浦水源、市屋水源、夏山水源の 3 施設で供給され、普及率は 100%と高くなっているが、施設の老朽化や耐震化、断水時に備えた給水器具の充実への早急な対策が必要となっている。

■　水道施設

施設名	取水量	施設概要	所在地
森浦水源	日最大　300m^3	水源地、配水池、管理棟	太地町森浦
市屋水源	〃　3,390m^3	水源地、配水池、管理棟	那智勝浦町市屋
夏山水源	〃　22m^3	水源地、配水池、管理棟	太地町太地
計	〃　3,712m^3	―	―

（資料：産業建設課）

■　給水タンク及び給水器具

給水器具名	員数	摘要
車両	2 台	トラック
給水タンク	14 基	0.5m3／基×14 基＝7m3　産業建設課
給水器具	100 個	ポリ容器　4.5～60ℓ／個　産業建設課
	2,000 枚	ポリ袋　5～20 ℓ／枚　産業建設課

（資料：県地域防災計画・資料編）

２．計画の目的・目標

町及び関係機関は、重要性・緊急性を考慮し、優先的な箇所から上水道施設の耐震化を図ることにより災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保する。このため日頃から導水管、浄水施設、送水管、幹線配水管等の上水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。

また、災害による上水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水が行えるよう、あるいは、甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合においても、迅速な応急措置による給水が可能となるよう、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

３．取組内容

(1) 水道施設の整備

日本水道協会が制定した「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等に基づき施設の耐震化を図り、特に次の事項を推進する。

ア．施設の耐震化を効率的・効果的に進めるため、既存施設の耐震性診断等を実施し、その結果に基づき水道施設の耐震化計画を定め、計画的に耐震化を進める。

イ．災害時に備え、配水管のループ化、多重化の整備を図るとともに、老朽化施設の整備改善に努める。

ウ．浄水場、 配水池等の構造物や主要な管路等の重要度の高い基幹施設及び避難所等の防災上重要な施設や福祉施設等の要配慮者の施設に配水する管路については、その耐震化の優先度を高める。

エ．施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械施設についても、同時に耐震化を進める。

オ．施設内の塩素、石油、高圧ガス等の危険物については、災害等による危険を防止するため、収納庫、収納施設の改善を図るとともに、巡視点検等必要な措置を講ずる。

カ．配水管事故には制水弁操作による断水を伴うため、日頃より配水管設備図及び制水弁位置図の整備・保管に努める。

キ．貯水池及び浄水場からの隧道、導水管、送水管等の給配水施設は、定期的な巡回点検を行う。また、幹線配水管は、配水池等において給水量及び水位を点検（記録）し、事故の未然防止と、早期発見に努める。

ク．飲料水貯水容量の増大を目的とした、配水池施設の増強を図る。

(2) 給水車の整備点検等

災害時における給水施設の被害により一時的に送水不能となったり、あるいは、飲料水の汚染等により飲料水を供給することができなくなる事態に備えて、 給水車両の整備に努める。

(3) 災害時活用井戸の登録制度

日頃より家庭用井戸の位置の把握に努めておくとともに、災害時活用井戸の登録制度の導入を検討する。

(4) 資機材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、日頃から一定量の復旧資機材を備蓄する。

(5) 緊急時措置訓練

緊急措置の迅速、確実な実施に万全を期すため、平日昼間、休日・夜間の事故を想定し、参集、情報の収集、伝達、供給に関する緊急操作、応急措置、広報などを含む訓練を随時実施する。

(6) 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

町は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行えるよう必要に応じて訓練を実施する。

■ 水道施設災害予防に関する事業

事業名	事業主体	事業概要
西地配水池整備事業	町	配水池整備（1,350ｔ） ［概算事業費： 341 百万円、 実施年度：平成 29～令和 2 年度］

（資料：産業建設課）

第１５章　文化財災害予防計画

〔担当：教育委員会〕

１．現　況

本町の文化財では、県の指定文化財に指定されている「捕鯨の祖和田頼元墓」を始めとして、史跡・遺跡等が町内に点在している。このため、昭和 32 年には文化財保護条例を公布し、教育委員会の中に太地町文化財審議会を設けて、貴重な文化財を災害から守り、後世に伝えるために配慮している。

■　文化財の現況

	有形文化財		記念物		民俗文化財	
	建造物	歴史資料	史跡	天然記念物	有形	無形
国指定	－	－	－	－	－	－
県指定	－	1	1	－	－	1
町指定	1	1	6	2	1	－

（資料：県地域防災計画・資料編、太地町教育委員会）

２．計画の目的・目標

町内には歴史的に価値の高い文化財が残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の啓発、普及及び指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、町教育委員会は、和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図る。また、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行うとともに、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行うものとする。

３．取組内容

(1) 文化財に対する防災対策

ア．災害予防対策

(ｱ) 耐震対策

① 日常的な点検を徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、 瓦の損傷などを早期に発見し速やかに修理する。

② 文化財及びその周辺の機械、 器具等の転倒・転落防止の措置を講じる。

(ｲ) 火災対策

① 防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制の充実を図る。

② 建物の規模・構造等を考慮した上、必要な消防用設備等防災施設の設置に努める。

③ 火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知機設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャー設備、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等の推進を図る。

(ｳ) 雷火対策

各建物及び境内全体としての避雷設備の設置に努める。

イ．文化財の災害予防の指導

(ｱ) 文化財の所有者又は管理団体に対し、防災組織、災害時の方策等の指導助言を行う。

(ｲ) 必要に応じて町内の文化財パトロールを行い、文化財の管理状況を調査し、文化財の所有者又は管理団体に対し、管理に関する必要な助言を行う。

(ｳ) 住民に対し文化財の愛護精神の普及を図り、防災意識の醸成に努める。

ウ．防災対策

(ｱ) 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて、防火防災の趣旨の周知徹底を図る。また、文化財についての防火査察、防火実施訓練、あるいは、図上訓練を随時行う。

(ｲ) 消防機関との連絡を密にする。

(ｳ) 文化財のうち建造物について、消防機関及び電力会社に対し、安全性の検査が定期的に行われるように要請する。

エ．文化財の被害状況報告

文化財の所有者又は管理団体は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに町教育委員会に報告する。

町教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

第１６章　危険物等災害予防計画

〔担当：町（総務課）、危険物取扱事業者〕

１．現　況

産業活動の高度化や多様化にともない、石油、ガス等の災害に繋がりやすい危険物の取扱いが、増加している。本町には、以下のような危険物取扱施設があるため、災害予防対策に努める必要がある。

■　危険物貯蔵所

製造所	貯　蔵　所							
	屋　内 貯蔵所	屋外タンク		屋内ﾀﾝｸ 貯蔵所	地下ﾀﾝｸ 貯蔵所	簡易ﾀﾝｸ 貯蔵所	移動ﾀﾝｸ 貯蔵所	屋　外 貯蔵所
		貯蔵所	特定					
－	－	2	－	1	5	1	2	－

（資料：総務課）

■　危険物取扱所

取　扱　所						事業所
給　油 取扱所	第１種販売 取扱所	第２種販売 取扱所	移　送		一般 取扱所	
			取扱所	特定		
2	－	－	－	－	2	－

（資料：総務課）

■高圧ガス・液化石油ガス関係事業所

高圧ガス保安法						液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法令	
製造施設				貯蔵	販売	販売	保安機関
一般	液石	コンビ	一般・液石 兼業				
－	－	－	－	－	－	3	3

（資料：県地域防災計画・資料編）

２．計画の目的・目標

自然災害時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

３．取組内容

(1)　危険物災害予防計画

ア．保安教育の実施

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、 町及び関係機関は、法令の定めるところにより、保安体制の強化、保安教育及び訓練の実施並びに防災意識の啓発普及を図る。

危険物取扱事業所における自主保安体制の確立、保安管理の徹底を図るため、危険物取扱者等関係者に対し講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害時に備えた訓練の実施等を盛り込んだ消防計画を定めるよう指導する。

また、危険物施設において、危険物安全週間、防災週間等の機会を捉えて、事業所、消防団、地域住民を含めて訓練を実施し、事業所全体の防災体制について周知させるように指導を図る。

イ．立入検査及び指導の強化

危険物施設に対し、 立入検査等を通じて、次の事項について指導する。

(ｱ) 危険物施設の位置、 構造及び設備の維持管理に関する検査
(ｲ) 危険物の運搬、 積載の方法についての検査
(ｳ) 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導
(ｴ) 危険物施設の管理者、 危険物保安監督者に対する指導
(ｵ) 各種排出されるおそれのある有害物質等の漏えい対策についての指導
(ｶ) 各種排出されるおそれのある有害物質等に対応した検知機又は測定装置等の整備による監視体制についての指導
(ｷ) 地震動による施設等の影響に対する安全措置の指導
(ｸ) 地震動による棚、器材の転倒・落下の予防に対する指導
(ｹ) その他法律に基づく検査、 指導等の徹底

ウ．貯蔵タンク等流出予防対策

液体危険物を貯蔵する屋外タンクについては、防油堤の構造強化、流出油防除資器材の整備等、流出防止についての指導を強化する。

エ．施設の耐震化の促進

事業所の管理者は、消防法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努めるよう指導する。

オ．学校等への対策

学校や研究施設には、指定数量以下の少量の危険物、毒・劇物、火薬品が保管されている場合があり、地震動等による転倒・落下で、混触や酸化による発火、火災の発生の危険性があるため、充分な対策を講じる。

(2) 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画

ア．規制・指導

町は、高圧ガス、火薬類及びＬＰガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関との連携のもとに、保安意識の向上、取り締まりの強化、自主保安体制の整備に関する指導等、県の行う災害予防対策に協力する。また地震時における情報の伝達、避難、その後の点検等のマニュアルの整備を図るよう指導する。

消防関係機関は、高圧ガス、火薬類を業務として製造、貯蔵又は取り扱おうとする者に届け出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。特に、ＬＰガスについては、安全対策について取扱い業者に周知徹底した指導を行うよう努める。

イ．施設の耐震化の促進

事業所の管理者は、 高圧ガス保安法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努める。

(3) 海上災害予防計画

ア．海上災害に関する基本的な考え方

海上災害については、船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及びそれに伴う海上への油流出等が想定される。

海難については、田辺海上保安部・串本海上保安部が救助活動又は救助指導等を行うが、陸岸に近い海難については、町により救護活動を行う。

海難により船舶から油や有害液体物質を排出又は排出のおそれがある場合、当該船長は、田辺海上保安部・串本海上保安部に通報するとともに、引き続き排出の防止及び排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。 また、排出された油等については、 当該船舶の所有者が防除のため必要な措置を講じなければならない。

イ．調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、 次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

(ｱ) 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

(ｲ) 災害の予想に関する資料 （気象、海象等に起因する災害の種類、発生の時期及び程度の予察並びに判断のための諸資料）

(ｳ) 港湾状況（特に避泊地、危険物の荷役場所等の状況）

(ｴ) 防災施設、機材等の種類、分布等の状況

(ｵ) 関係機関の災害救助計画

ウ．防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止運動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配付等により海上災害防止意識の普及に努め、また、海上保安官による一般船舶への訪船指導を行う。

エ．重油等の流出物の除去活動

(ｱ) 重油等の流出物の対応策

事故発生の際には、速やかに物質名を特定し、学識者、荷送人、ターミナル管理者等をはじめとする専門家の助言を得ながら、対策を決定する。そのために、以下のことを事前に準備しておく。

① 事故の際の専門的知見の入手先をあらかじめ確認しておく。

② 事故発生について、発生場所、物質の種類、流出量等を勘案した被害想定を行い、事故の状況把握、関係機関との情報交換、物資の特定、専門家への助言依頼、対処方法の決定、海上及び陸上からの監視体制、避難誘導、発火源の排除、周辺関係者への注意事項の周知、拡散・拡大防止、中和等の処理、回収作業等に関して関係機関はマニュアルを準備しておく必要がある。

(ｲ) 町の流出油の災害防止対策

町は、重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて以下の体制整備に努める。

① 油の流出による災害を防止するため、 次の対策を講ずる。

ａ．油の広域拡散防止物品（オイルフェンス）の整備

ｂ．油の回収装置の整備

ｃ．油の科学的処理剤の整備

ｄ．船舶における油流出防止設備の整備

ｅ．沿岸漂着石油類の処理対策の整備

ｆ．回収石油類の処理対策の整備

② 和歌山県排出油等防除協議会への協力

排出油等の災害防止対策は、 町単独では困難であるため、 和歌山県排出油等防除協議会の運営に協力する。

(4) 有害物質流出等災害予防計画

ア．石綿飛散防止対策

県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル 1)が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、アスベスト台帳を作成し、その情報を町と共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。

吹付け石綿（レベル 1)の廃棄物処理等については、災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。

また、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用や正しい着用方法など必要な知識の普及啓発を実施する。

イ．有害物質流出防止対策

町は、有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に準じて、県及び事業者と連携した体制を構築する。

また、有害物質流出による人への健康被害及び有害物質が付着した災害廃棄物（津波堆積物を含む）を適正に処理するため、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について関係機関と情報交換を行う。

第１７章　公共的施設災害予防計画

〔担当：町（総務課、産業建設課）、西日本電信電話株式会社、 関西電力送配電株式会社、 和歌山県ＬＰガス協会南紀支部、 太地プロパン株式会社、西日本旅客鉄道株式会社〕

１．計画の目的・目標

電話等電気通信施設は、災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達及び防災関係機関の応急対策に大きな役割を果たすことから、電話等電気通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるようバックアップ通信施設の整備を図る。

電力供給施設は、大災害発生時、施設の被災による停電が発生した場合、住民生活に重大な影響を与える。このため、災害による被害を最小限にとどめるよう、施設の整備推進に努める。

ガス供給施設は、災害発生時、火災による被害を拡大する要因になっている。そのため、日頃からの防災保安体制の整備推進が必要である。

鉄道施設における災害を防止するため､線路設備の実態を把握し､併せて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定めるものとする。

２．取組内容

(1)　公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社　和歌山支店）

■　電気通信施設概要

事業所名	所在地	電話番号	備　　考
西日本電信電話㈱ 和歌山支店 設備部	和歌山市宇須 一丁目５－４１	073(421)9180	防災設備 災害時優先電話

ア．電気通信施設の整備

(ｱ) 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化構成とする。

(ｲ) 主要な中継交換機を分散設置する。

(ｳ) 一般送配電事業者や電気通信事業者の取組と連携し、無電柱化及び通信ケーブルの地中化を推進すること。

(ｴ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(ｵ) 重要加入者については､当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

イ．災害対策用機器及び資機材等の配備

災害が発生した場合、電気通信サービスを確保し、被害の箇所を迅速に復旧させるため、次にあげる災害対策用機器及び資機材等を配備するとともに、災害時これらの輸送を円滑にするための具体的措置を定める。

(ｱ) 可搬無線機等の災害対策用機器及び予備電源車等の車両

(ｲ) 施設用及び建設用資材

(ｳ) その他必要な物資

ウ．防災訓練・防災教育の実施

防災訓練、従業員防災教育を実施するとともに、町等の防災訓練への参加に努める。

地震防災上必要な知識については、次に掲げる事項に関し、教育を行う。

(ｱ) 南海トラフ地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識

(ｲ) 地震及び津波に関する一般的な知識

(ｳ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(ｴ) 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的にとるべき行動に関する知識

(ｵ) その他必要とする事項

(2) 電力施設災害予防計画（関西電力送配電株式会社 和歌山支社 新宮配電営業所）

■ 電力施設概要

事業所名	所在地	電話番号	備　　考
関西電力送配電（株） 新宮配電営業所	新宮市野田 5－63	0735-22-5211	
太地変電所	太地町大字太地 2873-5	0735-22-3192 夜間 0735-22-2657	

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努める。

ア．社外機関との協調

(ｱ) 防災関係機関との協調

町及び防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備しておく。

(ｲ) 他電力会社等との協調

他電力会社、電源開発株式会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、 電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく 。

イ．防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・ 講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

ウ．防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、町が実施する防災訓練には積極的に参加する。

エ．施設及び設備の整備

(ｱ) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ次の諸施設及び設備を強化、整備に努める。

① 雨量、流量、風向、風速、気圧及び水位の観測施設及び設備

② 潮位、波高等の観測施設及び設備

(ｲ) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ次の諸施設及び設備（通信事業所からの提供回線も含む）整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

① 無線伝送設備

a. マイクロ波無線等の固定無線回線

b. 移動無線設備

c. 衛星通信設備

② 有線伝送設備

a. 通信ケーブル

b. 電力線搬送設備

c. 通信線搬送設備、光搬送回線

③ 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

④ ＩＰネットワーク回線

⑤ 通信用電源設備

(ｳ) その他災害復旧用施設及び設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ移動用発変電設備等を整備しておく。

オ．資機材等の確保及び整備

(ｱ)復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(ｲ)復旧用資機材等の輸送

平時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(ｳ)復旧用資機材等の整備点検

平時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

(ｴ)復旧用資機材等の仮置き場の確保

非常事態時での災害発生時に、仮置き場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、町防災会議の協力を得て非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

カ．広報活動

(ｱ) 電気事故防止ＰＲ

災害による断線、 電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止を図るほか電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

a. 無断昇柱、無断工事をしないこと。

b. 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。

c. 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。

d. 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、 必ず電気店等で点検してから使用すること。

e. 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

f. 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

g. その他事故防止のため留意すべき事項

(ｲ) ＰＲの方法

電気事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、 新聞等の報道機関、ホームページ及びＳＮＳ等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(ｳ) 停電関連

病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置や使用訓練などを要請する。

(4) ＬＰ（プロパン）ガス施設災害予防計画（和歌山県ＬＰガス協会南紀支部、太地プロパン株式会社）

ア．防災体制

和歌山県ＬＰガス協会南紀支部、太地プロパン株式会社等は、災害発生によるガス洩れ事故等の発生を予防するとともに、災害によりガス洩れ事故が発生した場合の対策等について、 情報収集伝達体制の強化を図る。

イ．プロパンガスの転倒防止

(ｱ) 大規模地震に耐えられるよう、転倒防止に努める。

(ｲ) 家屋が倒壊した場合でも、ガスボンベとガス配管との切断を防ぐような設置を行うよう努める。

(ｳ) 災害発生時のための体制を整え、災害に備える。

ウ．マイコンメータ設置指導

ガス漏れを検知し、自動的に供給を停止するマイコンメータの設置を指導する。

エ．広報

プロパンガス安全使用のためのＰＲを、窓口掲示、チラシ等を使用し、広報を行う。

オ．非常参集訓練

必要に応じて、災害時における非常参集訓練を実施する。

カ，応急配給体制

町は、災害時のプロパンガス供給について、関係団体（和歌山県エルピーガス協会等）に、避難所等防災関係施設への優先的な供給を行うようあらかじめ協議する。

(5) 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社）

■ 鉄道施設

名　　称	営業距離（ｋｍ）	橋　梁（箇所）	溝　橋（箇所）	トンネル（箇所）	踏　切（箇所）
西日本旅客鉄道㈱ 紀勢本線	3.3	－	1	1	－

ア．事業計画

災害に対して、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

また、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を果たす。

(ｱ) 橋りょうの維持補修並びに改良

(ｲ) 河川改修に伴う橋りょう改良

(ｳ) トンネルの維持補修並びに改良

(ｴ) のり面、土留の維持補修並びに改良

(ｵ) 落石防止設備の強化

(ｶ) 建物設備の維持･補修

(ｷ) 電力、通信設備の維持、補修

(ｸ) 空高不足による橋けた衝撃事故防止及び自転車転落事故防止の推進

(ｹ) 線路周辺の環境条件の変化における線路警戒体制の強化

(ｺ) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立

(ｻ) 鉄道事故並びに災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進

(ｼ) その他防災上必要な設備改良

第１８章　航空災害予防計画

〔担当：町（総務課）〕

１．計画の目的・目標

航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、被害を最小限度にとどめるため応急対策を迅速かつ的確に講ずる。

２．取組内容

(1)　関係機関に対する通報連絡

本町内で災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合で、関係機関の応援が必要であると判断される場合には、速やかに応援を要請する。

(2) 広報

本町内で航空機災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

町、大阪航空局関西空港事務所、大阪航空局南紀白浜空港出張所、航空機災害に係わる航空会社、和歌山県及び和歌山県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

ア．町及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ．避難の指示、勧告及び避難先の指示

ウ．乗客及び乗務員の住所、氏名

エ．地域住民等への協力依頼

オ．その他必要な事項

(3) 本町周辺の消火救難活動

ア．実施機関

町、消防機関、和歌山海上保安部・海南海上保安署（沿岸及び沿岸海域の場合）

イ．協力機関

近隣市町村消防機関、和歌山県警察本部

ウ．実施事項

航空機災害に係る火災が発生した場合、町長、町長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

災害の規模等が大きく、本町の消防機関では、対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求める。

乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

エ．　捜索救難活動

捜索救難活動については、警察庁、防衛省、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び消防庁との間で締結されている「航空機の捜索救難に関する協定」に基づき、国土交通省が主体となり実施されるものであるが、現地の警察・消防等の各関係機関へ通報連絡するとともに、国土交通省をはじめとする各協定機関から捜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

第１９章　農林水産関係災害予防計画

〔担当：町（産業建設課）〕

１．現　況

本町の基幹産業は水産業で、古くから太地港を中心にした熊野灘沿岸の捕鯨や小型漁業・遠洋漁業が盛んであったが、現在は水産資源の減少等のさまざまな理由により漁獲高が減少しており年間の総漁獲量は 690t（平成 21 年）であった。

漁業就業人口の推移をみると、減少傾向は依然として続いており、特に労働力の中心となるべき年代が減少し、高齢化が目立ってきている。平成 20 年の漁業センサスによると、就業者数は 110 人で、そのうち 60.9%が 60 歳以上となっている。

今後は、後継者の確保や経営基盤の強化等が求められる。

農業では、農耕地は総面積の 9%程度であり、平見地区で果樹・畑作、森浦地区で稲作が行われている。主に自家消費を目的に行われているが、特に地域特産のポンカンは各地へも個人出荷されている。

２．計画の目的・目標

各種気象災害による農産物、 水産物、 農林水産業施設等の被害の減少を図るため、 関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

３．取組内容

（１）農産物対策

ア．果樹

(ｱ) 山の鞍部や風道には防風林や防風垣を完備し、 強風時の垣の密閉度は 50～70%で効果が高いので、剪定等により調整する。

(ｲ) 海岸地帯では、 潮風害に強い樹種により厚い防風林帯を設ける。

(ｳ) 主枝、亜主枝及び幼木等は、支柱立て、枝つり、誘引結束を行い倒伏等を防ぐ。

(ｴ) ポンカン等で収穫期に入ったものは、高品質を損なわない範囲で、事前にできるだけ収穫する。

(ｵ) 敷草、 集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

イ．野菜

(ｱ) 防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備を図る。

(ｲ) 育苗中のものにあっては、補植用苗（種子）の準備はもとより、寒冷紗、ビニール等により防風被覆を実施するが、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。

(ｳ) 直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。

(ｴ) 収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため支柱、整枝ネット等の補強を行う。

(ｵ) 降雨水を速やかに園外に排除するため、畝間整地による排水対策を行う。

ウ．施設栽培（野菜、花き、果樹）

(ｱ) パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策を講じる。

① 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化

② 施設の倒潰防止のため、直パイプ等で 4～5m間隔に 45 度程度の角度で「すじかい」を入れる。

③ 施設部材の地中打ち込み部の補強及びパイプ継目の補強とともに押えバンドの固定強化

(ｲ) 施設内浸水を防ぐため、 施設周辺排水溝の整備と降水侵入防止堤の点検をする。

(2) 防災空間の整備

ア．農地・林地の保全

農地・林地は、良好な環境の確保はもとより、防災上から見ても火災の延焼防止、緊急時の避難場所、発災時の被災者への生鮮食料品の供給など、重要な役割を担っているため、その防災機能の保全に努める。 また、これらの開発にあたっては、乱開発を抑制し、道路・公園等の施設を計画的に配置し、防災機能の保全に努める。

第２０章　地震・津波観測施設等整備計画

〔担当：町（総務課）、和歌山県〕

１．現　況

気象・地震観測を効果的に防災活動にいかすためには、観測値を迅速に入手し、効果的に活用することが重要であり、これをもとに避難の指示等適切な情報を住民等に提供することが必要となる。町内には防災科学技術研究所や県の地震観測施設があり、その他の情報については、近隣市町村にある気象観測所・潮位観測所等とのネットワークにより情報を入手している。

■　近隣の気象・地震観測施設の概要

種別	観測所	所在地	設置場所	所轄・所管	電話番号	備考
地震観測施設	太地	太地町太地3769-2	太地町太地暖海公園	独立行政法人防災科学技術研究所	－	強震ﾈｯﾄﾜｰｸ接続観測所
同上	同上	太地町太地3767-1	太地町役場	和歌山県	－	県震度情報ﾈｯﾄﾜｰｸ接続観測所
潮位観測所	浦神	那智勝浦町浦神	浦神港	和歌山地方気象台	073-422-1328	浦神港
気象観測所	新宮	新宮市佐野	－	和歌山地方気象台	－	沿岸
雨量観測所	太地	太地町太地3767-1	太地町役場	和歌山県	0735-22-8551	与根子川
同上	下里	那智勝浦町八尺鏡野	下里郵便局付近	同上	同上	太田川
同上	勝浦	那智勝浦町築地	那智勝浦町役場	同上	同上	－

（資料：県地域防災計画・資料編、県水防計画書）

２．計画方針

災害発生の未然防止・被害軽減のために気象・地震等の状況の的確な把握に努めるとともに、地域住民その他への迅速な伝達を図る。

３．計画内容

気象情報の入手経路のネットワーク化を図るため、近隣市町村の観測施設や関係機関と緊密な連絡を保つ。

第２１章　水防計画

〔担当：町（総務課）、太地町消防団、水防関係者〕

１．計画の目的・目標

水防計画は、水防業務の円滑なる実施のため必要な事項を定め、洪水又は高潮等による水災を警戒防ぎょし、その被害を軽減するためのものである。

なお、災害時における水防上必要な事項は本計画によるもののほか、太地町地域防災計画第３編風水害災害応急対策計画第３章災害防除計画第２節水防計画及び第４編地震・津波災害応急対策計画第３章災害防除計画第２節水防計画によるものとする。

■　水防施設の現況

河川名	水防倉庫名	位置	袋類	むしろ	なわ	杭	鉄線	掛矢	ｽｺｯﾌﾟ	もっこ	照明器	水防マット
与根子川	太地町防災備蓄倉庫	太地1918-6	500枚	－	－	－	－	6丁	31丁	－	3台	－

（資料：県水防計画書）

２．取組内容

(1)　水防機関

本町においては水防法第５条に定める水防団は設置せず、消防団をもって水防事務を処理するものとし、水防活動のため必要あるときは、町各課を動員する。

(2)　水防施設整備計画

ア．水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充しておく。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておく。

なお、水防活動は、小さな土嚢だけでなく、1ｔ土嚢、チューブ型水嚢等も必要となることから、事前準備に努める。移動用ユニック付トラックの確保も、民間業者を含め協力要請を確立する。

イ．雨量、水位等観測所

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、太地町内の適当な箇所に、雨量計、水位計を設置し、そのテレメータ化を図っていく。

ウ．無線通信

通信連絡の確保は、 水防活動の根源であり、電話施設が使用不能となった場合も、迅速かつ正確な連絡系統を確立するため、無線通信施設の整備に努める。

(3)　水防訓練

水防活動の円滑な実施を図るため、消防団の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の習得、避難等の訓練を実施する。

第２２章　通信施設整備計画

〔担当：町（総務課）、防災関係機関〕

１．現　況

本町には、県防災行政無線１台、太地町防災行政無線１台（防災太地、基地局１局、ハンディ機８台）を設置している。また消防無線として基地局１局、消防関係車両積載７局、携帯用８局を設置している。

保守点検は年１回行なっており、故障等の連絡先は次のとおりで、勤務時間外は宿日直が対応することとする。

	連絡先	電話番号
防災行政無線	NTT コールセンター	0120-622-119
消防救急デジタル無線	NEC コールセンター	06-6339-8507

２．計画の目的・目標

町及び関係機関は、災害時の気象情報、被害情報、災害応急対策活動に関する指示又は報告等に必要な情報通信の円滑化を図るため、一般加入電話、ケーブルテレビ加入者の拡充、移動体通信、防災行政無線、消防無線等通信施設の整備拡充に努めるとともに、関係機関及び民間の協力を得ることとする。

３．取組内容

(1) 通信施設の整備

ア．有線通信施設

災害時通信は、FAX 等を含む有線電話による通信を行う。

一般加入電話は、老朽施設の取替えを行うとともに、専用電話の新設等により施設整備に努める。また、災害時の電話輻輳時にも発信できる「災害時優先扱いの電話」を、あらかじめ指定してＮＴＴに申請し、通信連絡の確保に努める。

イ．無線通信施設

(ｱ) 町防災行政無線

① 太地町防災行政無線の整備拡充

消防・救急無線や防災行政無線放送設備の整備を進め、町内情報通信体制の整備・充実に努めるとともに難聴対策を継続し住民に対する情報提供とその伝達の確保を図る。

② 停電対策

長時間の停電対策として中継局等について予備電源の整備点検を行う。

③ 設備の保守

災害が発生した場合に予想される設備の被災に対処するため、無線局の各機器について毎年定期的に保守点検を行うほか、設備の耐風・耐震化に努める。

(ｲ) 大災害の場合の有線電話の途絶に備え、衛星携帯電話及び移動系防災行政無線の整備に努める。

(ｳ) 大災害の場合の有線電話の途絶に備え、 消防無線を利用するほか、警察等の防災関係機関の無線施設又は企業等の所有する無線通信施設の利用等、通信手段の確保に努める。

(ｴ) 有線電話の途絶に備え、 無線通信を活用した非常通信訓練を実施する。

(ｵ) 町はケーブルテレビを活用し、太地漁港等の海面を監視し、ライブ中継の放送や、文字放送による情報発信を行い、様々な緊急時における情報提供に努める。

ウ．通信途絶の場合の措置

通信手段が確保できないときは、バイク、自転車、徒歩によるとともに、非常通信等を活用する体制の構築に努める。

(2) 通信設備の災害予防

ア．機器の転倒防止

大規模災害による通信設備の被害を防止するため､転倒防止等、日頃より必要な措置を講じる。

イ．予備電源等の設置

災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に備えて、通信施設のための発動発電機等を設置し、その燃料を備蓄するとともに、その機能を十分発揮できるよう常時これの点検、整備に努める。

(3) 運用体制の整備

(ｱ) 通信施設を有効に機能させるため、24 時間運用体制の確立を図る。

(ｲ) 災害時の停電に備えて、予備電源の確保を図るとともに、各種無線機の点検を定期的に行う。

(ｳ) 関係職員の無線局、無線機、パソコンをはじめとする情報機器全般の運用技術の向上に努める。

(ｴ) 関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備・補強を行う。また、関係機関相互の運用を円滑に行うため、あらかじめ各機関相互の調整を行うとともに、運用体制を明確にし、災害時に機能を充分発揮できるよう努める。

第２３章　防災訓練計画

〔担当：町（総務課）〕

１．現　況

本町では、災害時の避難を円滑に遂行できるよう、個別の防災訓練を実施し、同時に防災知識の普及に努めている。

２．計画の目的・目標

町職員の実践的な防災実務の習熟、関係機関との協力体制の強化、住民の防災意識の向上を図るため、関係機関及び住民の協力を得て、防災に関する各種訓練を実施する。

また、高齢者、障がい者等の災害弱者についても積極的な参加を促すよう、訓練に参加しやすい体制を整えるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしたうえで必要に応じ応急体制等の見直しを行う。

３．取組内容

(1)　総合防災訓練の実施

大地震を想定し、災害時の防災体制の万全を期するため、国・県・町、自衛隊等防災関係機関及び消防団、区長会、住民、事業所等と合同して避難訓練を重点的に広域的な防災総合訓練を実施する。また、訓練実施機関として、自主防災組織・ボランティア団体の参加を呼びかける。

ア．実施要領

関係機関と協議の上、その都度定める。

イ．訓練時期

各種の訓練を町長が定める適当な時期に総合的に行う。

ウ．訓練の内容

訓練の内容は、通信、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、交通規制、応急危険度判定、町災害対策本部の設置、更に発災後における応急復旧に至るまでの一連の訓練とするが、各種の訓練を町長が定める適当な時期に総合的に行う。

(2)　個別の防災訓練の実施

ア．非常招集訓練

町は、災害の発生又は発生のおそれのある場合で、特に勤務時間外において町長が動員の指令をしたとき、動員計画に基づいて迅速に登庁して、配備体制ができるよう訓練を実施するとともに、災害対策本部の設置に係る訓練を実施する。

(ｱ) 実施時期

実施効果のある適当な時期を選んで実施する。

(ｲ) 訓練の内容

① 非常災害時に迅速に配備体制を整えるため、召集発令、伝達及び配備体制ができる非常収集訓練を行う。

② 本部判断事項の重要性を再認識し、情報収集・処理・精査力を高め、的確な判断・指示力の強化に務めるため、本部設置訓練を実施（図上訓練・判断訓練）する。

イ．災害通信訓練

町は、通信情報計画に基づく気象予警報の伝達、災害現場との無線による連絡等を円滑に実施できるよう、県及び気象台等の協力を得て、次の事項について訓練を実施する。

(ｱ) 実施時期

実施効果のある適当な時期を選んで実施する。

(ｲ) 訓練の内容

実施の方法についてはその都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。

① 県及び気象台から受けた気象予警報の伝達

② 災害現場と本部との無線連絡

ウ．避難・災害救助訓練

大規模の災害・事故発生等において、救助活動を迅速かつ的確に実施するために、次の事項についての訓練を町単独又は必要に応じ、 関係機関と合同して実施する。

(ｱ) 実施時期

実施効果のある適当な時期を選んで実施する。

(ｲ) 訓練の内容

実施の方法については、その都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。

①通信連絡　　②避難救出　　③炊出し　　④給水

⑤物資輸送　　⑥医療救護

エ．消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

(ｱ) 実施時期

春秋２回の火災予防週間、 あるいは、 その他適当な時期を選んで実施する。

(ｲ) 訓練の内容

学校、病院、工場、事業場、興行場、その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する防火対象物、あるいは、火災危険の大なる区域において、次の事項について実施する。

①非常招集　　②通信訓練　　③人命救助　　④避難

⑤普通火災防ぎょ　　⑥特殊火災防ぎょ

オ．土砂災害に関する訓練

町は、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難に関する事項等を示した土砂災害ハザードマップを全戸に配布している。

町は、土砂災害（特別）警戒区域内の住民及び周辺の住民を対象に、土砂災害の発生を想定した避難訓練等を実施するように努めるとともに、自主防災組織等に訓練の実施を呼びかけるものとする。

カ．県内一斉津波避難訓練

少なくとも年１回、県・県出先機関・沿岸を有する市町が連携し、津波警報の発表を想定した、防災行政無線による情報伝達訓練を実施するため、 町においても住民参加による津波避難訓練を実施する。

キ．広域避難訓練

町は、自衛隊や海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民の地域に関係する多様な主体と連携した実践型の広域避難訓練を実施する。

ク．地域別訓練

地域特性に応じた地域別の訓練を実施するとともに避難誘導体制の見直しを図る。町は、地域別訓練実施を啓発する。

第２４章　防災知識普及計画

〔担当：町（総務課）〕

１．計画の目的・目標

町は、各防災関係機関と協力して、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、区長会、自主防災組織、太地町社会福祉協議会、民生児童委員、町内企業等の多様な主体の関わり合いの中で、防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る。

またその際、障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違いなどに充分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるものとする。

２．取組内容

(1) 職員への防災知識の普及

町職員をはじめ、 防災関係機関職員の防災に関する意識・知識等の向上を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する講習会、研修会や現地調査の実施等により、以下の事項を普及する。

ア．平常時の心構え

イ．町の災害応急対策活動の概要

(ｱ) 災害応急対策活動の概要

(ｲ) 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え、役割

(ｳ) 災害時の指揮系統の確立

(ｴ) 災害及び被害情報の収集・伝達の要領、報告書式の活用

(ｵ) 発災時の非常時業務について

(ｶ) マニュアル作成

(ｷ) 図上訓練、防災訓練による検証

ウ．災害知識について

(ｱ) 地震・津波に関する基礎知識

(ｲ) 災害に対する地域の危険性

(ｳ) 災害情報等

(2) 住民への防災知識の普及

防災知識の普及は、おおむね次の媒体を適宜利用して行う。

ア．広報紙（印刷物） による普及

配布・回覧に際しては、居住する地域の災害リスクの条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう以下の方法による周知に努める。

(ｱ) 町及び関係機関が発行する機関紙による方法

(ｲ) 「防災パンフレット」「防災ハザードマップ」による方法

(ｳ) 新聞による方法

イ．町ホームページ

ウ．映画、スライド、ビデオ等による普及

エ．広報車の巡回等による普及

オ．防災関係展示会、 講演会等による普及

カ．研究会、 検討会の開催

キ．防災イベントの実施

防災の日、火災予防運動期間、防災とボランティアの日、防災関係のイベントにおいて、それら行事を通じ、防災知識の普及に努める。

ク．防災行政無線、ケーブルテレビによる普及

(3) 普及すべき事項

防災知識の普及にあたっては、特に防災関係職員及び住民に対して、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。

また、防災意識の普及推進については、要配慮者や男女双方のニーズの違いに配慮した意識啓発に努める。

普及すべき事項は、 おおむね次のとおりである。

ア．太地町地域防災計画の概要

太地町防災会議が「太地町地域防災計画」を策定し、また修正したときは、基本法第 42 条の規定に基づき、広く一般に周知を図る。

イ．災害予防の知識

火災の予防或いは家屋の耐震診断・改修等の防災知識の普及徹底により各個人、各世帯において防止できる事項については、周知徹底するよう努める。

ウ．その他の周知事項

災害が発生又は発生するおそれがある場合、各個人、各世帯において知っておくべき次の事項を周知徹底するよう努める。

(ｱ) 災害の種類とそれぞれの特質

(ｲ) 気象予警報等の種類と対策、聴取方法

(ｳ) 防火心得、初期消火等の防火対策

(ｴ) 救助・救急技術と必要な器具

(ｵ) 避難、避難誘導、及び避難心得

(ｶ) 耐震住宅、家具等の転倒防止、 家屋の事前補修、 災害時の戸外の危険対策

(ｷ) 地域コミュニティの形成と要配慮者との交流に対する配慮

(ｸ) 被災世帯の心得ておくべき事項

(ｹ) 地震及び津波に関する一般知識

① 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

② 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

(ｺ) 過去の主な被害事例

(ｻ) 緊急避難先安全レベルについての考え方や避難路に関する知識

(ｼ) 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス、ナビアプリ等）

(ｽ) 風水害対策、地震・津波災害対策の現状

(ｾ) 平常時の心得（準備）

① 食料、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄

〔家庭においては３日間以上とし、消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い１週間分程度とすることを理想とする〕

※ところてん方式：普段食べている食料などを多めに蓄え、消費の都度、補充を行い、常に一定の備蓄を確保する。

② 非常持ち出し品の準備

③ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策

④ 避難路及び避難場所の把握

⑤ 災害時の家族内の連絡体制の確保

⑥ 要配慮者の所在把握

⑦ 石綿の吸収を防ぐ防塵マスクの備蓄及び正しい着用方法の習得

⑧ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・防災基本計画の修正狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）

⑨ 正確な情報の入手方法(防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ等)

⑩ 地震保険・共済加入の検討

⑪ 自動車へのこまめな満タン給油

(ｿ) 災害時の心得

① 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること

② 災害情報等の聴取方法

③ 停電時の処置

④ 避難場所安全レベルについての考え方

⑤ 避難に関する情報の意味(「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル４で『危険な場所から全員避難』すべきこと」)の理解

(ﾀ) 通信確保に関する事項

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努める。災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(ﾁ) 地震・津波発生時の行動及び応急措置

① 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動

② 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報発令時にとるべき行動

a. 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震 （震度４程度） を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、 迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

b. 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

③ 初期消火活動をおこなうとともに、消防機関に協力する。

④ 近隣の負傷者、要配慮者の救助

⑤ 避難場所での活動

⑥ 国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力する。

(ツ) 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施

(テ) 緊急地震速報の正しい活用方法

(ト)その他、必要事項

(4) 家庭における防災教育

災害による人的被害等を軽減するため、平常時から地域住民の助け合いを通じて各家庭間の連帯を深め、各家庭において、次のような対策を講じるよう区長会、自主防災組織等を通じて働きかけや、指導を行う。

ア．消火器等の備え付けとその使用方法

イ．初期消火等

ウ．基礎的な防災知識と防災技術等

エ．平常時の心得

(ア) 一人あたり３日分、可能であれば１週間分の食料、 飲料水等の家庭及び企業における備蓄

(イ) 非常持ち出し品の準備

(ウ) 家具等の転倒防止対策

(エ) 避難路及び避難場所の把握

(オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(カ) 要配慮者の所在把握

オ．災害時の心得及び応急対策

(ア) 初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する

(イ) 近隣の負傷者、要配慮者の救助

(ウ) 避難場所での活動

(エ) 国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力する

カ．住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施

(5) 学校における防災教育

非常災害に備えて学校においては、児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、消防機関等との協力の下、児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全確保及び校舎、設備の保全を図る体制を確立するため、訓練や防災学習を随時実施する。

ア．「和歌山県防災教育指導の手引き」等を活用した防災学習

イ．地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール

ウ．歴史資料等を活用した防災文化の形成

エ．「津波避難３原則」「津波てんでんこ」の浸透

オ．実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練の実施

カ．身近な安全対策　（耐震化、家具固定等）　を子どもから発信する減災運動

(6) 防災訓練を通じた住民の防災意識の向上

住民参加型の防災訓練を行い、これを通じて住民の防災意識の向上を図る。

(7) 防災教育の実施時期

防災知識の普及は、災害が発生し易い時期、又は、全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して実施する。

(8) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害での教訓、とりわけ東日本大震災時の津波対策や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、 広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や災害に関する石碑・モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、地震・津波防災意識の向上に努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。 町は、災害教訓の伝承について啓発に努めるほか、大規模災害に関する各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第２５章　自主防災組織整備計画

〔担当：町（総務課）〕

１．計画の目的・目標

地域住民の防災に関する意識の向上を図るとともに、地域住民による自主防災組織の組織化・育成を促進する。

また、住民一人ひとりが防災意識を高め、防災対策を推進することによって、地域住民の連帯協同を促進し、的確な自主防災活動ができるような体制の確立に努めるとともに、要配慮者や女性の自主防災組織への参加促進に努める。

２．取組内容

(1) 地域住民等の自主防災組織の育成

ア．自主防災組織の形成促進

町は、基本法第５条第２項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動の組織化を促進し、自主防災組織の形成の促進を図る。

イ．自主防災組織の活動

自主防災組織においては、 次の活動を行うよう努める。

(ｱ) 平常時の活動

① 「自分の命は自分で守る」自助意識、「自分達のまちは自分達で守る」共助意識の向上

② 防災知識・技術の習得

③ 地域住民に対する防災知識・技術の普及活動（パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等）

④ 要配慮者との交流

⑤ 町の行う防災活動への参加・協力

⑥ 防災訓練の実施

⑦ 火気使用設備器具等の点検

⑧ 防災用資機材の備蓄・整備・点検

⑨ 発災時の具体的な役割と活動指針の準備

⑩ 地域内の要配慮者の所在把握

⑪ 地域内の危険箇所の把握

⑫ 自主防災組織相互間の連携

⑬ 他のボランティア組織、 区長会、消防団及び関係団体の相互間の連携

⑭ 防災に関する調査、研究

⑮ 自主防災組織における防災計画の作成

(ｲ) 災害時の活動

① 他の自主防災組織、ボランティア組織、 区長会、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整
② 災害に対する警戒活動
③ 高所における津波監視協力
④ 地域内の災害情報・被害情報の収集・伝達などの協力
⑤ 出火防止・初期消火活動
⑥ 浸水排除・堤防補強・修復活動の協力
⑦ 負傷者の救出・応急手当・搬送
⑧ 避難情報発令時の住民への伝達、避難した後の確認等要配慮者の救出、避難誘導等の協力
⑨ 避難誘導・避難所の開設と運営
⑩ 避難所に収容されていない被災者への救援活動
⑪ 給水・炊き出し・生活必需品等の配送、配給の実施
⑫ 救援物資の早期分類と分配
⑬ その他災害応急対策活動

(2) 地区防災計画の策定

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる。

町は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、町防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める。

第２６章　災害時救急医療体制確保計画

〔担当：町（総務課、住民福祉課）、医療関係者〕

１．現　況

近隣の主要医療機関及び町内の医療機関と現況は以下のとおりである。

■　管外主要医療機関（新宮保健所管内）

病院名	所在地	電話番号 ＦＡＸ番号	開設者	病　床					
				一般	療養	精神	感染	結核	合計
新宮市立医療センター	〒647-0072 新宮市蜂伏 18－7	0735-31-3333 0735-31-3337	新宮市	281			4		285
(一財) 新宮病院	〒647-0018 新宮市仲之町 2-1-15	0735-22-5137 0735-21-2137	㈶新宮病院	84	0				84
岩崎病院	〒647-0061 新宮市三輪崎 1384	0735-31-7153 0735-31-5655	(医)両茂会			157			157
那智勝浦町立温泉病院	〒649-5331 那智勝浦町天満 1185-4	0735-52-1055 0735-52-3853	那智勝浦町	120	0				120
日進会病院	〒649-5331 那智勝浦町朝日 1-221-1	0735-52-6511 0735-52-5438	(医)日進会		82				82

（資料：町住民福祉課）

■　町内医療機関

病院名	所在地	電話番号	診療科目
坂野医院	水ノ浦	0735-59-2063	内科、外科、消化器科、循環器科
太地歯科	新屋敷	0735-59-6480	歯科
和穂歯科	暖海	0735-59-3331	歯科

（資料：町住民福祉課）

２．計画の目的・目標

災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、消防機関における救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関、住民の協力のもと、集団救急体制・応急医療体制の整備及び確立に努める。

３．取組内容

(1)　救助・救急体制の確立

ア．医師会・医療機関による救急体制の整備

(ｱ) 救護体制の整備

大災害が発生した場合には、医療機関そのものが被災して医療機能が縮小するとともに、多数の傷病者が集中して対応しきれないおそれがあるため、 医師会、日本赤十字社及び医療関係機関に協力を要請し、救護体制の確立に努める。

(ｲ) 救護所の設置

町は医師会等と連携し、救護所を設置する体制の整備を図る。救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

① 太地町多目的センター

② 学校の医務室(太地中学校、太地小学校)

③ 南紀園

④ その他避難所付近等、救護所の設置が必要な場所

(ｳ) 協力の要請

大災害が発生し、町、医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、和歌山県、近隣市町等に協力を要請する。

(ｴ) 医療資機材等の備蓄

災害発生後、緊急を要する医療資機材等については、備蓄を推進する。 また、関係機関や関連業者との協力により、医療資機材の調達を図る。

イ．住民による救急体制の整備

大災害が発生した場合に、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力を超えた場合に備え、住民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを可能な限り行うことのできる体制づくりを進めるものとし、下記の事項について検討する。

(ｱ) 応急手当の方法等救急知識の普及啓発

(ｲ) 住民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

(ｳ) 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

(ｴ) 町職員による傷病者の搬送

(2) 災害時医療体制の確立対策

ア．医療体制の整備

災害発生時、新宮市立医療センターをはじめとし、地域の医療機関が負傷者の適切な医療を可能にするため、 医師会等と協議検討のうえ、次の項目の実施を推進する。

(ｱ) 救急医療体制づくりのため、近隣市町村や医師会と連携を図り、救急患者に対する迅速かつ適切な医療や重病患者に対する高度な医療を確保するための広域医療ネットワークづくりを検討する。

(ｲ) 救急救命士の育成を促進するなど、高規格救急車等による搬送体制の充実を図るとともに、緊急高度医療に対応するためのドクターヘリを活用した搬送システムを充実する。

(ｳ) 災害時や救急患者が発生した場合の初期対応の核になるため、消防機関・医療機関・福祉施設への体験研修を推進し、職員の救急対応能力の向上を図る。

(ｴ) 町の医師、看護師、助産師、レントゲン技師等、医療関係資格者のうち、休職中、若しくは他の機関の業務に従事している者の調査に努め、 緊急な場合の応援要請要員として、これらの者を逐次登録していく。

(ｵ) 負傷者が極めて多数の場合、 町域の病院等は後方医療活動に徹し、外部支援の医療関係者に救護班活動を依頼することが必要になるため、医師会及び関係機関とあらかじめ調整を図る。

イ．医薬品等の確保

(ｱ) 在庫の確保

町は、薬剤師会等関係機関を通じ、 医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについても協力を依頼する。

(ｲ) 医薬品供給業者との協定

町は、緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、 医薬品供給業者と医薬品等の供給体制の整備に関する協力を依頼する。

ウ．緊急輸送手段の確保

(ｱ) 病院への搬送道路の整備

災害時における負傷者、医薬品、衛生材料等、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路及び橋梁の整備に努めるほか、ヘリコプター（Dr ヘリ）の発着指定地とを結ぶ道路の整備に努める。

(ｲ) 病院を中心とする道路の取締り等の強化

病院を中心とする主要道路は、 警察署の協力を得て、不法駐車等の取締りを厳しくし、偶発的災害に備えるとともに、広報等で住民に充分な理解を得るよう努める。

エ．災害派遣医療チーム　（ＤＭＡＴ）の応援要請の体制整備

災害の急性期（概ね 48 時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を応援要請することにより、 傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待される。 県立医科大学付属病院及び日本赤十字社和歌山医療センター等では日本ＤＭＡＴ隊員養成研修を終了している。町は災害時に応援要請した場合、県の指導のもと、災害派遣医療チームに必要な協力・支援をするための協力体制を整備する。

オ．災害医療コーディネーターの設置

県は、災害時の医療体制を迅速割的確に構築するため、県災害医療本部に統括災害医療コーディィネーターを配置し、二次保健医療圏（太地町は新宮保健医療圏域）には地域災害医療コーディィネーターを配置する。

災害医療体制は、以下のとおり。

■　医師会所在地・ 連絡先

医師会名	住　所	電話・FAX
和歌山県医師会	和歌山市小松原通 1-1　県民文化会館内	073（424）5101 ・（436）0530
東牟婁郡医師会	東牟婁郡太地町森浦 703-4　南紀パシフィックヴィラ内	0735（59）3403 ・（59）2012

（資料：県地域防災計画・資料編）

■　県内災害拠点病院

区分	医療圏	医療機関名	住　所	標榜診療科目	電　話　等
総合	和歌山	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市 紀三井寺 811-1	糖内分代内・消内・呼内・腫内・循内・腎内（透）・血・内･神精・神内・リウ・膠・呼･消･循･心血管外･口腔外・小･外･整･脳･泌尿･産婦･眼･耳鼻･放･麻･歯外･皮・リハ・救急・病診・腫内	(TEL)073-447-2300 (衛星携帯) 080-2501-0713 (FAX)073-441-0713
総合	和歌山	日本赤十字社 和歌山 医療センター	和歌山市 小松原通 四丁目 20	循内・消内・糖尿病、内分泌内・血内・外・小外・乳外・眼・耳・産婦・小・泌尿・腎内・皮・整・口外・放・脳・麻・呼内・心血管外・リハ・神内・精・形成・呼外・心内・リウ・救・病診・漢内・感染内	(TEL)073-422-4171 (衛星携帯) 090-7355-2418 090-8829-1228 (FAX)073-427-2344
地域	和歌山	労働者 健康安全機構 和歌山労災病院	和歌山市 木ノ本 93-1	内・神内・呼内・消内・循内・血内・小・外・呼外・整・脳・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・救急・病診	(TEL)073-451-3181 (衛星携帯) 080-8307-1320 080-8510-5306 (FAX)073-452-7171
地域	那　賀	公立那賀病院	紀の川市 打田 1282	内･呼内･小･外･整･産婦・眼･耳･循内・リウ・脳・呼外・皮・泌尿・リハ・放・麻・乳腺外科・精神・神内・臨腫・腎内・病診・救急・胸内・臨検	(TEL)0736-77-2019 (衛星携帯) 090-4304-2445 080-2542-0286 (FAX)0736-77-4659
地域	橋　本	橋本市民病院	橋本市 小峰台 2-8-1	内･呼内･循内･小･外･整･脳･呼外･心血管外･皮･泌尿･産婦･眼･耳･リハ･放・麻・乳腺外・消内・代内・腫内・救急・血内	(TEL)0736-37-1200 (衛星携帯) 090-7764-9984 (FAX)0736-37-1880
地域	有　田	有田市立病院	有田市 宮崎町 6	内・循・小・外・整・脳・皮・泌尿・産婦・眼・耳・麻	(TEL)0737-82-2151 (衛星携帯) 090-8887-9030 870-776712790 (FAX)0737-82-5154
地域	御　坊	ひだか病院	御坊市 薗 116-2	内･精･小･外･整･脳･皮･産婦･眼･耳･放･泌尿・麻	(TEL)0738-22-1111 (衛星携帯) 080-2522-3590 870-772581475 (FAX)0738-22-7140
地域	田　辺	紀南病院	田辺市 新庄町 46-70	内・神内・呼・消・循・小・外・整・脳・呼外・心臓血管外・小外・形成外・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・歯科口腔外	(TEL)0739-22-5000 (衛星携帯) 080-2535-2210 080-8305-2476 (FAX)0739-26-0925
地域	田　辺	(独)国立病院機構 南和歌山 医療センター	田辺市 たきない町 27-1	内･腫瘍内・精･呼･消･循･小･外･整･脳･心臓血管外･乳腺外･呼外･救急･泌尿･産婦･眼･耳･リハ･放･麻・皮・歯科口腔外・病診・形外	(TEL)0739-26-7050 (衛星携帯) 090-7482-3039 090-8791-3265 080-8525-0204 (FAX)0739-24-2055
地域	新　宮	新宮市立 医療センター	新宮市 蜂伏 18-7	内・神内・循内・小・肛外・整・形・脳・呼・心外・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・歯外	(TEL)0735-31-3333 (衛星携帯) 090-7492-6220 881-623412187 (FAX)0735-31-3337

注）区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。

（資料：県地域防災計画・資料編）

カ．災害時小児周産期リエゾンの配置

災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、医療機関に設置する。

第２７章　要配慮者対策計画

〔担当：町（総務課、住民福祉課）、太地町社会福祉協議会〕

１．計画の目的・目標

各地域における乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者・児、高齢者、妊産婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々（要配慮者）に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制整備を図る。

２．取組内容

(1) 要配慮者利用施設における対策

ア．要配慮者利用施設の地域防災計画への位置づけ

町は、津波防災地域づくりに関する法律、水防法、土砂災害防止法による災害が想定される区域内にあり、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設について、地域防災計画において、名称及び所在地を定めるものとする。なお、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討する。

イ．情報伝達の支援

町は、地域防災計画に位置づけた要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。さらに、当該施設の所有者又は管理者が、洪水予報等の情報伝達訓練を実施する場合には、これを支援する。

ウ．避難確保計画作成と訓練の実施

町は、要配慮者利用施設のうち、町が所有又は管理する施設の避難確保計画の作成及び当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施する。

エ．避難確保計画作成等の推進

地域防災計画に位置づけた要配慮者利用施設に避難確保計画の作成等の必要性を周知し、作成及び当該計画に基づく避難誘導等の訓練について支援や助言を行う。

(2) 要配慮者利用施設以外の社会福祉施設等における対策

ア．防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を策定する。

イ．防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように各施設の管理者等は定期的に防災訓練を実施する。また、訓練により防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直しをする。

ウ．施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設の倒壊や火災の発生がないように、施設や付属危険物を常時点検する。また火気使用設備器具については、日頃より安全点検を行う。

エ．施設のユニバーサル化の促進

要配慮者が安全に避難できるよう、施設や設備のユニバーサル化※1等の整備、改善を行う。

※１ユニバーサル化：全ての生活者にとって安全で快適な生活を過ごせるような共生型の環境を構築する考え方

オ．地域社会との連携

社会福祉施設の入居者や通所者は自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分である。常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力を得られる体制づくりに努める。

カ．緊急連絡先の整備

災害発生時に保護者または家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

キ．食糧・水等の備蓄等

各施設管理者は、入所者・通所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び簡易ベッド等の備蓄及び緊急調達体制の確保に努める。

ク．職員不足の場合の準備

各施設管理者は、災害により職員が不足して充足を図る必要があるときに備え、資格保有者名簿等を予め作成する等選定補充体制の確保に努める。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア．避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、かつ迅速な避難を行うために特に支援を必要とする者（避難行動要支援者）の把握に努め、介助する家族の有無、必要な介助内容等を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿は、災害発生時の救出資料にするなど救助等に活用する。また、作成した避難行動要支援者名簿の情報を消防、警察等、関係機関に提供する。なお、避難行動要支援者名簿の作成・活用等にあたっては、以下の事項について定めておく。

(ｱ) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防団、警察官、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織を避難支援等関係者とする。

(ｲ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本町では「太地町要配慮者台帳登録制度」を新たに整備し、以下の基準を満たす者を要配慮者として登録する。

① 65 歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
② 介護保険認定者のうち、要介護度３以上の者
③ 身体障がい者手帳１級又は２級の交付を受けている者
④ 療育手帳 A の交付を受けている者
⑤ 精神障がい者保健福祉手帳１級又は２級の交付を受けている者
⑥ 難病患者
⑦ その他町長が必要と認める者（前各号に掲げる者に準ずる状態にある者のほか、本人が希望する者）

このうち、以下の条件を有する在宅者等を「避難行動要支援者」とする。

① 移動が困難な人
② 日常生活上介助が必要な人
③ 情報を入手したり、発信したりすることが困難な人
④ 薬や医療装置が常に必要な人
⑤ 精神的に著しく不安定な状態を来たす人
⑥ 言語、文化、生活習慣への配慮が必要な人
⑦ 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者

(ｳ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部署で把握している情報の集約に努める。

① 氏名、性別、生年月日
② 住所
③ 電話番号その他の連絡先及び緊急時の連絡先
④ 避難の支援を必用とする理由
⑤ 血液型、かかりつけ医院
⑥ 地域支援者（避難支援等関係者）、同居人
⑦ その他必要と認める事項

(ｴ)名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。

(ｵ)名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講ずる。

a 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
b 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること
c 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること
d 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること
e 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するように指導すること
f 名簿情報の取り扱い状況を報告させること

(ｶ)要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難するため、又は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達に当たっては、以下の事項を配慮する。

a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにすること

b 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

c 高齢者や障がい者等に合った必要な情報を選んで流すこと

d 外国人に対する情報提供の方法について検討すること

(ｷ)避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。

イ．個別避難計画の策定

町は、区長会、民生児童委員、自主防災組織等と協力し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに個別避難計画の策定に努める。

ウ．避難支援プランの策定

町は、避難行動要支援者の円滑な避難のため、区長会、民生児童委員、自主防災組織等と協力し、避難支援プランの策定に努める。

エ．協力体制の整備

町は、県とともに障がい者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者等の把握に努め、派遣・協力システムの整備に努める。また町は、県とともに要配慮者と消防機関との間に要配慮者緊急システムを整備し、その周知に努める。

オ．日常的な備え

(ｱ) 要配慮者への防災教育や、自主防災組織・ボランティア等への要配慮者に関する防災教育を随時開催するように努める。

(ｲ) 自主防災組織、ボランティア等の助けを得て、日頃から個人的な交流関係の育成に努め、発災時に備える。また、要配慮者の介助、救出等については、地域住民の力に負うところが大きいため、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者やその家族を含めた地域ぐるみのコミュニティの育成や地域全体で要配慮者を支援する仕組みの構築を図り、災害時に備えておくものとする。

(ｳ) 要配慮者（特に呼吸器に疾患のある場合等）は健常者と比べて呼吸困難の症状が出やすいことから、町は、適切な防塵機能を有する防塵マスクの確保に努める。

(4) 児童・生徒に対する配慮

町は、災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

ア．保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できるものとする。

イ．保護者を失った児童があるときは、東牟婁振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。

(5) 旅行者・外国人等に対する配慮

ア．情報伝達体制の整備

町は、県と共に各地域に住む外国人について把握するとともに、外国人に対し適切な情報を提供するための外国語通訳者やボランティア等の把握に努め、協力システムの整備に努める。

また、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

イ．旅行者・外国人への周知徹底

民宿等及び観光地に、外国語を併記した防災パンフレット等の掲示について観光協会等に協力を要請する。また、避難所への誘導標識等については、外国語や絵による標示に努める。

災害時には、旅館等及び観光地において、拡声器による緊急放送を行うこととする。また沿岸部に屋外拡声方式による同報無線の設置を図り、釣り客等に、地震・津波等に関する緊急放送、及び警報等の災害情報の提供を行う。

ウ．宿泊施設に対する防災教育

旅館等及び観光地従業員の防災教育に努め、国内及び国外の観光客に対する防災サービスを提供するよう指導する。

(6) 社会福祉施設等の整備

ア．避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画の樹立に努め、常に災害に注意するとともに、特に重度障がい者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておく。

イ．避難予定場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期する。

ウ．社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努める。

また、平常時から、災害によって福祉支援を必要とする人に生じる新たな生活・福祉的課題（支援需要）への対応を検討しておき、災害時も介護サービスの提供を維持できる体制を構築する。

エ．社会福祉施設等整備の充実化

(ｱ) 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努める。

(ｲ) 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努める。

(ｳ) 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食料、水及び緊急ベッド等の確保に努める。

(ｴ) 災害に際し、町や地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努める。

(7) 災害時に特に配慮すべき事項

県、町は災害時に次の事項について要配慮者に十分配慮する。

(ｱ) 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難情報の提供

(ｲ) 自主防災組織、民生・児童委員等地域住民の協力による避難誘導

(ｳ) 名簿等の活用による居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見

(ｴ) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応

(ｵ) 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査

(ｶ) 生活必需品への配慮

(ｷ) 食料の配慮（やわらかい食品等）

(ｸ) 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援

(ｹ) 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的実施

(ｺ) 仮設住宅の構造、仕様についての配慮

(ｻ) 仮設住宅への優先的入居

(ｼ) 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認

(ｽ) ケースワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策

(ｾ) インフルエンザ・新型コロナウイルス等感染症の防止

(ｿ) 社会福祉施設等の被害状況調査

(ﾀ) 医療福祉相談窓口の設置

(8) 保険制度（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険制度）の事務処理対策

町は、県、国及び関係機関（病院、地域包括支援センター等）と連携し、被災により被保険者証を紛失もしくは提示不可能となっていても、本人確認等により必要な医療もしくは介護サービスを受けられる体制の整備を進める。

第２８章　ボランティア活動等環境整備計画

〔担当：町（総務課、住民福祉課）、太地町社会福祉協議会〕

１．計画の目的・目標

町や住民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細やかな対応が必要とされる。そのため、ボランティア活動のリーダーの育成、災害時におけるボランティア活動等について意見交換を行う等、平時から災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアと町・住民・ＮＰＯ等との連携・協働を促進し、ボランティア活動の性格や特徴に合わせた受入れ体制を計画する。

２．取組内容

(1) 受入れ体制の整備

町並びに太地町社会福祉協議会及び関係機関は、災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対し、その円滑な活動が行えるよう受入れ・活動の調整を行うための受入れ機関の設置・運営について、連絡調整を行う。

ア．太地町社会福祉協議会は、町及び関係機関と連絡調整の上、受入れ機関となるボランティアセンターを組織し、設置する。

イ．太地町社会福祉協議会は、町及び関係機関と連絡調整等を行い、受入れ機関となるボランティアセンターを運営するものとし、災害対策本部と協議・調整し活動計画を定める。

ウ．災害時にボランティア及びボランティア団体が円滑に組織化され活動できるよう、ボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が積極的に活発に行われるよう住民意識の高揚を図る。

エ.町は、共助のボランティア活動と町が実施する救助の調整事務を災害ボランティアセンターに委託する場合、当該事務に必要な人件費及び旅費等の必要経費に対し、災害救助法による国庫負担の活用を検討する。

(2) ボランティアの育成

ボランティアの育成を行うため、次の項目を実施する。

(ｱ) 町域のボランティア活動を把握し、相互に関係を深め、これの組織化に努めるとともに、提供可能な技能等の登録について検討する。

(ｲ) 平常時の防災活動に関する協力依頼は、ボランティア組織を通じて行う。また、非組織ボランティアには、広報等により随時依頼を行う。

(ｳ) 町内のボランティア組織に対し、防災教育を実施する。

(ｴ) 各ボランティア団体の育成及び相互の連携を図るため、ボランティアリーダー及びボランティアコーディネーターの発掘、育成、訓練の実施に努める。

(ｵ) 発災時の対応方針を、あらかじめ相互に検討し、徹底を目指す。

(ｶ) 発災時の対応として、町域のボランティアにボランティアセンターの運営等を依頼し、他市町村等のボランティアが町域での奉仕活動を行う際の支援を、あらかじめ依頼するよう努める。
(ｷ) ボランティア組織間の相互連携のほか、消防団、区長会、行政、町社協等関係機関・団体との相互連携を図る。
(ｸ) 地域内で災害ボランティア活動に取り組めるようボランティアの活動環境の整備を図る。
(ｹ) 専門的技能を活かした支援活動を受け入れる体制を検討しておく。

(3) 発災時ボランティアに協力を依頼すべき主要な事項

ア．一般労力提供型ボランティアによる支援

(ｱ) ボランティアセンターの支援又は運営
(ｲ) 救急救助活動支援
(ｳ) 物資配送センター支援（救援物資の受入、分類、在庫整理、配送、分配等）
(ｴ) 給水活動支援、配送、給水拠点の管理
(ｵ) 自宅避難者等の給食、給水、物資の分配
(ｶ) 避難所の開設・運営支援、避難者リストの作成、倉庫管理等
(ｷ) 要配慮者の救済・支援
(ｸ) 清掃等の衛生管理（避難所、被災地域、ボランティアセンター、病院等）
(ｹ) 安否情報、生活情報の収集伝達

イ．専門技術提供型ボランティアによる支援

(ｱ) 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
(ｲ) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
(ｳ) 教育・保育、事務関係
(ｴ) 通訳（外国語、手話）
(ｵ) アマチュア無線技士
(ｶ) その他、自動車運転、各種機器の修理等

第２９章　企業防災の促進に関する計画

〔担当：町（総務課）〕

１．現　況

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるとともに、町は、企業に対し「事業継続計画（ＢＣＰ）」作成の促進を図る。

また企業は、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る必要がある。

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況である場合には、事業者は従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

２．計画の目的・目標

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、商工団体等と連携し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画策定の支援に努める。また、計画実行への取組を通じて企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、事業継続計画（ＢＣＰ）の普及啓発活動を通して、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うよう働きかける。

３．取組内容

(1) 周知・啓発

企業が、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらには実効性のある防災体制の整備として「事業継続計画（ＢＣＰ）」の策定を行うよう、商工団体等を通じて普及・啓発を実施する。

(2) 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

町は、企業からの「事業継続計画(ＢＣＰ)」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネット

ワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言等の支援に努めるものとする。

また、町は、企業における消防団活動へのより一層の理解及び協力の促進に努める。

第３０章　総合的防災体制の確立

〔担当：町（総務課）、防災関係機関〕

１．計画の目的・目標

太地町、防災関係機関、住民及び事業所は、日頃より防災組織の整備推進に努め、防災体制の確立に万全を期すものとする。

２．取組内容

(1) 太地町

町は、関係法令及び条例等に基づき、次の組織を設置する。設置した場合、その機能が十分発揮できるよう各組織の構成員は、日頃より各々の職務内容・手順の把握に努める。

ア．太地町防災会議

太地町防災会議は、基本法第 16 条を根拠として設定され、その内容は、太地町防災会議条例に定められている。

(ｱ) 所掌事務

① 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

② 本町に係る災害が発生した場合において、災害に関する情報を収集し、その対策を講じること。

③ その他法律又はこれに基づく政令により定められたその権限に属する事務

(ｲ) 組織

太地町防災会議の組織は、太地町防災会議条例の定めのとおり組織する。

※太地町防災会議条例は、資料編 4-01 を参照

イ．太地町災害対策本部

太地町災害対策本部は、基本法第 23 条を根拠として設定され、その内容は、太地町災害対策本部条例等に定められている。

(ｱ) 所掌事務

太地町地域防災計画の定めるところにより、町域の災害予防及び応急対策を実施する。

(ｳ) 組織

太地町防災会議の組織は、「第４編　第１章　防災組織計画」に定めるとおりとする。

(2) 防災関係機関

ア．防災体制の確立

町域を所管する和歌山県の機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関は、基本法第 47 条の規定に基づき、地域防災計画の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の

現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し男女共同参画その他多様な視点を取り入れるなど、絶えずその改善に努めることにより、防災体制の確立を図る。

イ．相互応援関係の充実

町域に大災害が発生した場合など、町の防災能力の対応が困難となる場合、また、過度の物資の備蓄、資機材の整備を図ることは困難となるため、これらに備えて、あらかじめ他市町村との間で、広域に相互応援協定の締結を推進する。

(3) 住民

ア．住民の防災意識の向上

災害対策の基本は、地域住民が防災意識を高め、災害に備える機運の醸成にある。このため、町は、広報等により、区長会を通じ、住民の防災意識の向上に努める。

イ．事業所の防災体制の確立

消防法第８条の規定により「消防計画」を作成する事業所及び地域の安全と密接な関連がある事業所については、被害の未然防止に努め、また災害時には従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大防止に努めることが重要である。

このため、各事業所において、自衛的かつ自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保を図るほか、地域の消防団とも密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう指導する。

ウ．自主防災組織の形成促進

基本法第５条第２項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動を形成し、促進を図る。

エ．各種民間組織の防災意識の向上

区長会、ボランティア団体等、各種民間組織の防災意識の向上を図る。

オ．相互関係の確立

区長会、ボランティア団体等、各種民間組織について、同一団体内の連携及び他種団体間の連携を図り、相互関係の確立を図る。

第３１章　情報収集・伝達体制の確立

〔担当：町（総務課）、防災関係機関〕

１．計画の目的・目標

突発的な災害発生の場合に、速やかに災害対策本部の設置を可能にし、災害対策本部がとるべき指針を緊急に明確にするため、情報を収集し、連絡、伝達できる体制をあらかじめ確立しておく。

２．取組内容

(1)　情報収集・伝達体制の整備

ア．情報収集体制

(ｱ) 24 時間体制により、突発的な災害発生の場合に備え、万全を期す。

(ｲ) 災害による電話回線の途絶等に備え、多様な手段による速やかな被害情報収集手段を確保する。

(ｳ) 災害時・緊急時には、効率的な連絡手段の確保として、個人所有の携帯電話番号の一覧・携帯メールアドレス台帳を整備する。

(ｴ) 出先機関や現場職員への連絡手段については、個人所有の携帯電話（緊急連絡網の作成（個人携帯番号・メールアドレス））をはじめ、移動無線機の活用（免許取得）、トランシーバーの活用（庁舎周辺）も検討する。

(ｵ) 災害情報の精査・一元管理を行い、情報処理ルート体系を確立しておく。

(2)　被害状況調査

ア．情報伝達体制

(ｱ) 災害発生の場合は、直ちに町長に連絡を取り、災害対策本部の設置及び配備体制について指示を要請する。

(ｲ) 災害発生の場合の情報伝達体制は、「第３編　第 1 章　防災組織計画」により行う。

(ｳ) 町は、住民への防災情報の広報に努めるとともに、住民は防災情報に日頃から注意する。

(ｴ) 戸別受信機の整備・管理及び使用方法の周知を徹底する。

(ｵ) 地区遠隔端末装置　（集落内放送）の未設置箇所の解消を図る。

(ｶ) 区長会は、平時から集落内放送の操作に習熟する。

(ｷ) 固定電話・携帯電話・インターネット回線等が倒木断線や基地局浸水等により不通となることが想定されるため、衛星携帯電話、無線、衛星インターネット回線等の通信手段の確保・強化を図る。

(ｸ) 緊急性・危険性の高い情報に関しては、防災行政無線放送のほか、エリアメールを活用し、情報発信を行う。

(3)　災害情報・伝達処理要員の育成

ア．要員の育成

大災害が発生した場合、災害及び被災等の状況を緊急かつ的確に把握し、重点的に行うべき活動の種類又は活動すべき地域を把握し、あるいはこれらを伝達するため、情報要員の育成を図るとともに、各種情報機器の操作に習熟した職員を養成する。

イ．把握すべき情報等

災害時、災害応急対策活動において、重点的に行うべき活動又は地域を把握するため必要な情報等は、次のとおりである。

(ｱ) 災害情報

(ｲ) 二次災害の危険性とその把握

(ｳ) 職員参集情報

(ｴ) 被害の抽出調査による全体像の把握（応急情報用）

(ｵ) 現地調査、電話等による問合せ調査

(ｶ) 収集情報から重点的に行うべき活動の種類又は活動すべき地域の抽出

(ｷ) 認定基準に基づいた被害調査

第３２章　緊急輸送体制の確立

〔担当：町（総務課、産業建設課）〕

１．計画の目的・目標

大災害時に備えて、住民の生命・身体の安全を確保するための避難所への誘導、その他緊急物資・資材等の確保及び搬送のほか、各種災害応急対策の円滑な活動を確保するため、緊急輸送体制の確立を図る。

２．取組内容

(1) 道路整備の基本方針

(ｱ) 町は、国・県に広域道路網の耐震化等を要請する。

(ｲ) 町は、緊急輸送道路に接続する町道の整備を優先的に進める。

(ｳ) 避難所をはじめ、町内各施設を結ぶ道路網の耐震化及びネットワーク化を図る。

(ｴ) 災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急幹線道路を結ぶ道路の整備に努めるほか、ヘリコプター指定発着地とを結ぶ道路の整備に努める。

(2)　避難路整備計画

避難所への避難及び二次災害等にともなう避難所間の移動が安全に行われるように、道路改良等の事業により総合的な避難路整備を検討する。

(3)　緊急輸送道路及び接続道路の整備計画

ア．緊急輸送道路の指定状況

町域の緊急輸送道路は次のとおり指定されている。

・第１次緊急輸送道路：国道 42 号

・第２次緊急輸送道路：県道梶取崎線、町道平見１号線

イ．整備計画

災害発生時に備えて、緊急輸送道路及び接続道路の整備及びこれらの緊急輸送道路に架かる橋梁やのり面の整備について国・県に要請する。また緊急ヘリポート周辺にアクセス道路を整備し、緊急幹線道路とする。

(4)　緊急ヘリポート等の指定

ア．緊急ヘリポート 等

災害による交通途絶、又は、緊急を要する場合に備え、緊急ヘリポートを指定する。

■　ヘリコプター発着予定地

名称	所在地		施設管理者		面積 東西　m 南北　m	備考
	住所	電話番号	氏名	電話番号		
町民グラウンド	太地 1770-51		町教育委員会	0735 (59)2335	80m 80m	
小長井地区広場（太地町防災ヘリポート）	太地 2995-1		町総務課	0735 (59)2335	70m 40m	

（資料：県地域防災計画・資料編、和歌山県赤十字）

(5)　緊急時の漁港の使用

ア．緊急時の漁港の使用に資する整備

町域には、第２種漁港の太地漁港がある。災害時には、陸上交通の途絶が考えられるため、漁港を緊急輸送等を行う港として利用できるよう整備に努めるものとする。

イ．アクセス道路の整備

港湾と町内を結ぶ道路として、県道太地港下里線、県道梶取崎線、町道山中２号線等の整備を促進する。

(6)　緊急輸送体制の確保

ア．車両の確保

(ｱ) 基本法第 76 条第１項の定めによる緊急通行車両の指定を行う。

(ｲ) 町有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。

(ｳ) 緊急時のために、事前に業者等と車両の提供について協議する等、車両の確保に努める。

(ｴ) 道路・橋梁の被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車の整備を図る。

イ．輸送拠点の指定等

(ｱ) 物資の受入れ、保管配送のための予定地を検討し、指定する。

(ｲ) 緊急輸送のため車両の拠点を検討し、指定する。

(ｳ) 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

■　物資の輸送に関して現在締結中の応援協定等

応援協定の名称	内　容	締結団体名	協定年月日
災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定	輸送、荷下し、仕分け、管理、積み込の協力	公益社団法人和歌山県トラック協会	平成 26 年 12 月 26 日

［参考資料　■緊急輸送道路の指定状況］

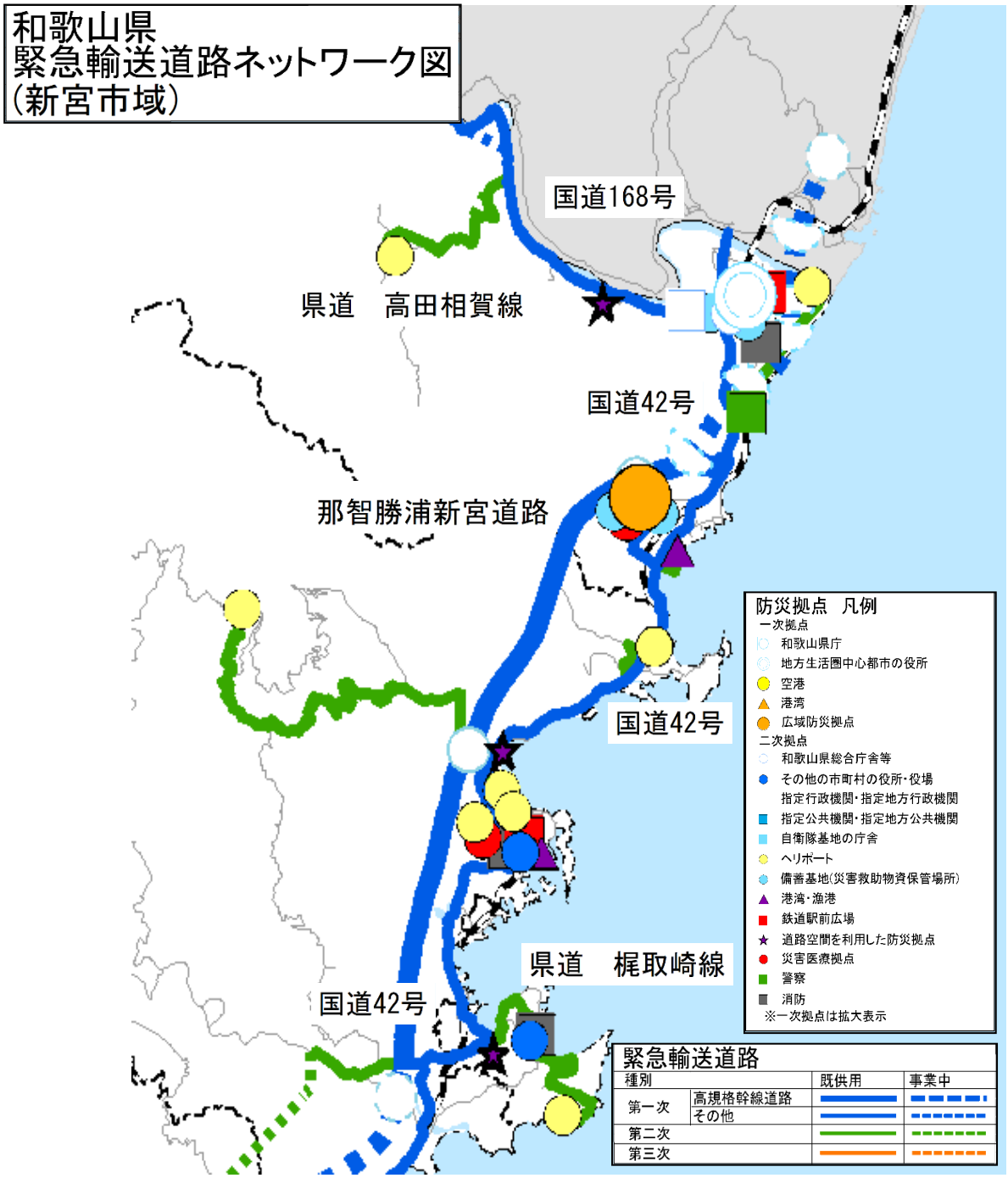

(資料：和歌山県ホームページ)

第３３章　避難収容体制の確立

〔担当：町（総務課）、和歌山県〕

１．現　況

避難施設は公共施設を中心に指定緊急避難場所は 22 箇所、指定避難所は 14 箇所、指定福祉避難所は３箇所を指定している。また津波避難タワーを３箇所、福祉避難所を４箇所定めている。このうち、老朽化が進んでいる建物や未耐震のものについては、耐震診断、改修に努める。

■　指定緊急避難場所

番号	名称	所在	標高（m）	安全レベル		災害区分			
				風水害	津波	地震		水害	土砂
1	太地中学校グラウンド	太地 114	33	☆☆☆	☆☆☆	○	○	○	○
2	多目的センター駐車場	太地 2991-1	12.4	☆☆	☆☆☆	○	○	○	○
3	順心寺境内地	太地 3186	3.8		☆☆	×	○	×	×
4	東明寺境内地	太地 3320	10		☆☆	×	○	×	×
5	太地小学校	太地 3436	9.1	☆☆	☆☆☆	○	○	○	×
6	平見地区　全域	平見地区	40～60		☆☆☆	×	○	×	○
7	浅間山		59		☆☆☆	×	○	×	×
8	白鯨横山（たかばべ園地）		45		☆☆☆	×	○	×	×
9	石垣記念館　裏山		55		☆☆☆	×	○	○	×
10	山中２号線	森浦地区	20		☆☆☆	×	○	×	×
11	旧グリーンピア南紀	森浦地区	32		☆☆☆	○	○	○	○
12	太地防災複合施設	太地 3393-1	2.9	☆☆☆	☆	○	○	○	○
13	太地町地域福祉センターなぎ	那智勝浦町 市屋 1056-8	27	☆☆	☆☆☆	○	○	○	○
14	太地こども園	太地 1770-14	39	☆☆☆	☆☆☆	○	○	○	○
15	駅舎防災複合施設	森浦 239-1	9	☆(注)	☆	○	○	○	×
16	森浦防災複合施設	大字森浦 143-29	3.6	☆☆	☆	○	○	○	×
17	暖海避難ビル	太地 4186	2.3	☆☆☆	☆	○	○	○	×
18	老人憩いの家	太地 3728-1	4.9	☆		○	×	○	×
19	（旧）太地保育所	太地 3441-1	9.1	☆(注)	☆☆☆	○	○	○	×

番号	名称	所在	標高（m）	安全レベル		災害区分			
				風水害	津波	地震		水害	土砂
20	（旧）太地幼稚園	太地 3505-1	9.1	☆(注)	☆☆☆	○	○	○	×
21	太地町公民館	太地 3077-13	2	☆		×	×	○	×
22	平見集会所	太地 942-1	49	☆☆	☆☆☆	×	○	○	○

（資料：町総務課）

■ **指定避難所**

番号	名称	所在	標高（m）	安全レベル		災害区分			
				風水害	津波	地震（耐震）	津波	水害	土砂
1	太地中学校	太地 114	33	☆☆☆	☆☆☆	○	○	○	○
2	平見集会所	太地 942-1	49	☆☆	☆☆☆	×	○	○	○
3	太地町多目的センター	太地 2991-1	12.4	☆☆	☆☆☆	○	○	○	○
4	太地町公民館	太地 3077-13	2	☆		×	×	○	×
5	寄水クラブ	太地 3145-2	2.7	☆(注)		○	×	×	×
6	東明寺	太地 3320	10	☆(注)	☆☆	×	○	×	×
7	太地防災複合施設	太地 3393-1	2.9	☆☆☆	☆	○	○	○	○
8	太地小学校	太地 3436	9.1	☆☆	☆☆☆	○	○	○	×
9	（旧）太地保育所	太地 3441-1	9.1	☆(注)	☆☆☆	○	○	○	×
10	（旧）太地幼稚園	太地 3505-1	9.1	☆(注)	☆☆☆	○	○	○	×
11	老人憩いの家	太地 3728-1	4.9	☆(注)		○	×	○	×
12	森浦防災複合施設	大字森浦 143-29	3.6	☆☆	☆	○	○	○	×
13	太地町地域福祉センターなぎ	那智勝浦町市屋 1056-8	27	☆☆	☆☆☆	○	○	○	○
14	太地こども園	太地 1770-14	39	☆☆☆	☆☆☆	○	○	○	○
15	駅舎防災複合施設	森浦 239-1	9	☆(注)	☆	○	○	○	×

（資料：町総務課）

■ **津波避難タワー**

番号	名称	所在	標高（m）	安全レベル（津波）
1	太地防災複合施設	太地 3393-1	2.9	☆
2	暖海避難タワー	太地 4186	2.3	☆
3	森浦防災複合施設	大字森浦 143-29	3.6	☆

（資料：町総務課）

■ 指定福祉避難所

番号	名称	所在	標高（m）	安全レベル		災害区分			
				風水害	津波	地震（耐震）	津波	水害	土砂
1	太地町多目的センター	太地 2991-1	12.4	☆☆	☆☆☆	○	○	○	○
2	太地町地域福祉センターなぎ	那智勝浦町市屋 1056-8	27	☆☆	☆☆☆	○	○	○	○
3	太地こども園	太地 1770-14	39	☆☆☆	☆☆☆	○	○	○	○

（資料：町総務課）

■ 福祉避難所

番号	名称	所在	備考
1	老人ホーム南紀園	太地 1770-15	
2	暖海ハイツ	太地 2995-1	特定非営利活動法人　七彩会
3	平見ハイツ	太地 916	（社）いなほ福祉会
4	古座あさかぜ園	串本町上田原 1237	（社）和歌山県福祉事業団

（資料：町総務課）

２．計画の目的・目標

災害時において、住民の生命、身体の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するための安全な避難場所をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、区長会、自主防災組織等の協力を得て、避難所の周知徹底に努め、避難体制の整備を図る。

３．取組内容

(1)　警戒避難体制の確立

ア．避難を要する場合

災害時において、本町で避難が必要な場合としては、おおむね以下のようなことが想定される。

(ｱ) 津波警報の発表等津波の危険が迫った場合

(ｲ) 河川の氾濫等により、浸水する危険がある場合

(ｳ) 土砂災害や堤防、ため池の決壊等の危険がある場合

(ｴ) 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合

(ｵ) 住家が被害を受け居住に危険がある場合

イ．避難体制の整備

本町において、避難を要する場合に、住民が適切に避難できるよう、以下の点について避難体制の整備を図っていく。

(ｱ) 避難路、避難経路、津波避難場所、津波避難目標地点（津波一時避難場所）、津波避難タワー等、避難所（風水害時、震災時）及び福祉避難所の指定・設定・整備及び住民への周知

(ｲ) 地区ごとの津波避難計画の策定及び見直し

(ｳ) 避難情報の判断基準（津波予報、土砂災害警戒情報等の活用）や伝達方法等をまとめた「太地町避難情報の判断・伝達マニュアル」の整備・更新及び活用

(ｴ) 避難所の収容機能、物資備蓄機能、応急救護機能及び情報収集伝達機能等防災拠点としての機能の整備

(ｵ) 東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓や経験を踏まえ、県が平成 25 年 1 月に改定した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」に準じて改訂した「太地町避難所運営マニュアル」に基づく避難所の開設、運営管理体制の整備

(ｶ) 避難行動要支援者の避難支援体制の確立

■ 避難場所等の考え方

項目	種　別	概　要
避難場所	津波一時避難場所	津波がおさまるまで、（津波警報等が解除されるまで）の間、一時的に避難する場所をいう。
	指定緊急避難場所	災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所で、町が指定するものをいう。
	津波避難タワー等	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建築物又は津波避難専用施設としての津波避難タワーのことをいう。

項目	種　別	概　要
避難所	指定避難所	災害対策法第 49 条の 4 に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所で、町が指定するものをいう。
	指定福祉避難所	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等であって避難施設での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し、保護するところで、町が指定するものをいう。
	福祉避難所	町が指定はしていないが、災害の状況に応じて上記同様の位置付けとして使用する施設をいう。

(2)　避難予定場所の選定

災害の程度、種別や、沿岸部の地形、市街化の状況など地域特性を考慮した指定緊急避難場所、避難路等を整備・確保する。また指定避難所の安全性を災害ごとに明示すると共に、指定避難所の浸水被害や、土砂災害の危険性も含めた「指定解除」も検討する。

(3) 避難路の選定

ア．避難路選定の基準

町は、住民が安全に避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、確保するものとする。

(ｱ) 山・崖崩れ、浸水、建物の倒壊、転倒・落下物による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。

(ｲ) 避難路は相互に交差しないものとし、原則として一方通行で避難できること。

(ｳ) 防潮堤等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。

(ｴ) 海岸・河川沿いの道路は、原則として避難路としないこと。

(ｵ) 原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように設定すること。

(ｶ) 避難路に面して津波避難タワー等が設置されていることが望ましい。

イ．特定避難路の指定

(ｱ) 町は、津波からの円滑な避難に係る特に重要な避難路を選定し、特定避難路として県に提案する。県は、町からの提案を受け、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例に基づき、特定避難路として指定を行う。

(ｲ) 町は、県と共に、特定避難路沿いの建築物等の耐震化を図るものとする。

なお、ここでいう避難路とは、津波浸水区域内にある国道、県道、町道及びその他公共の用に供する道、並びに同区域内から同区域外の避難先へ通じる道のこととする。

(4) 津波一時避難場所について

津波がおさまるまで、（津波警報等が解除されるまで）の間、一時的に避難する場所であり、避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は、集団を形成する場所とする。

(5) 指定緊急避難場所について

ア．指定緊急避難場所の指定

町は、防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘案し、必要があると認められるときは、災害発生時の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得た上で、災害の種類ごとにあらかじめ指定する。

イ．指定緊急避難場所に関する事項

(ｱ) 町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに公示する。

(ｲ) 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更加えようとするとき又は廃止するときは、県に届出する。

(ｳ) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(6) 指定避難所について

ア．指定避難所の指定

町は、円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で、指定避難所を指定する。

イ．指定避難所に関する事項

a 町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。

b 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止使用とするときは、町に届出する。

c 町は、指定避難所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取消、県に通知するとともに、公示を行う。

ウ．主な指定避難所

a 情報伝達ができ、食料や水などの確保、周辺住民等の一時的な安全を確保できる防災活動の拠点

b 被災者の最寄りの場所として一時的に宿泊できる場所

c 小・中学校等公共施設

エ．指定避難所の整備

(ｱ) 耐震診断の実施に努め、問題のある建築物に対しては随時耐震改修などを対策を進める。

(ｲ) 延焼防止の植樹を行うなど、火災の延焼防止に努める。

(ｳ) 電話回線の途絶等に備えて、通信機器の整備に努める。

(ｴ) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(ｵ) 大災害等により、大量長期の避難者の発生の場合に備え、指定避難所の開設及び運営を円滑に行うための避難所運営マニュアルの整備・更新に努める。

(ｶ) 避難所施設

① 段差の解消、階段・手洗い等に手すりの設置、スロープの設置、身体障がい者用トイレの設置等について、施設管理者等と協議し、可能なものから設置の推進を図る。

② 避難者のための情報収集・提供・連絡手段を確保するための設備の整備に努める。

③ 避難所運営マニュアルの配布

(7) 福祉避難所について

被災者のうち高齢者、障がい者など特に配慮を要する者（要配慮者）に対しては、防災上必要な措置の実施に努めなければならないとされており（基本法第８条第２項第 15 号）、福祉避難所とは、被災者のニーズが多様化、複雑化している近時の災害事例等を鑑みるに、要配慮者を受け入れる避難所である。なお、事前に町が指定している施設は指定福祉避難所という。

福祉避難所とは、次のとおりとする。

(ｱ) 対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。

(ｲ) 施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適していること。

(ｳ) 生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉施設等の既存施設とする。

なお、太地町多目的センターについては、指定避難所と指定福祉避難所を兼用しており、一般的な避難所スペースに加え、施設内に要配慮者に特化した機能・役割を備えたものとしている。

(8)　避難協力体制の整備

(ｱ) 避難又は避難誘導は、防災関係機関と地域住民の協力により行うことが必要であるため、広報、防災訓練、地域での話し合い等を通じて、避難の場合の心得、地域住民との役割分担等について、理解を得るよう努める。

(ｲ) 要配慮者に対する避難及び避難誘導の方法を検討し、区長会、自主防災組織等、地域住民の協力が得られるよう努める。

(ｳ) 旅行者、外国人等地理に乏しい者に対する避難又は避難誘導の方法についても検討する。

(9)　避難所の周知

(ｱ) 各種避難所を広報紙に随時掲載する。

(ｲ) 避難所等を記した防災マップの作成に努め、各戸に配布する。

(ｳ) 避難所及び避難路等の案内標識、誘導標識の整備に努める。

(ｴ) 避難所及び避難路等の案内標識、誘導標識は、要配慮者に配慮したものになるよう、整備に努める。

(10) 避難情報発令基準マニュアル

町は、「太地町避難情報の判断・伝達マニュアル」を整備している。これを活用した速やかな避難情報の発令を行うとともに、マニュアルの定期的な更新に努める。

(11) 津波避難施設の整備・充実

津波浸水想定範囲なども勘案し、津波から緊急的に避難できる津波避難ビルや津波避難タワー等を適正に配置する。

(12) 帰宅困難者への備え

町は、平常時から帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や交通事業者等との連携を強化し、一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するとともに、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

(13)　自宅療養者への備え

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者の被災に備えて、平時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップに基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難確保に向けた情報を提供するよう努める。

(14) 広域避難への備え

町は、災害時において、被災者の他地区への移送、並びに町や県の区域を超えた被災者の受け入れ（広域一時滞在）について、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と相互協力協定等を締結するとともに、他市町村との協議を実施するほか、運送事業者との被災者移送に関する協定の締結、関係機関との連携の強化等により、協力体制の確立を図る。

また、他市町村からの受入れ手順、運営協力要領その他非常時の一時住居提供体制に関する事項、並びに他市町村への広域一時滞在の要請、被災住民の移送、広域一時滞在先での一時滞在用施設の運営等を円滑に行えるよう「広域一時滞在対策実施要領」を検討する。

第３４章　物資確保体制の確立

〔担当：町（総務課、住民福祉課）〕

１．計画の目的・目標

大災害の発生による多くの避難者を保護するために食料品、生活必需品等の物資の確保と供給が不可欠である。町はこれに対処するため、町内各所に非常食料、資機材等を備蓄するための倉庫の整備を図るとともに、住民の協力、県への要請、他市町村の相互応援等、物資の総合的な確保体制の確立を図る。

２．取組内容

(1)　物資確保の手段等

広域交通及び町内交通に大きな被害が生じ、補給ルートが遮断されることに備えて、次により物資を確保しておくように努める。

ア．物資の確保

(ｱ) 町による備蓄

町は、食料、生活必需品等について必要な備蓄を行う。指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設においては、避難生活に必要な物資の他にマスク、消毒液、パーテーション、非接触式温度計等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努める。

また、発災初動期の円滑な物資調達のため、町職員は、訓練やその他搬入出作業時に町備蓄状況の詳細（保管場所・物資品目・数量等）把握に努める。

(ｲ) 住民による備蓄

町は、住民の防災意識の向上を図り、住民自身による災害時のための食糧、生活必需品等の物資備蓄の確保を促し、災害時の自給化を図る。

なお、住民に対しては３日間以上（可能な限り１週間程度の食料等を消化しながらの備蓄）を行うよう周知する。

(ｳ) 流通備蓄

町内外の業者との協定締結に努め、在庫積み増し、緊急手配による調達等の協力体制の整備を図る。

(ｴ) その他

緊急時には県への要請を行い、県による物資調達協力を得るほか、県を通じて他府県も含めた、広域の他市町村への協力要請を行う。

県外を含め、広域の市町村と、物資その他についての相互応援協定の締結を推進する。

また、食料や生活必需品を円滑に配布できるようにするため、物流業者等との協定締結に努める。

孤立の可能性がある地区については、孤立を想定した備蓄や大雨や台風など気象予測に基づいた直前地区搬送などの事前準備対応に努める。

イ．補給ルートの確保

(ｱ) 国、県に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。

(ｲ) 災害発生時に備えて、緊急輸送道路及び接続道路の整備に努める。

(ｳ) 備蓄倉庫、避難所を含めた町内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化に努める。

(ｴ) 緊急搬送を行うため、ヘリコプター指定発着地と、防災拠点の間を結ぶアクセス道路の整備に努める。

(2) 確保すべき物資の種類

多数の避難者を収容し、生活支援を行うために必要な主要物資及び資機材は、次のとおりである。なお、これらのうち、備蓄を要するものは、人の生存に最低限必要であり、貯蔵性のあるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーへの配慮、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ア．災害時緊急に必要な物資

食料等	乾パン、アルファ化米、その他
飲料	ミネラルウォーター、その他
生活必需品	寝具（毛布、マット)、日用品（紙おむつ、生理用品、トイレットペーパー、ロープ)、光熱材料（懐中電灯・乾電池)、その他

イ．資機材等

応急給水用資機材の備蓄	ポリタンク、水袋、簡易浄水器、その他
生活関連器材	簡易トイレ、発電機、投光器、その他
その他	防水シート、スコップ、のこぎり、ハンマー、バール、担架、その他

(3) 備蓄品の管理

備蓄品の管理は、管理部署において実施し、適宜補充、更新する。また、備蓄物資の在庫管理においては、物資調達・輸送調整等管理システムを活用し、備蓄品の増減等、備蓄数量が変更されたときは、その内容を総務課へ報告する。

また、備蓄場所は分散させるとともに、備蓄物資の保管場所は、浸水の影響のないできるだけ施設の上層階に保管するよう図る。

(4) 物資の確保

町内外の業者との協定締結に努め、在庫積み増し、緊急手配による調達等の協力体制の整備を図る。

又、食料や生活必需品を円滑に配布できるようにするため、必要に応じ物流業者へ要請するものとし、日頃から協定締結に努める。

■ 物資の確保に関して現在締結中の応援協定等

応援協定の名称	内　　容	締　結　団　体　名	協定年月日
災害時における救援物資協定書	飲料水の確保	三笠コカ・コーラボトリング㈱	平成 18 年 3 月 19 日
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	LP ガス及び容器 （供給設備器具含む）	和歌山県エルピーガス協会 南紀支部	平成 22 年 4 月 14 日
災害時における物資供給に関する協定書	日用品、水・トイレ関係、電気用品等	NPO 法人 コメリ災害対策センター	平成 26 年 11 月 14 日
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	避難所の設営等に必要な段ボール製品	西日本段ボール工業組合	平成 29 年 2 月 9 日
災害時における災害備蓄用パンの供給に関する協定書	災害備蓄用パン	社会福祉法人　ベテスタ	令和 2 年 3 月 27 日

第３５章　相互応援協定

〔担当：町（住民福祉課）〕

１．計画の目的・目標

町域に大災害が発生した場合など、町の防災能力の対応が困難となる場合、また、過度の物資の備蓄、資機材の整備を図ることは困難となるため、これらに備えて、あらかじめ他市町村との間で、広域に相互応援協定の締結を推進する。

２．取組内容

(1)　避難対策

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

町は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2)　市町村相互応援協定締結の推進

県内外を問わず、市町村間の相互応援協定の締結を図る。また、災害に備え、民間企業、災害関係ＮＰＯ等の多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進するとともに、国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受け入れについて受援計画等を検討、整備する。

ア．　応援内容

(ｱ) 被災者の食料、その他生活必需品の提供

(ｲ) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な物資等の提供

(ｳ) 職員の応援等

イ．　協定を結ぶべき項目

市町村相互応援協定締結について、次にあげる項目を検討する。

(ｱ) 職員の応援に関すること。

(ｲ) 消防・水防に関すること。

(ｳ) 食料、生活必需品、医薬品、給水関係等各種資機材等の備蓄及び物資の調達に関すること。

(ｴ) 医療・救護に関すること。

(ｵ) 救命・救助に関すること。

(ｶ) 避難施設の提供に関すること。

(ｷ) 避難をした要配慮者の収容に関すること。
(ｸ) 通信機器貸与に関すること。
(ｹ) コンピュータ相互バックアップに関すること。
(ｺ) 車両の貸与に関すること。
(ｻ) 清掃・し尿処理・防疫に関すること。
(ｼ) 遺体処理に関すること。
(ｽ) 学用品等学校教育に関すること。
(ｾ) その他の必要事項

(3) 和歌山県下消防広域応援基本計画

和歌山県域内の市町村及び消防の一部事務組合が、大規模若しくは特殊な災害の発生により、市町村及び消防の一部事務組合の地域を超えて広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、和歌山県消防広域相互応援協定等に基づく、応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うために必要な事項について定めるものである。

(4) 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

ア. 応援の種別

(ｱ) 災害が、隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
(ｲ) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防ぎょが著しく困難と認められる場合
(ｳ) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ. 協定県市町村等

和歌山県知事、和歌山県下 30 市町村長、和歌山県下８消防事務組合管理者

(5) 消防相互応援協定の締結

消防活動について組合単独では処理できない事態を想定し、消防相互応援協定の締結を推進する。

(6) 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援協定

ア. 応援の種別

(ｱ) 応急給水作業
(ｲ) 応急復旧作業
(ｳ) 応急復旧資材の供出
(ｴ) 工事業者の斡旋
(ｵ) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

■　現在締結中の応援協定等

応援協定の名称	内　　容	締結団体名	協定年月日
消防相互応援協定書	火災、水災、その他災害	那智勝浦町、太地町	昭和 61 年 3 月 31 日
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	各種災害、救急搬送等	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	平成 8 年 2 月 22 日
和歌山県下消防広域相互応援協定	各種災害	県内全市町村、県内全消防組合	平成 8 年 3 月 1 日
和歌山県内における自動車電話･携帯電話からの 119 番通報接続に関する協定	自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、高野町、花園村、白浜町、中辺路町、大塔村、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、大辺路　消防組合、古座川消防組合、那賀郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	平成 10 年 9 月 1 日
災害時相互応援協定に関する協定	各種災害	田辺市、白浜市、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	平成 25 年 10 月 9 日
大規模災害時における相互応援に関する協定書	地震、風水害、その他の大規模災害	長野県白馬村	平成 26 年 10 月 28 日
災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定書	地震、風水害等	かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、日高町、みなべ町、日高川町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、北山村、串本町	平成 29 年 3 月 29 日

第３６章　防災拠点施設整備計画

〔担当：町（総務課）〕

１．現況

役場庁舎は、災害発生時には災害対策本部等の防災拠点としての役割を持ち、情報収集、応急対策の実施等の機能を果たす必要がある。しかしながら、役場庁舎は南海トラフ地震等が発生した際には、津波による浸水が想定されており、また耐震性にも疑いがある。現状のままでは大規模災害時にはその役割を十分に果たせないと考えられるため、高台への移転を進める必要がある。

２．計画の目的・目標

役場本庁舎は、災害発生時における災害対策本部等の機能を十分に発揮できるよう、被害想定や災害対策本部に必要な機能、また、平常時の住民サービスも考慮しながら整備に努める。

また、小学校、中学校、こども園等についても、災害発生時には避難所として活用するなど防災上重要な施設となるため、機能の検討及び整備に努める。これらとともに、大規模災害時には自衛隊や消防機関等の受け入れ、食糧等の救援物資の受入れが必要になると考えられ、部隊の集結・野営場所、物資の集積仕分け施設等についても整備に努めていく。

３．取組内容

(1)　役場庁舎の移転

災害発生時の防災活動拠点として、役場庁舎の高台移転を進める。なお、移転は小学校を高台に移転した後とし、小学校移転後の空き校舎を役場庁舎として活用する。また、移転の際には、役場庁舎が被災した場合の災害対策本部の代替機能を有した施設の整備に努める。

(2)　防災拠点施設としての必要な機能の検討及び整備

災害対策本部等の災害対策体制（参集、情報収集、応急対策等）やそれぞれの施設の配置から、被害想定等を踏まえて、防災拠点施設としての必要な機能（非常電源、通信施設、備蓄機能等）を検討のうえ、整備に努める。

(3)　住民サービス機能の維持

現状の住民サービス機能を低下させないように施設の配置等の検討を行い、整備に努める。

第３７章　廃棄物処理にかかる防災体制の整備

〔担当：町（総務課）、防災関係機関〕

１．計画の目的・目標

大規模な地震・津波災害や風水害等により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備し、災害廃棄物の適切かつ円滑な処理の推進を確保することを目的として、平常時より以下の措置を講じる。

２．取組内容

(1)　災害時応急体制の整備

町は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる「災害廃棄物処理計画」に基づき、次のことを推進する。

ア　近隣の市町及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。

イ　災害廃棄物等の仮置場の候補地の選定、広域的な処理計画等について検討を進める。

(2)　一般廃棄物処理施設等の浸水等対策

町は、生活基盤を支える重要なライフライン施設の一つである一般廃棄物処理施設等の浸水等対策を推進するとともに、被災した場合に対処するため、補修等に必要な資機材の備蓄や、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。

第３編　風水害災害応急対策計画

第１章　防災組織計画

項　目	担　当
第１節　組織計画	町（全部班）
第２節　動員計画	町（全部班）

第１節　組織計画

〔担当：町（全部班）〕

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町内における災害応急対策を実施するため必要のあるときは、本計画の定めるところにより、「太地町災害対策本部」を設置し、防災関係機関との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施する。なお、災害の規模、程度等から本部を設置するに至らない場合は、本計画に定める警戒又は配備体制をもってこれに対処するものとする。

2. 警戒及び配備体制

気象状況等により、災害の発生が予想されるとき及び町長が必要と認めるときは、「防災組織計画」に基づき、太地町災害対策本部設置以前の体制として、おおむね次の基準による活動体制の配備につき、気象・水防・火災等の情報収集及びその通報ならびに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期すものとする。

災害時は、各職場内が手薄になるため、個人情報・セキュリティ上の観点から、関係者以外立入制限区域を設定する。

(1) 警戒・配備体制の基準

ア．警戒体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり事態の推移によって直ちに招集等の活動ができる体制とする。

(ｱ) 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。

(ｲ) 台風が当地方に接近する恐れがあり、厳重な警戒を要すると認めたとき。

(ｳ) 県の水防配備体制第１号が発令されたとき。

(ｴ) 大規模な事故（爆発等）が発生したとき。（爆発・多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等）

(ｵ) 総務課長が必要と認めたとき。

イ．配備体制第１号（災害対策連絡室）

災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推移が困難なとき、又、小規模災害が発生したときで調査、連絡、資材の点検等災害に対する準備を行い、又は小規模災害対策を実施する体制とする。

(ｱ) 暴風、高潮、洪水、その他により、災害がおこる恐れがあるとき。

(ｲ) 当地方が台風の暴風雨圏内に入る恐れがあり、かつ重大な災害がおこる恐れがあると認められるとき。

(ｳ) 県の水防配備体制第２号が発令されたとき。

(ｴ) 町長が必要と認めたとき。

ウ．緊急非常体制（災害対策本部）

大規模の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に町は全力を挙げて防災活動を実施する体制とする。

(ｱ) 気象等に関する特別警報が発表されたとき。

(ｲ) 大規模な災害、事故（爆発等）が発生したとき。

(ｳ) 災害救助法の適用をうけるような災害が発生する恐れがあるとき。

(ｴ) 町長が必要と認めたとき。

(2) 警戒体制及び配備体制の担当課室・人数

<table>
<tr><th colspan="3">種　　類</th><th>自主参集の基準</th><th>担当課室名（人数）</th></tr>
<tr><td colspan="3">警　戒　体　制</td><td>大雨警報、洪水警報
波浪警報、津波注意報
地震発生(震度３)、
県の水防配備１号</td><td>副町長、総務課長、産業建設課長、
住民福祉課長、会計管理者、
総務課及び産業建設課の必要人員

（全職員は待機）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配備体制</td><td>第１号</td><td>災害対策連絡室</td><td>暴風警報、高潮警報
津波警報
地震発生（震度４）
県の水防配備２号</td><td>町長、副町長、教育長、総務課長、
産業建設課長、住民福祉課長、
会計管理者、次長、局長、
企画員、副課長、主幹、
総務課及び産業建設課の必要人員

（全職員は待機）</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td rowspan="2">災害対策本部</td><td>大津波警報</td><td>町長、副町長、教育長、総務課長、
産業建設課長、住民福祉課長、
会計管理者、次長、局長、
企画員、副課長、主幹、副主幹、
総務課及び産業建設課の必要人員

（全職員は待機）</td></tr>
<tr><td>緊急非常体制</td><td>震度５(弱)以上
気象等に関する特別警報
（大雨、暴風、高潮、波浪、
暴風雪、大雪）</td><td>全　職　員</td></tr>
</table>

［指　　令］

① 警戒体制、配備体制１号、２号の人員は、状況に応じ職員を増減する。

② 出先機関においても、本庁に準じて警戒、配備その他必要な体制をとらなければならない。

(3) 警戒体制

ア．配置

警戒体制発令基準にあたる警報が発表されたとき等災害の発生が予想されるときは、町長及び副町長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、会計管理者は協議のうえ、警戒体制をとる。

イ．解除

警報の解除等又は、災害発生の恐れが解消されたと認める場合には、町長及び副町長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、会計管理者は協議のうえ、警戒体制を解除する。

ウ．任務

災害担当長を副町長、副担当長を総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、会計管理者、災害担当課を総務課、産業建設課とし、以下の任務を行う。また、収集した情報は、随時町長に報告するものとする。

(ｱ) 災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。
(ｲ) 防災関係機関との連絡に関すること。
(ｳ) 応急対策の実施に関すること。
(ｴ) その他必要なこと。

(4) 配備体制第１号

ア．配置

配備体制第１号及び第２号にあたる各警報の発表がなされたときなど災害の発生が予想されるときは、町長及び副町長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、会計管理者は協議のうえ配備体制をとる。

イ．解除

警報の解除等又は災害の発生する恐れが解消されたと認める場合は、町長及び副町長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、会計管理者は協議のうえ配備体制を解除する。

ウ．任務

災害担当長を町長、副担当長に副町長をもってあて、以下の任務を行う。

(ｱ) 災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。
(ｲ) 防災関係機関との連絡に関すること。
(ｳ) 災害危険区域の警戒に関すること。
(ｴ) 応急対策活動の実施に関すること。
(ｵ) その他必要なこと。

(5) 緊急非常体制

ア．配置

夜間・休日等勤務時間外において、大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表された場合、又は町内で大規模な災害が発生したときには緊急非常体制をとり、災害対策本部を設置する。

イ．職員の参集

緊急非常体制を取るような事態が発生した場合には、全職員は周囲の安全を確認したうえで、速やかに町役場大会議室に参集し、配備につくものとする。また、町役場が被災し、参集できない場合は、太地町多目的センターに参集するものとする。ただし、職員自ら又は家族・家屋が被災した場合や病気等の理由で直ちに参集できない場合は、その旨を所属班長へ連絡するものとする。

ウ．任務

町は、警戒・配備体制の基準をあらかじめ定め、これにより参集した職員は、災害対策本部を構成する各班を設置し、活動体制を確立する。

3. 太地町災害対策本部

町内において災害が発生し、又は発生する恐れがあり、防災活動を必要とする場合、「太地町災害対策本部条例」（昭和 45 年 6 月 25 日条例第 9 号）及び「太地町災害対策本部規則」（昭和 48 年 10 月 25 日規則第 4 号）の定めるところにより、町長は「太地町災害対策本部」（以下、「本部」）を設置する。なお、他に設置されている水防本部等は本部に吸収し、組織の一元化を図る。また、災害が大規模なものとなり、国や県が非常緊急災害現地対策本部又は現地災害対策本部を設置した場合には、連携を十分に保ち、災害対策にあたる。

本部の会議スペースには、気象情報・災害状況などの情報表示スペースや自衛隊・警察・県など外部連携スペースも確保する。

災害対策本部においては、自家発電機を常備し、停電時においても、防災拠点として機能するよう照明を確保する。

(1) 本部の設置基準

ア．災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき。

イ．気象業務法に基づく暴風・大雨又は洪水、その他の警報が発せられて、町長が必要と認めたとき。

ウ．大規模な火事、爆発、水難等が発生し、町長が必要と認めたとき。

エ．地震が発生し、町内で震度５弱以上（緊急非常体制）を記録したとき。

オ．その他災害が発生する恐れがあり、町長が必要と認めたとき。

(2) 本部の廃止基準

ア．災害発生の恐れが解消したとき。

イ．災害応急対策がおおむね終了したとき。

ウ．その他本部長が必要なしと認めたとき。

(3) 本部の組織及び運営

ア．本部長及び副本部長

(ｱ) 本部長を町長、副本部長を副町長とする。なお、町長が事故や不在時等の非常時については、副町長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長の順に指揮をとるものとする。

(ｲ) 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、災害応急対策実施上の重要事項について決定する。

イ．本部員

本部員は、会計管理者、各課室長等とする。また、本部長及び副本部長とともに、本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議を行う。なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名するものが本部員の職務を代理する。

ウ．本部会議

災害対策本部を設置した場合には、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために、防災活動の基本方針の作成、その他重要な事項を協議・決定する本部会議を町役場庁舎で開催する。本部会議の会議内容はおおむね以下のとおりとする。また、庁舎が被災して使用不可能な場合は、太地町多目的センターを使用する。

(ｱ) 報告事項

① 気象情報及び災害情報

② 配備体制について

ａ．災害対策本部各部の配備体制

ｂ．県の配備体制

ｃ．自衛隊及び公共機関の配備体制

③ 各部措置事項について

④ 被害状況について

⑤ その他

(ｲ) 協議事項

① 応急対策への指示

② 各部間の調整事項

③ 県への自衛隊災害派遣要請依頼の要否

④ 県及び近隣市町村への応援要請の要否

⑤ 被災者に対する見舞金品給付の決定

⑥ 次回本部会議開催予定日時の決定

⑦ その他

(4) 編成及び事務分掌

本部は、総合調整室及び各部・各班からなり、室に室長、各部には部長、各班に班長を置く。

特に、発災直後においては、被害状況や避難者の状況によっては一部の部署に業務（応急対策活動）が集中する可能性があることに留意する。

その際、避難指示等の呼びかけを行う者、陸こうの封鎖にあたる者など防災事務に従事する者については、自身の安全の確保に配慮する。なお、災害の規模によっては、本部長の指示により柔軟な組織対応を行う。

ア．総合調整室

総合調整室長は、本部長の命を受けて当該室の事務を掌理するとともに本部各部門の連絡調整を行う。

イ．各部

各部長は、本部長の命を受け当該部に属する応急対策を掌理し、所属の部員に対して指揮監督を行う。

ウ．各班

各班長は、当該班の分掌事務について上司の命を受け災害応急対策を実施する。

■ 事務分掌

部 室 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
総合調整室 (室 長) 総務課長 会計管理者 総務課副課長 議 会 事務局長	総 務 班 (班 長)	総務課員	１．本部会議に関すること ２．命令決定事項の伝達に関すること ３．職員の動員に関すること ４．緊急議会の招集に関すること ５．消防、水防に関すること ６．災害対策本部その他関係機関との連絡に関すること ７．気象予警報等に関すること ８．自衛隊の派遣要請の依頼に関すること ９．町議会との連絡に関すること 10. 防災行政無線の運用に関すること 11. 庁舎の管理に関すること 12. 応急対策物品の購入に関すること 13. 避難情報の発令、警戒区域の設定に関すること 14. その他、必要なこと
	企 画 班 (班 長)	総務課員	１．広報に関すること ２．町長の特に命じる事項の処理に関すること ３．各種陳情の応接、被災地の慰問に関すること ４．その他、必要なこと ５．高齢者等避難情報の伝達に関すること
	財 務 班 (班 長)	総務課員	１．財務に関すること ２．町有財産の被害状況調査に関すること ３．その他、必要なこと
	調 査 班 (班 長)	総務課員	１．被害状況資料の収集整理に関すること ２．被害状況の国、県への報告に関すること ３．住家等一般被害状況調査に関すること ４．その他、必要なこと

部 室 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
救助部 （部　長） 住民 福祉課長	救助班 （班　長）	住民 福祉課員	1．避難・避難所設置に関すること 2．救出物資器具に関すること 3．負傷者の収容に関すること 4．遺体捜索及び処理に関すること 5．ボランティア活動の総合調整に関すること 6．災害救助法の運用に関すること 7．義援金品、見舞金の受付、配分に関すること 8．本部要員の食料・寝具などの調達に関すること 9．被災者台帳、行方不明者名簿、遺体処理台帳及び埋葬台帳の作成に関すること 10. 安否情報の提供に関すること 11. 要配慮者対策に関すること 12. 要配慮者名簿の作成、更新及び活用に関すること 13. 災害救助法の適用申請に関すること 14. その他、必要なこと
	物資調達班 （班　長）	住民 福祉課員	1．衣料、寝具等の日用必需品の確保調達に関すること 2．食料の確保調達及び受領配分支給に関すること 3．主食炊出しに関すること 4．その他、必要なこと
	衛生防疫班 （班　長）	住民 福祉課員	1．伝染病の予防に関すること 2．汚物処理に関すること 3．防疫用薬品の調達に関すること 4．医療品の整備補給に関すること 5．医療救護及び助産に関すること 6．保健所、日本赤十字社その他医療機関に関すること 7．患者、負傷者の救護応急措置及び収容（助産を含む）に関すること 8．本部要員の健康管理に関すること 9．被災者の心理的被害のケア、その他精神保健福祉に関すること 10. 応急仮設トイレに関すること 11. し尿の収集・処理に関すること 12. 一般廃棄物及びがれきの処理に関すること 13. 清掃に関すること 14. その他、必要なこと
施設部 （部長） 産業 建設課長	土木班 （班　長）	産業 建設課員	1．公共施設の応急修理に関すること 2．国、県、町施設の被害状況調査に関すること 3．農業用施設の応急修理及び被害状況調査に関すること 4．土木施設の応急修理及び被害状況調査に関すること 5．応急仮設住宅の建築に関すること 6．輸送に関すること 7．車両の確保及び配車、燃料の調達に関すること 8．緊急通行車両確認証明書に関すること 9．被災建築物応急危険度判定に関すること 10. 被災宅地危険度判定に関すること 11. その他、必要なこと
	水道班 （班　長）	産業 建設課員	1．飲料水の確保供給に関すること 2．上下水道施設の応急修理及び被害状況調査に関すること 3．その他、必要なこと
	農林・ 水産物班 （班　長）	産業 建設課員	1．水産物の被害状況調査に関すること 2．水産業関係被害状況調査に関すること 3．農産物の被害状況調査に関すること 4．林業施設等の被害状況調査に関すること 5．商工関係被害状況調査に関すること 6．漁港施設の応急修理及び被害状況調査に関すること 7．その他、必要なこと

部 室 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
教育部 （部長） 教育長	教育班 （班　長）	教育 委員会員	１．学校教育施設の被害状況調査に関すること ２．社会教育施設の被害状況調査に関すること ３．学用品教科書の調達に関すること ４．臨時の授業、学校の運営に関すること ５．青年会、婦人会等社会教育団体の奉仕活動の要請に関すること ６．学校給食に関すること ７．避難・避難所の設置に関すること ８．幼児・児童・生徒の安全対策に関すること ９．その他、必要なこと
出納部 （部長） 会計管理者	出納班 （班　長）	出納室員	１．災害応急関係経費の支出に関すること ２．義援金及び見舞金の出納に関すること ３．その他、必要なこと

(5)　各部・班の組織

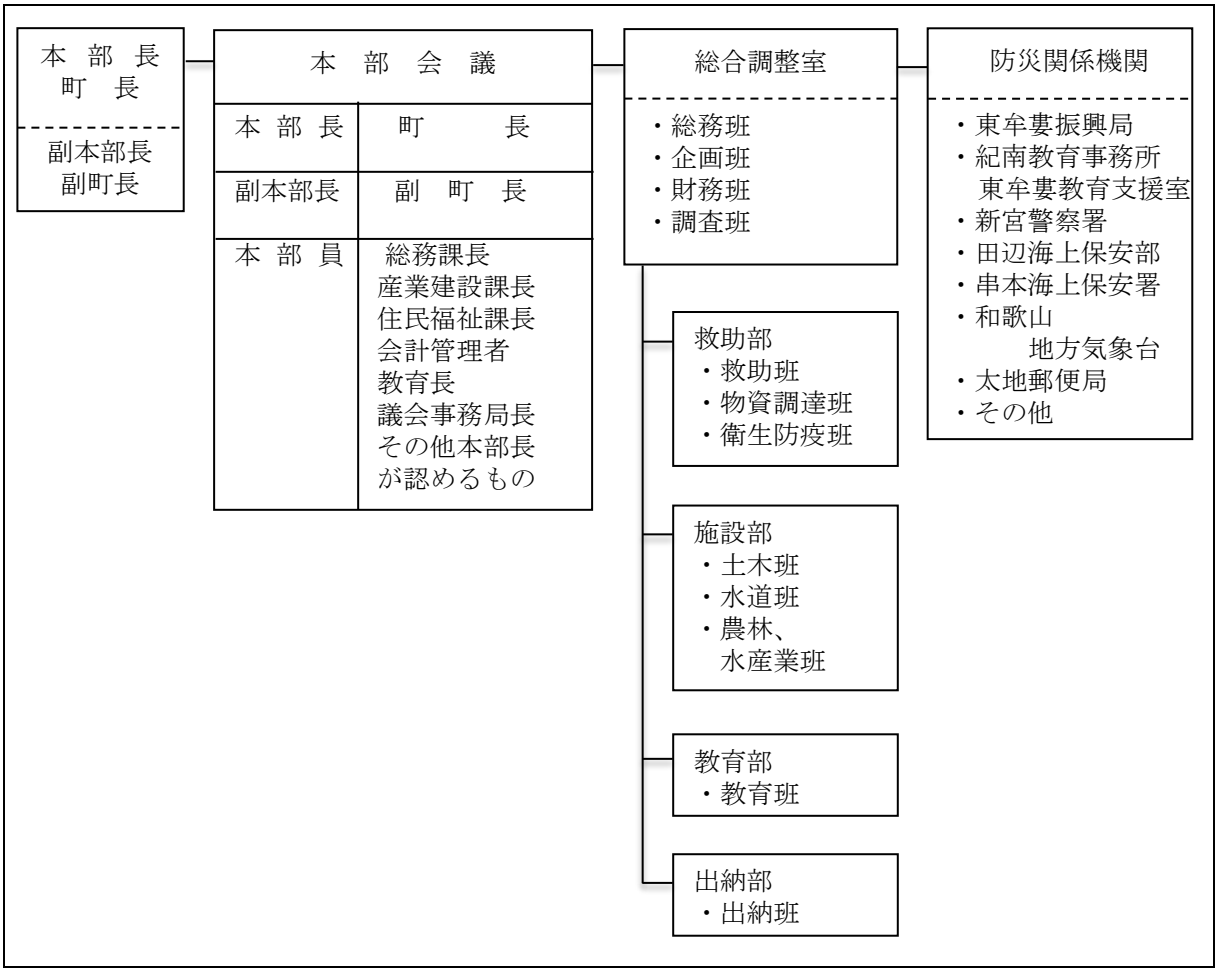

(6) 本部設置・廃止等の通知

本部を設置及び廃止した場合は、本部長はただちにその旨を以下の手法により通知する。

また、災害対策本部設置中は、町役場正面玄関に災害対策本部標示板を設置する。

■ 通知先と連絡方法

通　知　先	通　知　の　方　法
町　職　員	口頭、庁内放送、加入電話、携帯電話、町防災行政無線
一　般　住　民	町防災行政無線、ケーブルテレビ、報道機関、広報車を通じて公表
県災害対策課	県総合防災情報システム、県防災行政無線、加入電話
東牟婁振興局	県総合防災情報システム、県防災行政無線、加入電話、
報　道　機　関	口頭及び文書、加入電話、ファクシミリ
防災関係機関	県総合防災情報システム、加入電話、ファクシミリ、その他迅速な方法

第２節　動員計画

〔担当：町（全部班）〕

1. 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他の職員の動員について定める。

2. 動員体制

(1)　動員の対象

ア．警戒体制

町は、警戒体制における参集人員をあらかじめ「職員防災体制編成表」において定めておくものとする。

イ．配備体制

町は、配備体制における参集人員をあらかじめ「職員防災体制編成表」において定めておくものとする。

ウ．災害対策本部設置以後の体制

全職員

エ．緊急非常体制の場合

全職員

(2)　職員の自主参集

ア．自主参集による動員

「職員防災体制編成表」に定められた職員（緊急非常体制にあっては全職員）は、参集基準となる気象情報が発表された場合は、予め指定された参集場所に参集する。

イ．自主参集の基準

本編第１章第１節防災組織計画「(2)警戒体制及び配備体制の担当課室・人数」による。

(3)　動員の伝達

災害が発生した場合、職員は自主参集を原則とするが、確実に必要な人員を動員するため、次の方法により配備体制を伝達する。

ア．動員の方法

総務課長より各課に伝達（災害対策本部が設置された場合は総合調整室長より各部、班に伝達）するとともに、勤務時間内にあっては庁内放送を通じて、勤務時間外にあっては加入電話、携帯電話、町防災行政無線、口頭その他の方法により、速やかに伝達を行う。

(ｱ) 勤務時間内の場合

総務課長から各課長に口頭又は電話で伝達するとともに、庁内放送により必要事項を放送する。

(ｲ) 勤務時間外の場合

① 時間外当直員（宿日直員をいう）の措置時間外当直員は、電話等によって総務課長、会計管理者及び各課長へ連絡するとともに、掲示板に掲示するものとする。

② 総務課長の措置

総務課長は、別に定める「職員防災体制編成表」による配備内容を定め各課長に通知する。

③ 各課長の措置

各課長は、総務課長からの配備内容によって、関係職員の動員を行う。

■ **災害情報連絡体制**

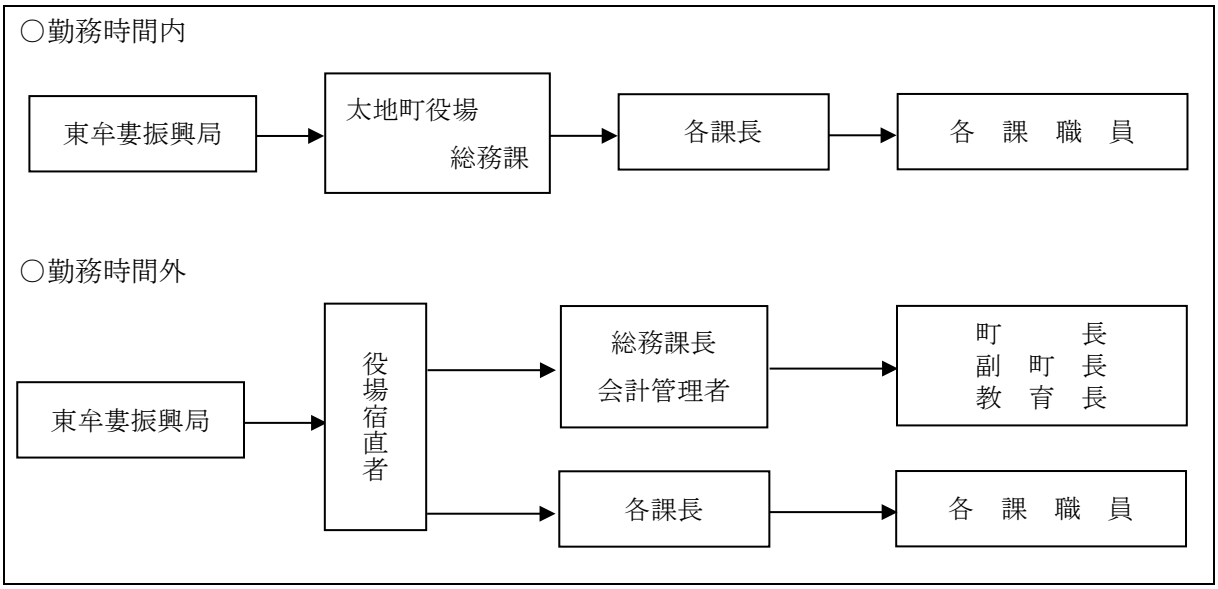

(4) 対策要員の調整

対策要員が不足する場合は、各課長は町長にその旨を申し出るものとする。

町長（災害対策本部設置後は本部長）は職員の応援について要請があれば、その内容を検討し、速やかに裁決するとともに、総務課長（災害対策本部設置後は総合調整室長）に対して要員の動員及び調整の指示を行う。

(5) 参集・動員状況の記録、報告

ア．各課長は、課室内の動員状況を記録し、総務課長（災害対策本部設置後は総合調整室長）に報告を行う。

イ．災害対策本部が設置された場合には、総合調整室長は各部の動員状況をとりまとめ、本部会議に提出し、本部長に報告を行う。

(6) 参集時の留意事項

ア．死傷者・火災等に遭遇した場合は、消防機関・警察等に通報連絡するとともに、適切な処置を行うものとする。

イ．交通規制による検問に際した場合には、自己の所属・勤務場所・通行の目的等を告げ、通行許可を求めるものとする。

ウ．参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所を統括する者に報告を行うものとする。

被害状況とは、要救出・医療必要部位、家屋・建物倒壊状況、火災、道路等の状況をいう。

(7) 職員防災体制編成表

非常配備及び動員のための「職員防災体制編成表」を、職員に周知徹底するものとする。また、編成表に変更が生じた場合は見直しを速やかに行い、職員に周知する。

第２章　情報計画

項　目	担　当
第１節 気象警報等の伝達計画	町（総務課又は総合調整室）、和歌山県
第２節 被害情報等の収集計画	町（総務課又は総合調整室）、和歌山県、防災関係機関
第３節 災害通信計画	町（総務班）、和歌山県、防災関係機関
第４節 災害広報計画	町（企画班、救助班）

第１節　気象警報等の伝達計画

〔担当：町（総務課又は総合調整室）、和歌山県〕

1. 計画方針

気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、高潮、波浪、洪水ならびに火災に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画に定めるものとする。

和歌山地方気象台、近畿地方整備局及び町は、避難情報の発令基準に活用する気象警報等を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

2. 気象に関する注意報及び警報（地震、津波に関するものを除く）

(1)　注意報

気象業務法に基づき、災害の発生する恐れのあるときに注意を喚起するため、和歌山地方気象台が発表するもので、その種類及び発表の基準は下記のとおりである。

(2)　警　報

気象業務法に基づき、重大な災害の発生が予想される場合に発表されるもので、その原因となる恐れのある暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等については和歌山地方気象台が発表し、厳重な警戒を促すものである。その種類及び発表の基準は下記のとおりである。

(3)　特別警報

気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪等の予想される現象が特に異常であるため、県内のどこかに重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかけるために発表するものである。

その種類、及び発表の基準は下記イ．のとおりである。

(4) 特別警報・警報・注意報における細分区域

和歌山地方気象台が特別警報・警報・注意報を発表する場合は、市町村を最小単位として発表される。

ア．和歌山地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準

太地町	府県予報区		和歌山県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		新宮・東牟婁		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	27	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	186	
	洪水		流域雨量指数基準	与根子川流域=8.2	
			複合基準	－	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風		平均風速	陸上	20m/ｓ
				海上	25m/ｓ
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/ｓ 雪を伴う
				海上	25m/ｓ 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm	
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	1.8m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	20	
			土壌雨量指数基準	143	
	洪水		流域雨量指数基準	与根子川流域=6.5	
			複合基準	－	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	強風		平均風速	陸上	12m/ｓ
				海上	15m/ｓ
	風雪		平均風速	陸上	12m/ｓ 雪を伴う
				海上	15m/ｓ 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
	波浪		有義波高	3.0m	
	高潮		潮位	1.3m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	陸上	100m
				海上	500m
	乾燥		最小湿度 35%で実効湿度 60%		
	なだれ		積雪の深さ 50cm 以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨		
	低温		沿岸部で最低気温-4℃以下		
	霜		3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下		
	着氷				
	着雪		24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、 山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	110mm	

イ．特別警報

現象の種類	基　　準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

3. 火災警報及び火災気象通報

(1)　火災警報

消防法第 22 条に基づき、町長は和歌山地方気象台から気象の状況が火災の予防上危険であるとの通報（火災気象通報）を受けたとき、また、町長が自ら気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときには、火災警報を発令する。（「火災警報」が発令された場合は、町火災予防条例で定める火の使用の制限を行う）

(2)　火災気象通報

消防法第 22 条に基づき、和歌山地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに県知事に対して通報する。また、県知事（防災企画課）は、これを市町村等に伝達する。

■ 火災気象通報を行う場合の基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。
但し、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

4. 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

(1)　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされるレベル 4 に相当。

・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

(2) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

浸水キキクルは、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 ㎞四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。

(3) 洪水キキクル（洪水情報の危険度分布）

洪水キキクルは、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 ㎞ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされるレベル 4 に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

(4) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予想を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降雨短時間予測等）に用いて常時 10 分ごとに更新している。

5. 注意報・警報の伝達

和歌山地方気象台が発表した気象注意報・警報は、以下の経路で伝達される。

■ 気象注意報・警報伝達経路図

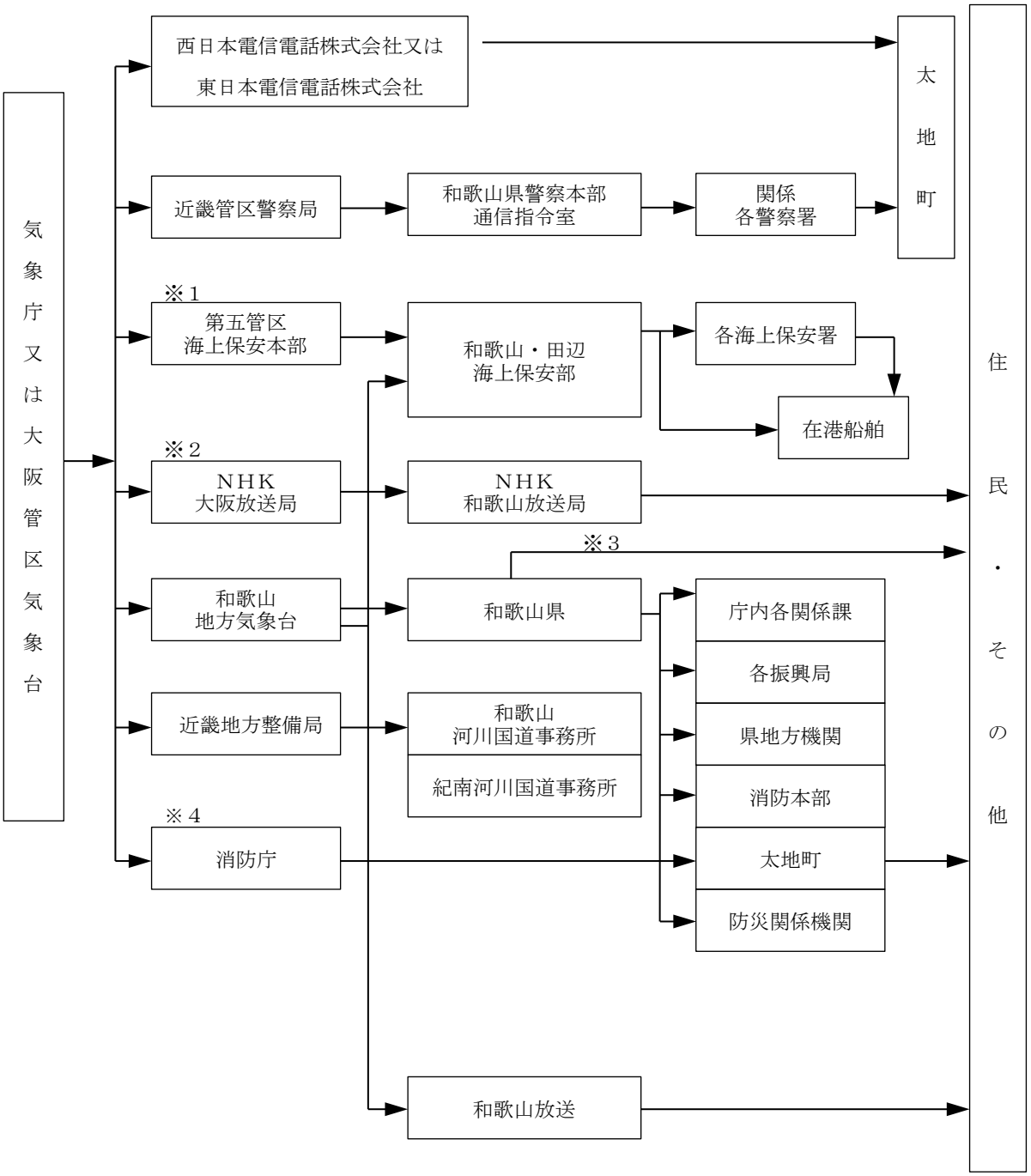

（注）　令和４年４月１日現在

1 和歌山県地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
2 ※１は、神戸地方気象台から伝達する。
3 ※２は、ＮＨＫ大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（ＥＷＳ）による。
4 ※３は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
5 ※４は、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）による。
6 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局をいう。

7 各海上保安署とは、海南海上保安署、串本海上保安署の各海上保安署
8 各警察署とは、橋本、かつらぎ、岩出、和歌山東、和歌山西、和歌山北、海南、有田湯浅、御坊、田辺、白浜、新宮の各警察署

6. 町長の措置

(1) 住民への周知

県の機関又はその他の機関から予報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を取るとともに、住民、町内の官公署、学校、団体等に対して必要事項の周知徹底を図る。その際、災害危険度が高まる地域等に早期警戒を呼び掛ける情報がわかりやすく伝達するよう努めるものとする。周知方法は、おおむね以下の方法による。

ア．広報車
イ．防災行政無線（個別受信機を含む。）、有線放送
ウ．伝達組織
エ．サイレン等
オ．船舶無線
カ．電話

(2) 関係者との協議

前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において予報等の受領、伝達、その他取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

(3) 気象台からの情報入手

和歌山地方気象台から、警報・注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により当該予報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

(4) テレビ・ラジオからの情報入手

県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまで本部は、テレビ・ラジオの放送により、当該気象その他の状況を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

(5) 県に対する通報

異常気象が刻々と推移し、災害発生の恐れがあるような場合において、異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他の方法により、県の機関に対し速やかに必要な情報の通報を行う。

(6)　情報の取扱と災害記録の保存

予報等の受領、伝達、その他の処理に関する取扱責任者を定めるとともに、以後同様な災害の防止・軽減を図るための参考書類を作成し、保存を行う。

(7)　在港船舶に対する周知

在港船舶に対する周知は、串本海上保安署が行うものとするが、必要に応じて太地町漁業協同組合と協力して、早期避難等の指示を行う。

■ 本庁よりの伝達経路

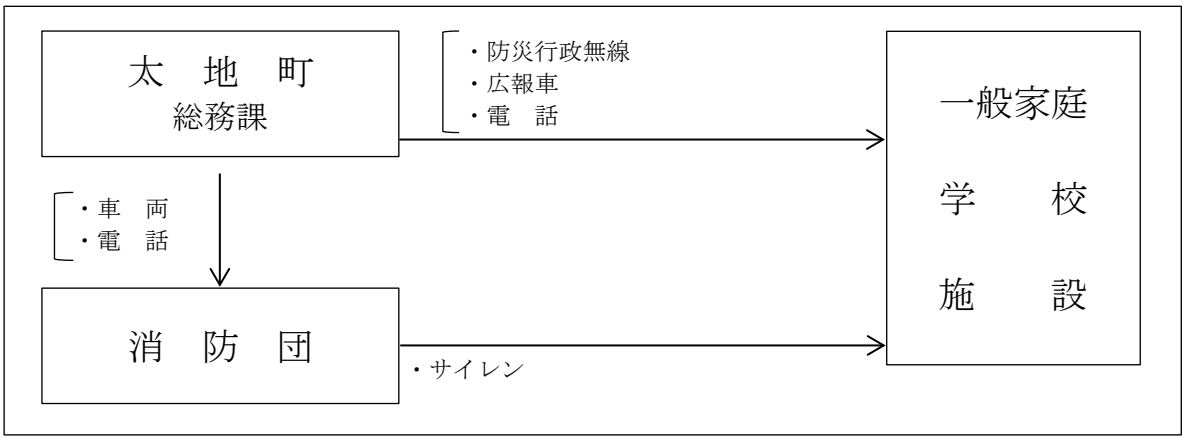

6. 異常現象を発見した者の措置

災害が発生する恐れのある異常現象を発見した者は、以下の方法により関係機関に通報を行うものとする。

(1)　発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が消防、水防に関する場合は消防機関に、また、その他の現象の場合は町長、警察官又は海上保安官に通報する。

(2)　警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに町長及び新宮警察署長に通報する。

(3)　町長の通報

町長は、前記（1）、（2）により異常現象を承知した場合は、速やかに和歌山地方気象台及び災害発生の予想される近隣の市町村長並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

(4)　異常気象の内容

和歌山地方気象台に通報する異常現象は以下によるものとする。

ア．気象に関する事項

竜巻、強い降ひょう、豪雨等著しく異常な気象現象

イ．水象に関する事項

異常潮位（津波を除く）、異常波浪

(5)　異常現象の周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、各関係機関はその現象により予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第２節　被害情報等の収集計画

〔担当：町（総務課又は総合調整室）、和歌山県、防災関係機関〕

1. 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであり、災害が発生した場合又は、発生が予想される場合には、本部長は速やかに町内の状況を掌握し、総合防災情報システムに入力し県に報告を行う。

2. 計画内容

(1)　被害情報の早期収集

ア．被害の規模を推定するための関連情報の収集

概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集を行う。

イ．119 番通報殺到状況の情報収集

被害規模を早期に把握するため、119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

ウ．画像による被害情報の収集

必要に応じ人工衛星（宇宙航空研究開発機構）、無人航空機等を活用して得られた画像による被害状況の把握を行う。

エ．災害報告責任者

報告責任者は総合調整室長（総務課長）とする。

(2)　災害報告の取扱要領

ア．報告すべき災害

(ｱ) 発生原因

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、竜巻、がけ崩れ、土石流及び地すべり、その他異常な現象、大規模な火災・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する原因により生ずる被害

(ｲ) 報告の基準

以下の基準に該当するものについて報告を行う。

① 災害救助法の適用基準に合致するもの
② 県又は町が災害対策本部を設置したもの
③ 災害が 2 府県以上にまたがるもので、一つの府県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
④ 災害による被害に対して国の特別な財政援助を要するもの
⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に発展する恐れがあるもの

⑥ 災害の発生が県下で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの

⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるもの

イ．災害報告の種類

災害が発生した場合は、まず庁舎内及び周辺の状況等、即座に把握できる事項を一刻も早く、第1報として報告するものとする。

(ｱ) 災害速報

災害の状況及びとられつつある措置の概要で、災害の発生を覚知したとき及び県から指示を受けた場合は、ただちに報告を行うものとする。

（資料編 3-01 災害概況即報、資料編 3-02 被害状況即報）

(ｲ) 被害状況報告

災害応急対策及び災害復旧の基礎となる報告で、正確な調査により報告を行うものとする。

（資料編 3-04 被害状況報告）

(3) 災害速報及び被害状況報告要領

ア．災害速報

(ｱ) 災害速報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告する。

(ｲ) 119 番殺到状況については、県のほか、直接国（消防庁）へも報告する。

(ｳ) 本部ならびに防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、災害概況即報（資料編 3-01)、被害状況即報（資料編 3-02）に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告を行う。

(ｴ) 報告にあたっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等によって速報するもので、速報が 2 報以上にわたるときは、先報との関連を十分に保持するため一連番号を付して報告時を明らかにするものとする。

(ｵ) 災害速報事項は、新宮警察署（及び駐在所）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行う。また、本部内では、総合調整室と各部間で十分に連携をとるものとする。

(ｶ) 災害速報は、以下の系統によって迅速に行う。ただし、通信途絶等により被害状況等を東牟婁振興局及び県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告を行う。(基本法第 53 条第 1 項）なお、東牟婁振興局（又は県）と連絡がとれるようになった後は、原則に戻って東牟婁振興局（又は県）に報告する。

■ 災害速報系統図

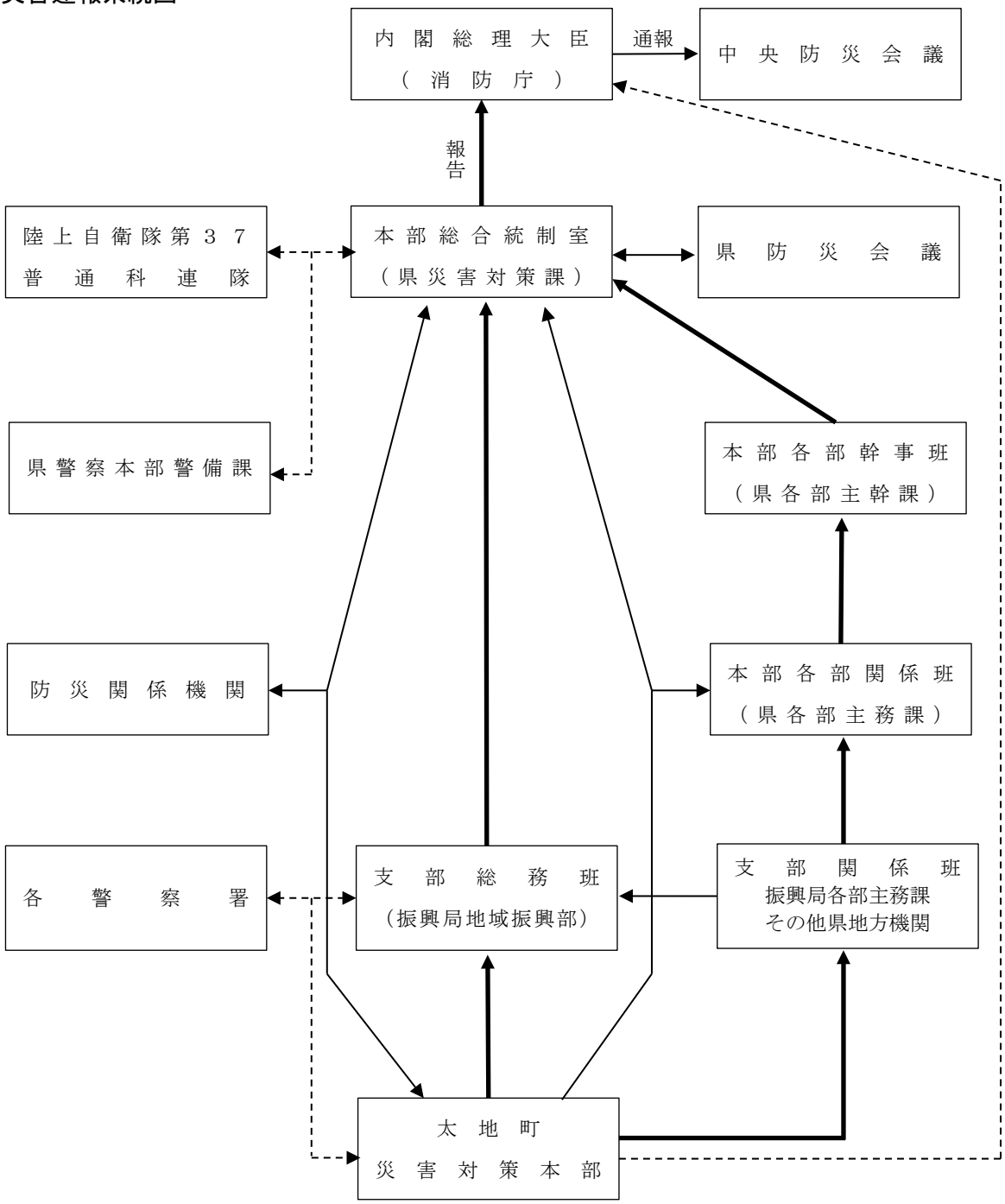

（注）① 通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第５３条第１項）

通常時（消防庁応急対策室）

地域衛星通信ネットワーク　防災電話番号：7-048-500-90-43410 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49033

NTT 回線　電話番号：03-5253-7527 FAX 番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

地域衛星通信ネットワーク　防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49036

NTT 回線　電話番号：03-5253-7777 FAX 番号：03-5253-7553

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

② 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。

③ 支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告すること。

④ 県本部が設置されない場合も上図に準じる。

⑤ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

(4) 被害状況報告

ア．被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を行うが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行うものとする。

イ．被害確定報告は、災害応急対策を終了した後２０日以内に行うものとし、基本法第５３条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第４０条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付するものとする。

ウ．被害状況報告事項は、以下の系統によって行う。

■ 被害状況報告系統図

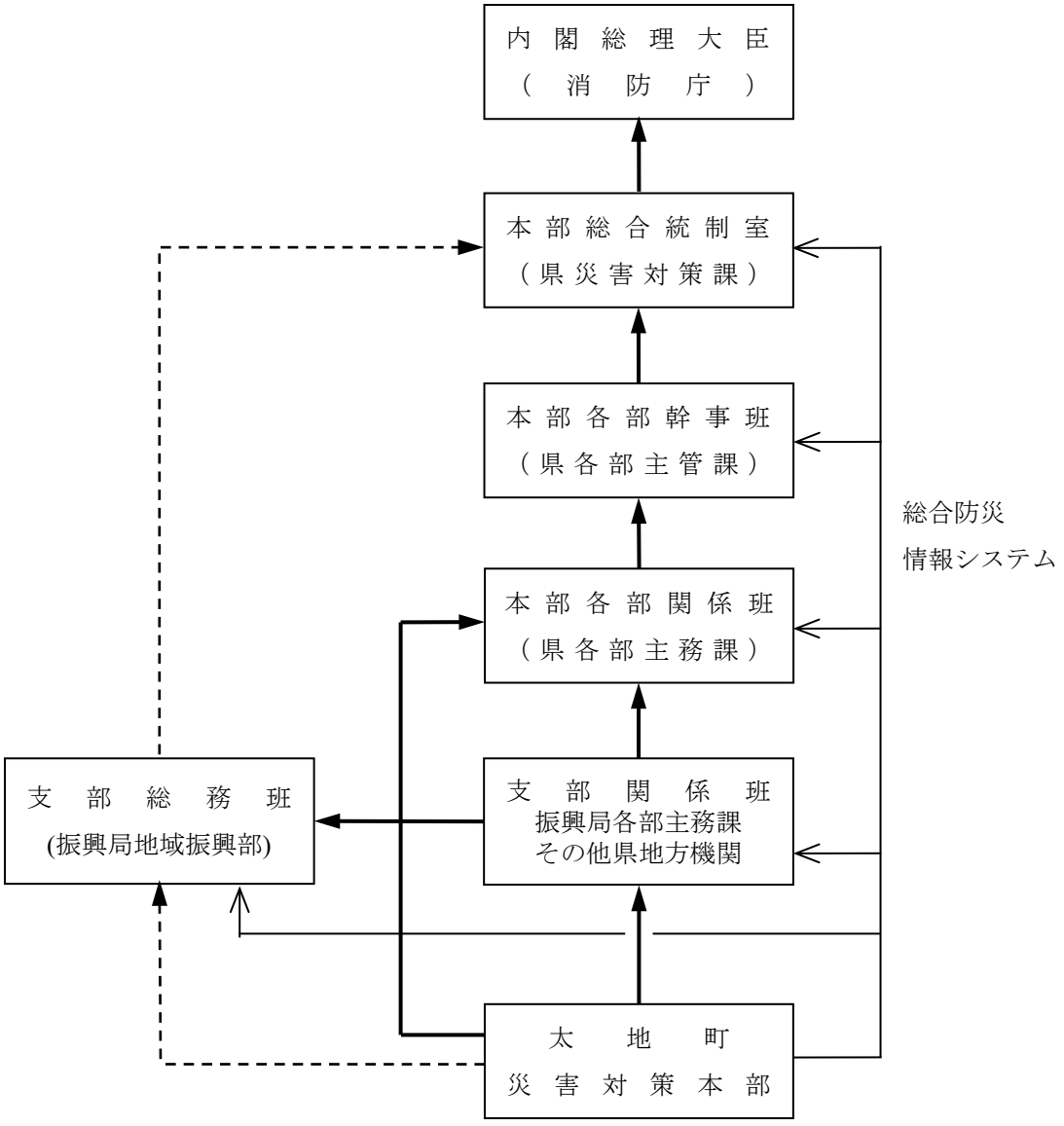

（注） ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。

② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

(5) 被害状況の収集及び調査要領

ア．被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は各町内区長等を通じてただちに報告されるよう体制を整える。

イ．災害が発生したときは、ただちに調査班を派遣して状況等の調査を行う。

ウ．被害調査にあたっては４．被害状況報告書記入要領に示す「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づいて判定を行う。

エ．被害が甚大なために、本部において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは、調査に専門的な技術を必要とするときには、東牟婁振興局に応援を求めて実施する。

オ．状況の収集及び調査については、警察、県機関及びその他の関係機関と十分に連絡をとり、最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表を作成する。

(6) 防災関係機関との情報交換ならびに報告

ア．防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害状況等を収集し、随時県及びその他関係機関に状況を通報する。

イ．本部ならびに防災関係機関は、各種情報の収集について十分連絡協議し、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

■ 被害種別系統表

被　害　区　分	報　　告　　先
人的被害及び住宅等一般	東牟婁振興局健康福祉部
土木関係	東牟婁振興局新宮建設部等
農業関係	東牟婁振興局農業水産振興課
耕地関係	東牟婁振興局農業水産振興課
林業関係	東牟婁振興局林務課
水産関係	東牟婁振興局農業水産振興課
漁港関係	東牟婁振興局新宮建設部等
公共施設関係	東牟婁振興局地域振興部・健康福祉部各課
商工業関係	東牟婁振興局企画産業課
観光関係	東牟婁振興局企画産業課
自然公園関係	東牟婁振興局健康福祉部
衛生関係	新宮保健所
その他	東牟婁振興局地域振興部
災害に対してとられた措置の概要	同　　上

(7) 情報伝達副次経路の設定

災害発生の状況により、通常の情報伝達経路が絶たれた場合は、下記の経路によって応援要請を行う。

■　情報伝達副次経路

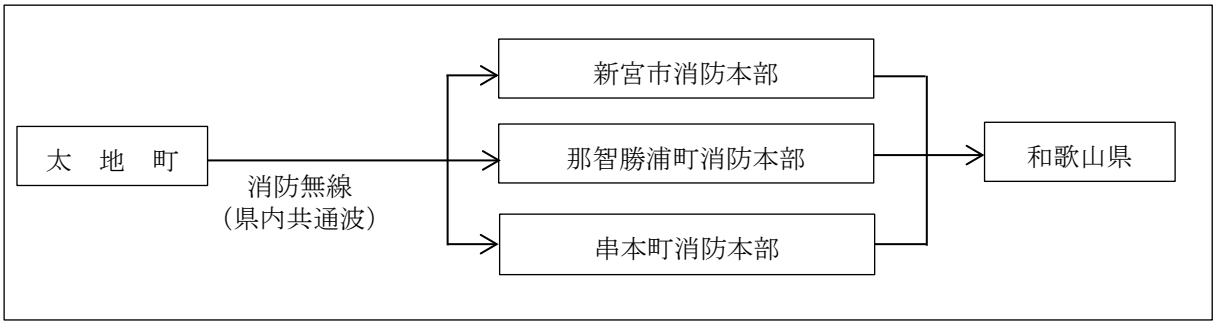

(8)　安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動が行えることから、警察本部等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

３．災害速報様式記入要領

(1)　災害状況速報

ア．各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、状況に応じ省略する。

なお、「水道」「電話」及び「電気」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数・停電戸数及び供給停止戸数を記入する。

イ．災害対策本部の設置状況

当該災害に対して、災害対策本部を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入する。

ウ．災害救助法適用市町村名

本町における適用日時を記入する。

エ．備考欄

備考欄には、以下の事項を記入する。

(ｱ) 災害の発生場所

被害を生じた地区名

(ｲ) 災害の発生日時

被害を生じた日時

(ｳ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(ｴ) 応急対策の状況

本部が講じた応急対策について記入する。

（例）

① 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

② 避難情報の発令状況

③ 避難所の設置状況

④ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

⑤ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(ｵ) その他

その他特記事項。なお、本部長が避難情報の発令を行った場合には、その概況。

(2) 災害概況速報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合（例えば、災害時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いて報告する。

ア．災害の概況

(ｱ) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地区名）及び日時を記入する。

(ｲ) 災害種別概況

① 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流、高潮等の概況

② 雪害については、降雪の状況ならびになだれ、溢水等の概況

③ その他これらに類する災害の概況

イ．被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際特に人的被害及び住家の被害調査に重点を置くものとする。

ウ．応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入するとともに、本部が講じた応急対策について記入する。

（例）

(ｱ) 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

(ｲ) 避難情報の発令状況

(ｳ) 避難所の設置状況

(ｴ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

(ｵ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

４．被害状況報告書記入要領

(1) 上欄の月日、現在、災害の種類、発生年月日、発生場所について記入し、災害の種類については「本節２．(2) ②ア(ｱ) 発生原因」を参照して記入する。

(2) 報告書区分番号 1～89 の各欄記入については、「被害状況認定及び報告書記入の基準」による。

(3) 各様式については、それぞれ該当するものを記入し、報告する。

■ 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち１月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち１月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 （全壊・流失）	5～7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 （半壊）	8～10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。

被害の種類		報告番号	基　　準
文教施設	文教施設	30～33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41 林業用施設、44～50 の土木施設に含まれるもの、87 林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破砕、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交通通信	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43 に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50 に該当するものの被害額をいう。
その他の公	病院	76	51 に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52 に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53 に該当するものの被害額をいう。

被害の種類		報告番号	基　　準
	県 （一般、公営企業、公社） 市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
その他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54 に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90 の各項に該当しないものをいう。

（資料：県地域防災計画・資料編）

第３節　災害通信計画

〔担当：町（総務班）、和歌山県、防災関係機関〕

1. 計画方針

気象注警報等の伝達や災害時における被害情報の収集をはじめ、県、防災関係機関への通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定める。また、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

2. 計画内容

(1)　災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡のためには、防災無線、公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、法律等の規程を充たす場合にはあらゆる通信設備を利用することが可能なため、以下に掲げる方法のうち災害の状況に応じた最も適当なものを選択し、通信連絡を確保するものとする。なお、災害時に利用することが予想される通信設備の設置者との間には、あらかじめ必要な協議を行っておく。

(2)　基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、各関係機関は、基本法第５７条及び第７９条に基づき、以下の方法により通信設備を優先的に利用し、又は使用し、通信連絡を確保することができる。

ア．公衆電気通信設備の優先利用

(ｱ) 災害時優先電話

西日本電信電話株式会社は、あらかじめ各関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害時優先電話として指定している。この指定回線から発信する通話については発信規制による輻輳時でも規制が掛かりにくいため、災害時には発信用回線として使用する。

(ｲ) 非常通話（「１０２」番による電話交換手扱い）

① 風水害災害その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、次に掲げる電話は、非常通話として取り扱われ、他のすべてに先だって最優先的に接続される。

a. 災害の予防、又は救援のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの

b. 鉄道その他の交通施設（道路等を含む）の災害の予防、又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

c. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

d. 電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

e. 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、警察機関相互間において行うもの

② 非常通話に利用する加入電話の番号は、あらかじめ西日本電信電話株式会社の承認を受けておく。

③ 非常通話の申し込みに際しては、非常通話の必要な理由を市外交換取扱局に説明する。なお、説明を求められた場合には、非常通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。

(ｳ) 緊急通話（「１０２」番による電話交換手扱い）

① 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、以下に掲げる電話は、緊急通話として取り扱われ、他の一般市外通話に先だって接続される。

ａ．火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、また、これらの機関相互間において行うもの

② 緊急通話に利用する加入電話の番号は、あらかじめ市外交換取扱局の承認を受けておく。

③ 緊急通話「１０２」番の申し込みに際しては、緊急通話の必要な理由を市外交換取扱局に説明する。なお、説明を求められた場合には、緊急通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。

(ｴ) 非常電報

① 震災その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、以下に掲げる電報は、非常電報として取り扱われ、他のすべての電報に先だって伝送及び配達される。

a. 災害の予防、又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの

b. 鉄道その他の交通施設（道路等を含む）の災害の予防、又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

c. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

d. 電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

e. 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする電報警察機関相互間に発受するもの

② 非常電報を発信するときは、電報サービス取扱所の窓口又は「１１５」番に非常電報であることを告げるものとする。

③ 非常電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。

(ｵ) 緊急電報

① 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、以下に掲げる電報は緊急電報として取り扱われ、他のすべての電報に先だって伝送及び配達される。

ａ．火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

ｂ．航空機等の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの

② 緊急電報を発信するときは、電報サービス取扱所の窓口又は「１１５」番に緊急電報であることを告げるものとする。

③ 緊急電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が緊急を要するものであることを証明しなければならない。

イ．有線電気通信法第３条第４項第４号の掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用

災害により町が保有する通信方法を失った場合には、以下に掲げる者が設置する有線、無線設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。

ただし、基本法第５７条による予報の伝達等を行う場合には、あらかじめ協議して定めた手続きにより行うものとする。

(ｱ) 警察事務を行う者
(ｲ) 消防事務を行う者
(ｳ) 水防事務を行う者
(ｴ) 気象業務を行う者
(ｵ) 鉄道事業を行う者
(ｶ) 電気事業を行う者
(ｷ) 自衛隊の任務を行う者

ウ．放送法第２条第３号に規定する放送局の利用

必要に応じて本部は、放送法第２条第３号に規定する放送局と、あらかじめ定めた手続きにより災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求める。

(3) 電波法に基づく非常通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第 52 条及び第 74 条の規定に基づき、次の方法により非常通信の利用を図り、通信連絡を確保する。

ア．非常通信実施の時期

火災、暴動その他非常の事態が発生したとき、又は発生する恐れがある場合において、有線通信の利用ができないか、あるいは利用することが著しく困難な場合に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために実施することができる。

イ．非常通信の内容

人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、又は秩序の維持のための通信等、以下のような通信内容とする。

(ｱ) 人命救助に関する通報
(ｲ) 天災の予報に関する通報
(ｳ) 非常事態が発生した場合の収拾、復旧、交通制限、その他社会秩序の維持のために必要な緊急措置に関する通報
(ｴ) 遭難者の救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
(ｵ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
(ｶ) 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
(ｷ) 非常災害地の救援に関し、太地町災害対策本部が次の機関と発受する緊急な通報
　中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
　地方防災会議会長
　和歌山県災害対策本部長
(ｸ) 電力設備の修理復旧に関する通報
(ｹ) 基本法第 57 条の規定に基づき、町長又は県知事が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特に必要があるもの
(ｺ) 基本法第 79 条の規定に基づき、町長、県知事又は指定行政機関の長が、災害の応急措置を実施するため必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの
(ｻ) その他の通信

ウ．非常通信を利用できる者

(ｱ) 町及び県
(ｲ) 災害対策基本法に基づく県及び町の防災会議及び災害対策本部
(ｳ) 日本赤十字社

(ｴ) 消防長会
(ｵ) 関西電力送配電㈱
(ｶ) 鉄道会社
(ｷ) 新聞社、通信社、放送局
(ｸ) 非常通信協議会構成員
(ｹ) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

エ．非常通報の依頼要領

(ｱ) 町内の無線局及び県機関、警察、消防等、最寄りの無線局へ直接行って申し込む。
(ｲ) 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
(ｳ) カタカナ又は通常の文書体で記入する。
(ｴ) 一通の通信文は、なるべく 200 字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算して 200 字以内）で、できるだけ短く簡潔にする。
(ｵ) あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
(ｶ) 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
(ｷ) 発信人の機関名、住所氏名及び電話番号を記入する。
(ｸ) 頼信紙の記事閥又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。
(ｹ) 非常通信を行った場合は、電波法第 80 条に基づき文書で近畿総合通信局長又は総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県総合防災課にも報告書の写しを送付すること。

(4) 通信障害発生時における対応及び協力

通信障害が発生した場合は、通信障害やその状況や原因、通信施設の被害や復旧の情報等を県及び電気通信事業者等の関係機関に共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行うものとする。

また、近畿総合通信局（総務省）は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、県または町からの具体的な要請を待たず、速やかに衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の貸出に努めるものとする。さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する移動電源車の現時点の配備状況等を確認の上、県または町に対して、通信設備等への電力供給を目的とした移動電源車の貸出に努めるものとする。

(5) 町防災行政無線の概要

本町の防災行政無線設置及び機器の状況は「第 2 編第 22 章通信施設整備計画」を参照。

(6) 非常通信経路

非常通信について照会や問合せを行う場合は、和歌山県災害対策課
電話 073－441－2261 へ連絡する。

■ 非常通信経路

区間；太地町（総務課） ←→ 和歌山県（県災害対策課等）

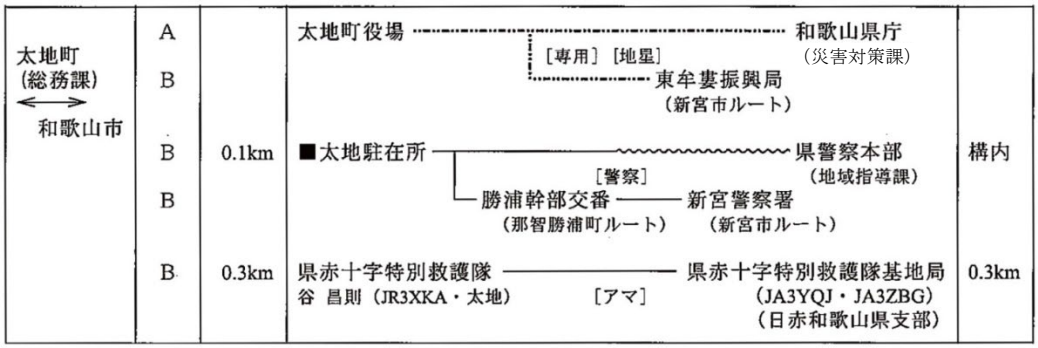

(7) 有線電気通信法第８条第１項の規定による有線電気通信設備の使用

天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、総務大臣は、法令で定める手続きにより、有線電気通信設備の設置者に対して、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の用に供することを求めることができる。

(8)　和歌山県防災情報システムの構成

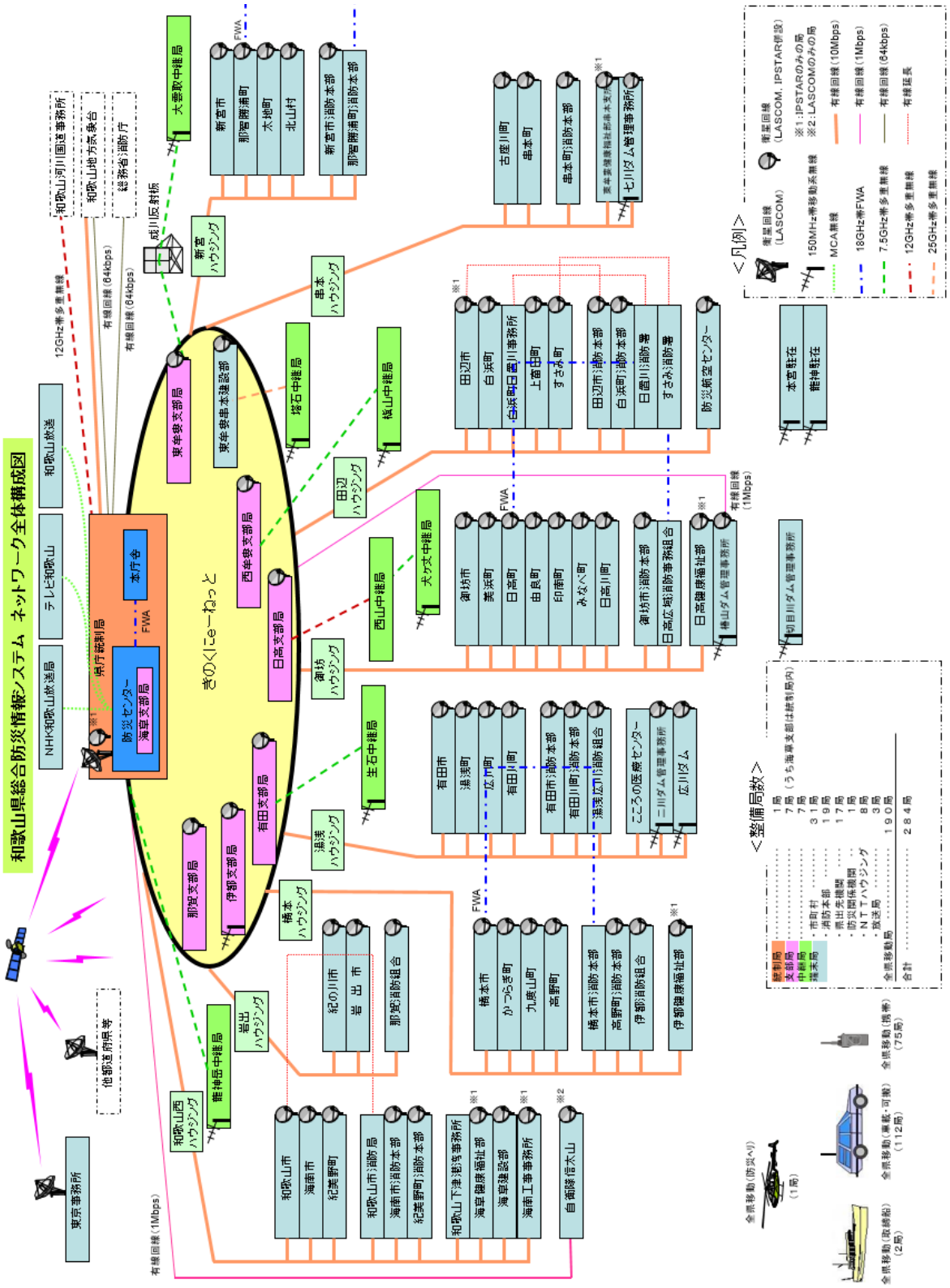

第４節　災害広報計画

〔担当：町（企画班、救助班）〕

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生の恐れのある場合は、住民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知徹底し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。

2. 計画内容

(1)　本部における広報

ア．広報担当者

災害時における広報活動は、原則として企画班を通じて行うものとする。

イ．広報資料の収集

広報資料の収集は、「第３編第２章第２節被害情報等の収集計画」に定めるところによるが、さらに、次のことに留意する。

(ｱ) 調査班に写真撮影担当者を置き、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真の撮影を行う。

(ｲ) 本部各班においても災害現場を撮影し、総合調整室に提出するものとする。

(ｳ) 本部各班は、民心安定のため広報資料の提供を積極的に行う。

ウ．広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものとする。

特に、高齢者・障がい者・外国人等の要配慮者に配慮したものでなければならない。

(ｱ) 被害の状況

(ｲ) 気象予警報に関する情報

(ｳ) 二次災害に関する情報

(ｴ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令状況

(ｵ) 医療救護所・避難所の開設状況

(ｶ) 被災者の安否に関する情報

(ｷ) 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況

(ｸ) ライフラインの被害及び復旧見通し状況

(ｹ) 主要道路状況

(ｺ) 交通機関の運行状況及び交通規制の実施状況

(ｻ) 住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(ｼ) その他生活情報等必要と認める情報

エ．広報内容

広報内容の主なものは、次のとおりであるが、発災直後から災害状況や応急活動の進捗状況に合わせて情報を広報する。

(ｱ) 被害の状況

(ｲ) 応急対策実施状況

(ｳ) 一般住民に対する被災者への協力及び注意事項

オ．広報手段

一般住民に対する広報手段は、状況に応じて以下の方法を取る。

なお、報道機関等に対する発表ならびに報道機関からの問い合わせの受け付け及び対応については原則として、企画班を通じて行う。

(ｱ) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関による広報

(ｲ) 有線放送による広報

(ｳ) 防災行政無線（個別受信機を含む。）による広報

(ｴ) 広報車による広報

(ｵ) 防災ヘリコプター等による広報

(ｶ) 広報紙、チラシ、ポスター等の作成

(ｷ) インターネットによる広報

(ｸ) アマチュア無線による伝達

カ．国等の中央機関に対する広報

国等の中央機関に対する広報については、迅速に災害情報及び資料等を提供して、災害の実態を報告する。

キ．報道機関に対する報道要請

町が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として東牟婁振興局を経由して県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。

ただし、県と町と通信途絶等特別の事情がある場合は、町から直接放送局に対し、要請する。放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

ク．氏名公表に関すること

町は、災害時の安否不明者等について、救出・救助活動等に資すると判断する場合は、氏名等を報道機関等に公表する。

ただし、いずれの場合も、DV 等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限がなされている場合は、本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため公表しない。

(2) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に以下の機関は、それぞれの措置をとるとともに、広報事項は本部に連絡するものとする。また、県本部から災害広報資料の貼付を依頼された時は、これに協力するものとする。

ア．日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社、株式会社ＺＴＶ

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連放送番組を編成する。

その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底を行う。

イ．関西電力送配電株式会社和歌山支社

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電事故防止について住民への周知徹底に努める。

ウ．ガス会社等

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、住民への周知徹底に努める。

エ．西日本電信電話株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、住民への周知に努める。

オ．西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内所等に掲示し、かつ報道機関等により、住民への周知を図る。

災害時において、町から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

(3)　災害公聴対策

ア．住民相談窓口の開設

住民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて相談窓口を開設する。

(ｱ) 巡回相談（避難所等）
(ｲ) 電話相談
(ｳ) 専門相談（法律、医療等）
(ｴ) 他機関（県、その他関係機関等）との共同相談
(ｵ) 災害弱者（障がい者、高齢者、外国人等）に対する相談

イ．実施体制

(ｱ) 必要に応じて職員を招集するとともに、他機関、防災ボランティア等の協力を得て電話又は窓口にて住民応対を行う。
(ｲ) 相談窓口を開設した場合は、広報車、防災行政無線、広報紙等を通じて住民に周知を行う。

ウ．要望の処理

(ｱ) 窓口では応急対策の実施状況、被害状況、援護・救援に関する事項等を提供し、被災住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りを行う。
(ｲ) 窓口で聴取した要望等に付いては、速やかに関係機関へ連絡し、早期解決を目指す。

(ｳ) 必要に応じ、県及び関係機関の協力を求める。

(4) 安否情報の提供

救助班は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、町が把握する情報に基づき、回答することが出来る。

なお、必要に応じて安否問い合わせ窓口を住民相談窓口に合わせて設置し、来庁者の問い合わせへの対応を行う。

第３章　災害防除計画

項　目	担　当
第１節　消防計画	町（総務班）、太地町消防団
第２節　水防計画	町（総務班）、太地町水防団

第１節　消防計画

〔担当：町（総務班）、太地町消防団〕

1. 計画方針

消防組織法第 6 条の規定に基づき、火災等に関する防除活動は町がその責任において行う。

災害等の大きさにより必要がある場合は、町から関係法令の規定に従い県その他防災機関に応援要請を行い、防除活動を実施するものとする。

ただし、大災害等によりやむを得ない場合は、前段の規定に従わず応援要請を行い、確実な防除活動を遂行する。

また、消防団員の安全確保対策のため、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

２．消防組織

消防の組織は、以下のとおりとなっている。

■　太地町消防団組織図

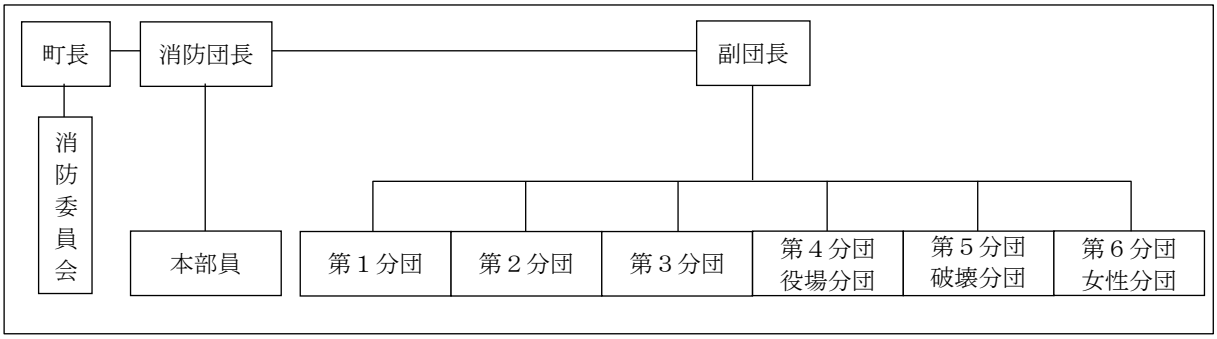

３．計画内容

(1)　警報等の取扱い

町内において火災発生に危険のある気象等について伝達を受けた場合は、「第 3 編第 2 章第 1 節気象警報等の伝達計画」に定める系統により伝達するとともに、必要に応じて町長は「火災警報」を発令するものとし、速やかに住民に対して、周知徹底を図る。

■　消防団伝達系統

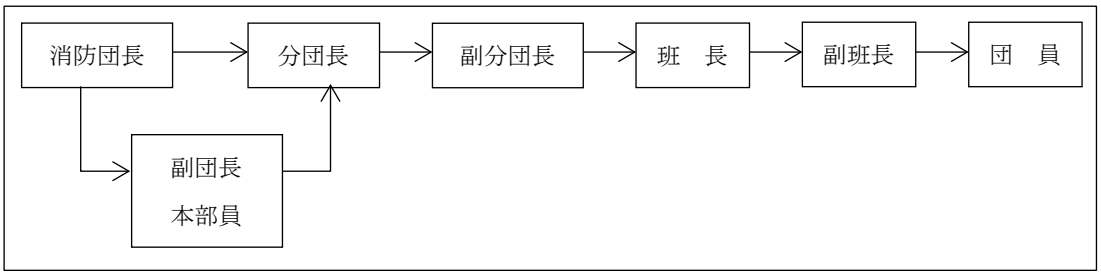

(2)　指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防団長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

(3)　消防情報収集及び報告

消防情報の収集及び報告は、「第 3 編第 2 章第 2 節被害情報等の収集計画」、「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日付消防災第 246 号消防庁長官通達）」及び「火災・災害等即報要領について（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号消防庁長官通達）」により、火災即報（資料編 3-59）を用いて行う。「火災・災害等即報要領について」の報告すべき災害の基準は以下のとおりである。

ア．一般基準（原則として、次の人的被害を生じた火災及び事故）

(ｱ) 死者 3 名以上生じたもの。

(ｲ) 死者及び負傷者の合計が 10 名以上生じたもの。

イ．個別基準（上記アの一般基準に該当しなくても、以下に該当するもの）

(ｱ) 建物火災

① 特定防火対象物で死者の発生した火災。

② 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災。

③ 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火対象物で、「適マーク」対象外の部分からの出火を含む）。

④ 建物焼損延面積 3000 ㎡以上の火災。

⑤ 損害額 1 億円以上の火災。

(ｲ) 林野火災

① 焼損面積 10ha 以上の林野火災。

② 空中消火を要請した林野火災。

③ 住家等へ延焼する恐れがある等社会的に影響度が高い林野火災。

ウ．交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの。

エ．その他の火災

その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災。

オ．危険物にかかる事故

危険物にかかる次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの。

(ｱ) 危険物施設の事故

(ｲ) 無許可施設の事故

(ｳ) 危険物運搬中の事故

カ．その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって社会的に影響度が高いと認められるもの。

(4) 消火活動

ア．太地町消防団は、災害の状況に応じた配備体制をとり、道路・建築物の状況や延焼状況等を勘案して消火活動を実施する。

イ．延焼の状況から、避難者に火災の影響が及ぶおそれがある場合には、延焼阻止線等による延焼予防対策を講じ、効率的な火災の鎮圧に努める。

(5) 応急避難対策

大規模な火災等により、住民を安全なる場所に避難させるため、緊急の必要がある場合には、その対象となる区域からの立退きを命じ、住民の生命、身体の安全を図る。

ア．立退きの勧告、指示の発令

(ｱ) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人命あるいは、身体を保護するため特に必要あると認めるとき、本部長は必要と認める区域の住民に対し避難のため立退きを勧告する。

(ｲ) 立退きの勧告を発令した後、状況が更に悪化した場合や立退きの勧告に従わない残留者に対しては、立退きの指示を行う。

(ｳ) 避難すべき時期が急を要し本部長が勧告、指示するいとまがないと認めるときは災害現場にある消防団長もしくはその委任を受けた上席消防団員等がこれを行う。

(ｴ) 立退きの勧告、指示を発令した場合、町は県に報告する。

イ．立退きの勧告、指示の区分

■立退きの勧告の区分

条　　件	・火災が延焼拡大して容易に鎮圧し難く、火災防ぎょ線（道路、空地、河川その他によって災害を防止する線）を決定し、阻止しようとするとき ・大津波警報が発令されたとき ・その他爆発の危険を伴う火災等で特に区域住民の避難を必要とする場合
対　　象	・災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者
伝達内容	(1)勧告者　(2)避難すべき理由　(3)避難すべき場所 (4)避難すべき経路　を伝達する。
伝達方法	広報車、防災行政無線、サイレン、ラジオ放送、口頭等

■立退きの指示の区分

条　　件	立退きの勧告の後、状況が更に悪化して避難すべき時期が切迫する場合又は勧告に従わない残留者があるとき
対　　象	立退きの勧告の場合と同じ
伝達内容	立退きの勧告の場合と同じ
伝達方法	マイク・拡声器や口頭による伝達

ウ．避難、誘導の留意点

(ｱ) 避難の指示等は新宮警察署長との協議により相互の意見を調整した後これを行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は臨機の措置によりその旨を新宮警察署長に通知する。

(ｲ) 誘導員は混乱した避難者を鎮静して安全に避難を行うことを第一義とし、したがって過重な携帯品等は状況によって持参せぬよう指導に努める。

(ｳ) 緊急避難の必要が大きい地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

① 要配慮者（幼児・高齢者、病人、身体障がい者、妊産婦等）及びこれらの者に必要な介助者

② 一般住民

③ 防災活動従事者

(ｴ) 最も安全な避難経路を指示するとともに特に危険な箇所については事前に誘導員を配置し避難中の事故を防止する。

(ｵ) 夜間においては可能な限り投光機等の照明器具を使用し、避難方向を照射する。

(ｶ) 財産の保護は避難後においても状況の許す限り最善の方策を講じる。

(6)　広域応援の要請

大規模災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、災害の規模等に応じ、次により迅速かつ的確に広域応援の要請を行う。

ア．消防相互応援協定による要請

町長は、町の保有する消防力のみでは十分な対応ができないと認めるときは、消防組織法第 39 条の規定に基づく協定を締結している市町村の消防長に対し応援を要請する。

イ．県への応援要請

(ｱ) 自らの消防力のみでは対応できないような災害が発生し、緊急の措置をとる必要があるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条の規定により県知事に指示権の発動を要請する。

(ｲ) ヘリコプターの活動が必要と認める場合においては、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ．緊急消防援助隊への応援要請

町長は、被害の状況から町の消防力及び県内の消防隊では十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第 44 条の規定により、速やかに県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。県知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

エ．消防機関の応援出動

消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定及び災害対策基本法第 67 条の規定により、他の市町村から応援を求められたときは、町長は、町域内に発生した災害の防除に災害対策基本法第 67 条及び消防組織法第 21 条の規定による趣旨により、町はその消防責任を果たすため、隣接市町村との間において積極的に応援を行う。従って、この場合の応援区分、費用負担区分等についてあらかじめ協定を結んでおくものとする。

[本町の消防力については「第 2 編第 10 章消防計画」を参照]

■　消防相互応援協定の状況

応援協定の名称	内　容	締結団体名	協定年月日
消防相互応援協定	火災、水災、その他災害	那智勝浦町、太地町	昭和 61 年 3 月 31 日
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	各種災害、救急搬送等	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	平成 8 年 2 月 22 日
和歌山県下消防広域相互応援協定	各種災害	県内全市町村、県内全消防組合	平成 8 年 3 月 1 日

応援協定の名称	内　容	締結団体名	協定年月日
和歌山県内における自動車電話･携帯電話からの119番通報接続に関する協定	自動車電話・携帯電話からの119番通報接続	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、高野町、花園村、白浜町、中辺路町、大塔村、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、大辺路　消防組合、古座川消防組合、那賀郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	平成10年9月1日

（資料：県地域防災計画・資料編）

４．火災速報記入要領

(1)　火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災 Jr 船舶火災」「航空機火災」及び「その他火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲む。

(2)　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入する。

(3)　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入する。

(4)　その他参考事項

次の火災等の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項をあわせ記入する。

ア．死者3人以上生じた火災

(ｱ) 死者を生じた建物等（建物、車両船舶等をいう。以下(ｱ)について同じ。）の概要

① 建物等の用途、構造及び環境

② 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、「適マーク」の有無、防火管理者の有無及びその管理状況ならびに予防査察の経過

(ｲ) 火災の状況

① 発見及び通報の状況

② 避難の状況

イ．建物火災で「本節（3）②イ．個別基準」．のエ）又はオ）に該当する火災

(ｱ) 発見及び通報の状況

(ｲ) 延焼拡大の理由

① 消防事情

② 都市構成

③ 気象条件

④ その他

(ｳ) 焼損地区名及び主な焼損建物の名称

(ｴ) 被災者の避難保護の状況

(ｵ) 県及び町の応急対策の状況

ウ．林野火災

(ｱ) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

(ｲ) 林野の植生

(ｳ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(ｴ) 空中消火の実施状況

エ．交通機関の火災

(ｱ) 車両、船舶、航空機等の概要

(ｲ) 焼損状況、焼損程度

オ．その他の火災

(ｱ) 火災の概要

(ｲ) 焼損状況、焼損程度

カ．危険物にかかる火災

火災の状況、程度等概要

キ．その他特定の火災

火災の状況、程度等概要

第２節　水防計画

〔担当：町（総務班）、太地町水防団〕

1．計画方針

水防法第 3 条の規定に基づき、区域における水防は町がその責任において行う。

本計画には、災害時における水防上必要な事項を定めるとともに、水防法 33 条の規定に基づく太地町水防計画を含むものとする。

また、水防活動の際には、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

２．水防組織

(1)　水防本部

「第 3 編第 1 章第 1 節組織計画」に定める災害対策連絡室の組織に水防団を加えた組織をもって水防本部を構成する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、本部に水防本部を吸収し、組織の一元化を図る。

(2)　水防団

太地町消防団員が水防団員を兼ねる。

（本町消防団組織をもって水防団組織にあてる）

■　太地水防団組織図

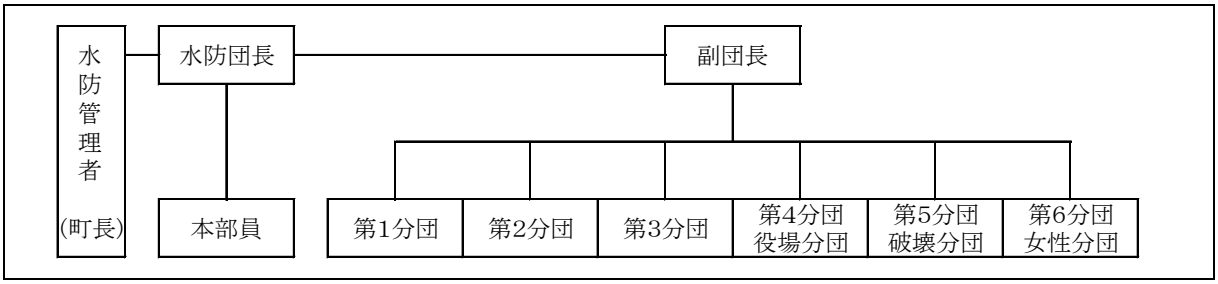

３．計画内容

(1) 重要水防箇所

町内の重要水防箇所は以下のとおり。

ア．河川重要水防箇所（県知事管理）

	水系名	河川名	佐右岸	場所	延長	重要度	危険理由	備考
1	与根子川	与根子川	左	JR 橋～地蔵院上流 100m	90m	A	堤防高	
2	与根子川	与根子川	右	JR 橋～地蔵院上流 100m	90m	B	堤防高	

(2) 雨量の観測及び通報

水防管理者（町長）は、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、台風が接近しているか、不連続線が停滞していてかなりの降雨による水害が予想されるときは、和歌山地方気象台、東牟婁振興局よりの連絡を受けるほか、積極的に河川上流部の雨量、水位等の情報入手に努め、以下のとおり県に報告を行う。

［管内雨量観測所は、「第 2 編第 20 章地震・津波観測施設整備計画」を参照］

ア．定時報告（毎時）

(ｱ) 総雨量が 80 ミリに達したとき。

(ｲ) 時間雨量が 20 ミリを超えたとき。

(ｳ) 県水防本部が認めたとき。

イ．終雨報告

天候が回復し、雨が止んだその時刻と雨量。

(3) 水位観測及び通報

水防管理者（町長）は、気象状況等により、洪水又は高潮の恐れがあると察知したときは、産業建設課員を現地に派遣するとともに水位観測所と連絡を取り、通報水位に達したときから東牟婁振興局に報告するものとする。

［管内雨量観測所は、「第 2 編第 20 章地震・津波観測施設整備計画」を参照］

(4) 水防速報

総務課長は、以下の事項について水防管理者に対して、最も迅速な方法により報告を行う。

ア．警備体制報告

職員の参集状況、警備体制及び警備方法等。

イ．警戒状況報告

管内警戒体制、特に水防団及び関係機関の警戒体制ならびに、これらの動向、水防団長が警備上の措置を講ずるに必要な事項。

(5) 報告

水防管理者は、以下の場合には、県（東牟婁振興局）に報告を行う。

ア．水防団員を出動させたとき及び水防作業を開始したとき

イ．他の水防管理者等に応援を要請したとき

ウ．破堤、はん濫したとき

エ．立退きの指示を実施した場合のその事由

オ．その他必要と認める事態の生じたとき

(6) 水防活動体制

水防非常配備については、水防管理者の判断により必要と認められたとき及び県知事からの警報事項の伝達を受けたとき又は緊急にその必要があるとして県知事からの指示のあった場合、水防管理者は配備体制をとり、水防本部を設置する。

なお、配備体制は以下のとおりとし、水防本部長（町長）からの解除命令と同時にこの体制は解除する。

ア．水防非常配備の種類

種　　類		配備内容	発令基準（時期）	担当課室名（人数）
水防配備体制	第１号	役場に当直員をおき、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに活動ができる体制とする。	今後の気象情報、水位情報に注意し警戒する必要があるが具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなりの時間的に余裕があると認められるときに発令する。	総務課､産業建設課より各１名を招集。
	第２号	第一配備体制に定める職員を動員し､情報の収集、事態の推移によって直ちに､第三配備体制の招集、その他の活動が遅滞なく遂行できる体制とする。	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、約２時間後には水防活動の開始があると認められるときに発令する。	産業建設課員を危険箇所に派遣。 水防団分団長を役場に召集 （水防団員は自宅待機）
	第３号	役場全員を動員して活動する完全な水防体制とする。水防本部は適宜町内各所を巡回し、警戒をおこなう。役場職員と水防団員及び区長等と協力して地区の警戒にあたりその状況を水防本部に連絡する。	事態が切迫し、約１時間後には水防活動の必要が予想されるとき、又は水防活動が開始され、第２号配備体制では対処しかねると認められるときに発令する。	役場全職員。 産業建設課員を危険箇所に派遣。 水防団員は各地消防詰め所へ待機。

［指　　令］

① 警戒体制、配備体制１号、２号の人員は、状況に応じ職員を増減する。

② 出先機関においても、本庁に準じて警戒、配備その他必要な体制をとらなければならない。

イ．非常配備につく基準

非常配備につく時期及び解除については、水防管理者（水防本部設置後は水防本部長）が発令し、その基準は以下のとおりとする。なお、この指令は事態の推移に応じて直ちに第１号から第３号を発令する場合もあり、また予想される危険性が小さいため、全面出動を必要としないと認められるときは、第２号指令までとし、第３号指令を発しないこともある。

(ｱ) 第１号指令（配備体制第１号につくべき指令）

今後の気象情報、水位情報に注意し警戒する必要があるが具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなりの時間的に余裕があると認められるときに発令する。

(ｲ) 第２号指令（配備体制第２号につくべき指令）

水防活動を必要とする事態の発生が予想され、約２時間後には水防活動の開始があると認められるときに発令する。

前日までに降雨がない場合	前日までの連続降雨が 50～100mm あった場合	前日までの連続降雨が 150mm 以上あった場合
当日の日雨量が 150mm を超えたとき	当日の日雨量が 100mm を超えたとき	当日の日雨量が 80mm を超えたとき

(ｳ) 第３号指令（配備体制第３号につくべき指令）

事態が切迫し、約１時間後には水防活動の必要が予想されるとき、又は水防活動が開始され、第２号配備体制では対処しかねると認められるときに発令する。

前日までに降雨がない場合	前日までの連続降雨が 50～100mm あった場合	前日までの連続降雨が 150mm 以上あった場合
当日の日雨量が 150mm を超えたとき	当日の日雨量が 100mm を超えたとき	当日の日雨量が 80mm を超えたとき

ウ．参集及び解除

(ｱ) 水防団員は、招集の指令を受けたときは、速やかに参集するものとする。

(ｲ) 各水防団員に対する伝達は、「本章第１節消防計画」の伝達系統に準じたものとする。

(ｳ) 水防本部長は、水位が下がり洪水の危険がなくなったとき、水防体制を解除するものとし、これを一般に周知させるとともに、県（東牟婁振興局）にその旨を報告する。

(7) 情報その他通信連絡

ア．情報収集の方法

常に的確な気象状況の把握に努めるために、気象情報等は、放送機関（テレビ、ラジオ等）及び東牟婁振興局より敏速に入手するとともに、必要に応じ優先電話又は無線を活用する。

イ．情報の伝達

入手した情報は、水防管理者に連絡する。

ウ．住民に対する周知方法

水害の発生、又は発生の恐れがある場合で、人心動揺及び拡大防止に特別に必要があるときは、住民に対して応急対策、その他必要な情報を周知するため、防災行政無線・広報車やサイレン、拡声器の使用等により広報活動を行う。

■　水防信号

区　　分	信　号　の　内　容	サ　イ　レ　ン　信　号
第 1 信号	はん濫注意水位に達したことを知らせる	○　－　休　○　－　休　○　－ 5 秒　10 秒　5 秒　10 秒　5 秒
第 2 信号	水防・消防機関に属する者全員の出動を知らせる	○　－　休　○　－　休　○　－ 5 秒　5 秒　5 秒　5 秒　5 秒
第 3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者全員の出動を知らせる	○　－　休　○　－　休　○　－ 10 秒　5 秒　10 秒　5 秒　10 秒
第 4 信号	必要と認める区域内に居住する者に立ち退き、又は避難すべきことを知らせる	○　－　休　○　－　休　○　－ 1 分　5 秒　1 分　5 秒　1 分

(8) 水防団の活動

ア．警戒配備

水防団員にあっては、団長の指示に従う。

イ．増水状況の調査

気象状況により相当の降雨量ありと認めたときは、管内各河川等の増水状況を消防機関において調査し、関係機関に通報するものとする。

ウ．避難及び救助

(ｱ) 河川等が警戒水位に達し、破堤の恐れがある場合、水防管理者は必要な区域の居住者に対し避難準備を指示し、さらに洪水等により著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立ち退きを指示する。

(ｲ) 避難準備及び立ち退きを指示する場合は、サイレンによる信号、防災行政無線、広報車による広報活動、口頭その他適当な方法により、迅速かつ的確に区域住民に周知徹底を図る。

(9) 水防記録

水防管理者は、水防法第１７条に基づき水防活動実績の記録をつくるとともに、次の事項について水防記録を作成し、補完する。

ア．出水の状況
イ．水防活動を実施した箇所
ウ．水防活動開始及び終結の日時
エ．出動の人員数
オ．水防作業の概略
カ．水防の結果及び土木被害の概略
キ．その他必要な事項

(10) 出動要請

ア．警察官の出動要請

水防管理者（水防本部設置後は水防本部長）は、水防のため必要があると認めたときは、以下の事項を明らかにして新宮警察署長に対し出動を要請する。また、要請をした場合は東牟婁振興局にその報告を行う。

(ｱ) 要請する理由

(ｲ) 出動希望人員

(ｳ) 機動力の概数

(ｴ) 希望する地区及び日時

イ．自衛隊の出動要請の要求

水防管理者（水防本部設置後は水防本部長）は水防管理上必要と認めたときは、県水防本部長を経て以下の事項を明示して自衛隊の出動要請を要求する。

(ｱ) 派遣を必要とする機関及び場所

(ｲ) 派遣を希望する人員、装備等

(ｳ) 活動内容

(ｴ) 現地における調整責任者

(ｵ) その他参考事項

その他の要領は、「第 3 編第 16 章自衛隊派遣要請等の計画」参照。

(11) 応援の要請

水防管理者（水防本部設置後は水防本部長）は、水防法により、緊急の場合必要に応じ、他の水防管理者、市町村長、消防団長に対して応援を求めることができる。

応援のために派遣された者は、所要の器具、資材等を携行し応援を求めた水防管理者所轄の下に行動するものとする。

(12) 水防訓練

原則として毎年 1 回以上、水防訓練を行うものとする。

(13) 公用負担

水防法第 28 条により公用負担を命じるときは、原則として資料編 3-61、3-62 のような証票を所有者、管理者等に表示するものとする。

［本町の水防資機材の現況は、「第 2 編第 1 章河川防災計画」を参照］

第４章　り災者救助保護計画

項　目	担　当
第１節　災害救助法の適用計画	町（救助班）
第２節　被災者生活再建支援法の適用計画	町（総務班）、和歌山県
第３節　避難計画	町（総務班、救助班、物資調達班、全部班）、和歌山県、警察関係者、自衛隊、太地町社会福祉協議会、太地町教育委員会、防災関係機関
第４節　食料供給計画	町（物資調達班）、和歌山県
第５節　給水計画	町（衛生防疫班、水道班）
第６節　物資供給計画	町（物資調達班）、和歌山県、和歌山県 LP ガス協会南紀支部
第７節　住宅・宅地対策計画	町（土木班）、和歌山県
第８節　医療助産計画	町（衛生防疫班、緊急医療班）、医療関係者
第９節　り災者救出計画	町（救助班）、太地町消防団、和歌山県、警察関係者、消防・水防機関、自衛隊、太地町社会福祉協議会
第 10 節 住居等の障害物除去計画	町（土木班）、警察関係者、海上保安機関）
第 11 節 災害弔慰金等支給等に関する計画	町（出納班）
第 12 節 遺体捜索処理計画	町（救助班）、警察関係者
第 13 節 災害義援金品配分計画	町（救助班、出納班）
第 14 節 その他被災者保護計画	町（救助班）
第 15 節　物資拠点計画	町（物資調達班）、(社)和歌山県トラック協会

第１節　災害救助法の適用計画

〔担当：町（救助班）〕

1. 計画方針

災害時におけるり災者の救助及び保護は本計画によるものとする。なお、救助の実施に必要な救助法の適用基準は、以下のとおりとする。

2. 計画内容

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用基準

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行う。

(2) 災害が発生した場合の適用条件等

ア．全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」）が 30 世帯以上に達したとき。

イ．被害世帯数がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県下の被害世帯数が 1,000 世帯以上の場合は、15 世帯以上に達したとき。

ウ．被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広範囲にわたり、県下の被害世帯数が 5,000 世帯に達したとき。

エ．当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）

オ．本町がア～エの基準に該当しないが、次の各号の一つに該当し、県知事において特に救助実施する必要があると認めた場合。

(ｱ) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

(ｲ)被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

カ．住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流出）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住する事ができない状態となった世帯は、3 世帯をもってそれぞれ住家が滅失した 1 世帯とみなす。

(3) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別・地域条件、その他の状況によって県知事が必要と認める範囲において実施する。

ア．避難所の設置

イ．応急仮設住宅の供与

ウ．炊出しその他による食品の給与

エ．飲料水の供給

オ．被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

カ．医療
キ．助産
ク．被災者の救出
ケ．被災した住宅の応急修理
コ．学用品の給与
サ．埋葬
シ．死体の捜索
ス．死体の処理
セ．障害物の除去
タ．輸送費及び賃金職員等雇上費
チ．実費弁償

・資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第２節　被災者生活再建支援法の適用計画

〔担当：町（総務班）、和歌山県〕

1. 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に全部委託、又は法人から本町へ一部委託され、実施するものとする。

支援法の適用基準等は、次のとおりである。

2. 計画内容

(1)　適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。（被害については、火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア．災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ．10 世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ．100 世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ．ア又はイの市町村を含む都道府県内にあって、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口１０万人未満のものに限る）における自然災害

オ．ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県があって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満のものに限る）における自然災害

カ．ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合における市町村（人口１０万人未満のものに限る）で、５世帯（人口５万人未満の市町村にあっては２世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

(2)　対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯。

ア．住宅が全壊した世帯

イ．住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ．災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

エ．住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ．住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3)　住宅の被害認定

被害認定については、認定基準［「災害の認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知」］等により、町が実施する。

(4)　支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。（中規模半壊は、加算支援金のみ）

ア．基礎支援金

住宅の被害程度	全壊	住宅解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
複数（２人以上）の世帯	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円	－
単数世帯	７５万円	７５万円	７５万円	３７万５０００円	－

イ．加算支援金

住宅再建の方法		建設・購入	補　修	賃　　借 （公営住宅を除く。）
全壊 解体 長期避難 大規模半壊	複数（２人以上）の世帯	２００万円	１００万円	５０万円
	単数世帯	１５０万円	７５万円	３７万５０００円
中規模半壊	複数（２人以上）の世帯	１００万円	５０万円	２５万円
	単数世帯	７５万円	３７万５０００円	１８万７５００円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００万円（又は１００万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）。

(5)　申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次のア～オの書類を町担当窓口へ提出することが必要。（申請期間は、基礎支援金の場合は災害発生日から１３月以内、加算支援金の場合は災害発生日から３７月以内）

ア．被災者生活再建支援金支給申請書

イ．り災証明書

町は、世帯主（被災者）の居住する住宅が、当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ、り災証明書を発行する。

また、解体として申請する場合には、解体証明書等が必要となる。

ウ．住民票

住民票は被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要となる。

※ア.の申請書に、マイナンバーを記入した場合は添付不要

エ．預金通帳の写し

申請者は、銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるものを用意する。

オ．住宅の建設・購入、補修又は賃借を確認できる契約書等の写し

(6)　実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、財団法人都道府県センターが、平成１１年２月８日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。支援金は、当該基金への都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を町で受け付け、県を経由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

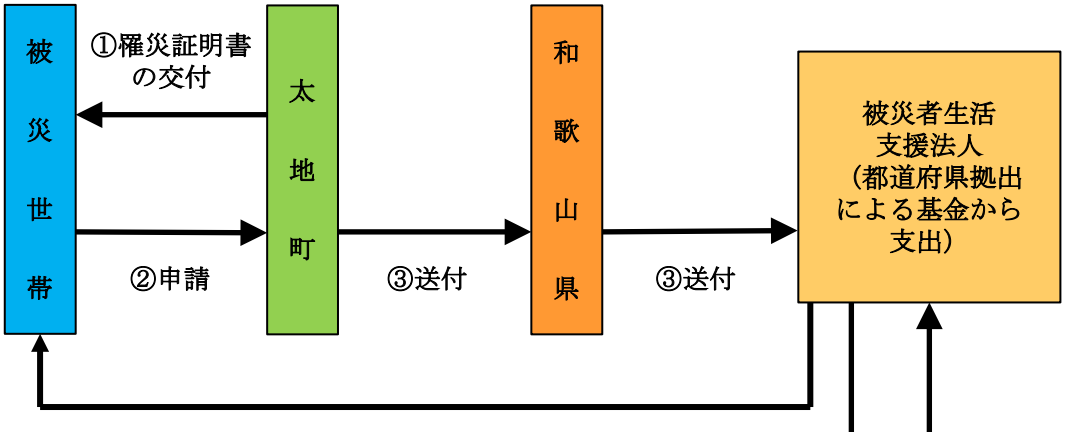

＜申請期間＞

①基礎支援金：災害発生から１３か月以内
②加算支援金：災害発生から３７か月以内

＜申請に必要な書面＞

・支援金支給申請書
・住民票等
・罹災証明所等
・預金通帳の写し
・その他関係書類
　契約書（住宅の購入・補修、借家の賃貸借　等）

(7)　町の事務体制

町が実施する事務は以下の通りである。

・制度の周知（広報）

◎住宅の被害認定

◎り災証明書等必要書類の発行

◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

◎支給申請書の受付・確認等

◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付

○支援金の返還に係る請求書の交付

○加算金の納付に係る請求書の交付

○延滞金の納付に係る請求書の交付

○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

・その他上記に係る付帯事務

※「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

(8)　その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき行うものとする。

第３節　避難計画

〔担当：町（総務班、救助班、物資調達班、全部班）、和歌山県、警察関係者、自衛隊、太地町社会福祉協議会、太地町教育委員会、防災関係機関〕

1. 計画方針

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示等及び避難所の開設ならびに収容保護は本計画による。

町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する。このため、避難情報の発令のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階での避難行動を開始することを求める高齢者等避難情報の伝達を行うものとする。

注）これまで使われていた「災害時要援護者」のかわりに平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため,特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

2. 計画内容

(1)　実施者

避難のための高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の避難情報発令及び避難所の開設並びに避難所への収容保護等は次の者が行う。

区分	対象災害	実施責任者	適用法等
高齢者等避難	災害全般について	町長	基本法第 56 条第２項
避難指示	洪水について	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条
		水防管理者	水防法第 29 条
	地すべりについて	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
	災害全般について	町長	基本法第 60 条第１項
		知事	基本法第 60 条第６項
		警察官	警察官職務執行法第４条
			基本法第 61 条第１項
		自衛官	災害派遣
			自衛隊法第 94 条
		海上保安官	基本法第 61 条第１項
緊急安全確保	災害全般について	町長	基本法第 60 条第３項
		知事	基本法第 60 条第６項
		警察官	警察官職務執行法第４条
			基本法第 61 条第１項
		自衛官	災害派遣
			自衛隊法第 94 条
		海上保安官	基本法第 61 条第１項
警戒区域の設定	災害全般について	町長またはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	基本法第 63 条第１項
		警察官	基本法第 63 条第２項
		海上保安官	基本法第 63 条第２項
		自衛官	基本法第 63 条第３項
		知事	基本法第 73 条
	火災について	消防本部員・消防団員	消防法第 28 条
		警察官	消防法第 28 条第２項
	水災について	消防本部員・消防団員	水防法第 21 条
		警察官	水防法第 21 条第２項
	火災・水災以外について	消防本部員・消防団員	消防法第 36 条
		警察官	消防法第 36 条
避難所の開設、収容	災害全般について	町長	―

(2)　避難情報の発令

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により避難情報を発令するものとする。

なお、町は、避難のための立ち退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での高所避難等の緊急安全確保を指示するものとする。

また、町は県に対し高齢者等避難・避難指示及び緊急安全確保について、技術的な助言を求める。

避難情報と発令時の状況及び住民に求める行動については、次表のとおりである。

■ **避難情報と発令時の状況及び住民に求める行動**

区分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・災害が発生する恐れがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	・高齢者等は危険な場所から避難（高齢者等には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる） ・とるべき避難行動は立退き避難を基本とする。 ・洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル４】 避難指示	・災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	・居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 ・立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で屋内安全確保することも可能
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・災害が発生または切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	・居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する

ア．災害一般の避難の指示等

(ｱ) 町長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難所への避難を求めるものとする。

(ｲ) 町長は、災害対策基本法に基づき、避難のための立ち退きを指示し、必要と認めるときはその立ち退き先を指示するものとし、これらについて速やかに県知事に報告

する。

(ｳ) この場合において町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(ｴ) 当該災害による被害が甚大で、町がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合は、町が実施すべき措置の全部又は一部を県が代行する。

(ｵ) 町は、災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発令ができるよう具体的な発令判断基準を定め、「太地町避難情報の判断・伝達マニュアル」を策定しており、これを用いて避難情報を発令するものとする。

また、避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

なお、「太地町避難情報の判断・伝達マニュアル」については、定期的な更新に努めるものとする。

イ．洪水についての指示等

町長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立ち退きの指示をする。また状況に応じて直ちに安全を確保する緊急安全確保を指示するものとする。

洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、町長（水防管理者）は、立ち退きを指示することができる。町長（水防管理者）が指示する場合においては、新宮警察署にその旨を通知するものとする。

また、要配慮者等、特に避難行動要支援者に対しては、人的被害の発生する可能性が高まったときには、避難行動要支援者への避難行動の開始を求める高齢者等避難を出すものとする。

ウ．土砂災害についての指示等

町長は、土砂災害の危険が切迫していると認められるときは、必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立ち退きの指示をする。

この場合、新宮警察署に協力要請等のため、その旨を通知するものとする（地すべりについては屋内避難による安全確保は行わない。）

また、要配慮者等、特に避難行動要支援者に対しては、人的被害の発生する可能性が高まったときには、避難行動要支援者への避難行動の開始を求める高齢者等避難を出すものとする。

(3) 避難情報の基準

洪水及び土砂災害、高潮の避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）発令の判断基準は、「太地町避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づくものとする。

(4) 避難情報の伝達

避難情報の発令は本計画「第 3 編第 2 章第 1 節気象警報等の伝達計画」及び「太地町避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、最も迅速な方法をもって行う。また、避難の誘導は救助班が中心となって行い、避難情報を確実に周知し、避難の誘導を行う。避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、判断を行うものとする。

特に要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達、要配慮者情報の共有には配慮する。

(5) 避難の方法

ア．第 1 次避難（事前避難）

災害の発生が事前に予測される場合は、あらかじめ高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、女性等の避難行動要支援者を優先して避難させるものとする。

イ．第 2 次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまが無いときは、緊急避難を行うものとする。緊急避難の場合は緊急避難指令が発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

ウ．避難行動

避難は原則として避難者各自が行い、自主判断により縁故関係先又は町があらかじめ定める指定避難所に避難するよう周知し、必要に応じて関係機関の車両等を利用する。

エ．避難方法の周知

避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ．その他

避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

(6) 避難誘導

ア．住民の避難誘導

住民等の避難誘導は、町職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ区長会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとする。

イ．避難誘導体制の周知

町は、避難情報について必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害について避難すべき区域や判断基準、伝達方法を適切に判断する。また、日頃から避難場所や避難路と併せて住民への避難誘導に関する情報の周知徹底に努めるものとする。

ウ．避難行動要支援者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。また、避難行動要支援者名簿等に記載された情報は、要支援者に関する極めて秘匿性の高い情報を含むものであるため、情報の提供を受けた者は名簿情報に係る秘密保持を徹底するよう措置を講じるものとする。

(7) 収容対象者

避難所へは以下の者を収容する。

ア．避難命令が発せられた場合又は緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者。

イ．住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水、（破壊、消防による全・半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

(8) 避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容ならびに被災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、町独自の応急対策として本部長が開設する。

なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、町単独の場合についても本計画に準ずるものとする。

ア．危険区域と避難立ち退き先の指定

本部長はそれぞれの地区の実情、災害の種類等を十分検討のうえ危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議のうえ避難場所及び避難施設をあらかじめ選定しておき、避難施設相互の連絡方法を確保しておく。

［本町の避難施設及び避難場所は、「第 2 編　第 33 章　避難収容体制の確立」を参照］

イ．設置の方法

(ｱ) 既存建物の利用

学校、公民館、集会所、神社の社務所、寺院の本堂、工場・倉庫、旅館・ホテル（福祉避難所として、又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、町が必要な場合、又は指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合に借り上げて設置）、福祉施設（福祉避難所として）等

(ｲ) 野外仮設の利用

仮設物等を仮設、テントを借り上げ設置

ウ．避難所の設置報告及び収容状況報告

本部長は、避難所を設置した場合には、ただちに避難所開設状況を県本部（総合統制室）に報告する。報告事項は、おおむね以下のとおりとする。

(ｱ) 避難所名、開設の日時ならびに場所

(ｲ) 箇所数及び収容人員（避難所別）

(ｳ) 開設期間

本部は、避難所開設状況を公表するものとする。

なお、各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として町職員）を定めておく。

エ．避難所の開設の方法

本部長はそれぞれの地区の実情、災害の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所をあらかじめ選定しておく。

(ｱ) 避難所を開設するときには、速やかに避難所の施設管理者へ連絡する。

(ｲ) 避難所開設の実務は、救助部が担当する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者又は最初に到着した職員が実施する。

(ｳ) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県本部救助班に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

① 避難所開設の日時及び場所

② 箇所数及び収容人員（避難所別）

③ 開設期間の見込み

オ．収容期間

災害の発生した日から 7 日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を、東牟婁振興局を経由して県知事に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等でどうしても 7 日間の期間内に避難所を閉鎖することができない場合は、本部長は東牟婁振興局を経由して、以下の事項を明示して、事前に県知事に開設期間の延長を要請し、本部長が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う。

（救助に関する期間延長については、全ての項目で共通。）

(ｱ) 実施期間内により難い理由

(ｲ) 必要とする救助の実施期間

(ｳ) 期間延長を必要とする地域、救助対象者数

(ｴ) その他必要事項

カ．福祉避難所の開設

町長は、自宅等で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定福祉避難所を開設する。

キ．避難所設置のための費用

(ｱ) 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費はおおむね以下のとおりである。

区　　分	例　　示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資材の運搬等避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金

区　　分	例　　示
備品費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光熱水費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛生管理費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹸等）
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

(ｲ) 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、町において確保する。

ただし、現場において確保出来ないときは、東牟婁振興局に物資確保について要請する。

(9)　避難所の運営

ア．避難所の運営に当たっては、太地町避難所運営マニュアルに定める避難所の運営基準等により避難所の運営を行う。また、避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努めるものとする。

イ．本部長は避難所の運営について、避難所ごとに管理責任者を定め、区域内の住民と協力して、避難所の円滑な運営に努める。

ウ．自主防災組織等は、避難所の運営に対し町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

エ．避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとする。

オ．避難所を設置した場合には、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊出し等を行うものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するものとする。

カ．避難所内の治安を保つため必要に応じて警察と連携を図り、パトロール隊による巡回活動を実施する。

キ．避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方、性的少数者及び子供の視点等に配慮するものとする。

ク．避難所の生活において、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保するとともに、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。

ケ．避難生活が長期化する場合は、必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、プライバシー確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

コ．なお、やむを得ず避難所以外の場所に避難する被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

サ．新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進するものとする。

シ．平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。

(10) 訓練の実施

町は、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施するものとする。

(11) 避難者の他地区への移送

避難所開設後、大雨等による土砂災害危険、危険物等施設における火災・有毒ガス漏洩危険その他により、町長が危険と判断した場合は他地区の避難所を選定し、当該避難所の被災者を他地区の避難所へ移送する。

このほか、町長は、以下に示すように被災者の他地区への移送、広域一時滞在の受入れ要請及び他市町村からの被災者受入れを行う。

ア．避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、町保有の車両又は借上げ車両により移送する。移送を行うにあたっては新宮警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。

イ．被災地域が広域にわたっており、町の地域内で予定した避難所が使用できなくなった場合は、他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地又は隣接府県）への受入れ、広域一時滞在及び移送について、県知事（災害対策本部）に要請する。

ウ．他市町村に避難所又は広域一時滞在施設を開設するにあたっては、本部職員のうちから避難管理者を定めて当該市町村へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

エ．県知事から他市町村の避難者を受入れるための避難所又は広域一時滞在施設の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、ただちに避難所又は広域一時

滞在施設の選定・開設を進め、受入れ体制を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所又は広域一時滞在施設の運営に協力する。

(12) その他必要とする事項

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、以下の関係書類を整理保存するものとする。

ア．避難者リスト
イ．救助実施記録日計票
ウ．避難所収容台帳名簿（資料編 3-43）
エ．避難所用物品費受払簿（資料編 3-44）
オ．避難所設置及び収容状況（資料編 3-27）
カ．避難所設置に要した支払証拠書類
キ．避難所設置に要した物品費受払証拠書類
ク．避難所における避難行動要支援者名簿

第４節　食料供給計画

〔担当：町（物資調達班）、和歌山県〕

1. 計画方針

災害時における被災者等に対する食料の供給は、本部、東牟婁振興局、県、近隣市町村ならびに農林水産省生産局（以下「生産局」という）その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

2. 計画内容

(1) 炊出しの実施及び食品の給与

ア．実施者

被災者に対する炊出し及び食料品の供給は、本部長が実施し、物資調達班が担当する。

イ．実施の場所

炊出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。炊出し場所に出向くことの困難な被災者に対しては、個々に巡回して食料を支給する。

ウ．炊出しの方法

本部が、物資調達班を中心に、地元住民及び婦人会ならびにボランティア団体等の協力により実施する。

エ．食料品の調達

〔炊出し〕

(ｱ) 炊出しのため必要な原材料等の調達は、原則として物資調達班が行う。

(ｲ) 前記(ｱ)による供給不可能な場合は、本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」）の数量を東牟婁振興局を経由して県知事に申請するものとする。ただし、やむを得ない理由により町本部長が、生産局に直接要請した場合は、必ず、県知事に連絡するものとする。

〔食品の給与〕

(ｱ) 食品の給与のため必要な食料の調達は物資調達班において行う。

(ｲ) 町は、物資調達班による調達が不可能又は困難な場合には、県にそのあっせんを要請する。県は、町長からの要請があったときは、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給あっせんを行う。また県は、被災町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、食料を確保し供給するものとする。

オ．供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当りの給食並びに供給基準は、一食あたり 200 精米グラムとする。

ただし消費の実情に応じては、乾パンの供給を行う。（乾パンの一食分は 100 グラムとする）。

(2) 救助法による救助基準

ア．炊出し及び食料品供給対象者

避難所は在宅避難者が必要な水や食料等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点ともなることについて他の避難所被災者の理解を求める。

又、高齢者、病弱者、障がい者等の要配慮者に対しては、優先して確実に配布されるようにする。

(ｱ) 避難所に収容された者。

(ｲ) 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者。

(ｳ) 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪者等。

イ．実施期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合は、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができる。

(3) 備蓄の推進

町及び防災関係機関は、広報やパンフレット等を活用して、各家庭や企業で各一人あたり３日分、可能であれば１週間分の食料等の備蓄を推進する。

(4) その他

炊出し等を実施する場合には、物資調達班長を責任者とし、各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊出しに必要な以下の帳簿を整理・保管しなければならない。

ア．救助実施記録日計票

イ．炊出し給与状況

(ｱ) 炊出し受給者名簿（資料編 3-47）

(ｲ) 食料品現品給与簿（資料編 3-48）

ウ．炊出しその他による食品給与物品受払簿（資料編 3-49）

エ．炊出し用物品借用簿（資料編 3-50）

オ．炊出しその他による食品供給のための食料購入代金等支払い証拠書類

カ．炊出しその他による食品供給のための物品受払証拠書類

第５節　給水計画

〔担当：町（衛生防疫班、水道班）〕

1. 計画方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲用に適する水を得ることができない者に対して飲料水の供給体制の確立を図る。ただし、町において実施できないときは、隣接市町村、関係団体又は県に速やかに応援要請する体制の確保ができるよう調整をしておく。

2. 計画内容

(1)　実施者

本部長が実施し、水道班が担当する。本部長は町内において、給水計画を立てる。ただし、本町において実施できないときは、本部長の要請により、隣接市町村等は応援又は協力して実施するものとする。

(2)　給水量の目安

災害発生から３日以内は１人１日最低必要量３リットルの水の確保に努め、10 日目までには３リットル～20 リットル、20 日目までには 20 リットル～100 リットルを給与することを目安とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるように努めるものとする。

(3)　飲料水の供給方法

飲料水はおおむね以下の方法により供給する。

ア．給水車又は容器等による運搬供給

新設した西地配水池の水槽（675t×2 槽；震度５程度以上で１槽の給水が遮断されて応急給水用に確保される）や浄水場、被災地に近い水源地・水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。この場合特に医療施設、社会福祉施設、避難所等緊急度の高いところを優先する。

イ．ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときは、ろ過器及び浄水剤等により滅菌して飲料水を確保する。

ウ．家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸については、衛生防疫班において水質検査を行い、飲料水として適当と認められた場合は、付近のり災者のために飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、その汚染の程度に応じてろ過・消毒等を行い、飲料水又は生活用水として利用する。

(4) 事務手続き

ア．本部長は、飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施した場合は、ただちに東牟婁振興局保健班（新宮保健所）を経由し、県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に報告する。

イ．本部長は、飲料水の供給ができないと判断した場合には、水道災害相互応援協定に基づき第6ブロック代表都市である新宮市に以下の事項を明示のうえ協力要請を行うと共に、直ちに、東牟婁振興局保健班（新宮保健所）経由のうえ本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。

(ｱ) 供給地
(ｲ) 必要水量（何人分、何立法メートル）
(ｳ) 供給方法
(ｴ) 供給期間
(ｵ) 水道又は井戸の名称
(ｶ) その他必要事項

(5) 救助法による基準

ア．飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

イ．飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

(ｱ) 水の購入費
(ｲ) ろ過器その他給水に必要な機械器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費
(ｳ) 浄水用の薬品費及び資材費

ウ．帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、水道班長を責任者とし、以下の帳簿等を作成し、整理保管するものとする。

(ｱ) 供給実施記録日程表
(ｲ) 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿
(ｳ) 飲料水の給与簿（資料編 3-30）
(ｴ) 飲料水供給のための支払証拠書類

(6) その他

本部長は、家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。

給水車、人的不足により、効率的な活動が実施できなくなることを防ぐため、断水見込みの段階から関係機関（民間・県・他自治体等）への早めの支援要請を図る。

給水車両による地区定点給水作業（住民給水）は、「水」の搬送効率に欠けるものとなることから、より効率的な給水活動を行うため、水タンクを各所（地区給水所）に設置し、給水車は「水の移送のみ」に徹する。

地区ごとにおける均等配置や周辺の交通事情に配慮（交通渋滞）したポイント選定を行っていく。

医療機関への給水においては、個々の機関要請に応じると、全体的スケジュールが立たない状況となるため、医療機関系に特化した給水スケジュールを立て、一般給水作業と並行して計画する。

第６節　物資供給計画

〔担当：町（物資調達班）、和歌山県、和歌山県 LP ガス協会南紀支部〕

1. 計画方針

救助法による被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　実施体制

ア．実施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は本部長が実施し、物資調達班が担当する。

イ．対象者

住家が全壊（焼）、半壊（焼）及び床上浸水以上の被害を受け、被服、寝具その他日用品等を喪失又は棄損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

ウ．支給品目

被害の実情に応じ以下の品目の範囲内において、現物をもって行う。

(ｱ) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
(ｲ) 外衣（洋服、作業衣、子ども服等）
(ｳ) 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
(ｴ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
(ｵ) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
(ｶ) 食器（茶碗、皿、箸等）
(ｷ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
(ｸ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

エ．給与又は貸与の期間

災害発生から 10 日以内

オ．物資の調達

物資の調達は町本部において行う。

救助物資は備蓄資材を放出する。なお、日用品は、町内の商店等の協力により調達する。

町本部による調達が不可能な場合は、県は町本部からの要請に応じ、又は被災町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給するものとする。

なお、県は、国、町本部との間で、物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムの活用を推進し、町と連携して迅速かつ円滑な被災地への物資支援を図るものとする。

カ．その他

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ物資調達班長が責任者を定め、給付等の記録及び受領書等を作成し、整理保管するものとする。

(ｱ) 救助実施記録日計票
(ｲ) 物資受払簿（資料編 3-52）
(ｳ) 物資の給与状況（資料編 3-31）
(ｴ) 物資購入関係支払証拠書類
(ｵ) 備蓄物資払出し証拠書類

(2) 個人備蓄の推進

町は、普段から災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄の推進を呼びかけるものとする。

(3) 物価の監視等

大災害による交通途絶などのため、流通市場において需要と供給の均衡がくずれやすい状況が長期化する場合には、物価の騰貴、売惜しみ等による、住民生活に好ましくない影響を避けるため、次を行い、住民生活の安定に努める。

ア．物価の監視
イ．商店への価格協力の要請
ウ．商店への売惜しみ排除の要請
エ．物資の町外からの流入促進

第７節　住宅・宅地対策計画

〔担当：町（土木班）、和歌山県〕

1. 計画方針

災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対して、応急仮設住宅の建設及び応急修理の実施ならびに既存公営住宅の活用等により被災住民の住居の確保を図る。

2. 計画内容

(1)　実施者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画は本部長が実施し、土木班が担当するが、実施が困難な場合は県が行うことができる。

(2)　救助法による応急仮設住宅の建設基準

建築基準法第 85 条の建築の緩和の告示後実施する。

ア．規模ならびに費用の限度

(ｱ) 規　模・・・・・・1 戸あたり平均約 29．7 ㎡

(ｲ) 限度額・・・・・・1 戸あたり平均 2,401,000 円以内

イ．建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

ウ．入居基準

(ｱ) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

(ｲ) 居住する住家がない者であること。

(ｳ) 自己の資力では、住宅を確保することができない者であること。

エ．入居決定の順番

入居の順番については、障がい者、病人、老人、婦人及び乳幼児等子ども（以下「災害弱者」）を、もしくは災害弱者を世帯員として有する世帯を優先するものとする。

オ．設置戸数

救助法適用市町村単位の全失戸数の 3 割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県知事の承認を得て近隣市町村相互間において対象戸数の調整を行う。

(3)　救助法による住家の応急修理の基準

ア．規模ならびに費用の限度

(ｱ) 特に面積の制限はないが、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

(ｲ) 費用の限度・・・・1 世帯当たり平均 520,000 円以内

イ．応急修理の期間

災害発生から１カ月以内に完了すること。

ウ．対象者

(ｱ) 居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者であること。

(ｲ) 救助法適用市町村単位の半壊半焼戸数の３割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県知事の承認を得て近隣市町村相互間において対象戸数の調整を行う。

(4) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保できないときは、県本部長にあっせん調達又は、資材の支給を要請する。

(5) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、本部長が県知事から委託を受けて管理する。

ア．家賃及び維持管理

(ｱ) 家賃は無料とする。

(ｲ) 維持修理は入居者が負担する。

(ｳ) 地代を必要なときは、入居者が負担する。

イ．応急仮設住宅台帳の作成

本部長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居誓約書とともに整理保管し、県知事に台帳の写しを提出する。

ウ．供与期間

完成の日から２年以内とする。

(6) 公営住宅法による災害公営住宅

ア．災害公営住宅の建設

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が以下の各号の１つ以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させるものとする。

(ｱ) 暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

① 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

② 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

③ 滅失戸数がその区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

(ｲ) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

① 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

② 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

イ．建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として本部が建設し、管理する。

ただし、町の財政の事情等から建設が著しく困難な場合は、県が町に代わって建設管理するものとする。

災害公営住宅の建設及び管理は、おおむね以下の基準によるものとする。

(ｱ) 入居の条件

次の各号の条件に適合する世帯

① 当該災害により住家を滅失した世帯であること

② 当該災害発生後３ヶ年間は、月収 21 万 4 千円以下の世帯であること（月収は世帯の所得合計から同居親族一人について 38 万円、その他公営住宅法施行令第 1 条第 3 号に定める額を控除した額の 1/12）。

③ 現に同居し、同居しようとする親族がある世帯であること（ただし、老人及び障がい者その他特に居住の安定を図る必要がある者として、公営住宅法施行令で定める者にあっては、本項は適用しない）。

(ｲ) 入居決定の順番

入居の順番については、要配慮者を世帯員として有する世帯を優先して決定する。

(ｳ) 建設戸数

① 建設戸数は被災滅失戸数の 30%以内

② ただし、他市町村で余分があるときは 30%を超えることができます。

③ 県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の 30%以下の場合、30%に達することがある。

(ｴ) 規格

住宅 1 戸の床面積の合計が 25 ㎡以上

(ｵ) 費用

標準建設費の２／３国庫補助（ただし、激甚災害の場合は３／４）。

(ｶ) 家賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額。

(ｷ) 建設年度

原則として被災年度、ただし、やむを得ない場合は翌年度とする。

(7) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあっては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

ア．国庫補助適用の基準

1 戸当たりの復旧費が 11 万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、町営で 190 万円以上になった場合。

(ｱ) 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して決定する。

(ｲ) 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

(ｳ) 宅地の復旧の場合

① 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合 ・・・・造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合 ・・・起債対象

② 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合・・・起債対象

イ．国庫補助率

１／２

ただし、激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(8) り災者に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害のり災者に対する被災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う融資制度を積極的に活用して、早急にり災住宅の復旧を図るものとする。

(9) 住宅情報の提供

応急仮設住宅の入居手続き、提供可能な公営住宅情報等を被災者に周知するため、本部は相談窓口を設置するとともに、広報活動を行う。

(10) その他

製作しなければならない書類等は、以下のとおりとする。

ア．応急仮設住宅

(ｱ) 救助実施記録日計票

(ｲ) 応急仮設住宅台帳（資料編 3-28）

(ｳ) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

(ｴ) 応急仮設住宅使用貸借契約書

(ｵ) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

(ｶ) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

イ．応急修理

(ｱ) 救助実施記録日計票

(ｲ) 住宅応急修理記録簿（資料編 3-36）

(ｳ) 工事契約書、仕様書等

(ｴ) 応急修理支払証拠書類

第８節　医療助産計画

〔担当：町（衛生防疫班、緊急医療班）、医療関係者〕

1. 計画方針

災害のため地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、もしくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産（以下「医療等」）の実施については、本部、東牟婁振興局、日本赤十字社、東牟婁郡医師会、病院協会、看護協会その他医療関係機関の協力を得て、本計画により行う。

2. 計画内容

(1)　実施責任者

災害時において、平常時の医療等の実施が不可能又は困難となったときで、救助法を適用された場合には、同法に基づき本部長がこれに当たり、衛生防疫班と緊急医療班が担当する。

本部長が不可能又は困難なときは、本部長の要請等により、県知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医療班が現地に到着するまでの間、及び県知事が実施しない小災害にあっては町長において実施する。なお、県知事が必要があると認めるとき、その職権の一部を本部に委任し、本部長がこれを行う。

(2)　救助対象者

医療等による救助は、以下の者を対象として実施する。

ア．医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者又は応急的に医療を施す必要がある者をいう。

イ．助産救助

災害発生時（発生前後おおむね７日以内）に分娩した者で、災害のため医療の途を失った者。（死産、流産も含む）

(3)　実施の方法

医療等の実施は、災害の種類及び規模によるが、おおむね以下の方法により実施するものとする。

ア．医療情報の収集活動

町は、県及び医療関係機関と密接な連携のもと、電話、防災行政無線、徒歩等あらゆる手段を用い、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

イ．医療班の編成

(ｱ) 緊急医療班の派遣による方法

医療等の必要がある場合は衛生防疫班長を責任者とし、町内の医療機関を中心に緊急医療班を編成し、これを中心に現地医療を行う。緊急医療班は原則として、医師１名、看護師２名、薬剤師１名、自動車運転手１名（計５名）をもって１班とし、災害の規模・現地の状況に応じて編成を組み換える。緊急医療班の構成は町内の医療機関、東牟婁医師会とあらかじめ協議しておく。

災害発生から１～２日は外科系患者が多く、時間の経過とともに内科系患者が増加するのが一般的であり、このような状況を勘案しながら救護にあたることが必要である。

また、医療活動に参加する医師、看護師については最長でも連続 24 時間程度の勤務を限度とし、遺体処理などの激務に従事する場合には、２時間程度をめどにローテーションが可能な体制を検討する。

(ｲ) 医療機関による方法

被災現地の医療施設を利用することが適当と認められるときは、本部長は施設所有者と協議して使用するものとする。

災害時の医療機関の体制については、以下のとおり。

① 県内災害拠点病院

区分	医療圏	医療機関名	住　所	標榜診療科目	電　話　等
総合	和歌山	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市 紀三井寺 811-1	糖内分代内・消内・呼内・腫内・循内・腎内（透）・血・内･神精・神内・リウ・膠・呼･消･循･心血管外･口腔外・小･外･整･脳･泌尿･産婦･眼･耳鼻･放･麻･歯外･皮・リハ・救急・病診・腫内	(TEL)073-447-2300 (衛星携帯) 080-2501-0713 (FAX)073-441-0713
総合	和歌山	日本赤十字社 和歌山 医療センター	和歌山市 小松原通 四丁目 20	循内・消内・糖尿病、内分泌内・血内・外・小外・乳外・眼・耳・産婦・小・泌尿・腎内・皮・整・口外・放・脳・麻・呼内・心血管外・リハ・神内・精・形成・呼外・心内・リウ・救・病診・漢内・感染内	(TEL)073-422-4171 (衛星携帯) 090-7355-2418 090-8829-1228 (FAX)073-427-2344
地域	和歌山	労働者 健康安全機構 和歌山労災病院	和歌山市 木　ノ　本 93-1	内・神内・呼内・消内・循内・血内・小・外・呼外・整・脳・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・救急・病診	(TEL)073-451-3181 (衛星携帯) 080-8307-1320 080-8510-5306 (FAX)073-452-7171
地域	那　賀	公立那賀病院	紀の川市 打田 1282	内･呼内･小･外･整･産婦・眼･耳･循内・リウ・脳・呼外・皮・泌尿・リハ・放・麻・乳腺外科・精神・神内・臨腫・腎内・病診・救急・胸内・臨検	(TEL)0736-77-2019 (衛星携帯) 090-4304-2445 080-2542-0286 (FAX)0736-77-4659
地域	橋　本	橋本市民病院	橋本市 小峰台 2- 8-1	内･呼内･循内･小･外･整･脳･呼外･心血管外･皮･泌尿･産婦･眼･耳･リハ･放・麻・乳腺外・消内・代内・腫内・救急・血内	(TEL)0736-37-1200 (衛星携帯) 090-7764-9984 (FAX)0736-37-1880
地域	有　田	有田市立病院	有田市 宮崎町 6	内・循・小・外・整・脳・皮・泌尿・産婦・眼・耳・麻	(TEL)0737-82-2151 (衛星携帯) 090-8887-9030 870-776712790 (FAX)0737-82-5154
地域	御　坊	ひだか病院	御坊市 薗 116-2	内･精･小･外･整･脳･皮･産婦･眼･耳･放･泌尿・麻	(TEL)0738-22-1111 (衛星携帯) 080-2522-3590 870-772581475 (FAX)0738-22-7140

区分	医療圏	医療機関名	住　所	標 榜 診 療 科 目	電　話　等
地域	田　辺	紀南病院	田辺市 新庄町 46-70	内・神内・呼・消・循・小・外・整・脳・呼外・心臓血管外・小外・形成外・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・歯科口腔外	(TEL)0739-22-5000 (衛星携帯) 090-2357-1067 080-2535-2210 080-8305-2476 (FAX)0739-26-0925
地域	田　辺	(独)国立病院機構 南和歌山 医療センター	田辺市 たきない 町 27-1	内･腫瘍内・精･呼･消･循･小･外･整･脳･心臓血管外･乳腺外･呼外･救急・泌尿･産婦･眼･耳･リハ･放･麻・皮・歯科口腔外・病診・形外	(TEL)0739-26-7050 (衛星携帯) 090-7482-3039 090-8791-3265 080-8525-0204 (FAX)0739-24-2055
地域	新　宮	新宮市立 医療センター	新宮市 蜂伏 18-7	内・神内・循内・小・肛外・整・形・脳・呼・心外・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・歯外	(TEL)0735-31-3333 (衛星携帯) 090-7492-6220 881-623412187 (FAX)0735-31-3337

注）区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。

② 医師会所在地・連絡先

医　師 会 名	住　　所	電 話・ＦＡＸ
和歌山県医師会	〒640-8514 和歌山市小松原通一丁目 1 県民文化会館　5 階	TEL 073-424-5101 FAX 436-0530
東牟婁郡医師会	〒649-5172 東牟婁郡太地町森浦 703-4 南紀パシフィックヴィラ　401	TEL 0735-59-3403 FAX 59-2012
新宮市医師会	〒647-0012 新宮市伊佐田町一丁目 2-12	TEL 0735-21-1529 FAX 21-5065

③ 町内医療機関及び医療関係人員

第 2 編　災害予防計画　第 26 章　災害時救急医療体制確保計画　P66 参照

④ 新宮保健所管轄医療機関（病院）一覧

第 2 編　災害予防計画　第 26 章　災害時救急医療体制確保計画　P66 参照

ウ．　救護所の設置

被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ救護所を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

(ｱ) 太地町多目的センター

(ｲ) 学校の医務室(太地中学校、太地小学校)

(ｳ) 南紀園

(ｴ) その他避難所付近等、救護所の設置が必要な場所

エ．　医療班の業務

(ｱ) 患者に対する応急処置

(ｲ) 後方医療機関への搬送の要否及び優先順位の決定

(ｳ) 搬送困難な患者及び軽症患者の医療

(ｴ) 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他の医学的検査）

オ． 医療・救護活動

(ｱ) 多数来院患者受入れ体制の確保

大規模災害発生時には、傷病者が大量に発生することが予想されることから、そのうちでも特に、重傷者を収容するスペースを確保することが望まれる。この際、軽傷者を救護所などに入れることで救護所が混乱し、治療に支障の生ずることのないよう配慮し、救護所前などでトリアージすることが必要である。

(ｲ) トリアージ

人員・医薬品・医療材料等を勘案の上治療の優先順位を決定し、効率的な治療を実現するよう努める。トリアージを行うのは、第１義的には医師が最も適している。状況が許されない場合には、熟練した看護師等がこれにあたる。

トリアージタッグについては、「資料編 1-16」を参照。

カ． 後方医療活動

被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。又、これら後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

なお、負傷者の搬送にあっては、救急車をはじめ、県、警察、自衛隊等のヘリコプターや船艇等の動員を求め、後方の医療機関に搬送することとする。

キ．移送収容

医療等を要する者の状態が重傷で、施設への収容を必要とするときは、本部長が緊急医療班と協議して衛生防疫班を通して適切な医療施設への移送を行う。

ク． 医薬品等の確保供給活動

町は、地域の医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料等の調達、供給活動を実施する。又、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

ケ． 被災者のこころのケア

(ｱ) 巡回相談の実施

被災精神障がい者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の症状悪化の救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

(ｲ) こころのケア相談窓口の開設

町は、災害時に発生するＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の対策として、県に精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを要請する。又、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行う必要があるため相談窓口を開設する。

コ． 人工透析患者等に対する対策

(ｱ) 人工透析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシ

ュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医療品等の確保も重要であるので、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により医療の確保を図る。

(ｲ) その他要配慮者対策

被災地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障がい児、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

(4) 医療等の範囲及び方法

救助法による医療等の実施の範囲と程度は、おおむね以下の基準による。

ア．医療等の範囲

(ｱ) 医療の範囲

① 診察
② 医薬品、衛生材料等の支給
③ 処置、手術、その他の治療及び施術
④ 病院又は診療所への収容
⑤ 看護

(ｲ) 助産の範囲

① 分娩の介助
② 分娩前及び分娩後の処理
③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

イ．医療等の方法

救助法による医療は、医療班によって行われるのが原則であるが、重症患者等で医療班による医療が実施できない場合は、病院又は診療所に移送して治療する。

本部長は、当該地域において医療、助産救助の実施の必要が生じたときは、災害時の医療救護に関する協定書に基づき医師会、もしくは医療機関に対して、応援の要請を行う。

なお、これらの医療救護の実施が不可能又は困難な場合は、県知事にその旨を連絡して応援を要請するとともに、日本赤十字社にも要請を行う。又、災害の規模が甚だしく、多くの医療救護の応援を要する場合は、自衛隊、相互支援協定市町村に要請を行い、なお不足が予想される場合は、隣接市町長等に要請を行う。災害の状況により医療班の活動能力の限界をこえ、又切迫した事情があって早急に医療を施さなければならない場合は、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置を講じる。

ウ．応援要請等

本部長は、医療等の実施が不可能又は困難なときには、東牟婁振興局にその旨連絡するものとする。

ただし、緊急を要するときでそれが困難なときは、近隣市町村長又は医療機関に対して応援要請を行う。

(ｱ) 医療班は、医療に必要な医薬品並びに衛生材料をあらかじめ調達して、救急鞄に保存しておく。

(ｲ) 応援の医療班が多い場合で、後方医療が不足する場合は、県医師会、もしくは町域の医療機関で医療救護を実施している医療班は、撤収して後方医療に徹する。

(ｳ) 東牟婁郡医師会と災害時の医療救護に関する協定書を締結する。

エ．助産の方法

医療班及び助産師によるほか、助産所又は一般の医療機関で行っても差し支えない。

(5) 期間

ア．医療救助の実施は、災害発生の日から 14 日以内とする。

イ．助産救助の実施は、災害発生の日から 7 日以内とする。

以上の期間で医療等の実施を打ち切ることができないときは、本部長が東牟婁振興局を経由して県知事に期間延長の申請を行い、厚生労働大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長するものとする。

(6) 医薬品、衛生材料等の確保

医療等の実施のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、従事する医療関係者の所持品を繰替え使用するものとする。ただし、所持品が無く、また、不足したときは本部において確保するが、確保不可能又は困難なときは、東牟婁振興局に確保についての要請を行う。

(7) 費用の基準

医療費等の適用基準額は救助法による。

(8) 医療機関の対策

町内の医療機関にあっては以下の対策を立てるとともに、災害時の応急処置を実施する。

ア．患者の避難及び誘導移送

災害時に備え、患者の条件等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。

なお、移送するにあたっては看護師等が応急準備を整えて付き添うものとする。

イ．応急治療

避難場所において応急治療を実施する。施設その他が被害により治療できないときは、本部に連絡し処置を行う。

ウ．転送

施設の被害が甚大で、長期間に渡り継続医療の見込みがないときは、那智勝浦町立温泉病院、又は新宮市立医療センターに協力要請・転送するものとする。

また、その他適当な施設が無いときは、県知事その他関係機関の長にあっ旋を要請する。

エ．給食

患者の給食はできる限り収容機関において実施する。

ただし、施設の被害その他により不可能なときは、本部に連絡し被災者の炊出し給付を受ける等応急的な給食を実施する。

オ．医療給付の切替え

救助法により医療給付されている患者については、法的期間経過後は打ち切りとなるので、保険制度への切替えを指導する。

［町内医療機関の現況は、「第 2 編第 26 章災害時救急医療体制確保計画」を参照］

(9) その他

医療等の実施に関し整備しなければならない書類は以下のとおりとする。

ア．医療の場合

(ｱ) 緊急医療班

① 医療班活動状況（資料編 3-45）

② 医療品、衛生材料使用簿（資料編 3-46）

(ｲ) 衛生防疫班

① 救護班活動状況（資料編 3-32）

② 救助実施記録日計票（資料編 3-24）

③ 医療品、衛生材料使用簿（資料編 3-46）

④ 病院診療所医療実施状況及び診療報酬に関する書類

病院診療所医療実施状況（資料編 3-33）

⑤ 医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類

イ．助産の場合

(ｱ) 助産台帳（資料編 3-34）

(ｲ) 助産関係支出証拠書類

・資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第９節　り災者救出計画

〔担当：町（救助班）、太地町消防団、和歌山県、警察関係者、消防・水防機関、自衛隊、太地町社会福祉協議会〕

1. 計画方針

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　実施責任者

り災者の救出は本部長が救助班を中心に東牟婁振興局、警察官、消防・水防関係者、自衛隊員、ボランティア団体等の協力を得て、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施する。

(2)　対象者

ア．り災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態におかれている者で、おおむね以下のような状態にある者。

(ｱ) 火災の際に火中に取り残された場合。

(ｲ) 災害の際、倒壊家屋の下敷きになった場合。

(ｳ) 水害により流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合、又は土石流、急傾斜地崩壊等により生き埋めになった場合。

(ｴ) 登山者の遭難の場合。

(ｵ) 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

イ．災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者で、行方不明であるが死亡の明らかでない者。

(3)　災害救助の基準等

救助法による被災者救出の実施基準その他は、以下のとおりとする。

ア．費用の範囲

(ｱ) 借上費

救出のために必要な機械器具の借上費。

(ｲ) 購入費

救出のため必要した機械器具の購入費。

(ｳ) 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕費。

(ｴ) 燃料費

救出のため使用した機械器具の燃料費。

イ．救助の期間

災害発生の日から 3 日以内とする。

ただし、期間中に被災者の救出が困難な場合には、厚生労働大臣の承認を得て最少限度の期間を延長することができるよう、本部長が東牟婁振興局を経由して県知事に要請する。

(4) その他

被災者救出に関し整備しなければならない書類は、以下のとおりとする。

ア．救助実施記録日計票

イ．被災者救出用機械器具燃料受払簿

ウ．被災者救出状況記録簿

エ．被災者救出関係支払い証拠書類

・資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第１０節　住居等の障害物除去計画

〔担当：町（土木班）、警察関係者、海上保安機関）〕

1. 計画方針

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　実施責任者

被災地における障害物の除去の計画樹立及び実施は、本部長が実施し、土木班が担当する。

(2) 被災家屋からの石綿飛散防止措置

被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿の飛散を防止するため、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき、県と協力して建築物の損壊状況の調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び撤去等事業者に対して、石綿の飛散防止対策を実施するよう指導する。

また、被災建築物の解体工事については、平常時と同じく解体等事業者に対し、労働基準監督署及び保健所と連携して、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則で規定される飛散防止措置を求めていくこととする。

(3)　救助法による障害物の除去の基準

ア．対象者

(ｱ) 自己の資力では障害物の除去ができない者

(ｲ) 居室、炊事場等生活に欠くことができない場所、また、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者

イ．限度

障害物除去の住家戸数は、住家が半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった者を含む。）した世帯数の 1．5 割以内とする。

ただし、やむを得ない事情があり本部長が 1．5 割を超えて除去する必要があるときは、県知事の承認を得て近隣市町村間相互において除去対象戸数の調整を行う。

ウ．除去の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできないときは、厚生労働大臣の承認を得て最少限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して県知事に期間延長の申請を行う。

エ．費用の限度

救助法の適用基準額による。（1 世帯当たり 134,200 円以内）

(4) その他

整備しなければならない書類等は以下のとおりとする。

ア．救助実施記録日計票（資料編 3-24）

イ．障害物除去の状況（資料編 3-41）

ウ．障害物除去費関係支払証拠書類

・資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第１１節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

〔担当：町（出納班）〕

1. 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給ならびに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進するものとする。

2. 計画内容

(1)　災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給ならびに災害援護資金の貸付

ア．実施責任者

本部長は、出納班を中心に、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、条例に定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給ならびに援護資金の貸付けを行う。

イ．実施基準

町条例及び生活福祉資金貸与制度要綱による。

（※ 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等は、資料編 1-17 を参照）

(2)　生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

ア．実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的で必要な資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

イ．生活福祉資金貸付条件

（※ 生活福祉資金貸付条件は、資料編 1-18 を参照）

第１２節　遺体捜索処理計画

〔担当：町（救助班）、警察関係者〕

1. 計画方針

災害の混乱期に死亡し、埋葬等を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索ならびに災害の際に死亡した者の遺体の処理については、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　遺体の捜索

ア．実施責任者

本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ．対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡しているものと推定される者。

ウ．捜索の方法

本部において警察機関、海上保安部機関と連携を取りながら実施する。

エ．費用

以下の費用の当該地域における通常の実費

(ｱ) 借上費（船艇その他捜索のための機械器具の借上費）

(ｲ) 購入費（同上購入費）

(ｳ) 修繕費（同上修繕費）

(ｴ) 燃料費（同上使用のための燃料費、照明機械器具の燃料代）

オ．捜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、厚生労働大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して県知事に期間延長の申請を行う。

カ．その他

捜索に関し整備し、保存しなければならない書類は以下のとおりとする。

(ｱ) 救助実施記録日計票（資料編 3-24）

(ｲ) 遺体捜索状況記録簿（資料編 3-54）

(ｳ) 捜索用機械器具燃料受払簿（資料編 3-53）

(ｴ) 遺体捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合は、本部長が遺族等に代わって行うものとする。

ア．遺体処理の内容

(ｱ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置（遺体識別等のため）

(ｲ) 遺体の一時保存（遺体の身元確認のため）

(ｳ) 検案

イ．遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

ウ．遺体処理の費用

(ｱ) 一体当たり 3,300 円以内とする。

(ｲ) 遺体の一時保存のための費用として、既存建物を利用した場合は、借上費の実費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり 5,000 円とする。

(ｳ) 衛生防疫班により検案ができない場合は、地域慣行料金の額以内とする。

エ．処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、厚生労働大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して県知事に期間延長の申請を行う。

オ．その他

遺体処理に関し整備し、保存しなければならない書類は以下のとおりとする。

(ｱ) 救助実施記録日計票（資料編 3-24）

(ｲ) 遺体処理台帳(資料編 3-40)

(ｳ) 遺体処理関係支出証拠書類

(3) 埋葬

災害の際に死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって、遺族自ら埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、本部長が実施する。なお、本部長は、救助班を通して火葬場・棺等関連する情報を広域かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。また必要に応じ、東牟婁振興局保健班（新宮保健所）を経由し、県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ支援を要請するとともに、近隣市町村の協力を得て棺の調達、遺体の搬送及び広域的な火葬等の対処に努める。

ア．埋葬の方法

棺及び骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬又は納骨等の役務提供。

イ．埋葬の費用（救助法による基準）

一体当たり、大人（12 歳以上）201,000 円以内、小人（12 歳未満）160,800 円以内とする。

ウ．埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、厚生労働大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して県知事に期間延長の申請を行う。

エ．その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品もしくは経費を支給した本部長は、以下の書類を整備保存するものとする。

(ｱ) 救助実施記録日計票（資料編 3-24）

(ｲ) 埋葬台帳（資料編 3-39）

(ｳ) 埋葬費支出関係証拠書類

・資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第１３節　災害義援金品配分計画

〔担当：町（救助班、出納班）〕

1. 計画方針

り災者、被災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　災害義援金品の引き継ぎを受ける機関

災害義援金品の引き継ぎを受ける機関は、以下のとおりとする。

期間区分	義援金	義援品
県段階	県知事、日本赤十字和歌山県支部長 県共同募金会、東牟婁振興局長	県知事 東牟婁振興局長
町段階	本部長	本部長

※ 日赤県支部、県共同募金会は原則として義援品の受付は行わない。ただし、日赤県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日赤支部等から供給するものとする。

(2)　配分

引き継ぎを受けた義援金品は、以下の方法により配分する。

ア．配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行う。

イ．本部における配分

県及び東牟婁振興局から配分割を受け、また救助班において受け付けた義援金品は、県における配分方法を参考とし、民生委員等その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

ウ．配分の時期

配分は、できる限り受付又は引き継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量小額時の配分は、世帯別に困難であり輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等、配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質等の恐れのある物資については速やかに適宜の処置をとるように配慮する。

(3)　義援金品の管理

義援金品は、以下の方法により管理するものとする。

ア．金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理するものとする。

なお、貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて取扱うものとする。

イ．顛末の記録

義援金品の受取等を受けるにあたっては、義援金品受払簿を備え付け引き継ぎ、又は配分までの状況を記録するものとする。

(4) 費用

義援金品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。又、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて協議することができる。

(5) 本部における分業

本部における義援金品は、救助班が担当するが、物資の配分等は受付機関が本部と協議のうえ配分を行う。なお、現金の領収保管は出納班が担当する。

(6) その他

義援金募集にあたっては、積極的に広報活動を行う。

被災地のニーズに合った支援物資の調達ができるよう、十分な広報を行う。又、物流事業者と連携した被災者ニーズに合った支援物資の調達、確保や民間ノウハウを活かした輸送体制の構築などに取り組む。

第１４節　その他のり災者保護計画

〔担当：町（救助班）〕

1. 計画方針

本編第 4 章第 1 節から第 13 節までに定める以外の災害時における被災者の救助方法は、以下によるものとする。

2. 計画内容

(1)　生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法により保護の必要が生じたときは、本部は東牟婁振興局及び民生委員と連絡を密にし、速やかに保護の相談を受け付ける。

なお、保護の決定に当たっては、特に救助法による救助実施期間及びその程度、内容との関係に十分留意し、東牟婁振興局健康福祉部が決定を行う。

(2)　要保護幼児・児童の措置

本部は、被災地において保育に欠ける幼児及び児童があるとき、又は保護者を死亡等により失った幼児及び児童があるときは、速やかに以下により保護する。

ア．保育に欠ける幼児があるときは、保育所に入所させる等必要な措置を講じる。

イ．保護者を失った児童があるときは、福祉事務所又は児童相談所に連絡して、適当な施設に収容し保護する。

(3)　公共施設・社会福祉施設の対策

公共施設・社会福祉施設の管理者・経営者は災害に対処するため、以下により入所者の保護にあたるものとする。

ア．避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部に亘る計画を策定し、常に災害に注意するとともに避難についての訓練を実施しておく。

イ．避難予定場所の選定

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、収容者の保護に万全を期する。

ウ．職員（保育士等）の確保

災害により職員に事故があり、又収容者の増加によって職員が不足して充足を図る必要があるときは、適宜人選のうえ補充に努める。以上のほか、災害による施設の被害等により、食料又は飲料水を得ることができないとき、もしくは医療その他の救助を必要とするときは、本編に定めるところに従って、救助を受けるよう本部長に連絡又は要請する。

エ．社会福祉施設の充実化

オ．介護誘導訓練の実施

(4)　要配慮者（在宅高齢者、障がい者、病弱者等）対策

区長会等を通じ各地域在宅高齢者、障がい者、病弱者等の把握に努める。また、災害が発生した場合の保護の万全を期するため、各地域の避難所まで安全に誘導する体制を整える。

(5)　外国人に対する支援

外国人の被災状況を把握するとともに、外国語による情報を提供し相談を受ける。

ア．被災状況の確認

県と連絡調整のうえ外国人の被災状況について調査を行う。

イ．情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる外国語で情報提供を行う。

ウ．相談

外国人による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。

相談はＪＥＴ青年、留学生、国際交流ボランティア等に支援を依頼し可能な限り多くの言語で対応する。

また、必要に応じて通訳の派遣をボランティアに依頼する。

エ．その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワーク作りを支援する。

(6)　総合相談窓口への派遣

県が、国、県、市町村、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置した場合は、必要な人員を派遣する。

第１５節　物資拠点計画

〔担当：町（物資調達班）、(社)和歌山県トラック協会〕

１．計画方針

大災害が発生した場合、各地から寄せられる救援物資を速やかに分配するため、物資の整理、保管、配送を行うために物資拠点を事前に確保しておくものとする

２．計画内容

(1)　物資拠点計画の策定

ア．物資拠点の選択

物資拠点は、道路事情、車輌による搬送等を勘案し、指定避難所に輸送が容易な地点を選定する。

物資拠点の開設は、災害の種類、規模、避難者数、避難の期間、物資拠点の必要性、要員の確保、その他の条件に照らし、開設予定場所を選定しておく。なお作業効率向上のため、できる限り災害対策本部に隣接した保管スペースの確保に努めることとする。

イ．予定地

物資配送拠点の予定地は、太地町の防災施設とする。

ウ．要員の確保

(ｱ) 町職員による要員が確保され物資拠点が開設された場合は、物資調達班が町職員に対して応援要請を行い、必要な要員を確保する。

(ｲ) 町職員では不足する場合

物資の搬入出・配送作業の要員が不足する場合は、ボランティアや運送事業者へ要請を行う。

エ．業務及び対象品目

(ｱ) 物資拠点で行うべき業務

救援物資の受入れ、整理、在庫管理、需要の把握、配送、車両管理等救援物資の在庫管理を的確に行い、必要相当分数量に達している物品は、即座にホームページ等に品名を掲載するなど、外向きに支援の辞退を発信する。

(ｲ) 扱い品目

物資拠点で扱う品目は、原則として救援物資とするが、必要に応じて備蓄品、食料、生活必需品等及び避難者のために必要な物資を扱う。この場合は、それぞれの物資の需要把握、業者への発注等を総合的に行う。

■　物資の輸送に関して現在締結中の応援協定等

応援協定の名称	内　　容	締結団体名	協定年月日
災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定	輸送、荷下し、仕分け、管理、積み込の協力	公益社団法人 和歌山県トラック協会	平成 26 年 12 月 26 日

第５章　保健衛生計画

項　目	担　当
第１節　防疫計画	町（衛生防疫班）、和歌山県、医療関係者
第２節　清掃計画	町（衛生防疫班）
第３節　食品衛生計画	町（衛生防疫班）
第４節　保健師活動計画	町（衛生防疫班）、和歌山県、医療関係者
第５節　精神保健福祉対策計画	町（衛生防疫班）、医療関係者
第６節　動物保護管理計画	町（衛生防疫班）、和歌山県

第１節　防疫計画

〔担当：町（衛生防疫班）、和歌山県、医療関係者〕

1. 計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、伝染病の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

2. 計画内容

(1)　防疫体制の確立

防疫計画に基づき災害に即した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる。

(2)　実施主体

被災地における、感染症の予防及びまん延を防止する対策は、町長が、医療関係機関等の協力を得て行うものとする。

県は、町による防疫活動の実施が困難であると認めるときは、町に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができる。

(3)　組織

衛生防疫班は、医療機関の協力を得て、東牟婁振興局への要請を行って編成し、防疫に必要な器具、資材を整備し、常時出動体制を整えておく。

衛生防疫班の構成は概ね衛生技術者１名（班長）、事務吏員１名、作業員数名をもって編成する。

(4)　災害防疫の実施方法

ア．防疫措置の強化

災害の規模に応じた医療防疫班を設け、対策の推進を図るとともに、県の指示に基づき、防疫活動に従事させるものとする。

イ．検病調査及び健康診断

検病調査は、東牟婁振興局に要請して、週一回以上行うものとし、異常多発の兆候がある場合及び集団避難所においては、できる限り回数を増やして実施し、感染症患者の早期発見に努める。

ウ．臨時予防接種の実施

県は、被災地住民に対して速やかに健康診断を行うとともに感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種法第 6 条の規定により臨時予防接種を実施するものとし、町はそれに協力する。

エ．広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により区長会等を通じ、広報活動の強化に努めるとともに、住民の社会不安の防止に努める。

オ．消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第 27 条第 2 項の規定に基づく消毒の方法は、以下によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

(ｱ) 清掃方法

本部は、感染症法及び本章第 2 節「清掃計画」の定める方法により、ごみ、汚泥及びし尿の処理を実施する。

(ｲ) 消毒方法

感染症法第 27 条第 2 項の規定による県知事の指示に基づき実施する。

カ．ねずみ族・昆虫等の駆除

感染症法第 28 条の規定により、県知事が定めた地域内で県知事の指示に基づき、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

キ．生活の用に供される水の供給

感染症法第 31 条の 2 項の規定による県知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水を供給する。なお、実施に当たっては「第 3 編　第 4 章　第 5 節　給水計画」に定める方法により実施する。

ク．患者等に対する措置

災害地において、一類～四類感染症又は新感染症患者、疑似症患者、無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに適切な医療の措置をとる。

ただし、交通途絶等のため、一類、二類感染症又は新感染症の患者で指定医療機関への入院が困難な場合は、適切な医療機関で治療が受けられるよう町長の指示に従う。

ケ．集団避難所

感染症等により指定避難所（「第 2 編第 33 章　避難収容体制の確立」）を開設したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期するものとする。

コ．報告

(ｱ) 被災状況の報告

本部長は被災地域の被害状況を把握した時は、速やかに被害状況報告書により、東牟婁振興局に電話及び文書を持って報告する。報告は文書に先立ち電話又は電報をもって行う。

(ｲ) 防疫活動状況の報告

本部長は毎日の防疫活動の状況を取りまとめ、東牟婁振興局に電話及び文書をもって報告する。

(ｳ) 災害防疫経費見込み額の報告

本部は災害防疫作業費について、その所要見込額を算定し、東牟婁振興局を経由して県に提出する。なお、その概算については、必ず事前に電話などをもって速やかに報告を行う。

(ｴ) 災害防疫完了報告

本部長は、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から起算して、おおむね 20 日以内に報告書を作成して東牟婁振興局に提出するものとする。

サ．記録の整備

防疫に関し整備して保存しなければならない書類は以下のとおりとする。

(ｱ) 被害状況報告書（資料編 3-55）

(ｲ) 防疫活動状況報告書（資料編 3-56）

(ｳ) 清潔方法及び消毒方法に関する書類

(ｴ) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類

(ｵ) 家庭用水の供給に関する書類

(ｶ) 患者台帳

(ｷ) 防疫作業日誌

(ｸ) 災害防疫経費所要額調及び関係書類（資料編 3-57）

(ｹ) 災害防疫業務完了報告書（資料編 3-58）

シ．災害防疫経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費と明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算するものとする。

■ 防疫業務の事務分担

実施主体	本　　部	東牟婁振興局	県	備　　考
検病調査		主　検病調査班を編成し、防疫計画(4)イ．により実施する		
健康診断		主　検病調査の結果、必要と認めるときは、県と協議のうえ行う	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保	
患者の入院		主 1. 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは速やかに入院させる 2. 患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に収容困難なときは適切な医療機関に入院させる	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延防止対策を講じる	
生活の用に供される水の供給	主　振興局の指示により実施する	本部に指示する	必要と認めるとき給水ろ過班の現地派遣及び自衛隊の出動要請	
消　　毒	主　振興局の指示により実施する	本部に指示する		町の被害激甚でその機能が著しく阻害され、本部が実施すべき業務が実施できないか、実施しも不十分であると県が認めたときは、県が代執行する
ねずみ族昆虫等の駆除	主 1. 振興局の命令により実施する 2. 実施基準については伝染病予防法施行規則に準ずる	本部に実施範囲、期間を示達する		
集団避難所	主　集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意する（自治組織の編成）			
臨時予防接種	本部で実施することが可能と認め、県が命令したときは、本部において実施する	主　県の命令により対象者・期日を定めて、臨時予防接種を実施する	予防上必要と認めるときは、対象者－ 期日を指定し振興局に臨時予防接種を命令する	

第２節　清掃計画

〔担当：町（衛生防疫班）〕

1. 計画方針

災害発生により、ごみ、汚泥ならびにし尿等（以下この節において「廃棄物」という）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し、衛生的な生活環境に戻すため、災害時における清掃作業は本計画によるものとする。

なお、災害廃棄物の適切かつ円滑な処理に関する具体的な内容については、「太地町災害廃棄物処理計画」によるものとする。

2. 計画内容

(1)　実施責任者

ア．被災地における収集処分の応急対策計画及びその実施は、本部長が行う。

(ｱ) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所におけるごみ処理の必要性や収果・処理見込みを把握し、必要に応じ仮置き場を設置するよう努める。

(ｲ) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を確認のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要性やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努める。

イ．本部長は、被害が甚大で町だけで処理が不可能な場合は、東牟婁振興局及び県の指導により他の市町村の応援を得て実施するものとする。

(2)　ごみ処理・し尿処理実施の方法

衛生防疫班長を責任者とし、その指揮下に災害の程度に応じて、清掃班を編成して実施する。また、医療施設、社会福祉施設、避難所を優先的に実施する。

ア．清掃班の編成

清掃班の編成にあたっては、町の清掃関係作業員及び器具を中心として、ボランティア又は労働者を雇上げて行う。運搬者は専用車を借上げ、その他必要器具についても購入又は借上げるものとする。

(ｱ) ごみ処理班の編成基準

① 運搬者（トラック、運転手名付き）3 台

② 作業員 10 人

③ 器具（災害の程度に応じて必要な器具、必要な数をそろえる）

(ｲ) し尿処理班の編成基準

① バキューム車 3 台

② 作業員 4 人（運搬者に限る）

③ 器具（災害の程度に応じて必要な器具、必要な数をそろえる）

イ．　清掃の方法

(ｱ) 収集・運搬

① 救助法の適用を受けない比較的規模の小さい災害が発生した場合は、現有の人員、器材によってこれを行う。

② 救助法の適用を受けたかなり規模の大きい災害が発生した場合も、可能な限り現有の人員、器材によって行うことを原則とするが、必要に応じて器材等の借上げによって迅速な処置を行う。

③ 本部長（町長）は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、県知事に要請する。当該要請を受け、県知事は一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、両法人に支援の協力要請を行う。

ウ．処理の方法

(ｱ) ごみ処理

ごみ処理班により被災地域をそれぞれ地区別に分担して処理する。なお、焼却炉で焼却不可な場合は、衛生上問題のない方法を選んで処理する。

(ｲ) がれき処理

がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。又、がれきの適切な分別・処理・処分を行うとともに可能な限りリサイクルする。リサイクルすることは、大量のがれき処分量を減少させるためにも有効であり、積極的に検討しなければならない。ごみ・がれきの量が多い場合は、町有地を基本として一時的な仮置場、一次仮置場、二次仮置場を設ける。

また、広域処理等の災害廃棄物処理対策を整備するため、災害廃棄物処理体制や手続きに関するマニュアルを作成し、関係者に周知するものとする。

車両・人的不足により、一時保管場所への搬送処理が間に合わず、道路際などに山積みとなることを防ぐため、他自治体等関係機関への支援要請を早期段階で実施する。

大規模災害時に本部長（町長）は、廃棄物の処理等の協力支援を必要であると判断したときは、県知事に要請する。当該要請を受け、県知事は一般社団法人和歌山県産業資源循環協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、支援の協力要請を行う。

(ｳ) し尿処理

① 浸水等により各家庭の便所があふれている場合は、被害家庭において汚物を処理する。

② 相当期間帯水中の地区は、各家庭で桶、便器等で適宜処理させると共に仮設便所においては常にこれを処理し、水が引いてから各便所の汚物を汲み取る。

③ 汲み取りし尿は、し尿処理場、貯留槽又は埋没等の処理を行う。

④ バキューム車で汲み取り不能の場合は、作業員を雇い上げ搬出する。

エ．し尿処理施設の設置

(ｱ) 仮設便所の設置

避難所又は各家の便所使用不能等により仮設便所を開設する場合は、立地条件を考慮し、漏出等により地下に漏出しないよう設置する。

(ｲ) し尿貯留槽

汲み取りし尿が大量のため、応急的に貯留槽を設置する場合は、環境衛生上支障のない場所に設置するとともに、漏出により地下水又は河川水を汚染しないよう注意する。

(3) 死亡獣畜の処理

ア．実施責任者

災害によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で自らの資力ではこれを処理できないときは、町が収集・処理するものとする。

イ．処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理するものとする。

(4) 石綿大気濃度の周知

災害時においては、環境省や県が行う大気中の石綿濃度調査の結果を周知し、石綿・粉塵による健康被害の防止のための注意喚起に努める。

(5) 事務処理

ア．本部長は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）に被害があったときは、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和３年２月改定）」に記載の「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により、直ちに、その発生量、被害状況、写真等を添え、新宮保健所を経由して県へ報告するものとする。

(6) その他

伝染病予防法における清潔方法及びたい積土砂と災害清掃事業との関係

ア．伝染病患者（保菌者も含む）が発生し、伝染病予防上緊急措置を要する患者発生地域及び周辺に対しては、その地域及び期間に限って伝染病予防法による防疫対策として清潔方法を実施する。

イ．たい積土砂の排除は清掃作業とはみなさない。

ウ．上記ア、イ以外のごみ、し尿の処理は災害時の清掃作業となる。

第３節　食品衛生計画

〔担当：町（衛生防疫班）〕

1. 計画方針

災害時における食品営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって被災者に対し、安全で衛生的な食品を提供する。

2. 計画内容

(1)　臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、東牟婁振興局による現地指導等の協力を得て、下記の項目の徹底により事故の発生を防止する。

ア．重点指導事項

(ｱ) 手洗い消毒の励行

(ｲ) 食器器具の消毒

(ｳ) 給食従事者の検便（保菌者の排除）

(ｴ) 原材料、食品の検査

(ｵ) 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱う。

(2)　営業施設

食品営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

ア．重点監視指導事項

(ｱ) 浸水地区は、浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導する。

(ｲ) その他の地区においては、臨時給食施設と同様とするが、特に従事者の健康について指導する。

また、汚水により汚染された食品及び停電による腐敗、変色した食品が供給されることのないよう指導を強化する。

(3)　その他

災害の規模により、食品衛生監視員、東牟婁振興局のみでは、十分な監視指導ができない場合は、状況により食品衛生指導員を指揮して指導にあたるものとする。

第４節　保健師活動計画

〔担当：町（衛生防疫班）、和歌山県、医療関係者〕

1. 計画方針

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努めるものとする。

2. 計画内容

(1)　実施主体

本部長が実施する。ただし、本部長は必要に応じて、東牟婁振興局を経由して県知事に対し保健師の派遣等の要請を行い、衛生防疫班を中心にして計画の円滑な実施に努める。

(2)　衛生防疫班の業務内容

ア．被災地住民の健康状況の把握に努める。
イ．保健師の勤務状況の把握を行う。
ウ．状況により県知事に対して、保健師の派遣を要請する。
エ．緊急医療班等の各班との連携、調整を行う。
オ．その他医療機関との調整を行う。
カ．派遣保健師との被災地における活動調整を行う。

(3)　保健活動

ア．保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ．被災地における活動内容

(ｱ) 被災住民の実態把握
(ｲ) 情報収集及び情報提供
(ｳ) 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
(ｴ) 保健衛生活動の実施
(ｵ) 要配慮者の安否確認
(ｶ) 関係機関との連絡調整

ウ．報告

保健師活動を実施した場合、本部長は東牟婁振興局を経由して県に報告する。

第５節　精神保健福祉対策計画

〔担当：町（衛生防疫班）、医療関係者〕

１．計画方針

災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

２．計画内容

(1)　各段階における災害対策

ア．災害時

災害による心的外傷後ストレス傷害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、こころの健康に関する相談窓口を必要に応じて設置する。

イ．長期的な精神保健福祉活動

被災地域での医療機関が復旧し、又他府県等からの専門スタッフ等の応援が撤退した際には、町は県及び関係機関等と連携して、次のような業務の推進に努める。

(ｱ) 問題発見のための情報収集
(ｲ) 発見された問題の特性研究及び対策
(ｳ) 関係職員（ボランティアを含む。）の教育研修
(ｴ) 啓発用資材の作成、配布
(ｵ) 講演会、座談会等の開催
(ｶ) 仮設住宅への巡回訪問指導等、こころのケア相談
(ｷ) 被災者同士の自助グループの育成

(2)　被災地の災害対策

町は県と連携を図り、精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(3)　要配慮者への対策

ア．精神障がい者の生活再建支援

被災精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間観の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、県と共に相談の支援を実施する。

(ｱ) デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮のうえ、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。

(ｲ) 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

イ．高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。町は、県と共に、仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

(ｱ) 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。

(ｲ) 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場つくりやイベントの開催などを行う。

ウ．小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。衛生防疫班は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

エ．家族等を亡くした人達への支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第６節　動物保護管理計画（県環境生活部）

〔担当：町（衛生防疫班）、和歌山県〕

１ 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、町は、動物愛護の観点から、県と連携し県獣医師会、動物関係団体等の設置する「災害時動物救援本部」とともに動物保護管理活動等を行う。

２ 計画内容

(1)　被災地域における飼養者不明の動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

(2)　避難所等における被災した動物の飼養者への支援

町は、県と連携し、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

ア．　避難所での動物の飼養状況の把握及び保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整
イ．　飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
ウ．　「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣
エ．　飼養困難な動物の一時保管
オ．　動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
カ．　動物に関する寄付金の管理・配分
キ．　資材の提供、獣医師の派遣等必要な場合は県の件への支援要請
ク．　他府県市町村への連絡調整及び要請

(3)　県が設置する動物救援センターへの収容対策

町は、県及び動物救援本部と連携・協力し、県が設置する動物救援センターへの収容対策を図る。

ア．　飼養されている動物に対する餌の配布
イ．　負傷した動物の収容・保管
ウ．　放浪動物の収容・保管
エ．　飼養困難な動物の一時保管
オ．　動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供
カ．　愛玩動物に関する相談の実施等

第６章　公共土木施設等災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、和歌山県、近畿地方整備局〕

1. 計画方針

災害発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の復旧計画を立てる前に土木班を中心に、落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋ならびに仮締切工事等を請負又は直営で実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水等により被災が予想される箇所について決壊防止工事を行う。

(2)　海岸・港湾災害

海岸背後地の土地利用状況、（救援、復旧等の危機管理を担う施設（町役場、消防団詰所、駐在所、医療機関）がある地区等）や放置すると甚大な二次被害が発生する等、緊急に復旧する必要のある箇所に仮締切工事等を行う。

(3)　砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。

また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

(4)　道路、橋梁災害

被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

(5)　下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、必要に応じて下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

(6)　山地災害

人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、速やかに応急復旧工事に着手する。

第７章　農林水産関係災害応急対策計画

項　目	担　当
第１節　農林関係災害応急対策計画	町（農林・水産物班）
第２節　水産関係災害応急対策計画	町（農林・水産物班）、海上保安機関

第１節　農林関係災害応急対策計画

〔担当：町（農林・水産物班）〕

1. 計画方針

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最少限にとどめるための諸対策について定める。

２.計画内容

(1)　農地及び農業用施設に対する措置

ア．用水路等が決壊又は氾濫の恐れがある場合の排水施設の保全、農業用水路等の応急措置については、維持管理をしている森浦水稲実行組合の協力を得て実施する。

イ．河川等の決壊、氾濫により農業用施設に被害を受けたときは、地域の農業者で組織する森浦水稲実行組合の協力を得て応急復旧を実施するとともに、農地に冠水した場合は、移動ポンプ等を活用して排水活動を実施する。なお、資機材が不足する場合は、東牟婁振興局に協力を要請する。

(2) 風水害応急対策

ア．農作物

(ｱ) 果樹

① 倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引起し、土寄せ、支柱立て、敷草等を行う。

② 潮風を受ける所は、できるだけ早くスプリンクラー等で散水し洗浄する。

③ 果実発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果による適正着果を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図る。

④ 落葉の甚しい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後適宜行う。

⑤ 冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

(ｲ) 野菜

① 被害程度や作目、作型により異なるが、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で次期作目、作型を検討する。

② 被害が比較的軽微で、引き続き栽培を継続する場合は、次の措置を講じる。

a. 支柱等による倒伏の復旧や一部果実の収穫、摘果等により草勢の早期回復を図る。

b. 滞水している場合は、直ちに、排水溝（路）の整備等排水対策を行うとともに、園内の清掃をする。

c. 泥水、はね水で汚染された茎葉は、速やかに噴霧器等で水洗する。

d. 幼苗時で補植可能な場合は、被害株（苗）を除去し、速やかに補植する。

e. 被害の程度により、葉面散布や追肥による栄養補給、土寄せ、敷わら（草）等を行い草勢の回復に努める。

f. 風水害の状況に応じ、病害防除の徹底を図る。

(3) 干害応急対策

ア．農作物

(ｱ) 果樹

① 干ばつ時において着果過多にならないよう摘果し、適正着果を維持する。

② かん水は、主根域土層の土壌水分含量に基づき、各生育時期別に定めた適正かん水量、間断日数により行う。用水不足の場合は局所かん水等による効率的な方法で行う。

(ｴ) 野菜等

① 生育期間中の極端な土壌水分の低下は、作物の正常な生育を阻害するので、可能なかぎり灌水を実施することが望ましい。

② この場合、水源容量を考慮しながら、作物が干害影響を受ける直前から早目に潅水を開始する。

③ 特に、夏季は長期にわたって無降雨日が続くことがあるので、一度灌水を開始してから中断すると、一層被害を増すので注意する。

④ 定植後の乾燥は、著しく初期生育を阻害するので、夏季に限らず有効な手段で灌水する。

第２節　水産関係災害応急対策計画

〔担当：町（農林・水産物班）、海上保安機関〕

1. 計画方針

災害による漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　油の流出への対応

油の流出による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は以下のとおりとする。

■ 油の流出の伝達方法

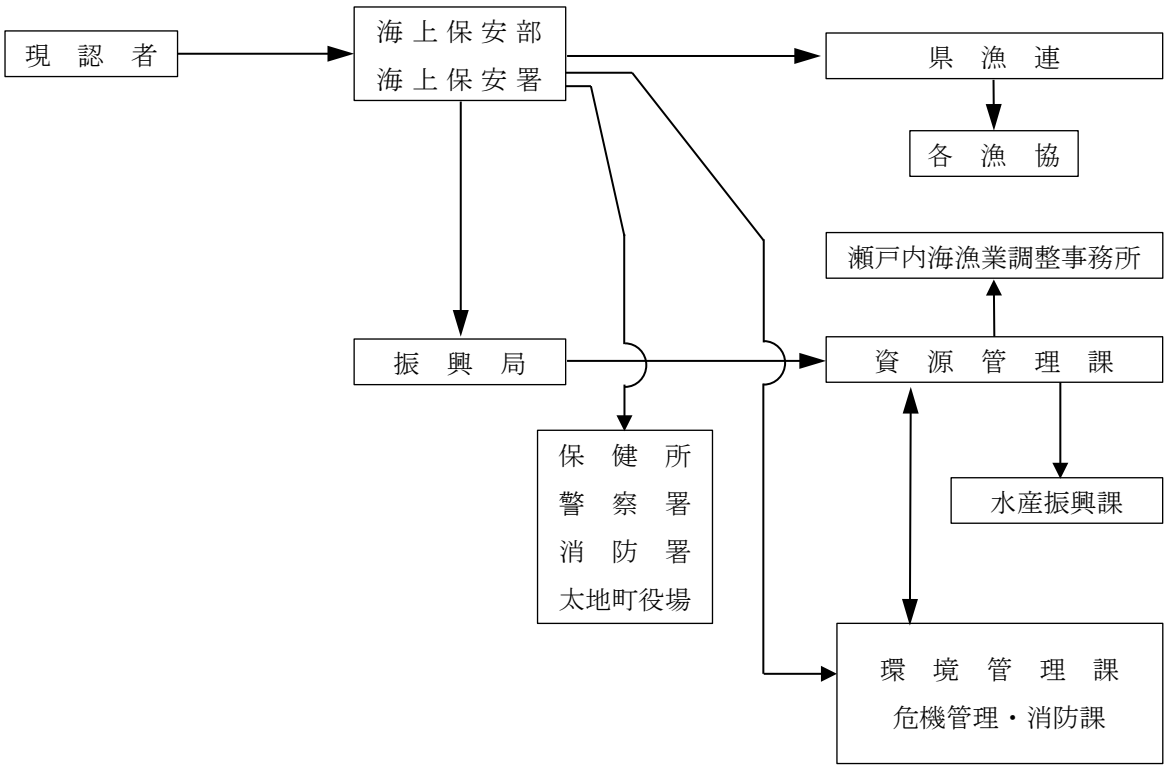

(2) 赤潮発生への対応

赤潮時による漁業被害等発生の伝達方法は以下のとおりとする。

■ 赤潮時の伝達方法

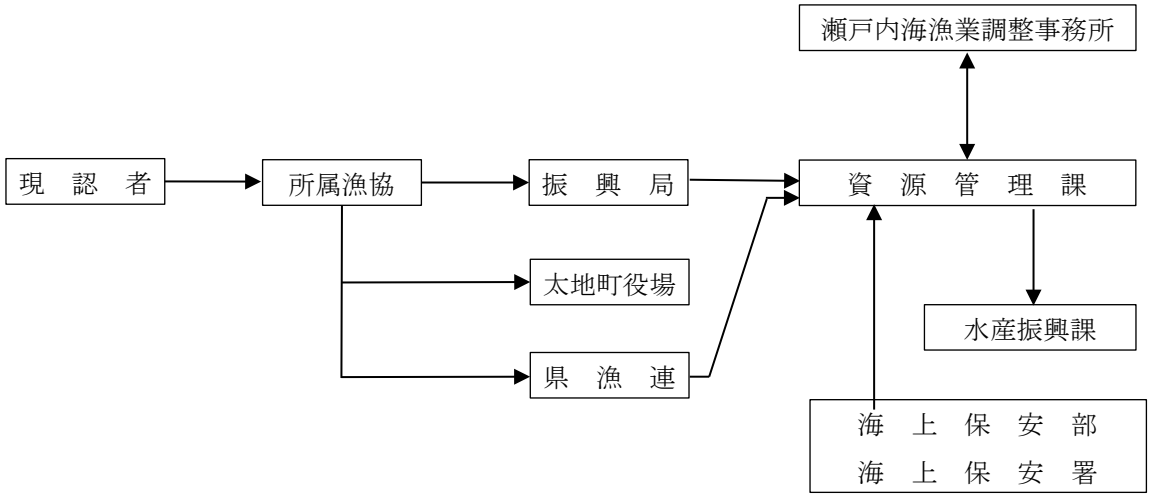

(3) 風水害等への対応

風水害等による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は以下のとおりとする。

■ 風水害時の伝達方法

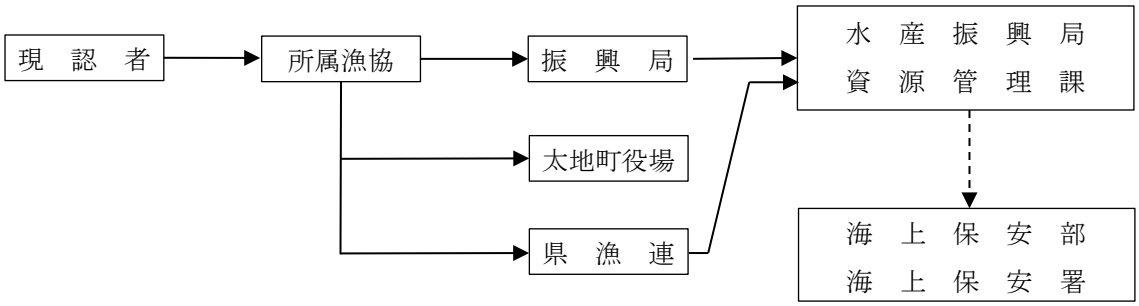

第８章　事故災害応急対策計画

項　目	担　当
第１節　海上災害応急対策計画	町（土木班）、太地町消防団、警察関係者、海上保安機関
第２節　航空災害応急対策計画	町（土木班）、太地町消防団、警察関係者
第３節　鉄道施設災害応急対策計画	町（土木班）、太地町消防団、警察関係者、JR 西日本
第４節　道路災害応急対策計画	町（土木班）、太地町消防団、警察関係者

第１節　海上災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、太地町消防団、警察関係者、海上保安機関〕

1. 計画方針

(1)　本計画は、海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油等事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。

(2)　大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、隣接県や関係団体等への協力要請を行うと共に、県知事又は第五管区海上保安本部長は、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。さらに、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。

2. 計画内容

(1)　実施機関

実　施　機　関	担当業務
事故関係者（船舶所有者）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
串本海上保安署	1　災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2　航空警報等による災害発生の周知 3　災害発生又は拡大防止のための応急措置
太地町	1　災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2　地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3　災害の拡大防止のための応急措置
和歌山県	
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言

漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

(2) 実施要領

ア．通報連絡体制

防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

（但し、流出油事故災害の場合は、上記の他、県流出油災害対策協議会の連絡体制を併用する。）

■ 通報連絡体制

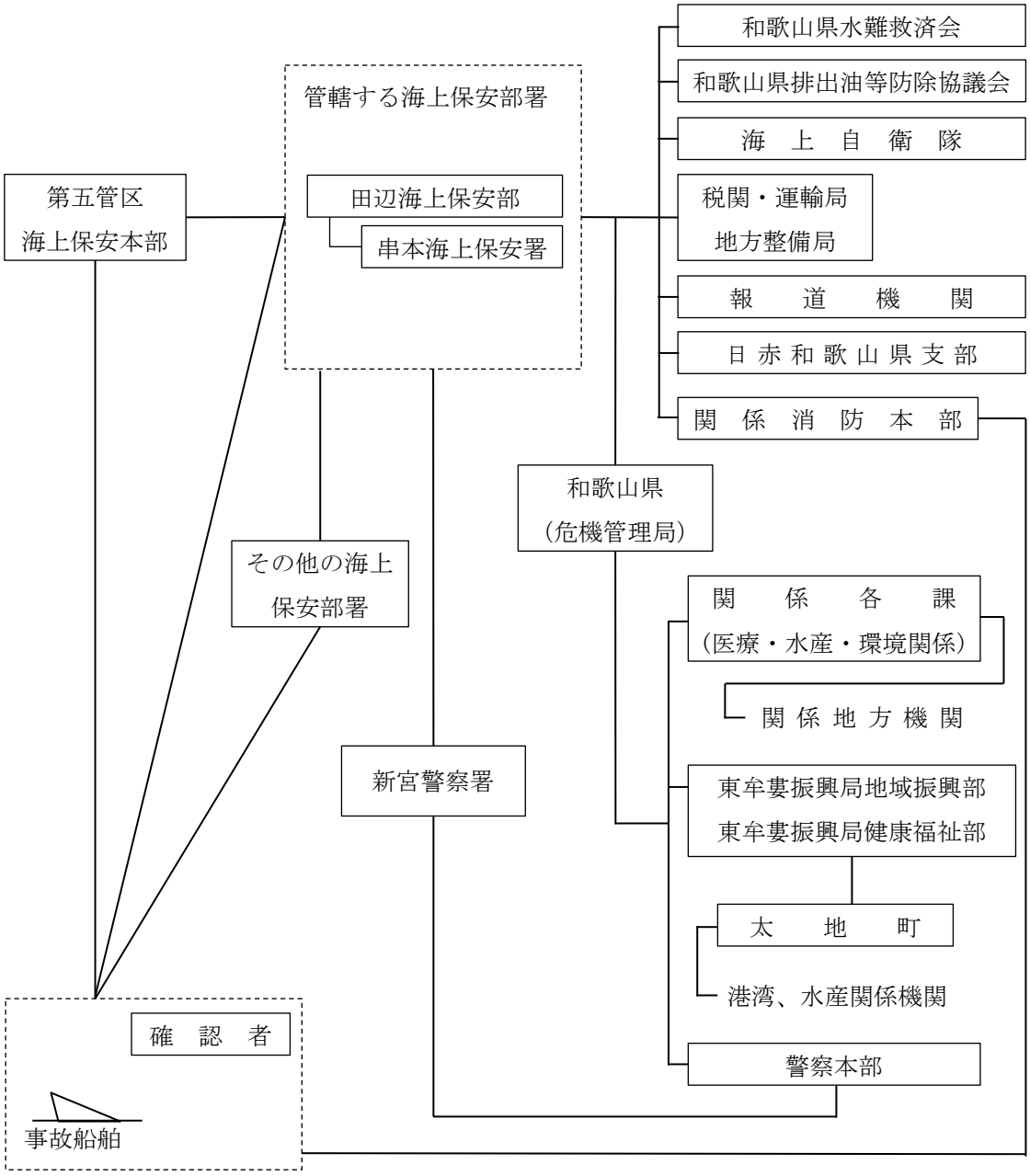

■　和歌山県排出油等防除協議会連絡体制

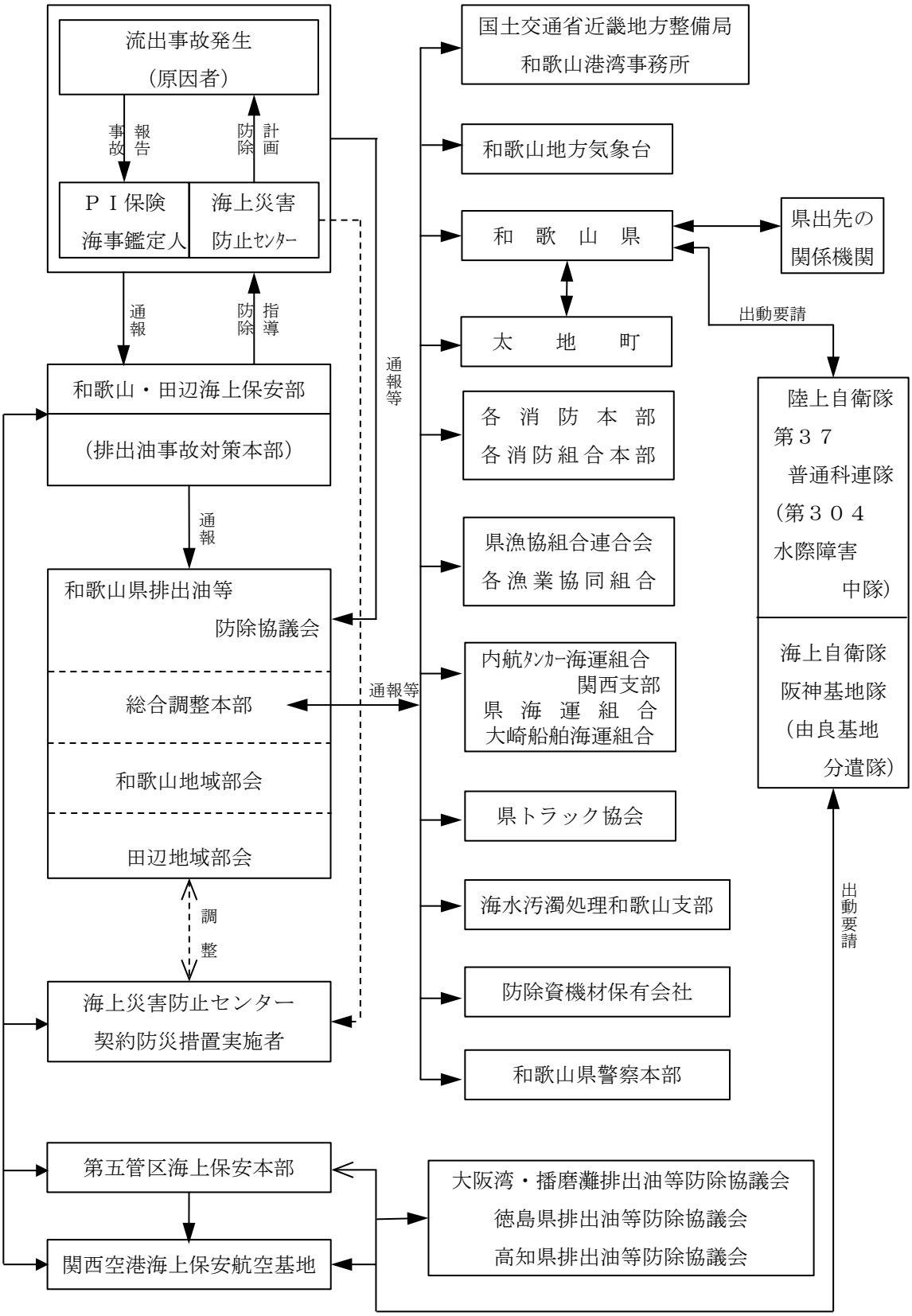

■　船舶に対する周知

機　関　名	周　　知　　手　　段	対　象　船　舶
串本海上保安署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船　舶　全　般
放送局	テレビ、ラジオ	
漁港管理者	拡声器	在　港　船　舶
漁業用海岸局	漁業無線	港　外　船　舶

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

■　住民に対する周知

機　関　名	周　　知　　手　　段	対　象　船　舶
太地町	広報車、防災無線等	ア　災害の状況 イ　防災活動の状況 ウ　火気使用及び交通等の制限事項 エ　避難準備等の一般的注意事項 オ　その他必要事項
新宮警察署	パトカーの拡声器	
串本海上保安署	巡視船艇の拡声器	
放送局	テレビ、ラジオ	

なお、必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

(3)　警戒措置

ア．海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

■　海上警戒

実　施　機　関　名	措　　置　　の　　内　　容
串本海上保安署	ア　船舶の航行制限及び禁止 イ　在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ　警戒区域等の設定 エ　巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ　現場周辺における火気使用の制限 カ　流出油等の監視パトロール
その他の防災機関	海上保安署が行う海上警戒に対する協力

イ．沿岸警戒

流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

■ 沿岸警戒

実施機関名	措　置　の　内　容
太地町	1　沿岸住民に対する下記の使用制限及び禁止等自衛隊措置の指示、勧告 2　流出油等の漂流に係る監視パトロール
和歌山県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
新宮警察署	沿岸地域の交通制限等

(4) 応急措置

ア. 海上流出油対策（通常の防ぎょ体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

■ 海上流出油対策

串本海上保安署	ア　航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ　巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ　巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ　遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止装置 オ　海上における流出油等防除 カ　流出油等防除作業の技術指導 キ　応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク　海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ　船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
和歌山県	ア　ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ　応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ　防除資機材の調達 エ　沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
太地町	ア　流出油等の状況把握 イ　関係機関との連絡調整 ウ　防除資機材の調達 エ　沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ　回収油等の保管

海上災害防止センター	ア　海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ　船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ　保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ　船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

(ｱ) 県本部長は、上記のほか、次の措置を講じる。

① 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあっせんを要請する。

② 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

③ 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体等の協力を得て、食料、飲料水、医薬品、燃料等の確保を図る。

イ．海上災害における人身事故等（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常体制では対応不可能な場合を想定）

(ｱ) 各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

① 捜索、人命救助、救護

② 消火活動、延焼防止

③ 応急資機材の調達

④ 遭難船の移動

(5)　災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、田辺海上保安部長又は太地町長（ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合）は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置するものとする。

■　災害対策連絡調整本部の設置

構　　成	田辺海造保安部、県、新宮警察署、太地町（消防機関を含む）、港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は、船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設置場所	海上保安部署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
任　　意	災害情報の交換、総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
そ　の　他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

(6) 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努めるものとする。

※油等・・・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）第３条第２号に規定する油及び同条第３号に規定する有害液体物質を示す。

第２節　航空災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、太地町消防団、警察関係者〕

１．　計画方針

航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、被害を最小限度にとどめるため応急対策を迅速かつ的確に講ずるものとする。

２．計画内容

(1)　関係機関に対する通報連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の通信系統により通報連絡するものとする。

■　発生地点が明確な場合（消火救難の場合）

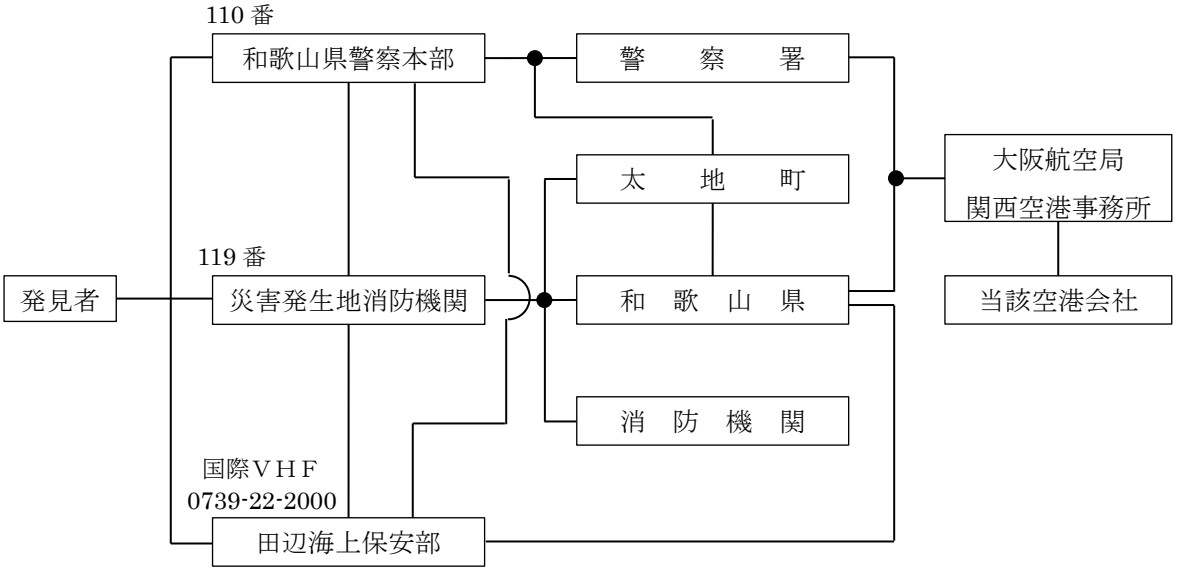

■　近隣市町で発生地点が不明確な場合（捜索救難の場合）

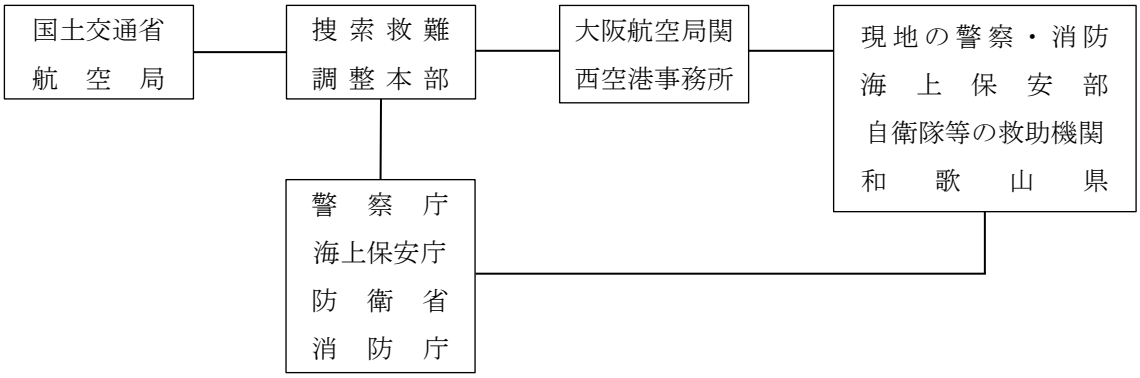

（注）捜索救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2)　広報

航空機災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

大阪航空局関西空港事務所、大阪航空局南紀白浜空港出張所、航空機災害に係わる航空会社、災害地市町村、和歌山県及び和歌山県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

ア．市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
イ．避難の指示、勧告及び避難先の指示
ウ．乗客及び乗務員の住所、氏名
エ．地域住民等への協力依頼
オ．その他必要な事項

(3)　消火救難活動

ア．実施機関

太地町、太地町消防団、串本海上保安署（沿岸及び沿岸海域の場合）

イ．協力機関

近隣市町村消防機関、和歌山県警察本部

ウ．実施事項

航空機災害に係る火災が発生した場合、町長及び太地町消防団職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

災害の規模等が大きく、町では、対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求める。

乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(4) 捜索救難活動

捜索救難活動については、警察庁、防衛省、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び消防庁との間で締結されている「航空機の捜索救難に関する協定」に基づき、国土交通省が主体となり実施されるものであるが、現地の警察・消防等の各関係機関へ通報連絡するとともに、国土交通省をはじめとする各協定機関から捜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

第３節　鉄道施設災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、太地町消防団、警察関係者、JR 西日本〕

1. 計画方針

JR 西日本に関する運転事故又は災害が発生し、もしくは発生が予測される場合の災害応急対策等は JR 西日本と協力して応急措置にあたるものとする。

2. 計画内容

災害等により応急対策等を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 初動措置

ア．保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生又は発生が予想される場合は、線路・橋梁・重要建築物・電車線路及び信号保安設備等の巡回・固定警備を行う。

イ．列車の措置

乗務員は列車の運行に支障を生じる恐れのある災害発生現場に遭遇した場合は、速やかに停止の措置を取る。ただし、危険な箇所に停止した場合、安全な箇所に移動する。また、状況によっては旅客の避難救出救護の要請を行うと共に関係箇所に対し必要事項の速報を行う。

ウ．駅の措置

駅長は災害の程度に応じて、以下の措置を取る。

(ｱ) 駅舎及び関連施設の応急措置

(ｲ) 情報収集

(ｳ) 必要に応じ、列車防護、救護所の開設、医療機関の救援要請等

(2) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア．避難誘導

(ｱ) 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

(ｲ) 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄り駅）に連絡処置を講じる。

イ．救出救護

列車の脱線、転覆又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生した場合は、駅長及び乗務員はただちに救出救護活動を行うものとする。本部長は JR 西日本和歌山支社と連絡を取り、協力して救出救護活動にあたる。

［本町の鉄道施設は、「第 2 編第 17 章 (4)鉄道施設災害予防計画」を参照］

第４節　道路災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、太地町消防団、警察関係者〕

1. 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2. 計画内容

(1)　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア．道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ．町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ．県は、町から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ．県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

■　通報連絡体系図

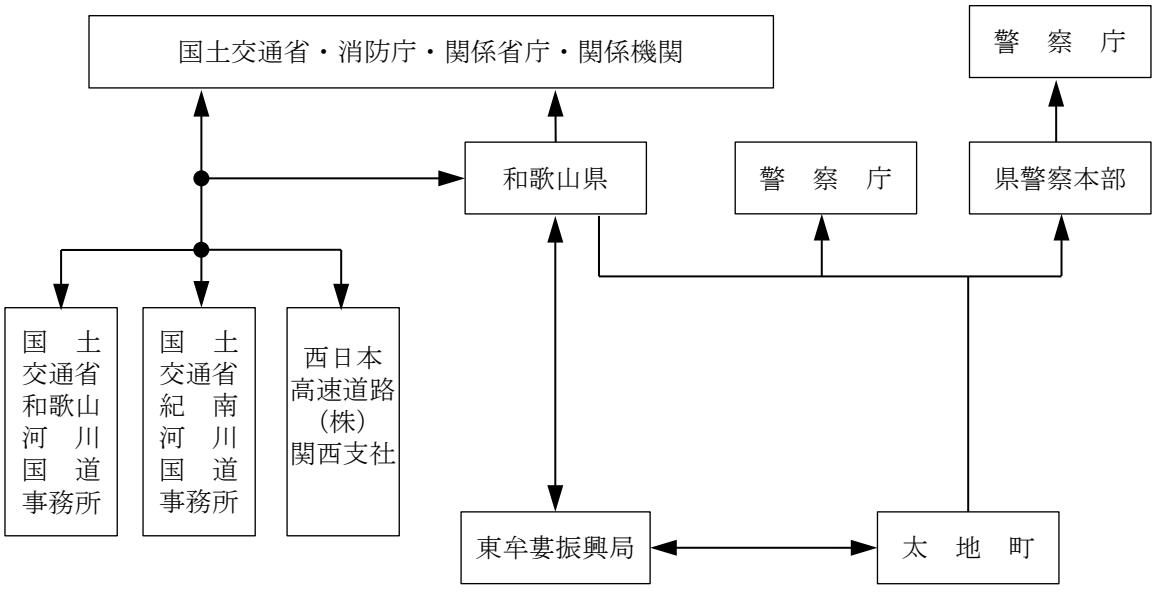

(2)　応急活動及び活動体制の確立

ア．道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ．関係機関は、「本編第１章　防災組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとる。

(3)　救助・救急、医療及び消火活動

ア．道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ．町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ．救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町及び県は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ．被害状況の把握等に航空機を運用する場合、安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(4) その他

ア．道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

イ．道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

ウ．県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

エ．再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第９章　在港船舶対策計画

〔担当：町（農林・水産物班）、太地町消防団、海上保安機関〕

1. 計画方針

台風、高潮等の災害時における、船舶の災害防止対策は本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　関係機関との協力

台風襲来時における災害を防止するため、県、田辺海上保安部、串本海上保安署、太地町漁業協同組合等と、密接な協力をとると共に次の組織を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。

ア．日ノ御埼以北の沿岸部 － 和歌山紀北地区台風・津波対策協議会(H17.3)

イ．日ノ御埼以南からすさみ町に至る沿岸部 － 紀南地区海上安全対策協議会 (H4.4)

ウ．新宮港 － 新宮港安全対策協議会 (H22.7)

(2)　在港船舶に対する措置

在港船舶に対し、気象等の情報を伝達するとともに、早期避難の勧告及び安全な停泊地への避難を指導する。

ア．在港船舶の動静を把握し、気象情報を伝達するとともに荷役の早期完了又は中止を勧告する。

イ．けい船中の船舶、修繕中の船舶、しゅんせつ船等の早期避難を勧告する。

ウ．在港船舶全般に対し、十分な荒天準備の実施及び安全な泊地に避難するよう勧告する。

(3) 港内における障害物の措置

港内における障害物に対する措置については、串本海上保安署又は田辺海上保安部に連絡し、障害物の除去、航行警報等の措置を要請する。

ア．漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当該物件の所有者又は占有者に対し除去を命ずる。

イ．漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。

ウ．港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれがあるものを除去する。

第１０章　危険物等災害応急対策計画

項　目	担　当
第１節 危険物施設災害応急対策計画	町（総務班）、太地町消防団、危険物取扱事業者
第２節 高圧ガス災害応急対策計画	町（総務班）、太地町消防団、 和歌山県 LP ガス協会南紀支部
第３節 危険物、高圧ガス等輸送車両災害応急対策計画	町（総務班）、太地町消防団
第４節 有害物質流出等災害応急計画	町（総務班）、関係事業者

第１節　危険物施設災害応急対策計画

〔担当：町（総務班）、太地町消防団、危険物取扱事業者〕

1. 計画方針

危険物等による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大であり、特に迅速な措置を要するため、関係機関は密接な連絡協力のもとに、迅速的確な災害応急対策を実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　事業所

危険物取扱事業者は、危険物関係法令により定められた予防規程等によるほか、県及び消防団等と連携して、災害時における応急措置を以下により実施するものとする。

ア．災害が発生する恐れのある場合の措置

(ｱ) 情報及び警報等を確実に把握する。

(ｲ) 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。

(ｳ) 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止ならびに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。

(ｴ) 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ．災害が発生した場合の措置

(ｱ) 消防機関及びその他の関係機関へ連絡する。

(ｲ) 消防設備を使用し、災害の防除に努める。

(ｳ) 危険物施設等における詰め替え、運搬等の取り扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。

(ｴ) 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置をとる。

(ｵ) 災害による有害物質等の漏えいの有無を確認する。漏えいがある場合は、事業所において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、新宮警察

署、町へ届けでる。災害が発生した後の毒物・劇物の処理については、物質名及び物質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。

(2) 指揮本部及び消防団

危険物施設の所有者、管理者又は占有者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための指揮本部の設置、消防活動、情報収集及び応急避難の勧告は、「第 3 編第 3 章第 1 節消防計画」の定めるところにより実施するものとする。

(3) 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。

■ 危険物等災害時の通報連絡体制

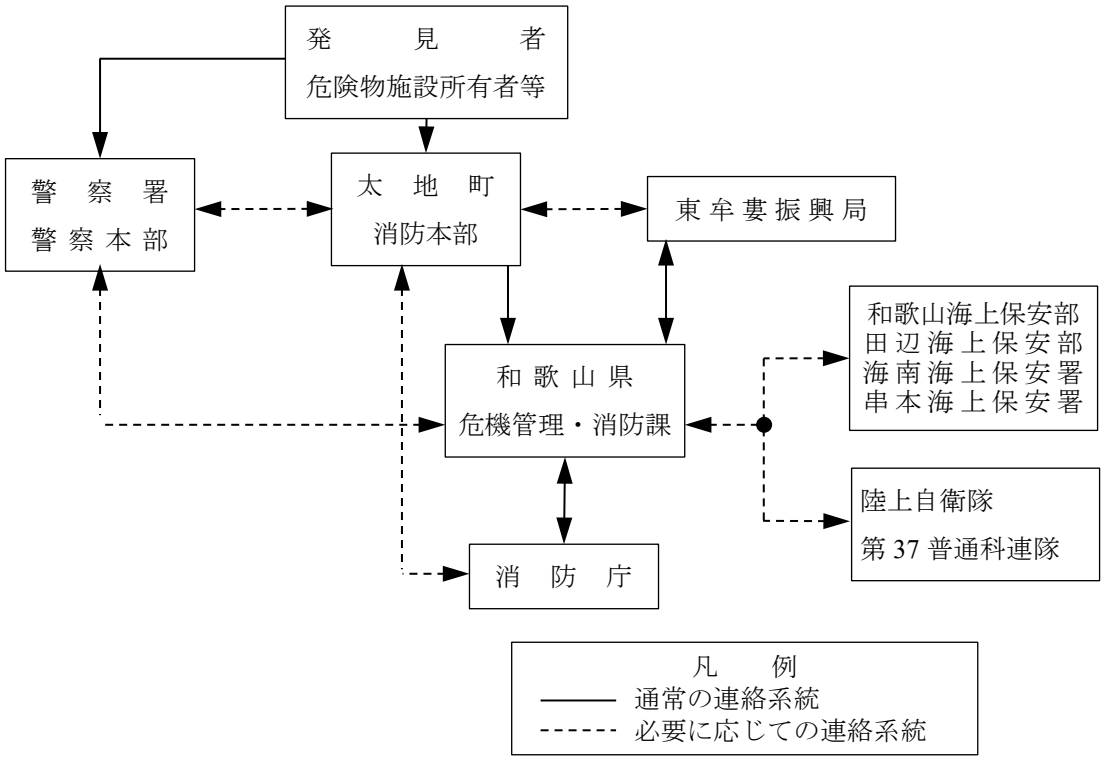

第２節　高圧ガス災害応急対策計画

〔担当：町（総務班）、太地町消防団、和歌山県 LP ガス協会南紀支部〕

1. 計画方針

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定めるものとする。

2. 計画内容

高圧ガスによる災害の発生する恐れがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生もしくは拡大を防止するため速やかに以下の応急措置を講じるものとする。

(1)　管理者の措置

高圧ガスによる災害の発生する恐れがある場合は、施設等の管理者は関係機関との連絡を密にし、速やかに適切な措置をとる。

(2)　住民の避難

上記の措置がとれない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置をとる。

(3)　災害への対応

高圧ガスによる災害の発生した場合は、以下の措置をとる。

ア．立ち入り禁止区域の設定及び交通規制

イ．被災者の救出及び救護

ウ．消火、防火及び防爆ならびに広報活動

(4)　応援の要請

必要に応じて、和歌山県高圧ガス地域防災協議会、和歌山県エルピーガス保安防災会、和歌山県エルピーガス地域防災協議会又は関係事業所等の応援を求める。

■　高圧ガス災害時の通報連絡体制

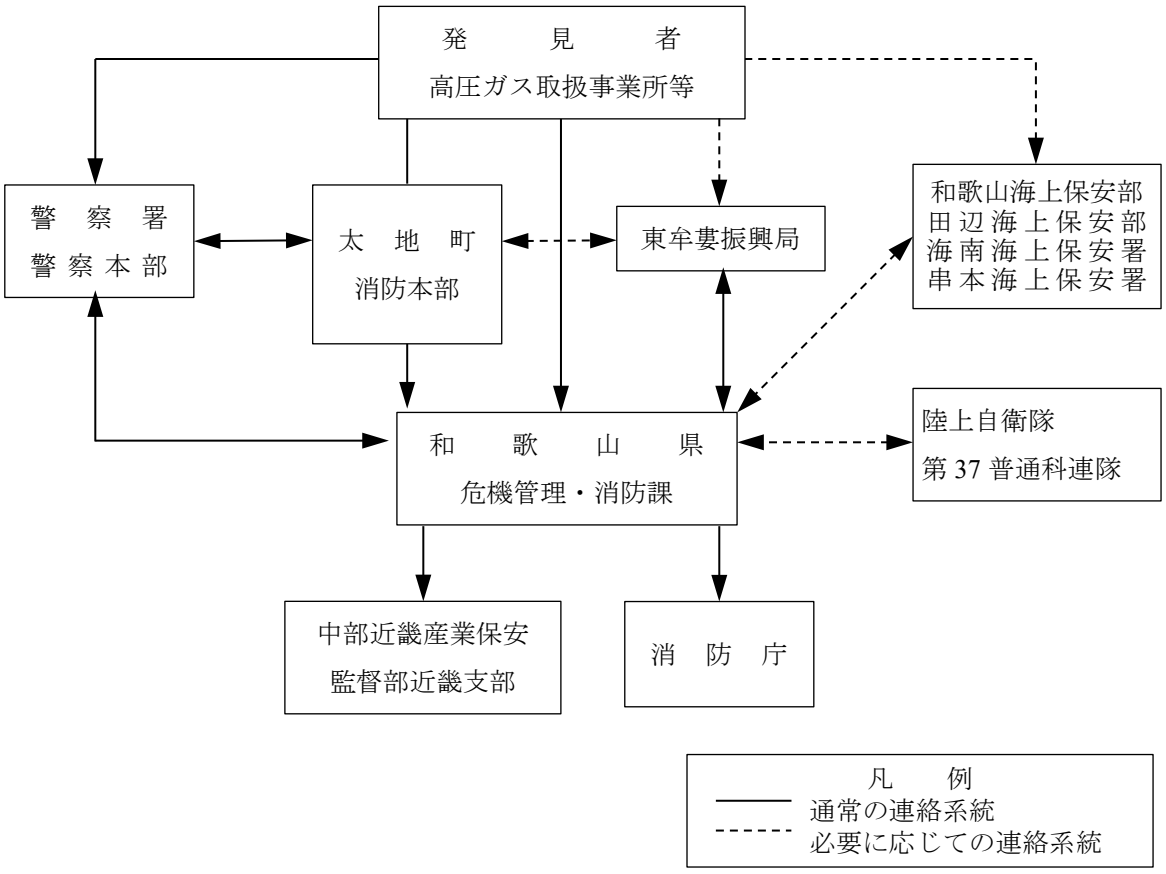

第３節　危険物、高圧ガス等輸送車両災害応急対策計画

〔担当：町（総務班）、太地町消防団〕

1. 計画方針

危険物、高圧ガス等輸送車両の事故にともなう応急措置は、本計画により実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　輸送従事者

輸送途上で事故が発生したときは、以下の措置を講じるほか、事故の状況ならびに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を実施する。

ア．消防機関及び警察官への通報

イ．付近住民ならびに通行人への火気の使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ．エンジンの停止・安全弁の確認・初期消火等

エ．高圧ガスの事故については、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への協力要請

(2)　指揮本部及び消防団

指揮本部の設置、消防活動、情報収集及び応急避難の勧告は、「第 3 編第 3 章第 1 節消防計画」の定めるところにより実施するものとする。

第４節　有害物質流出等災害応急計画

〔担当：町（総務班）、関係事業者〕

1. 計画方針

有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策は、本計画により実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　石綿飛散応急対策

石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行うものとする。

ア．県は、町と協力してアスベスト台帳に基づき石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修復及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

イ．被災建築物の解体工事については、平常時と同じく解体等事業者に対し、労働基準監督署及び保健所と連携して、大気汚染防止計画、労働安全衛生法、石綿障害予防規則で規定される飛散防止措置を求めていく。

イ．吹付け石綿（レベル１）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

ウ．災害時において、環境省や県が行う粉じん大気濃度測定の結果を周知し、粉じんによる健康被害防止の注意喚起を行う。

エ．町は、災害ボランティア、復興事業者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸収を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

(2)　有害物質流出応急対策

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に準じて行うものとする。

ア．町は、関係機関及び事務所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

イ．事業者は水質汚濁防止法第 14 条の 2 に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、町に報告する。

ウ．町は事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。

エ．事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び町の協力を得て実施する。

オ．事業者は有害物質の流出により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、県及び町に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

第１１章　公共的施設災害応急対策計画

項　目	担　当
第１節 上水道施設災害応急計画	町（水道班）、和歌山県
第２節 下水道施設災害応急対策計画	町（土木班）、和歌山県
第３節 公衆電気通信施設災害応急対策計画	町（土木班）、NTT 西日本
第４節 電力施設災害応急対策計画	町（土木班）、関西電力送配電和歌山支社

第１節　上水道施設災害応急計画

〔担当：町（水道班）、和歌山県〕

1. 計画方針

災害により水道施設に被害が生じた場合は、速やかに応急措置を講じ、給水確保に努めるものとする。

2. 計画内容

(1)　水道班の措置

災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道班長及び各要員を待機させるとともに、復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは以下の方法により対策を講じる。

ア．施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ．施設の損壊、漏水等の被害発生時の応急措置を行う。

ウ．東牟婁振興局健康福祉部の指導により、各水道とも末端残留塩素検出量 0．2ppm 以上確実に保持するよう努め、記録しておくものとする。

エ．施設に被害を受けた場合は、その大小にかかわらず東牟婁振興局健康福祉部を経由し県食品・生活衛生課に被害の内容、被害金額及び給水の状況等を速やかに電話でもって報告する。

(2)　応急復旧

ア．水道の復旧にあたっては、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うが、特に浄水場から配水池に至る送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。

その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。また必要な場合は県へ支援要請を行う。

イ．国庫補助の対象となるような規模の施設災害が発生した場合は、被害写真を添付した復旧工事計画調書を作成し、東牟婁振興局健康福祉部を経由し県食品・生活衛生課に報告する。

ウ．復旧後の施設の使用開始にあたっては、水質の保全に留意し、管内の消毒等を十分に行う。

(3) 応援要請

災害の応急復旧が、町独自では不十分であると判断される場合、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき応援を要請する。

ア．応援要請先

第 6 ブロック代表都市である新宮市

イ．応援活動の内容

(ｱ) 応急給水作業
(ｲ) 応急復旧作業
(ｳ) 応急復旧資材の供出
(ｴ) 工事業者の斡旋
(ｵ) 前に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

ウ．要請方法

口頭、電話又は通信、無線等により行い、後日文書により速やかに要請先まで提出する。その際には、下記の事項を明示する。

(ｱ) 災害の状況
(ｲ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
(ｳ) 必要とする職員の職種別人員
(ｴ) 応援の場所及び応援場所への経路
(ｵ) 応援の期間
(ｶ) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

［本町の水道施設は、「第 2 編　第 14 章　上水道施設災害予防計画」を参照］

第２節　下水道施設災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、和歌山県〕

1. 計画方針

災害により下水道施設に被害が生じた場合は、下水のそ通に支障がないよう、速やかに応急措置を講じるものとする。

2. 計画内容

災害が発生した場合には以下の方法により対策を講じる。

(1)　施設の巡回

災害が発生した場合には、下水道各施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2)　応急措置の実施

施設の損壊等を認めた場合には、応急措置を実施する。

ア．管渠

管の継ぎ手・ひび割れにより土砂が流入し、流下機能が低下する恐れがあるため、被害の程度に応じた応急措置を行う。

イ．施設

下水道施設の応急措置・復旧にあたっては、各施設の被害状況に基づく復旧行動指針・復旧計画を策定し、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

(3)　応援要請

町は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

［本町の下水道施設は、「第 2 編　第 13 章　下水道等施設災害予防計画」を参照］

第３節　公衆電気通信施設災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、NTT 西日本〕

1. 計画方針

電気通信設備の災害に関して NTT 西日本和歌山支店と協力し、災害予防、警戒、情報連絡、復旧活動等の災害対策を確立し、迅速かつ的確に通信のそ通に努めるものとする。

2. 計画内容

(1) 災害時における情報の収集及び連絡

ア．情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ｱ) 気象状況、災害予報等

(ｲ) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況

(ｳ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(ｴ) 被災設備、回線等の復旧状況

(ｵ) 復旧要員の稼働状況

(ｶ) その他必要な情報

イ．社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

県、町、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

(2)　通信の非常そ通措置

ア．重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(ｱ) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

(ｲ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第８条第２項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ｳ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第８条第１項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 55 条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(ｴ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(ｵ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

イ．被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ．災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) 災害時における広報

ア．災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ．テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

ウ．災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を実施する。

(4) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア．被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ．必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員資材及び輸送の手当てを行う。

ウ．復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

(5) 営業所の災害対策組織

［本町の公衆電気通信施設は、「第 2 編　第 17 章　(1)公衆電気通信施設災害予防計画」を参照］

第４節　電力施設災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、関西電力送配電和歌山支社〕

1. 計画方針

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注する。

2. 計画内容

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握する。

ア．一般情報

(ｱ) 気象、地象情報

(ｲ) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報）

(ｳ) 対外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

(ｴ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ．関西電力送配電の被害情報

(ｱ) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(ｲ) 停電による主な影響状況

(ｳ) 従業員の被災状況

(ｴ) その他災害に関する情報

(2) 広報活動及び方法

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することについて広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 対策組織要員の確保

ア．夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた各対策組織要員は気象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ．対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

ウ．交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 災害時における復旧用資機材等の確保

ア．調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

(ｱ) 現地調達

(ｲ) 対策組織相互の流用

(ｳ) 他電力会社等からの融通

イ．輸送

復旧用資機材の輸送は、原則としてあらかじめ関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ．復旧用資機材置き場等の確保

災害時において、復旧用資機材置き場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 応急工事

ア．応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ．応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ｱ) 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品等を活用した応急復旧措置を行う。

(ｲ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品等を活用した応急復旧措置を行う。

(ｳ) 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ｴ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法（標準作業要綱準則）による迅速確実な復旧を行う。

(ｵ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ．災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

［本町の電力施設は、「第 2 編第 17 章 (2)電力施設災害予防計画」を参照］

第１２章　文教対策計画

項　目	担　当
第１節 こども園の計画	町（教育班）
第２節 学校給食関係の計画	町（教育班）
第３節 社会教育施設関係の計画	町（教育班）
第４節 学用品支給計画	町（教育班）

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書の確保等について、教育班を中心に以下の応急対策を講じる。

第１節　こども園及び小・中学校の計画

〔担当：町（教育班）〕

1. 計画方針

こども園及び小・中学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　児童生徒の安全確保

ア．児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置をとることができる体制を確立する。

イ．学校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童・生徒に危険が及ぶ恐れがあるときなど、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、本部及び紀南教育事務所東牟婁教育支援室に報告を行う。

ウ．災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、安全確認ができるまでの間、児童生徒の安全確保を第一とし、校内に保護する。

エ．安全確認ができた場合や確実に保護者等への引渡しができる場合には、帰宅させる。又、保護者に対しては、児童生徒の安全な引渡しを図る。

オ．在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

(2)　学校施設の確保

ア．被害程度別応急教育予定場所

(ｱ) 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

(ｲ) 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお、不足する場合は二部授業等の方法により行う。

(ｳ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用する。

(ｴ) 特に地区全体が被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共施設の使用していない施設を借り受け実施する。

イ．施設利用の応援

隣接学校その他公共施設の使用していない施設を利用して授業を行う場合には、以下の方法により当該施設管理者又は所有者の応援を得るものとする。

(ｱ) 町内施設利用の場合

本部において、関係者協議のうえ行う。

(ｲ) 紀南教育事務所東牟婁教育支援室管内の他市町村施設利用の場合

本部は、紀南教育事務所東牟婁教育支援室に対して施設利用の応援を要請する。

(ｳ) 県内の紀南教育事務所東牟婁教育支援室以外の所背施設利用の場合

本部は、紀南教育事務所東牟婁教育支援室に対して施設利用の応援を要請する。

ウ．教職員の対策

(ｱ) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(ｲ) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は本部に派遣の要請を行う。

本部は、管内の学校内において操作する。

(ｳ) 県内操作

町内において解決できないときは、本部は紀南教育事務所東牟婁教育支援室に教職員派遣を要請する。要請を受けた教育部は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんするものとする。

第２節　学校給食関係の計画

〔担当：町（教育班）〕

1. 計画方針

災害時における学校給食の応急対策は、本計画に定めるものとする。

2. 計画内容

(1)　給食の実施

本部は、以下の事項に留意して応急給食を実施する。

ア．被害状況に応じ、町内の学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施する。

イ．施設、原材料の被害のため、その実施ができないときは、速やかに応急措置をして実施するよう努める。

ウ．学校を避難所として使用する場合、給食施設は一般被災者用炊出し施設に利用される場合も考えられるが、学校給食と被災者炊出しとの調整に留意して実施するものとする。

エ．応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症発生のおそれがあるので、衛生管理には、特に留意するものとする。

(2)　物資対策

本部は、被害を受けた給食用原材料等の被害を取りまとめて紀南教育事務所東牟婁教育支援室を経由して県に報告し、処分方法等について指示・指導を受けるものとする。

第３節　社会教育施設関係の計画

〔担当：町（教育班）〕

1. 計画方針

災害時における公民館等社会教育施設関係の負う応急対策は、別の計画に定めるもののほか、本計画に定めるものとする。

2. 計画内容

(1) 公民館等その他の社会教育施設の対策

災害時においては、公民館等の施設は災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合が少なくないので、本部は被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の措置を速やかに実施するものとする。

(2)　文化財対策

被害文化財については、県文化財保護審議委員会及び町文化審議会等専門家の意見を参考にして文化財的価値を可及的に維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者あるいは管理者に指示し、指導するものとする。

ア．災害状況の把握

文化財に災害が発生した場合には、文化財の所有者又は、管理団体からの被害の概況について報告させるほか、係員を現地に派遣して、被害状況の的確かつ迅速な把握に努める。

イ．被害文化財の応急的処置

被害を受けつつある文化財、もしくは被害を受けた文化財については、必要な緊急措置をとるよう指導する。

第４節　学用品支給計画

〔担当：町（教育班）〕

1. 計画方針

災害等により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は、損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るもので、支給は本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　給与の種別

教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第２条１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具品、通学用品

(2)　給与の対象者

災害により住家に被害を受けた児童・生徒で、住家被害の程度は全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者。

(3)　給与方法

ア．学用品は、原則として県において一括購入し、り災児童・生徒に対する配分は、教育班が実施するものとするが、学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任により、調達から配分までの業務を行う。

イ．学用品の給与にあたっては、まずその給与対象となる児童・生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童・生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握するものとする。

(4)　救助法による学用品の給与基準

ア．支給対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む）により、学用品を喪失、又は、棄損し、就学上支障のある小中学校児童・生徒に対して行う。

イ．給与期間

災害発生の日から 15 日以内。ただし、教科書については１ヶ月以内と定められているが、期間内に給与することが困難な場合には、特に期間延長の承認を受ける。

ウ．給与の品目

被害の実情に応じ、以下に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

(ｱ) 教科書等

(ｲ) 教材（教科書以外に使用する教材であり、辞書、図鑑、参考書は除く）
(ｳ) 文房具
(ｴ) 通学用品

エ．費用

費用は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費。

(5) その他

学用品支給に関して整備しなければならない書類等は、以下のとおりとする。

ア．救助実施記録日計票
イ．学用品の給与状況（資料編 3-38）
ウ．学用品購入関係支払証拠書類
エ．備蓄物資払出証拠書類

第１３章　災害警備計画

〔担当：町（総務部）、警察関係者〕

1. 計画方針

町は、災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の確保、犯罪の予防及び検挙等の総合活動により、災害時の治安維持にあたるものとする。

2. 計画内容

(1)　警察本部の任務と活動

災害においては、住民の生命、身体、財産を保護し、その他被災地における治安の維持にあてるため、関係機関と緊密な協力、連携のもとに、おおむね以下の活動を行う。

ア．気象及び災害関係情報の収集と伝達
イ．被害状況等の調査
ウ．避難の指示、警告及び誘導
エ．被災者の救助
オ．死体の検視及び身元の確認
力．交通の秩序及び緊急交通路の確保
キ．犯罪の予防及び取締り
ク．他機関の行う活動に対する協力援助

(2)　警備体制

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、災害種別、規模及び態様に応じて警備体制を確立するとともに、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行うなど、迅速的確な警備措置を講じる。

ア．警備体制の発令

警備体制の発令は、警察本部長が行う。

警察署長は発令がない場合でも管内の災害の情勢に応じて、必要な警備体制をとるものとする。

イ．警備体制の種別等

警備体制の種別及び警備体制確立の時期ならびに各体制下の推進事項は、和歌山県警察本部災害警備計画及び新宮警察署災害警備計画（以下「災害警備計画」）の定めるところによる。

ウ．災害警備本部の組織及び警備部隊の編成と運用

災害警備本部は、各体制の段階に応じて開設することとし、警備本部の組織とその分掌事務及び警備部隊の編成と運用については、災害警備計画の定めるところによる。

エ．体制の切替及び解除

気象状況の好転、悪化、危険状態の解消、緊迫、被災地における緊急措置の経緯など情勢に応じて体制の緩和又は強化、もしくは解除を行う。

(3) 交通対策

ア．交通秩序の確保

災害時においては次の要領によって、早期に交通秩序の確保に努める。

(ｱ) 継続的に交通機関の運行状況及び道路の被害状況の調査を行う。

(ｲ) 前号の調査に基づく交通関係情報を取りまとめ、関係先に通報する。

(ｳ) 要所に交通案内所、不通箇所、う回路等を明示した立看板等の設備及び交通整理員を配置する。

イ．被災地における交通規制

(ｱ) 被災地において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、速やかに当該規制の対象、区間、期間（又は始期)、う回路を決定し、所要の交通規制を行う。

(ｲ) 前号の規制を実施しようとするときは、所定の標識を設定するとともに、報道機関等による広報、立看板の掲示等によって交通の禁止又は制限の内容を、一般住民に周知する。

(4) 通信体制

災害時における通信体制については、「和歌山県警察災害警備計画」の定めるところによる。

第１４章　災害対策要員の計画

項　目	担　当
第１節　ボランティア受入計画	町（救助班）、太地町社会福祉協議会
第２節　対策要員雇用計画	町（救助班）

大規模な災害により甚大な被害を受けて、職員及び他の市町村からの応援職員だけでは充分な応急対策が実施できない場合においては、町は、太地町社会福祉協議会とともに自主的な防災組織やボランティア、自治会等の協力を受ける。また、ボランティア等を受け入れても応急対策要員が不足する場合や特別な労力が必要な場合の労働力の確保についても本計画に定める。

第１節　ボランティア受入計画

〔担当：町（救助班）、太地町社会福祉協議会〕

1. 計画方針

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入、編成及び活動計画は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　ボランティアの受入体制の整備

町は、太地町社会福祉協議会等と連携しつつボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制の整備に努める。また町はボランティアに対し被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、その他地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとする。また社会福祉協議会は、その調整窓口として、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。

また、未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

(2)　ボランティアセンターの設置

ア．設置

太地町社会福祉協議会は、災害時にはボランティアセンターを設置する。

イ．要請

町は、災害の状況に応じた適切な災害救援ボランティアを太地町ボランティアセンターに要請するものとする。

ウ．運営

ボランティアセンターはボランティア活動を支援するために次の業務を行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

(ｱ) ボランティアニーズの把握と情報提供
(ｲ) 一般ボランティアの受入れ及び受付
(ｳ) 専門職ボランティアに対する活動要請
(ｴ) ボランティア活動の調整及び決定
(ｵ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の確保
(ｶ) 災害対策本部との調整
(ｶ) 在宅の要配慮者のデータの作成及び提供
(ｷ) その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な業務

エ．ボランティアへの石綿ばく露防止教育の徹底

ボランティアセンターは、ボランティアを被災地に送り出す際に、適切な防塵マスク着用等の石綿ばく露防止教育を徹底する。町は、ボランティアへの石綿ばく露防止教育の実施について、ボランティアセンターに周知する。さらに万が一、中皮腫、肺がんを発症した時のために作業従事記録を 40 年間保存する。

(3) ボランティアの編成

ボランティアは災害応急対策の実施に奉仕する目的をもって、おおむね以下の団体等で編成する。

(ｱ) 日本赤十字奉仕団
(ｲ) ボランティア
(ｳ) 青年会
(ｴ) 婦人会
(ｵ) 区長会
(ｶ) 学生及び生徒

(4) 活動計画

ア．受付

奉仕活動に参加する団体等の受付は、一括してボランティアセンター（町社会福祉協議会）が担当する。

イ．活動

ボランティアは主として次の作業に従事するものとするが、ボランティア活動に参加する団体の組織ならびに実態等に即した作業に従事させるものとする。

(ｱ) 炊出しその他、災害救助の実施
(ｲ) 通信、通訳、手話、介護等
(ｳ) 清掃の実施
(ｴ) 災害対策用物資、資材の輸送及び配分
(ｵ) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

(ｶ) 軽易な事務の補助

(ｷ) その他上記作業に類した作業

(5) その他

ア．帳簿等の整備

ボランティアの協力を受けた機関は、以下について記録簿を作成し整備するものとする。

(ｱ) 奉仕活動に参加した団体等の名称及び人員、氏名

(ｲ) 作業内容及び期間

(ｳ) その他参考事項

イ．要請方法

本部各班は、分担する災害応急対策実施のため、ボランティアによる作業の必要があると認めるときは、総務班に連絡し協力を要請する。

ウ．協力要請に必要な情報の提供

県に協力要請する場合は、活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報提供を行う。

第２節　対策要員雇用計画

〔担当：町（救助班）〕

1. 計画方針

災害応急対策の実施が、本部の職員及び奉仕団員のみでは労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける対策要員の雇用は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　対策要員の雇用

対策要員の雇用は、本部の指示を受け、それぞれの部において行う。

(2)　対策要員供給の方法

対策要員雇用の方法については、町内の建設業者等に委託要請するものとし、なお、不足のときは、新宮公共職業安定所に雇用を依頼する。

(3)　対策要員雇用の範囲

対策要員雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な範囲は、以下のとおりとする。

ア．被災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者を安全な所に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ．医療及び助産のための移送要員

(ｱ) 災害現場の緊急医療班では処理できない重症患者又は緊急医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院又は診療所に運ぶための人員を必要とするとき。

(ｲ) 緊急医療班により医療助産が行われる際の医師、助産師ならびに看護師の移動に伴なう要員。

(ｳ) 傷病が未だ治癒せずしかも重症であっても、今後は自宅療養することとなった患者を輸送するための要員。

ウ．り災者の救出要員

被災者の身体の安全を保護するため、被災者を救出するための要員。

エ．飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための医薬品等の配付に要する人員ならびに飲料水を供給するために必要な要員。

オ．救済用物資の整理輸送及び配分要員

被服寝具その他生活必需品、炊出し用の食料品、調味料、燃料、医薬品等の衛生材料を整理し、輸送及び配付するための要員。

カ．遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する要員。

キ．遺体処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

ク．対策要員雇用の特例

以上のほか埋葬、炊出し、その他救助作業の要員を確保する必要がある場合は、本部長は東牟婁振興局に申請するものとする。

(4) 対策要員雇用の期間

対策要員雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、自動的に延長されるものとする。

(5) 対策要員の賃金

対策要員に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、雇用した地域における通常の実費程度を支給する。

(6) その他

対策要員を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し、保存するものとする。

ア．臨時雇用人員勤務状況簿

イ．賃金支払い関係証拠書類

ウ．その他必要な事項

第１５章　交通輸送計画

項　目	担　当
第１節 道路交通の応急対策計画	町（土木班）、警察関係者、和歌山県、近畿地方整備局
第２節 船舶交通の応急対策計画	町（総務班）、海上保安機関
第３節 輸送計画	町（物資調達班）、和歌山県

第１節　道路交通の応急対策計画

〔担当：町（土木班）、警察関係者、和歌山県、近畿地方整備局〕

1. 計画方針

災害により道路、橋梁の交通施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、新宮警察署（及び駐在所）と連絡を取り、通行禁止及び交通制限等の規制をするほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　交通規制の種別及び根拠

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね以下によるものとする。

ア．道路法に基づく規制（道路法第 46 条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者は通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）を行う。

イ．道路交通法に基づく規制（道路交通法第 4 条、同第 5 条、同第 6 条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときには、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し、もしくは制限を行う。

ウ．災害対策基本法に基づく規制（基本法第 76 条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施をはかるため、公安委員会は道路の区間を指定し、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、もしくは制限を行う。また、道路管理者等（道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者）は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

(2)　交通規制の実施

規制の実施は次の区分により行うものとする。

ただし、道路管理者等と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置がとられるよう配慮する。

■ 交通規制の実施区分

区　　分	実施責任者	範　　囲
道路管理者等	国土交通大臣 県　知　事 町　　長	1　道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2　道路に関する工事のため、止むを得ないと認める場合
警　　察	公安委員会 警察署長 警　察　官	1　災害応急対策が適格かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

(3)　発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害ならびに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は本部長に通報するものとする。通報を受けた本部長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

(4)　各機関別実施要領

道路管理者は、各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合の調査をすみやかに実施するとともに、警察機関、県土整備部、近畿地方整備局等の行政機関はもとより、関西電力送配電㈱や西日本電信電話㈱等通信事業者等の民間事業者との情報交換を緊密に行い、道路交通状況等の把握に努めるものとする。

ア．道路管理者

災害時により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

ただし、本部長は本町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、ただちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置をとる。この場合本部長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。

イ．警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の場合には、速やかに必要な交通規制を行う。

(5)　緊急輸送車両の通行確保

緊急輸送車両の通行確保については、県計画によるものとする。

ア．緊急通行車両の基準

イ．緊急通行車両の確認

(6) 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより次の標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により取り敢えず通行を禁止し、又は制限をしたことを明示するとともに警察官等が現場において指導にあたるものとする。

ア．規制標識

規制標識は、以下の様式と方法により標示する。

(ｱ) 道路交通法第 4 条、5 条及び道路法第 46 条によって規制したとき

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日号外総理府建設省令第 3 号）」の定める様式と方法による。

(ｲ) 基本法第 76 条により規制したとき

基本法施行規則第 5 条に定める様式と方法による。

イ．規制内容の表示

規制標識には、以下の事項を明示して、標示を行う。

(ｱ) 禁止、制限の対象

(ｲ) 規制の区域及び区間

(ｳ) 規制の期間

ウ．周知の措置

規制を行った場合、公安委員会は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を警察車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

(7) 災害時における緊急通行車両通行ルート確保のための放置車両対策

ア．指定道路区間の指定

道路管理者は、災害時に道路上に停止・停車した車両等が緊急通行車両の通行の妨害となり、緊急の必要がある場合には、その区間を「指定道路区間」として指定する。

イ．車両の移動

道路管理者は、指定道路区間上にあり、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。なお、運転者の不在時等は、道路管理者自らが車両を移動するものとし、この場合において、道路管理者は、止むを得ない限度での車両の破損を実施する。

ウ．土地の一時使用

道路管理者は、車両の移動のため、止むを得ない必要がある場合、その限度において、他人の土地の一時使用及び竹木その他の障害物の処分を行う。

エ．損失の補償

道路管理者は、緊急通行車両通行ルート確保のため、止むを得ない限度において上記(2)に掲げる車両の破損又は(3)に掲げる土地の一時使用を実施した場合、通常生ずべき

損失を補償しなければならない。

オ．指定道路区間の通知

道路管理者は、指定道路区間の指定に係る通知を書面により行うが、緊急の必要がある場合は口頭により行うこととし、事後速やかに書面を送付する。

(8) 報告等

規制を行ったときは、以下の要領により報告又は通知を行う。

ア．系統図

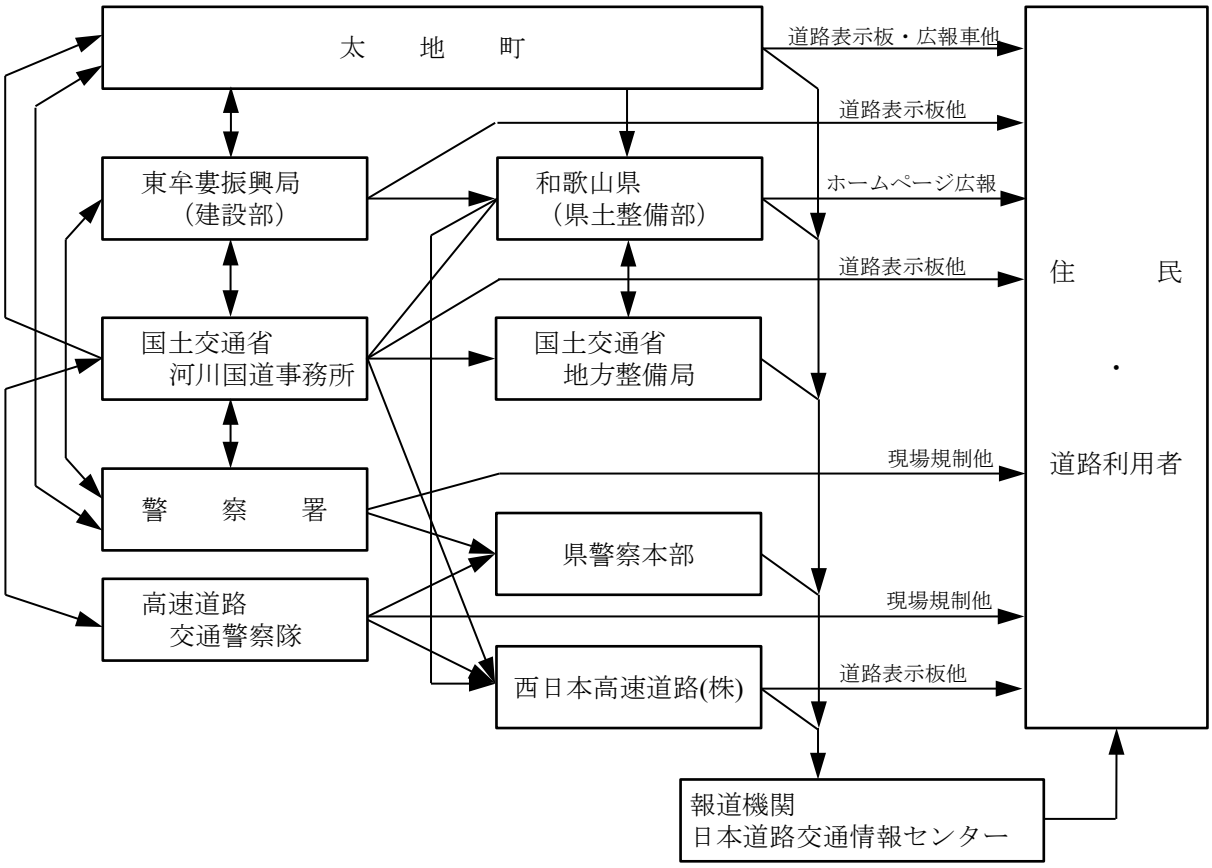

イ．報告事項

各関係機関は、報告、通知にあたっては以下の事項を明示して行う。

(ｱ) 禁止、制限の種別と対象

(ｲ) 規制する区域及び区間

(ｳ) 規制する期間

(ｴ) 規制する理由

(ｵ) 迂回路その他の状況

(9) 道路の応急復旧

ア．応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧は当該道路管理者を実施責任者とする。

イ．本部長の責務

(ｱ) 他の道路管理者に対する通報

本部長は管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけ崩れ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(ｲ) 緊急の場合における応急復旧

本部長は事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し、応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

(ｳ) 県知事に対する応援要請

本部長は自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、東牟婁振興局を経由して県知事に対し応急復旧の応援を要請する。

第２節　船舶交通の応急対策計画

〔担当：町（総務班）、海上保安機関〕

1. 計画方針

災害が発生し又は発生する恐れがある場合における、船舶交通の安全確保に関する事項を定める。

2. 計画内容

(1)　田辺海上保安部及び串本海上保安署

田辺海上保安部及び串本海上保安署は、海上交通の安全を確保するため以下の措置をとる。

ア．船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ．海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ．海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずる恐れのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ．船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ．水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ．航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

キ．航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したとき、又は船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに第五管区航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて第五管区水路通報により周知する。

ク．大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を覚知したときは、第五管区航行警報、安全通報ならびに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(2) 漁港管理者

所管する漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行い、必要があるときは除去命令を行う。

また、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

第３節　輸送計画

〔担当：町（物資調達班）、和歌山県〕

1. 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上・空中及び海上輸送のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的な緊急輸送を実現するものとする。

また、必要に応じて特に機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を検討する。

2. 計画内容

(1)　基本方針

ア．輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、以下の事項に配慮して行う。

(ｱ) 人命の安全

(ｲ) 被害の拡大防止

(ｳ) 災害応急対策の円滑な推進

イ．輸送対象の想定

(ｱ) 第１段階

① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資

② 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

③ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等

④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(ｲ) 第２段階

① 上記①の続行

② 食料及び水等生命の維持に必要な物資

③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ｳ) 第３段階

① 上記②の続行

② 災害復旧に必要な人員及び物資

③ 生活必需品

ウ．実施者

災害輸送は他の計画で定めるもののほか、本部長が実施し、物資調達班が担当する。

(2) 輸送の種別

災害輸送は以下の手段のうち適切な方法により実施する。

ア．自動車及びバイク等による輸送
イ．鉄道軌道等による輸送
ウ．船舶による輸送
エ．ヘリコプター等による空中輸送
オ．人力等による輸送

(3) 輸送力の確保等

ア．自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね以下の順序による。

(ｱ) 当該実施機関所有の車両等
(ｲ) 公共的団体所有の車両等
(ｳ) 営業用の車両等
(ｴ) その他の自家用車両等

イ．本町の措置

(ｱ) 町所有の車両を優先して調達するなどの方法で確保に努める。
(ｲ) 町の輸送に必要な車両及び要員等の確保については、適宜町内の業者所有の車両等を借上げて調達するなどの方法で確保に努める。
(ｳ) 町所有の車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して県（東牟婁振興局）に応援を要請する。

ウ．鉄道軌道等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資等を確保したときで、鉄道軌道等による輸送が最も適当であると判断したときは、鉄道軌道等による輸送を行う。

エ．船舶による輸送

陸路の交通が途絶した場合には、県本部を通じて田辺海上保安部、海上自衛隊又は近畿海運局勝浦海運支局に対し、船舶の出動を要請する。

オ．ヘリコプター等による空中輸送

一般交通途絶時にともない緊急に空中輸送が必要なときは、本部は県本部を通じ、県及び自衛隊所有のヘリコプターによる空中輸送出動を要請する。なお、空中輸送による救助物資の投下場所及びヘリコプター発着場地点は、「災害予防計画　第 32 章緊急輸送体制の確立」のとおりとする。

カ．指定公共機関び関係団体等への応援要請

町、県の輸送力をもってしても対処できない場合で、応援を必要とする場合は、指定公共機関（運送業者）、関係団体に対し、応援を要請する。

(4) 緊急輸送道路等の確保

ア．道路管理者

和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が策定する緊急輸送道路及び町内の重要な輸送路（町道）それぞれの道路管理者は、緊急交通路の点検及び道路啓開を行う。

イ．点 検

使用可能な緊急輸送道路等を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を県本部及び県警察本部（新宮警察署）に連絡する。

ウ．道路啓開

民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

［本町の緊急輸送道路及びヘリコプター発着地点は第 2 編第 32 章緊急輸送体制の確立を参照］

■ 本部公用車

常備場所	種　　別	台数
町役場	普通乗用車	1
	普通（特殊）自動車	1
	小型貨物車	1
	小型貨物トラック	2
	軽四乗用車	1
	軽四貨物車	3
	軽四トラック	6
	マイクロバス	3

常備場所	種　　別	台数
太地町消防団	ポンプ車	5
	小型動力ポンプ付積載車	3
	救急車	2
	指令広報車	1
	広報車	1
	工事積載車	1
	バイク	3

（資料：総務課）

第１６章　自衛隊派遣要請等の計画

〔担当：町（総務班）、和歌山県、自衛隊〕

1. 計画方針

防災ならびに災害発生時における自衛隊の派遣を要請するための必要な事項は、自衛隊法によるもののほか、必要事項については本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　災害派遣部隊の任務及び業務

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため消防、水防、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水ならびに通信支援等に任ずるものとする。

(2)　災害派遣要請基準

ア．要請権者

自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により県知事とする。

警察又は本部長が行う派遣要請は、自衛隊法では要請権者としては定められていないため、「要請」ではなく「通報」として取り扱われる。

イ．要請要領

災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人命又は財産保護のため必要と認める場合には、本部長より東牟婁振興局、県知事を通じて自衛隊に対して行うものとする。

ウ．本部長の県知事への派遣要請の依頼

(ｱ) 本部長が県知事に対し自衛隊の派遣要請の要求を行うときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって東牟婁振興局を経由して県に要求するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

(ｲ) 通信途絶等により県知事に対し派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第 37 普通科連隊）に様式を添えて通知することができる。この場合、本部長は速やかにその旨を、県知事へ報告するものとする。

(3)　派遣不要時の連絡

本部長は、事態の推移に応じ、派遣不要と決定した場合は、ただちに東牟婁振興局を経由して県に連絡を行う。

(4)　自衛隊が災害派遣を行う場合の通知受取り

県知事の派遣要請又は自主的判断により、陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第 37 普通科連隊長）が部隊等を派遣した場合、本部長は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職氏名、その他必要事項を県知事より受け取るものとする。

(5)　自衛隊との連絡調整

ア．情報の交換

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。

イ．連絡所の設置

自衛隊災害派遣業務を調整しその迅速化を図るため、町に自衛隊との連絡所を設置する。

(6)　派遣部隊の誘導及び受入れ体制

ア．派遣部隊等の誘導

自衛隊からの誘導要請に備えて、県警察本部に対し、出動経路、交通事情・付近の状況等の詳しい情報を報告する。

イ．派遣部隊の受入れ体制

(ｱ) 現地連絡責任者の指定

部隊受入れ及び作業の円滑化を期するため、現地連絡責任者を指定し、派遣部隊指揮官との連絡調整にあたるものとする。

(ｲ) 受入れ体制の整備

自衛隊の災害派遣決定通知を受けた後、派遣部隊が迅速かつ円滑に作業ができるよう作業計画を策定するとともに、災害の状況、他の機関の応援状況を十分勘案し、自衛隊の作業の実施に必要な下記の資機材等を準備する。

① ヘリポートの確保

町民グラウンドをヘリポートとし、グランドへの散水、ヘリポートの標示、発煙筒の準備を行う。

② 部隊結集地の確保

町民グラウンドを候補地とする。

③ 宿泊施設

公民館等を確保する。

④ 空中消火が必要な場合

空中消火資機材の借受申請は以下のとおり行う。電話連絡後、速やかに申請書（資料編 2-11）を提出する。また、必要に応じヘリコプターとの通信のための無線機の貸出しを行う（空中消火資機材配置場所は新宮市消防本部、TEL0735-21-0119、FAX0735-21-9911）。なお、使用後は速やかに「空中消火資機材使用報告書」（資料編 2-12）を県知事に提出するものとする。

■　空中消火資機材の借受申請要領

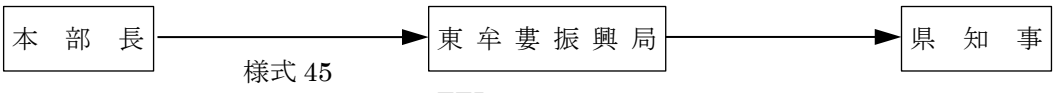

TEL 0735-22-8551
(防) 370-400
FAX (防) 370-499

(7) 派遣部隊等の撤収要請

ア．本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合には、東牟婁振興局を経由して県知事に対して自衛隊の撤収要請を要求する（資料編 2-10）。

イ．災害派遣命令者は、前項の要請を県知事より受けた場合、又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊等の撤収を命じるものとする。

■　自衛隊撤収要請の手順

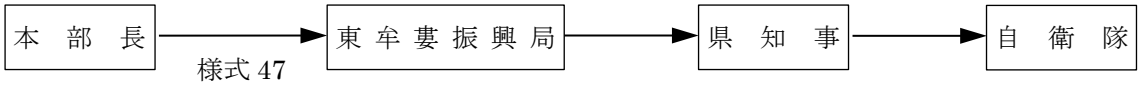

TEL 0735-22-8551
(防) 370-400
FAX (防) 370-499

第１７章　県防災ヘリコプター等活用計画

〔担当：町（総務班）、和歌山県〕

1. 計画方針

災害が発生した場合、広域かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプター等を有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

2. 計画内容

(1)　防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として本部からの要請により運航する。

(2)　防災ヘリコプターの応援

本部長の県知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は以下のとおりである。

ア．応援要請の原則

町内で災害が発生した場合で、以下のいずれかに該当するとき、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

(ｱ) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合。

(ｲ) 本町の消防力では、災害の防ぎょが著しく困難と認められる場合。

(ｳ) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

イ．応援要請の方法

和歌山県防災航空センターに電話で速報のあと、ファクシミリで緊急運航の要請を行う。

（和歌山県防災航空センターTEL 0739（45）8211，FAX 0739（45）8213）

災害が収束した場合は、「被害状況報告書」（資料編 3-55）を和歌山県防災航空センターに提出する。

(3)　防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、以下の活動内容で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

ア．被災状況等の調査及び情報収集活動

イ．救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

ウ．消防隊員、消防資機材等の搬送

エ．被災者等の救出
オ．救援物資、人員等の搬送
力．災害に関する情報、警報等の伝達の広報活動
キ．その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

(4)　県への職員等派遣要請

県は、大規模災害時における早期の被災市町村支援のため、県職員派遣制度として緊急機動支援隊の派遣、災害廃棄物処理支援要員の派遣、住家被害認定支援を行っている。本部長は、被害が甚大で町だけでは十分に応急活動が実施できない場合、これらの支援制度を用いて、県への支援を要請する。

■　ヘリコプター発着予定地

名称	所在地		施設管理者		面積 東西　m 南北　m	備考
	住所	電話番号	氏名	電話番号		
町民グラウンド	太地 1770-51		町教育委員会	0735 (59)2335	80m 80m	
小長井地区広場（太地町防災ヘリポート）	太地 2995-1		町総務課	0735 (59)2335	70m 40m	

（資料：県地域防災計画・資料編、和歌山県赤十字 ）

第１８章　林野火災応急対策計画

〔担当：町（総務班）、太地町消防団〕

１．計画方針

林野火災から自然環境と住民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合（以下「森林所有者等」という）、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たるものとする。

２．計画内容

(1)　出火の発見・通報

ア．出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

イ．消防機関の対応

通報を受けた消防団直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

(ｱ) 町消防団消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

(ｲ) 森林所有者等森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

(ｳ) 県災害対策課県防災ヘリコプターの緊急運航

(ｴ) 警察署消防車両の通行確保のための交通規制

(ｵ) 地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

ウ．県の対応

(ｱ) 火災・災害等即報要領の即報基準に該当する火災として消防機関から報告を受けた場合は、直ちに国に報告する。

(ｲ) 県防災ヘリコプターの緊急運航により、情報収集活動及び消火活動を行う。

(2)　消火・救出活動

ア．火災防ぎょ活動の実施

消防団は、森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(ｱ) 情報収集

消防団は、関連機関とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した県防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防団に情報を提供するとともに飛び火の警戒にあたる。

(ｲ) 消火活動の実施

消防団は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

イ．孤立者等の救出

現地に出動した県防災航空隊は、県防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

ウ．現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防団長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

(3) 避難・誘導

ア．森林内の滞在者の退去

町・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

県防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

イ．住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難情報の発令を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(4) 広域応援等の要請

ア．消防の広域応援

町は、単独での対処が難しいと判断される場合は県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

イ．自衛隊の派遣要請

町長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、県知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。県知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

ウ．鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

■　林野火災用消防施設等の現況

	防火水槽	自然水利利用施設	空中消火等補給基地	消防無線	チェーンソー	可搬式散水装置	可搬式送水装置	可搬式消防ポンプ
太地町	3 基	－	－	－	－	－	－	－

（資料：県地域防災計画）

第１９章　相互応援計画

〔担当：町（総務班）、和歌山県〕

１．　計画方針

災害に対し、町だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、県、近隣市町及び指定地方行政機関へ応援協力を要請し、応急復旧活動に対処する。

ただし、消防組織法の規定に基づく消防の相互応援協力については協定事項による。

２．　計画内容

(1) 法律、協定に基づく応援協力の要請系統

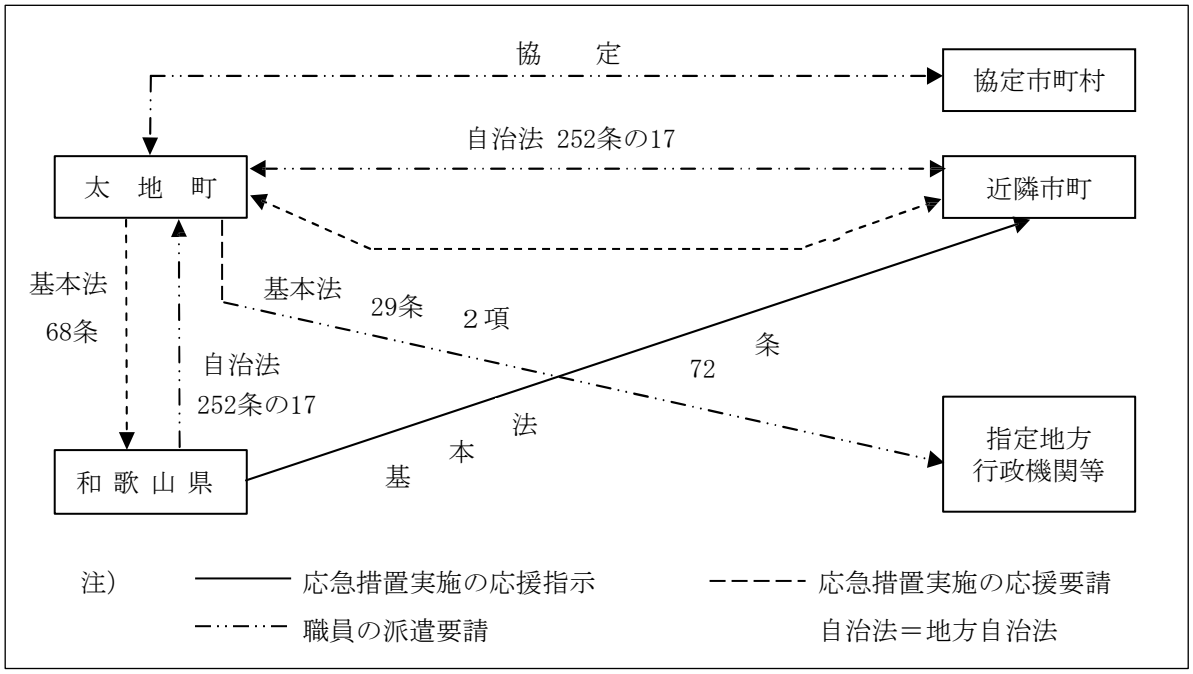

(2)　応援の要請

ア．要請の実施責任者

応援要請を求めるときは、次にあげる場合において総務班が行う。

又、災害の発生により、町及び県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、平成 25 年６月修正災害対策基本法第 78 条の２に基づき、国（指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）は、町に代わって、実施すべき応急措置の全部又は一部を実施しなければならないこととされた。

(ｱ) 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に応急措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができると判断されるとき。

(ｲ) 町域内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助等に著しい支障をきたすおそれがあるとき。

イ．要請方法

応援を要請するときは、災害の状況及び応援を必要とする理由、応援を必要とする期間、応援を希望する人員並びに機材、車両等の概数、応援を希望する区域及び活動内容、その他参考となる事項を記載した文書による。

ただし、緊急を要する場合で文書によることができないときは、ＦＡＸ又は電話により行う。この場合においては事後すみやかに文書を提出する。

ウ．応援の受け入れ体制

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、公共施設、グラウンド、宿泊施設等を指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点としてこれを提供する。

(3) 応援要員の確保

他市町村からの応援要請を受けた場合、直ちに要員を派遣する。ただし、要員の派遣が長期に及ぶ場合には、交代要員を確保し、適宜交代を行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、要員の派遣に当たっては、応援要員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

その他、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援要員等の執行スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(4) 市町村の相互応援

ア．和歌山県下消防広域相互応援協定

町は、平成８年３月１日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努める。

イ．水道災害相互応援対策要綱に基づく協定

町は、平成８年２月 23 日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において異常渇水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努める。

(5) 広域的な応援体制の整備

ア．消防広域応援

大規模災害が発生した場合に、情報を収集した結果、県内の市町村の消防力をもって対応することが困難であると認められる場合には、県知事は、消防組織法第 24 条の３の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請する。

イ．警察広域緊急援助隊の設置

国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地に赴き、直ちに被害情報等の収集、救出・救助、緊急交

通路の確保等にあたる警察広域緊急援助隊を全国都道府県警察に設置している。公安委員会は、被災地を管轄する公安委員会の援助要求により速やかに派遣する。

(6) 広域一時滞在

ア．県内における広域一時滞在

(ｱ) 広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(ｲ) 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県内他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

イ．県外における広域一時滞在

(ｱ) 広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(ｲ) 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

ウ．被災住民に対する情報提供と支援

本町が被災し広域一時滞在が実施された場合、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

本町が広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第２０章　放射性物質事故応急対策計画

〔担当：町（衛生防疫班）、太地町消防団、和歌山県〕

１．計画方針

放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速・的確な応急対策を実施して住民の安全を確保するための対応については、この計画による。

２．計画内容

(1)　対策

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じる。

ア．放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県、町等へ通報する。

イ．　県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関に連絡、通報するとともに、安全規制担当省庁（文部科学省、国土交通省等）と連絡調整を行う。
町は、事故の連絡、通報を受けたときは、関係機関に連絡、通報するとともに、県、消防本部と連絡調整を行う。又、事故に関する情報の収集を図り、県等の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、住民への情報提供等を行う。

第４編　地震・津波災害応急対策計画

第１章　防災組織計画

項　目	担　当
第１節　組織計画	町（全部班）
第２節　動員計画	町（全部班）

第１節　組織計画

〔担当：町（全部班）〕

1. 計画方針

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町内における災害応急対策を実施するため必要のあるときは、本計画の定めるところにより、「太地町災害対策本部」を設置し、防災関係機関との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施する。なお、災害の規模、程度等から本部を設置するに至らない場合は、本計画に定める警戒又は配備体制をもってこれに対処するものとする。

2. 警戒及び配備体制

地震の発生が予想されるとき及び町長が必要と認めるときは、災害対策本部設置以前の体制として、おおむね次の基準による配備につき、地震等の情報収集及びその通報ならびに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期す。

また、震災時には、各職場内が手薄になるため、個人情報・セキュリティ上の観点から、関係者以外立入制限区域の設定を検討する。

(1) 警戒・配備体制の基準

ア．警戒体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり自体の推移によって直ちに招集等の活動ができる体制とする。

(ｱ) 当地方に震度３の地震が発生したとき、又は津波注意報が発令されたとき。

(ｲ) その他町長が必要と認めたとき。

イ．配備体制第１号（災害対策連絡室）

災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推移が困難なとき、又、小規模災害が発生したときで調査、連絡、資材の点検等災害に対する準備を行い、又は小規模災害対策を実施する体制とする。

(ｱ) 当地方に震度４の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたとき。

(ｲ) 町長が必要と認めるとき。

ウ．配備体制第２号(災害対策本部)

相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあり災害に対する警戒、又は応急対策を実施する体制とする。

(ｱ) 当地方に大津波警報が発表されたとき。

(ｲ) 町長が必要と認めたとき。

エ．緊急非常体制（災害対策本部）

大規模の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に町は全力を挙げて防災活動を実施する体制とする。

(ｱ) 当地方に震度５（弱）以上の地震が発生したとき。

(ｲ) 災害救助法の適用をうけるような災害が発生する恐れがあるとき。

(ｳ) 町長が必要と認めたとき。

(2) 警戒体制及び配備体制の担当課室・人数

<table>
<tr><th colspan="3">種　　類</th><th>自主参集の基準</th><th>担当課室名（人数）</th></tr>
<tr><td colspan="3">警　戒　体　制</td><td>大雨警報、洪水警報
波浪警報、津波注意報
地震発生(震度３)、
県の水防配備１号</td><td>副町長、総務課長、産業建設課長、
住民福祉課長、会計管理者、
総務課及び産業建設課の必要人員

（全職員は待機）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配備体制</td><td>第１号</td><td>災害対策連絡室</td><td>暴風警報、高潮警報
津波警報
地震発生（震度４）
県の水防配備２号</td><td>町長、副町長、教育長、総務課長、
産業建設課長、住民福祉課長、
会計管理者、次長、局長、
企画員、副課長、主幹、
総務課及び産業建設課の必要人員

（全職員は待機）</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td rowspan="2">災害対策本部</td><td>大津波警報</td><td>町長、副町長、教育長、総務課長、
産業建設課長、住民福祉課長、
会計管理者、次長、局長、
企画員、副課長、主幹、副主幹、
総務課及び産業建設課の必要人員

（全職員は待機）</td></tr>
<tr><td>緊急非常体制</td><td>震度５(弱)以上
気象等に関する特別警報
（大雨、暴風、高潮、波浪、
暴風雪、大雪）</td><td>全　職　員</td></tr>
</table>

［指　　令］

① 警戒体制、配備体制１号、２号の人員は、状況に応じ職員を増減する。

② 出先機関においても、本庁に準じて警戒、配備その他必要な体制をとらなければならない。

(3) 警戒体制

ア．配置

警戒体制発令基準にあたる警報及び津波注意報が発表されたとき等災害の発生が予想されるときは、町長及び副町長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、会計管理者は協議のうえ、警戒体制をとる。

イ．解除

警報の解除等又は、災害発生の恐れが解消されたと認める場合には、町長及び副町長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、会計管理者は協議のうえ、警戒体制を解除する。

ウ．任務

災害担当長を副町長、副担当長を総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、会計管理者、災害担当課を総務課、産業建設課とし、以下の任務を行う。また、収集した情報は、随時町長に報告するものとする。

(ｱ) 災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。
(ｲ) 防災関係機関との連絡に関すること。
(ｳ) 応急対策の実施に関すること。
(ｴ) その他必要なこと。

(4) 配備体制第１号・第２号

ア．配置

配備体制第１号及び第２号にあたる各警報の発表及び地震が起きたときなど災害の発生が予想されるときは、町長及び副町長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、会計管理者は協議のうえ配備体制をとる。なお配備体制第２号においては、太地町災害対策本部を設置し、町職員は各班を構成して配備体制をとる。

イ．解除

警報の解除等又は災害の発生する恐れが解消されたと認める場合は、町長及び副町長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、会計管理者は協議のうえ配備体制を解除する。

ウ．任務

災害担当長を町長、副担当長に副町長をもってあて、以下の任務を行う。

(ｱ) 災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。
(ｲ) 防災関係機関との連絡に関すること。
(ｳ) 災害危険区域の警戒に関すること。
(ｴ) 応急対策活動の実施に関すること。
(ｵ) その他必要なこと。

(5) 緊急非常体制

ア．配置

夜間・休日等勤務時間外において、町内で震度５（弱）以上の地震が発生した場合又は地震災害が発生した場合には緊急非常体制をとる。

イ．職員の参集

緊急非常体制を取るような地震が発生した場合には、全職員は周囲の安全を確認したうえで、速やかに太地町多目的センターに参集し、配備につくものとする。ただし、職員自ら又は家族・家屋が被災した場合や病気等の理由で直ちに参集できない場合は、その旨を所属班長へ連絡するものとする。

ウ．任務

町は、警戒・配備体制の基準をあらかじめ定め、これにより参集した職員は、災害対策本部を構成する各班を設置し、活動体制を確立する。

3. 太地町災害対策本部

町内において地震災害が発生し、又は発生する恐れがあり、防災活動を必要とする場合、「太地町災害対策本部条例」（昭和 45 年 6 月 25 日条例第 9 号）及び「太地町災害対策本部規則」（昭和 48 年 10 月 25 日規則第 4 号）の定めるところにより、町長は「太地町災害対策本部」（以下、「本部」）を設置する。なお、他に設置されている水防本部等は本部に吸収し、組織の一元化を図る。また、災害が大規模なものとなり、国や県が非常緊急災害現地対策本部又は現地災害対策本部を設置した場合には、連携を十分に保ち、災害対策にあたる。

本部の会議スペースには、気象情報・災害状況などの情報表示スペースや自衛隊・警察・県など外部連携スペースも確保する。

災害対策本部においては、自家発電機を常備し、停電時においても、防災拠点として機能するよう照明を確保する。

(1) 本部の設置基準

ア．町域で震度５弱以上の地震が発生したとき。

イ．町域で大津波警報が発令されたとき。

ウ．救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき。

エ．その他の状況により町長が必要と認めたとき。

(2) 本部の廃止基準

ア．災害発生の恐れが解消したとき。

イ．災害応急対策がおおむね終了したとき。

ウ．その他本部長が必要なしと認めたとき。

(3) 本部の組織及び運営

ア．本部長及び副本部長

(ｱ) 本部長を町長、副本部長を副町長とする。なお、町長が事故や不在時等の非常時については、副町長、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長の順に指揮をとるものとする。

(ｲ) 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、災害応急対策実施上の重要事項について決定する。

イ．本部員

本部員は、会計管理者、課長等（以下本計画 P71 参考）とする。また、本部長及び副本部長とともに、本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議を行う。なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名するものが本部員の職務を代理する。

ウ．本部会議

災害対策本部を設置した場合には、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために、防災活動の基本方針の作成、その他重要な事項を協議・決定する本部会議を町役場庁舎で開催する。本部会議の会議内容はおおむね以下のとおりとする。また、庁舎が被災して使用不可能な場合は、太地町多目的センターを使用する。

(ｱ) 報告事項

① 地震・津波情報及び災害情報

② 配備体制について

ａ．災害対策本部各部の配備体制

ｂ．県の配備体制

ｃ．自衛隊及び公共機関の配備体制

③ 各部措置事項について

④ 被害状況について

⑤ その他

(ｲ) 協議事項

① 応急対策への指示

② 各部間の調整事項

③ 県への自衛隊災害派遣要請依頼の要否

④ 県及び近隣市町村への応援要請の要否

⑤ り災者に対する見舞金品給付の決定

⑥ 次回本部会議開催予定日時の決定

⑦ その他

(4) 編成及び事務分掌

本部は、総合調整室及び各部・各班からなり、室に室長、各部には部長、各班に班長を置く。

特に、発災直後においては、被害状況や避難者の状況によっては一部の部署に業務（応急対策活動）が集中する可能性があることに留意する。

その際、避難指示等の呼びかけを行う者、陸こうの操作にあたる者など防災事務に従事する者については、自身の安全の確保に配慮する。なお、災害の規模によっては、本部長の指示により柔軟な組織対応を行う。

ア．総合調整室

総合調整室長は、本部長の命を受けて当該室の事務を掌理するとともに本部各部門の連絡調整を行う。

イ．各部

各部長は、本部長の命を受け当該部に属する応急対策を掌理し、所属の部員に対して指揮監督を行う。

ウ．各班

各班長は、当該班の分掌事務について上司の命を受け災害応急対策を実施する。

■ 事務分掌

部 室 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
総合調整室 (室 長) 総務課長 会計管理者 総務課副課長 議 会 事務局長	総 務 班 (班 長)	総務課員	1．本部会議に関すること 2．命令決定事項の伝達に関すること 3．職員の動員に関すること 4．緊急議会の招集に関すること 5．消防、水防に関すること 6．災害対策本部その他関係機関との連絡に関すること 7．気象予警報等に関すること 8．自衛隊の派遣要請の依頼に関すること 9．町議会との連絡に関すること 10. 防災行政無線の運用に関すること 11. 庁舎の管理に関すること 12. 応急対策物品の購入に関すること 13. 避難情報の発令、警戒区域の設定に関すること 14. その他、必要なこと
	企 画 班 (班 長)	総務課員	1．広報に関すること 2．町長の特に命じる事項の処理に関すること 3．各種陳情の応接、被災地の慰問に関すること 4．その他、必要なこと 5．高齢者等避難情報の伝達に関すること
	財 務 班 (班 長)	総務課員	1．財務に関すること 2．町有財産の被害状況調査に関すること 3．その他、必要なこと
	調 査 班 (班 長)	総務課員	1．被害状況資料の収集整理に関すること 2．被害状況の国、県への報告に関すること 3．住家等一般被害状況調査に関すること 4．その他、必要なこと
救助部 （部 長） 住民 福祉課長	救助班 （班 長）	住民 福祉課員	1．避難・避難所設置に関すること 2．救出物資器具に関すること 3．負傷者の収容に関すること 4．遺体捜索及び処理に関すること 5．ボランティア活動の総合調整に関すること 6．災害救助法の運用に関すること 7．義援金品、見舞金の受付、配分に関すること 8．本部要員の食料・寝具などの調達に関すること。 9．被災者台帳、行方不明者名簿、遺体処理台帳及び埋葬台帳の作成に関すること。 10. 安否情報の提供に関すること 11. 要配慮者対策に関すること 12. 要配慮者名簿の作成、更新及び活用に関すること 13. 災害救助法の適用申請に関すること 14. その他、必要なこと
	物資調達班 （班 長）	住民 福祉課員	1．衣料、寝具等の日用必需品の確保調達に関すること 2．食料の確保調達及び受領配分支給に関すること 3．主食炊出しに関すること 4．その他、必要なこと
	衛生防疫班 （班 長）	住民 福祉課員	1．伝染病の予防に関すること 2．汚物処理に関すること 3．防疫用薬品の調達に関すること 4．医療品の整備補給に関すること 5．医療救護及び助産に関すること 6．保健所、日本赤十字社その他医療機関に関すること 7．患者、負傷者の救護応急措置及び収容（助産を含む）に関すること。 8．本部要員の健康管理に関すること 9．被災者の心理的被害のケア、その他精神保健福祉に関すること。 10. 応急仮設トイレに関すること 11. し尿の収集・処理に関すること。 12. 一般廃棄物及びがれきの処理に関すること 13. 清掃に関すること 14. その他、必要なこと

部 室 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
施設部 （部長） 産業 建設課長	土木班 （班　長）	産業 建設課員	１．公共施設の応急修理に関すること ２．国、県、町施設の被害状況調査に関すること ３．農業用施設の応急修理及び被害状況調査に関すること ４．土木施設の応急修理及び被害状況調査に関すること ５．応急仮設住宅の建築に関すること ６．輸送に関すること ７．車両の確保及び配車、燃料の調達に関すること ８．緊急通行車両確認証明書に関すること ９．被災建築物応急危険度判定に関すること 10．被災宅地危険度判定に関すること 11．その他、必要なこと
	水道班 （班　長）	産業 建設課員	１．飲料水の確保供給に関すること ２．上下水道施設の応急修理及び被害状況調査に関すること ３．その他、必要なこと
	農林・ 水産物班 （班　長）	産業 建設課員	１．水産物の被害状況調査に関すること ２．水産業関係被害状況調査に関すること ３．農産物の被害状況調査に関すること ４．林業施設等の被害状況調査に関すること ５．商工関係被害状況調査に関すること ６．漁港施設の応急修理及び被害状況調査に関すること ７．その他、必要なこと
教育部 （部　長） 教育長	教育班 （班　長）	教育 委員会員	１．学校教育施設の被害状況調査に関すること ２．社会教育施設の被害状況調査に関すること ３．学用品教科書の調達に関すること ４．臨時の授業、学校の運営に関すること ５．青年会、婦人会等社会教育団体の奉仕活動の要請に関すること ６．学校給食に関すること ７．避難・避難所の設置に関すること ８．幼児・児童・生徒の安全対策に関すること ９．その他、必要なこと
出納部 （部　長） 会計管理者	出納班 （班　長）	出納室員	１．災害応急関係経費の支出に関すること ２．義援金及び見舞金の出納に関すること ３．その他、必要なこと

(5) 各部・班の組織

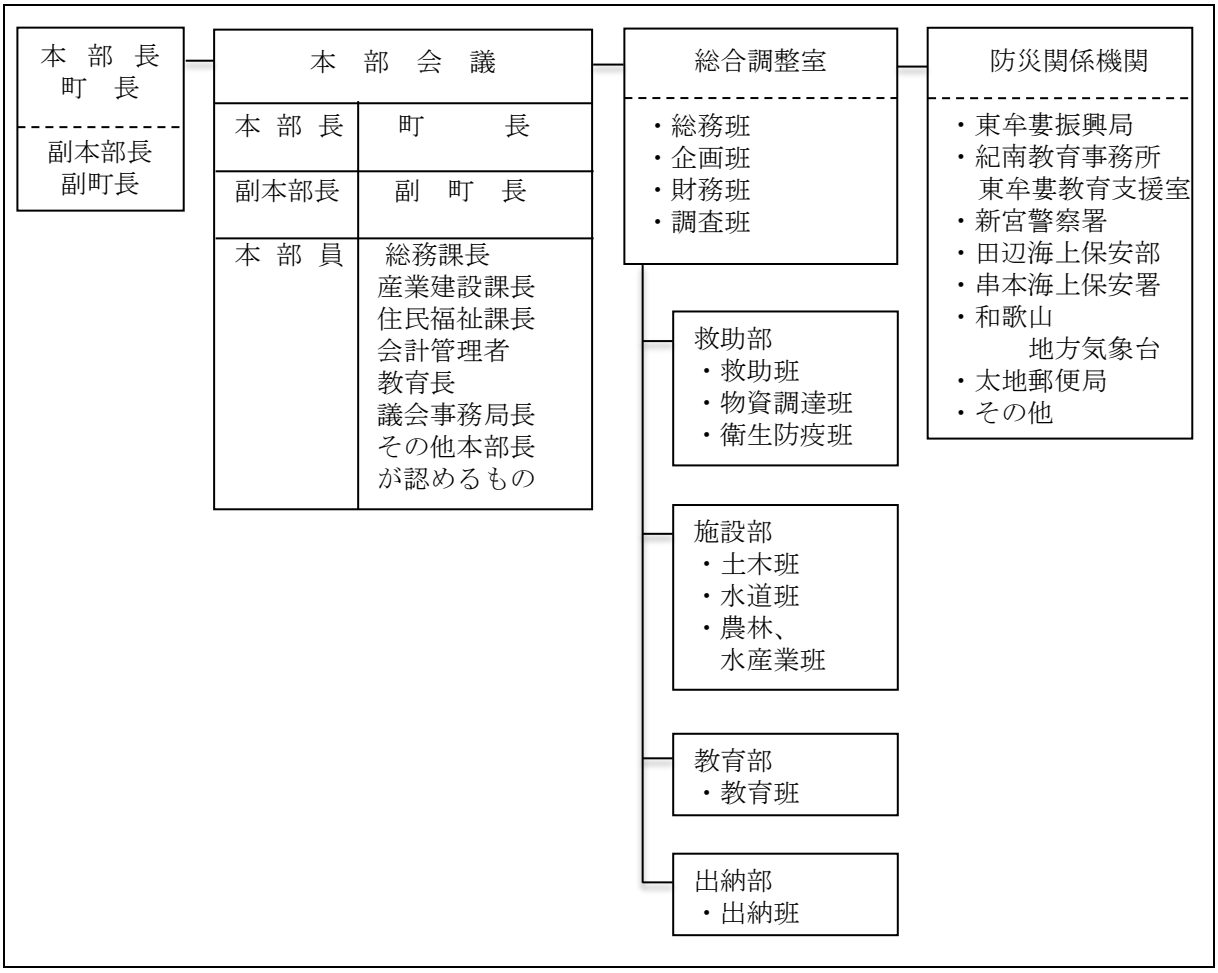

(6) 本部設置・廃止等の通知

本部を設置及び廃止した場合は、本部長はただちにその旨を以下の手法により通知する。また、災害対策本部設置中は、町役場正面玄関に災害対策本部標示板を設置する。

■ 通知先と連絡方法

通知先	通知の方法
町職員	口頭、庁内放送、加入電話、携帯電話、町防災行政無線
一般住民	町防災行政無線、ケーブルテレビ、報道機関、広報車を通じて公表
県災害対策課	県総合防災情報システム、県防災行政無線、加入電話
東牟婁振興局	県総合防災情報システム、県防災行政無線、加入電話、
報道機関	口頭及び文書、加入電話、ファクシミリ
防災関係機関	県総合防災情報システム、加入電話、ファクシミリ、その他迅速な方法

第２節　動員計画

〔担当：町（全部班）〕

1. 計画方針

地震・津波災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他の職員の動員について定める。

2. 動員体制

(1)　動員の対象

ア．警戒体制

町は、警戒体制における参集人員をあらかじめ「職員防災体制編成表」において定めておくものとする。

イ．配備体制

町は、配備体制における参集人員をあらかじめ「職員防災体制編成表」において定めておくものとする。

ウ．災害対策本部設置以後の体制

全職員

エ．緊急非常体制の場合

全職員

(2)　職員の自主参集

ア．自主参集による動員

「職員防災体制編成表」に定められた職員（緊急非常体制にあっては全職員）は、参集基準となる地震・津波予報が発表された場合は、予め指定された参集場所に参集する。

但し津波警報等が発表された場合は、住民への避難の呼びかけ、誘導を実施するとともに、職員自らの避難を優先する。

また、避難場所等においては、各種情報の収集及び伝達、応急対策等必要な防災対策を実施し、津波警報等の解除後、安全の確認を行い参集するものとする。

イ．自主参集の基準

本編第１章第１節防災組織計画「(2)警戒体制及び配備体制の担当課室・人数」による。

(3)　動員の伝達

地震・津波災害が発生した場合、職員は自主参集を原則とするが、確実に必要な人員を動員するため、次の方法により配備体制を伝達する。

ア．動員の方法

総務課長より各課に伝達（災害対策本部が設置された場合は総合調整室長より各部、班に伝達）するとともに、勤務時間内にあっては庁内放送を通じて、勤務時間外にあっては加入電話、携帯電話、防災行政無線、口頭その他の方法により、速やかに伝達を行う。

(ｱ) 勤務時間内の場合

総務課長から各課長に口頭又は電話で伝達するとともに、庁内放送により必要事項を放送する。

(ｲ) 勤務時間外の場合

① 時間外当直員（宿日直員をいう）の措置時間外当直員は、電話等によって総務課長、会計管理者及び各課長へ連絡するとともに、掲示板に掲示するものとする。

② 総務課長の措置

総務課長は、別に定める「職員防災体制編成表」による配備内容を定め各課長に通知する。

③ 各課長の措置

各課長は、総務課長からの配備内容によって、関係職員の動員を行う。

■ 災害情報連絡体制

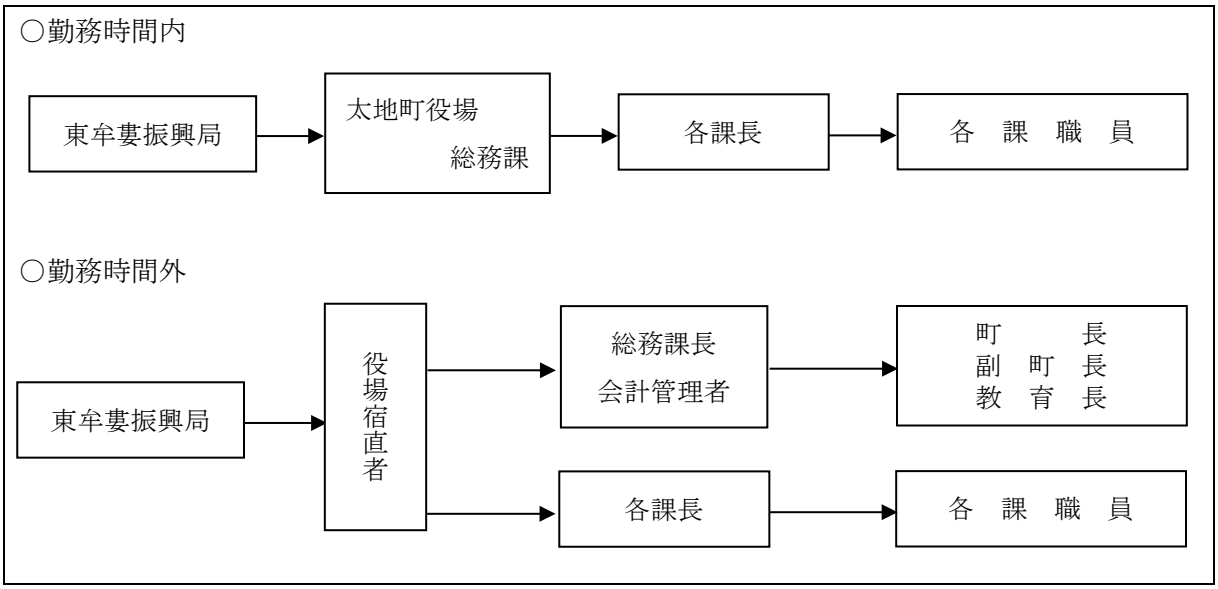

(4)　対策要員の調整

対策要員が不足する場合は、各課長は町長にその旨を申し出るものとする。

町長（災害対策本部設置後は本部長）は職員の応援について要請があれば、その内容を検討し、速やかに裁決するとともに、総務課長（災害対策本部設置後は総合調整室長）に対して要員の動員及び調整の指示を行う。

(5) 参集・動員状況の記録、報告

ア．各課長は、課内の参集・動員状況を記録し、総務課長（災害対策本部設置後は総合調整室長）に報告を行う。

イ．災害対策本部が設置された場合には、総合調整室長は各部の参集・動員状況をとりまとめ、本部会議に提出し、本部長に報告を行う。

(6) 参集時の留意事項

ア．地震を体感したら、即座にテレビ等で震度を確認する。

イ．町防災行政無線や防災わかやまメール、テレビなどで津波予報を確認する。

ウ．地震・津波など災害発生時に職員は迅速な参集に努めるものとする。ただし、地震時においては徒歩・自転車・バイクによる参集を原則とする。

エ．死傷者・火災等に遭遇した場合は、消防機関・警察等に通報連絡するとともに、適切な処置を行うものとする。

オ．交通規制による検問に際した場合には、自己の所属・勤務場所・通行の目的等を告げ、通行許可を求めるものとする。

カ．参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所を統括する者に報告を行うものとする。

被害状況とは、要救出・医療必要部位、家屋・建物倒壊状況、火災、道路等の状況をいう。

(7) 職員防災体制編成表

非常配備及び動員のための「職員防災体制編成表」を、職員に周知徹底するものとする。また、編成表に変更が生じた場合は見直しを速やかに行い、職員に周知する。

第２章　情報計画

項　目	担　当
第１節 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画	町（総務課又は総合調整室）、和歌山県
第２節 被害情報等の収集計画	町（総務課又は総合調整室）、和歌山県、防災関係機関
第３節 災害通信計画	町（総務班）、和歌山県、防災関係機関
第４節 災害広報計画	町（企画班、救助班）

第１節　大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画

〔担当：町（総務課又は総合調整室）、和歌山県〕

1. 計画方針

町の地域に大規模な地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合、防災関係機関は迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、津波警報・注意報・予報、地震及び津波に関する情報、その他災害に関する情報の伝達を行うものとする。

県及び防災関係機関は、情報の最新機器の導入を図り、より迅速かつ的確な情報の伝達に努めるものとする。

2. 基本計画

(1)　大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、津波に関する情報の種類と内容

ア．津波予報区

日本の沿岸は、６６の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。

和歌山県は全域が１つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

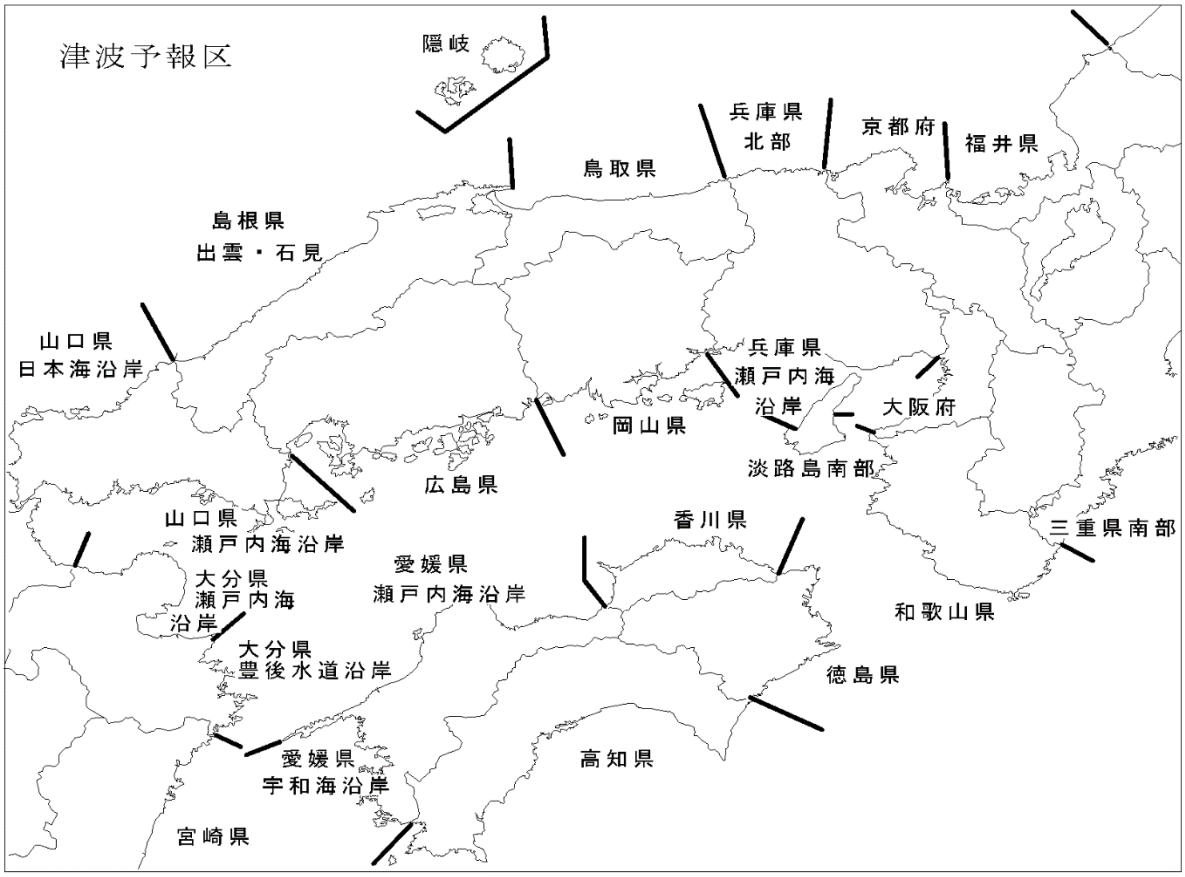

イ．大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報

気象庁は、地震が発生したときは地震の位置や規模を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することは困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられている可能性がある場合は、「予想される津波の高さ」を定性的表現で発表する。「予想される津波の高さ」を定性的表現で発表した場合は、地震発生から約 15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から「予想される津波の高さ」を数値で示した更新報を発表する。

海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を発表する。

■〈津波警報・注意報の種類〉及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予測の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで 3ｍを超える場合。	10m超 （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに沿岸や川沿いから離れ、高台や避難タワーなど安全な場所へ避難してください。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
		10m （5m＜予想高さ≦10m）		
		5m （3m＜予想高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1ｍを超え、3m以下の場合。	3m （1m＜予想高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに沿岸や川沿いから離れ、高台や避難タワーなど安全な場所へ避難してください。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2ｍ以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m （0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人に遠い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。海水浴や磯釣りは危険なので行わないでください。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

※大津波警報：特別警報に位置づける。

ウ．地震情報・津波情報の種類及び発表基準と内容

■〈緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類〉

地震情報の種類	発表基準	内　　容
緊急地震速報（警報）**注１**	地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度５弱以上）が予測される地域及び震度４が予測される地域名［和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の２地域（**※１**）］
震度速度	震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名［和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の２地域（**※２**）］と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度３以上 （津波警報等又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発表場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報等又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

注１：震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合
（緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置付ける）

※１、２：太地町における、緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称は「和歌山県南部」郡名は「東牟婁郡」

■〈津波情報の種類〉

津波情報の種類	発　表　内　容
津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻※３や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表する。 ※３：この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によってはこの時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点での満潮時刻・津波の到達時刻を発表する。
津波観測に関する情報＊１	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報＊２	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の発表時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

＊１：沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

＊２：沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※４）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※４：沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波が
なかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波観測点（平成 27 年４月１日現在）

津波観測点名称	所　在　地
ナチカツウラチョウウラガミ 那智勝浦町 浦 神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
クシモトチョウフクロコウ 串本町 袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
シラハマチョウカタダ 白浜町 堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
ゴボウシハライド 御坊市祓 井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
ワカヤマ 和歌山	和歌山県和歌山市和歌山下津港

エ．津波の予報業務に関する情報の種類と内容（県提供）

県は以下内容について、町及び沿岸消防本部に対して津波予報の提供を行う。

(ｱ) 対象とする区域

■津波予報の対象とする地域等

市町	予報対象区域
太地町	太地 1、太地 2、常渡、森浦

(ｲ) 予報の種類

津波予報の項目は、第一波到達時刻、最大予想津波高、津波浸水域予測及び津波浸水深予測とする。

3. 津波警報・注意報・予報等の通知と伝達

和歌山地方気象台が発表した気象注意報・警報及び県が提供する津波予報は、以下の経路で伝達される。

■ 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達経路

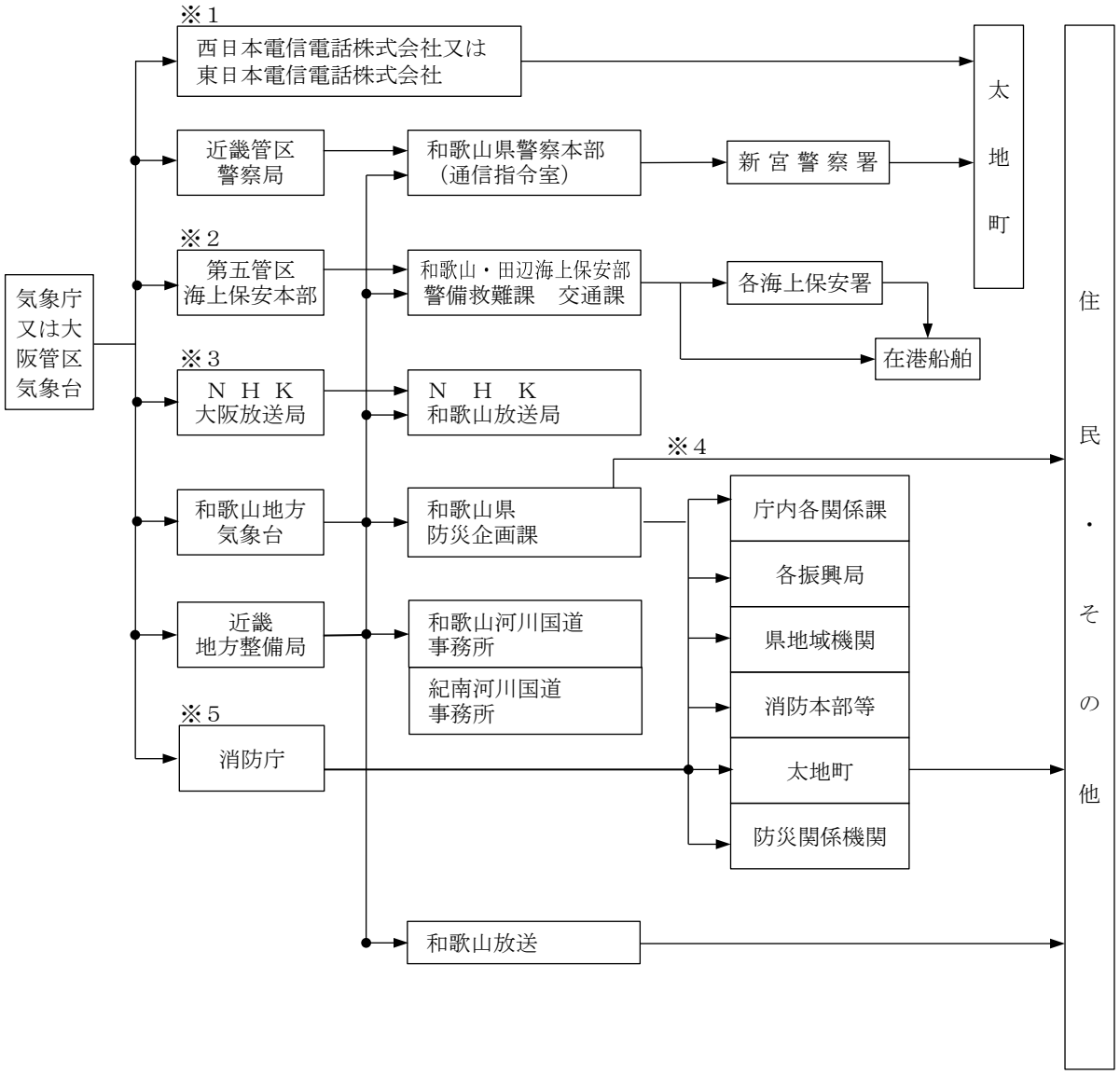

（注）1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
2 ※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
3 ※2は、神戸地方気象台から伝達する。
4 ※3は、ＮＨＫ大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。
5 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。
6 ※5は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により伝達する。
7 和歌山県（防災企画課）から住民への伝達は、津波警報等の発表時のみ行う。
8 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局である。
9 沿岸を有する各警察署とは、和歌山東、和歌山西、和歌山北、海南、有田、湯浅、御坊、田辺、白浜、新宮の各警察署である。

10 気象業務法の規程による通知先は、国土交通省（和歌山河川国道事務所）、警察庁（近畿管区警察局）、海上保安庁（第五管区海上保安本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部）、都道府県（和歌山県）、ＮＴＴ西日本及びＮＨＫ大阪放送局である。

11 各海上保安署とは、和歌山海上保安部からは海南海上保安署、田辺海上保安部からは串本海上保安署である。

■ 津波予報の伝達経路

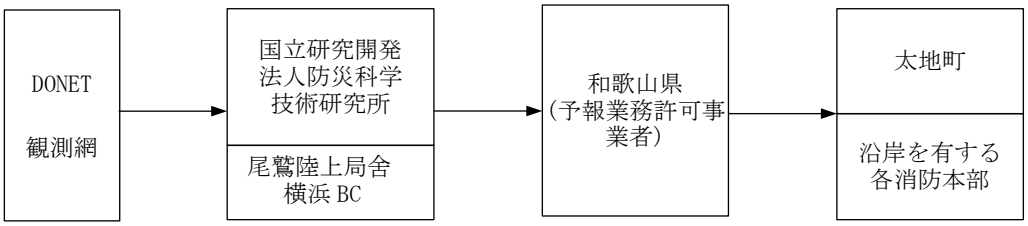

（注）１ 県から町及び各消防本部への情報については、「津波予報システム」による。

２ 沿岸を有する各消防本部とは、和歌山市消防局、海南市消防本部、有田市消防本部、湯浅広川消防組合消防本部、日高広域消防事務組合消防本部、御坊市消防本部、田辺市消防本部、白浜町消防本部、串本町消防本部、那智勝浦町消防本部、新宮市消防本部である。

4. 町長の措置

(1) 住民への周知

県の機関又はその他の機関から予報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を取るとともに、住民、町内の官公署、学校、団体等に対して必要事項の周知徹底を図る。周知方法は、おおむね以下の方法による。

ア．広報車

イ．防災行政無線（個別受信機を含む。）、有線放送

ウ．伝達組織

エ．サイレン等

オ．船舶無線

カ．電話

(2) 関係者との協議

前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

(3) 気象台からの情報入手

和歌山地方気象台から、津波警報・注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により当該予報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

(4)　テレビ・ラジオからの情報入手

県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまで本部は、テレビ・ラジオの放送により、状況を聴取するよう努める。

(5)　県に対する通報

災害発生の恐れがあるような場合において、異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他の方法により、県の機関に対し速やかに必要な情報の通報を行う。

(6)　情報の取扱と災害記録の保存

警報等の受領、伝達、その他の処理に関する取扱責任者を定めるとともに、以後同様な災害の防止・軽減を図るための参考書類を作成し、保存を行う。

(7)　標準サイレン音の統一

防災行政無線から放送される津波警報、津波注意報のサイレン音について、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の標準サイレン音に統一するものとする。

(8)　在港船舶に対する周知

在港船舶に対する周知は、串本海上保安署が行うものとするが、必要に応じて太地町漁業協同組合と協力して、早期避難等の指示を行う。

■ 本庁よりの伝達経路

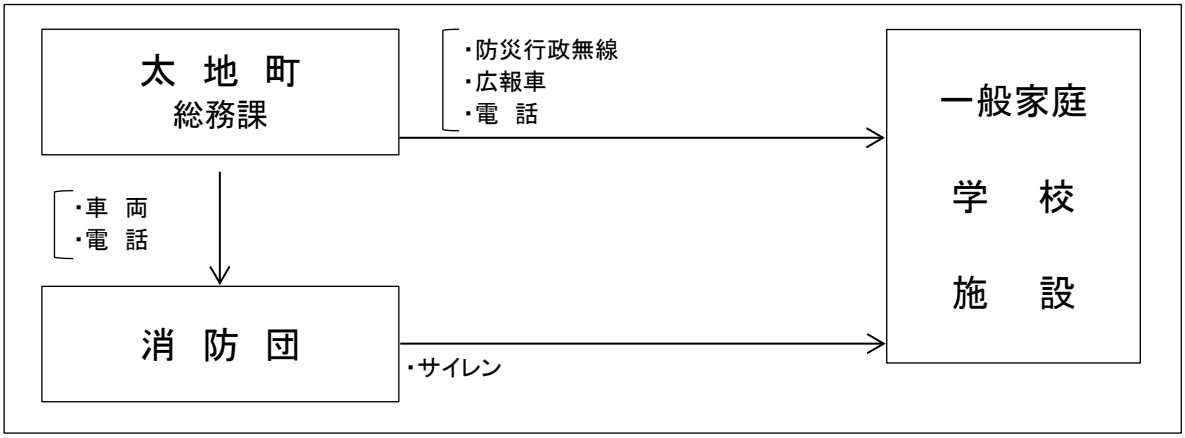

5. 異常現象を発見した者の措置

災害が発生する恐れのある異常現象を発見した者は、以下の方法により関係機関に通報を行うものとする。

(1)　発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が消防、水防に関する場合は消防機関に、また、その他の現象の場合は町長、警察官又は海上保安官に通報する。

(2)　警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに町長及び新宮警察署長に通報する。

(3)　町長の通報

町長は、前記（1）、（2）により異常現象を承知した場合は、速やかに和歌山地方気象台及び災害発生の予想される近隣の市町村長並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

(4)　異常気象の内容

和歌山地方気象台に通報する異常現象は以下によるものとする。

ア．水象に関する事項

津波による異常潮位、異常波浪

イ．地震に関する事項

群発地震（数日間以上に渡り、頻繁に感ずる地震）と災害を伴う大地震

(5)　異常現象の周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、各関係機関はその現象により予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第２節　被害情報等の収集計画

〔担当：町（総務課又は総合調整室）、和歌山県、防災関係機関〕

1. 計画方針

地震災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであり、災害が発生した場合又は、発生が予想される場合には、本部長は速やかに町内の状況を掌握し、総合防災情報システムに入力し県に報告を行う。

2. 計画内容

(1)　被害情報の早期収集

ア．被害の規模を推定するための関連情報の収集

概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集を行う。

イ．119 番通報殺到状況の情報収集

被害規模を早期に把握するため、119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

ウ．画像による被害情報の収集

必要に応じ人工衛星（宇宙航空研究開発機構）、無人航空機等を活用して得られた画像による被害状況の把握を行う。

エ．災害報告責任者

報告責任者は総合調整室長（総務課長）とする。

(2)　災害報告の取扱要領

ア．報告すべき災害

(ｱ) 発生原因

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火災・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する原因により生ずる被害

(ｲ) 報告の基準

以下の基準に該当するものについて報告を行う。

① 災害救助法の適用基準に合致するもの
② 県又は町が災害対策本部を設置したもの
③ 災害が 2 府県以上にまたがるもので、一つの府県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
④ 災害による被害に対して国の特別な財政援助を要するもの
⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に発展する恐れがあるもの

⑥ 地震が発生し、本町の区域内で震度 4 以上を記録したもの

⑦ 災害の発生が県下で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの

⑧ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるもの

イ．災害報告の種類

災害が発生した場合は、まず庁舎内及び周辺の状況等、即座に把握できる事項を一刻も早く、第 1 報として報告するものとする。

(ｱ) 災害速報

災害の状況及びとられつつある措置の概要で、災害の発生を覚知したとき及び県から指示を受けた場合は、ただちに報告を行うものとする。

（資料編 3-01 災害概況即報、資料編 3-02 被害状況即報）

(ｲ) 被害状況報告

災害応急対策及び災害復旧の基礎となる報告で、正確な調査により報告を行うものとする。

（資料編 3-04 被害状況報告）

(3) 災害速報及び被害状況報告要領

ア．災害速報

(ｱ) 災害速報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告する。

(ｲ) 119 番殺到状況については、県のほか、直接国（消防庁）へも報告する。

(ｳ) 本部ならびに防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、災害概況即報（資料編 3-01)、被害状況即報（資料編 3-02）に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告を行う。

(ｴ) 報告にあたっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等によって速報するもので、速報が 2 報以上にわたるときは、先報との関連を十分に保持するため一連番号を付して報告時を明らかにするものとする。

(ｵ) 災害速報事項は、新宮警察署（及び駐在所）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行う。また、本部内では、総合調整室と各部間で十分に連携をとるものとする。

(ｶ) 災害速報は、以下の系統によって迅速に行う。ただし、通信途絶等により被害状況等を東牟婁振興局及び県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告を行う。(基本法第 53 条第 1 項）なお、東牟婁振興局（又は県）と連絡がとれるようになった後は、原則に戻って東牟婁振興局（又は県）に報告する。

■ **防災電話番号**

東牟婁振興局	7-030-370-400
和歌山県統制室	7-030-300-400
和歌山県災害対策課	7-030-300-403

■ 災害速報系統図

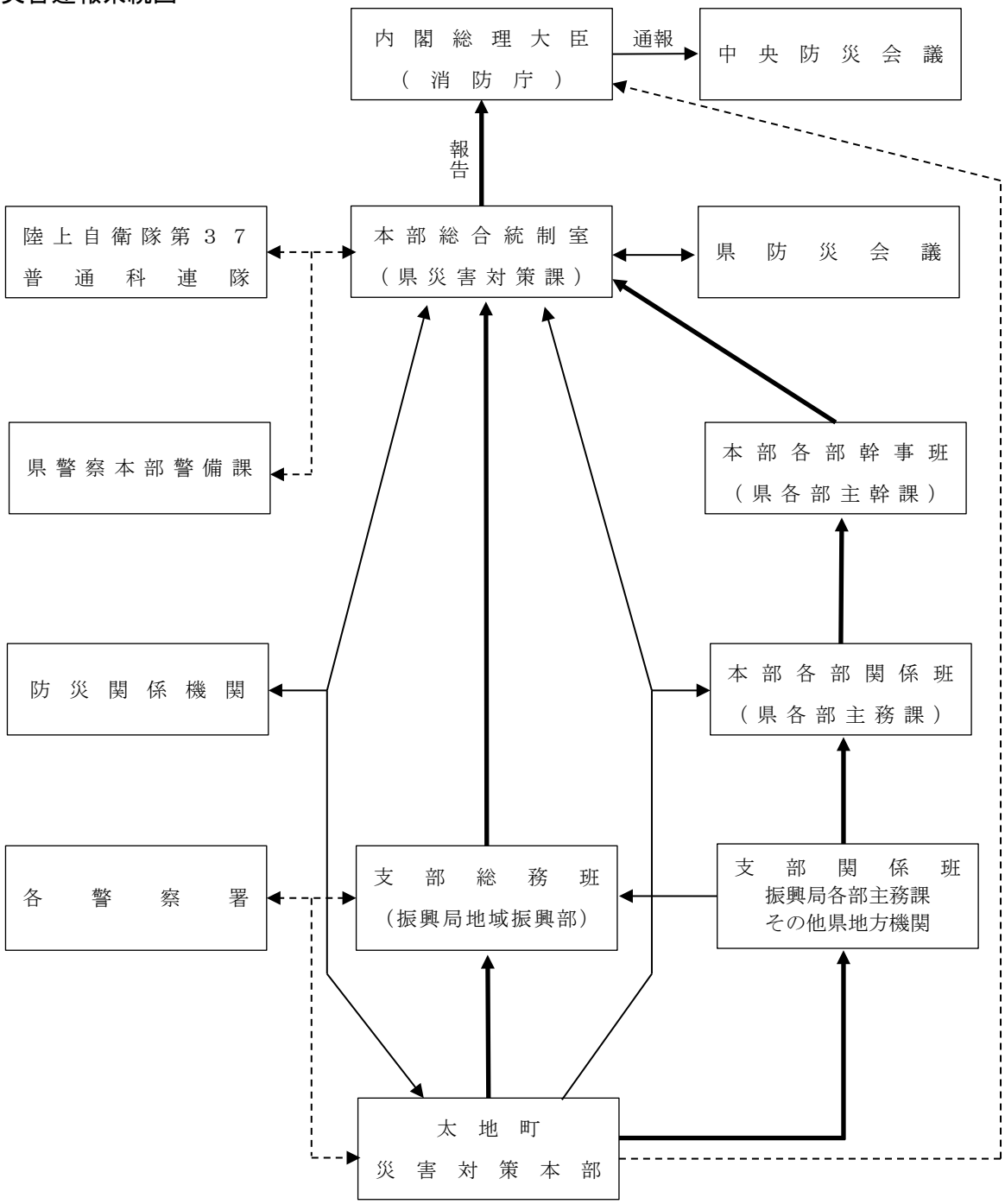

（注）① 通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第５３条第１項）

通常時（消防庁応急対策室）

地域衛星通信ネットワーク　防災電話番号：7-048-500-90-43410 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49033

NTT 回線　電話番号：03-5253-7527 FAX 番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

地域衛星通信ネットワーク　防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49036

NTT 回線　電話番号：03-5253-7777 FAX 番号：03-5253-7553

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

② 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。

③ 支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告すること。

④ 県本部が設置されない場合も上図に準じる。

⑤ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

(4) 被害状況報告

ア．被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を行うが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行うものとする。

イ．被害確定報告は、災害応急対策を終了した後２０日以内に行うものとし、基本法第５３条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第４０条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付するものとする。

ウ．被害状況報告事項は、以下の系統によって行う。

■ 被害状況報告系統図

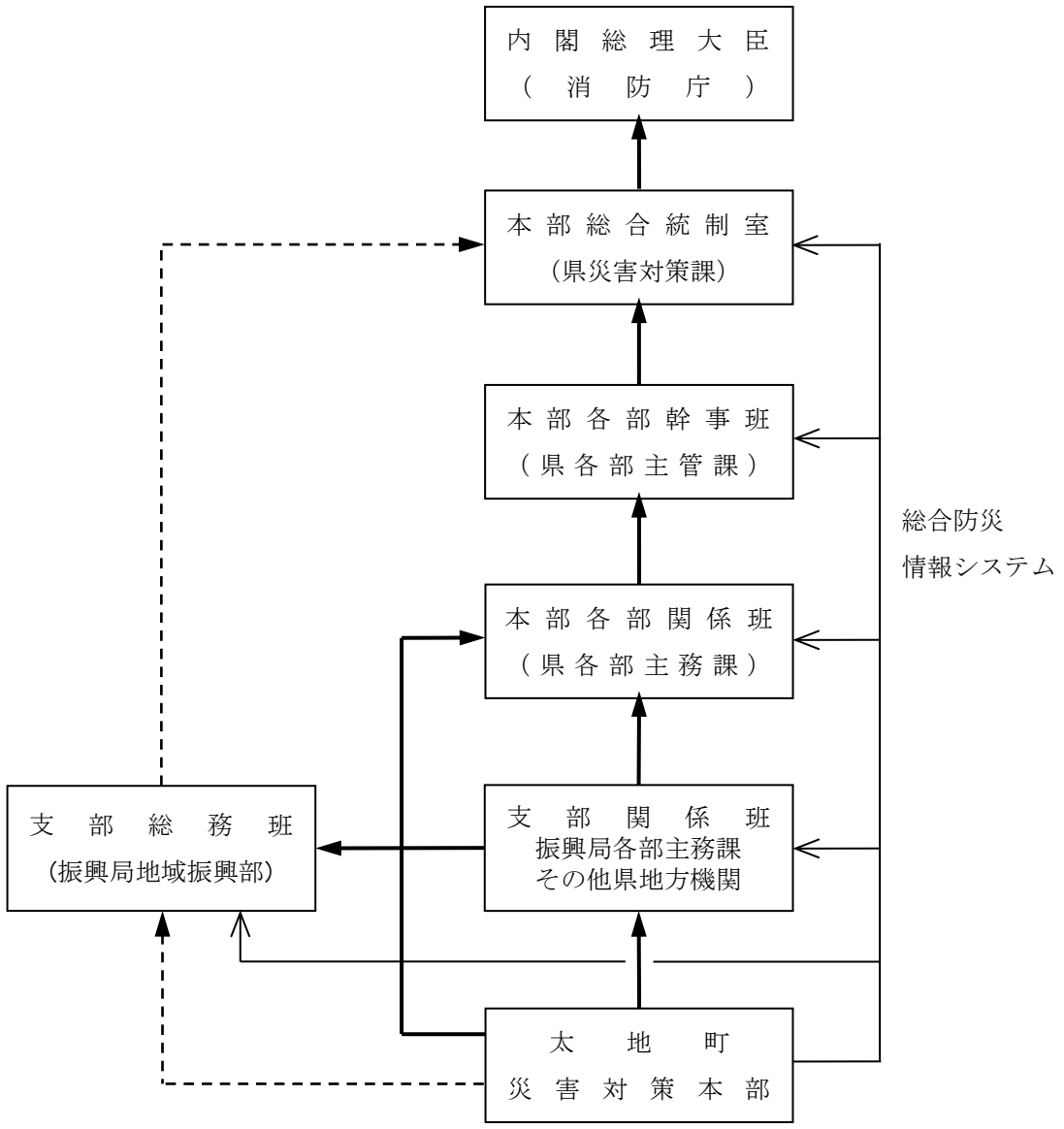

（注） ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。

② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

(5) 被害状況の収集及び調査要領

ア．被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は各町内区長等を通じてただちに報告されるよう体制を整える。

イ．災害が発生したときは、ただちに調査班を派遣して状況等の調査を行う。

ウ．被害調査にあたっては４．被害状況報告書記入要領に示す「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づいて判定を行う。

エ．被害が甚大なために、本部において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは、調査に専門的な技術を必要とするときには、東牟婁振興局に応援を求めて実施する。

オ．状況の収集及び調査については、警察、県機関及びその他の関係機関と十分に連絡をとり、最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表を作成する。

カ．最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

(6) 防災関係機関との情報交換ならびに報告

ア．防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害状況等を収集し、随時県及びその他関係機関に状況を通報する。

イ．本部ならびに防災関係機関は、各種情報の収集について十分連絡協議し、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

■ 被害種別系統表

被　害　区　分	報　　告　　先
人的被害及び住宅等一般	東牟婁振興局健康福祉部
土木関係	東牟婁振興局新宮建設部等
農業関係	東牟婁振興局農業水産振興課
耕地関係	東牟婁振興局農業水産振興課
林業関係	東牟婁振興局林務課
水産関係	東牟婁振興局農業水産振興課
漁港関係	東牟婁振興局新宮建設部等
公共施設関係	東牟婁振興局地域振興部・健康福祉部各課
商工業関係	東牟婁振興局企画産業課
観光関係	東牟婁振興局企画産業課
自然公園関係	東牟婁振興局健康福祉部
衛生関係	新宮保健所
その他	東牟婁振興局地域振興部
災害に対してとられた措置の概要	同　　上

(7)　情報伝達副次経路の設定

災害発生の状況により、通常の情報伝達経路が絶たれた場合は、下記の経路によって応援要請を行う。

■　情報伝達副次経路

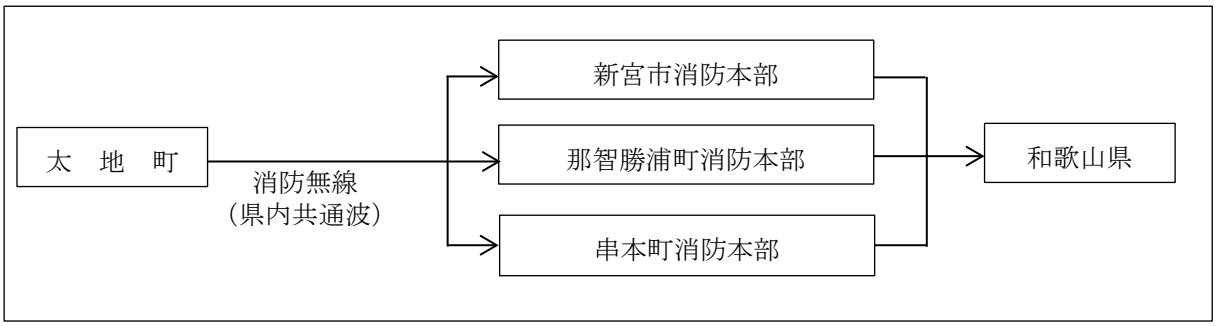

(8)　安否不明者等の情報収集

震災時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動が行えることから、警察本部等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

３．災害速報様式記入要領

(1)　災害状況速報

ア．各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、状況に応じ省略する。

なお、「水道」「電話」及び「電気」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数・停電戸数及び供給停止戸数を記入する。

イ．災害対策本部の設置状況

当該災害に対して、災害対策本部を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入する。

ウ．災害救助法適用市町村名

本町における適用日時を記入する。

エ．備考欄

備考欄には、以下の事項を記入する。

(ｱ) 災害の発生場所

被害を生じた地区名

(ｲ) 災害の発生日時

被害を生じた日時

(ｳ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(ｴ) 応急対策の状況

本部が講じた応急対策について記入する。

(例)

① 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

② 避難情報の発令状況

③ 避難所の設置状況

④ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

⑤ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(ｵ) その他

その他特記事項。なお、本部長が避難情報の発令を行った場合には、その概況。

(2) 災害概況速報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いて報告する。

ア．災害の概況

(ｱ) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地区名）及び日時を記入する。

(ｲ) 災害種別概況

① 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流、高潮等の概況

② 地震については、地震に起因して生ずる津波、火災、液状化、がけ崩れ等の概況

③ 雪害については、降雪の状況ならびになだれ、溢水等の概況

④ その他これらに類する災害の概況

イ．被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際特に人的被害及び住家の被害調査に重点を置くものとする。

ウ．応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入するとともに、本部が講じた応急対策について記入する。

（例）

(ｱ) 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

(ｲ) 避難情報の発令状況

(ｳ) 避難所の設置状況

(ｴ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

(ｵ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

４．被害状況報告書記入要領

(1)　上欄の月日、現在、災害の種類、発生年月日、発生場所について記入し、災害の種類については「本章第２節 2. (2) ア.(ｱ) 発生原因」を参照して記入する。
(2)　報告書区分番号 1～89 の各欄記入については、「被害状況認定及び報告書記入の基準」による。
(3)　各様式については、それぞれ該当するものを記入し、報告する。

■　被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち１月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち１月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 （全壊・流失）	５～７	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 （半壊）	8～10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。

	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文教施設	文教施設	30～33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41 林業用施設、44～50 の土木施設に含まれるもの、87 林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破砕、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交通通信	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43 に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50 に該当するものの被害額をいう。
その他の公共施設	病院	76	51 に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52 に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53 に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営企業、公社） 市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。

その他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54 に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90 の各項に該当しないものをいう。

（資料：県地域防災計画・資料編）

第３節　災害通信計画

〔担当：町（総務班）、和歌山県、防災関係機関〕

1. 計画方針

地震・津波に関する情報等の伝達や災害時における被害情報の収集をはじめ、町、県、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域のり災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

2. 計画内容

(1)　災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡のためには、公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、法律等の規程を充たす場合にはあらゆる通信設備を利用することが可能なため、以下に掲げる方法のうち災害の状況に応じた最も適当なものを選択し、通信連絡を確保するものとする。なお、災害時に利用することが予想される通信設備の設置者との間には、あらかじめ必要な協議を行っておく。

(2)　基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、各関係機関は、基本法第５７条及び第７９条に基づき、以下の方法により通信設備を優先的に利用し、又は使用し、通信連絡を確保することができる。

ア．公衆電気通信設備の優先利用

(ｱ) 災害時優先電話

西日本電信電話株式会社は、あらかじめ各関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害時優先電話として指定している。この指定回線から発信する通話については発信規制による輻輳時でも規制が掛かりにくいため、災害時には発信用回線として使用する。

(ｲ) 非常通話（「１０２」番による電話交換手扱い）

① 震災その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、次に掲げる電話は、非常通話として取り扱われ、他のすべてに先だって最優先的に接続される。

a. 地震もしくは地動の観測の報告、又は予報を内容とする市外通話であって、気象機関相互間において行うもの

b. 津波が発生し、若しくは発生する恐れがある旨の通報又はその警戒若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関（消防機関を含む）相互間において行うもの

c. 災害の予防、又は救援のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、消防機関又は災害救助機関相互間において行うもの

d. 鉄道その他の交通施設（道路等を含む）の災害の予防、又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

e. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

f. 電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの

g. 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、警察機関相互間において行うもの

h. 地震その他の非常事態が発生し又は発生する恐れのあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対し行う、必要な事項を内容とする市外通話であって、地震その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者が、その災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対して行うもの

② 非常通話に利用する加入電話の番号は、あらかじめ西日本電信電話株式会社の承認を受けておく。

③ 非常通話の申し込みに際しては、非常通話の必要な理由を市外交換取扱局に説明する。なお、説明を求められた場合には、非常通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。

(ｳ) 緊急通話（「１０２」番による電話交換手扱い）

① 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、以下に掲げる電話は、緊急通話として取り扱われ、他の一般市外通話に先だって接続される。

a．火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、また、これらの機関相互間において行うもの

② 緊急通話に利用する加入電話の番号は、あらかじめ市外交換取扱局の承認を受けておく。

③ 緊急通話「１０２」番の申し込みに際しては、緊急通話の必要な理由を市外交換取扱局に説明する。なお、説明を求められた場合には、緊急通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。

(ｴ) 非常電報

① 震災その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、以下に掲げる電報は、非常電報として取り扱われ、他のすべての電報に先だって伝送及び配達される。

a. 津波が発生し若しくは発生するおそれがある旨の通報又はその警戒若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とする電報であって、水防機関（消防機関を含む）相互に発受するもの

b. 災害の予防、又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの

c. 鉄道その他の交通施設（道路等を含む）の災害の予防、又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

d. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

e. 電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

f. 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする電報警察機関相互間に発受するもの

g. 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、震災、その他の非常事態が発生し又は発生する恐れのあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係する機関に対し行う、必要な事項を内容とする電報

② 非常電報を発信するときは、電報サービス取扱所の窓口又は「１１５」番に非常電報であることを告げるものとする。

③ 非常電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。

(ｵ) 緊急電報

① 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、以下に掲げる電報は緊急電報として取り扱われ、他のすべての電報に先だって伝送及び配達される。

ａ．火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

ｂ．航空機等の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの

② 緊急電報を発信するときは、電報サービス取扱所の窓口又は「１１５」番に緊急電報であることを告げるものとする。

③ 緊急電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が緊急を要するものであることを証明しなければならない。

イ．有線電気通信法第３条第４項第４号の掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用

災害により町が保有する通信方法を失った場合には、以下に掲げる者が設置する有線、無線設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。

ただし、基本法第５７条による予報の伝達等を行う場合には、あらかじめ協議して定めた手続きにより行うものとする。

(ｱ) 警察事務を行う者
(ｲ) 消防事務を行う者
(ｳ) 水防事務を行う者
(ｴ) 気象業務を行う者
(ｵ) 鉄道事業を行う者
(ｶ) 電気事業を行う者
(ｷ) 自衛隊の任務を行う者

ウ．放送法第２条第３号に規定する放送局の利用

必要に応じて本部は、放送法第２条第３号に規定する放送局と、あらかじめ定めた手続きにより災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求める。

(3) 電波法に基づく非常通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第 52 条及び第 74 条の規定に基づき、次の方法により非常通信の利用を図り、通信連絡を確保する。

ア．非常通信実施の時期

地震、火災、暴動その他非常の事態が発生したとき、又は発生する恐れがある場合において、有線通信の利用ができないか、あるいは利用することが著しく困難な場合に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために実施することができる。

イ．非常通信の内容

人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、又は秩序の維持のための通信等、以下のような通信内容とする。

(ｱ) 人命救助に関する通報
(ｲ) 天災の予報に関する通報
(ｳ) 非常事態が発生した場合の収拾、復旧、交通制限、その他社会秩序の維持のために必要な緊急措置に関する通報

(ｴ) 遭難者の救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
(ｵ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
(ｶ) 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
(ｷ) 非常災害地の救援に関し、太地町災害対策本部が次の機関と発受する緊急な通報
　中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
　地方防災会議会長
　和歌山県災害対策本部長
(ｸ) 電力設備の修理復旧に関する通報
(ｹ) 基本法第 57 条の規定に基づき、町長又は県知事が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特に必要があるもの
(ｺ) 基本法第 79 条の規定に基づき、町長、県知事又は指定行政機関の長が、災害の応急措置を実施するため必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの
(ｻ) その他の通信

ウ．非常通信を利用できる者

(ｱ) 県及び町
(ｲ) 基本法に基づく県及び町の防災会議及び災害対策本部
(ｳ) 日本赤十字社
(ｴ) 消防長会
(ｵ) 関西電力送配電㈱
(ｶ) 鉄道会社
(ｷ) 新聞社、通信社、放送局
(ｸ) 非常通信協議会構成員
(ｹ) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

エ．非常通報の依頼要領

(ｱ) 町内の無線局及び県機関、警察、消防等、最寄りの無線局へ直接行って申し込む。
(ｲ) 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
(ｳ) カタカナ又は通常の文書体で記入する。
(ｴ) 一通の通信文は、なるべく 200 字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算して 200 字以内）で、できるだけ短く簡潔にする。
(ｵ) あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
(ｶ) 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
(ｷ) 発信人の機関名、住所氏名及び電話番号を記入する。
(ｸ) 頼信紙の記事閥又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。
(ｹ) 非常通信を行った場合は、電波法第 80 条に基づき文書で近畿総合通信局長又は総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県総合防災課にも報告書の写しを送付すること。

(4)　通信障害発生時における対応及び協力

通信障害が発生した場合は、通信障害やその状況や原因、通信施設の被害や復旧の情報等を県及び電気通信事業者等の関係機関に共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行うものとする。

また、近畿総合通信局（総務省）は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、県または町からの具体的な要請を待たず、速やかに衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の貸出に努めるものとする。さらに、大規模な震災発生のおそれがある場合、所有する移動電源車の現時点の配備状況等を確認の上、県または町に対して、通信設備等への電力供給を目的とした移動電源車の貸出に努めるものとする。

(5)　町防災行政無線の概要

本町の防災行政無線設置及び機器の状況は「第 2 編第 22 章通信施設整備計画」を参照。

(6)　非常通信経路

非常通信について照会や問合せを行う場合は、和歌山県災害対策課
電話 073－441－2261 へ連絡する。

■　非常通信経路

区間；太地町（総務課）　←→　和歌山県（県災害対策課等）

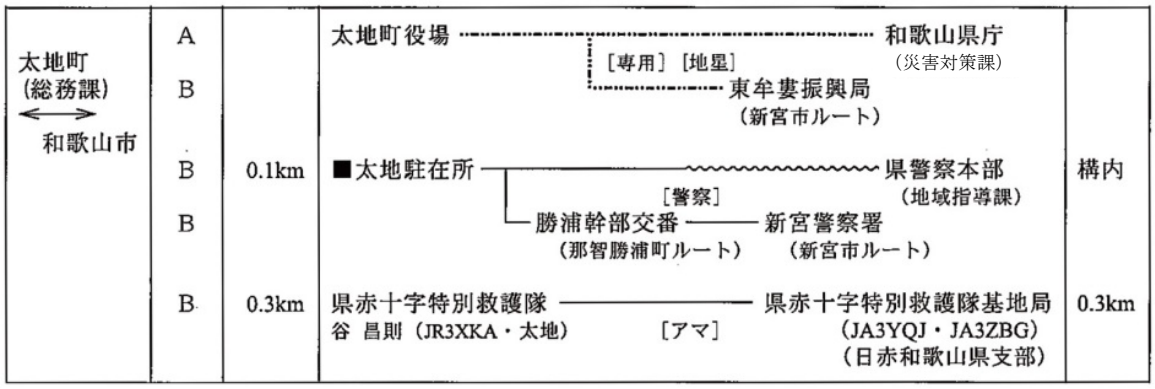

(7)　有線電気通信法第８条第１項の規定による有線電気通信設備の使用

天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、総務大臣は、法令で定める手続きにより、有線電気通信設備の設置者に対して、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の用に供することを求めることができる。

(8)　和歌山県防災情報システムの構成

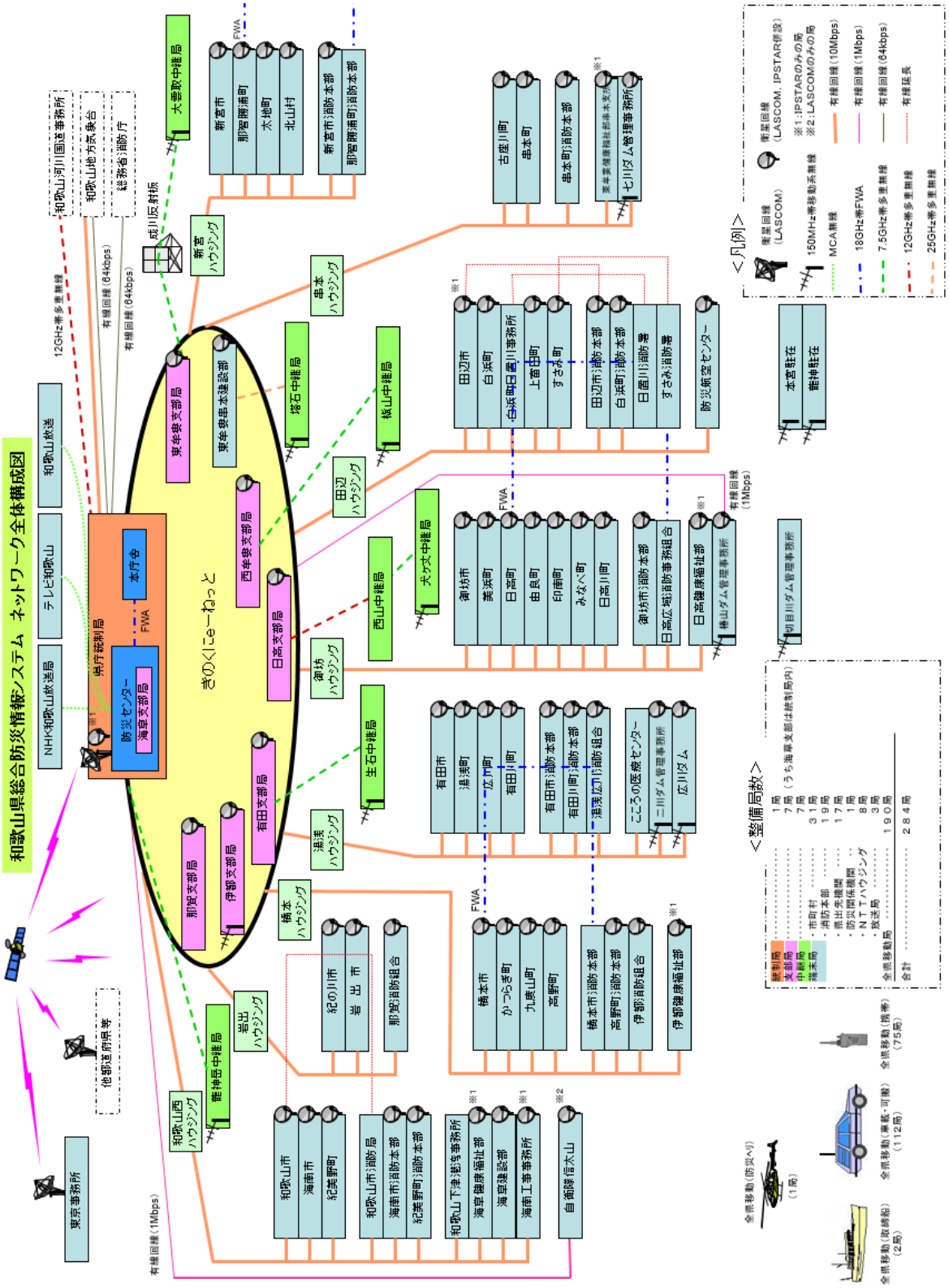

第４節　災害広報計画

〔担当：町（企画班、救助班）〕

1. 計画方針

大地震・津波発生時においては、災害地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、町、県及び防災関係機関は、速やかに正確な広報活動を実施する。また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努める。

2. 計画内容

(1)　本部における広報

ア．広報担当者

地震・津波災害発生時における広報活動は、原則として企画班を通じて行うものとする。

イ．広報資料の収集

広報資料の収集は、「第４編第２章第２節被害情報等の収集計画」に定めるところによるが、さらに、次のことに留意する。

(ｱ) 調査班に写真撮影担当者を置き、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真の撮影を行う。

(ｲ) 本部各班においても災害現場を撮影し、総合調整室に提出するものとする。

(ｳ) 本部各班は、民心安定のため広報資料の提供を積極的に行う。

ウ．広報事項

広報事項は、り災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものとする。

特に、高齢者・障がい者・外国人等の要配慮者に配慮したものでなければならない。

(ｱ) 被害の状況

(ｲ) 気象予警報及び津波地震に関する情報

(ｳ) 二次災害に関する情報

(ｴ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の状況

(ｵ) 医療救護所・避難所の開設状況

(ｶ) り災者の安否に関する情報

(ｷ) 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況

(ｸ) ライフラインの被害及び復旧見通し状況

(ｹ) 主要道路状況

(ｺ) 交通機関の運行状況及び交通規制の実施状況

(ｻ) 住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(ｼ) その他生活情報等必要と認める情報

エ．広報内容

広報内容の主なものは、次のとおりであるが、発災直後から災害状況や応急活動の進捗状況に合わせて情報を広報する。

(ｱ) 地震、津波に関する情報
(ｲ) 被害の状況
(ｳ) 高齢者等避難情報の提供、避難指示、避難先の指示及び避難誘導
(ｴ) 二次災害の危険性
(ｵ) 災害時における住民の心構え
(ｶ) 医療救護所・避難所の開設状況
(ｷ) 被災者の安否に関する情報
(ｸ) 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の状況
(ｹ) 電気、ガス、水道等の供給状況
(ｺ) 災害応急復旧の見通し
(ｻ) 交通規制及び交通機関の運行状況
(ｼ) 要配慮者への支援呼びかけ
(ｽ) 医療機関などの生活関連情報
(ｾ) 義援物資等の取扱い
(ｿ) その他生活情報等必要と認める情報

オ．広報手段

一般住民に対する広報手段は、状況に応じて以下の方法を取る。

なお、報道機関等に対する発表ならびに報道機関からの問い合わせの受け付け及び対応については原則として、企画班を通じて行う。

(ｱ) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関による広報
(ｲ) 有線放送による広報
(ｳ) 防災行政無線（個別受信機を含む。）による広報
(ｴ) 広報車による広報
(ｵ) 防災ヘリコプター等による広報
(ｶ) 広報紙、チラシ、ポスター等の作成
(ｷ) インターネットによる広報
(ｸ) アマチュア無線による伝達

カ．国等の中央機関に対する広報

国等の中央機関に対する広報については、迅速に災害情報及び資料等を提供して、災害の実態を報告する。

キ．報道機関に対する報道要請

町が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として東牟婁振興局を経由して県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。

ただし、県と町と通信途絶等特別の事情がある場合は、町から直接放送局に対し、要請する。放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

ク．氏名公表に関すること

町は、震災時の安否不明者等について、救出・救助活動等に資すると判断する場合は、氏名等を報道機関等に公表する。

ただし、いずれの場合も、DV 等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限がなされている場合は、本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため公表しない。

(2) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に以下の機関は、それぞれの措置をとるとともに、広報事項は本部に連絡するものとする。また、県本部から災害広報資料の貼付を依頼された時は、これに協力するものとする。

ア．日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社、株式会社ＺＴＶ

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連放送番組を編成する。

その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底を行う。

イ．関西電力送配電株式会社和歌山支社

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電事故防止について住民への周知徹底に努める。

ウ．ガス会社等

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、住民への周知徹底に努める。

エ．西日本電信電話株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、住民への周知に努める。

オ．西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内所等に掲示し、かつ報道機関等により、住民への周知を図る。

災害時において、町から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

(3) 災害公聴対策

ア．住民相談窓口の開設

住民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて相談窓口を開設する。

(ｱ) 巡回相談（避難所等）

(ｲ) 電話相談

(ｳ) 専門相談（法律、医療等）

(ｴ) 他機関（県、その他関係機関等）との共同相談
(ｵ) 災害弱者（障がい者、高齢者、外国人等）に対する相談

イ．実施体制

(ｱ) 必要に応じて職員を招集するとともに、他機関、防災ボランティア等の協力を得て電話又は窓口にて住民応対を行う。
(ｲ) 相談窓口を開設した場合は、広報車、防災行政無線、広報紙等を通じて住民に周知を行う。

ウ．要望の処理

(ｱ) 窓口では応急対策の実施状況、被害状況、援護・救援に関する事項等を提供し、被災住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りを行う。
(ｲ) 窓口で聴取した要望等に付いては、速やかに関係機関へ連絡し、早期解決を目指す。
(ｳ) 必要に応じ、県及び関係機関の協力を求める。

(4) 安否情報の提供

地震時等においては、多くの人が家族、親戚、知人等の安否を確認するため、自宅や勤務先等に電話をすることになる。地震等の災害の規模が大きくなればなるほど、安否を確認する人が多くなり、電話の輻輳に加え、回線の切断、電話機器の被災、受話器の外れ等の事態も起こるため、安否確認ができにくくなる。

このため、救助班は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、町が把握する情報に基づき、回答するものとする。

なお、必要に応じて安否問い合わせ窓口を住民相談窓口に合わせて設置し、来庁者の問い合わせへの対応を行う。

第３章　災害防除計画

項　目	担　当
第１節　消防計画	町（総務班）、太地町消防団
第２節　水防計画	町（総務班）、太地町水防団

第１節　消防計画

〔担当：町（総務班）、太地町消防団〕

1．計画方針

この計画は、地震・津波による災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、その鎮圧、被害の拡大防止に努め、町民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

災害等の大きさにより必要がある場合は、町から関係法令の規定に従い県その他防災機関に応援要請を行い、防除活動を実施するものとする。

ただし、大災害等によりやむを得ない場合は、前段の規定に従わず応援要請を行い、確実な防除活動を遂行する。

また、消防団員の安全確保対策のため、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

２．消防組織

消防の組織は、以下のとおりとなっている。

■　太地町消防団組織図

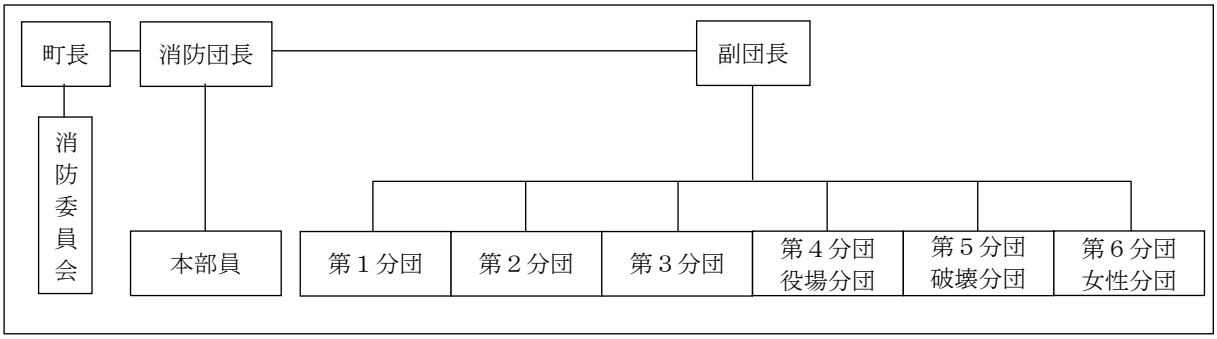

３．計画内容

管内における地震及び津波災害等に対し、太地町消防団が行う活動等について定める。地震及び津波災害が発生した場合、消防団が行う活動は火災の鎮圧、人命救助及び救急活動に重点をおく。

(1) 津波警報等受信時の措置

町内において火災発生に危険のある地震等について伝達を受けた場合は、「第３編第２章第１節気象警報等の伝達計画」に定める系統により伝達するとともに、必要に応じて町長は「火災警報」を発令するものとし、速やかに住民に対して．周知徹底を図る。

ア．津波注意報

(ｱ) 情報の収集

(ｲ) 災害及び緊急のものを除く庁外活動の中止及びその他の必要な措置

イ．津波警報

(ｱ) 消防機関（消防団）への連絡

(ｲ) 沿岸警備及び広報

(ｳ) 情報収集

(ｴ) 必要に応じ、職員招集等

■　消防団伝達系統

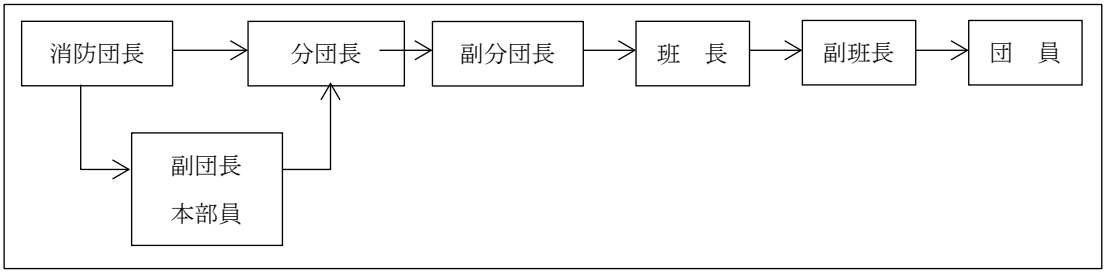

(2)　地震発生時の措置

震度４以上の地震を覚知した場合は、次の事項を実施する。

ア．全無線局の開局、試験

イ．１１９回線等、緊急時使用回線の試験

ウ．必要に応じて非常無線局の開局、試験

エ．庁舎の安全確認及び車庫のシャッター開放

オ．消防車両の安全確保

カ．必要に応じ、職員招集等

(3) 消防団の任務

ア．受持地区又は隣接地区における災害防ぎょ活動

イ．飛火警戒

ウ．避難誘導及び広報

エ．警戒区域の設定及び群衆整理

オ．町長又は消防長の特命による業務

(4) 指揮本部の設置

災害の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防団長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、災害応急対策活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

(5) 消防情報収集及び報告

消防情報の収集及び報告は、「第 4 編第 2 章第 2 節被害情報等の収集計画」、「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日付消防災第 246 号消防庁長官通達）」及び「火災・災害等即報要領について（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号消防庁長官通達）」により、火災即報（資料編 3-59）を用いて行う。「火災・災害等即報要領について」の報告すべき災害の基準は以下のとおりである。

ア．一般基準（原則として、次の人的被害を生じた火災及び事故）

(ｱ) 死者 3 名以上生じたもの。

(ｲ) 死者及び負傷者の合計が 10 名以上生じたもの。

イ．個別基準（上記アの一般基準に該当しなくても、以下に該当するもの）

(ｱ) 建物火災

① 特定防火対象物で死者の発生した火災。

② 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災。

③ 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火対象物で、「適マーク」対象外の部分からの出火を含む）。

④ 建物焼損延面積 3000 ㎡以上の火災。

⑤ 損害額 1 億円以上の火災。

(ｲ) 林野火災

① 焼損面積 10ha 以上の林野火災。

② 空中消火を要請した林野火災。

③ 住家等へ延焼する恐れがある等社会的に影響度が高い林野火災。

ウ．交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの。

エ．その他の火災

その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災。

オ．危険物にかかる事故

危険物にかかる次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの。

(ｱ) 危険物施設の事故

(ｲ) 無許可施設の事故

(ｳ) 危険物運搬中の事故

カ．その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって社会的に影響度が高いと認められるもの。

(6) 応急避難計画

この計画は、危険区域にある町民を安全なる場所に応急的に避難させ、生命、身体の安全を図るため必要な事項を定めるものである。

ア．立退きの勧告、指示の発令

(ｱ) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人命あるいは、身体を保護するため特に必要あると認めるとき本部長は必要と認める区域の町民に対し避難のため立退きを勧告示する。

(ｲ) 立退きの勧告を発令した後、状況が更に悪化した場合や立退きの勧告に従わない残留者に対しては、立退きの指示を行う。

(ｳ) 避難すべき時期が急を要し本部長が勧告、指示するいとまがないと認めるときは災害現場にある消防団長もしくはその委任を受けた上席消防団員等がこれを行う。

(ｴ) 立退きの勧告、指示を発令した場合は、県に報告する。

イ．立退きの勧告、指示の区分

避難のための立退きの勧告、指示は事態に応じ次のとおり区分する。

■ 立退きの勧告の区分

条　　件	・火災が延焼拡大して容易に鎮圧し難く、火災防ぎょ線（道路、空地、河川その他によって災害を防止する線）を決定し、阻止しようとするとき ・大津波警報が発令されたとき ・その他爆発の危険を伴う火災等で特に区域住民の避難を必要とする場合
対　　象	・災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者
伝達内容	(1)勧告者　(2)避難すべき理由　(3)避難すべき場所 (4)避難すべき経路　を伝達する。
伝達方法	広報車、防災行政無線、サイレン、ラジオ放送、口頭等

■ 立退きの指示の区分

条　　件	立退きの勧告の後、状況が更に悪化して避難すべき時期が切迫する場合又は勧告に従わない残留者があるとき
対　　象	立退きの勧告の場合と同じ
伝達内容	立退きの勧告の場合と同じ
伝達方法	マイク・拡声器や口頭による伝達

ウ．避難、誘導の留意点

(ｱ) 避難の指示等は新宮警察署長との協議により相互の意見を調整した後これを行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は臨機の措置によりその旨を新宮警察署長に通知する。

(ｲ) 誘導員は混乱した避難者を鎮静して安全に避難を行うことを第一義とし、したがって過重な携帯品等は状況によって持参せぬよう指導に努める。

(ｳ) 緊急避難の必要が大きい地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

① 要配慮者（幼児・高齢者、病人、身体障がい者、妊産婦等）及びこれらの者に必要な介助者

② 一般住民

③ 防災活動従事者

(ｴ) 最も安全な避難経路を指示するとともに特に危険な箇所については事前に誘導員を配置し避難中の事故を防止する。

(ｵ) 夜間においては可能な限り投光機等の照明器具を使用し、避難方向を照射する。

(ｶ) 財産の保護は避難後においても状況の許す限り最善の方策を講じる。

(7) 広域応援の要請

大規模災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、災害の規模等に応じ、次により迅速かつ的確に広域応援の要請を行う。

ア．消防相互応援協定による要請

町長は、町の保有する消防力のみでは十分な対応ができないと認めるときは、消防組織法第 39 条の規定に基づく協定を締結している市町村の消防長に対し応援を要請する。

イ．県への応援要請

(ｱ) 自らの消防力のみでは対応できないような災害が発生し、緊急の措置をとる必要があるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条の規定により県知事に指示権の発動を要請する。

(ｲ) ヘリコプターの活動が必要と認める場合においては、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ．緊急消防援助隊への応援要請

町長は、被害の状況から町の消防力及び県内の消防隊では十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第 44 条の規定により、速やかに県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。県知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

エ．消防機関の応援出動

消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定及び災害対策基本法第 67 条の規定により、他の市町村から応援を求められたときは、町長は、町域内に発生した災害の防除に災害対策基本法第 67 条及び消防組織法第 21 条の規定による趣旨により、町はその消防責任を果たすため、隣接市町村との間において積極的に応援を行う。従って、この場合の応援区分、費用負担区分等についてあらかじめ協定を結んでおくものとする。

［本町の消防力については「第 2 編第 10 章消防計画」を参照］

■　消防相互応援協定の状況

応援協定の名称	内　容	締結団体名	協定年月日
消防相互応援協定	火災、水災、その他災害	那智勝浦町、太地町	昭和 61 年 3 月 31 日
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	各種災害、救急搬送等	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	平成 8 年 2 月 22 日
和歌山県下消防広域相互応援協定	各種災害	県内全市町村、県内全消防組合	平成 8 年 3 月 1 日
和歌山県内における自動車電話･携帯電話からの 119 番通報接続に関する協定	自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、高野町、花園村、白浜町、中辺路町、大塔村、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、大辺路　消防組合、古座川消防組合、那賀郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	平成 10 年 9 月 1 日

（資料：県地域防災計画・資料編）

4．火災速報記入要領

(1)　火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災 Jr 船舶火災」「航空機火災」及び「その他火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲む。

(2)　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入する。

(3)　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入する。

(4)　その他参考事項

次の火災等の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項をあわせ記入する。

ア．死者 3 人以上生じた火災

(ｱ) 死者を生じた建物等（建物、車両船舶等をいう。以下(ｱ)について同じ。）の概要

① 建物等の用途、構造及び環境

② 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、「適マーク」の有無、防火管理者の有無及びその管理状況ならびに予防査察の経過

(ｲ) 火災の状況

① 発見及び通報の状況

② 避難の状況

イ．建物火災で「本節（3）②イ．個別基準」．のエ）又はオ）に該当する火災

(ｱ) 発見及び通報の状況

(ｲ) 延焼拡大の理由

① 消防事情

② 都市構成

③ 気象条件

④ その他

(ｳ) 焼損地区名及び主な焼損建物の名称

(ｴ) り災者の避難保護の状況

(ｵ) 県及び町の応急対策の状況

ウ．林野火災

(ｱ) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

(ｲ) 林野の植生

(ｳ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(ｴ) 空中消火の実施状況

エ．交通機関の火災

(ｱ) 車両、船舶、航空機等の概要

(ｲ) 焼損状況、焼損程度

オ．その他の火災

(ｱ) 火災の概要

(ｲ) 焼損状況、焼損程度

力．危険物にかかる火災

火災の状況、程度等概要

キ．その他特定の火災

火災の状況、程度等概要

第２節　水防計画

〔担当：町（総務班）、太地町水防団〕

1. 計画方針

水防法第3条の規定に基づき、区域における水防は町がその責任において行う。

地震（津波）により堤防、護岸、陸こう等、河川・海岸等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがあるときの水防上必要な事項を定めるとともに、水防法33条の規定に基づく太地町水防計画を含むものとする。

被害が生じる恐れのあるとき	津波警報が発表されたとき 震度４以上の地震が観測されたとき
水防活動を行う必要があるとき	地震により被害を受け、堤防、護岸等の施設から河川水等の浸水があったとき、又は浸水が予想されるとき

※津波による浸水に備えて行う水防活動：警戒、情報連絡及び収集、漏水及び浸水防止の措置など。ただし、陸こう等の操作に係る余裕時間が無いと判断されたものについて、津波警報（大津波、津波）が発表された場合には当該操作担当者は陸こう等の操作をせず速やかに避難することを原則とする。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

２．計画内容

水防計画の内容は太地町地域防災計画第3編風水害応急対策計画第3章災害防除計画第2節「水防計画」によるものとするが、地震により行う水防活動については以下に定めることとする。

(1) 地震により行う水防活動

地震により堤防、護岸等の河川施設に被害が生じ、又は生じる恐れがあるときで、水防活動を行う必要がある場合には、以下の処置を取る。

ア．水防管理者は、河川、海岸等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民に安全な場所に避難するよう指示又は命令するとともに、その旨を東牟婁振興局に連絡する。

イ．管内の監視、警戒等河川管理者への連絡通報

ウ．水防活動に必要な資器材の点検整備

エ．近隣市町村（水防管理団体）における相互協力及び応援

第４章　り災者救助保護計画

項　目	担　当
第１節　災害救助法の適用計画	町（救助班）
第２節　り災者生活再建支援法の適用計画	町（総務班）、和歌山県
第３節　避難計画	町（総務班、救助班、物資調達班、全部班）、和歌山県、警察関係者、自衛隊、太地町社会福祉協議会、太地町教育委員会、防災関係機関
第４節　食料供給計画	町（物資調達班）、和歌山県
第５節　給水計画	町（衛生防疫班、水道班）
第６節　物資供給計画	町（物資調達班）、和歌山県、和歌山県 LP ガス協会南紀支部
第７節　住宅・宅地対策計画	町（土木班）、和歌山県
第８節　被災建築物・宅地の応急危険度判定計画	町（土木班）、和歌山県
第９節　医療助産計画	町（衛生防疫班、緊急医療班）、医療関係者
第 10 節　り災者救出計画	町（救助班）、太地町消防団、和歌山県、警察関係者、消防・水防機関、自衛隊、太地町社会福祉協議会
第 11 節　住居等の障害物除去計画	町（土木班）、警察関係者、海上保安機関）
第 12 節　災害弔慰金等支給等に関する計画	町（出納班）
第 13 節　遺体捜索処理計画	町（救助班）、警察関係者
第 14 節　災害義援金品配分計画	町（救助班、出納班）
第 15 節　その他り災者保護計画	町（救助班）
第 16 節　物資拠点計画	町（物資調達班）、(社)和歌山県トラック協会

第１節　災害救助法の適用計画

〔担当：町（救助班）〕

1. 計画方針

地震・津波災害時におけるり災者の救助及び保護は本計画によるものとする。なお、救助の実施に必要な救助法の適用基準は、以下のとおりとする。

2. 計画内容

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用基準

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行う。

(2) 災害が発生した場合の適用基準等

ア．全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」）が 30 世帯以上に達したとき。

イ．被害世帯数がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県下の被害世帯数が 1,000 世帯以上の場合は、15 世帯以上に達したとき。

ウ．被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広範囲にわたり、県下の被害世帯数が 5,000 世帯に達したとき。

エ．当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）

オ．本町がア～エの基準に該当しないが、次の各号の一つに該当し、県知事において特に救助実施する必要があると認めた場合。

(ｱ) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

(ｲ) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ．住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流出）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住する事ができない状態となった世帯は、3 世帯をもってそれぞれ住家が滅失した 1 世帯とみなす。

(3) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別・地域条件、その他の状況によって県知事が必要と認める範囲において実施する。

ア．避難所の設置

イ．応急仮設住宅の供与

ウ．炊出しその他による食品の給与

エ．飲料水の供給

オ．被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

カ．医療
キ．助産
ク．被災者の救出
ケ．被災した住宅の応急修理
コ．学用品の給与
サ．埋葬
シ．死体の捜索
ス．死体の処理
セ．障害物の除去
タ．輸送費及び賃金職員等雇上費
チ．実費弁償

・資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第２節　被災者生活再建支援法の適用計画

〔担当：町（総務班）、和歌山県〕

1. 計画方針

地震・津波等の自然災害時におけるり災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。り災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）に全部委託、又法人から本町へ一部委託され、実施するものとする。

支援法の適用基準等は、次のとおりである。

2. 計画内容

(1)　適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。（被害については、火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア．災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ．10 世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ．100 世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ．ア又はイの市町村を含む都道府県内にあって、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口１０万人未満のものに限る）における自然災害

オ．ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満のものに限る）における自然災害

カ．ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合における市町村（人口１０万人未満のものに限る）で、５世帯（人口５万人未満の市町村にあっては２世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

(2)　対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯。

ア．住宅が全壊した世帯

イ．住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ．災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

エ．住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ．住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準［「災害の認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知」］等により、町が実施する。

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。（中規模半壊は、加算支援金のみ）

ア．基礎支援金

住宅の被害程度	全壊	住宅解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
複数（２人以上）の世帯	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円	－
単数世帯	７５万円	７５万円	７５万円	３７万５０００円	－

イ．加算支援金

住宅再建の方法		建設・購入	補　修	賃　　借 （公営住宅を除く。）
全壊 解体 長期避難 大規模半壊	複数（２人以上）の世帯	２００万円	１００万円	５０万円
	単数世帯	１５０万円	７５万円	３７万５０００円
中規模半壊	複数（２人以上）の世帯	１００万円	５０万円	２５万円
	単数世帯	７５万円	３７万５０００円	１８万７５００円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００万円（又は１００万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）。

(5) 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を町担当窓口へ提出することが必要。（申請期間は、基礎支援金の場合は災害発生日から１３月以内、加算金の場合は災害発生日から３７月以内）

ア．被災者生活再建支援金支給申請書

イ．り災証明書

町は、世帯主（被災者）の居住する住宅が、当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ、り災証明書を発行する。

また、解体として申請する場合には、解体証明書等が必要となる。

ウ．住民票

住民票は被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要となる。

※ア.の申請書に、マイナンバーを記入した場合は添付不要

エ．預金通帳の写し

申請者は、銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるものを用意する。

オ．住宅の建設・購入、補修又は賃借を確認できる契約書等の写し

(6)　実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、財団法人都道府県センターが、平成１１年２月８日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。支援金は、当該基金への都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を町で受け付け、県を経由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

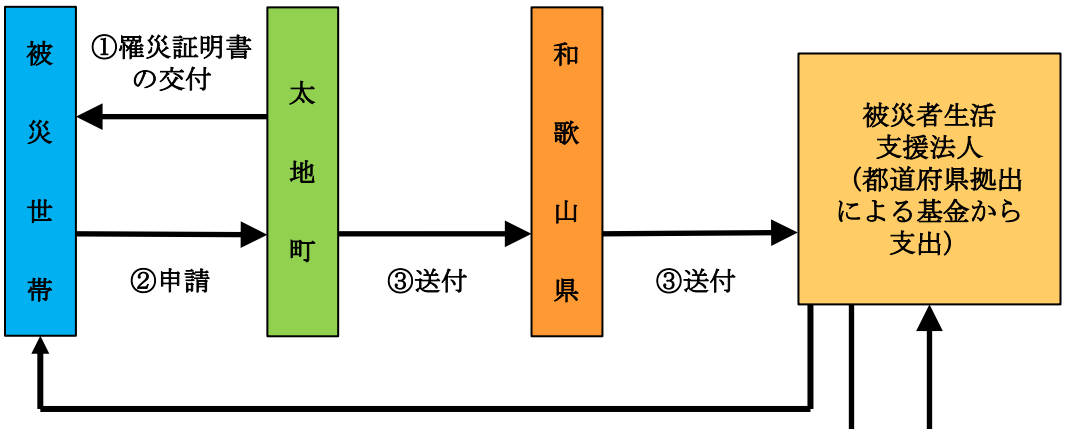

＜申請期間＞

①基礎支援金：災害発生から１３か月以内
②加算支援金：災害発生から３７か月以内

＜申請に必要な書面＞

・支援金支給申請書
・住民票等
・罹災証明所等
・預金通帳の写し
・その他関係書類
　契約書（住宅の購入・補修、借家の賃貸借　等）

(7) 町の事務体制

町が実施する事務は以下の通りである。

・制度の周知（広報）

◎住宅の被害認定

◎り災証明書等必要書類の発行

◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

◎支給申請書の受付・確認等

◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付

○支援金の返還に係る請求書の交付

○加算金の納付に係る請求書の交付

○延滞金の納付に係る請求書の交付

○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

・その他上記に係る付帯事務

※「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

(8) その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき行うものとする。

第３節　避難計画

〔担当：町（総務班、救助班、物資調達班、全部班）、和歌山県、警察関係者、自衛隊、太地町社会福祉協議会、太地町教育委員会、防災関係機関〕

1. 計画方針

震災のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示等及び避難所の開設ならびに収容保護は本計画によるものとする。

町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する。このため、避難情報の発令のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階での避難行動を開始することを求める高齢者等避難情報の伝達を行うものとする。

注）これまで使われていた「災害時要援護者」のかわりに平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

2. 計画内容

(1)　実施者

避難のための高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の避難情報発令及び避難所の開設並びに避難所への収容保護等は次の者が行う。

区分	対象災害	実施責任者	適用法等
高齢者等避難	災害全般について	町長	基本法第 56 条第２項
避難指示	洪水について	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条
		水防管理者	水防法第 29 条
	地すべりについて	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
	災害全般について	町長	基本法第 60 条第１項
		知事	基本法第 60 条第６項
		警察官	警察官職務執行法第４条
			基本法第 61 条第１項
		自衛官	災害派遣
			自衛隊法第 94 条
		海上保安官	基本法第 61 条第１項

区分	対象災害	実施責任者	適用法等
緊急安全確保	災害全般について	町長	基本法第 60 条第３項
		知事	基本法第 60 条第６項
		警察官	警察官職務執行法第４条
			基本法第 61 条第１項
		自衛官	災害派遣
			自衛隊法第 94 条
		海上保安官	基本法第 61 条第１項
警戒区域の設定	災害全般について	町長またはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	基本法第 63 条第１項
		警察官	基本法第 63 条第２項
		海上保安官	基本法第 63 条第２項
		自衛官	基本法第 63 条第３項
		知事	基本法第 73 条
	火災について	消防本部員・消防団員	消防法第 28 条
		警察官	消防法第 28 条第２項
	水災について	消防本部員・消防団員	水防法第 21 条
		警察官	水防法第 21 条第２項
	火災・水災以外について	消防本部員・消防団員	消防法第 36 条
		警察官	消防法第 36 条
避難所の開設、収容	災害全般について	町長	―

(2) 避難情報の発令

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により避難情報を発令するものとする。

なお、町は、避難のための立ち退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での避難等の緊急安全確保を指示するものとする。（地すべりの場合は屋内避難による安全確保は行わない。）

また、町は県に対し高齢者等避難・避難指示及び緊急安全確保について、技術的な助言を求める。

ア．地震一般についての指示等

(ｱ) 町長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難所への避難を求めるものとする。

(ｲ) 町長は、災害対策基本法に基づき、避難のための立ち退きを指示し、必要と認めるときはその立ち退き先を指示するものとし、これらについて速やかに県知事に報告する。

(ｳ) この場合において町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(ｴ) 当該災害による被害が甚大で、町がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合は、町が実施すべき措置の全部又は一部を県が代行する。

(ｵ) 町は、震災時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発令ができるよう具体的な発令判断基準を定め、「太地町避難情報の判断・伝達マニュアル」を策定しており、これを用いて避難情報を発令するものとする。

また、避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

なお、「太地町避難情報の判断・伝達マニュアル」については、定期的な更新に努めるものとする。

イ．津 波

(ｱ) 強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町長は、必要と認める場合、住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。

(ｲ) 地震発生後、津波警報が発せられたときには、町長は、住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。

ウ．南海トラフ地震に関連する情報発表時

「南海トラフ地震臨時情報」が発せられたときは、南海トラフの大地震等が発生する可能性があることを考慮し、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、情報内容に応じて早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難情報を提供する。

(3) 避難情報の基準

地震・津波災害の避難情報の基準及び住民に求める行動は、以下である。

■ 津波に対する避難指示等の判断基準

区分	津波
対象地域	（津波浸水想定区域の地区） 暖海　水ノ浦　寄子路　新屋敷　小東　大東　常渡　森浦　夏山 （津波浸水想定区域外の地区） 平見
避難指示	（津波避難対策区域） ① 強い地震（震度 4 程度以上若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ② 津波警報を覚知したとき ③ 注意報が発令された場合は沿岸付近

※　遠地津波(海外で大規模噴火が発生した場合も含む)の場合は、避難に猶予があるため高齢者等避難や避難指示等を発令することも検討する。

海岸、堤防等の海側に居る者（海水浴客、漁港関係者等）を対象とし、状況により避難指示を発令する。

(4)　避難情報の伝達

避難情報の発令は本計画「第 3 編第 2 章第 1 節気象警報等の伝達計画」及び「太地町避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、最も迅速な方法をもって行う。また、避難の誘導は救助班が中心となって行い、避難情報を確実に周知し、避難の誘導を行う。

特に要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達、要配慮者情報の共有には配慮する。

(5)　避難の方法

ア．第 1 次避難（事前避難）

災害の発生が事前に予測される場合は、あらかじめ高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、女性等の避難行動要支援者を優先して避難させるものとする。

イ．第 2 次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまが無いときは、緊急避難を行うものとする。緊急避難の場合は緊急避難指令が発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

ウ．避難行動

避難は原則として避難者各自が行い、自主判断により縁故関係先又は町があらかじめ定める津波避難タワー、指定緊急避難場所・指定避難所（地震・津波）に避難するよう周知し、必要に応じて関係機関の車両等を利用する。

エ．避難方法の周知

避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ．その他

避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

(6) 避難誘導

ア．住民の避難誘導

住民等の避難誘導は、町職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ区長会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとする。

イ．避難誘導体制の周知

町は、避難情報について必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、消防団等の協力を得つつ、地震・津波災害について避難すべき区域や判断基準、伝達方法を適切に判断する。また、日頃から避難場所や避難路と併せて住民への避難誘導に関する情報の周知徹底に努めるものとする。

ウ．避難行動要支援者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。また、避難行動要支援者名簿等に記載された情報は、要支援者に関する極めて秘匿性の高い情報を含むものであるため、情報の提供を受けた者は名簿情報に係る秘密保持を徹底するよう措置を講じるものとする。

エ．避難誘導に従事する者の安全確保

住民の避難の誘導に従事する者は、地域の津波到達時間と退避必要時間を考慮し、あらかじめ退避開始時刻を定めるなど、自らの命を守る行動を第一に考えることを周知徹底し、安全の確保を図るものとする。

(7) 収容対象者

避難所へは以下の者を収容する。

ア．避難命令が発せられた場合又は緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者。

イ．住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水、（破壊、消防による全・半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

(8) 避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容ならびに被災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、町独自の応急対策として本部長が開設する。

なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、町単独の場合についても本計画に準ずるものとする。

ア．危険区域と避難立ち退き先の指定

本部長はそれぞれの地区の実情、災害の種類等を十分検討のうえ危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議のうえ避難場所及び避難施設をあらかじめ選定しておき、避難施設相互の連絡方法を確保しておく。

［本町の避難施設及び避難場所は、「第 2 編　第 33 章　避難収容体制の確立」を参照］

イ．設置の方法

(ｱ) 既存建物の利用

学校、公民館、集会所、神社の社務所、寺院の本堂、工場・倉庫、旅館・ホテル（福祉避難所として、又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、町が必要な場合、又は指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合に借り上げて設置)、福祉施設（福祉避難所として）等

(ｲ) 野外仮設の利用

仮設物等を仮設、テントを借り上げ設置

ウ．避難所の設置報告及び収容状況報告

本部長は、避難所を設置した場合には、ただちに避難所開設状況を県本部（総合統制室）に報告する。報告事項は、おおむね以下のとおりとする。

(ｱ) 避難所名、開設の日時ならびに場所

(ｲ) 箇所数及び収容人員（避難所別）

(ｳ) 開設期間

本部は、避難所開設状況を公表するものとする。

なお、各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として町職員）を定めておく。

エ．避難所の開設の方法

本部長はそれぞれの地区の実情、災害の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所をあらかじめ選定しておく。

(ｱ) 避難所を開設するときには、速やかに避難所の施設管理者へ連絡する。

(ｲ) 避難所開設の実務は、救助部が担当する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者又は最初に到着した職員が実施する。

(ｳ) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県本部救助班に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

① 避難所開設の日時及び場所

② 箇所数及び収容人員（避難所別）

③ 開設期間の見込み

オ．収容期間

災害の発生した日から７日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を、東牟婁振興局を経由して県知事に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等でどうしても７日間の期間内に避難所を閉鎖することができない場合は、本部長は東牟婁振興局を経由して、以下の事項を明示して、事前に県知事に開設期間の延長を要請し、本部長が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う。

（救助に関する期間延長については、全ての項目で共通。）

(ｱ) 実施期間内により難い理由

(ｲ) 必要とする救助の実施期間

(ｳ) 期間延長を必要とする地域、救助対象者数

(ｴ) その他必要事項

カ．福祉避難所の開設

町長は、自宅等で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定する福祉避難所を開設する。

キ．避難所設置のための費用

(ｱ) 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費はおおむね以下のとおりである。

区　　分	例　　示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資材の運搬等避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備品費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等直接被災者の処遇に必要な経費

区　　分	例　　示
建物器物等使用謝金借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光熱水費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛生管理費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹸等）
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

（ｲ）所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、町において確保する。

ただし、現場において確保出来ないときは、東牟婁振興局に物資確保について要請する。

(9) 避難所の運営

ア．避難所の運営に当たっては、太地町避難所運営マニュアルに定める避難所の運営基準等により避難所の運営を行う。また、避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努めるものとする。

イ．本部長は避難所の運営について、避難所ごとに管理責任者を定め、区域内の住民と協力して、避難所の円滑な運営に努める。

ウ．自主防災組織等は、避難所の運営に対し町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

エ．避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとする。

オ．避難所を設置した場合には、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊出し等を行うものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するものとする。

カ．避難所内の治安を保つため必要に応じて警察と連携を図り、パトロール隊による巡回活動を実施する。

キ．避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方、性的少数者及び子供の視点等に配慮するものとする。

ク．避難所の生活において、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保するとともに、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。

ケ．避難生活が長期化する場合は、必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、プライバシー確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

コ．なお、やむを得ず避難所以外の場所に避難する被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

サ．新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進するものとする。

シ．平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。

(10) 訓練の実施

町は、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施するものとする。

(11) 避難者の他地区への移送

避難所開設後、大雨等による土砂災害危険、危険物等施設における火災・有毒ガス漏洩危険その他により、町長が危険と判断した場合は他地区の避難所を選定し、当該避難所の被災者を他地区の避難所へ移送する。

このほか、町長は、以下に示すように被災者の他地区への移送、広域一時滞在の受入れ要請及び他市町村からの被災者受入れを行う。

ア．避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、町保有の車両又は借上げ車両により移送する。移送を行うにあたっては新宮警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。

イ．被災地域が広域にわたっており、町の地域内で予定した避難所が使用できなくなった場合は、他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地又は隣接府県）への受入れ、広域一時滞在及び移送について、県知事（災害対策本部）に要請する。

ウ．他市町村に避難所又は広域一時滞在施設を開設するにあたっては、本部職員のうちから避難管理者を定めて当該市町村へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

エ．県知事から他市町村の避難者を受入れるための避難所又は広域一時滞在施設の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、ただちに避難所又は広域一時滞在施設の選定・開設を進め、受入れ体制を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所又は広域一時滞在施設の運営に協力する。

(12) その他必要とする事項

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、以下の関係書類を整理保存するものとする。

ア．避難者リスト
イ．救助実施記録日計票
ウ．避難所収容台帳名簿（資料編 3-43）
エ．避難所用物品費受払簿（資料編 3-44）
オ．避難所設置及び収容状況（資料編 3-27）
カ．避難所設置に要した支払証拠書類
キ．避難所設置に要した物品費受払証拠書類
ク．避難所における避難行動要支援者名簿

■ 震災発生時の時系列避難方法

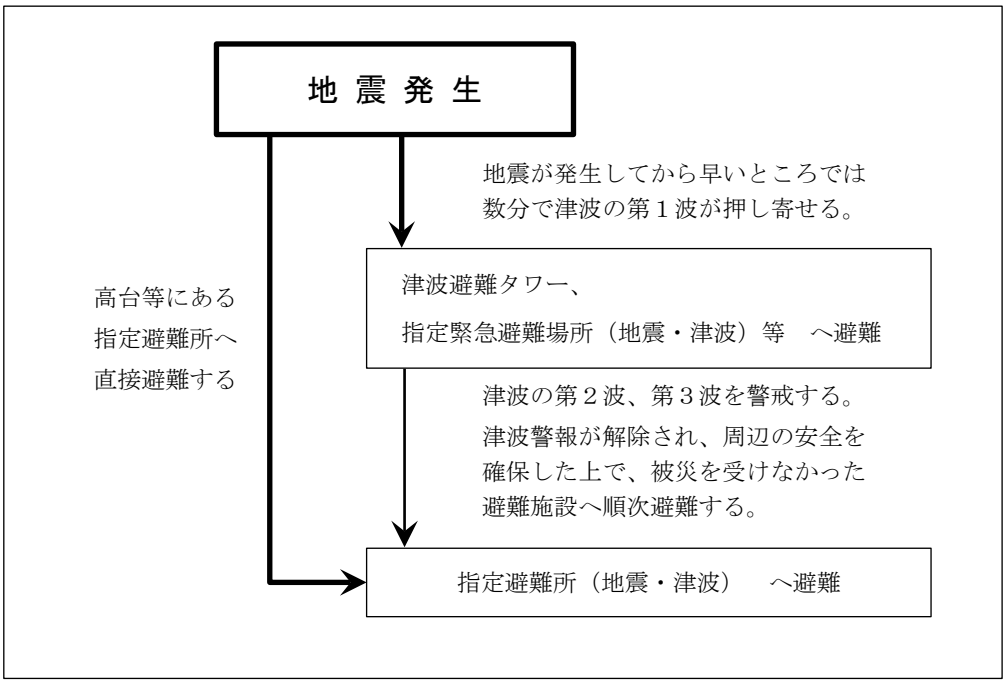

第４節　食料供給計画

〔担当：町（物資調達班）、和歌山県〕

1. 計画方針

震災時における被災者等に対する食料の供給は、本部、東牟婁振興局、県、近隣市町村ならびに農林水産省生産局（以下「生産局」という）その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

2. 計画内容

(1) 炊出しの実施及び食品の給与

ア．実施者

被災者に対する炊出し及び食料品の供給は、本部長が実施し、物資調達班が担当する。

イ．実施の場所

炊出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。炊出し場所に出向くことの困難な被災者に対しては、個々に巡回して食料を支給する。

ウ．炊出しの方法

本部が、物資調達班を中心に、地元住民及び婦人会ならびにボランティア団体等の協力により実施する。

エ．食料品の調達

〔炊出し〕

(ｱ) 炊出しのため必要な原材料等の調達は、原則として物資調達班が行う。

(ｲ) 前記(ｱ)による供給不可能な場合は、本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」）の数量を東牟婁振興局を経由して県知事に申請するものとする。ただし、やむを得ない理由により町本部長が、生産局に直接要請した場合は、必ず、県知事に連絡するものとする。

〔食品の給与〕

(ｱ) 食品の給与のため必要な食料の調達は物資調達班において行う。

(ｲ) 町は、物資調達班による調達が不可能又は困難な場合には、県にそのあっせんを要請する。県は、町長からの要請があったときは、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給あっせんを行う。また県は、被災町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、食料を確保し供給するものとする。

オ．供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当りの給食並びに供給基準は、一食あたり 200 精米グラムとする。

ただし消費の実情に応じては、乾パンの供給を行う。（乾パンの一食分は 100 グラムとする）。

(2) 救助法による救助基準

ア．炊出し及び食料品供給対象者

避難所は在宅避難者が必要な水や食料等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点ともなることについて他の避難所被災者の理解を求める。

又、高齢者、病弱者、障がい者等の要配慮者に対しては、優先して確実に配布されるようにする。

(ｱ) 避難所に収容された者。

(ｲ) 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者。

(ｳ) 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪者等。

イ．実施期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合は、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができる。

(3) 備蓄の推進

町及び防災関係機関は、広報やパンフレット等を活用して、各家庭や企業で各一人あたり３日分、可能であれば１週間分の食料等の備蓄を推進する。

(4) その他

炊出し等を実施する場合には、物資調達班長を責任者とし、各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊出しに必要な以下の帳簿を整理・保管しなければならない。

ア．救助実施記録日計票

イ．炊出し給与状況

(ｱ) 炊出し受給者名簿（資料編 3-47）

(ｲ) 食料品現品給与簿（資料編 3-48）

ウ．炊出しその他による食品給与物品受払簿（資料編 3-49）

エ．炊出し用物品借用簿（資料編 3-50）

オ．炊出しその他による食品供給のための食料購入代金等支払い証拠書類

カ．炊出しその他による食品供給のための物品受払証拠書類

第５節　給水計画

〔担当：町（衛生防疫班、水道班）〕

1. 計画方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲用に適する水を得ることができない者に対して飲料水の供給体制の確立を図る。ただし、町において実施できないときは、隣接市町村、関係団体又は県に速やかに応援要請する体制の確保ができるよう調整をしておく。

2. 計画内容

(1)　実施者

本部長が実施し、水道班が担当する。本部長は町内において、給水計画を立てる。ただし、本町において実施できないときは、本部長の要請により、隣接市町村等は応援又は協力して実施するものとする

(2)　給水量の目安

災害発生から３日以内は１人１日最低必要量３リットルの水の確保に努め、10 日目までには３リットル～20 リットル、20 日目までには 20 リットル～100 リットルを給与することを目安とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるように努めるものとする。

(3)　飲料水の供給方法

飲料水はおおむね以下の方法により供給する。

ア．給水車又は容器等による運搬供給

西地配水池（675t×2 槽；震度５程度以上で、うち１槽の配水が遮断されて応急給水用に確保される。）及び大垣配水池を取水拠点とし、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。この場合特に医療施設、社会福祉施設、避難所等緊急度の高いところを優先する。

イ．ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときは、ろ過器及び浄水剤等により滅菌して飲料水を確保する。

ウ．家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸については、衛生防疫班において水質検査を行い、飲料水として適当と認められた場合は、付近のり災者のために飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、その汚染の程度に応じてろ過・消毒等を行い、飲料水又は生活用水として利用する。

(4) 事務手続き

ア．本部長は、飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施した場合は、ただちに東牟婁振興局保健班（新宮保健所）を経由し、県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に報告する。

イ．本部長は、飲料水の供給ができないと判断した場合には、水道災害相互応援協定に基づき第８ブロック代表都市である新宮市に以下の事項を明示のうえ協力要請を行うと共に、直ちに、東牟婁振興局保健班（新宮保健所）経由のうえ本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。

(ｱ) 供給地
(ｲ) 必要水量（何人分、何立法メートル）
(ｳ) 供給方法
(ｴ) 供給期間
(ｵ) 水道又は井戸の名称
(ｶ) その他必要事項

(5) 救助法による基準

ア．飲料水の供給期間

災害発生の日から７日以内

イ．飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

(ｱ) 水の購入費
(ｲ) ろ過器その他給水に必要な機械器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費
(ｳ) 浄水用の薬品費及び資材費

ウ．帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、水道班長を責任者とし、以下の帳簿等を作成し、整理保管するものとする。

(ｱ) 供給実施記録日程表
(ｲ) 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿
(ｳ) 飲料水の給与簿（資料編 3-30）
(ｴ) 飲料水供給のための支払証拠書類

(6) その他

本部長は、家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。

給水車、人的不足により、効率的な活動が実施できなくなることを防ぐため、断水見込みの段階から関係機関（民間・県・他自治体等）への早めの支援要請を図る。

給水車両による地区定点給水作業（住民給水）は、「水」の搬送効率に欠けるものとなることから、より効率的な給水活動を行うため、水タンクを各所（地区給水所）に設置し、給水車は「水の移送のみ」に徹する。

地区ごとにおける均等配置や周辺の交通事情に配慮（交通渋滞）したポイント選定を行っていく。

医療機関への給水においては、個々の機関要請に応じると、全体的スケジュールが立たない状況となるため、医療機関系に特化した給水スケジュールを立て、一般給水作業と並行して計画する。

第６節　物資供給計画

〔担当：町（物資調達班）、和歌山県、和歌山県 LP ガス協会南紀支部〕

1. 計画方針

救助法による被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　実施体制

ア．実施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は本部長が実施し、物資調達班が担当する。

イ．対象者

住家が全壊（焼）、半壊（焼）及び床上浸水以上の被害を受け、被服、寝具その他日用品等を喪失又は棄損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

ウ．支給品目

被害の実情に応じ以下の品目の範囲内において、現物をもって行う。

(ｱ) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
(ｲ) 外衣（洋服、作業衣、子ども服等）
(ｳ) 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
(ｴ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
(ｵ) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
(ｶ) 食器（茶碗、皿、箸等）
(ｷ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
(ｸ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

エ．給与又は貸与の期間

災害発生から 10 日以内

オ．物資の調達

物資の調達は町本部において行う。

救助物資は備蓄資材を放出する。なお、日用品は、町内の商店等の協力により調達する。

町本部による調達が不可能な場合は、県は町本部からの要請に応じ、又は被災町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給するものとする。

なお、県は、国、町本部との間で、物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムの活用を推進し、町と連携して迅速かつ円滑な被災地への物資支援を図るものとする。

カ．その他

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ物資調達班長が責任者を定め、給付等の記録及び受領書等を作成し、整理保管するものとする。

(ｱ) 救助実施記録日計票
(ｲ) 物資受払簿（資料編 3-52）
(ｳ) 物資の給与状況（資料編 3-31）
(ｴ) 物資購入関係支払証拠書類
(ｵ) 備蓄物資払出し証拠書類

(2) 個人備蓄の推進

町は、普段から災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄の推進を呼びかけるものとする。

(3) 物価の監視等

大災害による交通途絶などのため、流通市場において需要と供給の均衡がくずれやすい状況が長期化する場合には、物価の騰貴、売惜しみ等による、住民生活に好ましくない影響を避けるため、次を行い、住民生活の安定に努める。

ア．物価の監視
イ．商店への価格協力の要請
ウ．商店への売惜しみ排除の要請
エ．物資の町外からの流入促進

第７節　住宅・宅地対策計画

〔担当：町（土木班）、和歌山県〕

1. 計画方針

災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対して、応急仮設住宅の建設及び応急修理の実施ならびに既存公営住宅の活用等により被災住民の住居の確保を図る。

2. 計画内容

(1)　実施者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画は本部長が実施し、土木班が担当するが、実施が困難な場合は県が行うことができる。

(2)　救助法による応急仮設住宅の建設基準

建築基準法第 85 条の建築の緩和の告示後実施する。

ア．規模ならびに費用の限度

(ｱ) 規　模・・・・・・1 戸あたり平均約 29．7 ㎡

(ｲ) 限度額・・・・・・1 戸あたり平均 2,401,000 円以内

イ．建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

ウ．入居基準

(ｱ) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

(ｲ) 居住する住家がない者であること。

(ｳ) 自己の資力では、住宅を確保することができない者であること。

エ．入居決定の順番

入居の順番については、障がい者、病人、老人、婦人及び乳幼児等子ども（以下「災害弱者」）を、もしくは災害弱者を世帯員として有する世帯を優先するものとする。

オ．設置戸数

救助法適用市町村単位の全失戸数の 3 割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県知事の承認を得て近隣市町村相互間において対象戸数の調整を行う。

(3)　救助法による住家の応急修理の基準

ア．規模ならびに費用の限度

(ｱ) 特に面積の制限はないが、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

(ｲ) 費用の限度・・・・1 世帯当たり平均 520,000 円以内

イ．応急修理の期間

災害発生から１カ月以内に完了すること。

ウ．対象者

(ｱ) 居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者であること。

(ｲ) 救助法適用市町村単位の半壊半焼戸数の３割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県知事の承認を得て近隣市町村相互間において対象戸数の調整を行う。

(4) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保できないときは、県本部長にあっせん調達又は、資材の支給を要請する。

(5) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、本部長が県知事から委託を受けて管理する。

ア．家賃及び維持管理

(ｱ) 家賃は無料とする。

(ｲ) 維持修理は入居者が負担する。

(ｳ) 地代を必要なときは、入居者が負担する。

イ．応急仮設住宅台帳の作成

本部長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居誓約書とともに整理保管し、県知事に台帳の写しを提出する。

ウ．供与期間

完成の日から２年以内とする。

(6) 公営住宅法による災害公営住宅

ア．災害公営住宅の建設

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が以下の各号の１つ以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させるものとする。

(ｱ) 暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

① 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

② 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

③ 滅失戸数がその区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

(ｲ) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

① 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

② 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

イ．建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として本部が建設し、管理する。

ただし、町の財政の事情等から建設が著しく困難な場合は、県が町に代わって建設管理するものとする。

災害公営住宅の建設及び管理は、おおむね以下の基準によるものとする。

(ｱ) 入居の条件

次の各号の条件に適合する世帯

① 当該災害により住家を滅失した世帯であること

② 当該災害発生後 3 ヶ年間は、月収 21 万 4 千円以下の世帯であること（月収は世帯の所得合計から同居親族一人について 38 万円、その他公営住宅法施行令第 1 条第 3 号に定める額を控除した額の 1/12）。

③ 現に同居し、同居しようとする親族がある世帯であること（ただし、老人及び障がい者その他特に居住の安定を図る必要がある者として、公営住宅法施行令で定める者にあっては、本項は適用しない）。

(ｲ) 入居決定の順番

入居の順番については、要配慮者を世帯員として有する世帯を優先して決定する。

(ｳ) 建設戸数

① 建設戸数は被災滅失戸数の 30%以内

② ただし、他市町村で余分があるときは 30%を超えることができます。

③ 県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の 30%以下の場合、30%に達することがある。

(ｴ) 規格

住宅 1 戸の床面積の合計が 25 ㎡以上

(ｵ) 費用

標準建設費の２／３国庫補助（ただし、激甚災害の場合は３／４）。

(ｶ) 家賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額。

(ｷ) 建設年度

原則として被災年度、ただし、やむを得ない場合は翌年度とする。

(7) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあっては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

ア．国庫補助適用の基準

1 戸当たりの復旧費が 11 万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、町営で 190 万円以上になった場合。

(ｱ) 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して決定する。

(ｲ) 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

(ｳ) 宅地の復旧の場合

① 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合 ・・・・造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合 ・・・起債対象

② 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合・・・起債対象

イ．国庫補助率

１／２

ただし、激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(8) り災者に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害のり災者に対する被災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う融資制度を積極的に活用して、早急にり災住宅の復旧を図るものとする。

(9) 住宅情報の提供

応急仮設住宅の入居手続き、提供可能な公営住宅情報等を被災者に周知するため、本部は相談窓口を設置するとともに、広報活動を行う。

(10) その他

製作しなければならない書類等は、以下のとおりとする。

ア．応急仮設住宅

(ｱ) 救助実施記録日計票

(ｲ) 応急仮設住宅台帳（資料編 3-28）

(ｳ) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

(ｴ) 応急仮設住宅使用貸借契約書

(ｵ) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

(ｶ) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

イ．応急修理

(ｱ) 救助実施記録日計票

(ｲ) 住宅応急修理記録簿（資料編 3-36）

(ｳ) 工事契約書、仕様書等

(ｴ) 応急修理支払証拠書類

第８節　被災建築物・宅地の応急危険度判定計画

〔担当：町（土木班）、和歌山県〕

1. 計画方針

地震・津波により多くの建築物・宅地が被災した場合、地震活動等による建築物の倒壊や宅地の崩壊等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、町が実施し県が支援する応急危険度判定を次の計画により行う。

なお、判定士の認定及び登録については、「和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱」及び「和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱」による。

2. 計画内容

(1) 被災宅地応急危険度判定計画の策定

ア．計画内容

(ｱ) 実施方針

① 町長は、その区域において地震により多くの宅地が被災した場合、応急危険度判定実施の要否を判断し、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

② 県知事は、町長が危険度判定の実施を決定した場合、必要な支援を行う。

③ 実施に当たっては、「和歌山県被災宅地応急危険度判定実施要綱」を踏まえて行う

(ｲ) 町実施本部の業務

実施本部の業務は次のとおりである。

① 宅地に関する被害情報の収集

② 判定実施要否の決定

③ 実施本部、判定拠点の設置

④ 判定士の参集要請、派遣要請

⑤ 判定士等の受入

⑥ 判定の実施

⑦ 判定結果の集計、報告

⑧ 実施本部、判定拠点の解散等

(ｳ) 県支援本部の業務

県支援本部の業務は以下のとおりである。

① 地震発生時の情報収集

② 支援本部の設置

③ 支援実施計画の作成

④ 他府県等への支援要請

⑤ 支援の実施

⑥ 支援本部の解散

(2) 被災建築物応急危険度判定について

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、地震活動等により倒壊しないかどうか応急的な危険度判定を実施し、その危険性の周知と地震活動等による二次災害の未然防止を図る。

応急危険度判定の実施にあたっては、応急危険度判定士が建築物の被災状況を現地調査して、建築物の危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより、建物の所有者等に注意を喚起する。

ア．公共建築物

公共建築物の管理者等は、被害現況の早期把握、被害建物に対する耐震点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

イ．民間建築物

町は、被害状況を県に報告するとともに、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

県は、派遣要請に基づき、事前に登録された応急危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

その後、町は、県から派遣されてきた判定士が迅速に活動できるよう、受け入れた判定士のコーディネートを行う。

第９節　医療助産計画

〔担当：町（衛生防疫班、緊急医療班）、医療関係者〕

1. 計画方針

震災のため地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、もしくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産（以下「医療等」）の実施については、本部、東牟婁振興局、日本赤十字社、東牟婁郡医師会、病院協会、看護協会その他医療関係機関の協力を得て、本計画により行う。

2. 計画内容

(1)　実施責任者

地震・津波災害時において、平常時の医療等の実施が不可能又は困難となったときで、救助法を適用された場合には、同法に基づき本部長がこれに当たり、衛生防疫班と緊急医療班が担当する。

本部長が不可能又は困難なときは、本部長の要請等により、県知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医療班が現地に到着するまでの間、及び県知事が実施しない小災害にあっては町長において実施する。なお、県知事が必要があると認めるとき、その職権の一部を本部に委任し、本部長がこれを行う。

(2)　救助対象者

医療等による救助は、以下の者を対象として実施する。

ア．医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者又は応急的に医療を施す必要がある者をいう。

イ．助産救助

災害発生時（発生前後おおむね７日以内）に分娩した者で、災害のため医療の途を失った者。（死産、流産も含む）

(3)　実施の方法

医療等の実施は、災害の種類及び規模によるが、おおむね以下の方法により実施するものとする。

ア．医療情報の収集活動

町は、県及び医療関係機関と密接な連携のもと、電話、防災行政無線、徒歩等あらゆる手段を用い、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

イ．医療班の編成

(ｱ) 緊急医療班の派遣による方法

医療等の必要がある場合は衛生防疫班長を責任者とし、町内の医療機関を中心に緊急医療班を編成し、これを中心に現地医療を行う。緊急医療班は原則として、医師１名、看護師２名、薬剤師１名、自動車運転手１名（計５名）をもって１班とし、災害の規模・現地の状況に応じて編成を組み換える。緊急医療班の構成は町内の医療機関、東牟婁医師会とあらかじめ協議しておく。

災害発生から１～２日は外科系患者が多く、時間の経過とともに内科系患者が増加するのが一般的であり、このような状況を勘案しながら救護にあたることが必要である。

また、医療活動に参加する医師、看護師については最長でも連続 24 時間程度の勤務を限度とし、遺体処理などの激務に従事する場合には、２時間程度をめどにローテーションが可能な体制を検討する。

(ｲ) 医療機関による方法

被災現地の医療施設を利用することが適当と認められるときは、本部長は施設所有者と協議して使用するものとする。

災害時の医療機関の体制については、以下のとおり。

① 県内災害拠点病院

区分	医療圏	医療機関名	住　所	標榜診療科目	電　話　等
総合	和歌山	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市 紀三井寺 811-1	糖内分代内・消内・呼内・腫内・循内・腎内（透）・血・内･神精・神内・リウ・膠・呼･消･循･心血管外･口腔外・小･外･整･脳･泌尿･産婦･眼･耳鼻･放･麻･歯外･皮・リハ・救急・病診・腫内	(TEL)073-447-2300 (衛星携帯) 080-2501-7052 (FAX)073-441-0713
総合	和歌山	日本赤十字社 和歌山 医療センター	和歌山市 小松原通 四丁目 20	循内・消内・糖尿病・内分泌内・血内・外・小外・乳外・眼・耳・産婦・小・泌尿・腎内・皮・整・口外・放・脳・麻・呼内・心血管外・リハ・神内・精・形成・呼外・心内・リウ・救・病診・漢内・感染内	(TEL)073-422-4171 (衛星携帯) 090-7355-2418 090-8829-1228 (FAX)073-427-2344
地域	和歌山	労働者 健康安全機構 和歌山労災病院	和歌山市 木　ノ　本 93-1	内・神内・呼内・消内・循内・血内・小・外・呼外・整・脳・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・救急・病診	(TEL)073-451-3181 (衛星携帯) 080-8307-1320 080-8510-5306 (FAX)073-452-7171
地域	那　賀	公立那賀病院	紀の川市 打田 1282	内･呼内･小･外･整･産婦・眼･耳･循内・リウ・脳・呼外・皮・泌尿・リハ・放・麻・乳腺外科・精神・神内・臨腫・腎内・病診・救急・胸内・臨検	(TEL)0736-77-2019 (衛星携帯) 090-4304-2445 080-2542-0286 (FAX)0736-77-4659
地域	橋　本	橋本市民病院	橋本市 小峰台 2- 8-1	内･呼内･循内･小･外･整･脳･呼外･心血管外･皮･泌尿･産婦･眼･耳･リハ･放・麻・乳腺外・消内・代内・腫内・救急・血内	(TEL)0736-37-1200 (衛星携帯) 090-7764-9984 (FAX)0736-37-1880
地域	有　田	有田市立病院	有田市 宮崎町 6	内・循・小・外・整・脳・皮・泌尿・産婦・眼・耳・麻	(TEL)0737-82-2151 (衛星携帯) 090-8887-9030 870-776712790 (FAX)0737-82-5154
地域	御　坊	ひだか病院	御坊市 薗 116-2	内･精･小･外･整･脳･皮･産婦･眼･耳･放･泌尿・麻・整・循内・歯外・形外・リハ・救急	(TEL)0738-22-1111 (衛星携帯) 080-2522-3590 870-772581475 (FAX)0738-22-7140

区分	医療圏	医療機関名	住　所	標 榜 診 療 科 目	電　話　等
地域	田　辺	紀南病院	田辺市 新庄町 46-70	内・神内・呼・消・循・小・外・整・脳・呼外・心臓血管外・小外・形成外・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・歯科口腔外・病診	(TEL)0739-22-5000 (衛星携帯) 090-2357-1067 080-2535-2210 080-8305-2476 (FAX)0739-26-0925
地域	田　辺	(独)国立病院機構 南和歌山 医療センター	田辺市 たきない 町 27-1	内･腫瘍内・精･呼･消･循･小･外･整･脳･心臓血管外･乳腺外･呼外・救急・泌尿･産婦･眼･耳･リハ･放･麻・皮・歯科口腔外・病診・形外	(TEL)0739-26-7050 (衛星携帯) 090-7482-3039 090-8791-3265 080-8525-0204 (FAX)0739-24-2055
地域	新　宮	新宮市立 医療センター	新宮市 蜂伏 18-7	内・神内・循内・小・肛外・整・形・脳・呼・心外・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・歯外	(TEL)0735-31-3333 (衛星携帯) 090-7492-6220 881-623412187 (FAX)0735-31-3337

注）区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。

② 医師会所在地・連絡先

医　師 会 名	住　　所	電 話・ ＦＡＸ
和歌山県医師会	〒640-8514　和歌山市小松原通一丁目 1 県民文化会館　5階	TEL 073-424-5101 FAX 436-0530
東牟婁郡医師会	〒649-5172　東牟婁郡太地町森浦 703-4 南紀パシフィックヴィラ　401	TEL 0735-59-3403 FAX 59-2012
新宮市医師会	〒647-0012　新宮市伊佐田町一丁目 2-12	TEL 0735-21-1529 FAX 21-5065

③ 町内医療機関及び医療関係人員

第 2 編　災害予防計画　第 26 章　災害時救急医療体制確保計画　P66 参照

④ 新宮保健所管轄医療機関（病院）一覧

第 2 編　災害予防計画　第 26 章　災害時救急医療体制確保計画　P66 参照

ウ．　救護所の設置

被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ救護所を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

(ｱ) 太地町多目的センター

(ｲ) 学校の医務室(太地中学校、太地小学校)

(ｳ) 南紀園

(ｴ) その他避難所付近等、救護所の設置が必要な場所

エ．　医療班の業務

(ｱ) 患者に対する応急処置

(ｲ) 後方医療機関への搬送の要否及び優先順位の決定

(ｳ) 搬送困難な患者及び軽症患者の医療

(ｴ) 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他の医学的検査）

オ．　医療・救護活動

(ｱ) 多数来院患者受入れ体制の確保

大規模災害発生時には、傷病者が大量に発生することが予想されることから、そのうちでも特に、重傷者を収容するスペースを確保することが望まれる。この際、軽傷者を救護所などに入れることで救護所が混乱し、治療に支障の生ずることのないよう配慮し、救護所前などでトリアージすることが必要である。

(ｲ) トリアージ

人員・医薬品・医療材料等を勘案の上治療の優先順位を決定し、効率的な治療を実現するよう努める。トリアージを行うのは、第１義的には医師が最も適している。状況が許されない場合には、熟練した看護師等がこれにあたる。

トリアージタッグについては、「資料編 1-16」参照。

カ．　後方医療活動

被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。又、これら後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

なお、負傷者の搬送にあっては、救急車をはじめ、県、警察、自衛隊等のヘリコプターや船艇等の動員を求め、後方の医療機関に搬送することとする。

キ．移送収容

医療等を要する者の状態が重傷で、施設への収容を必要とするときは、本部長が緊急医療班と協議して衛生防疫班を通して適切な医療施設への移送を行う。

ク．　医薬品等の確保供給活動

町は、地域の医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料等の調達、供給活動を実施する。又、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

ケ．　被災者のこころのケア

(ｱ) 巡回相談の実施

被災精神障がい者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の症状悪化の救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

(ｲ) こころのケア相談窓口の開設

町は、災害時に発生するＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の対策として、県に精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを要請する。又、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行う必要があるため相談窓口を開設する。

コ． 人工透析患者等に対する対策

(ｱ) 人工透析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医療品等の確保も重要であるので、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により医療の確保を図る。

(ｲ) その他要配慮者対策

被災地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障がい児、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

(4) 医療等の範囲及び方法

救助法による医療等の実施の範囲と程度は、おおむね以下の基準による。

ア．医療等の範囲

(ｱ) 医療の範囲

① 診察
② 医薬品、衛生材料等の支給
③ 処置、手術、その他の治療及び施術
④ 病院又は診療所への収容
⑤ 看護

(ｲ) 助産の範囲

① 分娩の介助
② 分娩前及び分娩後の処理
③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

イ．医療等の方法

救助法による医療は、医療班によって行われるのが原則であるが、重症患者等で医療班による医療が実施できない場合は、病院又は診療所に移送して治療する。

本部長は、当該地域において医療、助産救助の実施の必要が生じたときは、災害時の医療救護に関する協定書に基づき医師会、もしくは医療機関に対して、応援の要請を行う。

なお、これらの医療救護の実施が不可能又は困難な場合は、県知事にその旨を連絡して応援を要請するとともに、日本赤十字社にも要請を行う。又、災害の規模が甚だしく、多くの医療救護の応援を要する場合は、自衛隊、相互支援協定市町村に要請を行い、なお不足が予想される場合は、隣接市町長等に要請を行う。災害の状況により医療班の活動能力の限界をこえ、又切迫した事情があって早急に医療を施さなければならない場合は、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置を講じる。

ウ．応援要請等

本部長は、医療等の実施が不可能又は困難なときには、東牟婁振興局にその旨連絡するものとする。

ただし、緊急を要するときでそれが困難なときは、近隣市町村長又は医療機関に対して応援要請を行う。

(ｱ) 医療班は、医療に必要な医薬品並びに衛生材料をあらかじめ調達して、救急鞄に保存しておく。

(ｲ) 応援の医療班が多い場合で、後方医療が不足する場合は、県医師会、もしくは町域の医療機関で医療救護を実施している医療班は、撤収して後方医療に徹する。

(ｳ) 東牟婁郡医師会と災害時の医療救護に関する協定書を締結する。

エ．助産の方法

医療班及び助産師によるほか、助産所又は一般の医療機関で行っても差し支えない。

(5) 期間

ア．医療救助の実施は、災害発生の日から 14 日以内とする。

イ．助産救助の実施は、災害発生の日から 7 日以内とする。

以上の期間で医療等の実施を打ち切ることができないときは、本部長が東牟婁振興局を経由して県知事に期間延長の申請を行い、厚生労働大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長するものとする。

(6) 医薬品、衛生材料等の確保

医療等の実施のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、従事する医療関係者の所持品を繰替え使用するものとする。ただし、所持品が無く、また、不足したときは本部において確保するが、確保不可能又は困難なときは、東牟婁振興局に確保についての要請を行う。

(7) 費用の基準

医療費等の適用基準額は救助法による。

(8) 医療機関の対策

町内の医療機関にあっては以下の対策を立てるとともに、災害時の応急処置を実施する。

ア．患者の避難及び誘導移送

災害時に備え、患者の条件等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。

なお、移送するにあたっては看護師等が応急準備を整えて付き添うものとする。

イ．応急治療

避難場所において応急治療を実施する。施設その他が被害により治療できないときは、本部に連絡し処置を行う。

ウ．転送

施設の被害が甚大で、長期間に渡り継続医療の見込みがないときは、那智勝浦町立温泉病院、又は新宮市立医療センターに協力要請・転送するものとする。

また、その他適当な施設が無いときは、県知事その他関係機関の長にあっ旋を要請する。

エ．給食

患者の給食はできる限り収容機関において実施する。

ただし、施設の被害その他により不可能なときは、本部に連絡し被災者の炊出し給付を受ける等応急的な給食を実施する。

オ．医療給付の切替え

救助法により医療給付されている患者については、法的期間経過後は打ち切りとなるので、保険制度への切替えを指導する。

［町内医療機関の現況は、「第 2 編第 26 章災害時救急医療体制確保計画」を参照］

(9) その他

医療等の実施に関し整備しなければならない書類は以下のとおりとする。

ア．医療の場合

(ｱ) 緊急医療班

① 医療班活動状況（資料編 3-45）

② 医療品、衛生材料使用簿（資料編 3-46）

(ｲ) 衛生防疫班

①救護班活動状況（資料編 3-32）

② 救助実施記録日計票（資料編 3-24）

③ 医療品、衛生材料使用薄（資料編 3-46）

④ 病院診療所医療実施状況及び診療報酬に関する書類

病院診療所医療実施状況（資料編 3-33）

⑤ 医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類

イ．助産の場合

(ｱ) 助産台帳（資料編 3-34）

(ｲ) 助産関係支出証拠書類

・資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第１０節　り災者救出計画

〔担当：町（救助班）、太地町消防団、和歌山県、警察関係者、消防・水防機関、自衛隊、太地町社会福祉協議会〕

1. 計画方針

震災のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　実施責任者

り災者の救出は本部長が救助班を中心に東牟婁振興局、警察官、消防・水防関係者、自衛隊員、ボランティア団体等の協力を得て、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施する。

(2)　対象者

ア．り災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態におかれている者で、おおむね以下のような状態にある者。

(ｱ) 火災の際に火中に取り残された場合。

(ｲ) 地震の際、倒壊家屋の下敷きになった場合。

(ｳ) 津波により流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合、又は土石流、急傾斜地崩壊等により生き埋めになった場合。

(ｴ) 登山者の遭難の場合。

(ｵ) 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

イ．災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者で、行方不明であるが死亡の明らかでない者。

(3)　災害救助の基準等

救助法による被災者救出の実施基準その他は、以下のとおりとする。

ア．費用の範囲

(ｱ) 借上費

救出のために必要な機械器具の借上費。

(ｲ) 購入費

救出のため必要した機械器具の購入費。

(ｳ) 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕費。

(ｴ) 燃料費

救出のため使用した機械器具の燃料費。

イ．救助の期間

災害発生の日から 3 日以内とする。

ただし、期間中に被災者の救出が困難な場合には、厚生労働大臣の承認を得て最少限度の期間を延長することができるよう、本部長が東牟婁振興局を経由して県知事に要請する。

(4) その他

被災者救出に関し整備しなければならない書類は、以下のとおりとする。

ア．救助実施記録日計票

イ．被災者救出用機械器具燃料受払簿

ウ．被災者救出状況記録簿

エ．被災者救出関係支払い証拠書類

・資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第１１節　住居等の障害物除去計画

〔担当：町（土木班）、警察関係者、海上保安機関）〕

1. 計画方針

震災により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　実施責任者

被災地における障害物の除去の計画樹立及び実施は、本部長が実施し、土木班が担当する。

(2) 被災家屋からの石綿飛散防止措置

被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿の飛散を防止するため、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき、県と協力して建築物の損壊状況の調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び撤去等事業者に対して、石綿の飛散防止対策を実施するよう指導する。

また、被災建築物の解体工事については、平常時と同じく解体等事業者に対し、労働基準監督署及び保健所と連携して、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則で規定される飛散防止措置を求めていくこととする。

(3)　救助法による障害物の除去の基準

ア．対象者

(ｱ) 自己の資力では障害物の除去ができない者

(ｲ) 居室、炊事場等生活に欠くことができない場所、また、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者

イ．限度

障害物除去の住家戸数は、住家が半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった者を含む。）した世帯数の 1．5 割以内とする。

ただし、やむを得ない事情があり本部長が 1．5 割を超えて除去する必要があるときは、県知事の承認を得て近隣市町村間相互において除去対象戸数の調整を行う。

ウ．除去の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできないときは、厚生労働大臣の承認を得て最少限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して県知事に期間延長の申請を行う。

エ．費用の限度

救助法の適用基準額による。（1 世帯当たり 134,200 円以内）

(4) その他

整備しなければならない書類等は以下のとおりとする。

ア．救助実施記録日計票

イ．障害物除去の状況記録簿

ウ．障害物除去費関係支払証拠書類

・資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第１２節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

〔担当：町（出納班）〕

1. 計画方針

震災により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給ならびに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進するものとする。

2. 計画内容

(1)　災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給ならびに災害援護資金の貸付

ア．実施責任者

本部長は、出納班を中心に、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、条例に定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給ならびに援護資金の貸付けを行う。

イ．実施基準

町条例及び生活福祉資金貸与制度要綱による。

（※ 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等は、資料編 1-17 を参照）

(2)　生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

ア．実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的で必要な資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

イ．生活福祉資金貸付条件

（※ 生活福祉資金貸付条件は、資料編 1-18 を参照）

第１３節　遺体捜索処理計画

〔担当：町（救助班）、警察関係者〕

1. 計画方針

震災の混乱期に死亡し、埋葬等を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索ならびに災害の際に死亡した者の遺体の処理については、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　遺体の捜索

ア．実施責任者

本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ．対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡しているものと推定される者。

ウ．捜索の方法

本部において警察機関、海上保安部機関と連携を取りながら実施する。

エ．費用

以下の費用の当該地域における通常の実費

(ｱ) 借上費（船艇その他捜索のための機械器具の借上費）

(ｲ) 購入費（同上購入費）

(ｳ) 修繕費（同上修繕費）

(ｴ) 燃料費（同上使用のための燃料費、照明機械器具の燃料代）

オ．捜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、厚生労働大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して県知事に期間延長の申請を行う。

カ．その他

捜索に関し整備し、保存しなければならない書類は以下のとおりとする。

(ｱ) 救助実施記録日計票（資料編 3-24）

(ｲ) 遺体捜索状況記録簿（資料編 3-54）

(ｳ) 捜索用機械器具燃料受払簿（資料編 3-53）

(ｴ) 遺体捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合は、本部長が遺族等に代わって行うものとする。

ア．遺体処理の内容

(ｱ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置（遺体識別等のため）

(ｲ) 遺体の一時保存（遺体の身元確認のため）

(ｳ) 検案

イ．遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

ウ．遺体処理の費用

(ｱ) 一体当たり 3,300 円以内とする。

(ｲ) 遺体の一時保存のための費用として、既存建物を利用した場合は、借上費の実費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり 5,000 円とする。

(ｳ) 衛生防疫班により検案ができない場合は、地域慣行料金の額以内とする。

エ．処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、厚生労働大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して県知事に期間延長の申請を行う。

オ．その他

遺体処理に関し整備し、保存しなければならない書類は以下のとおりとする。

(ｱ) 救助実施記録日計票（資料編 3-24）

(ｲ) 遺体処理台帳(資料編 3-40)

(ｳ) 遺体処理関係支出証拠書類

(3) 埋葬

災害の際に死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって、遺族自ら埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、本部長が実施する。なお、本部長は、救助班を通して火葬場・棺等関連する情報を広域かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。また必要に応じ、東牟婁振興局保健班（新宮保健所）を経由し、県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ支援を要請するとともに、近隣市町村の協力を得て棺の調達、遺体の搬送及び広域的な火葬等の対処に努める。

ア．埋葬の方法

棺及び骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬又は納骨等の役務提供。

イ．埋葬の費用（救助法による基準）

一体当たり、大人（12 歳以上）201,000 円以内、小人（12 歳未満）160,800 円以内とする。

ウ．埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、厚生労働大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して県知事に期間延長の申請を行う。

エ．その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品もしくは経費を支給した本部長は、以下の書類を整備保存するものとする。

(ｱ) 救助実施記録日計票（資料編 3-24）

(ｲ) 埋葬台帳（資料編 3-39）

(ｳ) 埋葬費支出関係証拠書類

・資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第１４節　災害義援金品配分計画

〔担当：町（救助班、出納班）〕

1. 計画方針

り災者、被災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　災害義援金品の引き継ぎを受ける機関

災害義援金品の引き継ぎを受ける機関は、以下のとおりとする。

期間区分	義援金	義援品
県段階	県知事、日本赤十字和歌山県支部長 県共同募金会、東牟婁振興局長	県知事 東牟婁振興局長
町段階	本部長	本部長

※ 日赤県支部、県共同募金会は原則として義援品の受付は行わない。ただし、日赤県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日赤支部等から供給するものとする。

(2)　配分

引き継ぎを受けた義援金品は、以下の方法により配分する。

ア．配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行う。

イ．本部における配分

県及び東牟婁振興局から配分割を受け、また救助班において受け付けた義援金品は、県における配分方法を参考とし、民生委員等その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

ウ．配分の時期

配分は、できる限り受付又は引き継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量小額時の配分は、世帯別に困難であり輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等、配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質等の恐れのある物資については速やかに適宜の処置をとるように配慮する。

(3)　義援金品の管理

義援金品は、以下の方法により管理するものとする。

ア．金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理するものとする。

なお、貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて取扱うものとする。

イ．顛末の記録

義援金品の受取等を受けるにあたっては、義援金品受払簿を備え付け引き継ぎ、又は配分までの状況を記録するものとする。

(4) 費用

義援金品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。又、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて協議することができる。

(5) 本部における分業

本部における義援金品は、救助班が担当するが、物資の配分等は受付機関が本部と協議のうえ配分を行う。なお、現金の領収保管は出納班が担当する。

(6) その他

義援金募集にあたっては、積極的に広報活動を行う。

被災地のニーズに合った支援物資の調達ができるよう、十分な広報を行う。又、物流事業者と連携した被災者ニーズに合った支援物資の調達、確保や民間ノウハウを活かした輸送体制の構築などに取り組む。

第１５節　その他のり災者保護計画

〔担当：町（救助班）〕

1. 計画方針

本編第 4 章第 1 節から第 14 節までに定める以外の災害時における被災者の救助方法は、以下によるものとする。

2. 計画内容

(1)　生活保護法の適用

震災により生活に困窮し、生活保護法により保護の必要が生じたときは、本部は東牟婁振興局及び民生委員と連絡を密にし、速やかに保護の相談を受け付ける。

なお、保護の決定に当たっては、特に救助法による救助実施期間及びその程度、内容との関係に十分留意し、東牟婁振興局健康福祉部が決定を行う。

(2)　要保護幼児・児童の措置

本部は、被災地において保育に欠ける幼児及び児童があるとき、又は保護者を死亡等により失った幼児及び児童があるときは、速やかに以下により保護する。

ア．保育に欠ける幼児があるときは、保育所に入所させる等必要な措置を講じる。

イ．保護者を失った児童があるときは、福祉事務所又は児童相談所に連絡して、適当な施設に収容し保護する。

(3)　公共施設・社会福祉施設の対策

公共施設・社会福祉施設の管理者・経営者は災害に対処するため、以下により入所者の保護にあたるものとする。

ア．避難訓練の実施

震災が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部に亘る計画を策定し、常に地震・津波に注意するとともに避難についての訓練を実施しておく。

イ．避難予定場所の選定

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、収容者の保護に万全を期する。

ウ．職員（保育士等）の確保

災害により職員に事故があり、又収容者の増加によって職員が不足して充足を図る必要があるときは、適宜人選のうえ補充に努める。以上のほか、災害による施設の被害等により、食料又は飲料水を得ることができないとき、もしくは医療その他の救助を必要とするときは、本編に定めるところに従って、救助を受けるよう本部長に連絡又は要請する。

エ．社会福祉施設の充実化

オ．介護誘導訓練の実施

(4)　要配慮者（在宅高齢者、障がい者、病弱者等）対策

区長会等を通じ各地域在宅高齢者、障がい者、病弱者等の把握に努める。また、災害が発生した場合の保護の万全を期するため、各地域の避難所まで安全に誘導する体制を整える。

(5)　外国人に対する支援

外国人の被災状況を把握するとともに、外国語による情報を提供し相談を受ける。

ア．被災状況の確認

県と連絡調整のうえ外国人の被災状況について調査を行う。

イ．情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる外国語で情報提供を行う。

ウ．相談

外国人による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。

相談はＪＥＴ青年、留学生、国際交流ボランティア等に支援を依頼し可能な限り多くの言語で対応する。

また、必要に応じて通訳の派遣をボランティアに依頼する。

エ．その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワーク作りを支援する。

(6)　総合相談窓口への派遣

県が、国、県、市町村、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置した場合は、必要な人員を派遣する。

第１６節　物資拠点計画

〔担当：町（物資調達班）、(社)和歌山県トラック協会〕

１．計画方針

大地震及びそれに伴う津波が発生した場合、各地から寄せられる救援物資を速やかに分配するため、物資の整理、保管、配送を行うために物資拠点を事前に確保しておくものとする

２．計画内容

(1)　物資拠点計画の策定

ア．物資拠点の選択

物資拠点は、道路事情、車輌による搬送等を勘案し、指定避難所に輸送が容易な地点を選定する。

物資拠点の開設は、災害の種類、規模、避難者数、避難の期間、物資拠点の必要性、要員の確保、その他の条件に照らし、開設予定場所を選定しておく。なお作業効率向上のため、できる限り災害対策本部に隣接した保管スペースの確保に努めることとする。

イ．予定地

物資配送拠点の予定地は、太地町の防災施設とする。

ウ．要員の確保

(ｱ) 町職員による要員が確保され物資拠点が開設された場合は、物資調達班が町職員に対して応援要請を行い、必要な要員を確保する。

(ｲ) 町職員では不足する場合

物資の搬入出・配送作業の要員が不足する場合は、ボランティアや運送事業者へ要請を行う。

エ．業務及び対象品目

(ｱ) 物資拠点で行うべき業務

救援物資の受入れ、整理、在庫管理、需要の把握、配送、車両管理等救援物資の在庫管理を的確に行い、必要相当分数量に達している物品は、即座にホームページ等に品名を掲載するなど、外向きに支援の辞退を発信する。

(ｲ) 扱い品目

物資拠点で扱う品目は、原則として救援物資とするが、必要に応じて備蓄品、食料、生活必需品等及び避難者のために必要な物資を扱う。この場合は、それぞれの物資の需要把握、業者への発注等を総合的に行う。

■　物資の輸送に関して現在締結中の応援協定等

応援協定の名称	内　　容	締結団体名	協定年月日
災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定	輸送、荷下し、仕分け、管理、積み込の協力	公益社団法人 和歌山県トラック協会	平成 26 年 12 月 26 日

第５章　保健衛生計画

項　目	担　当
第１節　防疫計画	町（衛生防疫班）、和歌山県、医療関係者
第２節　清掃計画	町（衛生防疫班）
第３節　食品衛生計画	町（衛生防疫班）
第４節　保健師活動計画	町（衛生防疫班）、和歌山県、医療関係者
第５節　精神保健福祉対策計画	町（衛生防疫班）、医療関係者
第６節　動物保護管理計画	町（衛生防疫班）、和歌山県

第１節　防疫計画

〔担当：町（衛生防疫班）、和歌山県、医療関係者〕

1. 計画方針

震災発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、伝染病の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

2. 計画内容

(1)　防疫体制の確立

防疫計画に基づき災害に即した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる。

(2)　実施主体

被災地における、感染症の予防及びまん延を防止する対策は、町長が、医療関係機関等の協力を得て行うものとする。

県は、町による防疫活動の実施が困難であると認めるときは、市町村に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができる。

(3)　組織

衛生防疫班は、医療機関の協力を得て、東牟婁振興局への要請を行って編成し、防疫に必要な器具、資材を整備し、常時出動体制を整えておく。

衛生防疫班の構成は概ね衛生技術者１名（班長）、事務吏員１名、作業員数名をもって編成する。

(4) 災害防疫の実施方法

ア．防疫措置の強化

災害の規模に応じた医療防疫班を設け、対策の推進を図るとともに、県の指示に基づき、防疫活動に従事させるものとする。

イ．検病調査及び健康診断

検病調査は、東牟婁振興局に要請して、週一回以上行うものとし、異常多発の兆候がある場合及び集団避難所においては、できる限り回数を増やして実施し、感染症患者の早期発見に努める。

ウ．臨時予防接種の実施

県は、被災地住民に対して速やかに健康診断を行うとともに感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種法第 6 条の規定により臨時予防接種を実施するものとし、町はそれに協力する。

エ．広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により区長会組織等を通じ、広報活動の強化に努めるとともに、住民の社会不安の防止に努める。

オ．消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第 27 条第 2 項の規定に基づく消毒の方法は、以下によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

(ｱ) 清掃方法

本部は、感染症法及び本章第 2 節「清掃計画」の定める方法により、ごみ、汚泥及びし尿の処理を実施する。

(ｲ) 消毒方法

感染症法第 27 条第 2 項の規定による県知事の指示に基づき実施する。

カ．ねずみ族・昆虫等の駆除

感染症法第 28 条の規定により、県知事が定めた地域内で県知事の指示に基づき、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

キ．生活の用に供される水の供給

感染症法第 31 条の 2 項の規定による県知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水を供給する。なお、実施に当たっては「第 4 編　第 4 章　第 5 節　給水計画」に定める方法により実施する。

ク．患者等に対する措置

災害地において、一類～四類感染症又は新感染症患者、疑似症患者、無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに適切な医療の措置をとる。

ただし、交通途絶等のため、一類、二類感染症又は新感染症の患者で指定医療機関への入院が困難な場合は、適切な医療機関で治療が受けられるよう町長の指示に従う。

ケ．集団避難所

感染症等により指定避難所（「第 2 編第 33 章　避難収容体制の確立」）を開設したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期するものとする。

コ．報告

(ｱ) 被災状況の報告

本部長は被災地域の被害状況を把握した時は、速やかに被害状況報告書により、東牟婁振興局に電話及び文書を持って報告する。報告は文書に先立ち電話又は電報をもって行う。

(ｲ) 防疫活動状況の報告

本部長は毎日の防疫活動の状況を取りまとめ、東牟婁振興局に電話及び文書をもって報告する。

(ｳ) 災害防疫経費見込み額の報告

本部は災害防疫作業費について、その所要見込額を算定し、東牟婁振興局を経由して県に提出する。なお、その概算については、必ず事前に電話などをもって速やかに報告を行う。

(ｴ) 災害防疫完了報告

本部長は、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から起算して、おおむね 20 日以内に報告書を作成して東牟婁振興局に提出するものとする。

サ．記録の整備

防疫に関し整備して保存しなければならない書類は以下のとおりとする。

(ｱ) 被害状況報告書（資料編 3-55）

(ｲ) 防疫活動状況報告書（資料編 3-56）

(ｳ) 清潔方法及び消毒方法に関する書類

(ｴ) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類

(ｵ) 家庭用水の供給に関する書類

(ｶ) 患者台帳

(ｷ) 防疫作業日誌

(ｸ) 災害防疫経費所要額調及び関係書類（資料編 3-57）

(ｹ) 災害防疫業務完了報告書（資料編 3-58）

シ．災害防疫経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費と明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算するものとする。

■ 防疫業務の事務分担

実施主体	本　　部	東牟婁振興局	県	備　　考
検病調査		主　検病調査班を編成し、防疫計画(4)イ．により実施する		
健康診断		主　検病調査の結果、必要と認めるときは、県と協議のうえ行う	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保	
患者の入院		主 1. 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは速やかに入院させる 2. 患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に収容困難なときは適切な医療機関に入院させる	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延防止対策を講じる	
生活の用に供される水の供給	主　振興局の指示により実施する	本部に指示する	必要と認めるとき給水ろ過班の現地派遣及び自衛隊の出動要請	
消　　毒	主　振興局の指示により実施する	本部に指示する		町の被害激甚でその機能が著しく阻害され、本部が実施すべき業務が実施できないか、実施しも不十分であると県が認めたときは、県が代執行する
ねずみ族昆虫等の駆除	主 1. 振興局の命令により実施する 2. 実施基準については伝染病予防法施行規則に準ずる	本部に実施範囲、期間を示達する		
集団避難所	主　集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意する（自治組織の編成）			
臨時予防接種	本部で実施することが可能と認め、県が命令したときは、本部において実施する	主　県の命令により対象者・期日を定めて、臨時予防接種を実施する	予防上必要と認めるときは、対象者－ 期日を指定し振興局に臨時予防接種を命令する	

第２節　清掃計画

〔担当：町（衛生防疫班）〕

1. 計画方針

災害発生により、ごみ、汚泥ならびにし尿等（以下この節において「廃棄物」という）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し、衛生的な生活環境に戻すため、災害時における清掃作業は本計画によるものとする。

なお、災害廃棄物の適切かつ円滑な処理に関する具体的な内容については、「太地町災害廃棄物処理計画」によるものとする。

2. 計画内容

(1)　実施責任者

ア．被災地における収集処分の応急対策計画及びその実施は、本部長が行う。

(ｱ) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所におけるごみ処理の必要性や収果・処理見込みを把握し、必要に応じ仮置き場を設置するよう努める。

(ｲ) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を確認のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要性やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努める。

イ．本部長は、被害が甚大で町だけで処理が不可能な場合は、東牟婁振興局及び県の指導により他の市町村の応援を得て実施するものとする。

(2)　ごみ処理・し尿処理実施の方法

衛生防疫班長を責任者とし、その指揮下に災害の程度に応じて、清掃班を編成して実施する。また、医療施設、社会福祉施設、避難所を優先的に実施する。

ア．清掃班の編成

清掃班の編成にあたっては、町の清掃関係作業員及び器具を中心として、ボランティア又は労働者を雇上げて行う。運搬者は専用車を借上げ、その他必要器具についても購入又は借上げるものとする。

(ｱ) ごみ処理班の編成基準

① 運搬者（トラック、運転手１名付き）３台

② 作業員 10 人

③ 器具（災害の程度に応じて必要な器具、必要な数をそろえる）

(ｲ) し尿処理班の編成基準

① バキューム車３台

② 作業員４人（運搬者に限る）

③ 器具（災害の程度に応じて必要な器具、必要な数をそろえる）

イ． 清掃の方法

(ｱ) 収集・運搬

① 救助法の適用を受けない比較的規模の小さい災害が発生した場合は、現有の人員、器材によってこれを行う。

② 救助法の適用を受けたかなり規模の大きい災害が発生した場合も、可能な限り現有の人員、器材によって行うことを原則とするが、必要に応じて器材等の借上げによって迅速な処置を行う。

③ 町長は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、県知事に要請する。当該要請を受け、県知事は一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、両法人に支援の協力要請を行う。

ウ．処理の方法

(ｱ) ごみ処理

ごみ処理班により被災地域をそれぞれ地区別に分担して処理する。なお、焼却炉で焼却不可な場合は、衛生上問題のない方法を選んで処理する。

(ｲ) がれき処理

がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。又、がれきの適切な分別・処理・処分を行うとともに可能な限りリサイクルする。リサイクルすることは、大量のがれき処分量を減少させるためにも有効であり、積極的に検討しなければならない。ごみ・がれきの量が多い場合は、町有地を基本として一時的な仮置場、一次仮置場、二次仮置場を設ける。

また、広域処理等の災害廃棄物処理対策を整備するため、災害廃棄物処理体制や手続きに関するマニュアルを作成し、関係者に周知するものとする。

車両・人的不足により、一時保管場所への搬送処理が間に合わず、道路際などに山積みとなることを防ぐため、他自治体等関係機関への支援要請を早期段階で実施する。

大規模災害時に町長は、廃棄物の処理等の協力支援を必要であると判断したときは、県知事に要請する。当該要請を受け、県知事は一般社団法人和歌山県産業資源循環協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、支援の協力要請を行う。

(ｳ) し尿処理

① 浸水等により各家庭の便所があふれている場合は、被害家庭において汚物を処理する。

② 相当期間帯水中の地区は、各家庭で桶、便器等で適宜処理させると共に仮設便所においては常にこれを処理し、水が引いてから各便所の汚物を汲み取る。

③ 汲み取りし尿は、し尿処理場、貯留槽又は埋没等の処理を行う。

④ バキューム車で汲み取り不能の場合は、作業員を雇い上げ搬出する。

エ．し尿処理施設の設置

(ｱ) 仮設便所の設置

避難所又は各家の便所使用不能等により仮設便所を開設する場合は、立地条件を考慮し、漏出等により地下に漏出しないよう設置する。

(ｲ) し尿貯留槽

汲み取りし尿が大量のため、応急的に貯留槽を設置する場合は、環境衛生上支障のない場所に設置するとともに、漏出により地下水又は河川水を汚染しないよう注意する。

(3) 死亡獣畜の処理

ア．実施責任者

災害によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で自らの資力ではこれを処理できないときは、町が収集・処理するものとする。

イ．処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理するものとする。

(4) 石綿大気濃度の周知

災害時においては、環境省や県が行う大気中の石綿濃度調査の結果を周知し、石綿・粉塵による健康被害の防止のための注意喚起に努める。

(5) 事務処理

ア．本部長は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）に被害があったときは、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和３年２月改定）」に記載の「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により、直ちに、その発生量、被害状況、写真等を添え、新宮保健所を経由して県へ報告するものとする。

(6) その他

伝染病予防法における清潔方法及びたい積土砂と災害清掃事業との関係

ア．伝染病患者（保菌者も含む）が発生し、伝染病予防上緊急措置を要する患者発生地域及び周辺に対しては、その地域及び期間に限って伝染病予防法による防疫対策として清潔方法を実施する。

イ．たい積土砂の排除は清掃作業とはみなさない。

ウ．上記ア、イ以外のごみ、し尿の処理は災害時の清掃作業となる。

第３節　食品衛生計画

〔担当：町（衛生防疫班）〕

1. 計画方針

震災時における食品営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって被災者に対し、安全で衛生的な食品を提供する。

2. 計画内容

(1)　臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、東牟婁振興局による現地指導等の協力を得て、下記の項目の徹底により事故の発生を防止する。

ア．重点指導事項

(ｱ) 手洗い消毒の励行

(ｲ) 食器器具の消毒

(ｳ) 給食従事者の検便（保菌者の排除）

(ｴ) 原材料、食品の検査

(ｵ) 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱う。

(2)　営業施設

食品営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

ア．重点監視指導事項

(ｱ) 浸水地区は、浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導する。

(ｲ) その他の地区においては、臨時給食施設と同様とするが、特に従事者の健康について指導する。

また、汚水により汚染された食品及び停電による腐敗、変色した食品が供給されることのないよう指導を強化する。

(3)　その他

震災の規模により、食品衛生監視員、東牟婁振興局のみでは、十分な監視指導ができない場合は、状況により食品衛生指導員を指揮して指導にあたるものとする。

第４節　保健師活動計画

〔担当：町（衛生防疫班）、和歌山県、医療関係者〕

1. 計画方針

震災発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努めるものとする。

2. 計画内容

(1)　実施主体

本部長が実施する。ただし、本部長は必要に応じて、東牟婁振興局を経由して県知事に対し保健師の派遣等の要請を行い、衛生防疫班を中心にして計画の円滑な実施に努める。

(2)　衛生防疫班の業務内容

ア．被災地住民の健康状況の把握に努める。
イ．保健師の勤務状況の把握を行う。
ウ．状況により県知事に対して、保健師の派遣を要請する。
エ．緊急医療班等の各班との連携、調整を行う。
オ．その他医療機関との調整を行う。
カ．派遣保健師との被災地における活動調整を行う。

(3)　保健活動

ア．保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ．被災地における活動内容

(ｱ) 被災住民の実態把握
(ｲ) 情報収集及び情報提供
(ｳ) 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
(ｴ) 保健衛生活動の実施
(ｵ) 要配慮者の安否確認
(ｶ) 関係機関との連絡調整

ウ．報告及び記録

保健師活動を実施した場合、本部長は東牟婁振興局を経由して県に報告する。

第５節　精神保健福祉対策計画

〔担当：町（衛生防疫班）、医療関係者〕

１．計画方針

災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

２．計画内容

(1)　各段階における災害対策

ア．災害時

災害による心的外傷後ストレス傷害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、こころの健康に関する相談窓口を必要に応じて設置する。

イ．長期的な精神保健福祉活動

被災地域での医療機関が復旧し、又他府県等からの専門スタッフ等の応援が撤退した際には、町は県及び関係機関等と連携して、次のような業務の推進に努める。

(ｱ) 問題発見のための情報収集
(ｲ) 発見された問題の特性研究及び対策
(ｳ) 関係職員（ボランティアを含む。）の教育研修
(ｴ) 啓発用資材の作成、配布
(ｵ) 講演会、座談会等の開催
(ｶ) 仮設住宅への巡回訪問指導等、こころのケア相談
(ｷ) 被災者同士の自助グループの育成

(2)　被災地の災害対策

町は県と連携を図り、精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(3)　要配慮者への対策

ア．精神障がい者の生活再建支援

被災精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間観の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、県と共に相談の支援を実施する。

(ｱ) デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮のうえ、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。

(ｲ) 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

イ．高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。町は、県と共に、仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

(ｱ) 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。

(ｲ) 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場つくりやイベントの開催などを行う。

ウ．小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。衛生防疫班は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

エ．家族等を亡くした人達への支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第６節　動物保護管理計画（県環境生活部）

〔担当：町（衛生防疫班）、和歌山県〕

１ 計画方針

震災時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、町は、動物愛護の観点から、県と連携し県獣医師会、動物関係団体等の設置する「災害時動物救援本部」とともに動物保護管理活動等を行う。

２ 計画内容

(1)　被災地域における飼養者不明の動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

(2)　避難所等における被災した動物の飼養者への支援

町は、県と連携し、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

ア．避難所での動物の飼養状況の把握及び保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整
イ．飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
ウ．「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣
エ．飼養困難な動物の一時保管
オ．動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
カ．動物に関する寄付金の管理・配分
キ．資材の提供、獣医師の派遣等必要な場合は県の件への支援要請
ク．他府県市町村への連絡調整及び要請

(3)　県が設置する動物救援センターへの収容対策

町は、県及び動物救援本部と連携・協力し、県が設置する動物救援センターへの収容対策を図る。

ア．飼養されている動物に対する餌の配布
イ．負傷した動物の収容・保管
ウ．放浪動物の収容・保管
エ．飼養困難な動物の一時保管
オ．動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供
カ．愛玩動物に関する相談の実施等

第６章　公共土木施設等災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、和歌山県、近畿地方整備局〕

1. 計画方針

震災発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の復旧計画を立てる前に土木班を中心に、落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋ならびに仮締切工事等を請負又は直営で実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水等により被災が予想される箇所について決壊防止工事を行う。

(2)　海岸・港湾災害

海岸背後地の土地利用状況、（救援、復旧等の危機管理を担う施設（町役場、消防団詰所、駐在所、医療機関）がある地区等）や放置すると甚大な二次被害が発生する等、緊急に復旧する必要のある箇所に仮締切工事等を行う。

(3)　砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。

また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

(4)　道路、橋梁災害

被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

(5)　下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、必要に応じて下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

(6)　山地災害

人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、速やかに応急復旧工事に着手する。

第７章　水産関係災害応急対策計画

〔担当：町（農林・水産物班）、海上保安機関〕

1. 計画方針

震災による漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　油の流出への対応

油の流出による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は以下のとおりとする。

■ 油の流出の伝達方法

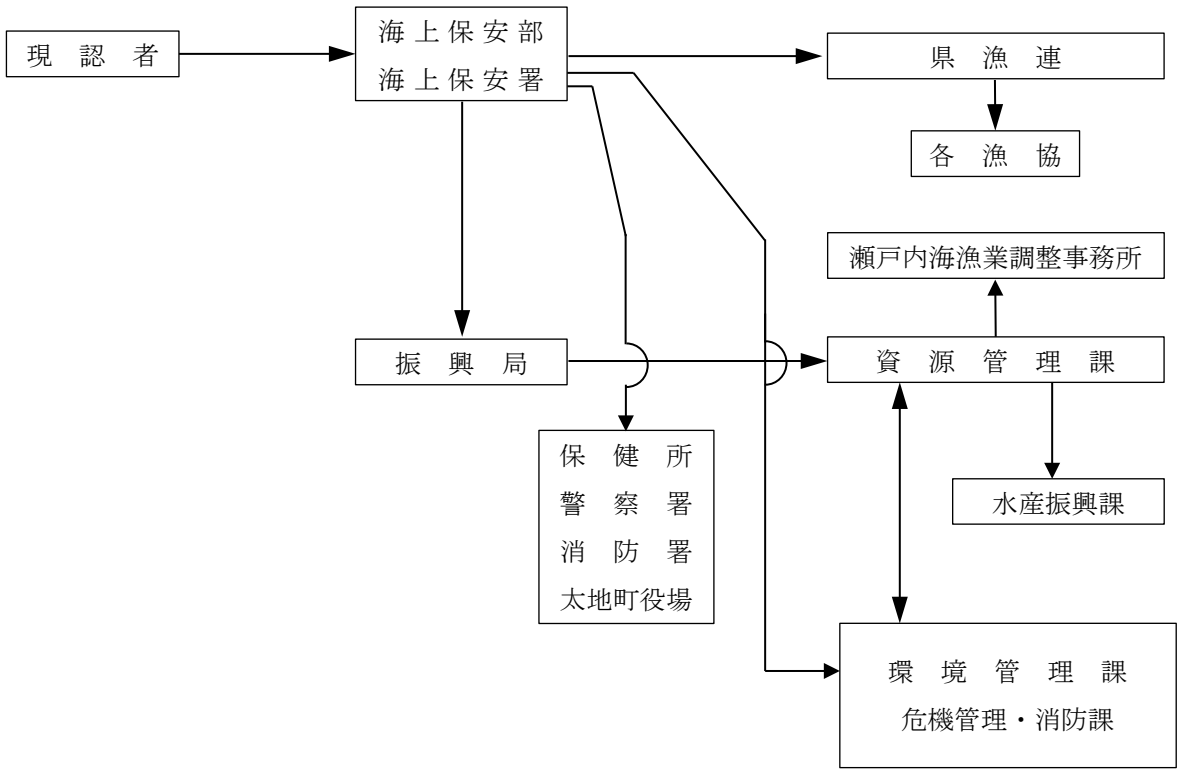

(2) 震災等への対応

震災等による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は以下のとおりとする。

■ 震災時の伝達方法

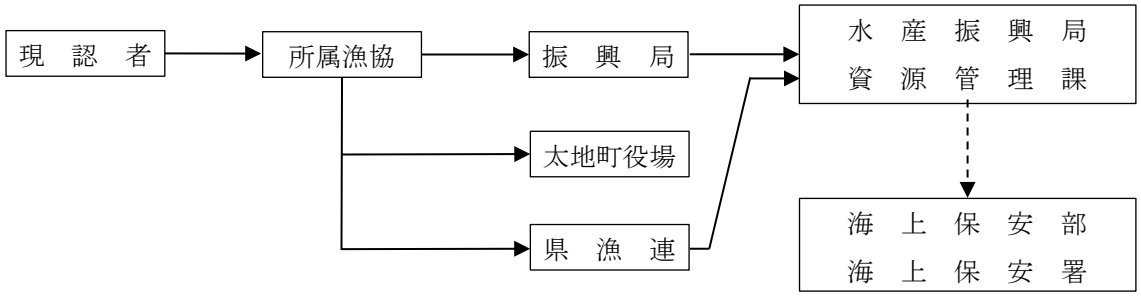

第８章　事故災害応急対策計画

項　目	担　当
第１節　海上災害応急対策計画	町（土木班）、太地町消防団、警察関係者、海上保安機関
第２節　鉄道施設災害応急対策計画	町（土木班）、太地町消防団、警察関係者、JR 西日本
第３節　道路災害応急対策計画	町（土木班）、太地町消防団、警察関係者

第１節　海上災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、太地町消防団、警察関係者、海上保安機関〕

1. 計画方針

(1)　本計画は、海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油等事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。

(2)　大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、隣接県や関係団体等への協力要請を行うと共に、県知事又は第五管区海上保安本部長は、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

2. 計画内容

(1)　実施機関

実　施　機　関	担当業務
事故関係者（船舶所有者）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
串本海上保安署	1　災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2　航空警報等による災害発生の周知 3　災害発生又は拡大防止のための応急措置
太地町 和歌山県	1　災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2　地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3　災害の拡大防止のための応急措置
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言
漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

(2) 実施要領

ア．通報連絡体制

防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

（但し、流出油事故災害の場合は、上記の他、県流出油災害対策協議会の連絡体制を併用する。）

■ **通報連絡体制**

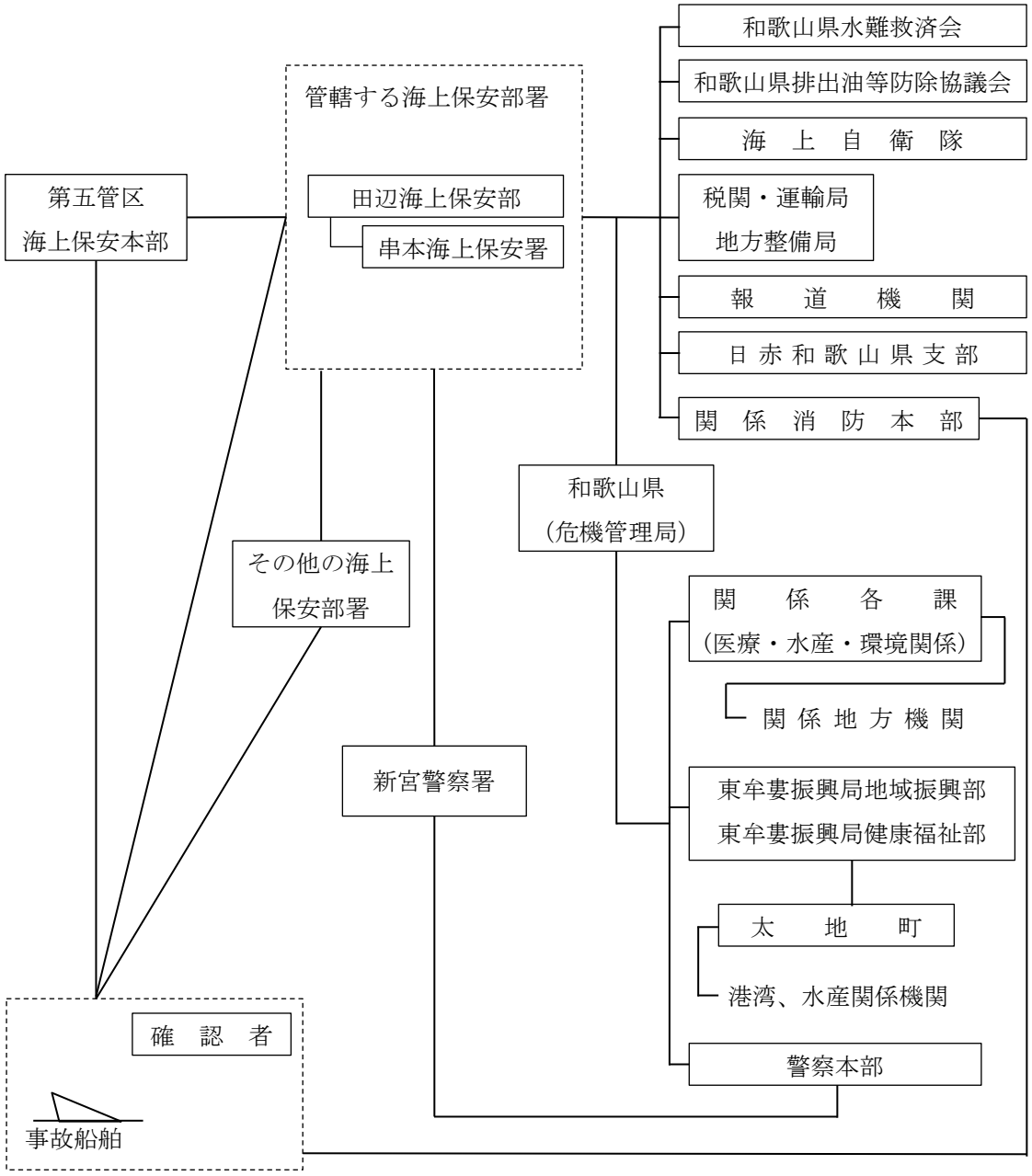

■　和歌山県排出油等防除協議会連絡体制

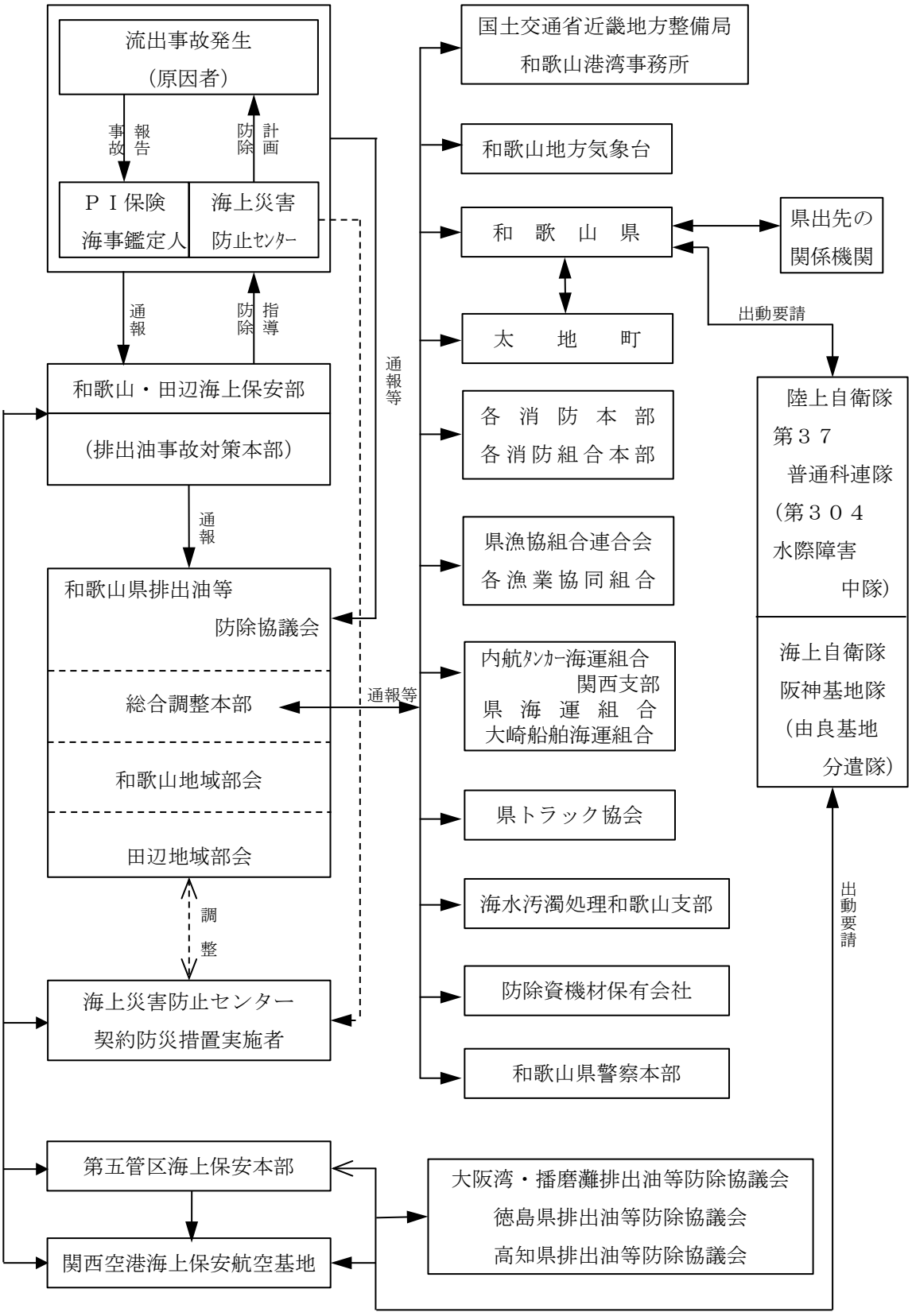

■　船舶に対する周知

機関名	周知手段	対象船舶
串本海上保安署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	テレビ、ラジオ	
漁港管理者	拡声器	在港船舶
漁業用海岸局	漁業無線	港外船舶

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

■　住民に対する周知

機関名	周知手段	対象船舶
太地町	広報車、防災無線等	ア　災害の状況 イ　防災活動の状況 ウ　火気使用及び交通等の制限事項 エ　避難準備等の一般的注意事項 オ　その他必要事項
新宮警察署	パトカーの拡声器	
串本海上保安署	巡視船艇の拡声器	
放送局	テレビ、ラジオ	

なお、必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

(3)　警戒措置

ア．海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

■　海上警戒

実施機関名	措置の内容
串本海上保安署	ア　船舶の航行制限及び禁止 イ　在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ　警戒区域等の設定 エ　巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ　現場周辺における火気使用の制限 カ　流出油等の監視パトロール
その他の防災機関	海上保安署が行う海上警戒に対する協力

イ．沿岸警戒

流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

■ 沿岸警戒

実施機関名	措置の内容
太地町	1　沿岸住民に対する下記の使用制限及び禁止等自衛隊措置の指示、勧告 2　流出油等の漂流に係る監視パトロール
和歌山県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
新宮警察署	沿岸地域の交通制限等

(4) 応急措置

ア. 海上流出油対策（通常の防ぎょ体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

■ 海上流出油対策

串本海上保安署	ア　航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ　巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ　巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ　遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止装置 オ　海上における流出油等防除 カ　流出油等防除作業の技術指導 キ　応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク　海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ　船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
和歌山県	ア　ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ　応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ　防除資機材の調達 エ　沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
太地町	ア　流出油等の状況把握 イ　関係機関との連絡調整 ウ　防除資機材の調達 エ　沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ　回収油等の保管

海上災害防止センター	ア　海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ　船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ　保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ　船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

(ｱ) 県本部長は、上記のほか、次の措置を講じる。

① 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあっせんを要請する。

② 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

③ 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体等の協力を得て、食料、飲料水、医薬品、燃料等の確保を図る。

イ．海上災害における人身事故等（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常体制では対応不可能な場合を想定）

(ｱ) 各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

① 捜索、人命救助、救護

② 消火活動、延焼防止

③ 応急資機材の調達

④ 遭難船の移動

(5)　災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、田辺海上保安部長又は太地町長（ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合）は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置するものとする。

■　災害対策連絡調整本部の設置

構　　成	田辺海造保安部、県、新宮警察署、太地町（消防機関を含む）、港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は、船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設　置　場　所	海上保安部署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
任　　意	災害情報の交換、総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
そ　の　他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

(6) 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努めるものとする。

※油等・・・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）第３条第２号に規定する油及び同条第３号に規定する有害液体物質を示す。

第２節　鉄道施設災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、太地町消防団、警察関係者、JR 西日本〕

1. 計画方針

震災が発生し、もしくは発生が予測される場合の災害応急対策等は JR 西日本と協力して応急措置にあたるものとする。

2. 計画内容

震災等により応急対策等を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 初動措置

ア．保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生又は発生が予想される場合は、線路・橋梁・重要建築物・電車線路及び信号保安設備等の巡回・固定警備を行う。

イ．列車の措置

乗務員は列車の運行に支障を生じる恐れのある災害発生現場に遭遇した場合は、速やかに停止の措置を取る。ただし、危険な箇所に停止した場合、安全な箇所に移動する。また、状況によっては旅客の避難救出救護の要請を行うと共に関係箇所に対し必要事項の速報を行う。

ウ．駅の措置

駅長は災害の程度に応じて、以下の措置を取る。

(ｱ) 駅舎及び関連施設の応急措置

(ｲ) 情報収集

(ｳ) 必要に応じ、列車防護、救護所の開設、医療機関の救援要請等

(2) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア．避難誘導

(ｱ) 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

(ｲ) 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄り駅）に連絡処置を講じる。

イ．救出救護

列車の脱線、転覆又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生した場合は、駅長及び乗務員はただちに救出救護活動を行うものとする。本部長は JR 西日本和歌山支社と連絡を取り、協力して救出救護活動にあたる。

［本町の鉄道施設は、「第 2 編第 17 章 (4)鉄道施設災害予防計画」を参照］

第３節　道路災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、太地町消防団、警察関係者〕

1. 計画方針

本計画は、震災による道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2. 計画内容

(1)　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア．道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ．町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ．県は、町から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ．県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

■　通報連絡体系図

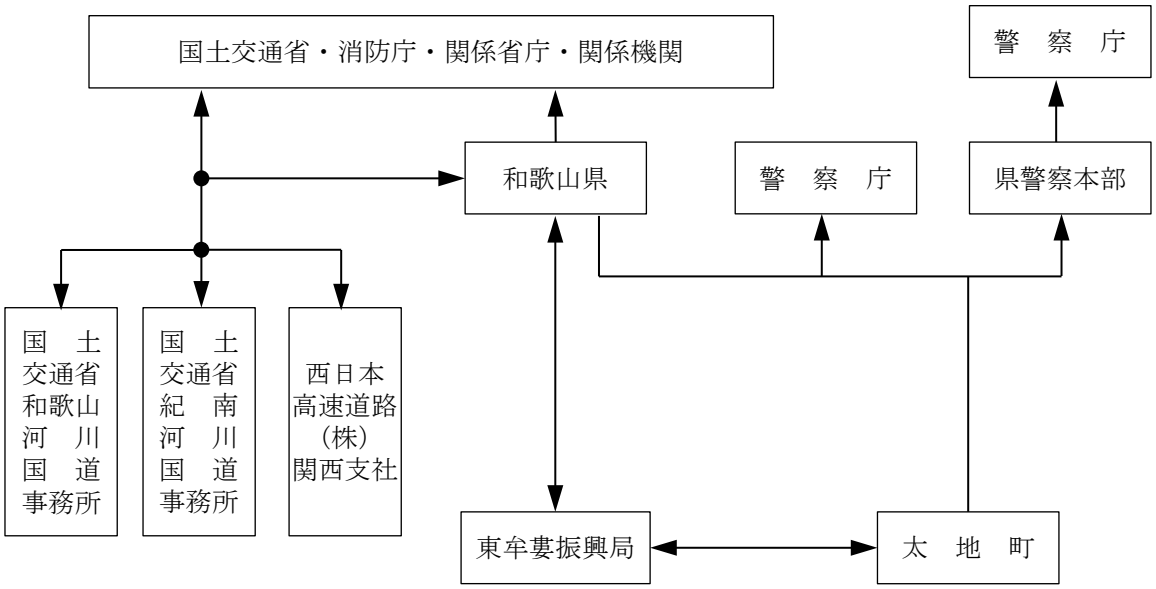

(2)　応急活動及び活動体制の確立

ア．道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ．関係機関は、「本編第１章　防災組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとる。

(3)　救助・救急、医療及び消火活動

ア．道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ．町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ．救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町及び県は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ．被害状況の把握等に航空機を運用する場合、安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(4) その他

ア．道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

イ．道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

ウ．県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

エ．再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第９章　在港船舶対策計画

〔担当：町（農林・水産物班）、太地町消防団、海上保安機関〕

1. 計画方針

津波等の災害時における、船舶の災害防止対策は本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　関係機関との協力

津波発生時における災害を防止するため、県、田辺海上保安部、串本海上保安署、太地町漁業協同組合等と、密接な協力をとると共に次の組織を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。

ア．日ノ御埼以北の沿岸部 － 和歌山紀北地区台風・津波対策協議会(H17.3)

イ．日ノ御埼以南からすさみ町に至る沿岸部 － 紀南地区海上安全対策協議会 (H4.4)

ウ．新宮港 － 新宮港安全対策協議会 (H22.7)

(2)　在港船舶に対する措置

在港船舶に対し、気象・津波等の情報を伝達するとともに、早期避難の勧告及び安全な停泊地への避難を指導する。

ア．在港船舶の動静を把握し、気象情報を伝達するとともに荷役の早期完了又は中止を勧告する。

イ．けい船中の船舶、修繕中の船舶、しゅんせつ船等の早期避難を勧告する。

ウ．在港船舶全般に対し、十分な荒天準備の実施及び安全な泊地に避難するよう勧告する。

(3) 港内における障害物の措置

港内における障害物に対する措置については、串本海上保安署又は田辺海上保安部に連絡し、障害物の除去、航行警報等の措置を要請する。

ア．漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当該物件の所有者又は占有者に対し除去を命ずる。

イ．漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。

ウ．港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれがあるものを除去する。

第１０章　危険物等災害応急対策計画

項　目	担　当
第１節 危険物施設災害応急対策計画	町（総務班）、太地町消防団、危険物取扱事業者
第２節 高圧ガス災害応急対策計画	町（総務班）、太地町消防団、和歌山県 LP ガス協会南紀支部
第３節 危険物、高圧ガス等輸送車両災害応急対策計画	町（総務班）、太地町消防団
第４節 有害物質流出等災害応急計画	町（総務班）、関係事業者

第１節　危険物施設災害応急対策計画

〔担当：町（総務班）、太地町消防団、危険物取扱事業者〕

1. 計画方針

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2. 計画内容

(1)　事業所

危険物施設の管理者は、危険物関係法令により定められた予防規程等によるほか、本部、県及び消防団等と連携して、災害時における応急措置を以下により実施するものとする。

ア．災害が発生する恐れのある場合の措置

(ｱ) 情報及び警報等を確実に把握する。

(ｲ) 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。

(ｳ) 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止ならびに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。

(ｴ) 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ．災害が発生した場合の措置

(ｱ) 消防機関及びその他の関係機関へ連絡する。

(ｲ) 消防設備を使用し、災害の防除に努める。

(ｳ) 危険物施設等における詰め替え、運搬等の取り扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。

(ｴ) 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置をとる。

(ｵ) 災害による有害物質等の漏えいの有無を確認する。漏えいがある場合は、事業所において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、新宮警察署、町へ届けでる。災害が発生した後の毒物・劇物の処理については、物質名及び物質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。

(2) 指揮本部及び消防団

危険物施設の所有者、管理者又は占有者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための指揮本部の設置、消防活動、情報収集及び応急避難の勧告は、「第 4 編第 3 章第 1 節消防計画」の定めるところにより実施するものとする。

(3) 通報連絡体制

危険物施設において震災・地震に伴う事故が発生した場合、次図により関係機関に通報する。

■ **危険物等災害時の通報連絡体制**

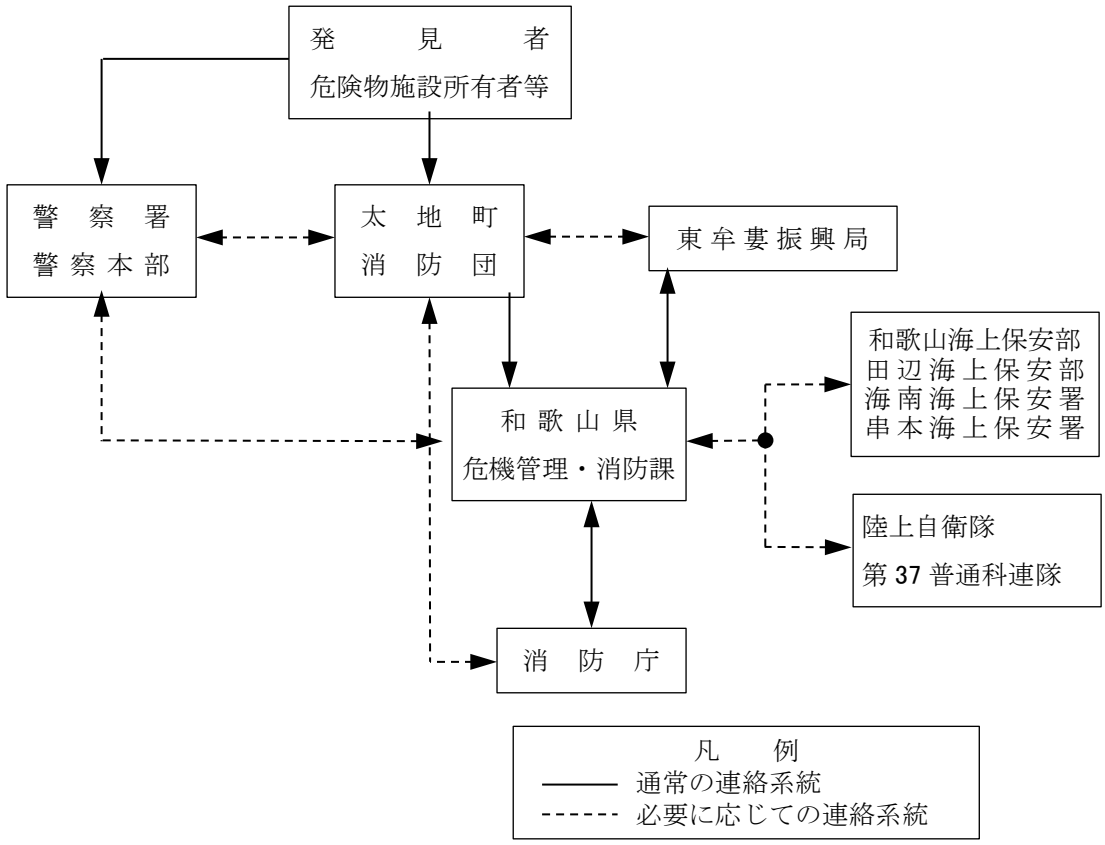

第２節　高圧ガス災害応急対策計画

〔担当：町（総務班）、太地町消防団、和歌山県 LP ガス協会南紀支部〕

1. 計画方針

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定めるものとする。

2. 計画内容

高圧ガスによる災害の発生する恐れがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生もしくは拡大を防止するため速やかに以下の応急措置を講じるものとする。

(1)　管理者の措置

高圧ガスによる災害の発生する恐れがある場合は、施設等の管理者は関係機関との連絡を密にし、速やかに適切な措置をとる。

(2)　住民の避難

上記の措置がとれない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置をとる。

(3)　災害への対応

高圧ガスによる災害の発生した場合は、以下の措置をとる。

ア．立ち入り禁止区域の設定及び交通規制

イ．被災者の救出及び救護

ウ．消火、防火及び防爆ならびに広報活動

(4)　応援の要請

必要に応じて、和歌山県高圧ガス地域防災協議会、和歌山県エルピーガス保安防災会、和歌山県エルピーガス地域防災協議会又は関係事業所等の応援を求める。

■　高圧ガス災害時の通報連絡体制

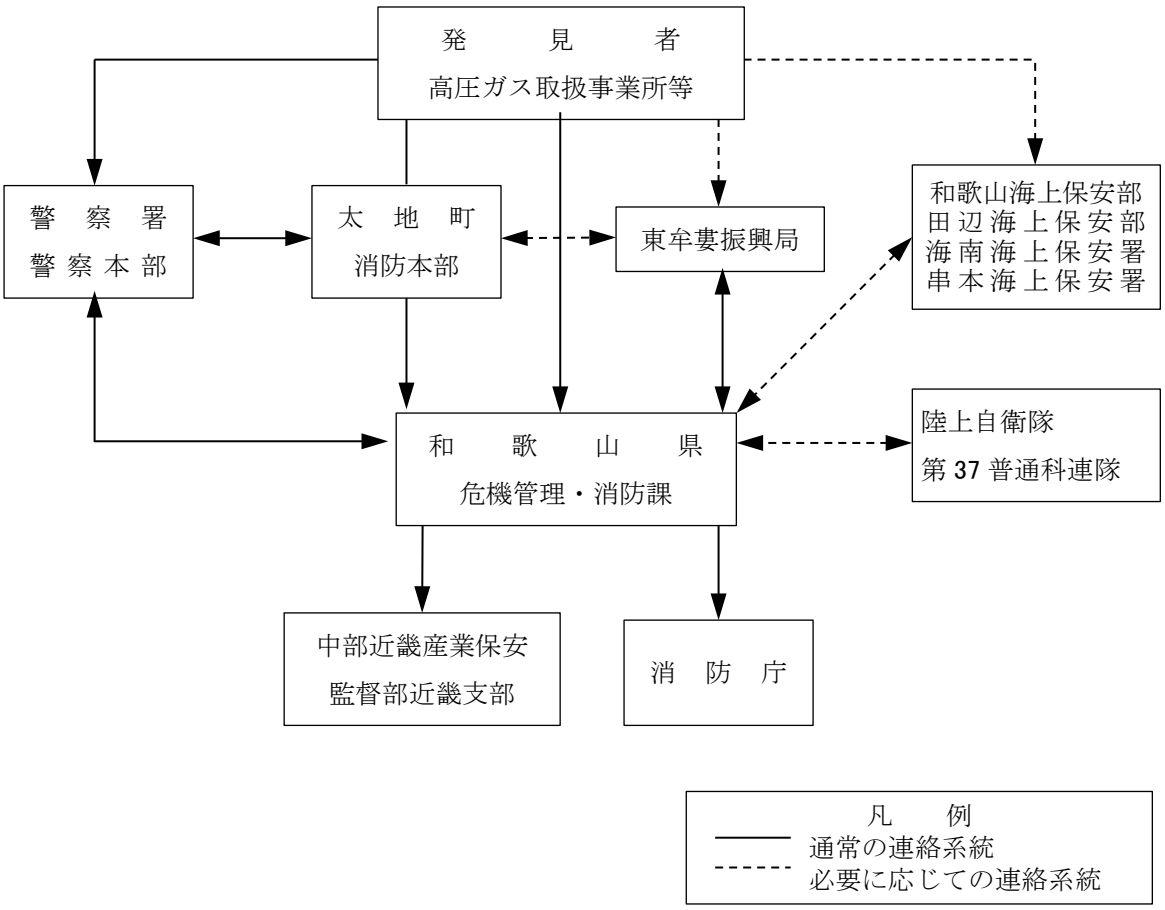

第３節　危険物、高圧ガス等輸送車両災害応急対策計画

〔担当：町（総務班）、太地町消防団〕

1. 計画方針

危険物、高圧ガス等輸送車両の事故にともなう応急措置は、本計画により実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　輸送従事者

輸送途上で事故が発生したときは、以下の措置を講じるほか、事故の状況ならびに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を実施する。

ア．消防機関及び警察官への通報

イ．付近住民ならびに通行人への火気の使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ．エンジンの停止・安全弁の確認・初期消火等

エ．高圧ガスの事故については、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への協力要請

(2)　指揮本部及び消防団

指揮本部の設置、消防活動、情報収集及び応急避難の勧告は、「第 4 編第 3 章第 1 節消防計画」の定めるところにより実施するものとする。

第４節　有害物質流出等災害応急計画

〔担当：町（総務班）、関係事業者〕

1. 計画方針

有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策は、本計画により実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　石綿飛散応急対策

石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行うものとする。

ア．県は、町と協力してアスベスト台帳に基づき石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修復及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

イ．被災建築物の解体工事については、平常時と同じく解体等事業者に対し、労働基準監督署及び保健所と連携して、大気汚染防止計画、労働安全衛生法、石綿障害予防規則で規定される飛散防止措置を求めていく。

ウ．吹付け石綿（レベル１）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

エ．災害時において、環境省や県が行う粉じん大気濃度測定の結果を周知し、粉じんによる健康被害防止の注意喚起を行う。

オ．町は、災害ボランティア、復興事業者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸収を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

(2)　有害物質流出応急対策

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に準じて行うものとする。

ア．町は、関係機関及び事務所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

イ．事業者は水質汚濁防止法第 14 条の 2 に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、町に報告する。

ウ．町は事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。

エ．事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び町の協力を得て実施する。

オ．事業者は有害物質の流出により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、県及び町に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

第１１章　公共的施設災害応急対策計画

項　目	担　当
第１節 上水道施設災害応急計画	町（水道班）、和歌山県
第２節 下水道施設災害応急対策計画	町（土木班）、和歌山県
第３節 公衆電気通信施設災害応急対策計画	町（土木班）、NTT 西日本
第４節 電力施設災害応急対策計画	町（土木班）、関西電力送配電和歌山支社

第１節　上水道施設災害応急計画

〔担当：町（水道班）、和歌山県〕

1. 計画方針

震災により水道施設に被害が生じた場合は、速やかに応急措置を講じ、給水確保に努めるものとする。

2. 計画内容

(1)　水道班の措置

震災による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道班長及び各要員を待機させるとともに、復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは以下の方法により対策を講じる。

ア．施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ．施設の損壊、漏水等の被害発生時の応急措置を行う。

ウ．東牟婁振興局健康福祉部の指導により、各水道とも末端残留塩素検出量 0．2ppm 以上確実に保持するよう努め、記録しておくものとする。

エ．施設に被害を受けた場合は、その大小にかかわらず東牟婁振興局健康福祉部を経由し県食品・生活衛生課に被害の内容、被害金額及び給水の状況等を速やかに電話でもって報告する。

(2)　応急復旧

ア．水道の復旧にあたっては、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うが、特に浄水場から配水池に至る送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。

その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。また必要な場合は県へ支援要請を行う。

イ．国庫補助の対象となるような規模の施設災害が発生した場合は、被害写真を添付した復旧工事計画調書を作成し、東牟婁振興局健康福祉部を経由し県食品・生活衛生課に報告する。

ウ．復旧後の施設の使用開始にあたっては、水質の保全に留意し、管内の消毒等を十分に行う。

(3) 応援要請

災害の応急復旧が、町独自では不十分であると判断される場合、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき応援を要請する。

ア．応援要請先

第 6 ブロック代表都市である新宮市

イ．応援活動の内容

(ｱ) 応急給水作業
(ｲ) 応急復旧作業
(ｳ) 応急復旧資材の供出
(ｴ) 工事業者の斡旋
(ｵ) 前に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

ウ．要請方法

口頭、電話又は通信、無線等により行い、後日文書により速やかに要請先まで提出する。その際には、下記の事項を明示する。

(ｱ) 災害の状況
(ｲ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
(ｳ) 必要とする職員の職種別人員
(ｴ) 応援の場所及び応援場所への経路
(ｵ) 応援の期間
(ｶ) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

［本町の水道施設は、「第 3 編　第 15 章　上水道等施設災害予防計画」を参照］

第２節　下水道施設災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、和歌山県〕

1. 計画方針

震災により下水道施設に被害が生じた場合は、下水のそ通に支障がないよう、速やかに応急措置を講じるものとする。

2. 計画内容

震災が発生した場合には以下の方法により対策を講じる。

(1)　施設の巡回

災害が発生した場合には、下水道各施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2)　応急措置の実施

施設の損壊等を認めた場合には、応急措置を実施する。

ア．管渠

管の継ぎ手・ひび割れにより土砂が流入し、流下機能が低下する恐れがあるため、被害の程度に応じた応急措置を行う。

イ．施設

下水道施設の応急措置・復旧にあたっては、各施設の被害状況に基づく復旧行動指針・復旧計画を策定し、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

(3)　応援要請

町は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

［本町の下水道施設は、「第 2 編　第 14 章　下水道施設災害予防計画」を参照］

第３節　公衆電気通信施設災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、NTT 西日本〕

1. 計画方針

地震・津波により電気通信設備に被害が発生した場合、NTT 西日本和歌山支店と協力し、災害予防、警戒、情報連絡、復旧活動等の災害対策を確立し、迅速かつ的確に通信のそ通に努めるものとする。

2. 計画内容

(1) 災害時における情報の収集及び連絡

ア．情報の収集、報告

震災が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ｱ) 気象状況、災害予報等

(ｲ) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況

(ｳ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(ｴ) 被災設備、回線等の復旧状況

(ｵ) 復旧要員の稼働状況

(ｶ) その他必要な情報

イ．社外関係機関との連絡

震災が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

県、町、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

(2)　通信の非常そ通措置

ア．重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(ｱ) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

(ｲ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第８条第２項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ｳ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86

号）第８条第１項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 55 条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(ｴ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(ｵ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

イ．被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ．災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) 災害時における広報

ア．震災の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ．テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

ウ．災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を実施する。

(4) 設備の応急復旧

震災に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア．被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ．必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員資材及び輸送の手当てを行う。

ウ．復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

(5) 工事中の設備に対する安全措置

津波の来襲のおそれがある場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中止する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講ずる。

(6) 営業所の災害対策組織

［本町の公衆電気通信施設は、「第 2 編　第 17 章　(1) 公衆電気通信施設災害予防計画」を参照］

第４節　電力施設災害応急対策計画

〔担当：町（土木班）、関西電力送配電和歌山支社〕

1. 計画方針

電力施設関係機関は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注する。

2. 計画内容

(1) 情報の収集、連絡

震災が発生した場合は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握する。

ア．一般情報

(ｱ) 気象、地象情報

(ｲ) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報）

(ｳ) 対外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

(ｴ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ．関西電力送配電の被害情報

(ｱ) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(ｲ) 停電による主な影響状況

(ｳ) 従業員の被災状況

(ｴ) その他災害に関する情報

(2) 広報活動及び方法

震災の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することについて広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 対策組織要員の確保

ア．夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた各対策組織要員は気象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ．対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

ウ．交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 災害時における復旧用資機材等の確保

ア．調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

(ｱ) 現地調達

(ｲ) 対策組織相互の流用

(ｳ) 他電力会社等からの融通

イ．輸送

復旧用資機材の輸送は、原則としてあらかじめ関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ．復旧用資機材置き場等の確保

震災時において、復旧用資機材置き場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 応急工事

ア．応急工事の基本方針

震災に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ．応急工事基準

震災時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ｱ) 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品等を活用した応急復旧措置を行う。

(ｲ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品等を活用した応急復旧措置を行う。

(ｳ) 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ｴ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法（標準作業要綱準則）による迅速確実な復旧を行う。

(ｵ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ．災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

［本町の電力施設は、「第 2 編第 17 章 (2)電力施設災害予防計画」を参照］

第１２章　文教対策計画

項　目	担　当
第１節 こども園及び小・中学校の計画	町（教育班）
第２節 学校給食関係の計画	町（教育班）
第３節 社会教育施設関係の計画	町（教育班）
第４節 学用品支給計画	町（教育班）

震災が発生し、又は発生する恐れがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書の確保等について、教育班を中心に以下の応急対策を講じる。

第１節　こども園及び小・中学校の計画

〔担当：町（教育班）〕

1. 計画方針

こども園及び小・中学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　児童生徒の安全確保

ア．児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置をとることができる体制を確立する。

イ．学校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童・生徒に危険が及ぶ恐れがあるときなど、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、本部及び紀南教育事務所東牟婁教育支援室に報告を行う。

ウ．災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、安全確認ができるまでの間、児童生徒の安全確保を第一とし、校内に保護する。

エ．安全確認ができた場合や確実に保護者等への引渡しができる場合には、帰宅させる。又、保護者に対しては、児童生徒の安全な引渡しを図る。

オ．在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

(2) 学校施設の確保

ア．被害程度別応急教育予定場所

(ｱ) 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

(ｲ) 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお、不足する場合は二部授業等の方法により行う。

(ｳ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用する。

(ｴ) 特に地区全体が被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共施設の使用していない施設を借り受け実施する。

イ．施設利用の応援

隣接学校その他公共施設の使用していない施設を利用して授業を行う場合には、以下の方法により当該施設管理者又は所有者の応援を得るものとする。

(ｱ) 町内施設利用の場合

本部において、関係者協議のうえ行う。

(ｲ) 紀南教育事務所東牟婁教育支援室管内の他市町村施設利用の場合

本部は、紀南教育事務所東牟婁教育支援室に対して施設利用の応援を要請する。

(ｳ) 県内の紀南教育事務所東牟婁教育支援室以外の所背施設利用の場合

本部は、紀南教育事務所東牟婁教育支援室に対して施設利用の応援を要請する。

ウ．教職員の対策

(ｱ) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(ｲ) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は本部に派遣の要請を行う。

本部は、管内の学校内において操作する。

(ｳ) 県内操作

町内において解決できないときは、本部は紀南教育事務所東牟婁教育支援室に教職員派遣を要請する。要請を受けた教育部は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんするものとする。

第２節　学校給食関係の計画

〔担当：町（教育班）〕

1. 計画方針

震災時における学校給食の応急対策は、本計画に定めるものとする。

2. 計画内容

(1)　給食の実施

本部は、以下の事項に留意して応急給食を実施する。

ア．被害状況に応じ、町内の学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施する。

イ．施設、原材料の被害のため、その実施ができないときは、速やかに応急措置をして実施するよう努める。

ウ．学校を避難所として使用する場合、給食施設は一般被災者用炊出し施設に利用される場合も考えられるが、学校給食と被災者炊出しとの調整に留意して実施するものとする。

エ．応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症発生のおそれがあるので、衛生管理には、特に留意するものとする。

(2)　物資対策

本部は、被害を受けた給食用原材料等の被害を取りまとめて紀南教育事務所東牟婁教育支援室を経由して県に報告し、処分方法等について指示・指導を受けるものとする。

第３節　社会教育施設関係の計画

〔担当：町（教育班）〕

1. 計画方針

震災時における公民館等社会教育施設関係の負う応急対策は、別の計画に定めるもののほか、本計画に定めるものとする。

2. 計画内容

(1) 公民館等その他の社会教育施設の対策

震災時においては、公民館等の施設は災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合が少なくないので、本部は被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の措置を速やかに実施するものとする。

(2)　文化財対策

被害文化財については、県文化財保護審議委員会及び町文化審議会等専門家の意見を参考にして文化財的価値を可及的に維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者あるいは管理者に指示し、指導するものとする。

ア．災害状況の把握

文化財に災害が発生した場合には、文化財の所有者又は、管理団体からの被害の概況について報告させるほか、係員を現地に派遣して、被害状況の的確かつ迅速な把握に努める。

イ．被害文化財の応急的処置

被害を受けつつある文化財、もしくは被害を受けた文化財については、必要な緊急措置をとるよう指導する。

第４節　学用品支給計画

〔担当：町（教育班）〕

1. 計画方針

震災等により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は、損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るもので、支給は本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　給与の種別

教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第２条１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具品、通学用品

(2)　給与の対象者

災害により住家に被害を受けた児童・生徒で、住家被害の程度は全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者。

(3)　給与方法

ア．学用品は、原則として県において一括購入し、り災児童・生徒に対する配分は、教育班が実施するものとするが、学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任により、調達から配分までの業務を行う。

イ．学用品の給与にあたっては、まずその給与対象となる児童・生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童・生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握するものとする。

(4)　救助法による学用品の給与基準

ア．支給対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む）により、学用品を喪失、又は、棄損し、就学上支障のある小中学校児童・生徒に対して行う。

イ．給与期間

災害発生の日から 15 日以内。ただし、教科書については１ヶ月以内と定められているが、期間内に給与することが困難な場合には、特に期間延長の承認を受ける。

ウ．給与の品目

被害の実情に応じ、以下に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

(ｱ) 教科書等

(ｲ) 教材（教科書以外に使用する教材であり、辞書、図鑑、参考書は除く）
(ｳ) 文房具
(ｴ) 通学用品

エ．費用

費用は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費。

(5) その他

学用品支給に関して整備しなければならない書類等は、以下のとおりとする。

ア．救助実施記録日計票
イ．学用品の給与状況（資料編 3-38）
ウ．学用品購入関係支払証拠書類
エ．備蓄物資払出証拠書類

第１３章　災害警備計画

〔担当：町（総務部）、警察関係者〕

1. 計画方針

大規模地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、和歌山県警察の総力を挙げ、迅速、適切かつ効果的な警察活動を実施し、住民の安全と県内における秩序を維持する。

2. 計画内容

(1)　警察本部の任務と活動

大規模地震等が発生した場合には、次の警察活動を行うものとする。

ア．被害情報の把握
イ．避難等の措置
ウ．救出救助及び行方不明者の捜索
エ．死体の検視及び見分
オ．被災地等における交通の安全と円滑の確保
カ．危険箇所の実態把握及び警戒区域の設定
キ．津波警報等気象情報の収集及び伝達
ク．被災地における犯罪の予防・検挙
ケ．地域安全情報、災害関連情報等の広報
コ．関係機関の活動に対する援助

(2)　警備体制

「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」に基づき、警察職員の各参集場所への自主参集、又は非常招集により緊急な立ち上がりを行う。

次いで、和歌山県警察本部及び各警察署は、その地震の規模及び被害状況に応じた災害警備本部等を設置し、警備体制を確立する。

なお、必要に応じ、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行い、体制の充実を図る。

ア．警備体制の発令

警備体制の発令は、警察本部長が行う。

警察署長は発令がない場合でも管内の災害の情勢に応じて、必要な警備体制をとるものとする。

イ．警備体制の種別等

警備体制の種別及び警備体制確立の時期ならびに各体制下の推進事項は、和歌山県警察本部災害警備計画及び新宮警察署災害警備計画（以下「災害警備計画」）の定めるところによる。

ウ．災害警備本部の組織及び警備部隊の編成と運用

災害警備本部は、各体制の段階に応じて開設することとし、警備本部の組織とその分掌事務及び警備部隊の編成と運用については、災害警備計画の定めるところによる。

エ．体制の切替及び解除

気象状況の好転、悪化、危険状態の解消、緊迫、被災地における緊急措置の経緯など情勢に応じて体制の緩和又は強化、もしくは解除を行う。

(3) 交通対策

ア．交通秩序の確保

災害時においては次の要領によって、早期に交通秩序の確保に努める。

(ｱ) 継続的に交通機関の運行状況及び道路の被害状況の調査を行う。

(ｲ) 前号の調査に基づく交通関係情報を取りまとめ、関係先に通報する。

(ｳ) 要所に交通案内所、不通箇所、う回路等を明示した立看板等の設備及び交通整理員を配置する。

イ．被災地における交通規制

(ｱ) 被災地において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、速やかに当該規制の対象、区間、期間（又は始期）、う回路を決定し、所要の交通規制を行う。

(ｲ) 前号の規制を実施しようとするときは、所定の標識を設定するとともに、報道機関等による広報、立看板の掲示等によって交通の禁止又は制限の内容を、一般住民に周知する。

(4) 通信体制

大規模地震等が発生した場合における通信については、「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」の定めるところによる。

第１４章　災害対策要員の計画

項　目	担　当
第１節　ボランティア受入計画	町（救助班）、太地町社会福祉協議会
第２節　対策要員雇用計画	町（救助班）

大規模な地震・津波により甚大な被害を受けて、職員及び他の市町村からの応援職員だけでは充分な応急対策が実施できない場合においては、町は、太地町社会福祉協議会とともに自主的な防災組織やボランティア、区長会等の協力を受ける。また、ボランティア等を受け入れても応急対策要員が不足する場合や特別な労力が必要な場合の労働力の確保についても本計画に定める。

第１節　ボランティア受入計画

〔担当：町（救助班）、太地町社会福祉協議会〕

1. 計画方針

地震・津波災害の応急対策の実施にあたるボランティアの受入、編成及び活動計画は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　ボランティアの受入体制の整備

町は、太地町社会福祉協議会等と連携しつつボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制の整備に努める。また町はボランティアに対し被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、その他地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとする。また社会福祉協議会は、その調整窓口として、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。

また、未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

(2)　ボランティアセンターの設置

ア．設置

太地町社会福祉協議会は、災害時にはボランティアセンターを設置する。

イ．要請

町は、災害の状況に応じた適切な災害救援ボランティアを太地町ボランティアセンターに要請するものとする。

ウ．運営

ボランティアセンターはボランティア活動を支援するために次の業務を行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

(ｱ) ボランティアニーズの把握と情報提供
(ｲ) 一般ボランティアの受入れ及び受付
(ｳ) 専門職ボランティアに対する活動要請
(ｴ) ボランティア活動の調整及び決定
(ｵ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の確保
(ｶ) 災害対策本部との調整
(ｶ) 在宅の要配慮者のデータの作成及び提供
(ｷ) その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な業務

エ．ボランティアへの石綿ばく露防止教育の徹底

ボランティアセンターは、ボランティアを被災地に送り出す際に、適切な防塵マスク着用等の石綿ばく露防止教育を徹底する。町は、ボランティアへの石綿ばく露防止教育の実施について、ボランティアセンターに周知する。さらに万が一、中皮腫、肺がんを発症した時のために作業従事記録を 40 年間保存する。

(3) ボランティアの編成

ボランティアは災害応急対策の実施に奉仕する目的をもって、おおむね以下の団体等で編成する。

(ｱ) 日本赤十字奉仕団
(ｲ) ボランティア
(ｳ) 青年会
(ｴ) 婦人会
(ｵ) 区長会
(ｶ) 学生及び生徒

(4) 活動計画

ア．受付

奉仕活動に参加する団体等の受付は、一括してボランティアセンター（町社会福祉協議会）が担当する。

イ．活動

ボランティアは主として次の作業に従事するものとするが、ボランティア活動に参加する団体の組織ならびに実態等に即した作業に従事させるものとする。

(ｱ) 炊出しその他、災害救助の実施
(ｲ) 通信、通訳、手話、介護等
(ｳ) 清掃の実施
(ｴ) 災害対策用物資、資材の輸送及び配分
(ｵ) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

(ｶ) 軽易な事務の補助

(ｷ) その他上記作業に類した作業

(5) その他

ア．帳簿等の整備

ボランティアの協力を受けた機関は、以下について記録簿を作成し整備するものとする。

(ｱ) 奉仕活動に参加した団体等の名称及び人員、氏名

(ｲ) 作業内容及び期間

(ｳ) その他参考事項

イ．要請方法

本部各班は、分担する災害応急対策実施のため、ボランティアによる作業の必要があると認めるときは、総務班に連絡し協力を要請する。

ウ．協力要請に必要な情報の提供

県に協力要請する場合は、活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報提供を行う。

第２節　対策要員雇用計画

〔担当：町（救助班）〕

1. 計画方針

地震・津波災害応急対策の実施が、本部の職員及び奉仕団員のみでは労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける対策要員の雇用は、本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　対策要員の雇用

対策要員の雇用は、本部の指示を受け、それぞれの部において行う。

(2)　対策要員供給の方法

対策要員雇用の方法については、町内の建設業者等に委託要請するものとし、なお、不足のときは、新宮公共職業安定所に雇用を依頼する。

(3)　対策要員雇用の範囲

対策要員雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な範囲は、以下のとおりとする。

ア．被災者の避難誘導要員

震災のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者を安全な所に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ．医療及び助産のための移送要員

(ｱ) 災害現場の緊急医療班では処理できない重症患者又は緊急医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院又は診療所に運ぶための人員を必要とするとき。

(ｲ) 緊急医療班により医療助産が行われる際の医師、助産師ならびに看護師の移動に伴なう要員。

(ｳ) 傷病が未だ治癒せずしかも重症であっても、今後は自宅療養することとなった患者を輸送するための要員。

ウ．り災者の救出要員

被災者の身体の安全を保護するため、被災者を救出するための要員。

エ．飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための医薬品等の配付に要する人員ならびに飲料水を供給するために必要な要員。

オ．救済用物資の整理輸送及び配分要員

被服寝具その他生活必需品、炊出し用の食料品、調味料、燃料、医薬品等の衛生材料を整理し、輸送及び配付するための要員。

カ．遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する要員。

キ．遺体処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

ク．対策要員雇用の特例

以上のほか埋葬、炊出し、その他救助作業の要員を確保する必要がある場合は、本部長は東牟婁振興局に申請するものとする。

(4) 対策要員雇用の期間

対策要員雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、自動的に延長されるものとする。

(5) 対策要員の賃金

対策要員に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、雇用した地域における通常の実費程度を支給する。

(6) その他

対策要員を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し、保存するものとする。

ア．臨時雇用人員勤務状況簿

イ．賃金支払い関係証拠書類

ウ．その他必要な事項

第１５章　交通輸送計画

項　目	担　当
第１節 道路交通の応急対策計画	町（土木班）、警察関係者、和歌山県、近畿地方整備局
第２節 船舶交通の応急対策計画	町（総務班）、海上保安機関
第３節 輸送計画	町（物資調達班）、和歌山県

第１節　道路交通の応急対策計画

〔担当：町（土木班）、警察関係者、和歌山県、近畿地方整備局〕

1. 計画方針

震災により道路、橋梁の交通施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は震災時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、新宮警察署（及び駐在所）と連絡を取り、通行禁止及び交通制限等の規制をするほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

2. 計画内容

(1)　交通規制の種別及び根拠

震災時における規制の種別及び根拠は、おおむね以下によるものとする。

ア．道路法に基づく規制（道路法第 46 条）

震災において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者は通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）を行う。

イ．道路交通法に基づく規制（道路交通法第 4 条、同第 5 条、同第 6 条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときには、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し、もしくは制限を行う。

ウ．災害対策基本法に基づく規制（基本法第 76 条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施をはかるため、公安委員会は道路の区間を指定し、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、もしくは制限を行う。また、道路管理者等（道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者）は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

(2)　交通規制の実施

規制の実施は次の区分により行うものとする。

ただし、道路管理者等と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置がとられるよう配慮する。

■ 交通規制の実施区分

区　分	実施責任者	範　囲
道路管理者等	国土交通大臣 県知事 町長	1　道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2　道路に関する工事のため、止むを得ないと認める場合
警察	公安委員会 警察署長 警察官	1　災害応急対策が適格かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

(3)　発見者等の通報

震災時に道路、橋梁等交通施設の被害ならびに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は本部長に通報するものとする。通報を受けた本部長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

(4)　各機関別実施要領

道路管理者は、各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合の調査をすみやかに実施するとともに、警察機関、県土整備部、近畿地方整備局等の行政機関はもとより、関西電力送配電㈱や西日本電信電話㈱等通信事業者等の民間事業者との情報交換を緊密に行い、道路交通状況等の把握に努めるものとする。

ア．道路管理者

災害時により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

ただし、本部長は本町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、ただちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置をとる。この場合本部長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。

イ．警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の場合には、速やかに必要な交通規制を行う。

(5)　緊急輸送車両の通行確保

緊急輸送車両の通行確保については、県計画によるものとする。

ア．緊急通行車両の基準

イ．緊急通行車両の確認

(6) 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより次の標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により取り敢えず通行を禁止し、又は制限をしたことを明示するとともに警察官等が現場において指導にあたるものとする。

ア．規制標識

規制標識は、以下の様式と方法により標示する。

(ｱ) 道路交通法第 4 条、5 条及び道路法第 46 条によって規制したとき

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日号外総理府建設省令第 3 号）」の定める様式と方法による。

(ｲ) 基本法第 76 条により規制したとき

基本法施行規則第 5 条に定める様式と方法による。

イ．規制内容の表示

規制標識には、以下の事項を明示して、標示を行う。

(ｱ) 禁止、制限の対象

(ｲ) 規制の区域及び区間

(ｳ) 規制の期間

ウ．周知の措置

規制を行った場合、公安委員会は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を警察車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

(7) 災害時における緊急通行車両通行ルート確保のための放置車両対策

ア．指定道路区間の指定

道路管理者は、震災時に道路上に停止・停車した車両等が緊急通行車両の通行の妨害となり、緊急の必要がある場合には、その区間を「指定道路区間」として指定する。

イ．車両の移動

道路管理者は、指定道路区間上にあり、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。なお、運転者の不在時等は、道路管理者自らが車両を移動するものとし、この場合において、道路管理者は、止むを得ない限度での車両の破損を実施する。

ウ．土地の一時使用

道路管理者は、車両の移動のため、止むを得ない必要がある場合、その限度において、他人の土地の一時使用及び竹木その他の障害物の処分を行う。

エ．損失の補償

道路管理者は、緊急通行車両通行ルート確保のため、止むを得ない限度において上記(2)に掲げる車両の破損又は(3)に掲げる土地の一時使用を実施した場合、通常生ずべき

損失を補償しなければならない。

オ．指定道路区間の通知

道路管理者は、指定道路区間の指定に係る通知を書面により行うが、緊急の必要がある場合は口頭により行うこととし、事後速やかに書面を送付する。

(8) 報告等

規制を行ったときは、以下の要領により報告又は通知を行う。

ア．系統図

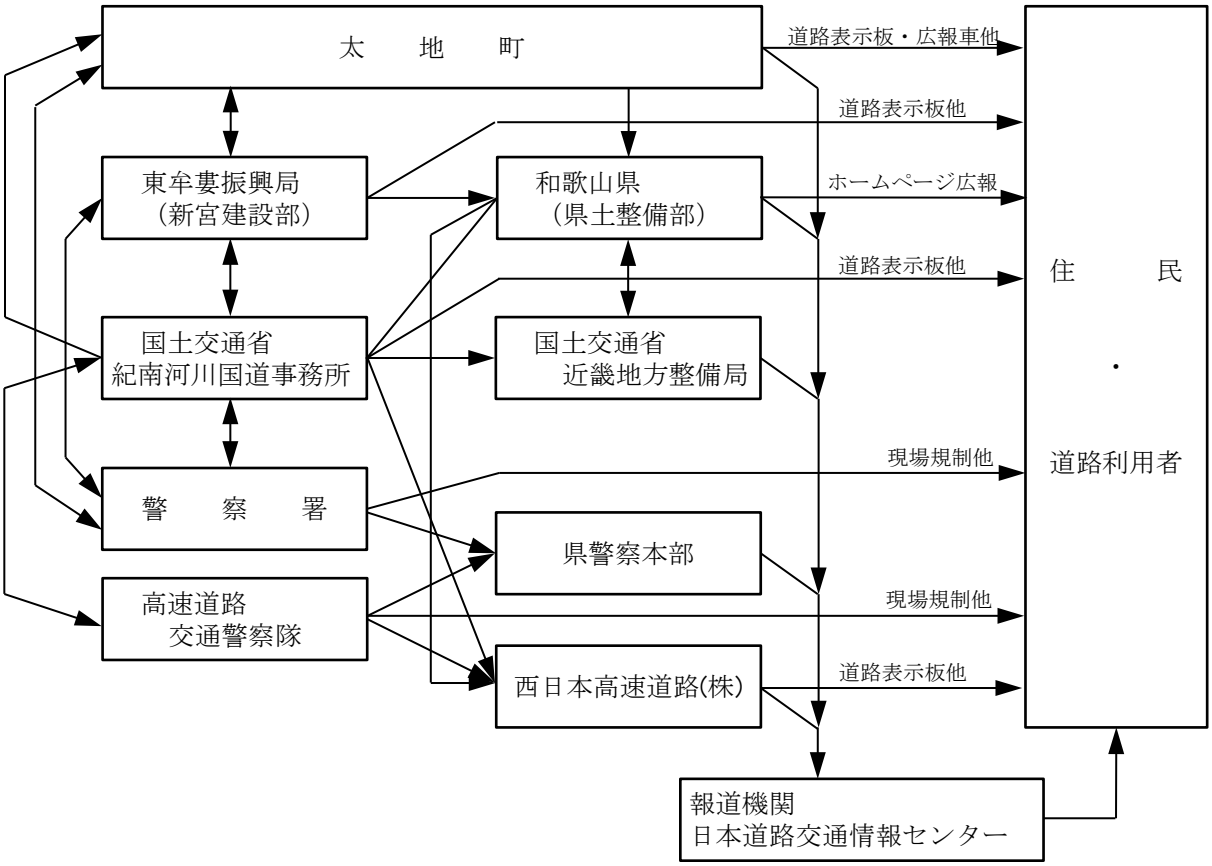

イ．報告事項

各関係機関は、報告、通知にあたっては以下の事項を明示して行う。

(ｱ) 禁止、制限の種別と対象

(ｲ) 規制する区域及び区間

(ｳ) 規制する期間

(ｴ) 規制する理由

(ｵ) 迂回路その他の状況

(9) 道路の応急復旧

ア．応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧は当該道路管理者を実施責任者とする。

イ．本部長の責務

(ｱ) 他の道路管理者に対する通報

本部長は管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけ崩れ及び地震等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(ｲ) 緊急の場合における応急復旧

本部長は事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し、応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

(ｳ) 県知事に対する応援要請

本部長は自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、東牟婁振興局を経由して県知事に対し応急復旧の応援を要請する。

第２節　船舶交通の応急対策計画

〔担当：町（総務班）、海上保安機関〕

1. 計画方針

震災が発生し又は発生する恐れがある場合における、船舶交通の安全確保に関する事項を定める。

2. 計画内容

(1)　田辺海上保安部及び串本海上保安署

田辺海上保安部及び串本海上保安署は、海上交通の安全を確保するため以下の措置をとる。

ア．船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ．海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ．海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずる恐れのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ．船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ．水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ．航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

キ．航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したとき、又は船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに第五管区航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて第五管区水路通報により周知する。

ク．大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を覚知したときは、第五管区航行警報、安全通報ならびに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

(2) 漁港管理者

所管する漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行い、必要があるときは除去命令を行う。

また、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

第３節　輸送計画

〔担当：町（物資調達班）、和歌山県〕

1. 計画方針

震災時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上・空中及び海上輸送のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的な緊急輸送を実現するものとする。

また、必要に応じて特に機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を検討する。

2. 計画内容

(1)　基本方針

ア．輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、以下の事項に配慮して行う。

(ｱ) 人命の安全

(ｲ) 被害の拡大防止

(ｳ) 災害応急対策の円滑な推進

イ．輸送対象の想定

(ｱ) 第１段階

① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資

② 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

③ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等

④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(ｲ) 第２段階

① 上記①の続行

② 食料及び水等生命の維持に必要な物資

③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ｳ) 第３段階

① 上記②の続行

② 災害復旧に必要な人員及び物資

③ 生活必需品

ウ．実施者

災害輸送は他の計画で定めるもののほか、本部長が実施し、物資調達班が担当する。

(2)　輸送の種別

災害輸送は以下の手段のうち適切な方法により実施する。

ア．自動車及びバイク等による輸送

イ．鉄道軌道等による輸送

ウ．船舶による輸送

エ．ヘリコプター等による空中輸送

オ．人力等による輸送

(3) 輸送力の確保等

ア．自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね以下の順序による。

(ｱ) 当該実施機関所有の車両等

(ｲ) 公共的団体所有の車両等

(ｳ) 営業用の車両等

(ｴ) その他の自家用車両等

イ．本町の措置

(ｱ) 町所有の車両を優先して調達するなどの方法で確保に努める。

(ｲ) 町の輸送に必要な車両及び要員等の確保については、適宜町内の業者所有の車両等を借上げて調達するなどの方法で確保に努める。

(ｳ) 町所有の車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して県（東牟婁振興局）に応援を要請する。

ウ．鉄道軌道等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資等を確保したときで、鉄道軌道等による輸送が最も適当であると判断したときは、鉄道軌道等による輸送を行う。

エ．船舶による輸送

陸路の交通が途絶した場合には、県本部を通じて田辺海上保安部、海上自衛隊又は近畿海運局勝浦海運支局に対し、船舶の出動を要請する。

オ．ヘリコプター等による空中輸送

一般交通途絶時にともない緊急に空中輸送が必要なときは、本部は県本部を通じ、県及び自衛隊所有のヘリコプターによる空中輸送出動を要請する。なお、空中輸送による救助物資の投下場所及びヘリコプター発着場地点は、「災害予防計画　第 32 章緊急輸送体制の確立」のとおりとする。

カ．指定公共機関び関係団体等への応援要請

町、県の輸送力をもってしても対処できない場合で、応援を必要とする場合は、指定公共機関（運送業者）、関係団体に対し、応援を要請する。

(4) 緊急輸送道路等の確保

ア．道路管理者

和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が策定する緊急輸送道路及び町内の重要な輸送路（町道）それぞれの道路管理者は、緊急交通路の点検及び道路啓開を行う。

イ．点 検

使用可能な緊急輸送道路等を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を県本部及び県警察本部（新宮警察署）に連絡する。

ウ．道路啓開

民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

［本町の緊急輸送道路及びヘリコプター発着地点は第 2 編第 32 章緊急輸送体制の確立を参照］

■ 本部公用車

常備場所	種　　別	台数
町役場	普通乗用車	1
	普通（特殊）自動車	1
	小型貨物車	1
	小型貨物トラック	2
	軽四乗用車	1
	軽四貨物車	3
	軽四トラック	6
	マイクロバス	3

常備場所	種　　別	台数
太地町消防団	ポンプ車	5
	小型動力ポンプ付積載車	3
	救急車	2
	指令広報車	1
	広報車	1
	工事積載車	1
	バイク	3

（資料：総務課）

第１６章　自衛隊派遣要請等の計画

〔担当：町（総務班）、和歌山県、自衛隊〕

1. 計画方針

防災ならびに震災発生時における自衛隊の派遣を要請するための必要な事項は、自衛隊法によるもののほか、必要事項については本計画によるものとする。

2. 計画内容

(1)　災害派遣部隊の任務及び業務

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため消防、水防、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水ならびに通信支援等に任ずるものとする。

(2)　災害派遣要請基準

ア．要請権者

自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により県知事とする。

警察又は本部長が行う派遣要請は、自衛隊法では要請権者としては定められていないため、「要請」ではなく「通報」として取り扱われる。

イ．要請要領

震災が発生し、又は発生する恐れがあり、人命又は財産保護のため必要と認める場合には、本部長より東牟婁振興局、県知事を通じて自衛隊に対して行うものとする。

ウ．本部長の県知事への派遣要請の依頼

(ｱ) 本部長が県知事に対し自衛隊の派遣要請の要求を行うときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって東牟婁振興局を経由して県に要求するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

(ｲ) 通信途絶等により県知事に対し派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第 37 普通科連隊）に様式を添えて通知することができる。この場合、本部長は速やかにその旨を、県知事へ報告するものとする。

(3)　派遣不要時の連絡

本部長は、事態の推移に応じ、派遣不要と決定した場合は、ただちに東牟婁振興局を経由して県に連絡を行う。

(4)　自衛隊が災害派遣を行う場合の通知受取り

県知事の派遣要請又は自主的判断により、陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第 37 普通科連隊長）が部隊等を派遣した場合、本部長は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職氏名、その他必要事項を県知事より受け取るものとする。

(5)　自衛隊との連絡調整

ア．情報の交換

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。

イ．連絡所の設置

自衛隊災害派遣業務を調整しその迅速化を図るため、町に自衛隊との連絡所を設置する。

(6)　派遣部隊の誘導及び受入れ体制

ア．派遣部隊等の誘導

自衛隊からの誘導要請に備えて、県警察本部に対し、出動経路、交通事情・付近の状況等の詳しい情報を報告する。

イ．派遣部隊の受入れ体制

(ｱ) 現地連絡責任者の指定

部隊受入れ及び作業の円滑化を期するため、現地連絡責任者を指定し、派遣部隊指揮官との連絡調整にあたるものとする。

(ｲ) 受入れ体制の整備

自衛隊の災害派遣決定通知を受けた後、派遣部隊が迅速かつ円滑に作業ができるよう作業計画を策定するとともに、災害の状況、他の機関の応援状況を十分勘案し、自衛隊の作業の実施に必要な下記の資機材等を準備する。

① ヘリポートの確保

町民グラウンドをヘリポートとし、グランドへの散水、ヘリポートの標示、発煙筒の準備を行う。

② 部隊結集地の確保

町民グラウンドを候補地とする。

③ 宿泊施設

公民館等を確保する。

④ 空中消火が必要な場合

空中消火資機材の借受申請は以下のとおり行う。電話連絡後、速やかに申請書（資料編 2-11）を提出する。また、必要に応じヘリコプターとの通信のための無線機の貸出しを行う（空中消火資機材配置場所は新宮市消防本部、TEL0735-21-0119、FAX0735-21-9911）。なお、使用後は速やかに「空中消火資機材使用報告書」（資料編 2-12）を県知事に提出するものとする。

■　空中消火資機材の借受申請要領

本　部　長 → 東牟婁振興局 → 県　知　事

様式 45

TEL 0735-22-8551

（防）370-400

FAX （防）370-499

(7)　派遣部隊等の撤収要請

ア．本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合には、東牟婁振興局を経由して県知事に対して自衛隊の撤収要請を要求する（資料編 2-10）。

イ．災害派遣命令者は、前項の要請を県知事より受けた場合、又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊等の撤収を命じるものとする。

■　自衛隊撤収要請の手順

本　部　長 → 東牟婁振興局 → 県　知　事 → 自　衛　隊

様式 47

TEL 0735-22-8551

（防）370-400

FAX （防）370-499

第１７章　県防災ヘリコプター等活用計画

〔担当：町（総務班）、和歌山県〕

1. 計画方針

震災が発生した場合、広域かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプター等を有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

2. 計画内容

(1)　防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として本部からの要請により運航する。

(2)　防災ヘリコプターの応援

本部長の県知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は以下のとおりである。

ア．応援要請の原則

町内で災害が発生した場合で、以下のいずれかに該当するとき、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

(ｱ) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合。

(ｲ) 本町の消防力では、災害の防御が著しく困難と認められる場合。

(ｳ) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

イ．応援要請の方法

和歌山県防災航空センターに電話で速報のあと、ファクシミリで緊急運航の要請を行う。

（和歌山県防災航空センターTEL 0739（45）8211，FAX 0739（45）8213）

災害が収束した場合は、「被害状況報告書」（資料編 3-55）を和歌山県防災航空センターに提出する。

(3)　防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、以下の活動内容で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

ア．被災状況等の調査及び情報収集活動

イ．救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

ウ．消防隊員、消防資機材等の搬送

エ．被災者等の救出
オ．救援物資、人員等の搬送
カ．災害に関する情報、警報等の伝達の広報活動
キ．その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

(4)　県への職員等派遣要請

県は、大規模災害時における早期の被災市町村支援のため、県職員派遣制度として緊急機動支援隊の派遣、災害廃棄物処理支援要員の派遣、住家被害認定支援を行っている。本部長は、被害が甚大で町だけでは十分に応急活動が実施できない場合、これらの支援制度を用いて、県への支援を要請する。

■　ヘリコプター発着予定地

名称	所在地		施設管理者		面積 東西　m 南北　m	備考
	住所	電話番号	氏名	電話番号		
町民グラウンド	太地 1770-51		町教育委員会	0735 (59)2335	80m 80m	
小長井地区広場 （太地町防災ヘリポート）	太地 2995-1		町総務課	0735 (59)2335	70m 40m	

（資料：県地域防災計画・資料編、和歌山県赤十字 ）

第１８章　相互応援計画

〔担当：町（総務班）、和歌山県〕

１．　計画方針

地震・津波に対し、町だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、県、近隣市町及び指定地方行政機関へ応援協力を要請し、応急復旧活動に対処する。

ただし、消防組織法の規定に基づく消防の相互応援協力については協定事項による。

２．　計画内容

(1) 法律、協定に基づく応援協力の要請系統

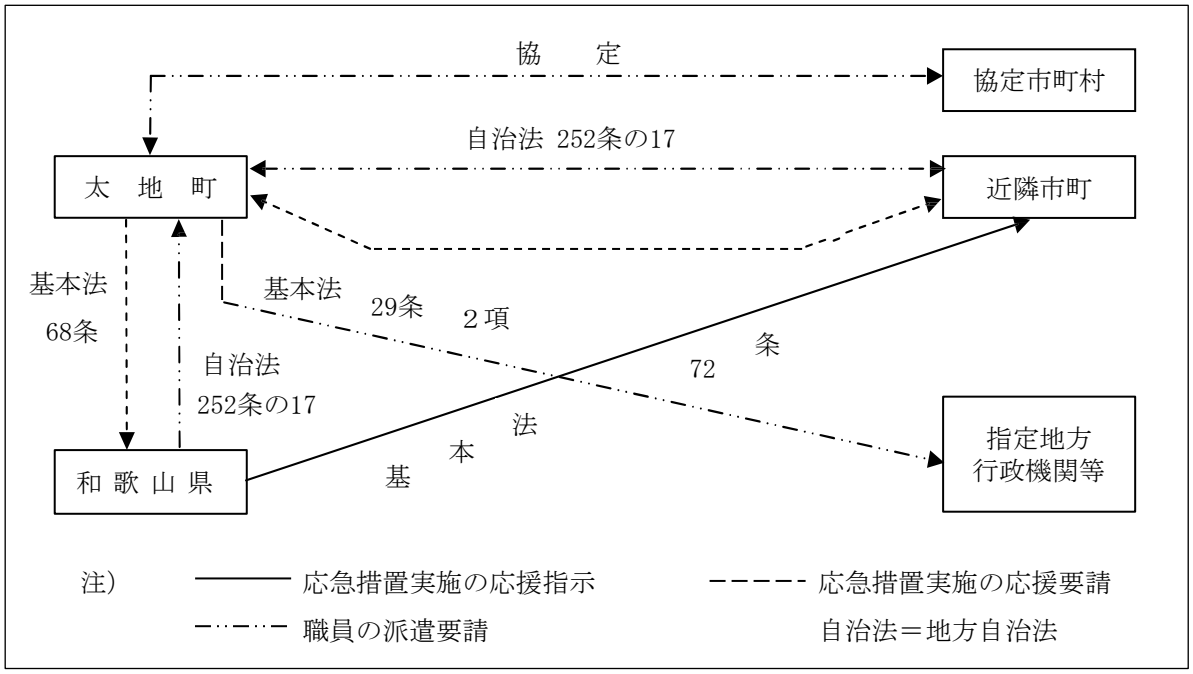

(2)　応援の要請

ア．要請の実施責任者

応援要請を求めるときは、次にあげる場合において総務班が行う。

又、災害の発生により、町及び県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、平成 25 年６月修正災害対策基本法第 78 条の２に基づき、国（指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）は、町に代わって、実施すべき応急措置の全部又は一部を実施しなければならないこととされた。

(ｱ) 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に応急措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができると判断されるとき。

(ｲ) 町域内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助等に著しい支障をきたすおそれがあるとき。

イ．要請方法

応援を要請するときは、災害の状況及び応援を必要とする理由、応援を必要とする期間、応援を希望する人員並びに機材、車両等の概数、応援を希望する区域及び活動内容、その他参考となる事項を記載した文書による。

ただし、緊急を要する場合で文書によることができないときは、ＦＡＸ又は電話により行う。この場合においては事後すみやかに文書を提出する。

ウ．応援の受け入れ体制

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、公共施設、グラウンド、宿泊施設等を指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点としてこれを提供する。

(3) 応援要員の確保

他市町村からの応援要請を受けた場合、直ちに要員を派遣する。ただし、要員の派遣が長期に及ぶ場合には、交代要員を確保し、適宜交代を行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、要員の派遣に当たっては、応援要員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

その他、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援要員等の執行スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(4) 市町村の相互応援

ア．和歌山県下消防広域相互応援協定

町は、平成８年３月１日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努める。

イ．水道災害相互応援対策要綱に基づく協定

町は、平成８年２月 23 日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において異常渇水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努める。

(5) 広域的な応援体制の整備

ア．消防広域応援

大規模な地震災害等が発生した場合に、情報を収集した結果、県内の市町村の消防力をもって対応することが困難であると認められる場合には、県知事は、消防組織法第 24 条の３の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請する。

イ．警察広域緊急援助隊の設置

国内において大規模な震災が発生し、又はそのおそれがある場合に、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地に赴き、直ちに被害情報等の収集、救出・救助、緊急交

通路の確保等にあたる警察広域緊急援助隊を全国都道府県警察に設置している。公安委員会は、被災地を管轄する公安委員会の援助要求により速やかに派遣する。

(6) 広域一時滞在

ア．県内における広域一時滞在

(ｱ) 広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(ｲ) 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県内他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

イ．県外における広域一時滞在

(ｱ) 広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(ｲ) 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

ウ．被災住民に対する情報提供と支援

本町が被災し広域一時滞在が実施された場合、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

本町が広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第１９章　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

〔担当：町（総務班）〕

１．計画方針

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。（平成 25 年 6 月改正災害対策基本法）

内閣総理大臣により太地町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第 86 条の２から第 86 条の５までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

２．計画内容

災害対策基本法第 86 条の２から第 86 条の５までの特例措置のあらまし
１.避難所及び応急仮設住宅における特例（第 86 条の２） 政令で定める区域及び期間において、消防法第 17 条の規定（建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。 ２.臨時の医療施設に関する特例（第 86 条の３） 政令で定める区域及び期間において、医療法第４章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。 ３.埋葬及び火葬の特例（第 86 条の４） 厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第５条（市町村長による許可）及び第 14 条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。 ４.廃棄物処理の特例（第 86 条の５） 環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第２０章　東海地震の警戒宣言に伴う対応

〔担当：町（総務班）、和歌山県〕

１．　計画方針

本町を含む和歌山県は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、町及び県は、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

２．　計画内容

(1) 東海地震注意情報発表及び警戒宣言発令時の措置

町は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せされるまでの間、警戒活動を行う。

特に、警戒宣言発令時の対応として、避難情報の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとする。

第５編　災害復旧・復興計画

第１章　施設災害復旧事業計画

1. 計画の目的・目標

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再度の被災防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に働きかける必要がある。そのため、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、本町の災害特性及び被害の原因を検討して、綿密周到な計画を組まなければならない。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておかなければならない。

２．取組内容

(1) 事業計画の種別

災害の復旧事業の実施にあたっては、次の災害復旧事業計画が挙げられる。

上記基本方針を基盤として、次に挙げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

ア．　公共土木施設災害復旧事業計画

(ｱ) 河川公共土木施設復旧事業計画

(ｲ) 海岸公共土木施設復旧事業計画

(ｳ) 砂防設備復旧事業計画

(ｴ) 林地荒廃防止施設復旧事業計画

(ｵ) 地すべり防止施設復旧事業計画

(ｶ) 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画

(ｷ) 道路公共土木施設復旧事業計画

(ｸ) 漁港公共土木施設復旧事業計画

(ｹ) 下水道施設復旧事業計画

イ．　農林水産業施設災害復旧事業計画

(ｱ) 林地荒廃防止施設復旧事業計画

ウ．　都市災害復旧事業計画

エ．　水道施設災害復旧事業計画

オ．　住宅災害復旧事業計画

カ．　社会福祉施設災害復旧事業計画

キ．　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

ク． 学校教育施設災害復旧事業計画

ケ． 社会教育施設災害復旧事業計画

コ． 文化財災害復旧事業計画

サ． その他の災害復旧事業計画

(2) 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

ア． 国庫補助及び国の財政措置

(ｱ) 公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

(ｲ) 農林水産施設災害復旧

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの

(ｳ) 公立学校施設災害復旧

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

(ｴ) 公営住宅の建設

公営住宅法によるもの

(ｵ) 都市施設災害復旧

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

イ． 地方債に基づく措置によるもの

ウ． 地方交付税に基づく措置によるもの

エ． 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

(ｱ) 激甚災害の調査

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

(ｲ) 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

(ｳ) 特別財政援助の交付（申請）手続き

町は、激甚災害の指定を受けた際には、速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法)」及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第２章　災害復旧資金計画

1. 計画の目的・目標

民生の安定を図るための、災害復旧資金計画の方針を定める。

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

２．取組内容

(1) 資金の種類

ア．農林漁業関係の資金融通

(ｱ) 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

農林漁業者経営資金

農林漁業組合事業資金

(ｲ) 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

農業基盤整備資金

林業基盤整備資金

漁業基盤整備資金

漁船資金

農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

農林漁業セーフティネット資金

(ｳ) 生活営農資金

イ．商工業関係の資金融通

(ｱ) 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

(ｲ) 災害復旧高度化融資

(ｳ) 中小企業近代化資金等助成法の設備近代化資金の償還期限延長

(ｴ) 小規模企業者等設備導入資金助成法の設備資金の償還期限延長

ウ．　福祉関係の資金融通

(ｱ) 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）

（窓口：太地町社会福祉協議会　　実施主体：県社会福祉協議会）

総合支援資金

福祉資金

教育支援資金

不動産担保型生活資金

臨時特例つなぎ資金

母子・寡婦福祉資金

(ｲ) 母子・寡婦福祉資金

事業継続資金

住宅資金

エ．　住宅関係の資金融通

(ｱ) 災害復旧住宅資金

(ｲ) 災害特別貸付

第３章　その他の復旧計画

1. 計画の目的・目標

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう職業のあっせん、税の減免、資金の融資、災害弔慰金の支給等により、被災者の生活確保を図るものとする。また被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うこととともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

２．取組内容

(1) 災害住民相談の実施

町は、大規模災害の発生等により、住民からの問合せが多数となった場合は庁舎内に住民相談窓口を開設する。相談窓口においては、行方不明者の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の役場の実施する災害対策業務の受付案内を職員が行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

(2) 被災者の生活確保

ア．職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図る。

県は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て事業主に雇用維持を要請する。

町は住民相談窓口を設置した場合、離職者のための相談を受けるとともに、離職者の状況を把握し、県に報告する。

イ．税の減免等

町は、被災者に対し、地方税法及び町条例により、納税の期限延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

国・県は、被災者に対し、法令及び県条例により、国税・県税の期限延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

ウ．災害弔慰金等の支給・生活福祉資金の貸付等

町は、自然災害により被災した住民に対し災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金、生活福祉金の貸付けを行う。

エ．　住宅金融公庫法に基づく災害復興住宅資金の貸付等

住宅金融公庫に被災者に対する貸付金の融資を申請するとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対しての指導を行う。

オ．　り災証明書の発行

財務班は、り災した世帯の再建復興のため、手続き書類としてり災証明を発行する。り災証明の発行に必要な手続きと様式は次のとおりとする。

(ｱ) 発行の手続き

個別調査結果に基づき被災者台帳を作成する。り災証明書発行申請に対して、り災者名簿により確認の上発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。り災者名簿により確認できない場合は、申請者の立証資料をもとに判断して、り災証明書を発行する。

(ｲ) 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明する。

り災証明内容
住家等の全焼、半焼
住家等の全壊、半壊、流出、床上浸水、床下浸水
動産の破損、損壊

(ｳ) 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

(ｴ) り災証明等の書式

「資料編 1-28 り災証明書の交付に関する要綱及びり災証明書」参照。

カ．　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況,配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第４章　復興計画

1. 計画の目的・目標

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、速やかな復興計画の策定について定める。なお、より早く復興に取り組むために、県が策定した「復興計画事前策定の手引き（平成 30 年 2 月）」を参考に事前の復興計画を策定し、復興に係る基本方針を定めておくものとする。

２．取組内容

(1) 復興基本方針

ア．　目標年度の決定

災害の規模を勘案した上で、計画の復興目標年度を早期に決定する。

イ．　計画策定の趣旨

町総合計画等の他の計画を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を決定する。

ウ．　目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、策定していく。

(ｱ) 良質な住宅の供給
(ｲ) 高齢者・障がい者向け住宅の建設促進
(ｳ) 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
(ｴ) ボランティア、防災教育の推進
(ｵ) 防災通信システム、情報ネットワークの整備
(ｶ) 防災機能、代替機能を有した交通機関と道路網の整備
(ｷ) 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
(ｸ) ライフラインの耐震化
(ｹ) 既設施設の耐震診断及び補強、改築
(ｺ) その他

(2) 災害復興本部

災害復興本部は、災害対策本部と連携をとりながら、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局とする。復興本部は、総務課を主体とする。

(3) 事業計画

住民が安心して暮らせる安全で災害につよい町づくりをめざし、（1）に掲げた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

(4) 事前復興計画

地震や津波による大規模災害から、一日でも早く日常生活を取り戻すことを目指し、令和３年３月に「太地町事前復興計画」を策定する。

本計画の基本方針を踏まえ、被災前に取組んでおくべき事業について実施していくとともに、将来を見据えた計画の見直しについても行うものとする。

第６編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総　則

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるに本町において、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び 迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

太地町の地域に係る地震防災に関し、太地町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、太地町地域防災計画第１編第５章「防災関係機関の実施責任と業務大綱」に定めるところによる。

第２章　地震発生時の応急対策等

第１節　地震発生時の応急対策

1. 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあるため、下記について留意する。

ア．町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。

イ．情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、第４編第２章「情報計画」に定めるところによる。

(2) 避難のための指示

ア．地震全般

(ｱ) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の指示をすることとする。また、町長は、避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、すみやかにその旨を県知事に報告するものとする。

(ｲ) 当該災害の発生により、町長が避難のための立ち退きの指示ができなくなったとき、県知事は、町長に代わって実施するものとする。

(ｳ) 警察官又は海上保安官は、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立ち退きを指示することとする。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を町長に通知することとする。

イ．津　波

(ｱ) 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

(ｲ) 地震発生後、津波警報等が発せられたときには、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

(ｳ) 当該災害の発生により、町長が上記の指示できなくなったとき、県知事は、町長に代わって指示を行うものとする。

2. 施設の緊急点検・巡視等

町は、必要に応じて、通信施設、陸こう等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3. 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、県からの指示を受けるものとする。

4. 救助・救急・消火・医療活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、県、他市町村と連携し活動を行うこととする。その活動については、第 4 編第 3 章の第 1 節「消防計画」並びに第 4 章の第 9 節「医療助産計画」に定めるところによる。

なお、文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策を予め講じることとし、その計画については、第 2 編第 15 章「文化財災害予防計画」に定めるところによる。

5. 物資の調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。また、物資の確保が不可能又は困難な場合には、県にそのあっせんを要請する。その他、物資の調達について必要な事項は第 4 編第 4 章の第 4 節「食料供給計画」、第 5 節「給水計画」並びに第 6 節「物資供給計画」に定めるところによる。

6. 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、県、他市町村と連携し活動を行うこととする。その活動については、第 4 編第 15 章「交通輸送計画」に定めるところによる。

7. 保健衛生・防疫活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、県、他市町村と連携し活動を行うこととする。その活動については、第 4 編第 5 章「保健衛生計画」に定めるところによる。

第２節　関係者との連携協力の確保

1. 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア．町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。） が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。

(ｱ) 被服、寝具及び身のまわり品
(ｲ) 日用品
(ｳ) 炊事用具及び食器
(ｴ) 光熱材料

イ．町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

(ｱ) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
(ｲ) 外衣（洋服、作業衣、子ども服等）
(ｳ) 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
(ｴ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
(ｵ) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
(ｶ) 食器（茶碗、皿、箸等）
(ｷ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
(ｸ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア．防災関係機関は、地震が発生した場合において、太地町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

イ．機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

2. 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。町は必要があるときは、次に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

■　相互応援協定の状況

応援協定の名称	内　容	締結団体名	協定年月日
消防相互応援協定	火災、水災、その他災害	那智勝浦町、太地町	昭和 61 年 3 月 31 日
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	各種災害、救急搬送等	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	平成 8 年 2 月 22 日
和歌山県下消防広域相互応援協定	各種災害	県内全市町村、県内全消防組合	平成 8 年 3 月 1 日
和歌山県内における自動車電話･携帯電話からの 119 番通報接続に関する協定	自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、高野町、花園村、白浜町、中辺路町、大塔村、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、大辺路　消防組合、古座川消防組合、那賀郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	平成 10 年 9 月 1 日
災害時相互応援協定に関する協定	各種災害	田辺市、白浜市、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	平成 25 年 10 月 9 日
大規模災害時における相互応援に関する協定書	地震、風水害、その他の大規模災害	長野県白馬村	平成 26 年 10 月 28 日
災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定書	地震、風水害等	かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、日高町、みなべ町、日高川町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、北山村、串本町	平成 29 年 3 月 29 日

■　物資供給

応援協定の名称	内　容	締結団体名	協定年月日
災害時における救援物資協定	飲料水の確保	三笠コカ・コーラボトリング㈱	平成 18 年 3 月 19 日
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	LP ガス及び容器(供給設備器具含む)	和歌山県エルピーガス協会南紀支部	平成 22 年 4 月 14 日
災害時における物資供給に関する協定	日用品、水・トイレ関係、電気用品等	NPO 法人 コメリ災害対策センター	平成 26 年 11 月 14 日
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	避難所の設営等に必要な段ボール製品	西日本段ボール工業組合	平成 29 年 2 月 9 日
災害時における災害備蓄用パンの供給に関する協定書	避難住民等への災害備蓄用パンの供給協力	社会福祉法人　ベテスタ	令和 2 年 3 月 27 日

■　その他の協定

応援協定の名称	内　容	締結団体名	協定年月日
防災関係の協働事業に関する協定	防災啓発、災害応急対策、救援物資調達等の共同事業実施	みくまの農業協同組合	平成 22 年 4 月 14 日
災害発生時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書	要援護者を受け入れるための避難所の設置	社会福祉法人 和歌山県福祉事業団	平成 25 年 7 月 1 日

応援協定の名称	内　容	締結団体名	協定年月日
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	し尿等の収集運搬	一般社団法人 和歌山県一般廃棄物協会	平成25年 11月22日
災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定	輸送、荷下し、仕分け、管理、積み込の協力	公益社団法人 和歌山県トラック協会	平成26年 12月26日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	要援護者を受け入れるための避難所の設置運営	社会福祉法人　いなほ福祉会	平成27年 4月1日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	要援護者を受け入れるための避難所の設置運営	社会福祉法人 太地町社会福祉協議会	平成27年 4月1日
「道の駅」防災利用に関する基本協定書	応急対策､防災活動､防災啓発	国土交通省近畿地方整備局、和歌山県、田辺市、新宮市、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	平成27年 11月17日
災害時におけるヘリコプターによる応援に関する協定	救援活動等を円滑に実施するためのヘリによる応援	NPO法人 全日本ヘリコプター協議会	平成28年 9月27日
太地町電算システムに関する災害時応援協定書	電算システムの復旧、応急対策業務の実施	紀陽情報システム株式会社	平成29年 3月29日
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	災害廃棄物の処理	一般社団法人 和歌山県一般廃棄物協会	平成29年 4月1日
災害時等におけるドローンの運用に関する協定	ドローンによる情報収集等	株式会社POS	平成29年 11月1日
災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	被災者等に対する法律相談その他の支援活動	和歌山弁護士会	令和元年 8月22日
太地町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	災害ボランティアセンターの設置及び運営協力	社会福祉法人 太地町社会福祉協議会	令和2年 11月12日
災害時における支援活動に関する協定書	町民の生活必要物資の確保、復旧に向けた支援活動	南紀くろしお商工会	令和3年 3月4日
災害に係る情報発信等に関する協定	町民に対する情報提供、行政機能低下軽減	ヤフー株式会社	令和3年 11月30日
災害発生時等における無人航空機の運用に関する協定書	無人航空機による情報収集等	株式会社　アドホック	令和5年1月

3. 帰宅困難者への対応

町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

町は、観光客等の帰宅困難者が発生する可能性のある観光施設や事業所、交通機関等と連携・協力して、避難場所の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導対策を検討する。

また、各施設において帰宅困難者を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するよう啓発するとともに、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

第３章　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 津波からの防護

町又は堤防等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。

(1) 堤防等の整備

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、陸こう等の遠隔操作化や防潮堤・堤防の補強等を検討する。

(2) 堤防等の点検及び管理体制の整備

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖者の安全管理に配慮し、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された陸こう等については、大津波警報及び津波警報が発表された場合、閉鎖作業を行わず速やかに避難することとする。

(3) 緊急時における陸こう等の措置

河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、陸こう等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(4) 津波により孤立が懸念される地域対策

町は、津波により孤立が懸念される地区について、災害時用臨時ヘリポートの場所の確保や津波避難施設等の整備充実を行い、また、津波到達時間を遅らせる施設整備を進めるなかで、将来的な高台移転も検討していく。漁港については、県における防災拠点漁港整備事業等による防災事業の実施を要望する。

(5) 防災行政無線の整備等

町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第 2 編第 22 章「通信施設整備計画」に定める。

2. 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第4編第2章第1節「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画」及び第2節「被害情報等の収集計画」、第2編第22章「通信施設整備計画」に定めるところによるほか、次の事項にも配慮する。

なお、情報伝達の経路及び方法を定めるにあたっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。

(1) 津波に関する情報の、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
(2) 船舶に対する津波警報等の伝達
(3) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
(4) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
(5) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

■ 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達経路

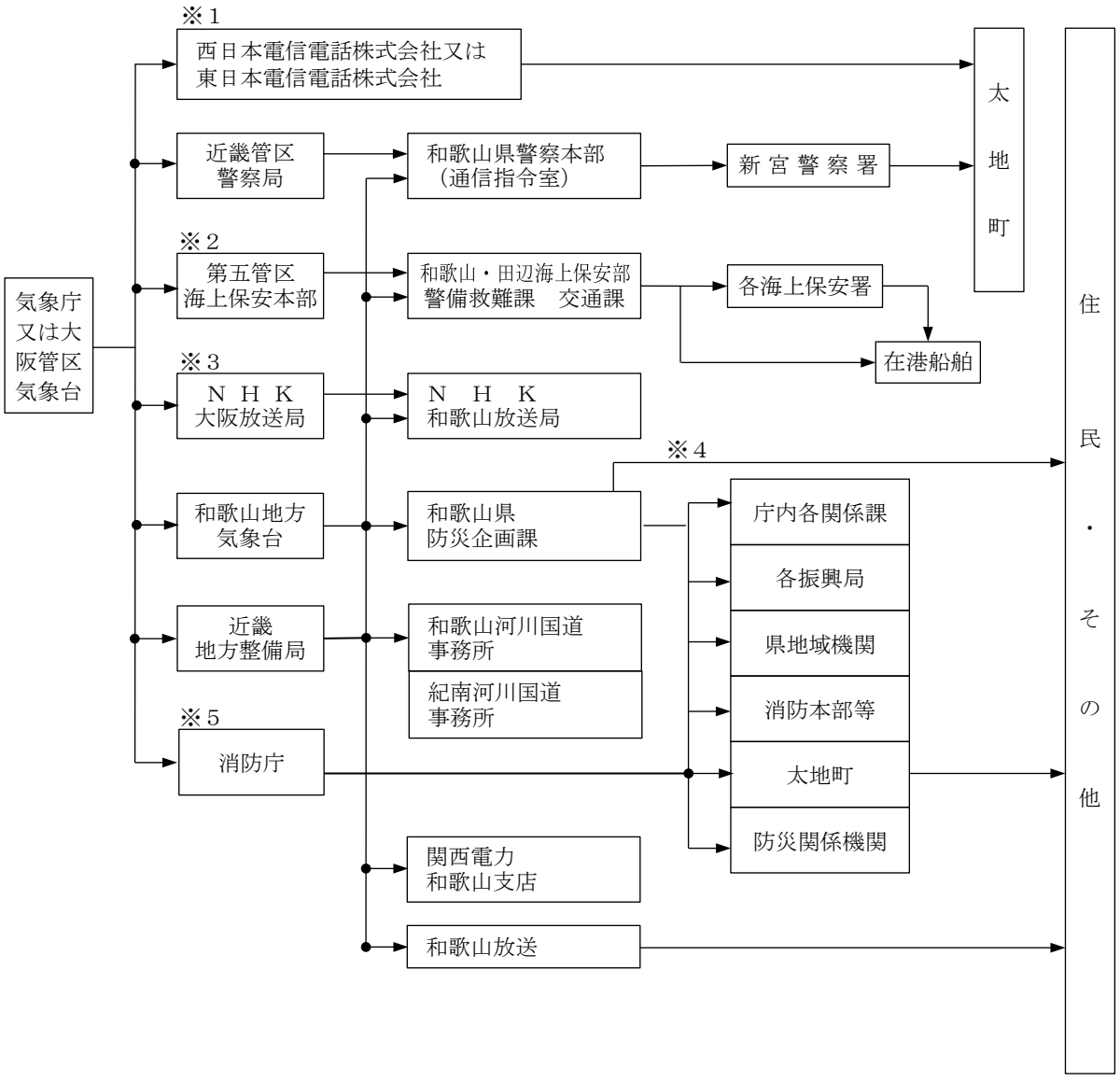

（注）１ 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
２ ※１は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
３ ※２は、神戸地方気象台から伝達する。
４ ※３は、ＮＨＫ大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。
５ ※４は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。
６ ※５は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により伝達する。
７ 和歌山県（防災企画課）から住民への伝達は、津波警報等の発表時のみ行う。
８ 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局である。
９ 沿岸を有する各警察署とは、和歌山東、和歌山西、和歌山北、海南、有田、湯浅、御坊、田辺、白浜、新宮の各警察署である。
10 気象業務法の規程による通知先は、国土交通省（和歌山河川国道事務所）、警察庁（近畿管区警察局）、海上保安庁（第五管区海上保安本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部）、都道府県（和歌山県）、ＮＴＴ西日本及びＮＨＫ大阪放送局である。
11 各海上保安署とは、和歌山海上保安部からは海南海上保安署、田辺海上保安部からは串本海上保安署である。

■ 被害状況報告系統図

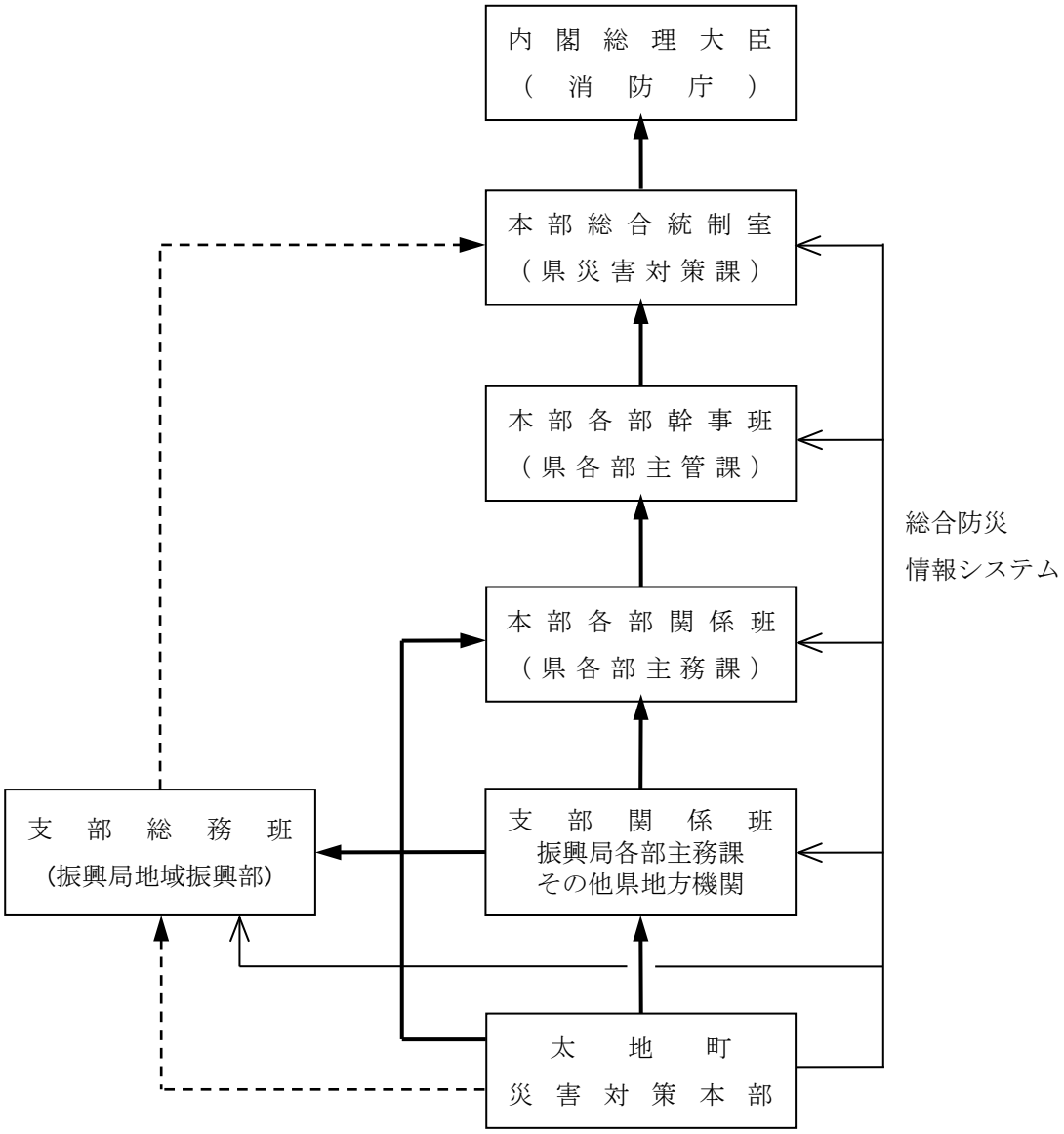

（注） ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。
② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

3. 避難対策等

避難に係る基本的事項は第 2 編第 33 章「避難収容体制の確立」及び第 4 編第 4 章第 3 節「避難計画」に定めるところによるほか、以下のとおりとする。

なお、津波からの避難に相当の時間を要する沿岸部においては、津波避難タワーの活用を推進する。

(1) 避難対象となる地区

地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、下表のとおりである。

なお、町は、レベル２の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

町は、旧太地町地区等、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

■ 避難対象地区

避難区域	対象区域	備考
想定浸水深 50cm 程度以上	新屋敷地区	一部地域
	常渡地区	一部地域
想定浸水深 3m 程度以上 （※地区内の場所により 5ｍを超える）	暖海地区	全域
	水ノ浦地区	全域
	寄子路地区	全域
	新屋敷地区	ほぼ全域
	小東地区	全域
	大東地区	全域
	常渡地区	ほぼ全域
	森浦地区	ほぼ全域
	夏山地区	一部地域

最大クラスの津波では、状況により上記津波避難対象区域外にも避難警戒が必要。

※太地町津波ハザードマップ（平成 30 年 3 月作成）参照

(2) 避難に関する周知事項

町は、(1) に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

ア．地域の範囲

イ．想定される危険の範囲

ウ．避難場所（屋内、屋外の種別）

エ．避難場所に至る経路
オ．避難指示の伝達方法
カ．避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
キ．その他避難に関する注意事項
（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 避難情報の発令及び伝達方法

町は、第4編第4章第3節「避難計画」に定めるところにより、避難情報の発令、伝達を行う。

(4) 避難誘導、避難場所の運営体制

町は、第4編第4章第3節「避難計画」に定めるところにより実施する。この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導について留意することとするが、その方策については第2編第27章「要配慮者対策計画」に定めるところによる。

(5) 避難意識の普及啓発

町は、地域住民や企業に対して、津波来襲時に的確な避難を行う事ができるように避難訓練、地域住民も参画した津波避難計画の策定、防災教育、津波ハザードマップの整備及び周知、ワークショップの開催等を通じて、住民等の津波避難に関する意識を啓発する。

4. 消防機関等の活動

(1) 町及び消防団の措置

町及び消防団は、津波からの円滑な避難の確保等を行うため、第4編第3章「災害防除計画」に定めるところによるほか、次の事項を重点として必要な措置を講じる。
ア．津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
イ．津波からの避難誘導
ウ．自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
エ．津波到達予想時間等を考慮した退避ルール等の確立
オ．救助・救急等
カ．緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

(2) 水防管理団体の措置

水防管理団体として、町は、次のような措置をとる。
ア．所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
イ．陸こう等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
ウ．水防資機材の点検、整備、配備

5. 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

ア. 水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

イ. 水道事業者が行う予防対策は、第2編第14章「上水道施設災害予防計画」、応急対策は第4編第11章第1節「上水道施設災害応急対策計画」に定めるとおり。

(2) 電気

ア. 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

イ. 関西電力送配電株式会社和歌山支社が行う予防対策は、第2編第17章２. 取組内容「(2)電力施設災害予防計画」、応急対策は第4編第11章第4節「電力施設災害応急対策計画」に定めるとおり。

(3) ガス

ア. ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

イ. 和歌山県ＬＰガス協会紀南支部が行う予防対策は、第2編第17章２. 取組内容「(3)LPガス施設災害予防計画」、応急対策は第4編第10章第2節「高圧ガス災害応急対策計画」に定めるとおり。

(4) 通信

ア. 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

イ. 西日本電信電話株式会社和歌山支店が行う予防対策は、第2編第17章２. 取組内容「(1)公衆電気通信施設災害予防計画」、応急対策は第4編第11章第3節「公衆電気通信施設災害応急対策計画」に定めるとおり。

6. 交通

(1) 道路

町長、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

交通規制の内容については、第4編第15章第1節「道路交通の応急対策計画」に定めるとおり。

(2) 海上

田辺海上保安部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等ついて航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

これらの計画については、第4編第15章第2節「船舶交通の応急対策計画」に定めるとおり。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講じる。

走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等については、第4編第8章第2節「鉄道施設災害応急対策計画」に定めるとおり。

7. 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、医療施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア．各施設に共通する事項

(ｱ) 津波警報等の入場者等への伝達
(ｲ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
(ｳ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
(ｴ) 出火防止措置
(ｵ) 水、食料等の備蓄
(ｶ) 消防用設備の点検、整備
(ｷ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
(ｸ) ブロック塀の転倒防止措置

イ．個別事項

(ｱ) 療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
(ｲ) 学校、職業訓練校、研修所等にあっては、
① 当該学校等が、本町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
② 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

(ｳ) 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(ｴ) くじらの博物館、こども園等の特殊施設にあっては、津波避難への支障の発生を防止するため、施設の点検・巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の確立、来訪者や従業員の避難における安全の確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア．災害対策本部が設置される庁舎の管理者は、(1) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ｱ) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(ｲ) 無線通信機等通信手段の確保

(ｳ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ．この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校等の管理者は（1）のア又は（1）のイの掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

8. 迅速な救助

(1) 消防団等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、被災者の救助・救急隊の体制の整備、車両及び資機材等の確保に努める。

ア．「第 4 編第 3 章第 1 節消防計画」に基づき、災害規模に応じた必要数を出動させ、消防団の合理的な運用を図る。

イ．被災者の救出体制は、消防団などにより救助隊を編成し、救出に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を使用して迅速に救出にあたる。

ウ．要救出者が多数ある場合には、消防機関、警察機関に応援を要請する。

エ．救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、ボランティア等に配布・貸与し、初動時における救助（救出）の円滑を図る。

オ．町は、必要に応じ、救助・救急の体制及び車両・資機材の確保に関する取組み等について、県に適切な助言を求める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を推進する。

ア．地理情報（地図等）の準備
イ．野営場所及び車両保管場所の準備
ウ．現地給油のための燃料の確保
エ．消防応援活動調整本部等が本町に設置される場合は、設置場所及び必要な人員の確保、資機材等の準備
オ．消防応援活動調整本部等と消防部との連絡手段の確保

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊、警察、消防等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保及び港湾・空港等の活動拠点など救助活動における連携体制の整備を推進する。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、消防団における車両・資機材、教育・訓練の充実を図るとともに、必要に応じて県から適切な助言を受けるものとする。
ア．町広報誌等を通じ地域及び事業所等へ消防団の PR を実施
イ．幅広い地域との交流活動を通じて青年層の消防団活動への積極的な参加を働きかけ
ウ．施設・装備・活動資機材の充実・強化
エ．消防訓練の実施

■ 関連事業の概要

事業区域	事業名称	事業内容・目標
全地区	消防団活性化事業	・消防団員の条例定数の確保 ・消防資機材の随時更新

第４章　時間差発生等における円滑な避難の確保等

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第４編第１章「防災組織計画」に定めるところによる。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制や災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第４編第１章「防災組織計画」に定めるところによる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第４編第２章「情報計画」に定めるところによる。

町は、地域住民等からの問い合わせに対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて特設相談窓口を開設するものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとし、第４編第２章「情報計画」に定めるところよる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難対策等

国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、町があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち地域住民等が後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域として、町があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は次のとおりとする。

事前避難対象地域		
	住民事前避難対象地域	高齢者等事前避難対象地域
大東、小東、新屋敷、寄子路、水之浦、暖海、常渡、森浦、夏山（但し、浸水想定区域外に居住する住民は除く。）	大東、小東、新屋敷、寄子路、水之浦、暖海、常渡、森浦、夏山（但し、浸水想定区域外に居住する住民は除く。）	大東、小東、新屋敷、寄子路、水之浦、暖海、常渡、森浦、夏山（但し、浸水想定区域外に居住する住民は除く。）

また、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、一時的な避難実施に係る対策については、第 2 編第 33 章「避難収容体制の確立」及び第 4 編第 4 章第 3 節「避難計画」に定めるところによる。

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。

町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(6) 消防機関等の活動

ア．町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

(ｱ) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(ｲ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ．水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に次のとおり措置をとるものとする。

(ｱ) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

(ｲ) 陸こうの操作又は操作の準備並びに人員の配置

(ｳ) 水防資機材の点検、整備、配備

(7) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア． 正確な情報の収集及び伝達

イ． 不法事案等の予防及び取締り

ウ． 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(8) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア． 水道

(ｱ)水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

(ｲ)水道事業者が行う予防対策は、第 2 編第 14 章「上水道施設災害予防計画」、応急対策は第 4 編第 11 章第 1 節「上水道施設災害応急対策計画」に定めるとおり。

イ． 電気

(ｱ)電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

(ｲ)関西電力株式会社新宮支店が行う予防対策は、第 2 編第 17 章２.取組内容「(2)電力施設災害予防計画」、応急対策は第 4 編第 11 章第 4 節「電力施設災害応急対策計画」に定めるとおり。

ウ． ガス

(ｱ)ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(ｲ)和歌山県ＬＰガス協会紀南支部が行う予防対策は、第 2 編第 17 章２.取組内容「(3)LP ガス施設災害予防計画」、応急対策は第 4 編第 10 章第 2 節「高圧ガス災害応急対策計画」に定めるとおり。

エ． 通信

(ｱ)電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

(ｲ)西日本電信電話株式会社和歌山支店が行う予防対策は、第2編第17章２.取組内容「(1)公衆電気通信施設災害予防計画」、応急対策は第4編第11章第3節「公衆電気通信災害応急対策計画」に定めるとおり。

(9) 交通

ア. 道路

町長、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

交通規制の内容については、第4編第15章第1節「道路交通の応急対策計画」に定めるとおり。

イ. 海上

田辺海上保安部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等ついて航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

これらの計画については、第4編第15章第2節「船舶交通の応急対策計画」に定めるとおり。

ウ. 鉄道

鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講じる。

走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等については、第4編第8章第2節「鉄道施設災害応急対策計画」に定めるとおり。

(10) 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

ア. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、医療施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

(ｱ)各施設に共通する事項

① 津波警報等の入場者等への伝達

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ｲ)個別事項

① 療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

②学校、職業訓練校、研修所等にあっては、

・当該学校等が、本町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

・当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

③ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

④くじらの博物館、こども園等の特殊施設にあっては、津波避難への支障の発生を防止するため、施設の点検・巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の確立、来訪者や従業員の避難における安全の確保のための必要な措置

イ．　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ｱ)災害対策本部が設置される庁舎の管理者は、アの(ｱ)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

② 無線通信機等通信手段の確保

③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(ｲ)この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校等の管理者はアの(ｱ)又はアの(ｲ)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ．　工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制や災害対策に関する会議の設置運営方法その他の事項については、第4編第1章「防災組織計画」に定めるところによる 。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4編第1章「防災組織計画」に定めるところよる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞ 程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 町のとるべき措置

ア． 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

イ． 町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

(1)　耐震改修促進計画の策定

町は、地震時において建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）第５条第１項の規定に基づく「太地町耐震改修促進計画」を策定し、公表に努める。

(2)　耐震改修の促進

ア．公共建築物の耐震化

町は、町有施設及び社会福祉施設等の耐震化を重点的に推進し、平成 30 年度末までにこれらの施設の耐震化率 100%を目指す。

イ．民間建築物の耐震化

多数の者が使用する建築物に対し、耐震性能の強化を促進する。

ウ．避難路沿いの建築物等の耐震改修の促進

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例に基づき、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

エ．ライフラインの耐震化の促進

地震によりライフラインに支障が生じると、平常の住民生活が困難となるほか、避難や救援、復旧活動への大きな障害ともなる。したがって、各ライフライン施設が震災時においても十分に機能するよう耐震化を図る。

■　関連事業の概要

事業区域	事業名称	事業内容・目標
－	町有施設耐震化事業	・町有施設の耐震化率 100%を目指す
－	社会福祉施設耐震化事業	・町内の社会福祉施設の耐震化率 100%を目指す
－	配水地・管路耐震化事業	・配水池（２箇所）及び送水管路の耐震改修を目指す

2. 避難場所、避難経路の整備

町は、レベル２の津波にも対応できる避難場所、避難経路について、津波浸水予測図や津波到達予測時間、町の現状の津波避難対策等から、整備の必要がある箇所を調査し、津波避難ビルの指定、津波避難タワー等の避難施設の整備、及び津波避難路・避難経路の整備充実を行う。

ア．新たな避難ビルの指定や避難タワー等の避難施設の整備及び避難時の安全確保のための避難誘導灯や防護柵の早期整備を目指す。
イ．今後、全ての急傾斜擁壁へ緊急避難路として昇降機の設置を目指す。
ウ．速やかに避難ができるよう全ての避難路へ避難誘導看板の設置を目指す。
エ．高台への避難者の孤立防止のための里道整備として、今後、平見地区広域避難施設への里道整備を目指す。

注）レベル２津波：千年に１ 回程度の発生確率で甚大な被害をもたらすおそれがある最大級の津波

3. 土砂災害防止施設

町は、急傾斜地等においては地震により土砂災害の発生が懸念されることから、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進する。

ア．高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設、避難場所等の公共施設に係る土石流危険渓流、山地災害危険箇所、地すべり危険箇所等において、重点的・計画的な事業の推進を県に要請する。

4. 津波防護施設

町は、津波からの避難を補助するため、海岸施設の開口部への門扉の設置、また、長期的な対策として、防潮堤、防波堤及び堤防等の津波防護施設の整備を推進する。

ア．海岸線の陸こうのゲート化の整備や海岸保全施設の整備を検討する。
イ．岸壁・堤防（夏山地区の入江堤防）の耐震化の促進を目指す。

5. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設等の整備について定める。

今後、耐震性貯水槽の整備等による飲料水の確保や消防水利の整備を推進するなど、消防用施設及び消防用資機材の整備について、現在の施設及び資機材の状況を考慮し、整備又は更新を行う。

6. 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港の整備

町は、災害発生時における物資輸送及び避難道路としても重要な役割を果たす主要幹線道路等の整備を推進する。

ア．災害に強い道路づくりを進めるため、緊急輸送道路に指定されている国道 42 号・一般県道梶取崎線について、線形不良・狭幅員を解消するよう国や県に要望する。また、災害時にも隣接する那智勝浦町へのアクセスを確保し、安全な道路ネットワークの形成を図るため、国道 42 号とは別ルートとなる県道新設を検討する。

イ．漁港においては、海上輸送の拠点として、耐震性を考慮した船舶係留施設及び避難・救難機能等も考慮した臨港道路を整備する。

■　関連事業の概要

事業区域	事業名称	事業内容・目標
森浦地区	橋梁耐震化促進事業	・森浦橋の耐震補強を目指す
平見地区	集落道路網整備事業	・平見地区へアクセスする防災道路の整備を目指す

7. 通信施設の整備

(1)　町防災行政無線

防災行政無線の同報系屋外子局のデジタル統合化に伴い整備したデジタル方式の戸別受信機の普及を推進する。

(2)　その他の通信

ア．消防救急無線のデジタル化を推進する。

イ．町内の希望する全世帯にデジタル方式の個別受信機を貸与し、災害時の伝達体制の強化を図る。

ウ．携帯電話等を活用した防災情報の共有化を推進する。

■　関連事業の概要

事業区域	事業名称	事業内容・目標	達成期間
全地区	消防救急無線デジタル化推進事業	・消防救急無線のデジタル化を促進する	令和２年度完了
全地区	個別受信機貸与事業	・町内の希望する全世帯に対し、個別受信機を貸与し、災害時の伝達体制の強化を図る	継続実施

第６章　防災訓練計画

１．計画の目的・目標

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。また、自助・共助による防災力の強化を図るため地区主導の防災訓練の実施を啓発するものとする。

防災訓練は、１１月５日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年１回以上実施する。

2. 取組内容

防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
(2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
(3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
(4) 災害の発生の状況、避難情報、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

3. 防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項

町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとするとともに、以下の点にも配慮する。

(1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
(2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1. 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行う。

防災教育の内容は次のとおり。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(3) 地震・津波に関する一般的な知識
(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

地震防災教育の内容は、次のとおりとし、町職員が各地区で「出前講座」を実施し、地震防災教育を積極的に実施するものとする。また各種イベントや広報誌等を活用した啓発を行うとともに、防災スクールの実施等、学校における防災教育の充実に努める。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(3) 地震・津波に関する一般的な知識

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
(5) 正確な情報入手の方法
(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
(9) 避難生活に関する知識
(10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
(11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3. 相談窓口の設置

県及び町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第８章　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

太地町は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域であることから、町長は、津波避難対策緊急事業計画を策定する。

第３章３．（1）で示した津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業については次のとおり。

(1) 避難施設の整備事業

ア．概要

津波避難が困難な地区を対象に、津波避難ビルの指定、避難タワーの建設や既存建物の屋上を利用した避難場所を整備する。

イ．対象地域

暖海地区、水ノ浦地区、寄子路地区、新屋敷地区、小東地区、大東地区、常渡地区、森浦地区、夏山地区

(2) 避難路・避難経路の整備事業

ア．概要

(ｱ) 全ての急傾斜擁壁に緊急避難路として昇降路の設置を行う。

(ｲ) 災害時の太地中学校（広域避難所）への避難ルートの選定及び確保を行う。

(ｳ) 平見地区広域避難施設への移動のための里道整備を行う。

イ．対象地域

暖海地区、水ノ浦地区、寄子路地区、新屋敷地区、小東地区、大東地区、常渡地区、森浦地区、夏山地区

(3) 避難路の簡易整備事業

ア．概要

速やかに避難ができるよう、全ての避難路へ避難誘導看板を設置するとともに、避難時の安全確保のため、避難誘導灯や防護柵の整備を行う。

イ．対象地域

暖海地区、水ノ浦地区、寄子路地区、新屋敷地区、小東地区、大東地区、常渡地区、森浦地区、夏山地区

(4) 避難所防災機能強化事業

ア．概要

災害時の避難所となる多目的センター、小中学校、集会所などについて、耐震性の確保、非常電源の確保、非常用給水設備、通信機能の向上等、避難所防災機能の強化を図る。

イ．対象地域

暖海地区、寄子路地区、新屋敷地区、小東地区、常渡地区、森浦地区

(5) 公共土木施設耐震化事業

ア．概要

岸壁、堤防等の耐震化の促進のため、夏山地区の入江堤防の耐震改修を行う。

イ．対象地域

夏山地区

太地町地域防災計画

資料編

令和５年３月

太地町防災会議

太地町地域防災計画　資料編　目次

１．資料類

1-01　気象庁震度階級関連解説表……1
1-02　重要水防箇所評定基準……5
1-03　土砂災害警戒情報……6
1-04　土砂災害緊急 FAX 送付状……9
1-05　和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱……11
1-06　和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱……14
1-07　和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱……18
1-08　和歌山県が保有する資材……20
1-09　和歌山県の災害救助物資備蓄状況……21
1-10　和歌山県の救助用食料確保状況……22
1-11　和歌山県内パン製造業者名簿……23
1-12　水道施設設置個所表……24
1-13　給水資機材保有状況……24
1-14　和歌山県内の医療品・血液調達先一覧……25
1-15　医師会所在地、連絡先……25
1-16　トリアージ・タッグ（東牟婁郡様式）……26
1-17　災害弔辞金・災害援護資金等実施基準等……28
1-18　生活福祉資金貸付条件……29
1-19　和歌山県広域火葬実施要綱……30
1-20　和歌山県遺体処理に関する支援事務処理要領……33
1-21　廃棄物処理施設被害状況報告の様式……36
1-22　清掃施設等の状況　処理施設……38
1-23　清掃施設等の状況　廃棄物運搬車……38
1-24　災害救助法適用基準世帯数……39
1-25　災害救助法による救助の程度・方法及び期間……40
1-26　激甚災害指定基準……44
1-27　局地激甚災害指定基準……47
1-28　り災証明書の交付に関する要綱及びり災証明書……48
1-29　要配慮者利用施設一覧表……53

２．応援・協定類

2-01　相互応援協定締結状況一覧……54
2-02　和歌山県下消防広域相互応援協定……55
2-03　和歌山県下広域応援基本計画……57
2-04　和歌山県下広域応援基本計画　別紙１（情報伝達窓口）……67
2-05　和歌山県下広域応援基本計画　別紙２（応援要請事項）……69

2-06　和歌山県下広域応援基本計画　別紙３（応援可能部隊）……70
2-07　和歌山県下広域応援基本計画　別紙４（応援可能資機材）……72
2-08　和歌山県下広域応援基本計画　別紙５（災害報告１～３）……74
2-09　自衛隊部隊等の派遣要請要求書……77
2-10　自衛隊部隊等の撤収要請要求書……78
2-11　林野火災用空中消火資機材借受申請書……79
2-12　林野火災用空中消火資機材使用報告書……80
2-13　和歌山県防災ヘリコプター応援協定……81

３．様式類

3-01　様式１　災害概況即報……84
3-02　様式２　被害状況即報……85
3-03　　災害即報記入要領……87
3-04　様式３　被害状況報告……89
3-05　　附表１（民生関係）……90
3-06　　附表２（教育関係）……91
3-07　　附表３（農林水産施設関係）……92
3-08　　附表４（その他【農産・林産・畜産・水産・商工・その他】関係）……93
3-09　　附表５（土木施設関係）……94
3-10　　附表６（衛生施設関係）……95
3-11　　附表７（交通・通信・電気・ガス関係）……96
3-12　　附表８（公共施設【市町村】関係［集計用］）……97
3-13　　附表９（公共施設【市町村】関係［各担当課用］）……98
3-14　　附表 10（対応措置【町の体制・避難情報】関係）……99
3-15　　明細表１（民生関係【人的被害関係】）……100
3-16　　明細表２（民生関係【浸水被害関係】）……102
3-17　　明細表３（教育関係）……104
3-18　　明細表４（公共施設関係）……105
3-19　　明細表５（道路・河川関係）……106
3-20　　明細表６（急傾斜地・山地関係）……107
3-21　　明細表７（農作部物関係）……108
3-22　　別表　報告書記入の基準……109
3-23　様式４　災害救助法関係様式……111
3-24　　災害救助法様式０　救助実施記録日計票……111
3-25　　救助実施記録日計票記入要領……112
3-26　　災害救助法様式６　救助の種目別物資受払状況……113
3-27　　災害救助法様式７　避難所設置及び収容状況……114
3-28　　災害救助法様式８　応急仮設住宅台帳……115
3-29　　災害救助法様式９　炊出し給与状況……116

3-30　災害救助法様式 10　飲料水の給与簿 117
3-31　災害救助法様式 11　物資の給与状況 118
3-32　災害救助法様式 12　救護班活動状況 119
3-33　災害救助法様式 13　病院診療所医療実施状況 120
3-34　災害救助法様式 14　助産台帳 121
3-35　災害救助法様式 15　被災者救出状況記録簿 122
3-36　災害救助法様式 16　住宅応急修理記録簿 123
3-37　災害救助法様式 17　生業資金貸付台帳 124
3-38　災害救助法様式 18　学用品の給与状況 125
3-39　災害救助法様式 19　埋葬台帳 126
3-40　災害救助法様式 20　遺体処理台帳 127
3-41　災害救助法様式 21　障害物除去の状況 128
3-42　災害救助法様式 22　輸送記録簿 129
3-43　様式 5　避難所収容台帳名簿 130
3-44　様式 6　避難所用物品費受払簿 131
3-45　様式 7　医療班活動状況 132
3-46　様式 8　医療品、衛生材料使用簿 133
3-47　様式 9　炊出し受給者名簿 134
3-48　様式 10　食料品現品記録簿 135
3-49　様式 11　炊出しその他による食品給与物品受払簿 136
3-50　様式 12　炊出し用物品借用簿 137
3-51　様式 13　給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿 138
3-52　様式 14　物資受払簿 139
3-53　様式 15　捜索用機械器具燃料受払簿 140
3-54　様式 16　遺体捜索状況記録簿 141
3-55　様式 17　被害状況報告書 142
3-56　様式 18　防疫活動状況報告書 143
3-57　様式 19　災害防疫経費所要額調 144
3-58　様式 20　災害防疫業務完了報告書 145
3-59　様式 21　火災即報様式 146
3-60　火災即報記入要領 147
3-61　様式 22　水防法に基づく公費負担命令の権限者証明書 149
3-62　様式 23　水防法に基づく公用負担の通知書 150

４．条例類

4-01　太地町防災会議条例 151
4-02　太地町災害対策本部条例 153
4-03　災害対策本部規則 154

1-01　気象庁震度階級関連解説表

気象庁は、平成 21 年 3 月 31 日より改定した「気象庁震度階級関連解説表」の運用を開始した。

使用にあたっての留意事項

(1)　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2)地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や揚所によって揺れの強さが異なります。

(3)　震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4)　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5)　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6)　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　　語	意　　味
まれに	極めて少ない。
わずか	めったにない。数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている揚合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

■　人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■　木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため､必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため､必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災等が発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

1-02　重要水防箇所評定基準

種別	重　要　度		要注意区間
	A　水防上もっとも重要な区間	B　水防上重要な区間	
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の 2 分の 1 以上未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ 2 分の 1 以上確保されている箇所。	
法崩れすべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏　水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤防の土質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているかその対策が未施行の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸　閘			陸閘が設置されている箇所

1-03　土砂災害警戒情報

(1)　土砂災害警戒避難基準の設定手法

土砂災害警戒避難基準は、「国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法（案）」（平成 17 年 6 月国土交通省河川局砂防部 気象庁予報部 国土交通省国土技術政策総合研究所）において提案されている手法に基づき、土砂災害警戒避難基準等検討委員会において承認された。

1995 年～2014 年雨量データ及び土砂災害報告から、和歌山県を 5km 四方に区切った領域ごとに、60 分間積算雨量（縦軸）と土壌雨量指数（横軸）の 2 つの指標で、土砂災害警戒避難基準の設定を行った。右におおまかな手順を示す。

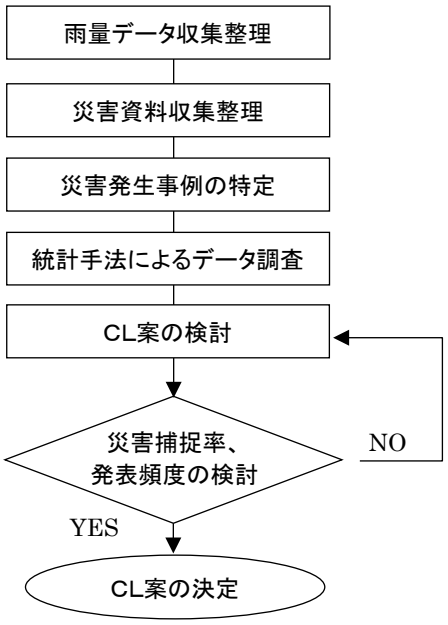

(2)　土壌雨量指数について

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中にどの程度貯まっているかを把握するための指数である。土壌中に水分を貯える 3 つのタンクを想定し、水分が浸透すると仮定したタンクモデルで、気象庁の解析雨量から 1km 四方領域ごとに算出する。

(3)　スネークラインについて

スネークラインとは、60 分間積算雨量と土壌雨量指数をもとに、時々刻々変化する雨の状態をつないでできる線のことで、その変化の様子が蛇の形に似ていることから「スネークライン」と呼ばれる。スネークラインが CL を越えた場合に、土砂災害が発生するおそれが高いと判断される。（土砂災害警戒避難基準線及びスネークラインのイメージは図 1 に示す。）

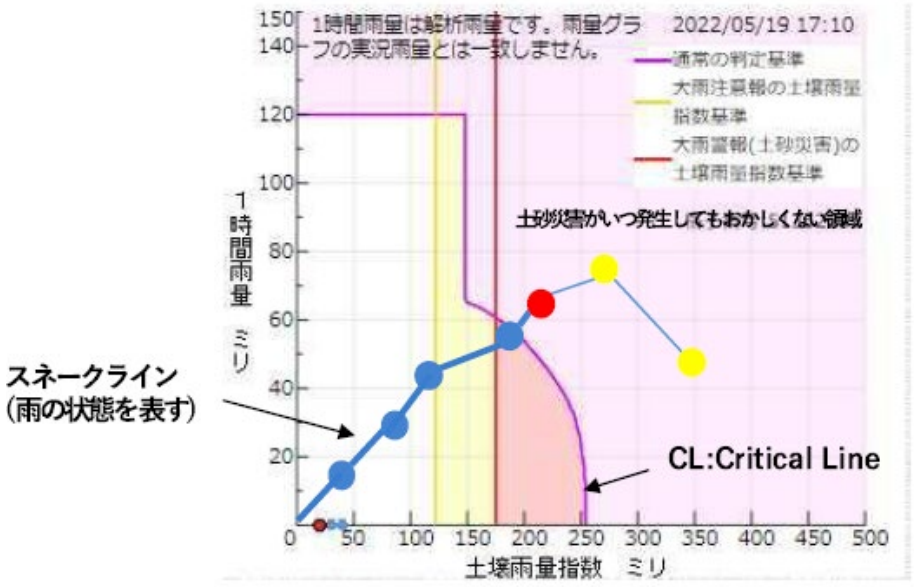

図 1　イメージ図

(4)　土砂災害警戒情報の発表について

大雨警報発表中において、土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準(CL：Critical Line)以上になると予想された場合に、和歌山県砂防課と和歌山地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。（土砂災害警戒惰報の発表例は図 2 に示す。）

【対象とする地域】

和歌山県全域

【最小発表単位】

市町村等

【対象とする土砂災害】

大雨による「土石流」および「集中的に発生するがけ崩れ」とする。なお、「集中的に発生するがけ崩れ」とは、一連の大雨により、ある一定範囲の複数箇所で発生するおそれがあるがけ崩れを指す。

※予測が困難な地すべり等は対象としない

なお、土砂災害警戒区域等が存在しない平野部や海岸部で人家の存在しない土砂災害のおそれが少ないと考えられる地域について、土砂災害警戒情報の発表対象地域から除外している。(除外 1 ㎞ 格子数：167)

和歌山県土砂災害警戒情報　第○号

令和○○年○月○日　○時○分
和歌山県　和歌山地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】
新宮市*　すさみ町*　那智勝浦町　太地町　古座川町　串本町

【警戒解除地域】
田辺市大塔　田辺市本宮　白浜町
*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
<概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
<とるべき措置>
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル４相当情報【土砂災害】】。
崖の近くや谷の出口など土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。

【補足情報】
危険度の分布は、和歌山県や気象庁のホームページで確認できます。
和歌山県「土砂災害警戒判定分布図」、気象庁「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」

警戒対象地域
警戒解除地域

問い合わせ先
073-441-3171（和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課）
http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/
073-422-1328（和歌山地方気象台）
https://www.jma.go.jp/bosai/risk/

図 2　発表例

(5)　市町村及び住民への情報提供について

土砂災害警戒情報は、和歌山県や和歌山地方気象台から市町村に伝達されるとともに、報道機関やインターネットを通じて広く住民へ提供を行う。なお、砂防課ホームページでは、土砂災害警戒情報とともに、この補足情報として 1km メッシュ毎の危険度情報を提供している。次頁に、和歌山県河川雨量防災情報（http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp）の概要を示す。

(6)　おわりに

土砂災害の予測は非常に難しく、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、土砂災害が発生する恐れがある。土砂災害警戒情報は、大雨による「土石流」および「集中的に発生するがけ崩れ」とし、技術的に予測困難な地すべり等は対象としていない。また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

このことから、山鳴りや立木の裂ける音が聞こえる場合や渓流の急激な濁り、斜面の落石や崩壊等、土砂災害の前兆現象に対して住民自ら常に関心を持ち住民が早期の避難準備や迅速な自主避難を行うことが大切である。

また、今度必要に応じて、土砂災害警戒避難基準の見直しを行うものとする。

【和歌山県河川雨量防災情報（http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp）：主な機能】

・最新の土砂災害警戒情報文の確認が可能。

・補足情報として、県内 1km メッシュ毎の危険度状況が色づけした図で表示される。

・この図の任意のメッシュをクリックすることにより、当該メッシュにおける現在から 3 時間先までの雨量に基づく危険度の判定図の確認が可能。

過去の土砂災害に基づき設定した土砂災害警戒避難基準。
この線を越えると過去に土砂災害が発生した降雨状況と同じになり、土砂災害の危険性が高い状況になる。

現在までに降った雨と降雨予測データを計算・プロットし、予め定めたレベルに達したかどうかを判断。
時間の変化とともに災害発生の緊急度を視覚的に把握することが可能。

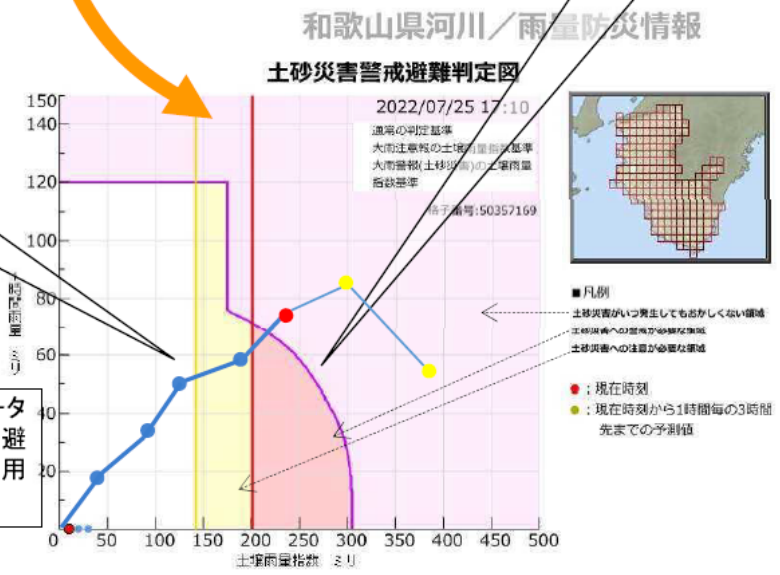

1～3 時間後の降雨予測データに基づくプロットにより、早期避難のための参考資料として利用可能。

土砂災害がいつ発生してもおかしくない領域は、過去に発生した土砂災害（土石流と集中して発生するがけ崩れを対象）に基づいて設定しています。これは、あくまでも統計的な推定・予測であり、土砂災害がいつ発生してもおかしくない領域に入るとただちに土砂災害が発生するわけではありません。土砂災害がいつ発生してもおかしくない領域でも発生しない場合や、それ以外の領域でも土砂災害が発生する場合もありますので、現地での雨の降り方には十分に注意してください。（一部抜）

1-04　土砂災害緊急FAX送付状

（第１報）

＿＿＿＿＿建設部　行き

砂　防　課　行き

報告者

所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害報告（　　年　　月　　日　　時　現在）

ふりがな 発生場所	［市・郡］	［区・町・村］	大字	地区名			
発生日時	［不明・調査中・確認済］	年　月　日　時　分					
災害形態	土石流・急傾斜地崩壊・地すべり・河道閉塞・その他（　　）						

被害状況	人的被害	死者	名	被害者年齢	才	農地被害	（種類・面積）	概略のポンチ絵（別途添付してもよい）
		行方不明	名		才			
		負傷者	名		才			
	人家被害	全壊・流出	戸	（公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）				
		半壊	戸					
		一部破損	戸					
		床上浸水	戸					
		床下浸水	戸					
	非住家被害		戸	宅地擁壁の被害	戸（空積・練積・RC・その他）			
	公共土木施設被害（砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物　等）		（流出、破損、埋没、交通の不通状況　等を記載）					
二次災害の可能性	（有・無）							

避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻　等を記載）

＊［添付図面等］
・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの
＊**第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること**
＊写真は、別途e-mailにて送付して下さい。
建設部　　@pref.wakayama.lg.jp
県庁　砂防課　e0806001@pref.wakayama.lg.jp

記入例

★第１報の注意点

☆手書きで良い（スピード最優先）
☆その時点で判明している内容で良い
☆ゼンリン等位置の特定ができるものを添付
☆写真があればベスト

災害報告（　　年　　月　　日　　時　現在）

ふりがな 発生場所	［市・郡］	［区・町・村］	大字	地区名	
発生日時	［不明・調査中・確認済］	年　月　日　時　分			
災害形態	土石流, 土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他（　　）				

被害状況

人的被害	死者	名	被害者	才	農地被害	（種類・面積）	概略のポンチ絵（別途添付してもよい）
	行方不明	名		才			崩壊の高さ、巾等を記入
	負傷者	名	年齢	才			
人家被害	全壊・流出	戸	（公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）				
	半壊	戸					
	一部破損	戸					
	床上浸水	戸					
	床下浸水	戸					
非住家被害		戸	宅地擁壁の被害	戸（空積・練積・RC・その他）			

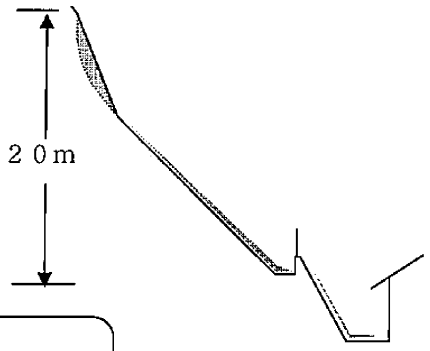

☆被害状況（詳細不明の場合の記入例）
①詳細は不明ですが、家屋に被害があったようです。
②詳細は不明ですが、人的被害があったようです。
③民家に被害があり、現在避難しています。

二次災害の可能性	（　有・無　）

避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻　等を記載）

＊［添付図面等］
・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの
＊**第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること**
＊写真は、別途e-mailにて送付して下さい。
建設部　　@pref.wakayama.lg.jp
県庁　砂防課　e0806001@pref.wakayama.lg.jp

1-05　和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、地震により被害を受けた建築物による二次的な人的被害を防止するために、和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この要綱において、「応急危険度判定」とは、余震等による被災建築物の倒壊や落下物による人命の危険性を防止、軽減するために、被災建築物の危険性を判定することをいう。

2　この要綱において、「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

（認定等）

第 3 条　応急危険度判定士は、県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者で、第 10 条の講習を終了したものの中から認定するものとする。ただし、他の都道府県において被災建築物応急危険度判定士の認定を受けている者は、第 10 条の講習の受講を要しないものとする

(1)　建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項の建築士

(2)　昭和 45 年建設省告示第 1825 号第 1 の特殊建築物等調査資格者

(3)　前 2 号に規定する者のほか、知事が認めた者

2　前項の規定による認定を受けようとする者は、第 10 条の講習終了後 1 年以内に、応急危険度判定士認定申講害（別記第 1 号様式）に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

(1)　建築士免許証（建築士法第 5 条第 2 項）又は特殊建築物等調査資格者認定証の写し

(2)　第 10 条の講習の修了証の写し

(3)　写真（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無拝啓の縦 4cm 横 3cm のカラー写真。以下「写真」という。）

（認定証の交付）

第 4 条　知事は、前条第 2 項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めた場合は、応急危険度判定士登録者名簿（別記第 2 号様式）に登録するとともに申請者に応急危険度判定士認定証（別記第 3 号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2　知事は、前条第 2 項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことができる。この場合において、知事は、申請者に通知しなければならない。

（申請事項の変更）

第 5 条　応急危険度判定士は、第 3 条第 2 項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、応急危険度判定士認定申請事項変更届（別記第 4 号様式）により知事に届けるものとする。

2　知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士登録者名簿の修正をするものとする。

（認定証の更新）
第 6 条　認定証の有効期間は、5 年間とする。
2　認定証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の 30 日前までに応急危険度判定士認定更新申請書（別記第 5 号様式）に認定証を添えて知事に申請するものとする。
3　知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士登録者名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に認定証を交付するものとする。
（認定証の再交付）
第 7 条　応急危険度判定士は、認定証を紛失し、又は汚損したときは、応急危険度判定士認定証再交付申請害（別記第 6 号様式）により知事に再交付を申請しなければならない。
2　知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。
3　前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。
（認定の辞退）
第 8 条　応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、応急危険度判定士認定辞退届（別記第 7 号様式）に認定証を添えて知事に届け出るものとする。
2　知事は、前項の規定による届け出があったときは、応急危険度判定士登録者名簿から抹消するとともに、届出者に通知するものとする。
（認定の取消）
第 9　条知事は、応急危険度判定士が次のいずれかに該当した場合においては、認定の取消し又は認定の停止を行うことができる。
(1)　建築士法第 9 条に基づく免許の取消しを受けた者
(2)　建築士法第 10 条第 1 項に基づく懲戒を受けた者
(3)　昭和 45 年建設省告示第 1825 号第 4 に基づき資格を喪失した者
(4)　前 3 号に規定する者のほか、知事が認めた者
2　知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、応急危険度判定士登録者名簿から抹消するとともに認定書を返納させるものとする。
3　知事は、第 1 項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。
（指定講習）
第 10 条　応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、和歌山県が主催する和歌山県応急危険度判定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。
2　講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。
(1)　総論
(2)　応急危険度判定制度
(3)　応急危険度判定技術
ア　共通の事項
イ　建築構造毎の判定技術

(実施細目)

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 7 年 12 月 20 日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

2　この要綱施行の際、現に改正前の和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士要綱の規定によりされている申請については、改正後の同要綱の規定によりされている申請とみなす。

1-06　和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱

和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、被災宅地を調査し危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　宅地とは、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 1 号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要があると認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

(2)　危険度判定とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被害状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

(3)　宅地判定士とは、危険度判定を実施する能力を有する者として、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載したもの又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が登録し、宅地判定士名簿に登載したものをいう。

（登録の対象）

第 3 条　知事は、県内に住居地又は勤務地を有し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第 12 条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を終了した者を宅地判定士として登録するものとする。

(1)　宅地造成等規制法施行令第 18 条各号又は都市計画法施行規則第 19 条第 1 号イからトに該当する者

(2)　国又は地方公共団体等の職員およびこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して 3 年以上の実務経験を有する者

(3)　国又は地方公共団体等の職員およびこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して 10 年以上の実務経験を有し、知事が認めた者

(4)　その他､建築士法による二級建築士として 4 年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木･建築･造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5 年以上の実務繕験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有するとして知事が認めた者

2　知事は、前項の規定にかかわらず、県内に居住又は勤務する者で、前各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録するものとする。

（登録の手続き）

第 4 条　前条に該当する者で.宅地判定士の登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第 1 号。以下「登録申請書」という。）により知事に対して申請するものとする。

2　登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が添付の省略を認めた

ものについては、この限りではない。

(1)　前条第 1 項第 1 号に該当する者については、資格要件申請書（様式第 2 号）及び各々の登録要件を証明する書類

(2)　前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する者については、実務経験証明書（様式第 3 号）

(3)　前条第 2 項に該当する者については、前条第 1 項各号と同等以上の知識及び経験を有することを証する書類

(4)　申請者の写莫 1 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2 センチメートルの写真）

(5)　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（登録証の交付）

第 5 条　知事は、前条第 1 項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、被災宅地地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士登録証（様式第 4 号。以下「登録証」という。）を交付する。

2　知事は、前条第「項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、登録しない旨の文書を当該申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第 6 条　宅地判定士は、第 4 条第 1 項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更を生じたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（様式第 5 号。以下「変更届」という。）及び登録証を知事に提出するものとする。

(1)　氏名

(2)　移住地住所又は電話番号

(3)　勤務先の名称、所在地又は電話番号

2　知事は、前項の届出がった場合においては、宅地判定士名簿を訂正し必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

（登録の更新）

第 7 条　登録の有効期限は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の終了の日(第 3 条第 2 項に該当する場合にあっては、知事が認めた日)から 5 年後のその日の属する年度の末日とする。

2　前項に規定する登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として和歌山県被災宅地判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新をすることができる。この場合において、現に有効な登録の有効期間の終了までに、第 12 条に規定する講習会を受講し、修了した場合、又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書（様式第 6 号）及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新するものとする。

3　知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに登録を行い、新たな登録証を交付する。

4　前項の登録の有効期間は、第 1 項に準ずる。

（登録証の再交付）

第 8 条　宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交

付申請書（様式第 7 号）により知事に再交付を'申請することができる。
2　知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
3　前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。
（登録の辞退）
第 9 条　宅地判定士は登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式第 8 号）に登録証を添えて知事に届け出るものとする。
2　知事は、前項の規定による届出があったときは、その者を宅地判定士名簿から抹消する。
（登録知事の変更）
第 10 条　知事から宅地判定士として登録を受けた者で、本県以外の都道府県に居住地又は勤務地を有することにより、他の都道府県知事の登録を受けようとするときは、変更届及び登録証を新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。また、宅地判定士が新たに独立行政法人都市再生機構の職員となったときは、変更届及び登録証を独立行政法入都市再生機構理事長に提出するものとする。なお、他の都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長から変更届の受理の通知があったときは、第 9 条による登録辞退があったものとみなし、同条第 2 項を準用する。
2　知事は、他の都道府県知事から宅地判定士として登録を受けた者で、県内に居住地又は勤務地を有する宅地判定士から変更届及び登録証の提出があったとき、又は独立行政法人都市再生機構の職員が職員でなくなり、変更届及び登録証の提出があったときは、第 5 条を準用し、記載事項を変更した登録証を変更届及び登録証を提出した宅地判定士に交付し、併せて変更前の登録を行っていた都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長にその旨を通知するものとする。
（登録の取消）
第 11 条　知事は、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、その登録を取り消すことができる。
2　知事は、第 3 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項に該当し、第 5 条第 1 項により登録を受けた宅地判定士に、前項に該当する事由が生じたときは宅地判定士の登録を取り消すものとする。
3　第 1 項及び第 2 項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。
（講習会）
第 12 条　県は、市町村の協力を得て第 3 条第 1 項に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識及び技術向上のための講習会を実施する。
2　第 3 条第 1 項に規定する講習会は、前項の講習会又は被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。
（宅地判定士名簿）
第 13 条　知事は、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 3 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項及び同条第 2 項に規定する手続きを行った場合には、その内容を記載した宅地判定士名簿を速やかに被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。
（雑則）
第 14 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 目から施行する。

附　則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

1-07　和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱

和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴宅地　宅地造成等規制法第 2 条第 1 号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要があると認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

⑵危険度判定　宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

⑶危険度判定実施本部　危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

⑷危険度判定支援本部　被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。

⑸宅地判定士　危険度判定を実施する能力を有する者として、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要項」という。）に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載したもの又は被災宅地危険度判定連絡協議会長が登録し、宅地判定士名簿に登載したものをいう。

（県の事前準備）

第 3 条　県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努める。

2　県は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新等に関する事務を行う。

3　県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

4　県は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

（市町村の事前準備）

第４条　市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努める。

2　市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。

3　市町村は、危険度判定制度について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

（宅地判定士の事前準備）

第５条　宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

2　宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため,県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

（危険度判定の実施）

第 6 条　市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

2　市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

3　市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

4　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。

5　市町村長は、宅地判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

6　知事は、被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったとき、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じる。

（判定結果の表示等）

第 7 条　市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

2　前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引きによる。

（他の都道府県等に対する支援要請）

第 8 条　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のための支援を要請する。

（危険度判定の責任体制等）

第 9 条　この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

2　宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

3　宅地判定士の派遣を要請した市町村は、原則として、危険度判定に係る経費を負担するものとする。

（資機材の調達及び備蓄）

第 10 条　県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

（他の都道府県に対する支援）

第 11 条　知事は、他の都道府県知事及び国土交通省から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、登録した宅地判定士に協力の要請や、宅地判定士の派遣等の支援措置を講じる。

（宅地判定士名簿）

第 12 条　知事は、宅地判定士名簿を調製し保管する。

（雑則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

1-08　和歌山県が保有する資材

所轄振興局建設部		東牟婁郡新宮建設部
対象管理団体		建設部 保　管 全　域
	（保　管）	
備蓄主要資機材	土のう袋（枚）	1,250
	大型土のう（枚）	187
	むしろ（枚）	0
	シート等（枚）	13
	縄（巻）	0
	ロープ（m）	0
	ロープ（巻）	13
	丸太杭（本）	45
	鉄線（m）	0
	鉄線（kg）	2
	ブロック（個）	0
	土砂等（トン）	2
	蛇かご	0
	鎌（丁）	8
	おの（丁）	0
	ベンチ（丁）	10
	スコップ（丁）	16
	ツルハシ（丁）	20
	ハンマー（丁）	7
	かつぎ棒（丁）	0
	もっこ（丁）	0
	のこぎり（丁）	9
	唐鍬（丁）	0
	じょれん（丁）	16
	なた（丁）	8
	掛矢（丁）	6
	照明器具（台）	3
	はしご（梯）	5
	どんごろす（枚）	10
	オイルフェンス（m）	0
	吸着マット（枚）	300
	エンジンポンプ（基）（3.2m3/分）	5
	水中ポンプ（基）（10.0m3/分）	7

保有者	保管場所	数量						
		毛布	ポリシート	食糧	梅干し	紙コップ	簡易トイレ	飲料水
海草振興局健康福祉部 TEL073-482-0600	海南保健所 （海南市大野中939）	800枚	100枚	6,270食	6,000粒	2,000個	6,000個	4,812ﾘｯﾄﾙ
	紀美野町役場美里支所 （海草郡紀美野町神野市場226-1）	1,000枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
	旧加茂第二小学校 （海南市下津町市坪240）	1,000枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
	秋葉山公園県民水泳場 （和歌山市秋葉町4-11）	1,000枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
那賀振興局健康福祉部 TEL0736-63-0100	那賀総合庁舎 （岩出市高塚209）	1,600枚	100枚	5,996食	26,400粒	2,000個	6,000個	4,008ﾘｯﾄﾙ
	和歌山県農業試験場 （紀の川市貴志川町高尾160）	0枚	0枚	0食	39,600粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
	県立那賀高等学校 （岩出市高塚115）	2,200枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
伊都振興局健康福祉部 TEL0736-42-3210	橋本保健所 （橋本市高野口町名古曽927）	2,550枚	50枚	5,998食	6,000粒	2,000個	0個	2,412ﾘｯﾄﾙ
	伊都総合庁舎 （橋本市市脇4-5-8）	1,250枚	150枚	0食	0粒	0個	6,000個	1,596ﾘｯﾄﾙ
有田振興局健康福祉部 TEL0737-63-4111	有田総合庁舎 （有田郡湯浅町湯浅2355-1）	1,200枚	95枚	2,400食	0粒	9,000個	5,400個	0ﾘｯﾄﾙ
	和歌山県果樹試験場 （有田郡有田川町奥751-1）	1,400枚	0枚	23,698食	27,000粒	0個	21,600個	20,400ﾘｯﾄﾙ
日高振興局健康福祉部 TEL0738-22-3481	御坊保健所 （御坊市湯川町財部859-2）	4,000枚	100枚	41,996食	42,000粒	14,000個	42,000個	28,596ﾘｯﾄﾙ
西牟婁振興局健康福祉部 TEL0739-22-1200	西牟婁総合庁舎 （田辺市朝日ヶ丘23-1）	12,100枚	200枚	126,686食	74,400粒	43,000個	129,000個	102,996ﾘｯﾄﾙ
	県立南部高等学校 （日高郡みなべ町芝407）	200枚	0枚	900食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ

保　有　者	保　管　場　所	数　量						
		毛　布	ポリシート	食　糧	梅干し	紙コップ	簡易ﾄｲﾚ	飲料水
西牟婁振興局健康福祉部 ℡0739-22-1200	県立南部高等学校龍神分校 （田辺市龍神村安井469）	100枚	0枚	180食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
	県立田辺高等学校 （田辺市学園1-71）	200枚	0枚	720食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
	県立南紀高等学校 （田辺市学園1-88）	200枚	0枚	600食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
	県立神島高等学校 （田辺市文里2-33-12）	200枚	0枚	720食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
	県立田辺工業高等学校 （田辺市あけぼの51-1）	200枚	0枚	600食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
	県立熊野高等学校 （西牟婁郡上富田町朝来670）	200枚	0枚	840食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
東牟婁振興局健康福祉部 ℡0735-22-8551	東牟婁総合庁舎 （新宮市緑ヶ丘2-4-8）	3,610枚	170枚	40,784食	50,400粒	19,000個	22,800個	22,800ﾘｯﾄﾙ
	県立新宮高等学校 （新宮市神倉3-2-39）	770枚	0枚	10,518食	0粒	0個	17,100個	3,804ﾘｯﾄﾙ
	県立新翔高等学校 （新宮市佐野1005）	0枚	0枚	8,354食	0粒	0個	17,100個	3,792ﾘｯﾄﾙ
	県立みくまの支援学校 （新宮市蜂伏13－26）	200枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
	県立なぎ看護学校 （新宮市蜂伏20-39）	300枚	0枚	0食	0粒	0個	0個	0ﾘｯﾄﾙ
	旧グリーンピア南紀 （東牟婁郡那智勝浦町市屋地内）	0枚	0枚	3,364食	12,600粒	0個	0個	7,596ﾘｯﾄﾙ
東牟婁振興局健康福祉部串本支所 ℡0735-72-0525	串本建設部敷地内 備蓄倉庫 （東牟婁郡串本町サンゴ台783-8）	4,100枚	20枚	20,006食	18,000粒	9,000個	27,000個	18,000ﾘｯﾄﾙ
計		40,380枚	985枚	300,630食	302,400粒	100,000個	300,000個	220,812ﾘｯﾄﾙ

1-10　和歌山県の救助用食料確保状況

(1)　卸売業者の精米工場のとう精能力

（県果樹園芸課）

（令和 4 年 7 月 1 日現在）

精米工場名	所在地	電話番号	とう精能力 （玄米トン／日）
和歌山米穀株式会社 工場	和歌山市元寺町東ノ町 6-2	073-432-1133	24
東洋ライス株式会社 東洋ライス和歌山工場	和歌山市黒田 12 番地	073-471-3011	24
和歌山県農業協同組合 連合会　海南精米センター	海南市日方新浜 1294-25	073-482-6145	36
		計	84

1-11　和歌山県内パン製造業者名簿

和歌山県学校給食パン協働組合加入者

	商　　号	代表者名	〒	住　　所	電話番号
本部	名方製パン KK	名方　利幸	641-0015	和歌山市布引 774	073-444-6418
	タツミ製パン所	巽　　忠昭	640-8303	和歌山市鳴神 1207-12	073-471-3305
	㈲西畑商店	西畑　雅司	640-8324	和歌山市吹屋町二丁目 22	073-422-4730
	島津製パン所	島尾　仲宣	640-8434	和歌山市榎原 215-5	073-455-0714
那賀 支部	合資会社マルトパン舗	山添　耕志	649-6226	岩出市宮 150	0736-62-2200
伊都 支部	大谷食品㈱新田工場	大谷　晴計	649-7121	伊都郡かつらぎ町丁の町 2269 の 2	0736-22-0535
	㈱尾崎製パン所	尾崎　史直	648-0065	橋本市古佐田二丁目 3-6	0736-32-0039
有田 支部	中上製パン所	中上　雅亘	649-0421	有田市糸我町中番 378	0737-88-7132
	湯原製パン所	湯原　秀友	643-0111	有田郡有田川町庄 31	0737-52-3758

1-12　水道施設設置個所表

	施　　設	
	上水道	簡易水道
太地町	―	太地、夏山

1-13　給水資機材保有状況

（日本水道協会和歌山県支部調べ）

	車　両					給水容器							機　材							その他	
	給水車（1.5～2トン）	給水車（3～4トン）	トラック	クレーン車	その他	仮設水槽	給水タンク（0.5～1トン）	給水タンク（1.2～2トン）	ポリ容器（4.5～60リットル）	ポリ容器（200～1,000リットル）	その他	備考	応急給水装置	ろ過機	発電機	投光機	鉄管切断機	電動ネジ切機	その他	その他	備考
太地町	―	―	2	―	―	―	14	―	100	―	2000	ポリ袋（5～20リットル）	―	―	1	2	1	―	―	―	―

1-14　和歌山県内の医療品・血液調達先一覧

(1)　血液調達先

名　　称	所在地	電　　話
和歌山県赤十字血液センター	和歌山市和佐関戸 118-5	073-499-7724
和歌山県赤十字血液センター紀南出張所	西牟婁郡上富田町生馬 674-18	0739-33-9924

(2)　医療品等主要調達先

本（支）店名		所在地	電　　話
アルフレッサ(株)	和歌山支店	和歌山市三葛 529	073-444-6172
	紀北支店	紀の川市名手西野 296-1	0736-75-5751
	田辺支店	田辺市新庄町 96-2	0739-23-1791
	田辺支店新宮出張所	新宮市新宮 3641-1	0735-23-0935
(株)メディセオ	和歌山 FLC	和歌山市松島 225	073-471-7123
	紀北支店	橋本市高野口町名古曽 273-3	0736-42-0603
	御坊支店	日高郡美浜町和田 2197-4	0738-23-3500
	田辺支店	田辺市稲成町上田山 444	0739-22-4511
	新宮支店	新宮市井の沢 10-8	0735-21-2272
(株)ケーエスケー	和歌山支店	和歌山市秋月 321-10	073-475-5070
	紀南支店	西牟婁郡上富田町南紀の台 67-2	0739-83-3061
	新宮支店	新宮市緑ケ丘 1-10-52	0735-22-6151
(株)スズケン	和歌山商品センター	和歌山市松島 323-1	073-475-1255
	和歌山支店	和歌山市土佐町 3-31-2	073-423-6271
	紀北支店	紀の川市打田 584-1	0736-77-7272
	御坊営業所	御坊市湯川町小松原 645-6	0738-23-0398
	田辺支店	田辺市新万 26-17	0739-25-5035
	新宮支店	新宮市三輪崎 1-6-5	0735-31-2010
東邦薬品(株)　和歌山営業部和歌山営業所		和歌山市栗栖 352-1	073-476-5011
(株)大黒		和歌山市手平 3-8-43	073-431-0316
	紀南支店	田辺市新庄町 3778-2	0739-25-5040
	新宮営業所	新宮市橋本 2-5-61	0735-22-8833
セイコーメディカル(株)		和歌山市築港 6-9-10	073-435-2333
	田辺営業所	田辺市新庄町東跡之浦 2744	0739-25-4535
	新宮営業所	新宮市蜂伏 20-22	0735-31-9130

1-15　医師会所在地、連絡先

名　　称	所在地	電　　話
東牟婁郡医師会	〒649-5172　東牟婁郡太地町森浦 703-4 南紀パシフィックヴィラ 401	TEL 0735-59-3403 FAX 59-2012

1-16　トリアージ・タッグ（東牟婁郡様式）

トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて患者を識別し、その上で適切な処置や搬送を行うことを意味し、その際に用いる（患者につける）タッグ（識別票）をトリアージ・タッグという。

また、トリアージ・タッグは、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして利用することも可能なものであり、県の緊急医療システムの「広域災害・緊急医療情報システム」の情報項目の「既受入患者数」の的確な把握においても、同タッグの活用が期待されている。

一方、トリアージ・タッグは、様々な様式・形式のものが使用されており、阪神・淡路大震災時の経験から複数の機関が参集する大規模災害に備えて、標準化を図るべきという指摘も多いことから、下記のとおり東牟婁郡様式のトリアージ・タッグが定められている。なお、タッグに記載する内容は和歌山県の県内統一様式と同じである。

(1)　タッグの形式及び寸法

23.2cm（縦）×11.0cm（横）の 3 枚複写とし、1 枚目は「災害現場用」、2 枚目は「搬送機関用」とし、本体（3 枚目）は「収容医療機関用」とする。

(2)　タッグに用いる色の区分

軽処置群を緑色（Ⅲ）、非緊急治療群を黄色（Ⅱ）、最優先治療群を赤色（Ⅰ）、死亡及び不処置群を黒色とする。

(3)　トリアージの原則及び分類

原則は、救命不可能な傷病者に時間をとりすぎないこと、治療不要の軽傷患者を除外することにある。生命は四肢に優先し、四肢は機能に優先し、機能は美容に優先する。

トリアージのプロトコールを表示すると以下のとおりである。

優先度	色別	疾病状況	診断
第一順位	赤	生命、四肢の危機的状況	呼吸困難、重傷熱傷、多発外傷、大出血、クラッシュシンドローム、ショックなど
第二順位	黄	数時間処置を遅らせても悪化しない程度	中等熱傷、四肢長管骨骨折、脊髄損傷、脱臼など入院治療を要する患者
第三順位	緑	軽傷外傷、通院治療が可能	打撲、捻挫、外傷、小骨折、過換気症候群、小範囲熱傷など
第四順位	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性がないもの

1～3 枚目（表面）

3 枚目裏面（収用医療機関用）

※モギリ部分は 3 枚目のみ

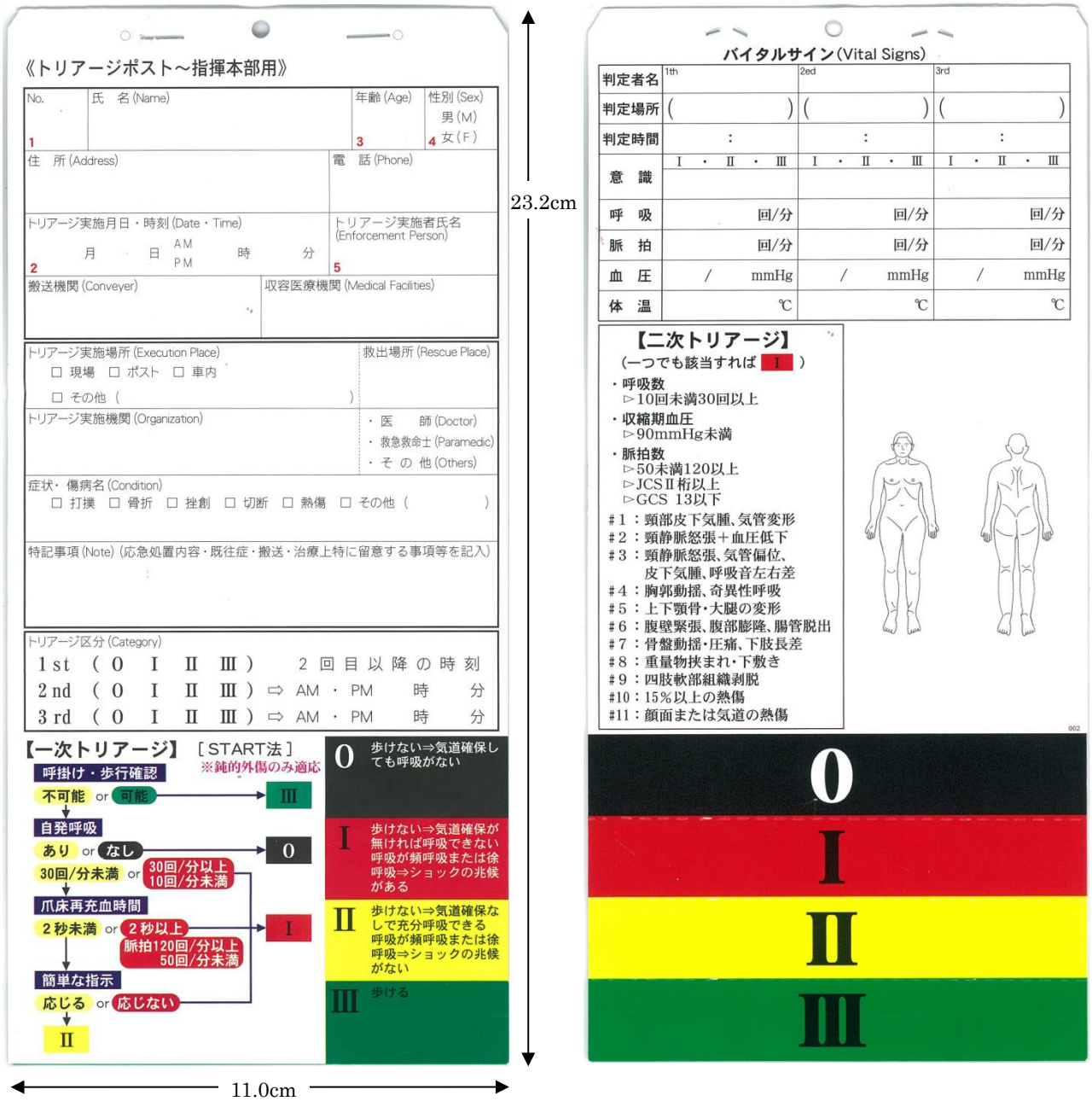

1-17　災害弔辞金・災害援護資金等実施基準等

<table>
<tr><th>種類</th><th>支給・貸付対象となる災害の規模</th><th>支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額</th></tr>
<tr><td>災害弔慰金
災害障害見舞金</td><td>下記の自然災害
(1) 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
(2) 都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
(3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の災害</td><td>支給・貸付対象者
<table><tr><td>災害弔慰金</td><td>当該災害により死亡（災害後3か月間生死不明の場合を含む）した者の遺族</td></tr><tr><td>災害障害見舞金</td><td>当該災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者</td></tr></table>
支給・貸付限度額
<table><tr><th>区　分</th><th>生計維持者</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>災害弔慰金</td><td>500万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>災害障害見舞金</td><td>250万円</td><td>125万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>災害援護資金</td><td>都道府県内で災害救助法の適用された市町村が1以上ある災害</td><td>市町村の住民のうち、当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主
<table><tr><th rowspan="2">災害の種類及び程度</th><th colspan="2">1世帯当たりの貸付限度額</th></tr><tr><th>世帯主の1か月以上の負傷がある場合</th><th>世帯主の1か月以上の負傷がない場合</th></tr><tr><td>家財等の損害がない場合</td><td>150万円</td><td></td></tr><tr><td>家財等1／3以上の損害がある場合</td><td>250万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>住居が半壊した場合</td><td>270万円</td><td>170万円</td></tr><tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>住居が全壊した場合</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td></td><td>350万円</td></tr><tr><td>住居の全体が滅失若しくは流失した場合</td><td></td><td>350万円</td></tr></table>
注 (1) 所得制限有り
(2) 利率　延滞の場合を除き、年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）
(3) 据置期間　3年（特別の場合は5年）
(4) 償還期間　10年（据置期間を含む）
(5) 償還方法　年賦、半年賦又は月賦</td></tr>
</table>

1-18　生活福祉資金貸付条件

資金の種類		資金の使途	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間は原則3月、最長12月）	（単身世帯）15万円/月 （二人以上）20万円/月	6月以内	10年以内	連帯保証人あり ・・・無利子 連帯保証人なし ・・・年1．5%
	住宅入居費	敷金や礼金など、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円			
	一時生活再建費	生活再建のため一時的に必要で、日常生活費では賄うことが困難な費用	60万円			
福祉資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な生活費用	10万円	2月以内	12月以内	無利子
	福祉費	資金の主な使途 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費 ・住宅の増改築等に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費 ・災害を受け臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等に必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 （資金の使途に応じ、貸付限度額及び償還期限の目安を設定）	580万円	6月以内	20年以内	連帯保証人あり ・・・無利子 連帯保証人なし ・・・年1．5%
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	（高校）3．5万円/月 （高専）6．0万円/月 （短大）6．0万円/月 （大学）6．5万円/月	卒業後 6月以内	20年以内	無利子
	就学支度費	低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校に入学する際に必要な経費	50万円			
不動産担保型生活資金	一般世帯向け	低所得の高齢者世帯において必要な生活費用（一定の居住用不動産を担保として貸付）	土地の評価額の7割程度　かつ　30万円/月	契約終了後 3月以内	据置期間 終了時	年利3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け	生活保護を受けている高齢者世帯において必要な生活費用（一定の居住用不動産を担保として貸付）	土地及び建物の評価額の7割（集合住宅の場合は5割）程度　かつ　生活扶助額の1．5倍以内			

1-19　和歌山県広域火葬実施要綱

和歌山県広域火葬実施要綱

（趣旨）

第１条　次の場合（以下「大規模災害等」という。）において、この要綱に定めるところにより遺体の円滑な火葬に努めるものとする。

(1)　大規模災害の発生

(2)　感染症のまん延

(3)　その他、広域火葬を必要とする事態の発生

（定義）

第２条　この要綱において「広域火葬」とは、大規模災害等により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、他の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

（実施の体制）

第３条　広域火葬が必要である場合、県環境生活部県民局食品・生活衛生課（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）は、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

（被害状況の把握及び報告）

第４条　大規模災害等の被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）は、大規模災害等発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬場の火葬能力の把握を行い、県に報告するものとする。

２　県は、被災市町村からの報告に基づき被害状況をとりまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

（広域火葬の応援・協力の要請）

第５条　被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対し、広域火葬の応援要請をするものとする。

２　県は、前項の規定による応援要請又は自らの判断により、応援可能な市町村若しくは火葬場（以下「応援市町村等」という。）、又は近隣府県に対し、広域火葬協力依頼をするとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

３　県及び市町村は、県内又は近隣府県で大規模災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。

（火葬場の選定）

第６条　県は、被災市町村又は近隣府県の広域火葬の協力承諾の状況を整理し、広域火葬の応援要請を行った被災市町村（以下、「応援要請市町村」という。）ごとに協力承諾のあった火葬場の割り振りを行い、応援要請市町村に通知するとともに、協力承諾のあった応援市町村等又は都道府県に対し協力依頼の通知を行う。

2　応援要請市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について、火葬場の割り振りを行い、遺族に遺体搬送についての同意を得ることに努めるとともに、応援市町村等と火葬の実施方法等についての調整を行う。

（遺体の取扱い）

第 7 条　被災市町村は、遺体の取り扱いについて次の措置を講じるものとする。

(1)　遺体数に応じた十分な遺体安置所の確保

(2)　遺体の保存のために必要な物資の調達

(3)　作業要員の確保

(4)　その他必要事項

2　前項各号の規定による措置を講じることが困難である場合、被災市町村は、県に支援要請することができる。

3　県は、前項の規定により支援要請があったときは、これに応じるものとする。

（遺体の搬送）

第 8 条 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資機材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急車両を用いるものとする。

2　被災市町村は、緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。

（住民への情報提供）

第 9 条　応援要請市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、住民に広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

（災害以外の事由による遺体の火葬）

第 10 条　応援要請市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

（火葬に係る特例的取扱い）

第 11 条　被災市町村は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

（火葬状況の報告）

第 12 条　応援市町村等は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

2　前項の報告を行った市町村等以外の市町村又は火葬場は、大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

3　県は、県内の火葬場別に報告をとりまとめ e 厚生労働省に報告するものとする。

（引取者のいない焼骨の保管）

第 13 条　引取者のいない広域火葬による焼骨については、応援要請市町村が保管するものとする。

附　則

この要綱は、平成 11 年 1'0 月 13 日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 目から適用する。

附　則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

1-20　和歌山県遺体処理に関する支援事務処理要領

和歌山県遺体処理に関する支援事務処理要領

（目的）

第１条　この要領は、大規模災害等により多くの遺体が発生した場合に、被災市町村が遺体処理を行うのに必要な葬祭用品の提供や遺体処理に係る役務の提供、遺体の搬送、遺体安置所の提供等の支援を食品・生活衛生課（以下、「県」という。）を通じて災害時応援協定締結団体（以下、「団体」という。）に要請するに当たり必要な事項を定める。

（要請先）

第２条　被災市町村は、大規模災害等により発生した遺体を処理するに当たり、葬祭用品の提供や遺体処理に係る役務の提供、遺体の搬送、遺体安置所の提供等の支援が必要であると判断した場合には、県立保健所を通じて県に支援を要請するものとする。ただし、和歌山市は直接、県に要請するものとする。

（要請方法）

第３条　被災市町村が支援を要請する場合には、「遺体の処理に係る支援要請」（第１号様式）により行うものとする。

２　追加で支援が必要となった場合には、その都度、前項の様式により追加の要請を行うものとする。

（支援決定通知）

第４条　県は、第２条の要請を受けた場合は、団体に支援要請を行うものとし、団体と調整のうえ、各被災市町村ごとの支援内容を決定し、「遺体の処理に係る支援決定通知」（第２号様式）により、要請のあった被災市町村を支援する団体名及び支援内容を通知するものとする。

２　前条第２項の要請があった場合も、前項の第２号様式により被災市町村を支援する団体名及び支援内容を通知するものとする。

３　前２項の通知は被災市町村を所管する保健所を通じて行うものとする。ただし、和歌山市には県から直接、通知するものとする。

（県の判断による要請）

第５条　前条第１項の規定にかかわらず、団体による支援が必要であると県が判断した場合には、県は団体に支援要請を行うものとする。

（その他）

第６条　この要領の実施に関しその他必要な事項は、県が適宜被災市町村と協議し、別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成25年４月８日から施行する。

第１号様式

災害緊急

令和　　年　　月　　日

和歌山県災害対策本部長　　様
（環境生活部県民局食品・生活衛生課扱い）

（　　）市町村災害対策本部長

遺体の処理に係る支援要請（第　　報）

当市町村内において多数の死亡者が発生したため、その遺体の処理のため以下のとおり支援を要請します。

<table>
<tr><td colspan="8">災害発生場所　　□市町村全域　　□一部地域（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">遺体数　　【　　月　　日　　時現在】
※災害以外の死亡を含む。　　人</td><td>遺体数内訳</td><td colspan="2">大人：　　人
小人：　　人
胎児：　　人
不明：　　人</td></tr>
<tr><td colspan="8">要請する支援内容</td></tr>
<tr><td colspan="8">棺等の葬祭用品の供給</td></tr>
<tr><td colspan="8">供給場所①（住所）：（　　）</td></tr>
<tr><td>品　名</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>数　量</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>供給日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="8">供給場所②（住所）：（　　）</td></tr>
<tr><td>品　名</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>数　量</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>供給日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="8">供給場所③（住所）：（　　）</td></tr>
<tr><td>品　名</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>数　量</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>供給日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="8">遺体の処理に関する役務の提供
（遺体の搬送・遺体の処置等）</td><td colspan="2">役務の内容①</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">必要人数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">実施期間</td><td colspan="4">～</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施場所（住所）</td><td colspan="4">（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">役務の内容②</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">必要人数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">実施期間</td><td colspan="4">～</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施場所（住所）</td><td colspan="4">（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">遺体安置所の提供</td><td colspan="2">必要収容人数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の支援
（具体的に記載すること）</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※和歌山市以外は保健所を経由して、和歌山市は直接、県食品・生活衛生課に提出すること。
※第２報以降は追加が必要な支援内容について記載すること。（追加分のみ記載）

第２号様式

災害緊急

令和　　年　　月　　日

（　　）市町村災害対策本部長　　様
（和歌山県立　　保健所長）

和歌山県災害対策本部長
（環境生活部県民局食品・生活衛生課扱い）

遺体の処理に係る支援決定通知

　　年　　月　　日付け第　　報で要請のありました支援について、以下のとおり支援を決定しましたので、通知します。
　なお、追加の支援が必要な場合には第１号様式で和歌山県災害対策本部長あて要請を行うものとし、支援を実施する業者に直接要請することのないようお願いします。

支援実施協定先：

実施する支援内容						
棺等の葬祭用品の供給						
供給場所①（住所）：（　　）						
品　名	①	②	③	④	⑤	
数　量						
供給日						
供給場所②（住所）：（　　）						
品　名	①	②	③	④	⑤	
数　量						
供給日						
供給場所③（住所）（　　）						
品　名	①	②	③	④	⑤	
数　量						
供給日						
遺体の処理に関する役務の提供（遺体の搬送・遺体の処置等）	役務の内容①					
	支援人数					
	実施期間	～				
	実施場所（住所）	（　　）				
	役務の内容②					
	支援人数					
	実施期間	～				
	実施場所（住所）	（　　）				
遺体安置所の提供	遺体安置場所①（住所）	（　　）				
	収容可能人数					
	遺体安置場所②（住所）					
	収容可能人数					
その他の支援						

1-21　廃棄物処理施設被害状況報告の様式

番　　号
令和　　年　　月　　日

環境大臣　　殿

○○市長　　氏名　　印

廃棄物処理施設被害状況の報告について

標記のことについて、令和　　年　　月　　日の　　により下記のとおり被害を受けたので報告します。

記

1　災害の概要

（具体的に記入すること、特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は降雨量（１時間最大雨量、24時間最大雨量）を必ず記入すること。）

2　全般的被害状況

市町村名	人的被害			住家の被害					備考
	死者	行方不明	負傷者	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水	
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	

3　廃棄物処理施設の被害状況

(1) 被害の概要

（具体的に記入すること。）

(2) 設置主体名　　○○市

（一部事務組合の場合は、構成市町村名を付記すること。）

(3) 施設名　　○○し尿処理場

(4) 処理方式　　消化方式

(5) 規模　　50k1/日

(6) 被害額　　2,000,000円

(7) 復旧見込額　　2,000,000円

(8) 建設年度　　昭和45～46年度

(9) 建設に要した総事業費

国庫補助金　　円
県費補助金　　円
その他　　円

(10) 災害復旧見込額内訳

区　　分	員　数	単　価	金　　額	備　　考
送水管復旧工事	1式	円	○○○　円	別紙設計書のとおり
電動機(3.7kw)分解修理	2台	○　○	○○○	別紙見積書のとおり
電動機(0.75kw)分解修理	1台		○○○	〃
排水ポンプ修理	1式		○○○	〃
計			○○○	

注）諸経費の算定にあたっては、昭和５９年９月７日蔵計第２１５０号「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の別表３のとおりとする。

(11) 添付書類

ア 行政区域図（縮尺1/25,000～1/50,000程度）
（施設の位置を明示すること。）

イ 平面配置図（縮尺1/100～1/500程度）
（被災部分を色分けすること。）

ウ 被災写真

（できるだけ詳細に撮影し写真余白に番号を付し上記図面に撮影位置を明示すること。　例　NO.→）

エ その他参考となる資料

1-22　清掃施設等の状況　処理施設

管轄保健所	設置主体	施設名称	処理能力（t/日）	所在地	電話番号
新宮保健所 串本支所	太地町	太地町清掃センター※	6	東牟婁郡太地町 太地 2638-1	0735-59-3758

※ごみ燃料化施設

1-23　清掃施設等の状況　廃棄物運搬車

管轄保健所	市町村・一部事務組合	ごみ処理					し尿処理				
		収集車区分			ごみ収集車（台）	積載量（t）	収集車区分			し尿収集車（台）	積載量（kl）
		直営	委託	許可			直営	委託	許可		
新宮保健所	太地町	○			4	6			○	3	5
	那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合				0	0			○	10	10

1-24　災害救助法適用基準世帯数

太地町

人口数（人）	適用世帯数（世帯）	
令和２年 （国勢調査）	①被害世帯数	②被害世帯数
2,797	30	15

（備考）
被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は１/２、床上浸水等は１/３とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第１条第１項第１号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第１条第１項第２号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

1-25　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

令和３年４月現在

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１ 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２ 避難に当たっての輸送費は別途計上 ３ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要するもの	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１ 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、季節に応じて熱中症対策や寒冷地対策、避難所が多数の場合の仮設トイレの設置費、避難所の警備等のための賃金職員等の雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２ 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１ 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２ 限度額 １戸当たり 平均 5,714,000 円以内 ３ 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内着工	１ 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 ２ 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) ３ 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４ 供与期間は最高２年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１ 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 ２ 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	１ 避難所に収容された者 ２住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	１人１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(１食は 1/3 日)

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　間</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他
生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１ 夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。

２ 下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>１ 備蓄物資の価格は年度当初の評価額

２ 現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2"><table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全　　壊
全　　焼
流　　失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半　　壊
半　　焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>１ 救護班
使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２ 病院又は診療所
国民健康保険診療報酬の額以内
３ 施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１ 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２ 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>１ 現に生命、身体が危険な状態にある者
２ 生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>１ 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
２ 輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>１ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
２ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
１世帯当り

①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
595,000円以内

②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
300,000円以内</td><td>災害発生の日から３か月以内（災害対策基本法第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあたっては、６か月以内）</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　　4,500円 中学校生徒　　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,500円以内 （一時保存） ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当り5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれのある段階での救助は、高齢者・障碍者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下を費用の対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等にかかる費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 20,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師、歯科衛生士、 臨床工学技士 15,100円以内 保健師、助産師、看護師、 准看護師 16,100円以内 土木技術、建築技術者 15,700円以内 大工 22,000円以内 左官 23,200円以内 とび職 24,000円以内 救急救命士 14,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1-26　激甚災害指定基準

適用すべき措置	激甚災害指定基準
法第２章（３条～４条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該部道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
法第５条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
法第６条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く １　激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 ２　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害 但し、１、２に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害（水産業共同利用施設に係るものに限る） ３　漁業被害見込額＞農業被害見込額 かつ、次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く (1) 漁船等の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額×100分の0.5 (2) 漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害
法第８条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。但し、高潮・津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 （Ａ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （Ｂ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該部道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3

適用すべき措置	激甚災害指定基準
法第11条の２ 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5 （Ｂ基準） 林業被害見込額＞該当年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1
法第12条、13条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 （Ｂ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 但し、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特別措置が講ぜられることがある。
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第２章の措置が適用される激甚災害 但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外

法第22条 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸以上 （Ｂ基準） 次の１、２のいずれかに該当する災害 但し、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。 １　滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10％以上 ２　滅失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20％以上
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	その他災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

1-27　局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	激甚災害指定基準
1　激甚法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第２章の措置 2　右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第１項、第３項及び第４項の措置	公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第３条第１項第１号及び第３号～第14号の事業）の査定事業費の額 ＞ 当該市町村の当該年度の標準税収額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が、１以上ある災害 ＞ 当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収額×0.2に該当する市町村が、１以上ある災害 ＞ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収額×0.2＋（当該標準税収額-50億円）×0.6に該当する市町村が、１以上ある災害 但し、その該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、おおむね１億円未満を除く。
1　右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第５条、第６条の措置 2　右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第２項から第４項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第６条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））	農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第５条第１項規定の農地農業用施設反び林道の災害復旧事業）に要する経費の額 ＞ 当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が１以上ある災害（その該当市町村毎の当該経費の合計額が概ね5,000万円未満である場合を除く） 但し、上記に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害 漁業被害額＞農業被害額　かつ、 漁船等被害額＞当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満は除外）が１以上ある場合（その該当市町村の当該漁船等の被害額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く）
右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の２の措置	林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） ＞ 当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。但し、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火災害にあっては、 当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村 その他の災害にあっては、 当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有面積（人口林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が１以上ある災害

右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条の措置	中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞ 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が１以上ある災害 但し、その該当市町村ごとの当該被害額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。

1-28　り災証明書の交付に関する要綱及びり災証明書

り災証明書の交付に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震、風水害その他の災害によって生じた家屋等の被害状況を証明する書類（以下「り災証明書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（証明の範囲）

第２条　町長は、被害を受けた家屋等の所有者、居住者若しくは管理者（次条において「所有者等」という。）又はこれらの者から委任を受けた者に対し、当該被害に関する事実で確認することができるものについて証明するものとする。

（申請）

第３条　り災証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書交付申請書（別記様式第１号）により町長に申請しなければならない。この場合において、当該申請をする者が所有者等から委任を受けた者であるときは、り災証明書交付申請書に所有者等が作成した委任状（別記様式第２号）又は所有者等の委任の意思を証明する書類を添付しなければならない。

（交付）

第４条　町長は、前条の申請があったときは、当該事実の確認を行った後、り災証明書（別記様式第３号）を当該申請をした者に交付するものとする。

２　り災証明書の交付に係る起案は、太地町文書取扱規程（昭和60年規程第２号）の規定により行うものとする。

（雑則）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成11年　月　日から施行する。

別記様式第１号（第３条関係）

り災証明書交付申請書

太地町長　様

第　　号

※申請者 本人確認ができるものを提示してください。 （関係）	住　所 電　話					
	フリガナ 氏　名　　印					
	□所有者　□住者　□管理者　□代理人（　　）					
※申請年月日	年　月　日					
※り災年月日	年　月　日					
※り災場所等	太地町 □住　家　□非住家					
※り災世帯の構成員	氏　名	年齢	性別	氏　名	年齢	性別
			□男 □女			□男 □女
			□男 □女			□男 □女
			□男 □女			□男 □女
※災害区分	□台風（第　　号）　□地　震　□その他（　　）					
※り災状況	□建　物　□収容物　□その他（　　）					

※印の欄に記入してください

り災程度	□全　壊　□半　壊　□一部破壊 □流　失　□床上浸水　□床下浸水 □その他（　　）
特記事項	
用　　途	
事務確認	□（　　地区） □災害調査員（氏名）
備　　考	

年　　月　　日　交付

別記様式第２号（第３条関係）

委　任　状

私は、

受任者	住　　所
	フリガナ
	氏　　名

を建たしの代理人に選任し、り災証明書の交付の申請及び受領に関する行為を委任します。

年　　月　　日

委任者　　住　所

氏　名　　印

別記様式第３号（第４条関係）

第　　号

り 災 証 明 書

<table>
<tr><td>申請年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>り災年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>り災場所等</td><td colspan="6">太地町
□住　家　　□非住家</td></tr>
<tr><td rowspan="4">り災世帯の構成員</td><td>氏　名</td><td>年齢</td><td>性別</td><td>氏　名</td><td>年齢</td><td>性別</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>□男
□女</td><td></td><td></td><td>□男
□女</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>□男
□女</td><td></td><td></td><td>□男
□女</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>□男
□女</td><td></td><td></td><td>□男
□女</td></tr>
<tr><td>災害区分</td><td colspan="6">□台風（第　　号）　□地　震　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>り災状況</td><td colspan="6">□建　物　□収容物　□その他（　　）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>り災程度</td><td>□全　壊　□半　壊　□一部破壊
□流　失　□床上浸水　□床下浸水
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

太 地 町 長　　印

＜り災証明書について＞

(1)　この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。

※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

(2)　この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管してください。

1-29　要配慮者利用施設一覧表

番号	施設名称	所在地	洪水浸水想定区域	土砂災害（特別）警戒区域	津波災害警戒区域	避難確保計画の作成	避難確保計画に基づく避難訓練の実施
1	老人憩いの家	太地町太地 3728-1		○	○		
2	坂野医院	太地町太地 3055		○	○		
3	グループホーム みんなの家	太地町太地 2902-95		○	○		
4	太地学童保育所	太地町太地 3427		○			
5	太地小学校	太地町太地 3505-1		○			

2-01　相互応援協定締結状況一覧

	応援協定の名称	内　容	締結団体名	協定年月日
1	消防相互応援協定	火災、水災、その他災害	那智勝浦町、太地町	昭和 61 年 3 月 31 日
2	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	各種災害、救急搬送等	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	平成 8 年 2 月 22 日
3	和歌山県下消防広域相互応援協定	各種災害	県内全市町村、県内全消防組合	平成 8 年 3 月 1 日
4	和歌山県内における自動車電話･携帯電話からの 119 番通報接続に関する協定	自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、高野町、花園村、白浜町、中辺路町、大塔村、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、本宮町、北山村、大辺路　消防組合、古座川消防組合、那賀郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	平成 10 年 9 月 1 日
5	災害時における救援物資協定	飲料水の確保	三笠コカ・コーラボトリング㈱	平成 18 年 3 月 19 日
6	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	LP ガス及び容器（供給設備器具含む）	和歌山県エルピーガス協会南紀支部	平成 22 年 4 月 14 日
7	防災関係の協働事業に関する協定	防災啓発、災害応急対策、救援物資調達等の共同事業実施	みくまの農業協同組合	平成 22 年 4 月 14 日
8	災害時相互応援協定に関する協定	各種災害	田辺市、白浜市、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町	平成 25 年 10 月 9 日
9	大規模災害時における相互応援に関する協定書	地震、風水害、その他の大規模災害	長野県白馬村	平成 26 年 10 月 28 日
10	災害時における物資供給に関する協定	日用品、水・トイレ関係、電気用品等	NPO 法人　コメリ災害対策センター	平成 26 年 11 月 14 日
11	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定	輸送、荷下し、仕分け、管理、積み込の協力	公益社団法人和歌山県トラック協会	平成 26 年 12 月 26 日
12	災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定書	地震、風水害等	かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、日高町、みなべ町、日高川町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、北山村、串本町	平成 29 年 3 月 29 日

2-02　和歌山県下消防広域相互応援協定

和歌山県下消防広域相互応援協定

（目的）

第 1 条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、和歌山県域内（以下「県下」という。）において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町村等）

第 2 条　この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第 3 条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

(1)　大規模な地震、風水害等の自然災害

(2)　大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災

(3)　航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故

(4)　上記以外の災害で、応援を必要とする災害

（応援要請）

第 4 条　この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等（以下「要請側市町村等」という。）の消防長（消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。）が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等（以下「応援側市町村」という。）の消防長に対して行うものとする。

2　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の発生日時、場所、種別及び状況

(2)　被害状況

(3)　必要とする人員、車両及び資機材等

(4)　集結場所及び連絡責任者

(5)　その他必要事項

（応援隊の派遣）

第 5 条　応援側市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2　応援側市町村等の消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の消防長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第 6 条　要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（応援隊等の登録）

第 7 条　各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくも

のとする。

（経費の負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1)　応援側市町村等が負担する経費

ア　出動隊員の人件費、災害補償費

イ　出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調遷したものを除く。）

ウ　応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費

エ　応援出勤中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費

オ　被服の損料費

(2)　要請側市町村等が負担する経費

ア　車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの

イ　応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費

ウ　応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等

エ　応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。）

オ　応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金

カ　その他、応援活動中に要した諸経費雫

2　経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

（情報提供等）

第９条　協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

（実施細目）

第 10 条　この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあっては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

（疑義）

第 11 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 58 通を作成し、市町村等において各 1 通を保有するものとする。

平成８年３月１日

2-03　和歌山県下広域応援基本計画

和歌山県下消防広域応援基本計画

第１章　総則

1　目　的

本計画は、和歌山県域内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模若しくは特殊な災害の発生により、市町村等の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要錆を行う必要が生じた場合、和歌山県下消防広域相互応援協定等に基づく、応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うために必要な事項について定めるものとする。

2　用語の定義.

(1)　要請側消防機関

大規模災害等の発生した県内の市町村等で、消防隊等の応援を要請又は要請しようとする市町村等の消防機関をいう。

(2)　応援側消防機関

消防隊等の応援を実施又は実施しようとする市町村等の消防機関をいう。

(3)　県代表消防機関

県内の消防機関で協議して選出した消防機関で、県内の消防機関の代表として、県内の消防機関の運絡、調整を行う消防機関をいう。

(4)　県副代表消防機関・

県内の消防機関で協議して選出した消防機関で、代表消防機関に事故等があった場合に、代表消防機関の機能を代行する消防機関をいう。

(5)　ブロック代表消防機関

各ブロック内の消防機関で協議して選出した消防機関で、各ブロック内の消防機関の代表として、ブロック内の消防機関の連絡、調整を行う消防機関をいう。

(6)　ブロック副代表消防機関

各ブロックの消防機関で協議して選出した消防機関で、各ブロック代表消防機関に事故等があった場合に、ブロック代表消防機関の機能を代行する消防機関をいう。

3　災害の種類

応援要請にかかる災害の種別は、次のとおりとする。

(1)　大規模な地震、風水害等の自然災害

(2)　大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災

(3)　航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故

(4)　上記以外の災害で、応援を必要とする災害

4　応援要請を必要とする災害規模

(1)　大規模火災若しくは災害の多発等により、要請側消防機関の消防力（近隣市町村等の消防機関の消防力を含む。）によっても災害の防ぎょが困難又は困難が予想される災害

(2)　災害が拡大し、隣接市町村等に被害が及ぶ恐れのある災害

(3)　多数の要救助者があり、早急に人員、資機材等が必要な災害

(4)　持殊資機材を使用することが災害防ぎょに有効である災害

(5)　その他応援要請の必要があると判断される災害

5　ブロックの設定

県内を次表のとおり3ブロックに分割し、各ブロックに、それぞれブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を置くものとする。

ブロック名	市　　町　　村　　名
紀北ブロック	和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市 海草郡紀美野町 伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町
紀中ブロック	有田市、御坊市 有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町 日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町
紀南ブロック	田辺市、新宮市 西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町 東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町

6　県代表消防機関、県副代表消防機関及びブロック代表消防機関等

県代表消防機関、県副代表消防機関及びブロック代表消防機関等を次のとおりとする。

県代表消防機関	和歌山市消防局
県副代表消防機関	御坊市消防本部
	田辺市消防本部

ブロック代表消防機関等	紀北ブロック代表消防機関	和歌山市消防局
	副代表消防機関	那賀消防組合消防本部
	紀中ブロック代表消防機関	御坊市消防本部
	副代表消防機関	日高広域消防事務組合消防本部
	紀南ブロック代表消防機関	田辺市消防本部
	副代表消防機関	新宮市消防本部

第２章　事前計画

１　情報連絡体制

要講側消防機関から応援側消防機関に至る情報連絡体制を確立する。

(1)　情報連絡系統

各消防機関間の情報連絡系統は、次のとおりとする。

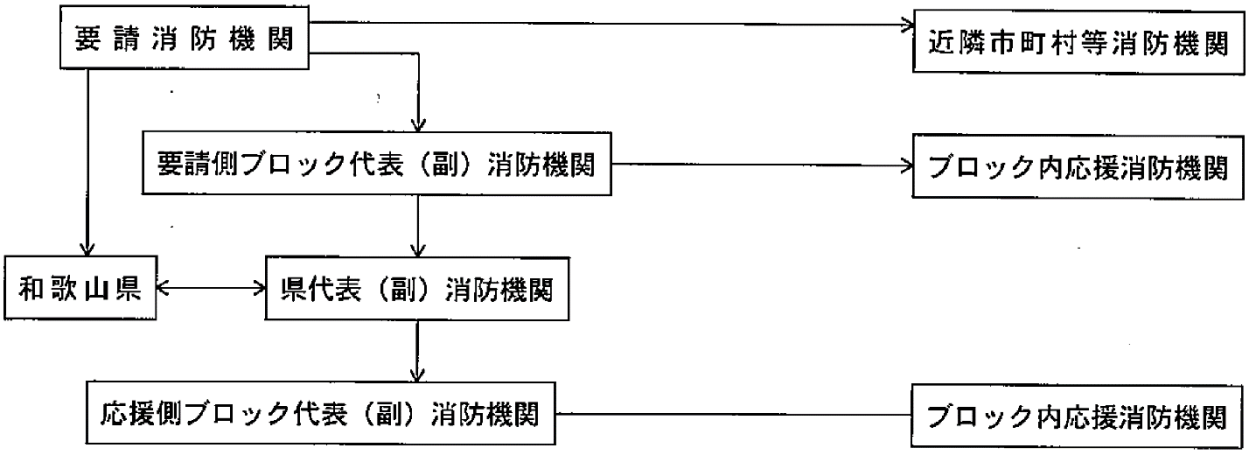

(2)　情報伝達窓口（別紙１）

各消防機関の昼間及び夜間それぞれの情報連絡窓口を指定し、次の事項を各ブロック代表消防機関、県代表消防機関及び県を通じ各消防機関に事前に通知するものとする。

また、窓口に変更が生じた場合は、速やかに各ブロックの代表消防機関、県代表消防機関及び県を通じて各消防機関の運絡窓口に連絡するものとする。

なお、消防組合を構成する市町の情報伝達窓口は、消防組合とする。

ア　連絡・要請窓口の名称

イ　電話番号

ウ　電話ファクシミリ番号

エ　県防災行政無線番号

情報連絡方法は、原則として有線とし、補助として和歌山県防災行政無線、消防無線県内共通波等を使用することとする。

(3)　情報連絡内容（別紙２）

情報運絡内容は、次のとおりとし、要請側消防機関名及び連絡責任者名を付すこととする。

ア　災害発生日時

イ　災害発生場所

ウ　災害の種別

エ　災害状況の現況及び拡大の予想

オ　人的物的被害の状況

力　気象、地形等の状況

キ　その他必要事項

２　応援隊編成計画

応援要請に迅速に対応するため、事前に各消防機関の実情に応じた応援隊の編成計画を作成するものとする。

(1)　応援可能隊数及び資機材数

各消防機関は、応援要請を受けた時、速やかに応援が可能な部隊及び資機材について、事前に各ブロック代表消防機関、もしくは県代表消防機関及び県に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

通知されている応援隊等で、なお消防力等が不足する場合は、県、県代表消防機関、各ブロック代表消防機関及び応援側消防機関において協議するものとする。

ア　応援可能隊数（別紙 3）

(ｱ)　消火隊

(ｲ)　救助隊

(ｳ)　救急隊

(ｴ)　化学消火隊

(ｵ)　後方支援隊

(ｶ)　その他の特殊隊(はしご隊、照明隊等必要に応じ適宜分類する。)

イ　応援可能資機材（別紙 4）

別紙 4 のとおり

(2)　応援部隊編成

応援隊が複数の場合は、3～5 隊で 1 小隊とし、3～5 小隊で 1 中隊とする。

同一消防機関からの応援隊が複数の場合は、原則として同一部隊内で編成するよう努めるものとする。

3　指揮体制

応援要請に際し、応援消防部隊の円滑な運用を図るため、各消防機関は、その指揮体制を次の事項に留意して整備・強化するものとする。

(1)　指揮本部

指揮本部には、作戦係,指揮運絡係、情報係、広報係、補給係等を配置する。

(2)　指揮系統

指揮系統は、次のとおりとする。

ア　指揮本部長は、応援を要請した市町村等の長又は消防機関の長とする。

イ　応援部隊の指揮は、指揮本部長が応援部隊の指揮者に行う。

ウ　応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指示内容に基づき、応援隊の指揮者が行う。

(3)　部隊運用

応援部隊の運用は、原則として同一消防機関単位で運用する。

また、指揮本部長は、部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努めるものとする。

4　通信体制

応援要請時に災害現場における通信手段を確保するため、各消防機関は、次の事項に留意した通信体制の整備に努めるものとする。

(1)　指揮本部の指揮伝達手段としての可搬式無線機(10W 以上)又は、無線機搭載車両の配置

(2)　任務分担等による通信系統体制の確立

(3)　無線中継体制の確立及び無線難聴地域の把握

(4)　県共通波、全国共通波無線機の整備

(5)　関係機関保有無線の利用

(6)　通信要領の整備

5　補給体制

各消防機関は、大規模災害が発生した場合又は災害活動が長期に及ぶ場合に備え、以下の補給計画を確立するものとする。

(1)　補給物資

各消防機関は、次の物資等について、その供給先等を確保しておくこととする。.

ア　燃料

イ　食料品

ウ　炊飯施設

エ　宿泊可能施設

第 3 章　発災段階

1　災害状況の把握

(1)　災害状況把握項目

災害が発生した市町村等の長又は消防機関の長は、次の項目について初期に把握するものとする。

ア　災害発生日時

イ　災害発生場所

ウ　災害の種別

エ　災害状況の現況と拡大の予想

オ　人的物的被害の状況

力　気象、地形等の状況

キ　その他必要事項

(2)　災害状況の連絡

災害が発生した市町村等の長又は消防機関の長は、把握した災害状況をもとに、応援要請の可能性があると考えられる場合、情報連絡体制（第 2 章 1）により、災害状況を連絡する。

(3)　応援要請準備

災害が発生した市町村等の長又は消防機関の長は、災害状況により広域応援の可能性があると考えられる場合、応援要請の準備のため、次の事項の確認を行う。

ア　指揮体制

イ　無線通信体制

ウ　補給体制

エ　宿泊施設

オ　その他必要事項

2　応援要請

(1)　応援要請の基準

応援要請は、次の基準により行う。

ア　近隣消防機関（消防相互応援協定締結消防機関を含む）への要請基準

(ｱ)　災害が拡大等により、近隣市町村等に被害が及ぶ恐れのある災害
(ｲ)　災害の状況によって、管内の消防力では災害の防ぎょが困難又は困難が予想される場合
(ｳ)　多数の人員、車両、資機材もしくは特殊資機材等を必要とする場合
(ｴ)　上記の他、市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

イ　県内（ブロック内）消防機関（上記ア以外の消防機関。以下同じ。）への要請基準
(ｱ)　災害の拡大等により、上記アの応援を得てもなお災害の防ぎょが困難又は困難が予想される場合
(ｲ)　災害の拡大又は多発等により上記アの応援が得られない場合
(ｳ)　上記の他市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

ウ　県内（ブロック外）消防機関（上記ア、イ以外の消防機関。以下同じ。）への要請基準
(ｱ)　災害の拡大等により、上記ア、イの応援を得てもなお災害の防ぎょが困難又は困難が予想される場合
(ｲ)　災害の拡大又は多発等により上記ア、イの応援が得られない場合
(ｳ)上記の他、市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

エ　県外消防機関（消防相互応援協定締結機関を除く。以下同じ。）への要請基準
(ｱ)　災害が拡大等により、隣接府県に被害が及ぶ恐れのある場合
(ｲ)　災害の拡大等により、上記ア、イ、ウの応擾を得てもなお災害の防ぎょが困難又ほ困難が予想される場合
(ｳ)　県内で災害が多発もしくは拡大し、上記ア、イ、ウの応援が得られない場合
(ｴ)　上記の他、市町村等の長又は消防機関の長が必要と認めた場合

(2)　応援要謂手順

応援要請の経路及び方法は、次のとおりとし、要請先窓口は情報連絡体制の連絡窓口とし、事後速やかに文書報告するものとする。

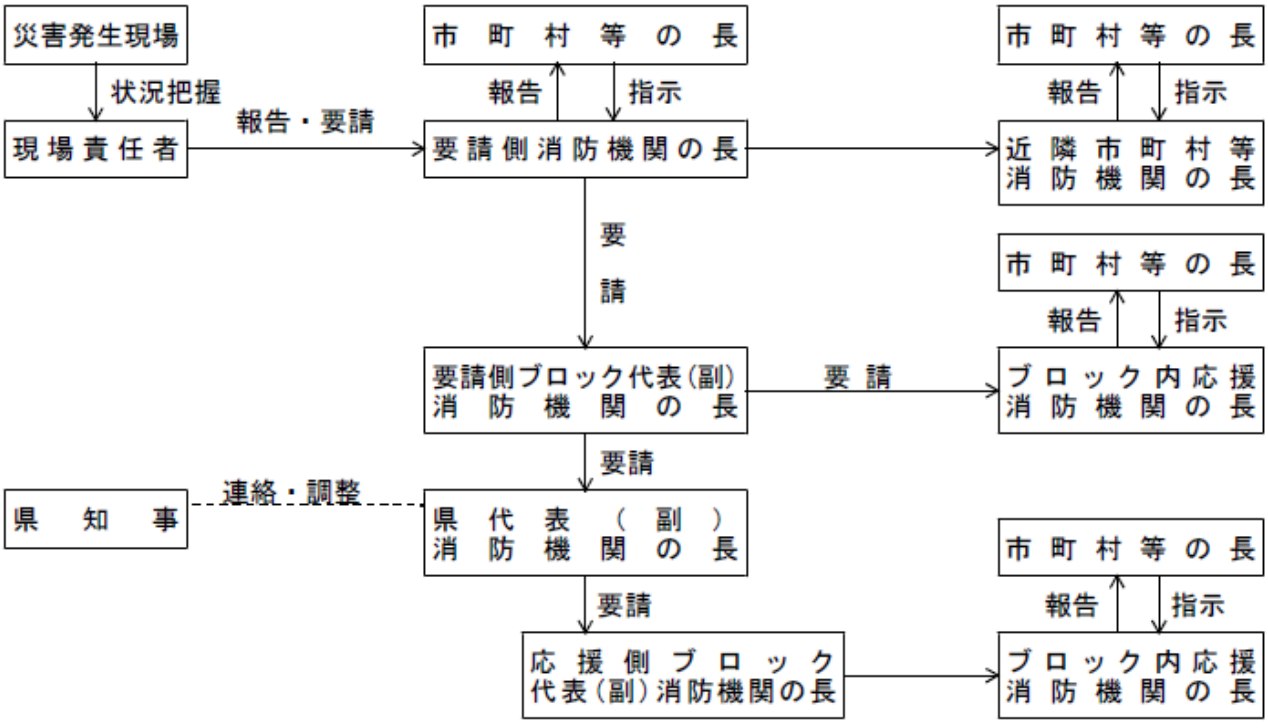

要請側消防機関の長は.応援要請を決定した場合.市町村等の長に報告のうえ、直ちにブロック代表消防機関等を介して（近隣の消防相互応援協定締結消防機関等や緊急を要する場合は直接）応援側消防機関の長に応援要請を行うものとする。

また、何等かの事情により本要請経路における相手先との連絡等が不可能な場合には、順次、次の機関等に要請を行うものとする。

(3) 応援要請時の通報事項

ア 要請即報（別紙 2）

応援要請を決定した時点で次の事項を通報するものとする。

(ｱ) 災害発生日時
(ｲ) 災害発生場所
(ｳ) 災害の種別
(ｴ) 災害状況の現況及び拡大の予想
(ｵ) 人的物的被害の状況
(ｶ) 気象、地形又は市街地の状況
(ｷ) 応援部隊の任務概要
(ｸ) 必要とする人員、車両、資機材の概数、及び応援予定期間
(ｹ) その他必要事項

イ 要請詳報（別紙 2）

応援側の受諾が確認された時点で、要請即報で通報した事項で再度通報の必要のある事項のほか、次の事項について通報するものとする。

(ｱ) 応援部隊の到着希望時間
(ｲ) 集結場所又は現地担当者待機場所
(ｳ) 使用無線系統波
(ｴ) 指揮本部位置及び指揮本部長名
(ｵ) 道路交通、気象等の状況
(ｶ) その他必要事項

第 4 章 応援側消防機関の対応

1 応援準備

(1) 応援にかかる事項検討

応援側消防機関は、要請側消防機関から災害情報を受けた場合次の事項を検討する。

ア 応援出動の可否の検討
イ 応援内容の検討
ウ 応援必要資機材の検討
エ 補充消防力の検討
オ その他必要事項・

(2) 応援準備

災害情報の検討結果により応援隊派遣が必要と判断された場合、次の措置を行うものとする。

ア事前計画の確認

事前計画に基づき、次の事項を確認する。

(ｱ) 応援隊編成

(ｲ) 必要資機材の点検、準備

(ｳ) 市町村長に対する連絡体制の保持

(ｴ) 応援部隊の指揮者

(ｵ) 応援隊予備集結場所

(ｶ) 応援隊問の運絡体制'

(ｷ) その他

イ 警防体制の確認

応援出動による消防力の低下を防ぐため、次の事項を確認する。

(ｱ) 消防隊の移動配備

(ｲ) 予備車の運用

(ｳ) 消防職（団）員の召集

(ｴ) その他必要な事項

2 応 援

(1) 応援出動の決定通知

応擾要請がなされた場合、速やかにその可否について要請先に通知するものとシ、連絡系統は要請系統の流れを遡るものとする。

なお、応援出動の決定は、県及び代表消防機関にも運絡するものとする。

また、応援出動が不可能な場合は、その理由も連絡するものとする。

(2) 要請事項の確認

応援決定を行ったときは、要請即報及び要請詳報の事項について、要請内容を確認するものとする。

なお、要請側への確認は、相互応援協定がある場合を除き、応援要請のあった系統を遡るものとする。

3 応擾出動

(1) 応援出動時の措置

応援隊の派遣は、事前計画に基づき、残留警備体制の確認を行うものとする。

また、指揮者は、次の事項に留意するものとする。

ア 隊員、車両、資機材等の隊装備の点検、確認

イ 携行する補給物資の確認

（特に、風水害、地震時には、可能な限り携行するものとする。）

(2) 応援出動の通報

応援隊を出動させたときは、県及び代表消防機関に即報するとともに、要請側消防機関に応援出動決定通知の連絡ルートで次の事項を通報するものとする。

ア 応援隊指揮者の職、氏名

イ 応援隊の人員、車両、資機材

ウ 応援隊の到着予定時間及び派遣経路

エ その他必要事項

(3)　現場到着時の報告

応援隊指揮者は、現場到着時に、指揮本部長に対し、次の事項を報告するものとする。

ア　消防機関名

イ　応援隊指揮者の職、氏名

ウ　応援隊の人員、車両、資機材

エ　その他必要事項

(4)　現場到着時の確認内容

応援隊指揮者は、現場到着時に次の事項を確認し、必要な指示を受けるものとする。

ア　災害の現況

イ　活動中の消防隊名、隊数、及び指揮者名

ウ　他の消防隊の活動概要

エ　活動方針

オ　今後の見込み

力　応援隊の活動範囲及び任務

キ　使用無線系統波

ク　指揮連絡担当者の指定

ケ　安全管理上の注意事項.

コ　その他必要事項.

(5)　現場引き揚げ

応援隊指揮者は、指揮本部畢の引き揚げ指示によって速やかに作業を終了し、人員、車両、資機材等の異常の有無を確認のうえ、指揮本部長及び応援側消防機関に対し、次の事項により引き揚げ報告を行うものとする。

ア　応援隊の活動概要

イ　活動中の異常の有無

ウ　隊員の負傷の有無

エ　車両、資機材等の損傷の有無

(6)　帰署（所）・帰団通報

応援隊が帰署（所）・帰団した場合、要請側消防機関、県及びブロック代表消防機関にその旨を通報するものとする。

4　その他

(1)　応援の始期及び終期

ア　応援の始期

応援の始期は、応緩隊が常備配置消防署（所）又は団詰所（器具庫を含む。場下同じ。）から出動した時点とする。

なお、応援隊が消防署（所）又は団詰所外にいる場合は、応援出動指令を受け、応援出動した時点とする。

イ　応援の終期

応援の終期は、応援隊が帰署(所)又は帰団した時点とする。

(2)　応援の中断

応援側消防機関の都合で応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合、応援側消防機関の長が要請側消防機関の長に状況説明の上、応援を中断することができるものとする。

なお、応援側消防機関の長は、応援出動の決定通知と同じルートで応援を中断する旨の通知をするものとする。

(3) 報告（別紙 5）

要請側消防機関及び応援側消防機関は、別に定められているほか、災害報告を作成し、事後速やかに関係機関に報告するものとする。

ア　災害報告 1　要請側消防機関が作成し、ブロック代表消防機関を経由して、順次代表消防機関、県へ報告する。

イ　災害報告 2　要請側消防機関が作成し、ブロック代表消防機関を経由して、順次代表消防機関、県へ報告する。

ウ　災害報告 3　応援側消防機関が作成し、要請側消防機関へ報告。要請側消防機関はブロック代表消防機関を経由して、順次代表消防機関、県へ報告する。

2-04　和歌山県下広域応援基本計画　別紙１（情報伝達窓口）

別紙１　情報伝達窓口　　平成 30 年 4 月 1 日現在

機関名＼項目		連絡・要請窓口の名称	電話番号	ファクシミリ番号	県防災電話番号
和歌山市	昼間	消防本部	073-422-0119	422-0200	210-500
	夜間	消防本部	073-422-0119	422-0200	210-500
海南市	昼間	消防本部	073-482-0119	482-0088	217-400
	夜間	消防本部	073-482-0119	482-0088	217-400
紀美野町	昼間	消防本部	073-489-5146	489-2117	218-400
	夜間	消防本部	073-489-5146	489-2117	218-400
那賀消防組合	昼間	消防本部	0736-61-1791	62-1906	227-403
	夜間	消防本部	0736-61-1791	62-1906	227-400
紀の川市	昼間	危機管理消防課	0736-77-1300	77-2514	220-400
	夜間	警備室	0736-77-2511	77-2514	
岩出市	昼間	総務課危機管理室	0736-62-2141	63-0075	221-402
	夜間	宿直室	0736-62-2141	63-0075	221-401
橋本市	昼間	消防本部(警防課)	0736-33-3714	33-0630	237-504
	夜間	消防本部(指令室)	0736-34-0119	33-0630	237-500
伊都消防組合	昼間	消防本部	0736-22-0119	22-6694	239-400
	夜間	消防本部	0736-22-0119	22-6694	239-400
かつらぎ町	昼間	総務課	0736-22-0300	22-7821	231-400
	夜間	総務課	0736-22-7799	22-7821	231-400
九度山町	昼間	地域防災課	0736-54-2019	54-2022	232-400
	夜間	地域防災課	0736-54-2327	54-2022	232-400
高野町	昼間	消防本部	0736-56-0119	56-3821	238-401
	夜間	消防本部	0736-56-0119	56-3821	238-401
有田市	昼間	消防本部	0737-83-0119	82-2513	247-400
	夜間	消防本部	0737-83-0119	82-2513	247-400
湯浅広川消防組合	昼間	消防本部	0737-64-0119	63-6626	249-400
	夜間	消防本部	0737-64-0119	63-6626	249-400
湯浅町	昼間	総務広報課	0737-63-2525	63-3791	241-400
	夜間	宿直室	0737-63-2525	63-3791	241-401
広川町	昼間	総務課	0737-23-7732	62-2407	242-400
	夜間	宿直室	0737-63-1122	62-2407	242-401
有田川町	昼間	消防本部	0737-52-5950	52-5952	248-400
	夜間	消防本部	0737-52-5950	52-5952	248-400
御坊市	昼間	消防本部	0738-22-0800	22-5192	257-400
	夜間	消防本部	0738-22-0800	22-5192	257-400
日高広域消防事務組合	昼間	消防本部	0738-63-1119	63-3498	258-500
	夜間	消防本部	0738-63-1119	63-3498	258-500
美浜町	昼間	防災企画課	0738-23-4902	23-3523	251-400
	夜間	宿直室	0738-23-4902	23-3523	251-401
日高町	昼間	総務政策課	0738-63-2051	63-2923	252-400
	夜間	警備員室	0738-63-2051	63-2923	252-401
由良町	昼間	総務政策課	0738-65-1801	65-0282	253-402
	夜間	宿直室(FAX別室)	0738-65-0200	65-0282	253-401
印南町	昼間	総務課	0738-42-0120	42-0662	254-400
	夜間	総務課	0738-42-0120	42-0662	254-400
みなべ町	昼間	総務課	0739-72-2015	72-1223	255-400
	夜間	総務課	0739-72-2015	72-1223	255-400
日高川町	昼間	総務課	0738-22-1700	22-8779	256-400
	夜間	総務課	0738-22-1700	22-8779	256-400

機関名＼項目		連絡・要請窓口の名称	電話番号	ファクシミリ番号	県防災電話番号
田辺市	昼間	消防本部	0739-22-0119	34-3134	260-500
	夜間	消防本部	0739-22-0119	34-3134	260-500
白浜町	昼間	消防本部	0739-43-0119	42-5459	267-400
	夜間	消防本部	0739-43-0119	42-5459	267-400
上富田町	昼間	総務政策課	0739-47-0550	47-4005	262-400
	夜間	宿直室	0739-47-0550	47-4005	262-401
すさみ町	昼間	総務課	0739-55-2004	55-4810	263-400
	夜間	宿直室	0739-55-2004	55-4810	263-401
新宮市	昼間	消防本部	0735-21-0119	21-9911	277-400
	夜間	消防本部	0735-21-0119	21-9911	277-400
那智勝浦町	昼間	消防本部	0735-52-4900	52-4953	279-500
	夜間	消防本部	0735-52-4900	52-4953	279-500
太地町	昼間	総務課	0735-59-2335	59-2801	272-401
	夜間	宿直室	0735-59-2335	59-2801	272-401
古座川町	昼間	総務課	0735-72-0180	72-1858	273-405
	夜間	宿直室	0735-72-0180	72-1858	273-401
北山村	昼間	総務課	0735-49-2331	49-2207	274-402
	夜間	総務課	0735-49-2331	49-2207	274-402
串本町	昼間	消防本部	0735-62-0119	62-2886	278-401
	夜間	消防本部	0735-62-0119	62-2886	278-401

なお、窓口に変更が生じた場合は、速やかにブロック代表消防機関、県代表消防機関及び県を通じて各市町村等に連絡するものとする。

別紙２　応援要請事項

災害情報・応援要請速報・応援要請詳報

令和　　年　　月　　日　　時　　分

災害情報・応援要請速報・応援詳報　第　　号

要請消防機関等名		連絡担当責任者	
発生（覚知）日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分（覚知　　時　　分）		
災害発生場所			
災害の種別			
災害の状況	現況		
	拡大の予想		
人的物的被害の状況			
気象、地形又は市街地の状況			
応援部隊の任務概要			
必要人員、車両、資機材概数、及び応援予定期間			
応援部隊到着希望時間			
集結場所、現地担当者待機場所			
使用無線系統波			
指揮本部位置及び指揮本部長名			
道路交通、気象等の状況			
その他必要事項			

2-06　和歌山県下広域応援基本計画　別紙３（応援可能部隊）

別紙３　応援可能部隊　　（　　）は、即応可能な部隊数

消防機関等名	消火隊	救助隊	救急隊	化学消火隊	後方支援隊	その他の特殊隊	備考
和歌山市（消防本部）	4 （ 4 ）	1 （ 1 ）	4 （ 4 ）		1	5 （ 5 ）	救助隊はBC災害対応隊を兼務 指揮車、支援車、燃料補給車、無線中継車、はしご車
（消防団）	21 （ 21 ）	1 （ 1 ）					車両21台、89名
海南市（消防本部）	※ 1 ※（ 1 ）	※ 1 ※（ 1 ）	※ 1 ※（ 1 ）				左記のうち２隊を選択
（消防団）	2 （ 2 ）						
紀美野町（消防本部）	※ 1 ※（ 1 ）		※ 1 ※（ 1 ）				要請による１隊のみ応援可能
（消防団）	1 （ 1 ）						
那賀（組）	2 （ 1 ）	1	1 （ 1 ）		1	（　　）	
紀の川市	10 （ 5 ）						
岩出市	1 （ 1 ）						
橋本市（消防本部）	1 （ 1 ）		1 （ 1 ）		1 （ 1 ）		
（消防団）	1 （ 1 ）						
伊都（組）	※ 1 ※（ 1 ）		※ 1 ※（ 1 ）				左記のうち１隊を選択
かつらぎ町	1 （ 1 ）						
九度山町	1 （ 1 ）						
高野町（消防本部）	※ 1 ※（ 1 ）		※ 1 ※（ 1 ）				左記のうち１隊を選択
（消防団）	1 （ 1 ）						
有田市（消防本部）	※ 1 ※（ 1 ）		※ 1 ※（ 1 ）				左記のうち１隊を選択
（消防団）	1 （ 1 ）						
湯浅広川（組）	※ 1 ※（ 1 ）		※ 1 ※（ 1 ）				左記のうち１隊を選択
湯浅町	1 （ 1 ）						
広川町	1 （ 1 ）						
有田川町（消防本部）	※ 1 ※（ 1 ）		※ 1 ※（ 1 ）				左記のうち１隊を選択
（消防団）	3 （ 3 ）						
御坊市（消防本部）	※ 1 ※（ 1 ）	※ 1 ※（ 1 ）	※ 1 ※（ 1 ）				左記のうち１隊を選択
（消防団）	2						
日高広域（組）	2 （ 2 ）	※ 1 ※（ 1 ）	※ 1 ※（ 1 ）			※ 1 ※（ 1 ）	左記のうち１隊を選択 特殊隊は潜水隊
美浜町	1 （ 1 ）						
日高町	1 （ 1 ）						
由良町	1 （ 1 ）						
印南町	1 （ 1 ）						
みなべ町	1 （ 1 ）						
日高川町	1 （ 1 ）						

消防機関等名	消火隊	救助隊	救急隊	化学消火隊	後方支援隊	その他の特殊隊	備考
田辺市（消防本部）	2 （ 2 ）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）			1 （ 1 ）	特殊隊は電源照明車隊 消火隊１隊及び救助隊はＢＣ災害対応隊と兼務
（消防団）	5 （ 5 ）						
白浜町（消防本部）	※ 2 ※（ 2 ）	※ 1 ※（ 1 ）	※ 1 ※（ 1 ）				左記のうち２隊を選択
（消防団）	2 （ 2 ）						出動場所により変更あり
上富田町	2 （ 2 ）						
すさみ町	1 （ 1 ）						
新宮市（消防本部）	1 （ 1 ）		1 （ 1 ）				
（消防団）	1						
那智勝浦町（消防本部）	※ 1 ※（ 1 ）		※ 1 ※（ 1 ）	※ 1			左記のうち１隊を選択
（消防団）	2 （ 2 ）						
太地町	2 （ 1 ）						
古座川町	1						
北山村	1 （ 1 ）						
串本町（消防本部）	※ 1 ※（ 1 ）	※ 1 ※（ 1 ）	※ 1 ※（ 1 ）				左記のうち１隊を選択
（消防団）	1						出動場所により変更あり
合計	95［※12］ （83［※12］）	9 ［※5］ （8 ［※5］）	20 ［※13］ （20 ［※13］）	1 ［※1］ （0 ［※0］）	3 （ 1 ）	7 ［※1］ （7 ［※1］）	

2-07　和歌山県下広域応援基本計画　別紙４（応援可能資機材）

別紙４　応援可能資機材

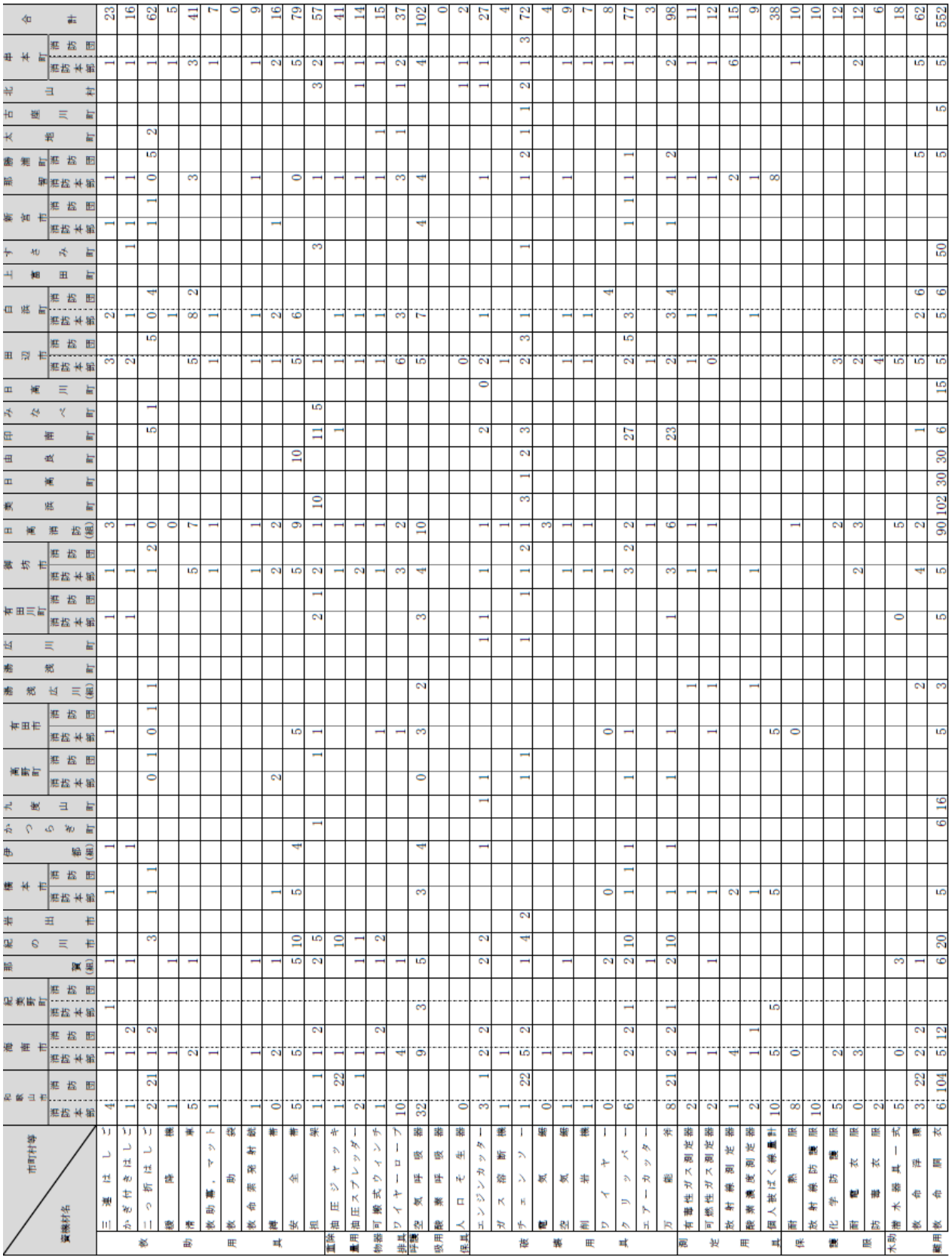

資機材名 ＼ 市町村等		和歌山市		海南市		紀美野町		那賀(組)	紀の川市	岩出市	橋本市		伊都(組)	かつらぎ町	九度山町	高野町		有田市		湯浅広川(組)	湯浅町	広川町	有田川町		御坊市		日高消防(組)	美浜町	日高町	由良町	印南町	みなべ町	日高川町	田辺市		白浜町		上富田町	すさみ町	新宮市		那智勝浦町		太地町	古座川町	北山村	串本町		合計
		消防本部	消防団	消防本部	消防団	消防本部	消防団				消防本部	消防団						消防本部	消防団				消防本部	消防団	消防本部	消防団								消防団	消防本部	消防団			消防本部	消防団					消防本部	消防団	
救助教育用具	救命ボート	1						1	1	1													0				2						1		1								1	2			11
	水中投光器	5																															5								5						15
	登山用具一式																																1		1												2
	バスケット担架	1		2																				1		1							1		1					1			1	1			10
山林災害用火具	水のう	5							20																																12						37
	水槽	5		0				1	5						1			1	1					3		2	0				2			5		4		1			3					1		35
	背負式ポンプ	20							1									5		4	3		3			2	0			2			13	30								5		2		93
通信機器	可搬型無線機	1																																													1
	携帯無線機			3					40		3							1		1							8		2		93					2							1	1			1		156
その他	ファイバースコープ	1						1																									1								1				1		5
	投光器	11	1	2	2	1	1	1	10	3	1	1	1	1	5	1		1	1	5	4	3	1	3	2	2	3	8	2	16	7	2	3	2	5	2	7	2	1	1	1	0		1	1	1	1	1	131
	発動発電機	9	1	2	2	1		1	5	1	1	1	1	1	6	1		1	1		1	3	1	3	1	2	1	4	1	9	11	5	2	2	5	2	7	2	1	1	1	1	4	1	1	1	1	110
	携帯用拡声器	12	2	4	2	1	1	2	20	4	1	1	2	1	1	1		1		1		3	1	3	2		4			1	2		1	2		3	4	5	1	1	1	1	4	1	1	1	2		101
	排煙機	1		1														0							1		1						1		1										1		8
	チェーンブロック																	0									1																		1		2
	応急措置用セット	0	1	2	2			1	3				1											0	1	2	1				1		1													16
	ロープ張力計			1																							1						1		1										1		5
	エアテント	0		1				1			1							1					1		1		2																				8
	ﾏｯﾄ型エアージャッキ	0		1																					1		3						1		1					1					3		11
	ストライカー		1	1	2				1													1					1				2			1							1						11
	赤外線スコープ	1																																													1
	パワーカッター								1																																				1			2
	救助用三脚																										1						1													1		3
	ウォーターチャージャー	0						1																																				1			2
	高揚水ターボポンプ																																1						1								2

2-08　和歌山県下広域応援基本計画　別紙５（災害報告１～３）

別紙５

災　害　報　告　1（概要表）		
	項　　目	内　　容
1	発　生　場　所	市　　町 郡　　村
2	災害発生日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分　頃
3	災　害　概　要	
4	被　害　概　要	人的被害　死　者　　行方不明　　負傷者 ＿＿＿名　＿＿＿名　＿＿＿名
		物的被害
5	出動車両等 及　び　人　員	計　　台（機）
		計　　名
6	作　業　台　数 及　び　人　員	計　　台（機） 計　　名
7	活　動　概　要	

災　害　報　告　2（応援活動概要表）		
	項　　目	内　　容
1	発　生　場　所	市　　町 郡　　村
2	災害発生日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分　頃
3	応援要請日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分
4	応援側消防機関	
5	応援開始日時 終　了　日　時	出動　令和　年　月　日　時　分 集結場所到着　時　分 引揚　令和　年　月　日　時　分 帰署(所)　時　分
6	応　援　車　両　等 (日別、種別、数量)	(作業台数) 計　　台(機)
7	応　援　人　員 (日別、部隊別)	(作業人員) 計　　名
8	応　援　資　機　材 (種別、数量)	計　　台(機) 計　　名
9	応援活動概要	
10	特　記　事　項	

災　害　報　告　3（応援活動概要表）		
	項　　目	内　　容
1	応援開始日時 終了日時	出動　令和　年　月　日　時　分 集結場所到着　時　分 引揚　令和　年　月　日　時　分 帰署(所)　時　分
2	応援車両等 (日別、種別、数量)	(作業台数) 計　台(機)
3	応援人員 (日別、部隊別)	(作業人員) 計　名
4	応援資機材 (種別、数量)	計　台(機) 計　名
5	応援活動概要	
6	特記事項	
7	消防機関名 および指揮者名	

2-09　自衛隊部隊等の派遣要請要求書

番　　号
年　月　日

和歌山県知事　　殿

太地町長＿＿＿＿＿＿＿＿

部隊等の派遣要請要求書

災害対策基本法第６８条の２の規定により、部隊等の災害派遣要請を要求します。

記

１　災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容

４　その他

2-10　自衛隊部隊等の撤収要請要求書

番　　号
年　月　日

和歌山県知事　　殿

太地町長＿＿＿＿＿＿＿＿

部隊等の撤収要請

年　　月　　日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり要請いたします。

記

１　撤収日付

２　撤収を要請する理由

2-11　林野火災用空中消火資機材借受申請書

番　　号
年　月　日

和歌山県知事　　殿

太地町長＿＿＿＿＿＿＿＿

林野火災用空中消火資機材借受申請書

和歌山県林野火災用空中消火資機材運用要綱第５条の規定により下記のとおり資機材を借り受けたいので申請します。

記

１　資機材借受けの目的

２　借り受け希望資機材の種類および数量

３　借受け希望期間

４　引渡し希望日時および場所

2-12　林野火災用空中消火資機材使用報告書

番　　号
年　月　日

和歌山県知事　　殿

太地町長＿＿＿＿＿＿＿＿

林野火災用空中消火資機材使用報告書

　　年　　月　　日付け　　消第　　号により貸付け決定を受けた資機材の使用状況等について和歌山県林野火災用空中消火資機材運用要綱第11条の規定により下記のとおりですので報告いたします。

記

１　資機材の使用状況

２　その他
（１）火災発生日時
（２）火災発生場所
（３）鎮火日時
（４）出火原因
（５）被害状況
（６）消火活動状況
（７）その他参考事項

2-13　和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第 1 条　この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合(以下「市町村等」という。)が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第 2 条　本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第 3 条　この協定において「災害」とは、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第 4 条　この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等(以下「発災市町村等」という。)の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

(1)　災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2)　発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合

(3)　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第 5 条　応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3)　災害発生現場の気象状態

(4)　災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

(5)　場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6)　応援に要する資機材の品目及び数量

(7)　その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第 6 条　知事は、第 4 条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊(以下「防災航空隊」という。)を派遣するものとする。

2　第 4 条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 7 条　前条第 1 項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長(消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長)が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができ

るものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 8 条　第 4 条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第 4 条の規定に基づく応接要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 9 条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第 8 条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

(その他)

第 10 条　この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第 11 条　この協定は、平成 8 年 3 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 59 通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ 1 通を所持する。

平成 8 年 2 月 22 日

和歌山県知事	西口　　勇
和歌山市長	尾崎　　吉弘
海南市長	石田　　真敏
橋本市長	北村　　翼
有田市長	中本　　重夫
御坊市長	柏木　　征夫
田辺市長	脇中　　孝
新宮市長	岸　　順三
下津町長	橋爪　　麒児
野上町長	黒西　　健司
美里町長	小馬場　俊彦
打田町長	根来　　公士
粉阿町長	岡　　正之
那賀町長	東　　健児
桃山町長	山下　　忠男
貴志川町長	中村　　慎司
桃山町長	中村　　隆行
かつらぎ町長	南　　衛
高野口町長	松本　　一郎
九度山町長	奥野　恒太郎
高野町長	西田　　正弘

花園村長	部矢　敏三
湯浅町長	妻木　尚武
広川町長	石原　久男
吉備町長	平松　貞昭
金屋町長	熊ノ郷　健
清水町長	川原　淳造
美浜町長	成瀬　峯次
日高町長	志賀　政憲
由良町長	中井　勤
川辺町長	柏木　勉
中津村長	笹　朝一
美山村長	池本　攻
龍神村長	古久保　治一
南部川村長	山田　五良
南部町長	山崎　繁雄
印南町長	大谷　泰治
白浜町長	真鍋　清兵衛
中辺路町長	廣畑　一夫
大塔村長	松本　善美
上富田町長	山根　好一
日置川町長	三倉　重夫
すさみ町長	桂　攻
串本町長	岸谷　昇
那智勝浦町長	湯浅　昌治
太地町長	濱中　節夫
古座町長	城　盛治
古座川町長	田中　誠治
熊野川町長	宮本　留雄
本宮町長	中山　喜弘
北山村長	三谷　雄明
野上美里消防組合管理者	黒西　健司
那賀郡消防組合管理者	中村　隆行
伊部消防組合管理者	南　衛
有田消防組合管理者	平松　貞昭
湯浅広川消肪組合管理者	妻木　尚武
日高広域消防事務組合管理者	志賀　政憲
大辺路消肪組合管理者	桂　攻
古座川消防組合管理者	田中　誠也

3-01　様式１　災害概況即報

第４号様式(その１)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名

(第　　報)

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	***和　歌　山　県***
市町村 (消防本部)	
報告者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所		発生日時	月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死　者　人	不　明　人	住　家	全 壊　棟	一部破損　棟
		負傷者　人	計　人		半 壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の 設　置　状　況		(都道府県)		(市町村)	

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

3-02　様式２　被害状況即報

第４号様式(その２)

(被害状況即報)

市町村名				区分				被害
災害名 ・ 報告番号	災害名 第　報 (　月　日　時現在)			その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
報告者名						冠水	ha	
					文教施設		箇所	
区分			被害		病院		箇所	
人的被害	死者	人			道路		箇所	
	行方不明	人			橋りょう		箇所	
	負傷者 重傷	人			河川		箇所	
	負傷者 軽傷	人			港湾		箇所	
住家被害	全壊	棟			砂防		箇所	
		世帯			清掃施設		箇所	
		人			崖崩れ		箇所	
	半壊	棟			鉄道不通		箇所	
		世帯			被害船舶		隻	
		人			水道		戸	
	一部破損	棟			電話		回線	
		世帯			電気		戸	
		人			ガス		戸	
	床上浸水	棟			ブロック塀等		箇所	
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟		り災世帯数			世帯	
		世帯		り災者数			人	
		人		火災発生	建物		件	
非住家	公共建物	棟			危険物		件	
	その他	棟			その他		件	

区分			被害	災等の設置状況		
公立文教施設		千円		災害対策本部	都道府県	
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円			市町村	
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		千円				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
					計 団体	
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考
災害発生場所
災害発生年月日
災害の種類状況
応急対策の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・自主避難の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所）
・ボランティアの活動状況（受入の有無及び派遣の有無等）
・その他関連事項

※被害額は省略することができるものとする。

3-03　災害即報記入要領

4 号様式 （その 1）　（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が不十分に把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1)　災害の概況

ア　発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ　災害種別概況

(ｱ)　風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(ｲ)　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ｳ)　雪害については、降雪の状況及び雪崩、溢水等の概況

(ｴ)　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(ｵ)　その他これらに類する災害の概況

(2)　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3)　応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故災害対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難情報の発令状況
・自主避難の状況
・避難場所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所)
・ボランティアの活動状況(受入の有無及び派遣の有無)

第４号　様式(その 2)　（被害状況即報）

(1)　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する.

(2)　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の目時について記入すること。

(3)　災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用目時を記入する。

(4)　備考欄

備考欄には、次の事項を記入する。

ア　災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ　災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ　災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ　応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難情報の発令状況
・自主避難の状況
・避難場所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所)
・ボランティアの活動状況(受入の有無及び派遣の有無)

オ　その他

その他関連事項

3-04　様式３　被害状況報告

様式２

被害状況報告

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	

区分					被害
人的被害	死者		1	人	
	行方不明		2	人	
	負傷者	重傷	3	人	
		軽傷	4	人	
住家被害	全壊		5	棟	
			6	世帯	
			7	人	
	半壊		8	棟	
			9	世帯	
			10	人	
	一部破損		11	棟	
			12	世帯	
			13	人	
	床上浸水		14	棟	
			15	世帯	
			16	人	
	床下浸水		17	棟	
			18	世帯	
			19	人	
り災者	世帯		20	世帯	
	人員		21	人	
非住家	公共建物	県 全壊	22	棟	
		県 半壊	23	棟	
		市町村 全壊	24	棟	
		市町村 半壊	25	棟	
		(計)	26	棟	
	その他	全壊	27	棟	
		半壊	28	棟	
		(計)	29	棟	

区分					被害
文教施設	全壊		30	箇所	
	半壊		31	箇所	
	その他		32	箇所	
	(計)		33	箇所	
農地被害	田	流失・埋没	34	ha	
		冠水	35	ha	
	畑	流失・埋没	36	ha	
		冠水	37	ha	
	畦畔		38	箇所	
一般休地			39	箇所	
農林水産施設	農業用施設		40	箇所	
	林業用施設		41	箇所	
	共同利用施設(農林)		42	箇所	
	共同利用施設(水産)		43	箇所	
土木施設	道路		44	箇所	
	橋りょう		45	箇所	
	河川		46	箇所	
	海岸		47	箇所	
	港湾		48	箇所	
	砂防		49	箇所	
	漁港		50	箇所	
衛生関係施設	病院		51	箇所	
	水道		52	箇所	
	清掃施設		53	箇所	
商工関係			54	箇所	
崖崩れ			55	箇所	
交通通信被害	鉄道不通		56	箇所	
	船舶被害		57	隻	
	通信被害		58	回線	
その他	停電被害		59	軒数	
	ガス被害		60	軒数	
文教施設			61	千円	

区分					被害
農林水産業施設	農地		62	千円	
	農業施設		63	千円	
	林業用施設		64	千円	
	共同利用施設(農林)		65	千円	
	共同利用施設(水産)		66	千円	
	(計)		67	千円	
土木施設	道路		68	千円	
	橋りょう		69	千円	
	河川		70	千円	
	海岸		71	千円	
	港湾		72	千円	
	砂防		73	千円	
	漁港		74	千円	
	(計)		75	千円	
その他公共施設	病院		76	千円	
	水道		77	千円	
	清掃施設		78	千円	
	県	一般	79	千円	
		公営企業	80	千円	
		公社	81	千円	
	市町村		82	千円	
	(計)		83	千円	
小計			84	千円	
公共施設被害市町村数			85	千円	
その他	農産被害		86	千円	
	林産被害		87	千円	
	畜産被害		88	千円	
	水産被害		89	千円	
	商工被害		90	千円	
	その他		91	千円	
被害総額			92	千円	

対応措置等			
市の防災体制		発令	解除
情報収集体制			
配備体制	第１号		
	第２号		
	第３号		
市の水防態勢		発令	解除
水防配備態勢	第１号		
	第２号		
	第３号		
市災害対策本部		設置	
		解散	
災害対策本部設置市町村名			
	計　団体		
災害救助法適用市町村			
	計　団体		
避難命令勧告発令状況			
	計　団体		
消防職員出動延人員		人	
消防団員出動延人員		人	

報告書			庁内電話	

3-05　　附表１（民生関係）

災害の種別		報告日時	月　日 時　分現在
発生年月日	年　月　日		
発生場所			

報告者	課名等	氏　名

項目			区分番号	被害数
人的被害	死者		1	
	行方不明		2	
	負傷者	重傷	3	
		軽傷	4	
		(計)	—	
住家被害	全壊	棟	5	
		世帯	6	
		人	7	
	半壊	棟	8	
		世帯	9	
		人	10	
	一部損壊	棟	11	
		世帯	12	
		人	13	
	床上浸水	棟	14	
		世帯	15	
		人	16	
	床下浸水	棟	17	
		世帯	18	
		人	19	
罹災者	世帯		20	
	人		21	
非住家被害	全壊		27	
	半壊		28	
	(計)		29	
救助法適用状況			—	

3-06　　附表２（教育関係）

災害の種別		報告日時	月　日
発生年月日	年　月　日		
発生場所			時　分現在

報告者	課名等	氏　名

項目			区分番号	被害数
高校	箇所	全壊	—	
		半壊	—	
		その他	—	
		(計)	—	
	被害額（千円）		—	
中学校	箇所	全壊	—	
		半壊	—	
		その他	—	
		(計)	—	
	被害額（千円）		—	
小学校	箇所	全壊	—	
		半壊	—	
		その他	—	
		(計)	—	
	被害額（千円）		—	
盲学校・ろう学校・幼稚園・看護学校	箇所	全壊	—	
		半壊	—	
		その他	—	
		(計)	—	
	被害額（千円）		—	
計	箇所	全壊	30	
		半壊	31	
		その他	32	
		(計)	33	
	被害額（千円）		61	

3-07　　附表３（農林水産施設関係）

災害の種別		報告日時	月　　日
発生年月日	年　　月　　日		
発生場所			時　　分現在

報告者	課名等	氏　名

項目				区分番号	被害数
農地	田	流水	ｈａ	34	
		埋没	被害額（千円）	—	
		冠水	ｈａ	35	
	畑	流水	ｈａ	36	
		埋没	被害額（千円）	—	
		冠水	ｈａ	37	
	畦畔		箇所	38	
			被害額（千円）	—	
	農地被害額計（千円）			62	
一般休地			箇所	39	
			被害額（千円）	—	
農業用施設			箇所	40	
			被害額（千円）	63	
林業用施設			箇所	41	
			被害額（千円）	64	
共同利用施設（農林）			箇所	42	
			被害額（千円）	65	
共同利用施設（水産）			箇所	43	
			被害額（千円）	66	
計			箇所	—	
			被害額（千円）	67	

3-08　　附表４（その他【農産・林産・畜産・水産・商工・その他】関係）

災害の種別		報告日時	月　日
発生年月日	年　月　日		
発生場所			時　分現在

報告者	課名等	氏　名

項目			区分番号	被害数
農産被害	農産物	被害額（千円）	—	
	施設	被害額（千円）	—	
	被害額小計（千円）		86	
林産被害	林産物	被害額（千円）	—	
	施設	被害額（千円）	—	
	被害額小計（千円）		87	
畜産被害	畜産物	被害額（千円）	—	
	施設	被害額（千円）	—	
	被害額小計（千円）		88	
水産被害	水産物	被害額（千円）	—	
	施設	被害額（千円）	—	
	被害額小計（千円）		89	
商工関係被害		箇所	—	
		被害額（千円）	90	
その他		被害額（千円）	91	
計		被害額（千円）	—	

3-09　　附表５（土木施設関係）

災害の種別		報告日時	月　　日
発生年月日	年　　月　　日		
発生場所			時　　分現在

報告者	課名等	氏　名

項目		区分番号	被害数
道路	箇所	44	
	被害額（千円）	68	
橋梁	箇所	45	
	被害額（千円）	69	
河川	箇所	46	
	被害額（千円）	70	
海岸	箇所	47	
	被害額（千円）	71	
港湾	箇所	48	
	被害額（千円）	72	
砂防	箇所	49	
	被害額（千円）	73	
漁港	箇所	50	
	被害額（千円）	74	
計	箇所	—	
	被害額（千円）	75	

3-10　附表６（衛生施設関係）

災害の種別		報告日時	月　日 時　分現在
発生年月日	年　月　日		
発生場所			

報告者	課名等	氏名

項目			区分番号	被害数
公立病院	箇所	全壊	—	
		半壊	—	
		その他	—	
		(計)	—	
	被害額（千円）		—	
私立病院	箇所	全壊	—	
		半壊	—	
		その他	—	
		(計)	—	
	被害額（千円）		—	
病院計	箇所	全壊	—	
		半壊	—	
		その他	—	
		(計)	51	
	被害額（千円）		76	
水道	箇所	全壊	—	
		半壊	—	
		その他	—	
		(計)	52	
	被害額（千円）		57	
清掃施設	箇所	全壊	—	
		半壊	—	
		その他	—	
		(計)	53	
	被害額（千円）		78	

3-11　附表７（交通・通信・電気・ガス関係）

災害の種別		報告日時	月　日
発生年月日	年　月　日		
発生場所			時　分現在

報告者	課名等	氏　名

項目			区分番号	被害数
交通被害	崖崩れ（箇所）		55	
	鉄道不通（箇所）		56	
	船舶被害	沈没（隻）	—	
		座礁（隻）	—	
		小計	57	
通信被害（回線）			58	
停電被害（軒数）			59	
ガス被害（軒数）			60	

3-12　　附表８（公共施設【市町村】関係［集計用］）

災害の種別		報告日時	月　　日
発生年月日	年　　月　　日		
発生場所			時　　分現在

報告者	課名等	氏　名

項目			区分番号	被害数
被害区分	建物	全壊（棟）	24	
		半壊（棟）	25	
		全壊・半壊計（棟）	26	
		その他	—	
	施設		—	
被害額（千円）			82	
備考			—	

3-13　附表９（公共施設【市町村】関係［各担当課用］）

災害の種別		報告日時	月　日
発生年月日	年　月　日		
発生場所			時　分現在

報告者	課名等	氏　名

施設名	建物（棟）			施設（箇所）	被害額（千円）	備考
	全壊	半壊	その他			
合計						
区分番号	24	25			82	

（注）対象は下記以外の市施設

文教施設　→　公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの

農林水産業施設　→　農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となるもの

土木施設　→　公立土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

3-14　附表 10（対応措置【町の体制・避難情報】関係）

災害の種別		報告日時	月　日 時　分現在
発生年月日	年　月　日		
発生場所			

報告書	課名等	氏　名

●町の防災体制（態勢）

体制（態勢）の種別			発令日時	解除日時	配備人員
町の防災体制	情報収集体制		月　日 時　分	月　日 時　分	人
	配備体制	第 1 号	月　日 時　分	月　日 時　分	人
		第 2 号	月　日 時　分	月　日 時　分	人
		第 3 号	月　日 時　分	月　日 時　分	人
町の水防態勢	水防配備態勢	第 1 号	月　日 時　分	月　日 時　分	人
		第 2 号	月　日 時　分	月　日 時　分	人
		第 3 号	月　日 時　分	月　日 時　分	人

●災害対策本部の設置状況

	設置の有無	設置日時	解散日時
災害対策本部	有・無	月　日 時　分	月　日 時　分

●避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況

種別	地区数	世帯数	人数	地区名
避難準備情報	地区	世帯	人	
避難勧告	地区	世帯	人	
避難指示	地区	世帯	人	

●消防機関の活動状況

	消防職員	消防団員
出動人員数	人	人

3-15　明細表１（民生関係【人的被害関係】）

被害状況報告

概況　月　日　時　分現在
中間　月　日　時　分現在
確定　月　日　時　分現在

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（　死者　・　行方不明者　）

番号	氏　名	性別	年齢	職　業	住　所	原　因
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
計	名					

災害名：	発生日時：

（　　死者　・　行方不明者　・　重傷者　・　軽傷者　　）

地区名	地区　　No.

番号	氏　　名	性別	年齢	職　業	住　　所	原　因
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
計	名					

3-16　明細表２（民生関係【浸水被害関係】）

被害状況報告

概況　　月　　日　　時　　分現在
中間　　月　　日　　時　　分現在
確定　　月　　日　　時　　分

災害名

区分		新宮市
床上浸水	棟数	
	世帯数	
	人数	
	主たる被災地（字名）	
	原因	
床下浸水	棟数	
	世帯数	
	人数	
	主たる被災地（字名）	
	原因	
備考		

災害名：	発生日時：

（　全壊　・　半壊　・　一部損壊　・　床上浸水　・　床下浸水　）

地区名	地区　　No.

番号	世帯主氏名	性別	年齢	職　業	住　　所	棟	世帯数	人数
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
					計			

3-17　　明細表 3（教育関係）

被　害　状　況　報　告

概況　　月　　日　　時　　分現在
中間　　月　　日　　時　　分現在
確定　　月　　日　　時　　分

災害名

区　分			事　項
学校	全壊	校　数	
		学校名	
	半壊	校　数	
		学校名	
文化財建造物	全壊	棟　数	
		名　称	
	半壊	棟　数	
		名　称	
臨時休校した学校	小学校	校　数	
		学校名	
	中学校	校　数	
		学校名	
	高等学校	校　数	
		学校名	

3-18　明細表 4（公共施設関係）

被害状況報告

概況　　月　　日　　時　　分現在
中間　　月　　日　　時　　分現在
確定　　月　　日　　時　　分

災害名

区分		棟数・名称・被害金額等
国県関係施設	全壊	
	半壊	
	その他	
役場庁舎	全壊	
	半壊	
	その他	
公立病院	全壊	
	半壊	
	その他	
し尿処理施設	全壊	
	半壊	
	その他	
ごみ処理施設	全壊	
	半壊	
	その他	
その他		

（注）棟数・名称・被害額を報告すること。

3-19　明細表５（道路・河川関係）

被　害　状　況　報　告

概況　　月　　日　　時　　分現在
中間　　月　　日　　時　　分現在
確定　　月　　日　　時　　分

災害名

河川路線名	位置 市町	種類	延長幅員	復旧金額	内応急額	堤防高	今回水位	適用

3-20　明細表６（急傾斜地・山地関係）

概況　月　日　時　分現在
中間　月　日　時　分現在
確定　月　日　時　分

被害状況報告

災害名

区分	地区名	延長	面積	住家の被害	備考
土砂崩れ・地すべり等〈住家に影響のあるもの〉の状況		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	
		m	㎡	戸	

同上による人的被害及び措置の状況

3-21　明細表７（農作部物関係）

被害状況報告

概況　　月　　日　　時　　分現在
中間　　月　　日　　時　　分現在
確定　　月　　日　　時　　分

災害名

区分		被害面積(ha)	減収量(ｔ)	金額(千円)	備考
水稲	冠水				
	倒伏				
	埋没・流失				
果物	みかん				
	柿				
	桃				
	梅				
	その他				
そさい	その他				
その他					

3-22　別表　報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち１月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち１月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 （全壊・流失）	５～７	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 （半壊）	8～10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文教施設	文教施設	30～33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。

被害の種類		報告番号	基準
一般林地		39	41 林業用施設、44～50 の土木施設に含まれるもの、87 林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破砕、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交通通信	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43 に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50 に該当するものの被害額をいう。
その他の公共施設	病院	76	51 に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52 に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53 に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営企業、公社） 市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
その他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54 に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90 の各項に該当しないものをいう。

3-23　様式４　災害救助法関係様式

3-24　　災害救助法様式０　救助実施記録日計票

救　助　実　施　記　録　日　計　票

救助の種類				
	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

市町村名：　　太　地　町

責任者　　氏名：　　印

地区責任者　氏名：　　印

No.____　（　　年　　月　　日　　時　　分）

員　数　（世　帯）	
品目（数量・金額）	
受　　入　　先	
払　　出　　先	
場　　所	
方　　法	
記　　事	

3-25　救助実施記録日計票記入要領

(1)　各救助の種類ごとに一葉作成する。

(2)　記録票欄外のナンバー欄には記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要が生じた揚合、例えば No.10 の次に No.5 の分を訂正する場合には No.11(No.5 訂正)のように記載のうえ前回分 No.5 の記録票には朱で×印を附し(No.11 に訂正済)とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附しナンバー順に綴ってよい

(3)　記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を〇で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。

(4)　機械器具等を無償で借り上げた場合についても記録票を作成する。

(5)　被服寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

救　助　の　種　目　別　物　資　受　払　状　況

市町村名：　太 地 町

救助の種目別	年　月　日	品　名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備　考

（注）　1　「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。　　2　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
3　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県より受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
4　救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

避 難 所 設 置 及 び 収 容 状 況

市町村名：太 地 町

避難所の名称	種 別	開　設　期　間	実人員	延人員	物 品 使 用 状 況		実支出額	備　考
					品 名	数 量		
		月　日 ～ 月　日	人	人				
計								

（注）1　「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記載すること。
2　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名別、使用数量を記入すること。
3　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記載すること。

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

市町村名：　太 地 町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所　在　地	構造区分	面　積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備　　考
		人					月　日	月　日	月　日	円	
計	世帯										

（注）1　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
2　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
3　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
5　「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
6　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

炊　出　し　給　与　状　況

市町村名：太 地 町

炊出し場の名称	月　日			月　日			月　日			月　日			合計	実支出額 円	備　考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

（注）１　「備考」欄は、給食内容を記入すること。

飲　料　水　の　供　給　簿

市町村名：　太 地 町

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円	月　日	円		円	円	
計											

（注　1　給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
　　2　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修理箇所を記入すること。

物　資　の　給　与　状　況

市町村名：太地町

住宅被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名									実支出額	備考
			人	月　日										円	
計	全壊	世帯													
	半壊	世帯													

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　氏名　　㊞

（注）1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

3-32　災害救助法様式 12　救護班活動状況

救　護　班　活　動　状　況

救護班

班長：医師　氏名　　㊞

月　日	市（区）町村名	患者数	措置の概要	死　体 検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
計						

（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

市町村名：太 地 町

診療機関名	患者氏名	診 療 期 間	病　　名	診療区分		診療報酬点数		金　額	備　考
				入院	通院	入院	通院		
		月　日				点	点	円	
計　　機関	人								

（注）「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

3-34　災害救助法様式 14　助産台帳

助　産　台　帳

市町村名：　太 地 町

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金　額	備　考
			月　日～ 月　日	円	
計					

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

市町村名：　太 地 町

年 月 日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備 考
		名 称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者（管理者）氏名	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
月 日	人				円	月 日	円		円	円	
計											

（注）1　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
2　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

3-36　災害救助法様式 16　住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名：　太 地 町

世 帯 主 氏 名	修 理 箇 所 概 要	完 了 月 日	実 支 出 額	摘　要
		月　日	円	
計　世帯				

生　業　資　金　貸　付　台　帳

市町村名：　太 地 町

貸与を受けた者		保　証　人			事業計画概要	貸　与　期　間	貸与金額	備　考
住　所	氏　名	住　所	氏　名	職業				
							円	
	計　世帯							

（注）1　「貸与期間」欄は、「　年　月　日まで　年　月間」を記入すること。
　　2　「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

学 用 品 の 給 与 状 況

市町村名：　太 地 町

学校名		学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳 教科書									その他学用品					実支出額	備考
					月　日															円	
計	小学校		人																	円	
	中学校		人																	円	

（注）1.「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2.「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

学用品を上記のとおり給与したこと相違なし

令和　　年　　月　　日

給与責任者（学校長）　氏名　　㊞

埋　葬　台　帳

市町村名：　太 地 町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年令	死亡者との関係	氏名	棺（附属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

（注）1　埋葬を行った者が市（区）町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2　市（区）町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

3-40　　災害救助法様式 20　遺体処理台帳

死　体　処　理　台　帳

市町村名　　太　地　町

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理				死体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額					
							円		円	円	円	
計		人										

3-41　災害救助法様式 21　障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名：　太 地 町

住家被害程度区分		区　分	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備　考
			月日～月日	円		
計	半壊（焼）	世帯				
	床上浸水	世帯				

輸　送　記　録　簿

市町村名：　太 地 町

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車輌等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

（注）1　「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2　都道府県又は市町村の車輌等による場合は「備考」欄に車輌番号を記入すること。
3　借上車輌等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
4　借上等の「金額」欄には、運送費又は車輌等の借上費を記入すること。
5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

3-43　様式５　避難所収容台帳名簿

避　難　所　収　容　台　帳　名　簿

避難所の名称：

地区名：

責任者認印	月 ／ 日	収容人員	物品使用状況		記　事	備　考
			品　名	数量		

（注）１「収容人員」欄には、当日の最高人員数を記入し、収容人員数増減経過は「記事」欄に記入する。
　　２　物品の使用状況は、開所期間中に使用した物品目別使用数量を記入する。
　　３　他市町村の住民を収容したとき、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入する。

3-44　様式６　避難所用物品費受払簿

避　難　所　用　物　品　費　受　払　簿

避難所の名称：

地区名：

品　名		単位・呼称	

年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考

（注）１　「摘要」欄には、購入先又は受入先及び払出先を記入すること。
　　２　「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。
　　３　最終行欄には、受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

3-45　様式７　医療班活動状況

医　療　班　活　動　状　況

市町村名：　太　地　町

期　　間	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長氏名	備　　考
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					
月　　日から 日間 月　　日まで					

（注）1　「診療患者数」欄は、延人員を記入すること。
　　2　「班の編成」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。

3-46　様式８　医療品、衛生材料使用簿

医　薬　品　、　衛　生　材　料　使　用　簿

太地町災害対策本部　救助班

班長医師名　　印

医薬品衛生材料名	単位呼称	単価	摘　　要	受	払	残	備　考

（注）１　本簿は、医療業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。
　　２　「摘要」欄に受入先を記入すること。
　　３　「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

3-47　様式９　炊出し受給者名簿

炊　出　し　受　給　者　名　簿

太　地　町　　地　　区

実施責任者氏名：

世帯主氏名	家族数	月　　日			7日間小計			8日目以降小計			合　計	実支出額	備　考
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計													

※「備考」欄には、給食内容を記入するこ

3-48　様式 10　食料品現品記録簿

食　料　品　現　品　記　録　簿

市町村名：　　太　地　町

給与年月日	給与人員	食数	給与物品内訳			受領書				避難先住所氏名
			米	乾パン	乾燥米穀	住　　所	世帯主	家族数	受領印	

3-49　様式 11　炊出しその他による食品給与物品受払簿

炊出しその他による食品給与物品受払簿

市町村名：　　太　地　町

品　　名				単位・呼称			
年　月　日	摘　　要	受	払	残	購入単価	購入金額	備　　考
計							

※「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
　最終行欄には、受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

3-50　様式 12　炊出し用物品借用簿

炊　出　し　用　物　品　借　用　簿

太地町　　地　区

実施責任者氏名：

品　　名	数　　量	期　　間	金　　額	所有者氏名	使用避難所名	備　考

※「期間」欄には、（　　月　　日から　　月　　日まで　　日間）と記入する。

3-51　様式 13　給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿

給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿

市町村名：　太　地　町

年月日	品目	受			払			残		
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
計										

3-52　様式 14　物資受払簿

物　資　受　払　簿

市町村名：　太　地　町

住家被害 区　　分		給与基準となった 世帯構成員数		災害発生時世帯構成 人員数　　人　（内死亡者数　　人）			
給与年月日	品　　名	数　量	備　考	給与年月日	品　　名	数　量	備　考

災害救助物資として、上記内訳のとおり受領しました。

年　　月　　日

住　　所

世帯主氏名

3-53　様式 15　捜索用機械器具燃料受払簿

捜　索　用　機　械　器　具　燃　料　受　払　簿

市町村名：　　太　地　町

品名		単位・呼称	

年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考

（注）1　「摘要」欄には、購入先又は受入先及び払出先を記入すること。
　　2　「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。
　　3　最終行欄には、受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

3-54　様式 16　遺体捜索状況記録簿

遺　体　捜　索　状　況　記　録　簿

市　町　村　名　：　太　地　町

年　月　日	捜索地区	捜索遺体	捜　索　用　機　械　器　具			金額（円）	備　考
			名　称	数量	所有者（管理者）氏名		

3-55　様式 17　被害状況報告書

被　害　状　況　報　告　書

市町村名：　　太　地　町

受信者名		受信日時	年　月　日　時　分
送信者名		所　属	
報告番号	第　　号	報告機関名	
発生年月日	年　月　日	災害の原因	

区　分		被害の概要・発生患者数等		
地　区　名				
全　戸　数				
全　壊				
半　壊				
流　失				
床　上　浸　水				
床　下　浸　水				
計				
被　害　率				
そ族昆虫駆除地域特定の要否				
代執行の必要の有無				
災害救助法適用の有無				
発生患者数	患　者			
	疑　似			
	保菌者			
	計			
死　者　数				
災害防除所要経費の概算額				
伝染病院隔離病舎の被害の概要				
その他参考となる事項				

防疫活動状況報告書

市町村名：　太地町

月／日	区分	1 赤痢患者発生数	2 前年度同期赤痢患者発生数	3 従事者数保険所職員の防疫活動	4 従事者数本部の職員の防疫活動	5 清掃方法を行った戸数	6 消毒方法を行った戸数	7 戸数そ族昆虫駆除を行った	8 水の供給を受けた人員伝染病予防法による飲料	9 の供給を受けた人員災害救助法による飲料水	10 検病調査人員	11 細菌検査実施件数	12 集団避難所数	13 集団避難所の収容人員	14 備考
月 日	当日														
	累計														
月 日	当日														
	累計														
月 日	当日														
	累計														
月 日	当日														
	累計														
月 日	当日														
	累計														
月 日	当日														
	累計														
月 日	当日														
	累計														
週間累計															

（注）1　「前年度同期赤痢患者発生数」とは「赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者を言う。

2　5・6・7いずれも伝染病予防法の規定により又は県が実施したものをいう。

3　「備考」欄には、り災地域における赤痢以外の法定伝染病者数、臨時隔離病舎設置数、同収容数及び代執行による実施戸数、その他防疫活動の必要な事項を報告する。

4　本報告第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

3-57　様式 19　災害防疫経費所要額調

災　害　防　疫　経　費　所　要　額　調

市町村名：　　太　地　町

事　　項	区　　分	所　要　経　費			備　考
		員　数	単　価	金　額	
町において施行する消毒方法に要する諸費	消毒方法に要する経費				別紙　イ
	小　　計				
予防給治のため雇入れた医師その他の人員及び予防上必要な器具、薬品、その他の物件に関する諸費	人員雇上費				
	医師又は薬剤師				
	看護士				
	その他の職員				
	器具類				
	薬品費				
	その他の物件費				
	小　　計				
交通遮断隔離に関する諸費及び交通遮断隔離のため又は一時営業を失ったための自活不能者の生活費	交通遮断及び隔離に要する経費				
	生活補給費				
	小　　計				
町内において発見した感染症患者における生活困窮者及び死者に関する経費	感染症患者				
	生活補給費				
	死体消毒費				
	埋火葬費				
	小　　計				
町内において施行するそ族昆虫などの駆除及びその施設に関する経費					別紙　ロ
法第17条の2による飲料水の供給に関する経費					
計					

1　「被害の全貌判明時」に作成する分については、所要経費は被害状況等を十分検討のうえ、見込み額をもって計上することができる。また、各事項の区分毎に添付すべき内訳書についてもこれを省略して差し支えない。

2　災害の経費にあてるため、特別に予算措置をしたときは、その予算の写しを添付すること。

3-58　様式 20　災害防疫業務完了報告書

災害防疫業務完了報告書

１．災害発生年月日

２．災害の種類

３．被害の状況

４．県、町のとった措置の概要

(1)　災害対策本部の活動(防疫実施の方針及び主要作業日程を含む)

(2)　災害救助活動

ア　医療救護

イ　給水作業(災害救助としての給水の他、防疫としての給水作業も一括すること)

(3)災害防疫活動

ア　予防宣伝

イ　調査指導

ウ　検病調査

エ　患者処理

オ　飲料水の確保及び井戸の消毒

カ　家屋の消毒及び消毒薬の使用方法

キ　そ族昆虫駆除の実施方法

ク　避難所の防疫指導

ケ　し尿処理の指導

コ　泥土、堆積物の処理及び清潔方法

サ　その他特記すべき事項

５．伝染病の発生状況

６．予防接種

７．伝染病隔離病者の被害状況

８．予算の概要

3-59　様式 21　火災即報様式

第 1 号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※爆発を除く

火災種別	1. 建物　2. 林野　3. 車両　4. 船舶　5. 航空機　6. その他			
出火場所				
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分	
火元の 業態・用途		事業者名 （代表者氏名）		
出火箇所		出火原因		
死傷者	死者（性別・年齢）　人 重症　人 負傷者　中等症　人 軽症　人	死者の生じた 理由		
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟／計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　m^2 建物焼損表面積　m^2 林野焼損面積　a	
罹災世帯数		気象状況		
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人			
救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

3-60　火災即報記入要領

(災即報記入要領)

(1)　火災種別

火災種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3)　救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無傷病者の搬送状況等について記入すること。(消防機関等による応援活動の状況も含む。)

(4)　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対し、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置状況及び解散の日時を記入すること。

(5)その他参考事項

次の火災の場合には「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

①死者 3 人以上生じた火災

ア　死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア）建物等の用途、構造及び環境

イ）建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ　火災の状況

ア）発見及び通報状況

イ）避難の状況

②建物火災で個別基準の 5)又は 6)に該当する火災

ア　発見及び通報状況

イ　延焼拡大の理由

ア）消防事情　イ）都市構造　ウ）気象条件　エ）その他

ウ　焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ　罹災者の避難保護の状況

オ　都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

③林野火災

ア　火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

イ　林野の植生

ウ　自衛隊の派遣要請、出動状況

エ　空中消火の実施状況

④交通機関の火災

ア　車両、船舶、航空機等の概要

イ　焼損状況、焼損程度

3-61　様式 22　水防法に基づく公費負担命令の権限者証明書

第　　号

公用負担命令権限者

身　分

氏　名

上記の者に　　区域における水防法第21条の権限行使を委任したることを証明する。

年　　月　　日

水防管理者

太地町長

3-62　様式 23　水防法に基づく公用負担の通知書

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

太地町長

公用負担通知書

水防法第21条の規定により、次のとおり使用（収用、処分）したので通知します。

使用（収用、処分）した土地、建物の名称、種類	
使用（収用、処分）した土地、建物の所在地	
使用、収用、処分の別	
使用期間	
使用した物の数量	
その他	

4-01　太地町防災会議条例

太地町防災会議条例

昭和 45 年 6 月 25 日
条例第 8 号
改正 平成 7 年 9 月 25 日 条例第 18 号

（目的）
第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、太地町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第二条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一　太地町地域防災計画を作成し、及びその実施をつかさどること。
二　太地町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
三　前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第三条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は、町長をもって充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
一　和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
二　和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
三　町長がその事務部局の職員のうちから指名する者
四　教育長
五　消防団長
六　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
6　前項第一号から第三号まで及び第六号の委員の定数は、それぞれ三人、一人、六人及び三人とする。
7　第五項第六号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第四条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（雑則）

第五条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成7年9月25日　条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

4-02　太地町災害対策本部条例

太地町災害対策本部条例

昭和 45 年 6 月 25 日
条例第 9 号

（目的）
第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、太地町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第二条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第三条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4　部長は、部の事務を掌理する。
（雑則）
第四条　前条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

4-03　災害対策本部規則

太地町災害対策本部規則

昭和 48 年 10 月 25 日
規則第 4 号

（総則）

第一条　この規則は、太地町災害対策本部条例（昭和 45 年太地町条例第 9 号）第四条の規定により、太地町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（災害対策副本部長等）

第二条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、助役をもって充てる。

2　災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、収入役、教育長、太地町職員をもって充てる。

3　本部長は、本部を総括する。

4　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

（本部会議）

第三条　災害に関する応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

（本部の組織）

第四条　本部に次の部を置く。

総務部、救助部、施設部、企画部、教育部、出納部

2　前項の各部に部長を置く。

3　部長に事故あるときは、それぞれあらかじめ定めた上席の職員がその職務を代行する。